

北九州市地域防災計画

災害対策編

目 次

第1章 総 則

第1節	計画の目的	1
第2節	計画の基本的な考え方	2
第3節	計画の性格等	4
第4節	防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱	5
第5節	災害の想定	8

第2章 災害予防計画

第1節	風水害の予防	11
第2節	高潮災害の予防	13
第3節	地すべり（砂防）山くずれ等の災害予防	15
第4節	建築物等の災害予防	17
第5節	災害原因等の科学的調査	18
第6節	地震に強いまちづくりの推進	26
第7節	建築物の安全化	31
第8節	地盤災害の防止	33
第9節	災害通信の整備	34
第10節	資器材等の点検整備	37
第11節	災害危険区域（箇所）調査及び事前指導	38
第12節	火災の防止	39
第13節	津波災害予防	41
第14節	海上災害予防	42
第15節	産業災害予防	44
第16節	都市型災害の予防	45
第17節	原子力災害予防	47
第18節	学校及び災害時要援護者関連施設対策	49
第19節	災害時要援護者対策	51
第20節	防災知識等の普及	53
第21節	地域における自主防災組織の育成	56
第22節	企業防災の推進	57
第23節	防災訓練の実施	58
第24節	避難場所等の整備	60
第25節	こころのケア対策	63

第26節	災害ボランティア活動の環境整備	64
第27節	民間企業等による災害時地域支援	65
第28節	災害被害調査体制の強化	70
第29節	緊急通行車両の事前届出	71

第3章 災害応急対策計画

第1節	防災組織	73
第2節	防災体制	79
第3節	気象情報等の収集・伝達	81
第4節	災害通信	83
第5節	被害状況等の収集・伝達	84
第6節	災害の広報・広聴	86
第7節	水防	88
第8節	火災対策	89
第9節	津波対策	91
第10節	海上災害応急対策	93
第11節	農業関係災害対策	100
第12節	林野火災対策	102
第13節	石油コンビナート地帯災害対策	103
第14節	放射線及び化学災害対策	104
第15節	原子力災害対策	106
第16節	環境汚染に関する有害物質等の災害対策	108
第17節	地下埋設物事故防止対策	109
第18節	大規模事故対策	110
第19節	避難勧告等の実施、警戒区域の設定	111
第20節	避難者の受入れ対応	119
第21節	食糧供給	125
第22節	給水	128
第23節	物資供給	129
第24節	緊急物資流通対策	130
第25節	交通輸送	132
第26節	救出救急業務	138
第27節	医療・助産及び要援護者対策	141
第28節	応急住宅対策	145
第29節	下水道応急対策	146
第30節	市有建築物の応急対策	147
第31節	公共的土木施設応急対策	148
第32節	防疫	151
第33節	清掃	153
第34節	障害物の除去	155

第 35 節	行方不明者の捜索・遺体の収容、引受及び埋火葬	156
第 36 節	警備対策	158
第 37 節	文教対策	159
第 38 節	労務供給	162
第 39 節	物価安定のための監視・要請	163
第 40 節	災害救助法の適用	164
第 41 節	自衛隊災害派遣要請	166
第 42 節	相互応援協力	171
第 43 節	民間団体協力要請	174
第 44 節	電力、ガス施設災害応急対策	175
第 45 節	通信施設災害応急対策	189
第 46 節	災害ボランティアとの連携	190

第 4 章 災害復旧・復興計画

第 1 節	義援金の配分	191
第 2 節	弔慰金、見舞金等の支給	191
第 3 節	被災証明の交付	192
第 4 節	公共施設の災害復旧	193
第 5 節	災害復旧・復興に伴う国の財政援助確保	193
第 6 節	民間施設等の災害復旧・復興の助成及び租税の減免	193
第 7 節	災害共済基金	193
第 8 節	災害復旧・復興体制	194
第 9 節	復旧復興事業からの暴力団排除	194

第 1 章 総 則

第 1 節 計 画 の 目 的

北九州市地域防災計画は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、北九州市防災会議が本市の地域にかかわる災害の対策について、災害の予防、災害応急対策及び災害復旧・復興についての事項を定め、防災活動を総合的、かつ効果的に実施することにより、防災の万全を期するとともに、社会秩序の維持及び公共福祉の確保に資することを目的とする。

第2節 計画の基本的な考え方

第1 想定を超える災害に対する「減災」対策の推進

防災施設の整備や施設の耐震化など、科学的根拠に基づき想定した災害の規模に対処するハード対策については、被害の軽減や、住民への安心感の供与など、一定の効果を発揮してきた。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災で明らかになったように、こうした対策だけでは、想定を超える災害に対して、完全に被害を防ぐことができず、市民の生命、身体及び生活環境、さらには災害後の復旧・復興対策などにも大きな影響をもたらすこととなる。

想定を超える災害により、防ぎきれない事態が起こり得ることを前提に、これに対して無策で臨むのではなく、被害をいかに小さくするかということを主眼に、これまで取り組んできたハード対策とともに、的確な情報伝達や速やかで確実な避難行動、自主防災組織による助け合いなどのソフト対策を重層的に組み合わせた「減災」対策を推進する。

第2 多様な主体が協働を図りながら防災対策に取り組む地域社会の構築

風水害や地震など、自然災害に向かい合っているのは、住民や地域団体、企業、行政などの地域社会全体である。そのため、こうした多様な主体がそれぞれの特徴を活かし、状況に応じて柔軟に連携しながら、総合的な防災対策に取り組んでいく地域社会を構築し、災害から命を守りぬいていくことが重要である。

1 自助意識の醸成

“自らの命は自らが守る”という住民の「自助」意識を育み、日常からの備えや防災訓練への参加、避難場所の確認など、住民の主体的な防災対策を促進する。

2 共助の風土づくり

住民一人ひとりが置かれている状況は様々であり、あらゆる災害に対し、単独で対処することは困難である。そのため、日頃から隣近所の付き合いを大切にした地域づくりを進め、自主防災組織の強化や、高齢者などの支援といった、地域住民が助け合う「共助」による防災対策を促進する。

3 公助の推進

北九州市の各部局をはじめとする防災関係行政機関が協力しながら、地域や企業等との連携の工夫や、災害想定に基づいた効果的な防災施設の整備、避難計画の策定・周知など、実効性のある「公助」の取り組みを推進する。

第3 住民一人ひとりの状況に配慮した防災対策の推進

性別や年齢、国籍、心身の状態などが異なる多様な住民が、安全・安心を感じながら暮らし、活動できるまちづくりを進めるためには、住民一人ひとりの状況に配慮した防災対策に取り組むことが必要である。

そのため、高齢者や障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の中でも、災害時に支援を要する住民については、その取り巻く状況が異なることを認識し、行政と地域が協働しながら、避難計画、避難生活などにおいて、きめ細かな対策を推進する。

また、防災対策の推進にあたっては、安全・安心な避難所生活の確保をはじめ、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した取り組みが必要である。

そのため、防災施策に関する方針決定過程における女性の参画拡大を図るなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する。

第3節 計画の性格等

第1 計画の性格

- 1 この計画は、風水害及び地震等の災害に対処するための基本的な計画を定めるものであり、北九州市地域防災計画の「災害対策編」として位置づける。
- 2 北九州市の各局・区・室等及び指定地方行政機関等は、この計画に定める諸活動を行うにあたって具体的な行動計画等を定め、その推進に努めるものとする。

第2 計画事項

この計画は、本市区域内における風水害及び地震等の災害に関し、次の事項について定めたものである。

1 総則

市及び市の区域内の公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者が災害に対して処理すべき基本的な事務又は業務の大綱及び想定される災害

2 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に防止するための措置についての計画

3 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するための措置並びに被災者に対する応急的救助の措置についての計画

4 災害復旧・復興計画

災害復旧・復興の実施にあたっての基本的方針

第3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

第4節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱

北九州市及び指定地方行政機関等が防災に関して処理する業務は、おおむね次のとおりである。

第1 北九州市

- 1 北九州市防災会議に関する事務
- 2 災害対策組織の整備並びに防災のための調査研究、教育及び訓練
- 3 防災に携わる人材の育成
- 4 過去の災害対応経験及び他都市への支援経験の継承
- 5 防災施設の新設、改良及び復旧
- 6 防災に必要な物資及び資材の備蓄並びに整備
- 7 水防、消防その他の応急措置
- 8 予報、警報の発令及び伝達
- 9 情報の収集、伝達及び被害調査
- 10 被災者に対する救護措置
- 11 災害時における保健衛生、文教及び交通の対策
- 12 本市区域内にある公共的団体及び地域住民組織の防災活動の育成指導
- 13 その他災害発生の防衛又は拡大防止のための措置

第2 指定地方行政機関

- 1 九州農政局北九州地域センター
災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
- 2 九州運輸局福岡運輸支局
 - (1) 災害時における海上輸送の調査並びに指導
 - (2) 災害時における船舶運航事業者に対する航海命令
 - (3) 災害時における関係機関と輸送荷役機関との連絡調整
- 3 九州地方整備局（北九州港湾・空港整備事務所、関門航路事務所）
 - (1) 港湾、海岸の災害対策
 - (2) 高潮、津波災害時の予防に関する港湾、海岸計画の策定
- 4 大阪航空局北九州空港事務所
 - (1) 緊急輸送の拠点としての機能確保
 - (2) 災害時における指定地域上空の飛行規制等とその周知
 - (3) 航空機事故等に対する応急対策
- 5 第七管区海上保安本部（門司、若松海上保安部）
 - (1) 避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達
 - (2) 海難の救助及び危険物等の海上流出対策
 - (3) 人員及び救助物資の緊急海上輸送
 - (4) 海上交通の安全確保及び海上の治安の維持
- 6 福岡管区气象台

- (1) 気象・地象（地震にあつては、発生した断層による地震動に限る）・水象に関する警報、注意報及び情報の発表並びに通報
 - (2) 津波警報・注意報及び地震・津波情報の発表並びに通報（震災時）
 - (3) 災害発生時における気象・地象・水象に関する観測資料の提供
 - (4) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動
 - (5) 緊急地震速報（警報）について、利用の心得等の周知・広報
- 7 九州地方整備局（北九州国道事務所）
一般国道の指定区間内に対する防災対策

第3 自衛隊（陸上自衛隊小倉駐屯地）

災害時における人命救助、財産の保護等の応急救援及び応急復旧活動

第4 警察

- 1 被害情報の収集・伝達
- 2 被災者の救出救助
- 3 被災地住民の避難誘導
- 4 緊急交通路の確保
- 5 行方不明者の捜索
- 6 死体の検視及び身元確認
- 7 犯罪の予防・検挙
- 8 被災地及び避難場所等の警戒
- 9 民心安定のための広報

第5 福岡県（総務部消防防災指導課、保健福祉部保健福祉課、八幡農林事務所、北九州県土整備事務所、宗像・遠賀保健福祉環境事務所等）

所掌事務についての防災対策

- 1 北九州市との災害対策事務の連絡調整
- 2 災害救助法の適用
- 3 自衛隊及び関係機関との連絡

第6 指定公共機関及び指定地方公共機関等

- 1 九州旅客鉄道株式会社
鉄道施設の防災及び災害救助物資の緊急輸送
- 2 西日本電信電話株式会社（北九州支店）
 - (1) 電信、電話施設の保全と防災管理
 - (2) 災害時における通信の確保

- 3 日本赤十字社（福岡県支部）
災害時における医療及び、助産、その他救助の協力
- 4 NHK（北九州放送局）
 - （1）気象情報等の放送による周知徹底及び防災知識の普及
 - （2）災害状況及び災害対策に関する報道
- 5 西日本高速道路株式会社九州支社（北九州管理事務所、下関管理事務所）
有料道路及び施設の保全並びに防災対策
- 6 九州電力株式会社（北九州支社）
 - （1）電力供給施設の整備と防災管理
 - （2）災害時における電力供給確保
 - （3）被災施設の応急対策と復旧
- 7 西部ガス株式会社（北九州支社）
ガス供給施設の防災管理対策及びガス供給対策
- 8 西鉄バス北九州株式会社、筑豊電気鉄道株式会社、北九州高速鉄道株式会社
 - （1）災害対策用物資及び人員輸送の確保
 - （2）災害時における応急輸送対策
 - （3）被災施設の調査及び復旧
- 9 日本郵便株式会社北九州中央郵便局
 - （1）災害時における郵政事業運営の確保
 - （2）災害時における郵政事業に係る特別事務扱い及び援護対策
 - （3）被災者地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資
 - （4）北九州市との協定（「ひまわりメール～あなたの声をお届けします～」事業に関する協定書）に基づく業務で災害時に実施可能なもの
- 10 福岡北九州高速道路公社（北九州事務所）
有料道路及び施設の保全並びに防災対策
- 11 北九州市医師会
災害時における応急医療及び助産、その他救助の協力
- 12 北九州市道路公社
有料道路及び施設の保全並びに防災対策
- 13 その他公共的団体、防災上重要施設の管理者等
農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、各種社会福祉施設、司法保護等厚生社会事業団体、青年団、婦人会等文化教育事業団体、市民防災会その他公共的な活動を営むもの
北九州市の行う防災活動に対して公共的業務に応じた協力の協力

第5節 災害の想定

北九州市域に発生する災害は、大雨及び台風を要因とする風水害と、地震、大火災、危険物の爆発、大規模な交通事故等の予知しえないで発生するものとに大別することができる。

この計画は、風水害、地震・津波及び大規模事故災害を想定するものであるが、想定はあくまで一つのシナリオであり、これを上回る災害が発生することもあり得るということを共通認識とし、併せてその他あらゆる災害にも対処し得るよう作成するものとする。

第1 風水害

本市で発生した昭和28年6月の豪雨の規模にその後の地勢、人口、住宅、施設等の変動を勘案した規模とする。

第2 地震・津波

1 想定のおえ方

東日本大震災で明らかになったように、想定を超える地震・津波災害による被害を軽減するためには、想定にとらわれない、ハード対策に過度に依存することのない、柔軟な防災意識が必要となる。

そのため本市では、従来のように一つの災害を想定するのではなく、過去の災害、国・福岡県が想定する災害等、本市で発生する可能性がある複数の想定を併記することにより、災害に対する意識、行動の固定化を防ぎ、想定を超える災害が発生した場合でも、「命を守りぬく」防災対策を推進する。

2 想定地震

地震の種類としては、活断層によるもの、プレート境界周辺で起こるもの、火山活動に伴うもの、地下岩盤の活動による地震で地表に活断層という痕跡を残さない程度の大きさのもの（以下「地下岩盤の活動による地震」という。）によるものなどがあり、以下各種の地震の想定について示す。

(1) 活断層による地震

北九州市に大きな被害を与える活断層は、小倉東断層及び福智山断層があり、福岡県が実施した「地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成24年3月）」では、小倉東断層でM（マグニチュード）6.9、福智山断層でM7.0の地震が発生し、市内では震度6弱（一部6強）が発生すると想定された。なお、第2章第5節で説明するが、本市が実施した調査の結果、差し迫った危険性はないことが判明している。

(2) プレート境界周辺で発生する地震

プレート境界周辺で起こるものについては、太平洋沖の南海トラフによる巨大地震が想定されており、内閣府中央防災会議による「南海トラフ巨大地震モデル検討会第二次報告」（平成24年8月）では、M9.0の地震が発生し、市内では震度5弱（一部5強）が発生すると想定された。なお、この地震は、現時点の最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラス地震を推計したものであり、その発生頻度は、極めて低いものである。

(3) 火山活動に伴う地震

火山活動に伴う地震は、市内及び周辺には活火山は存在しないため、考慮する必要はない。

(4) 地下岩盤の活動による地震

地下岩盤の活動による地震については、日本ではどこでも起こる可能性があるもので、福

岡県が実施した「地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成 24 年 3 月）」では、M6.9 の地震が発生し、市内では震度 6 弱（一部 6 強）が発生すると想定された。

3 想定津波

津波が発生する地震の種類としては、海底活断層によるもの、プレート境界周辺で起こるものなどがあり、以下各地震に伴う津波の想定について示す。

(1) 海底活断層による津波

北九州市に影響を与える海底活断層は、対馬海峡東断層及び周防灘断層群主部があり、福岡県が実施した「津波に関する防災アセスメント調査報告書（平成 24 年 3 月）」では、対馬海峡東断層を震源とする M8.0 クラスの地震発生に伴い市内最大津波高（以下、「津波高」という。）1.97m※¹の津波が到達し、周防灘断層群主部を震源とする M7.6 クラスの地震発生に伴い津波高 0.52m※¹の津波が到達すると想定された。

(2) プレート境界周辺で起こる津波

プレート境界周辺で起こる津波については、太平洋沖の南海トラフによる巨大地震が想定されており、内閣府中央防災会議による「南海トラフ巨大地震モデル検討会第二次報告」（平成 24 年 8 月）では、M9.1 の地震発生に伴い、津波高 3～4m※²（1～2m※³）の津波が到達すると想定された。なお、この津波は、現時点の最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスの津波を推計したものであり、その発生頻度は、極めて低いものである。

※1 その海域の満潮位の平均潮位である朔望平均満潮位からの津波高さ（目視できる津波高さ）

※2 標高（海拔）基準点である東京湾平均海面からの津波高さ

※3 内閣府が発表した「南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）」の資料を引用し、本市で計算したもの。（目視できる津波高さ）

4 福岡県（北九州市）の災害履歴

(1) 地震動による被害

福岡県では、679 年に県南部で M7 クラスの地震が発生し、家屋倒壊や地割れが記録されている。この地震は、水縄断層帯が活動したとも言われている。

1898 年 8 月に発生した糸島半島の地震では、震度 5 程度以上に相当する震度「強」（当時は 4 段階の震度階級）を記録しており、負傷者 3 名、家屋損壊 58 件の被害を受けている。

1904 年に近代的地震観測が開始されてから、福岡管区気象台での有感地震記録によると、1941 年の日向灘の地震、1968 年の愛媛県西岸の地震、1991 年の周防灘の地震及び 1996 年の日向灘の地震で震度 4 を観測している。

2005 年には、福岡市北西約 40 キロ沖を震源とする M7.0 の地震が発生した。震度は、福岡市中央区、東区及び前原市で震度 6 弱、福岡市西区、早良区、新宮町、志摩町、春日市などで震度 5 強、県北部から県中・南部の広範囲にかけて震度 5 弱から震度 3 を観測し、震度観測が始まって以来、最大の地震となった。この地震により、福岡市で死者 1 名、負傷者 1,038 名、家屋全壊 141 棟、大規模半壊 8 棟、半壊 315 棟、一部損壊 4,756 棟等の被害を受けた。北九州市でも、最大震度 5 弱が観測され、負傷者 3 名、一部損壊 5 棟等の被害を受けている。

(2) 液状化による被害

福岡県では、679 年の筑紫の地震に伴う液状化跡が久留米市で発見されている。

このほかにも、1898 年の糸島半島の地震の際に糸島半島の付け根の地域で、土地に生じた亀裂から水や砂、塩水が噴き出したとされており、液状化が発生していたと考えられる。

また、2005 年の福岡県西方沖地震において、福岡市では博多湾の沿岸部を中心に地盤の液状化が発生した。

(3) 津波による被害

本県沿岸では、近年被害を伴う津波は観測されていない。本県周辺の海域で規模の大きな地震、あるいは本県から遠方の海域であっても、非常に大きな規模の地震が発生した場合に、本県沿岸に津波が到達することが考えられる。

日本海では、1983年日本海中部地震や1993年北海道南西沖地震に伴い津波が発生しているが、九州北部沿岸では10数cmの津波が記録されているものの、福岡県沿岸の津波による被害は発生していない。

2010年2月27日チリ沖中部沿岸の地震により、北九州港青浜で18cm、北九州市門司で16cmの津波を観測したが、被害はなかった。

2011年3月11日東北地方太平洋沖の地震により、北九州港青浜で25cm、北九州市門司で34cm、北九州港日明で20cmの津波を観測したが、被害はなかった。

(参 考)

* 過去の福岡県関係の主な地震

年	月日	震 源	深さ (k m)	M	被 害 の 概 要
679	--.--	筑 紫		6.5- 7.5	家屋倒壊、幅2丈(6m)、長さ3千余丈(10km)の地割れ。 (水縄断層の活動と考えられる)
1706	11.26	筑 紫			7回地震、うち2回強く、久留米、柳川で強い揺れの為、堀の水の揺り上げ、魚死す。
1848	1.10	筑 後		5.9	柳川で家屋倒壊あり。
1872	3.14	浜 田		7.1	久留米で液状化による被害。
1898	8.10	糸島半島		6.0	糸島半島で負傷者3名、家屋、神社、土蔵損壊。8.12にも余震(M5.8)。福岡市で家屋、土蔵の壁に亀裂。早良郡老岐、金武村で土蔵被害。
1929	8.8	福岡県西部		5.1	雷山付近。震央付近で壁亀裂、崖崩れ。震度Ⅲ 福岡、佐賀、厳原
1930	2.5	福岡県西部	30	5.0	雷山付近。小崖崩れ、地割れ。震度Ⅲ 福岡、佐賀、厳原
1941	11.19	日 向 灘		7.2	宮崎県を中心に大分、熊本、愛媛で被害。宮崎では殆どの家の壁に亀裂。人吉で死者1名、負傷者5名、家屋全壊6棟、半壊11棟等の被害。日向灘沿岸では津波最大1mで船舶に若干の被害。震度Ⅴ 宮崎、人吉 震度Ⅳ 福岡、熊本、大分 震度Ⅲ 飯塚
1966	11.12	有 明 海	20	5.5	屋根瓦や壁の崩壊。震度Ⅲ 福岡、熊本、佐賀、雲仙、日田
1968	8.6	愛 媛 県 岸 西	40	6.6	愛媛県を中心に、船舶、通信、鉄道に小被害。宇和島で重油タンクのパイプが切損し、重油170klが海上に流出。震度Ⅴ 大分 震度Ⅳ 福岡、山口、宮崎、延岡、熊本、阿蘇山、鹿児島 震度Ⅲ 飯塚、下関、佐賀、日田、都城
1991	10.28	周 防 灘	19	6.0	文教施設に若干の被害。震度Ⅳ 福岡 震度Ⅲ 飯塚、大分、佐賀、下関、山口、萩
1996	10.19	日 向 灘	41	6.6	震度4 久留米市 震度3 夜須町、大牟田市
1996	12.3	日 向 灘	43	6.6	震度3 夜須町、久留米市
2005	3.20	福 岡 県 西 方 沖	9	7.0	震度6弱 福岡市、前原市 震度5強 新宮町、志摩町、春日市ほか 震度5弱 北九州市、大野城市、福津市ほか

第3 原子力災害

東日本大震災で発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故による原子力災害を踏まえ、九州電力玄海原子力発電所において同様の事故が発生した場合を想定する。

第4 その他の災害

その他の災害については、上記第1の基準に準ずる。

第2章 災害予防計画

第1節 風水害の予防

風水害を予防するために必要な事業、又は施設の整備についての計画である。

第1 実施担当機関

危機管理室、産業経済局、建設局、消防局、上下水道局、福岡管区気象台、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、福岡北九州高速道路公社、北九州市道路公社、福岡県

第2 治水対策

近年市内の急速な発展に伴い、雨水の流出状況及び土砂の水流への流入状況が急激に変化し、円滑な排水に悪影響を及ぼしている現状に対処するため、市内河川の掘さく、護岸等改修整備の促進を図るものとする。

第3 防災研究の推進

市及び関係機関等は、関係研究機関との協力により、災害対策に関する調査研究を実施し、その成果の活用に努める。

1 危険区域の調査研究

市は、危険区域の危険性を総合的かつ科学的に把握し、防災マップ等の作成に努める。

2 警戒避難体制への活用

市は、関係研究機関との研究成果を避難勧告等の発令に活用し、警戒避難体制の整備を図る。

第4 気象、水象の観測測定

気象観測及び河川の水位の状況について、その情報を早期に知ることができるよう関係機関との連絡を密にし、インターネットの情報も随時閲覧することで、水防・災害に備えるものとする。

第5 道路、橋梁対策

風水害に備え、パトロールを強化し、道路、橋梁等の被害を防止し、又は被害の誘因となるものは、これを排除する等、常に維持補修に努め、予防に万全を期するものとする。

1 道路面の流水防止

側溝を浚渫し、水切りを良くし、横断勾配の整正等路側を整備し、特に山間部よりの流水に重点をおく。

2 道路法面の整備

法面の土砂くずれ、肩浸食などが起こらないように注意し、切土、道路法面の浮石等、落石のおそれのあるもの、又は覆いかぶさっている樹木類は、除去する。

3 木橋の保全

橋脚の塵芥排除及び補修、橋台、石積の洗掘箇所の補強（根固工）

4 排水溝の維持補修

側溝、暗渠等に流木及び塵芥等が滞留することを防止するとともに、呑口を閉塞しないよう浚渫し、また山間部からの流出土砂の堆積したものを除去する等、常に機能の正常化に努める。

第6 下水道整備事業

下水道を早急に整備し、処理区域の拡大を図るとともに、雨に強いまちづくりを推進するため、雨水整備事業、合流式下水道の改善事業、浄化センター及びポンプ場の施設整備をすすめる。

第7 農業関係対策事業

1 農作物

(1) 農業用施設等の管理指導

(2) 倒伏、冠水等に関する対策並びに防除用農薬等の備蓄、器具の整備に関し農家及び取扱い団体等に対する指導

2 農地、農業用施設

農地、農業用施設（ため池、頭首工、水路、農道等）の整備、補強を図る。

3 畜産

(1) 飼料の備蓄に関し、農家及び取扱い団体等に対する指導

(2) 防疫用資材、緊急医薬品及び器具の整備

4 林業

(1) 保安林の造成

(2) 林道側溝、山地溪流の整備清掃

第2節 高潮災害の予防

高潮に対する港湾施設の保全、海岸浸食による波浪の直接的災害等を予防するために必要な事業、又は施設の整備を図るための計画である。

第1 実施担当機関

危機管理室、産業経済局、建設局、港湾空港局、消防局、九州地方整備局、福岡管区气象台、福岡県

第2 高潮災害危険区域の把握

平成11年の台風第18号による災害をはじめ、過去発生した高潮被災区域を参考に、高潮災害危険区域の把握を行い、関係機関に情報提供を行うことにより、災害警戒パトロールの実施や災害時の避難勧告・指示の発令等に活用することとする。

第3 高潮災害についての防災啓発

高潮災害危険区域内の住民・企業に対しては、危機管理室、区役所や消防局による防災訓練、査察、地区安全担当制度、市民防災会育成の場等を活用して啓発に努めるとともに、高潮災害の危険性や応急対策の周知を行う。

第4 港湾施設等の改修及び海岸保全事業

港湾施設等の改修及び海岸保全事業については、逐次実施しているが、海岸保全事業については、豊前豊後沿岸海岸保全基本計画に基づき、必要な防護機能を確保するため、今後も事業を推進することとする。

事業実施にあたっては、過去に記録された潮位に基づき、被災状況や施設の重要度を勘案し、適切な対応を講じる。

(具体策)

護岸の嵩上げ等 (新門司北地区、白野江地区)

第5 情報収集伝達体制の確立

1 気象、潮位、波浪の観測

風向、風速については消防局、風向、風速、気圧については福岡管区气象台、潮位、波浪については九州地方整備局において、それぞれ観測を行い関係機関に通報、又は照会に応じるものとする。

2 気象、潮位、波浪情報の収集及び伝達

市関係部局に対して防災気象情報を配信する「北九州市総合防災情報システム」やインターネット等を活用することにより、危機管理室、消防局、港湾空港局、産業経済局、建設局、区役所等の関係部局は、気象、潮位、波浪に関する情報を収集・分析し、高潮災害が予想される

場合には、予想区域内における民間企業や住民に対し、避難勧告・指示等を迅速かつ的確に伝達する体制の整備を推進する。

第6 海上流出物防止対策

- 1 消防局は、高潮被害発生時には空コンテナ、ドラム缶、貯木等を海上に流出させるおそれのある企業や港湾事業者などをあらかじめ把握し、様々な機会を活用して災害時の緊急連絡先を確認するとともに、海上流出物の防止を目的とした応急対策実施計画の策定を促進する。また、災害が予想される場合には、気象情報の提供と応急対策の実施についての指導を行う。
- 2 港湾空港局は、コンテナの流出防止の対策を速やかに行うことができるように、港湾管理者とコンテナターミナル利用者による防災組織の設置を推進していくと共に対策の検討を行っていく。

第3節 地すべり（砂防）山くずれ等の災害予防

地すべり、山くずれ等の災害予防のために、必要な事業及び施設の整備についての計画である。

第1 実施担当機関

危機管理室、産業経済局、建設局、建築都市局、福岡県、福岡管区気象台

第2 治山、治水対策

森林整備保全事業計画（平成21年度～25年度）に基づき、山腹崩壊によって流出する土砂による災害を未然に防止するため、治山事業及び治水事業を県が市内において実施する。

第3 宅地造成及び既成宅地予防計画

- 1 危険が予想される地域（既成宅地を含む。）の実態を十分に調査し、宅地造成等規制法、建築基準法、都市計画法、災害対策基本法等により、災害防止の措置について、指導、監督する。
- 2 北九州市宅地防災工事資金融資制度及び住宅金融支援機構による融資の利用により、危険宅地の防災工事の促進を図る。

第4 急傾斜地対策

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により、県は相当数の居住者に危害が予想される急傾斜地を急傾斜地崩壊危険区域に指定し、行為の制限、改善勧告、命令等の防災指導を行うことができる。

なお、自然のがけで当事者において改善処置を行うことが困難、不適當なもの等一定の条件を満たすものについては県が急傾斜地崩壊防止工事を施工できる。

第5 がけ地近接等危険住宅移転対策

土砂災害特別警戒区域等に存する危険住宅に対し、国の基幹事業である、がけ地近接等危険住宅移転事業の活用等により、移転の促進を図る。

第6 山地災害危険地対策

- 1 市は、山地災害危険地区の実態を十分に把握し、山地災害を未然に防止するため、適切な対策を講じるとともに、治山事業の実施については、用地承諾等の地元調整を行い、事業の円滑な推進を図るものとする。
- 2 県は、保安林及び保安施設地区において、森林の維持造成を通じて山地災害から、市民の生命、財産を保全し、水資源のかん養、生活環境の保全、形成等を図るため、治山事業を推進するものとする。

第7 土石流防止対策

- 1 市は、土石流危険渓流の実態を十分に把握し、土石流による災害を未然に防止するため、県と一体となり適切な対策を講じるものとする。
- 2 県は、流域における土砂の生産及び流出による土石流災害から市民の生命、財産及び生活環境を守るため砂防事業を推進するとともに、国が行う砂防指定地の指定を促進する。
- 3 県は、上記における土砂災害を防止するため、土砂災害予報システムの整備など、情報の収集及び伝達のため、適切な対策を講じるものとする。

第8 土砂災害（特別）警戒区域対策

- 1 市は区域内における土砂災害の減災を目的としたまちづくりを計画的に行っていく。
- 2 市は県とともに、土砂災害（特別）警戒区域の調査を実施することにより、その実態を十分に把握し、必要な対策を講じるとともに、必要に応じて随時改善に努めるものとする。
また、住民の避難が円滑に行えるよう、あらかじめ校区毎に避難所を選定し、連絡体制や避難ルートを整理し、定期的に見直しを行う。

第4節 建築物等の災害予防

風水害、大火等による建築物等の被害を予防し、災害をできる限り少なくするため建築物等の耐火性及び防災施設の拡充を図るための計画である。

第1 実施担当機関

市民文化スポーツ局、建築都市局、教育委員会

第2 都市構造における防災化の推進

- 1 都市計画マスタープランの策定
「都市計画マスタープラン」の策定にあたっては、防災まちづくりの措置方針を位置付ける。
- 2 都市再開発等面的な整備においては、市民の理解と協力を得て、中長期的に都市防災構造化対策を進める。
- 3 地元組織の積極的活動への指導
市街地再開発事業、土地区画整理事業及び住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の推進は、市民参加のもとに行われるものであり、再開発、区画整理及び住宅市街地総合整備による市街地整備が防災につながることを十分理解し、積極的に事業を推進する意欲を喚起する運動を展開する。

第3 市街地再開発事業、土地区画整理事業及び住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の推進

- 1 都市再開発法（昭和44年法律第38号）を適用し、市街地中心部の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業を積極的に推進する。
- 2 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）を適用し、健全な市街地の造成を図ることにより、面的な都市基盤整備と併せて建物更新が図られる土地区画整理事業を積極的に推進する。
- 3 住宅市街地総合整備事業制度（平成16年国土交通省住宅局長通知第350号）（密集住宅市街地整備型）を適用し、密集住宅市街地の防災に関する機能の確保と居住環境の整備や老朽住宅の建て替え促進を図るため、住環境整備を積極的に促進する。

第4 教育施設の不燃化建築促進対策

- 1 不燃性及び耐用年数、維持管理を考慮した建築物の採用に努める。また、木造建築施設については建築基準法及び消防法により規定された事項を遵守し、配置構造の点でより以上に防災面を織り込んだものとする。
- 2 有形文化財を失火、漏電、山火事、落雷等の災害から守るためにドレンチャー式工事の計画、避雷針の整備促進を図る。

第5節 災害原因等の科学的調査

第1 実施担当機関

危機管理室

第2 活断層調査

1 調査概要

平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震（以下、「阪神・淡路大震災」という。）は、戦後最大の人的、物的被害をもたらし、高度に発展した近代都市が自然の力の前でいかに脆弱な面を持つかを、私たちに思い知らせた。

今回の地震を引き起こしたのは、淡路島から兵庫県本土にかけての活断層帯であるといわれている。

北九州市では、これまで、他の大都市に比べて有感地震も少なく、防災については、風水害を中心とした想定のもとにその対策が講じられてきた。しかし、過去の研究文献（1989年「九州の活構造」：九州活構造研究会、1991年「新編・日本の活断層」：活断層研究会）において、市内にも複数の活断層が存在することが指摘されている。

北九州市内の活断層（1991年「新編・日本の活断層」による。）

- ・ 小倉東断層 … 確実度Ⅰ、活動度Ⅲ
- ・ 福智山断層 … 確実度Ⅰ、活動度Ⅱ
- ・ 頓田断層 … 確実度Ⅲ、活動度不明

（注）（1982年「日本の地震予知」による。）

確実度Ⅰ … 活断層であることが確実なもの

確実度Ⅱ … 活断層であると推定されるもの

確実度Ⅲ … 活断層の疑いのあるリニアメント

活動度Ⅰ … 1,000年に1m以上変位するもの、あるいは1m変位するような地震が1,000年に1回以上起こるもの。

活動度Ⅱ … 1,000年に1m以下10cm以上変位するもの、あるいは1m変位する地震が1,000年に1回ないし10,000年に1回起こるもの。

活動度Ⅲ … 1,000年に10cm以下変位するもの、あるいは1m変位する地震が10,000年に1回以下しか起こらないもの。

活断層が過去にどのような活動をしてきたか、現在どのような状態にあるのかを調査することは、今後の活動の予測に必要である。

活断層の活動履歴は、活断層やその周辺の地形・地層・地下構造を把握することによって明らかにすることができる。これらの調査によって十分な情報が得られた場合には、活断層からの将来の地震に関して、発生時期やその性状（地震の震源位置、規模、断層ずれの向きなど）が予測できる。

また、土木建築構造物の耐震設計に必要な地震動の特性も想定可能になる。

以上の理由から、北九州市は市内活断層について科学的な調査を実施し、その調査結果等に基づいて、計画的に地震防災対策を講じていく。

2 調査結果

活断層調査結果の概要は以下のとおりである。

(1) 調査期間 平成7年度～平成9年度

(2) 調査機関 北九州市活断層調査実行委員会

(委員長：松田時彦 東京大学名誉教授、西南学院大学教授)

(3) 調査結果

ア 北九州市内には、活断層は小倉東、福智山、頓田断層の3か所だけであることが確認された。

なお、若松沖響灘海域（頓田断層の延長部）にも断層活動の跡は認められなかった。

北九州市内活断層位置図



イ 小倉東断層

確 実 度	I (確実に活断層である)
断 層 長	12km～17km 程度 (確実な部分 12km、両端部の推定部分を含めて計 17km)
断 層 型	右横ずれが主体で、西側が相対的に隆起
最 新 の 活 動 時 期	約 2,200 年前
一 つ 前 の 活 動 時 期	約 9,700～11,500 年前
活 動 の 繰 り 返 し 間 隔	約 8,500 年
全 体 変 位 量	2 m 程度以上に達する可能性が高い
活 動 度	C～B級 (横ずれ変位を考慮すると B 級である可能性が大きい。)
地 震 の 規 模	マグニチュード 7 程度

ウ 福智山断層系 (福智山断層・頓田断層)

福智山断層と頓田断層の活動様式等は、ほぼ同様であり、洞海湾で連続している可能性があるため、これらを含めて福智山断層系とする。

確 実 度	I : 頓田断層 (若松区頓田～二島間) 福智山断層 (八幡西区割子川～田川市夏吉間) II : 八幡西区皇后崎～割子川間 III : 若松区二島～八幡西区皇后崎
断 層 長	24km 以上 (頓田断層 5 km、福智山断層 19km) 洞海湾を経て両者が連続すると仮定すると 28km
断 層 型	逆断層 (西側が相対的に隆起)、左横ずれを伴う可能性がある。
最 新 の 活 動 時 期	約 11,000 年前から数千年さかのぼる期間
一 つ 前 の 活 動 時 期	不 明
活 動 の 繰 り 返 し 間 隔	約 25,000 年
最 新 活 動 時 の ず れ 量	上下成分 0.6m (笹田トレンチ) 横ずれ成分不明
平 均 変 位 速 度 (活 動 度)	C 級 : 頓田断層 (0.01～0.04m/1000 年) 福智山断層 (0.02～0.06m/1000 年)
地 震 の 規 模	マグニチュード 7 程度

第 3 福岡県地震に関する防災アセスメント調査 (平成 24 年 3 月)

1 調査概要

福岡県は阪神・淡路大震災を教訓として、平成 7 年度～平成 8 年度にかけて「地震に関する防災アセスメント調査」を実施した。その後、平成 17 年 3 月 20 日に発生した福岡県西方沖地震により、県内に甚大な被害が生じたこと、及び前回調査から 10 年が経過したことを踏まえ、社会状況の変化、地震に関する新たな知見を反映した地震被害想定を平成 18 年度に行った。さらに 5 年経過し、社会状況の変化及び活断層、地盤条件などの調査研究の蓄積を踏まえ、福岡県に大きな被害をもたらす可能性のある地震被害などを調査・検討し、地震防災対策の基礎資料とする。

2 調査結果

- (1) 調査範囲 福岡県全域
- (2) 調査単位 被害想定範囲は、基本的に250mメッシュとする。
- (3) 地震の発生時刻 平日の「冬の夕刻」(17時～18時)とする。
- (4) 被害想定

項 目		調査結果		
震 源 活 断 層		小倉東断層 (中央下部)	基盤一定	
地 震 の 規 模		マグニチュード 6.9	マグニチュード 6.9	
震 源 の 深 さ		10.5km	10km	
最 大 震 度		6弱 (一部6強)	6弱 (一部6強)	
建 物 被 害 (棟)		10,576 棟	9,397 棟	
	全 壊	木 造	5,606 棟	4,711 棟
		非 木 造	566 棟	357 棟
		計	6,172 棟	5,068 棟
	半 壊	木 造	3,709 棟	3,785 棟
		非 木 造	695 棟	544 棟
		計	4,404 棟	4,329 棟
上 水 道 管 被 害		742 箇所	616 箇所	
下 水 道 管 被 害		319 箇所	175 箇所	
都 市 ガ ス 管 被 害		122 箇所	70 箇所	
電 柱 ・ 電 話 柱 被 害		80 箇所	58 箇所	
道 路 ※		71 箇所	248 箇所	
鉄 道 ※		160 箇所	613 箇所	
港湾係留施設 (総延長)		約 66.3km	約 185.6km	
火 災 発 生 件 数		35 件	30 件	
死 者		429 人	357 人	
負 傷 者		3,780 人	3,358 人	
避 難 者		21,380 人	17,554 人	

※発生した場合の県全域被害の総計

第4 福岡県津波に関する防災アセスメント調査（平成24年3月）

1 調査概要

東日本大震災をうけて、福岡県は災害対策基本法に基づいて福岡県防災会議が定めた地域防災計画（震災対策）の見直しに着手し、「福岡県防災会議 地震・津波部門専門委員会」（以下、「委員会」という。）を立ち上げた。既往の地域防災計画（震災対策）は、平成18年度に実施された「地震に関する防災アセスメント調査」による被害想定の見直しに基づいた内容となっており、この調査の中で津波の予測と被害想定が検討されている。この中で、福岡県は過去に大きな津波被害を受けたことがないことから、津波の予測では特定の震源域を設定した津波シミュレーションは行わず、過去の津波事例などから津波の最大遡上高を設定し、海岸の地形や標高等から浸水危険区域の概略的予測を行ってきた。東日本大震災を踏まえて、委員会では、福岡県においても最大クラスの津波を設定し、詳細な検討を行う必要があるとの結論に至った。

上記の経緯から、委員会の審議を受け、津波に関する防災アセスメント調査を行い、津波防災対策のための基礎資料を作成した。

2 調査結果

（1）調査対象波源

玄界灘、響灘沿岸地域、周防灘沿岸地域及び有明海沿岸地域に影響を及ぼす可能性がある、次の断層を調査対象とした。

地 域	対象波源
玄界灘、響灘沿岸地域	対馬海峡東の断層
周防灘沿岸地域	周防灘断層群主部
	別府湾-日出生断層帯東部
有明海沿岸地域	雲仙地溝南縁東部断層帯と西武断層帯の連動

※別府湾-日出生断層帯東部は周防灘における波源の比較検討を目的に行ったものである。平均潮位の潮位条件で計算した結果、別府湾-日出生断層帯東部と比較して最大津波高が高く、最速津波到達時間が速い周防灘断層群主部を周防灘における波源とした。



「福岡県津波に関する防災アセスメント調査報告書」抜粋

図 対象波源

(2) 初期潮位 各沿岸地域における朔望平均満潮位

(3) 被害想定

断層名	最大津波高 (m)	津波到達時間 (分)
対馬海峡東の断層		
門司区	0.35	116
小倉北区	1.62	90
小倉南区	0.09	—
若松区	1.97	85
八幡東区	0.52	115
八幡西区	0.42	129
戸畑区	0.62	106
周防灘断層群主部		
門司区	0.52	45
小倉北区	0.20	99
小倉南区	0.51	39
若松区	0.21	139
八幡東区	0.16	—
八幡西区	0.21	139
戸畑区	0.20	99

※津波到達時間は、津波高20cmの最短到達時間のため、20cm未満の地域は、計上されない

※雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動地震による津波の影響はない

第5 内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」（平成24年8月）

1 検討概要

南海トラフの巨大地震である東海・東南海・南海地震について、新たに想定地震を設定するため、過去に南海トラフのプレート境界で発生した地震に係る科学的知見に基づく各種調査について防災の観点から幅広く整理・分析し、想定すべき「最大クラスの地震・津波」の設定、震度分布、津波高、浸水域などについて検討した。

なお、「最大クラスの地震・津波」は、現在のデータの集積状況と研究レベルでは、その発生時期を予測することはできないが、その発生頻度は極めて低いものである。

2 検討結果

(1) 本市の想定震度・津波高（最大値）

行政区	想定震度	津波高
門司区	震度5弱	4m ^{※1} (2m ^{※2})
小倉北区	震度5弱	3m ^{※1} (1m ^{※2})
小倉南区	震度5強	4m ^{※1} (2m ^{※2})
若松区	震度5弱	
八幡東区	震度5弱	
八幡西区	震度5弱	
戸畑区	震度5弱	3m ^{※1} (1m ^{※2})

※1 標高（海拔）基準点である東京湾平均海面からの津波高さ

※2 内閣府が発表した「南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）」の資料を引用し、本市で計算したもの。（目視できる津波高さ）

※ 津波高1mの最短到達時間=210分

※ 津波の高さ（津波高）を表す数値は、メートル以下第2位を四捨五入し第1位を切り上げたメートル単位の数値とする。

(2) 福岡県の被害想定（全壊棟数、死者数）

〔全壊棟数〕（棟）

揺れ	液状化	津波	急傾斜地	火災	合計
0	約300	約30	0	約10	約340

〔死者数〕（人）

建物倒壊	津波	急傾斜地	火災	その他	合計
0	約10	0	0	0	約10

※想定条件：冬に発生し、早期避難率が低い場合

第6節 地震に強いまちづくりの推進

阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災等の大規模地震における教訓を踏まえ、都市基盤整備など震災に強いまちづくりを、本市のおかれた自然的・社会的状況に応じて、市民の理解と協力を得ながら積極的、計画的に推進していく。

都市基盤整備の推進等に当たっては、一定の目安が必要となるため、第5節で示した科学的調査の結果を踏まえて、総合的な対策を検討し、中長期的な視点に立って計画的に整備を推進していくものとする。

第1 実施担当機関

建設局、建築都市局、港湾空港局、消防局、上下水道局

第2 地震に強いまちづくりの計画的な推進

1 都市計画マスタープランの策定

「都市計画マスタープラン」の策定にあたっては、防災まちづくりの措置方針を位置付ける。

2 再開発方針の見直しによる防災に配慮したまちづくりの推進

「都市再開発方針」などを社会的状況に応じて見直し、平常時における都市の利便性及び活性化並びに土地の高度利用を図るとともに、公共施設の整備及び建築物の不燃化による防災性の向上を図る。

3 調査研究の充実

都市計画情報等のデータベース化を図り、総合的な都市防災対策、災害時の応急対策・復興計画の立案に資する。

4 地区計画制度の活用による地区レベルの防災性の強化

地区レベルの防災性の強化を図るため、地区計画等に公園、緑地、広場等公共空地の配置を定める等、地区計画制度の活用を図る。

5 防火地域及び準防火地域の指定

都市の防災化を図るため、必要に応じて防火地域及び準防火地域に指定し、建築物の耐火不燃化を誘導する。

6 地元組織の積極的活動への指導

市街地再開発事業、土地区画整理事業及び住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）等、面的整備の推進は市民参加のもとに行われるものであり、これら事業が防災につながることを十分理解し、積極的に事業を推進する意欲を喚起する運動を展開する。

第3 地震に強い都市構造の形成

1 総合的な都市防災空間の整備

- (1) 道路、公園、緑地、緑道、河川、耐火建築物群等の連携による延焼遮断空間の確保延焼遮断空間の整備を図るため、幹線道路、都市公園、緑地、緑道、河川等の整備や建築物のセットバック等の総合的な推進を図る。

(2) 災害時の緊急活動を支える幹線道路等の整備

ア 緊急輸送道路ネットワーク

災害時における市内及び市外からの緊急支援物資等の輸送、救急・消防活動等の緊急活動及びその他応急措置を迅速かつ円滑に実施するため、緊急輸送の確保などに必要な幹線的な道路（緊急輸送道路ネットワーク）を選定する。

イ 緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路ネットワークに配慮しながら幹線道路ネットワーク及び交通拠点へのアクセス道路等の整備を進めるとともに、地域住民が速やかに避難するため、避難路、救援路の確保に努める。

ウ 啓開道路

大規模災害発生時の速やかな救援・救護活動や人員・物資輸送及び道路の啓開作業に必要な災害対応拠点をつなぐため、最優先で啓開すべき必要最低限度の緊急輸送道路であり、これを市内各道路管理者が共有することにより効率的な啓開作業を行う。

(3) 防災活動の支援拠点の整備

ア 防災に配慮した都市公園の整備

災害時に避難地となる都市公園（広域避難地（概ね 10 ヘクタール以上）、一時避難地、緊急避難地）の整備に加え、災害後の救援・復旧・復興活動の拠点となる都市公園（広域防災拠点（概ね 50 ヘクタール以上））、地域防災拠点については、「北九州市 緑の基本計画」を踏まえながら、まちづくりのなかで計画的な整備を推進する。

イ 既存施設を活用した整備

災害発生時に避難地、火災の延焼防止、ごみ、がれきの集積場所、ヘリコプターの離着陸場となるなど、災害後の救援及び復旧活動など防災活動の支援拠点については、既存の都市公園等のオープンスペースを活用しながら計画的に整備を推進する。

(4) 河川を利用した生活・消火用水の確保のための施設整備

災害時に河川水を生活用水・消火用水等に活用するため、階段護岸、せせらぎ水路等を整備する。

2 面的整備事業の推進による市街地の防災性の強化

都市再開発等面的な整備においては、避難地などのオープンスペースの確保、道路の整備及び建築物の耐震不燃化など、市民の理解と協力を得て、中長期的な視点で災害に強い安全なまちづくりを進める。

(1) 市街地再開発事業

都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）を適用し、市街地中心部の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業を積極的に推進する。

(2) 土地区画整理事業

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）を適用し、健全な市街地の造成を図ることにより、面的な都市基盤整備と併せて建物更新を図ることができる土地区画整理事業を積極的に推進する。

(3) 住宅市街地総合整備事業（旧密集住宅市街地整備促進事業）

住宅市街地総合整備事業制度（平成 16 年国土交通省住宅局長通知第 350 号）（密集住宅市街地整備型）を適用し、密集住宅市街地の防災に関する機能の確保と居住環境の整備や老朽住宅の建て替え促進を図るため、住環境整備事業を積極的に推進する。

第4 公共建造物の耐震点検、補強

1 道路、橋梁等の整備

道路、橋梁、河川等の公共土木施設について耐震基準等の検討を行い、点検を実施し、緊急輸送道路ネットワーク等に配慮しながら通常の整備・補修の中で計画的に耐震性向上に必要な補強改修を行う。

2 その他の施設

その他の施設の強化については、本市の実情及び周辺地域への影響等を勘案のうえ、老朽化し警戒を要するものについては、防災対策として改修を進める。

第5 電線共同溝の整備

震災時における電力・通信の安全性・信頼性の確保及び電柱の倒壊による避難・消防活動への支障を防ぐため、電線共同溝等の電線類の地中化を推進する。

第6 水道施設の整備

1 水道施設の地震対策の整備

(1) 水道施設の耐震性能向上

震災時にも可能な限り給水を行うことを目的に、水道システム全体としての耐震化を図るため、個々の水道施設の耐震化を行うとともに、浄水場での浄水処理に必要な非常用電力の確保や主要な送水管等の管路の二重化等、バックアップ機能強化を推進する。

(2) 震災対策要領の整備

地震災害時の水道施設の応急復旧が迅速かつ円滑に行えるように、初動から応急復旧までの業務を整理し職員に周知を図る。

(3) 水道関係データの整備

水道関係データのバックアップシステムを確立し、水道施設応急復旧の円滑化を図る。

(4) 危険箇所の定期点検の実施

水道施設の災害に対する危険度を調査し、必要に応じ整備や点検を実施する。

2 災害通信体制の整備

(1) 水道無線の整備

地震時には有線通信施設の事故発生率が高いため、情報連絡網を確保するために、災害通信用としての水道無線の体制整備を図る。

(2) 拠点施設の災害通信整備

拠点施設の情報体制を確立するため、現在の有線システムの他に携帯電話等の無線による二重システム化を図る。

3 給水体制の整備

(1) 拠点給水システムの整備

位置や規模等を考慮して給水拠点を設定し、必要な整備を行う。

(2) 震災対策要領の整備

地震災害時において、応急給水活動を円滑に実施できるように、応急給水活動内容を整理し職員に周知を図る。

第7 下水道施設の整備

1 施設の点検

下水道施設の耐震性能向上を図るため耐震診断を実施し、各施設の耐震性能を把握するとともに、日常点検で得られる情報を活用し危険個所の把握に努める。

2 危険性の高い設備の撤去・切替え

設備の倒壊等により薬品等が流出するなど危険な状態になることが考えられるものについては設備やシステムを切替え、安全性の向上を図る。

3 下水道施設の耐震性能向上

福岡県「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成24年3月）により想定される、活断層直上にある重要な管渠の耐震化を優先的に実施するとともに、施設の設計に先立ち、同調査による液状化の危険が高い区域を詳細に調査し、被害想定地域の明確化を図り、耐震設計が必要な地域は地盤改良等を行って被害の軽減を図る。

施設の設計に際しては、建築基準法等の改正や耐震設計指針の改訂を踏まえ、耐震性能の向上を図る。

また、既設施設については耐震性能を向上させる補助工法や補強、改良を施し、震災被害の拡大を防ぐ。

これらの実施に当たっては国の制度や施策を活用していく。

4 施設の複数系列化及びネットワーク化対策

施設の機能を確保するために重要幹線及び浄化センター内水路の複数系列化及びネットワーク化など、弾力的運用を推進するための改築計画を策定する。

5 情報伝達機器の整備

震災後の混乱期には、電話等の情報伝達手段が途絶するが多いため、情報伝達機器の性能向上と近代化を推進する。

6 施設の管理図書の整備

被災調査及び復旧事業の迅速な推進のために施設の設計図書及び管理図書は不可欠のものであり、非常時の閲覧を可能にするとともに、万一被災をした場合にも情報の安全を確保するための管理体制を整える。

第8 港湾施設等の整備

1 港湾施設及び海岸保全施設については、実態に即応した計画を策定、及び耐震安全性の検証を行い、地震や津波に強い施設に逐次整備していく。

2 大規模地震による被災直後の緊急物資・避難民等の輸送や企業活動の継続・市民生活の維持に影響を及ぼす貨物の輸送に重要な役割を果たす在来岸壁、コンテナターミナル、フェリーターミナル等の係留施設については、港湾計画に基づき耐震強化岸壁の整備を進める。

3 耐震強化岸壁の背後地には、岸壁と避難機能（広場）等が一体となった臨海部防災拠点の整備を必要に応じて進める。

4 耐震強化岸壁及び背後地における、液状化の再検討を行い、安全性の検証を行う。

- 5 港湾と内陸部とを結ぶ輸送機能を確保するため、アクセス経路についても必要に応じて耐震性に配慮した整備を進める。

第 7 節 建築物の安全化

第 1 実施担当機関

建築都市局、教育委員会、関係各局

第 2 「北九州市耐震改修促進計画」の策定

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）の改正を受け、地震による建築物の倒壊などの被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、既存建築物の耐震改修等を総合的かつ計画的に促進することを目的として「北九州市耐震改修促進計画」を策定した。

第 3 市有建築物の耐震性の確保

1 新設の建築物

市有建築物の新設は建築基準法改正後の新耐震基準により設計されるが、総合的な防災活動の拠点等については、災害時の活動内容及び重要度に応じて耐震性能の強化を図る。

2 既設の建築物

(1) 防災拠点建築物等の耐震化推進

防災拠点建築物や多数の市民が利用する建築物について耐震化を促進する。特に耐震改修促進法第 6 条に規定される特定建築物については、耐震診断を平成 24 年度までに完了させ、平成 27 年度までに耐震化の完了を目指して取り組む。

(2) 学校施設の耐震化推進

耐震診断の結果、耐震補強が必要なすべての学校施設の耐震工事は、平成 27 年度末を目途に完了を目指す。

(3) その他

その他の市有建築物の耐震化については、「北九州市耐震改修促進計画」に基づき、施設利用者の安全確保と災害時に当該施設が担う役割、用途及び今後の利用計画等を考慮しつつ、計画的に進める。また、耐震診断については平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 ヶ年で完了を目指して取り組む。

第 4 民間建築物の耐震化促進

民間建築物の耐震化については、所有者が自らの問題、地域の問題という意識を持って取り組むことが必要であり、そのため本市は、所有者が安心して耐震診断・耐震改修等に取り組むことができるよう、耐震化に関する情報提供や相談体制及び助成制度の充実など、必要な環境整備や支援施策並びに適切な指導を行う。

第5 被災建物による二次災害の防止

「第3章第28節 応急住宅対策 第3 応急危険度判定士の養成」による。

第 8 節 地盤災害の防止

地盤災害、特に斜面地における災害から人命を守るために必要な事業及び施設の整備についての計画である。

第 1 実施担当機関

産業経済局、建設局、建築都市局、港湾空港局、福岡県

第 2 地盤災害防止工事の促進

1 治山・治水対策

森林整備保全事業計画(平成 21 年度～25 年度)に基づき、山腹崩壊によって流出する土砂 による災害を未然に防止するため、治山事業及び治水事業を県が市内において実施する。

2 宅地造成及び既成宅地予防計画

(1) 危険が予想される地域(既成宅地を含む)の実態を十分に調査し、宅地造成等規制法、建築基準法、都市計画法、災害対策基本法等により、災害防止の措置について、指導、監督する。

(2) 北九州市宅地防災工事資金融資制度及び住宅金融支援機構による融資の利用により、危険宅地の防災工事の促進を図る。

3 急傾斜地対策

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により、県は相当数の居住者に危害が予想される急傾斜地を崩壊危険区域に指定し、行為の制限、改善勧告、命令等の防災指導を行うものとする。なお、自然の急傾斜地で当事者において改善処置を行うことが困難、不相当等一定の条件を満たすものについて県が急傾斜崩壊防止工事を施工できる場合がある。

4 がけ地近接等危険住宅移転対策

土砂災害特別警戒区域等に存する危険住宅に対し、国の基幹事業である、がけ地近接等危険住宅移転事業の活用等により、移転の促進を図る。

5 山地災害危険地対策

(1) 県は、保安林及び保安施設地区において、森林の維持造成を通じて山地災害から、市民の生命、財産を保全し、水資源のかん養、生活環境の保全、形成等を図るため、治山事業を推進するものとする。

(2) 市は、山地災害危険地区の実態を十分に把握し、山地災害を未然に防止するため、適切な対策を講じるとともに、治山事業の実施については、用地承諾等の地元調整を行い、事業の円滑な推進を図るものとする。

6 地盤液状化対策

地盤液状化が予想される地域における港湾施設、道路、上下水道など、特に重要な公共施設については、地盤の状況等に応じて適切な対策を実施していく。

第9節 災害通信の整備

災害時において有線通信施設の事故発生率が高いことにかんがみ、無線通信の整備に重点をおき、災害時の情報連絡網を確保するための計画である。

第1 実施担当機関

危機管理室、港湾空港局、消防局、上下水道局、交通局、第七管区海上保安本部、福岡県警察、九州旅客鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、西鉄バス北九州株式会社、福岡県

第2 有線施設不通の場合の対策

有線通信不能の場合の対策として無線の活用を下記のとおり図るものとする。

- 1 防災行政無線の利用
消防局、市庁舎、区役所、消防署、港湾空港局、上下水道局、交通局に配置している防災行政無線を使用する。
- 2 災害復旧用無線電話の利用
防災関係機関が市内外との通信連絡を必要とする場合において、西日本電信電話株式会社が北九州市、警察、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等に配備する災害復旧用無線電話等を利用する。
- 3 福岡県防災・行政情報通信ネットワークの利用
県庁と国、市町村及び防災関係機関を結ぶ防災行政無線装置を利用する。
- 4 消防無線の利用
- 5 市水道無線の利用
- 6 国際海上VHF港湾無線の利用
- 7 防災関係機関通信施設の優先利用
災害対策基本法第79条に基づき、警察、海上保安本部、九州旅客鉄道株式会社、西鉄バス北九州株式会社その他防災関係機関の協力を得て、同機関の通信施設の優先利用を図り、県その他市内外との通信連絡を図る。

第3 災害通信施設の整備

市管理の災害通信用施設としては、防災行政無線、消防無線、水道無線、国際海上VHF港湾無線、福岡県防災・行政情報通信ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク及び災害応急復旧用無線電話があるが、更に整備拡大を図るものとする。

- 1 防災行政無線
平成3年度から平成5年度の3か年計画で整備をした統制局（消防局）、3中継局（風師山、石峰山、母原）、17端末局（各区役所、各消防署、港湾空港局、上下水道局、交通局）、2前進基地局（高見中学校、八幡南出張所）及び移動局（車載型52局、携帯型124局）で運用している。
- 2 消防無線
(1) 消防用無線
昭和39年度に基地局1箇所（風師山）、陸上移動局26局（車載）を開設、災害緊急用無線として運用してきたが、その後消防施設の拡充に伴い、逐次無線設備の整備を図り、現在、基地局8箇所（消防局、風師山、石峰山、母原、関門トンネル、福智山トンネル3箇所）、陸上移動局406局（車載型157、携帯型241、可搬型8）及び携帯局1局（ヘリコプター積載の消防用無線局1局）で運用している。

上記可搬型のうち、7局（10W可搬型無線機と外部空中線）は、大規模災害発生時等に備え、平成8年度に各消防署に整備した。

(2) 航空用無線

平成5年度に消防ヘリコプター1機を導入し、従来の平面的災害対応から立体的災害対応を図り、消防用無線局、ヘリコプターテレビ電送用無線局のほか、ヘリコプター運航管理通信用無線である航空機局1局、航空局13局（基地2局、携帯11局）を開設し、運用している。

(3) 救急用無線

昭和44年度に基地局1箇所（風師山）、陸上移動局10局（車載）を開設、災害緊急用無線として運用してきたが、消防施設の拡充に伴い、逐次無線設備の整備を図り、現在、基地局8箇所（消防局、風師山、石峰山、母原、関門トンネル、福智山トンネル3箇所）、陸上移動局24局（車載）で運用している。

(4) 署活動用無線

平成22年度に全消防隊員に配置し、災害現場エリア内において危険情報の伝達、指示・命令及び情報の共有化等で運用している。（現在、陸上移動局283局（携帯））

(5) ヘリコプターテレビ電送用無線

平成6年にヘリコプターテレビ電送用無線局（携帯局）を開設し、上空からの画像情報を収集し、あらゆる災害に対して早期的な戦略決断を図るため、運用している。

3 水道無線（超短波無線）

昭和31年旧水道局に基地局1、畑ダム管理事務所に陸上移動局1を開設し、ダム管理及び各種緊急連絡用として運用してきたが、平成23年度にデジタルMC A無線を整備し、管理移動局7（上下水道局、工事事務所および基幹浄水場）と移動局を各所に64局配置し、現在71局で運用している。

4 国際海上VHF港湾無線

昭和40年に基地局（下関市火の山山頂）1局を開設し、入出港船舶及び港内在港船舶との連絡用として、5チャンネルで運用しているが、更に整備拡充を図る。

5 福岡県防災・行政情報通信ネットワーク

昭和57年に県と市町村、防災関係機関との間に無線電話回線を構成し、防災に関する情報の収集・伝達を行ってきた。

また、平成12年4月、防災行政の高度化、多様化への対応と平常時における一般行政への活用を図るため、通信機能の高度化を図り、県庁と国、市町村、防災関係機関を結ぶ通信ネットワークを整備し、運用している。

6 地域衛星通信ネットワークの整備

ヘリコプターテレビ及び監視カメラで収集した映像情報等を消防庁へ伝達するため、地域衛星通信ネットワークを整備し、運用している。

第4 電池式ラジオ受信機の整備

災害時における電線等の故障によるラジオ、テレビ等の聴取不能を考慮して、防災関係機関（団体）及び一般市民が速やかに災害情報を聴取するため、トランジスター受信機の整備を図るよう推進する。

第5 無線設備の耐震性確保等

1 耐震性の確保

無線機器の使用に支障が生じないように、無線設備の耐震性の確保に努める。

また、無線設備が、無線設備周辺の備品、測定機器類の転倒等により被害を受けないよう対策を講じる。

2 バックアップ機能の充実

通信ネットワークのループ化及び多ルート化など、バックアップ機能の充実に努める。

第6 非常用電源の確保

- 1 無線通信設備等の非常用電源の確保に努める。
- 2 非常用電源設備については、定期的に点検整備を行う。また、使用方法の習熟に努める。

第 10 節 資器材等の点検整備

災害応急対策に必要な資器材等を充実、整備し、災害発生時に有効適切に使用できるよう点検整備を行うための計画である。

第 1 実施担当機関

危機管理室、保健福祉局、建設局、環境局、各区、消防局、上下水道局、病院局

第 2 点検整備の実施

災害発生時、常に使用できるように、随時、点検、不良品の更新、所定数の確保、整備を図るものとする。

第 3 資器材等

- 1 水防用資器材及び水防倉庫
- 2 消防用資器材及び施設
- 3 救助用資器材及び施設
 - (1) 気象観測施設
 - (2) 救助舟艇、救急車、給水車等
 - (3) 無線器具等
 - (4) 救急医薬品等
- 4 医療、助産及び防疫に必要な資器材及び薬剤
- 5 備蓄食糧
- 6 衣料、寝具等生活必需品
- 7 仮設トイレ、トイレ衛生袋

第 4 保管施設の新設及び拡充

逐次、現有数の拡充を図るとともに、災害時において完全に使用できるよう、適切な配置を計画し新設補修を行う。

第 11 節 災害危険区域（箇所）調査及び事前指導

災害の発生が予想される区域又は箇所を事前に把握しておき、その事前指導又は措置を講ずる等、災害の発生を未然に防止するとともに、災害時における迅速かつ的確な災害対策の実施を図る。

第 1 実施担当機関

産業経済局、建設局、建築都市局、各区、消防局、福岡県、福岡県警察、西日本電信電話、九州電力、西部ガス、陸上自衛隊

第 2 風水害危険区域（箇所）調査及び事前指導

- 1 暴風、豪雨、洪水、高潮等による災害の発生が予想される区域（箇所）で、民有地、民有家屋、市有地、公共施設等すべてを調査の対象とする。
- 2 調査の結果、防災措置の必要な区域（箇所）については、宅地造成等規制法、建築基準法及び都市計画法等に基づき指導する。
- 3 災害が発生した場合に、災害対策基本法第 59 条第 1 項の規定する事前措置の対象になると予想されるものについては、所有者、管理者等に対して事前に予告し、指導する。

第 3 特定消防区域調査

市街地及び密集地について、木造建築物の密集度合、地形的条件等の都市構造と消防力を総合的に調査検討して、火災危険度の高い区域を特定消防区域として選定する。

同区域においては、火災予防対策の強化推進及び火災時における消防力の効果的運用を図るものとする。

第 4 林野火災延焼拡大危険区域調査

植生状況が幼齢植林、原野等の所在する地域で、火災発生及び延焼拡大危険度の高い地域並びに林野火災から建物（家屋が隣接する集落）への延焼又は建物火災から林野への延焼危険のある地域を林野火災延焼拡大危険区域として選定する。

第 12 節 火災の防止

消防体制の強化、及び防火知識の普及その他の予防活動を行い、火災等の災害を未然に防止するための計画である。

第 1 実施担当機関

消防局、門司・若松海上保安部

第 2 消防力の整備

1 署所及び体制の整備

(1) 市街地対策

街区の拡大、交通事情等の都市構造の変化に対応し、災害発生後 5～6 分以内に消防隊が火災現場に到着できる範囲を目標として消防署所の整備を図る。

(2) 市周辺部対策

市周辺部にあつては消防力の適正配置を図るとともに、隣接市町との間に締結している消防組織法第 39 条に基づく相互応援協定により消防体制の確立を図る。

(3) 水上対策

船舶及び港湾施設に対する防災対策については、消防艇を小倉北区浅野港に常置するほか、門司海上保安部、若松海上保安部、洞海湾消防団等との緊密な連携により、沿岸周辺、港湾施設に対する防災の強化を図る。

2 消防用機械の整備

消防用機械の増強、更新等恒久的な計画を樹立して整備を図る。

3 特殊災害対策用資材の整備

石油コンビナート災害、危険物災害、放射性物質災害、林野火災、ガス爆発災害並びに集団救急事故災害等に対する特殊災害対策用資材の備蓄及び整備を図る。

4 消防水利の整備

市街地における水利不足地区、特定消防区域等に対して、地区の実態に適した防火水槽、消火栓、消防専用送水管の敷設を図るとともに、新しく開発される地区等に対しては、都市計画法等による防火水槽及び消火栓の設置指導等消防水利の基準に基づいて、整備、強化を推進する。

第 3 火災予防

火災予防の実効を期するため、市民への火災予防思想の普及を図り、また、予防査察、危険物の規制などを実施する。

1 火災予防査察

病院、百貨店等の防火対象物、危険物施設及び石油コンビナート等災害防止法で定める特定事業所について定期的に予防査察を行うとともに、特に必要のある場合は、特別査察を実施する。

- 2 防火・防災管理者講習
消防法第8条（防火管理者）及び第36条（防災管理者等）に定める防火対象物に置く防火管理者の資格、育成指導を図るため講習会を開催する。
- 3 建築確認等についての消防長、消防署長の同意
消防長、消防署長は、建築物の規模、構造、用途に応じ、それぞれ適応した消防設備を設置することを条件に建築主事が行う建築確認の同意をするとともに、完成後の検査及び維持管理の指導を行う。
- 4 危険物の貯蔵及び取扱の規制等
危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所の設置に当たっては、消防法の規定に基づき、検査及び許可をする。また、その後の貯蔵、取扱及び維持管理についても法令の基準に適合するよう指導する。なお、放射性同位元素、高圧ガス、毒物等の危険な物質については、その性質の特殊性から貯蔵量、管理状況等の調査を行い、災害発生時における防御対策を検討するものとする。
- 5 防災関係団体の活性化
防災協会及び市場・商店街等の自衛消防隊などの自主防災活動の活性化を行い、職域における自主防災体制の強化を図る。
- 6 市民防災活動の推進
市民防災会の結成に併せて、大規模災害発生時における市民の自発的な（救助、救出、救護、初期消火等）防災活動能力の普及向上を図る。また、防災思想の高揚と防災知識の向上を図る。
- 7 特定消防区域対策
自主防災組織の育成指導及び住宅防火訪問、防火座談会、防火教室等を実施し、火災予防の普及高揚を図る。
- 8 高層建築物の対策
高層建築物の排煙、避難設備等を重点とする各種消防設備の充実、強化及び人命救助活動に必要な空地等の整備指導とともに、これら施設等の維持管理の徹底を期し、特に防火訓練の積極的指導と建築物の防火管理体制の強化、促進を図る。
- 9 林野火災延焼拡大危険区域対策
山系ごとに火災危険区域を指定し、出火防止を図るため立札により、登山者に対して、たばこの投捨て、たき火の禁止等警戒心を喚起する。

第4 火災警報の発令と解除

市長は、消防法第22条の規定に基づいて、福岡管区気象台長が発する火災気象通報を県知事から受けたとき、又は北九州市火災予防規則第5条の規定に基づいて、管内の気象状況が火災予防上危険であると認められたときは、火災警報を発する。

また、気象状況が火災発生の危険状態を脱したと認めるときは、火災警報を解除する。

第5 防火意識の普及

- 1 住宅用防災機器等（消火器・火災警報器・防災品）の普及促進を図る。
- 2 消火器取扱訓練指導を実施し、初期消火の知識及び技術の普及を図る。

第 13 節 津波災害予防

広範囲、かつ、甚大となる津波災害による被害を最小限にするため、津波注意報・警報の情報伝達体制、避難方法及び避難場所の整備の推進を図る計画である。

第 1 実施担当機関

危機管理室、広報室、産業経済局、建設局、港湾空港局、各区、消防局

第 2 情報伝達体制の整備

本市沿岸地域に対して有効な情報伝達が行えるよう、同報系防災行政無線や携帯電話メール等、多様な情報伝達体制について検討し、計画的に整備する。

第 3 避難方法・避難場所の整備

- 1 津波からの避難の目安とするため、津波ハザードマップの作成や標高周知方法について検討し、順次実施する。
- 2 沿岸地域の民間ビル等との協力体制を構築し、沿岸地域住民の緊急的な避難場所を確保する。
- 3 津波の浸水危険がある、漁港、港湾施設及び海岸保全施設に避難誘導標識を整備する。

第 14 節 海上災害予防

海上における船舶の遭難、火災、油の流出、貯木の流出等の事故を予防するための計画である。

第 1 実施担当機関

危機管理室、産業経済局、港湾空港局、消防局、九州地方整備局、門司・若松海上保安部、福岡県警察

第 2 調査研究

防災業務を総合的かつ効果的に実施するため、次に掲げる事項について資料の収集、調査及び研究を行う。

- 1 港湾の状況
- 2 避難港、避泊地の状況
- 3 防災のために使用する船舶、資機材
- 4 災害発生状況及び防災上の教訓
- 5 予想される災害の規模、被害の程度、及びその対応策の検討
- 6 関係機関の防災業務計画、他自治体の地域防災計画等

第 3 海難防止対策

船舶交通が輻輳する関門港にあっては、門司海上保安部、若松海上保安部は巡視艇を同海域に配備し、巡視警戒及び航法指導を行い、海難事故の未然防止を図る。

また、福岡県警察（門司警察署）は、警備艇を配備し、海上保安部と連携をとり巡視警戒を行い、海難事故の未然防止を図る。

第 4 危険物積載船舶等災害防止対策

門司海上保安部、若松海上保安部は関係機関と連携して次の措置を講じ、災害発生の未然防止を図るものとする。

- 1 危険物積載船舶に対する停泊場所の規制
- 2 危険物の荷役、運搬の規制
- 3 危険物荷役船舶点検指導
- 4 危険物専用岸壁の承認及び点検指導
- 5 危険物荷役の立会い
 - (1) 火薬類の大量荷役
 - (2) 核分裂性物質等の荷役
 - (3) その他特に必要があると認められる場合
- 6 船舶交通の制限又は禁止
 - (1) 5において、必要と判断される場合

- (2) 海面に大量の油又は危険物等が流出した場合
- 7 引火性危険物積載タンカーへの他船の接近、接舷の制限
- 8 油保管施設、タンカー係留施設等を管理する事業所等に対する油排出事故時の緊急マニュアルの整備状況の検査、指導及び指示

第5 流木防止対策

関係者に対して貯木場から貯木の流出防止及び巡回等による現状把握の指導を行う。

第6 津波災害の予防（震災時）

- 1 海難防止講習会、訪船指導等の機会をとらえ、津波災害の対応について所要の指導、啓発を行う。
- 2 漁業協同組合、船舶代理店、石油関係企業、港湾工事関係者、マリーナ等の関係者を通じ、関係船舶へ警報の伝達が行われるよう体制を確保する。
- 3 海浜レジャー者、磯釣者等へ迅速、的確に警報の伝達が行われるよう関係機関と調整を図る。

第7 防災思想等の普及

- 1 地域住民等に対する防災思想等の普及
 - (1) 防災に関する講習会を開催し、防災関係資料の配布等を行う。
 - (2) 船舶への訪船指導の際に、防災関係資料の配布等を行う。
 - (3) 官民が一体となって海難防止運動等を展開し、海運、漁業、レジャー関係者をはじめ広く市民全般に運動に対する理解を深め海難防止思想の普及を図る。
- 2 職員に対する防災教育
 - (1) 平常業務を通じて海上災害への対応に関し、次の教育を行う。
 - (2) 災害発生時に具体的に執るべき行動に関する指針
 - (3) 災害に対する知識
 - (4) 防災関係法令の運用
 - (5) その他必要な事項

第8 訓練の実施

海難、船舶火災、流出油事故等を想定し、官民が一体となった訓練を実施する。

第 15 節 産業災害予防

指導監督機関の方針に基づき、市内の工場、事業所、鉱山等産業施設におけるガス爆発、火災、その他産業災害の防止対策の実施を図る。

第 1 実施担当機関

産業経済局、福岡県

第 2 労働災害防止計画

厚生労働省で策定する労働災害防止計画に基づき、市内各労働基準監督署で、労働災害の防止に努めるものとする。

第 3 鉱山災害予防計画

- 1 市内の鉱山としては、門司区及び小倉南区に石灰石鉱山があるが、災害予防については、経済産業省九州産業保安監督部において指導、監督する。
- 2 八幡西区に所在するボタ山災害予防についても経済産業省九州産業保安監督部及び福岡県において、対策を講ずるが、市は事態に即応して、関係機関との連携に努めるものとする。

第16節 都市型災害の予防

都市特有の災害である地下空間施設等の浸水被害を未然に防止するとともに、水防法に基づく浸水想定区域の住民等に対して、洪水情報の伝達及び避難誘導體制の確立を図り、円滑かつ迅速な避難を行うための計画である。

第1 実施担当機関

危機管理室、保健福祉局、子ども家庭局、建設局、各区、消防局、上下水道局、教育委員会

第2 浸水被害防止・軽減対策

- 1 浸水危険区域の把握と周知
河川・下水道の氾濫による浸水の履歴や危険性がある地階施設、地下道路区域及び浸水想定区域に立地する災害時要援護者関連施設等の状況を調査・把握し、効果的な浸水対策の立案、実施を図る。
また、道路冠水により、通行車両等の水没の経歴、もしくはそのおそれがある場所については、注意看板等を設置して、利用者に対し注意を促す。
- 2 河川・下水道整備による浸水防止対策事業の推進
浸水想定区域やその他、浸水危険区域周辺の河川・下水道を計画的に整備し、雨水処理能力の向上を図る。
- 3 地下空間浸水防止設備の設置促進
地下空間施設の管理者に対し、日本政策投資銀行融資制度を利用した防水扉等の浸水防止設備の設置を促すとともに、水防資機材の整備を促進する。

第3 情報収集・伝達体制の整備

- 1 住民等への情報伝達体制の整備
「第3章第3節 気象情報等の収集・伝達」に基づき、「北九州市総合防災情報システム」等を活用して洪水予報及び防災気象情報を収集し、地下空間施設の管理者及び浸水想定区域の住民等に対して伝達する体制を整える。
- 2 地下空間施設における情報伝達体制の確立
不特定多数の者が利用する地下空間施設の管理者に対し、災害時に利用者を安全に避難させるため、避難確保計画の策定を促し、情報伝達体制の確保を図る。
- 3 浸水危険区域の警戒パトロールの実施
大雨・洪水警報等の気象警報発表時においては、浸水想定区域をはじめ、河川や下水道のオーバーフローにより、浸水の危険性がある区域での警戒パトロールを重点的に行う。

第4 避難・救助体制の整備

1 避難誘導計画の策定と訓練の実施

洪水時における住民等の避難誘導を円滑に実施するため、避難誘導経路及び避難所を把握し、洪水時の避難誘導計画の策定や、避難誘導訓練を実施する。

2 実態に即した避難方法の策定

避難誘導について、住民が災害状況に応じた避難行動が行なえるよう、住民への個別指導を進めるため、避難所への避難に限らず、地域特性や居住環境、家族構成等を踏まえた避難方法を検討する。

3 災害時要援護者関連施設の避難対策

浸水想定区域に立地する災害時要援護者関連施設の管理者に対し、関係機関と連携した避難誘導を実施するため、合同で避難誘導訓練を実施するなど、日頃から関係強化を図るよう指導する。

4 地下空間施設の避難対策

地下空間施設利用者の的確な避難誘導を実施するため、施設管理者による避難誘導訓練の実施を促進する。

5 水防資器材の整備

「第10節 資器材等の点検整備」に基づき、応急対応の実施に備え、土のう・排水ポンプ等の資器材の整備に努めるとともに、地下空間施設の管理者に対し整備を促す。

第5 浸水被害の市民啓発

1 浸水被害の危険性の周知

「第20節 防災意識等の普及」に基づき、地下への急激な雨水の流入や車両の水没によるドアの開閉不能等、地下空間における浸水被害の特徴や危険性について周知するとともに、安全対策について啓発を図る。

2 状況に応じた安全確保行動の促進

既に浸水被害が発生した場合には、避難所への避難に際し、道路状況が認識できないためにおこる転倒や水流により水路へ流される等、人命危険の発生のおそれがあるため、居住建物の上階での待機や近隣の堅牢な建物への緊急的な避難等、居住環境や家族構成の状況に応じた安全確保行動の重要性について周知を図る。

3 浸水危険区域の公表と周知

浸水想定区域図や河川氾濫シミュレーション結果等の公表により、住民等に対する浸水危険の周知と防災意識の高揚に努める。

4 浸水被害を想定した防災訓練の実施

自主防災組織等の地域住民及び地下空間施設の管理者による、浸水被害を想定した防災訓練の実施を推進する。

第 17 節 原子力災害予防

関係機関と連携した的確な連絡体制の構築、環境モニタリング体制の構築、市民に対する情報提供等の各種対策については、国、県及び関係機関の状況を踏まえた検討を行う。

第 1 実施担当機関

危機管理室、広報室、保健福祉局、環境局、産業経済局、消防局、教育委員会、原子力事業者、福岡県

第 2 原子力災害に対する基本的な考え方

本市は、九州電力玄海原子力発電所（佐賀県玄海町）から東へ約 100 km に位置しており、東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響や国・福岡県の動向を踏まえ、各種対策について検討を行う。

第 3 情報収集・伝達体制の整備

原子力災害に対し万全を期すため、本市及び福岡県相互の情報収集・連絡体制の整備、充実を図る。また、日頃から原子力事業者との連携を図り、災害発生時における、情報収集機能を強化する。

第 4 モニタリング体制の整備

本市におけるモニタリングの実施、及び福岡県が実施する緊急時モニタリングへの協力体制について整備する。

第 5 避難所の選定

原子力災害発生時の気象条件や地形の影響により、放射性物質が広域に拡散された場合における、他都市からの避難者の受け入れ要請に備え、受け入れ可能施設を予め選定する。

なお、受け入れ可能施設の選定については、長期間の避難生活、集落単位の受け入れを念頭に置き、市立体育館等の大規模予定避難所の中から、立地、構造、設備及び収容人数等を考慮し行う。

第 6 原子力防災に関する知識の普及と啓発

平常時から市民等の原子力防災に対する意識の向上を図るため、以下に掲げる事項等について、継続的な防災知識の普及・啓発活動を実施する。

- ①放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ②原子力施設の概要に関すること
- ③原子力災害とその特性に関すること
- ④放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- ⑥屋内退避や避難に関すること
- ⑦被ばくを防ぐための飲食物摂取制限や避難時の服装など緊急時にとるべき行動及び留意事項に関すること
- ⑧放射性物質による汚染の除去に関すること
- ⑨放射性物質により汚染され、又はそのおそれのあるものの処理に関すること

第7 風評被害防止体制の構築

情報が十分に伝わらないことによる風評被害の未然防止体制の構築に努める。

第8 検討事項

訓練、避難計画、汚染物処理、緊急被ばく医療対策（安定ヨウ素剤の備蓄、適正管理等）及びその他必要と認める事項については、国、福岡県と連携を図りながら引き続き検討を行う。

第 18 節 学校及び災害時要援護者関連施設対策

災害時に自力避難が困難な、小中特別支援学校における児童生徒、及び災害時要援護者関連施設（社会福祉施設・医療施設・幼稚園等）の入所者を、行政・施設・地域、三者連携のもとに風水害及び地震等の災害から守る計画である。

第 1 実施担当機関

危機管理室、保健福祉局、子ども家庭局、産業経済局、建設局、消防局、教育委員会、福岡県

第 2 災害危険区域に立地する学校及び災害時要援護者関連施設の把握

- 1 教育委員会、保健福祉局、子ども家庭局、産業経済局、建設局、消防局等の関係部局は、「第 3 節 地すべり（砂防）山くずれ等の災害予防」における各種災害危険区域を参考に、学校及び災害時要援護者関連施設の防災面での立地条件を把握するとともに、災害の危険性のある施設に対しては、その旨の周知を行い、情報連絡窓口等の確認を行う。
- 2 災害時要援護者関連施設の定義、土砂災害危険区域に立地する学校及び災害時要援護者関連施設の把握については、関係省庁により通知された「災害弱者関連施設の土砂災害対策の実施について（平成 11 年 1 月 19 日付、消防災第 8 号）」や、「土砂災害危険箇所・危険区域図」を参考に行うこととする。

第 3 北九州市立学校危機管理基本計画、学校安全計画、学校危機管理マニュアルの策定

教育委員会で策定した北九州市立学校危機管理基本指針に基づき、各北九州市幼小中特別支援学校において、学校安全計画、学校危機管理マニュアルを策定し、災害発生時における児童生徒の安全の確保を図る。

第 4 学校及び災害時要援護者関連施設と行政・地域との連携

- 1 合同避難訓練の実施
学校、災害時要援護者関連施設と消防、警察、自主防災組織等の地域住民は、合同避難訓練を実施するなどして日頃から連絡を密にし、防災面での協力関係を確立する。
- 2 避難・救助計画の策定
災害危険区域に立地する学校及び災害時要援護者関連施設の管理者に対し、消防、警察、自主防災組織連携による避難誘導・救助計画の策定を促進する。
- 3 自主防災組織による支援
消防局は災害の危険性のある学校及び災害時要援護者関連施設について、自主防災組織に対して情報提供を行い、活動マニュアル作成や合同避難訓練の実施等を通じて施設への支援体制の確立に努める。

4 管理者に対する指導及び支援

関係局及び関係機関は、学校及び災害時要援護者関連施設の管理者に対し、訓練、講習会等の機会を通じて、施設職員及び入所者の防災知識の普及、向上を図り、施設の安全対策に努めるよう指導する。

第5 情報収集・伝達体制の確立

学校及び災害時要援護者関連施設の管理者は、児童生徒や災害時要援護者の避難措置について常に配慮する一方、気象情報の収集経路の確保等により情報収集体制の強化に努める。

教育委員会、保健福祉局、子ども家庭局及び消防局は、学校及び災害時要援護者施設との防災気象情報等の連絡体制を設置して、「北九州市総合防災情報システム」における「土砂災害危険予測システム」等により災害の発生が予測される場合は、施設側に情報を伝達し、避難・救出対策に備えるものとする。

第6 国土保全事業等の推進

「第3節 地すべり（砂防）山くずれ等の災害予防」に基づき、地すべり、山くずれ等による土砂災害の予防に努めることとする。

第 19 節 災害時要援護者対策

災害から自らの命を守るため、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、安全な場所に避難するなど、一連の行動をとる際に支援を要すると予想される高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等（以下、「災害時要援護者」という。）を災害から守り、被害を軽減するための対策を図るとともに、災害時要援護者を取り巻く状況の変化などを踏まえながら、効果的な対策を推進する。

第 1 実施担当機関

危機管理室、総務企画局、市民文化スポーツ局、保健福祉局、子ども家庭局、建設局、港湾空港局、各区、消防局、教育委員会

第 2 高齢者、障害者への対策

1 高齢者、障害者への支援

行政、地域団体等が連携して、それぞれが保有する情報を活用しながら、個々の状況に応じた支援を行うように努める。

2 災害時要援護者避難支援事業

(1) 事業の概要

「北九州市災害時要援護者避難支援事業の実施における基本的な考え方」等に基づき、一定の介護を必要とする高齢者や障害者に対して個別調査を行い、自助・共助の避難支援体制づくりを自主防災組織や民生委員児童委員協議会等の地域団体と行政の協働で推進するもの。

(2) 用語の定義

ア 災害時要援護者リスト

高齢者や障害者など、災害から自らの命を守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動に支援を要する人々の情報を記載したリスト

イ 避難支援プラン

災害時要援護者リストのうち、風水害、土砂災害及び高潮の危険区域内に居住し、かつ、避難に支援を必要とする者の具体的な情報を記載した避難計画であり、避難支援者、避難所、避難方法などを定めたもの

ウ 福祉避難所

一定の介護を必要とする高齢者や障害者のために特別の配慮がなされた避難所

(3) 避難支援体制

国が策定した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」、「北九州市災害時要援護者避難支援事業の実施における基本的な考え方」等を踏まえ、災害時要援護者の避難支援のための各種施策を実行する。

保健福祉局及び消防局は、災害時要援護者リストを作成し、定期的に更新していくとともに、区役所や消防署など関係機関との情報の共有を図る。

(4) 福祉避難所の体制整備

保健福祉局は、災害時に受け入れることのできる福祉避難所を設置できるよう関係団体と協議を進めるとともに、指定した福祉避難所と連携し、円滑な受け入れができるよう体制整備に努める。

(5) 実施体制

災害時要援護者避難支援事業の実施体制を以下のように定め、新規対象者の把握、危険

区域における災害時要援護者の個別調査、及び調査に基づき策定した避難支援プランの更新を行う。

危機管理室	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業の進捗管理、全体調整に関すること 2 避難判断基準の提供に関すること
保健福祉局	<ol style="list-style-type: none"> 1 要援護者の情報管理及び更新（個人情報保護対策を含む）に関すること 2 福祉事業との調整・整合性の確保に関すること 3 福祉避難所に関すること
区役所	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難支援プランの作成に関すること 2 地域、社会福祉協議会、民生委員等との調整に関すること 3 福祉避難所の指定に関すること 4 避難の実施に関すること
消防署 消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難支援プランの作成支援に関すること 2 訓練支援に関すること 3 避難の実施支援に関すること
建設局 港湾空港局	<ol style="list-style-type: none"> 1 地理的要件の整備に関すること

第3 外国人への対策

言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人を災害時要援護者と位置付け、災害発生時において適切に行動できるよう、次のような対策を図る。

- 1 外国語対応パンフレット等による広報
- 2 避難誘導標識等への外国語併記
- 3 外国人を含めた、防災訓練、講習会等の実施
- 4 外国語 FM 放送を活用した迅速な情報提供
- 5 外国語によるホームページ、電子メール等を活用した迅速な情報提供
- 6 学校等の教育機関、企業、地域社会や外国人支援団体等との連携による災害時の外国人支援体制の構築
- 7 緊急時の通訳・翻訳に対応できるよう、外国人支援団体等との協働

第4 乳幼児、妊産婦等への対策

流通備蓄を活用した紙おむつ、哺乳瓶、粉ミルクの供給や避難所における授乳スペースの確保など、乳幼児、妊産婦等へ配慮した対策に努める。

第5 広域的な災害発生時の対策

地震災害等、避難準備情報を提供する暇がなく、市域全体に被害の発生が予想される場合の災害時要援護者対策について、行政、地域団体等が連携し、必要な対策を検討する。

第 20 節 防災知識等の普及

被害を最小限に抑えるためには、想定外の災害が発生しても「命を守る」という防災意識に基づいた迅速、的確な防災活動が必要である。

このため、各種の機会と媒体を通じ、市職員や関係機関の職員、市民の防災意識の向上に資する継続的な防災知識等の普及を図る。

第 1 実施担当機関

市全部局

第 2 職員に対する防災知識等の普及

職員の災害発生時における的確な判断力の養成と防災に関する知識・技術の向上を目的として、防災知識等の普及を図る。

1 普及内容

- (1) 北九州市地域防災計画の概要
- (2) 防災気象情報（大雨、暴風、高潮、地震、津波等）の知識
- (3) 市内外における過去の主な被害事例
- (4) 市内における災害対応事例
- (5) 他都市への支援の経験
- (6) 防災関係法令に関する事項
- (7) その他防災に関する知識・技術等

2 普及方法

- (1) 防災講習会・検討会
学識経験者等を講師として、災害に関する専門的知識の習得及び、ビデオ等の映像、展示物などを利用した普及を図る。
- (2) 手引書の配布
市職員全員に「防災ハンドブック」を配布し、日頃からの防災知識等の普及を図る。
- (3) 防災週間等の設定による普及
防災週間期間中に講演会・展示会の開催、印刷物の配布、立看板の設置、報道機関等によって普及を図る。
- (4) 水防月間・土砂災害防止月間
ポスターやインフォメーションを活用して防災意識の普及を図る。
- (5) 応急手当（普通救命講習等）の修得。

第 3 市民に対する防災知識等の普及

日常及び災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、市民一人ひとりが自らの確かな行動をとることが必要であるため、災害に関する防災知識等の普及を図る。

1 普及内容

- (1) 日常の備え、災害時の心得
 - ア 2～3日分の食糧・水等の備蓄（食物アレルギーや疾患のある者は、特別食など）
 - イ 非常持出品の準備等家庭内での予防・安全対策
 - ウ 路上、自動車運転中等における予防・安全対策
 - エ 家庭内の連絡体制の確保

- オ 避難場所の確認
 - カ 想定にとらわれない防災意識、避難行動
 - キ 「自らの命は自ら守る」という行動意識
 - ク 地域での相互助け合い
 - ケ 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮
 - コ 災害時に重要となる保健衛生の知識
 - サ その他日常の備え、災害時の心得
 - シ 心肺蘇生法等の応急手当
- (2) 防災気象情報（大雨、暴風、高潮、地震、津波等）の知識及び対応行動
 - (3) 地域の危険箇所
 - (4) 過去の主な被害事例
 - (5) 状況に応じた避難のあり方
 - (6) 地震保険の普及促進
 - (7) その他防災に関する知識・技術等
- ## 2 普及方法
- (1) ワークショップ等による普及
ワークショップ等を開催し、防災に関する市民の行動指針の策定や地域の危険箇所について詳細なハザードマップの作成に取り組むことにより普及を図る。
 - (2) 防災訓練による普及
自主防災組織による防災訓練（図上・実働）を促進することにより普及を図る。
 - (3) 起震車の活用による普及
地震の揺れを再現できる起震車を活用し、体験型の防災啓発の普及を図る。
 - (4) 防災講習会・講演会・展示会
学識経験者等を講師として、災害に関する専門的知識の習得、及びビデオ等の映像、展示物などを利用した普及を図る。
 - (5) マスメディアによる普及
新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して、本市の防災計画及び災害に対する注意事項等の資料を提供し、普及についての協力を依頼する。
また、市政テレビ番組、市政ラジオ番組等により普及を図る。
 - (6) 印刷物による普及
地域防災計画普及版、防災情報マップ、市政だより等各種防災啓発用印刷物を配布して普及を図る。
 - (7) ビデオの活用による普及
災害に対する防災啓発用ビデオの貸し出し等により普及を図る。
 - (8) 防災週間等の設定による普及
防災週間期間中に講演会・展示会の開催、印刷物の配布、立看板の設置、報道機関等によって普及を図る。
 - (9) 水防月間・土砂災害防止月間
ポスターやインフォメーションを活用して防災意識の普及を図る。
 - (10) 応急手当講習による普及
応急手当講習により普及を図る。
 - (11) ホームページによる普及
防災気象情報、地域防災計画を掲載する等、ホームページを活用して防災意識の普及を図る。
 - (12) 電光掲示板による普及
消防局、消防署等に設置している電光掲示板を利用して、災害に関する情報提供等を行う。

第4 学校教育等による普及

児童生徒の「自分の命を守る」という主体的な姿勢を育てるため、以下の点に留意し、防火・防災訓練や、防災教材・資器材等を活用した継続的な学校防災教育を推進する。

- 1 災害に対する科学的な知識を身につけさせるとともに、想定にとらわれずに行動できる防災意識の醸成を図る。
- 2 緊急時に率先して行動できる応急対応の姿勢を身につけさせる。
- 3 学校防災教育で学んだことを、家庭や地域に伝えることができるような教育内容の研究を行う。
- 4 学校における防災教育を実施する際には、それぞれの学校の実情に応じて、保護者や地域を巻き込んだ取り組みを進めていく。
- 5 教職員に対する研修、指導を実施するとともに、教職員による効果的な防災教育のあり方を検討する。

第 21 節 地域における自主防災組織の育成

地域における自主防災体制の整備を図るため、自主防災組織の結成及び育成を促進、支援する。

自主防災組織の活動を通して、地域住民の防災思想の高揚と防災知識の普及を図るとともに、防災技術の向上に向け、訓練指導の推進を図る。

第 1 実施担当機関

市民文化スポーツ局、各区、消防局、関係各局

第 2 自主防災組織の活動

自主防災組織とは、災害を未然に防止し、又は被害を軽減するために地域住民が連帯共同して、関係機関等と一体となって、地域ぐるみで自主的な防災活動を行う組織であり、次の活動を行うものとする。

- 1 防災訓練
- 2 被害予防
- 3 避難
- 4 初期消火
- 5 救護
- 6 情報伝達

第 3 自主防災組織の結成

自主防災組織は、地域住民が自主的に結成し、運営することを基本原則とする。

第 4 自主防災組織の強化

- 1 結成された自主防災組織は、防災リーダー（防災委員・防災推進委員）を指定する。
- 2 市は、防災リーダー（防災委員・防災推進委員）の研修、各種活動計画の作成、防災訓練の指導など自主防災組織の活動全般を支援する。
- 3 市は、自主防災組織の活動の充実に向けて、災害時に住民相互の助け合いができるよう、日頃からの地域活動、及び女性の参画を促進し、地域コミュニティの活性化に努めるものとする。

第 5 災害時活動マニュアルの作成

災害時における自主防災組織の活動マニュアルの作成を促進する。

災害時活動マニュアルの作成にあたっては、高齢者、障害者等災害時要援護者に十分配慮し、地域において高齢者、障害者等災害時要援護者を支援する体制の確立に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等の男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第 22 節 企業防災の推進

企業における災害の防止と被害の軽減を図るため、次のような防災対策を図り、企業防災の整備を推進する。

第 1 実施担当機関

産業経済局、消防局

第 2 防災対策項目

- 1 災害発生時の自衛防災組織と任務分担
- 2 災害予防措置
- 3 災害発生時の安全対策
- 4 災害に備えての準備品
- 5 災害発生時の活動
- 6 交通遮断による帰宅困難対策（職場待機等）
- 7 教育及び訓練
- 8 応急手当普及員の養成
- 9 業務継続計画の策定

第23節 防災訓練の実施

風水害・地震等の大災害時における防災体制の万全を期すため、災害に対する各種訓練を実施する。

第1 実施担当機関

危機管理室、各区、消防局、関係各局、防災関係機関、市民（自主防災組織等）

第2 各種訓練の目的

- 1 地域防災計画の習熟
- 2 関係機関との連携体制の強化
- 3 住民に対する防災意識の高揚等

第3 市民（自主防災組織等）が主体となって実施する防災訓練

“自らの命は自ら守る”という行動意識のもと、市民による主体的な防災行動が展開されることを目的とした防災訓練とする。

- 1 主催
市民（自主防災組織等）
- 2 訓練の種類
市や防災関係機関、報道機関、防災メールなどから入手する防災関係情報を起点とし、情報の伝達・共有から状況に応じた避難行動などの主体的な防災行動につなげる訓練を柱に、その他以下のような内容を参考に実施する。
 - (1) 実働訓練
避難誘導訓練、初期消火訓練、救助・救護訓練、給食・給水訓練
 - (2) 図上訓練
地域の危険個所やいざという時の行動を、地図をもとに家族間や地域住民同士で考えていく訓練
 - (3) 実施回数
適宜訓練を実施する。

第4 市が主催する防災訓練（市総合防災訓練）

災害時での防災活動の円滑な実施を図るため、防災関係機関及び生活関連機関を中心とした総合的な防災訓練とする。

- 1 主催
北九州市（危機管理室）
- 2 訓練の種類

(1) 実働訓練

災害対策本部設置訓練や各防災機関による救出・救護訓練及び応急復旧訓練等を組み合わせた訓練

(2) 図上訓練

災害が発生した状況を仮想設定し、その下で、災害に携わる者が実際に災害に遭遇した場合の意思決定や対応行動を模擬的に実施する訓練

(3) 複合訓練

上記(1)、(2)の両訓練の要素を含んだ複合的な訓練

3 実施場所

訓練場所については、訓練内容、面積、形状、交通アクセス等を勘案し、訓練の実施可能な会場を選定する。

4 実施時期・回数

訓練の災害想定等に応じ、市において関係機関等と調整のうえ選定し、年1回以上実施する。

第5 各区が主催する防災訓練

区における防災体制の充実、関係機関との連携、地域住民の防災意識の高揚、及び災害対応能力の向上等を目的に実施する。

1 主催

区役所

2 訓練の種類

各区の災害特性及び過去の災害状況に応じ、下記の訓練を選定し、実施するものとする。

(1) 実働訓練

ア 応急復旧訓練

防災関係機関合同による応急復旧を中心とした訓練

イ 市民防災訓練

地域住民参加型の避難訓練及び初期消火訓練等

(2) 図上訓練

災害発生時の初動体制の確立や情報収集伝達機能の向上等を目的とした訓練

(3) 複合訓練

上記(1)、(2)の両訓練の要素を含んだ複合的な訓練

3 実施場所

区において関係機関等と調整のうえ選定する。

4 実施時期・回数

訓練の災害想定等に応じ、区において関係機関等と調整のうえ選定し、年1回以上実施する。

5 実施体制

区役所及び消防署、市民団体、各事業所、防災関係機関等の協力により行う。

第6 各局（各部）個別・連携訓練

災害対策本部設置時の事務分掌に基づく各局は、独自に又は複数部の連携、関係機関との協力などにより、災害時の迅速な応急復旧体制の確立や災害対応技術の向上等を目的として、適宜訓練を実施する。

第 24 節 避難場所等の整備

災害により現に被害を受け、居住の場所を失った者、又は災害により被害を受けるおそれのある者等（避難者）を、一定期間受入れるため、あらかじめ避難場所等（避難所、避難地）を指定、周知及び整備するための計画である。

第 1 実施担当機関

危機管理室、市民文化スポーツ局、保健福祉局、各区、消防局、教育委員会

第 2 避難場所等の定義

避難所 (施設)	予定避難所	災害時に避難者が発生した場合、その受入れについて、理解と協力を得ることができる（避難所としての開設が見込める）施設として、区長があらかじめ指定する施設。
	大規模予定避難所	一定規模の集落単位等一度に数百人規模のまとまった避難者が発生し、なおかつ一週間以上の長期避難を要するときには、危険性が解消するまでの間又は応急住宅対策が完了するまでの間の避難所として、「予定避難所」の中から別に定める基準に基づき、区長があらかじめ指定する施設。
	福祉避難所	災害時要援護者避難支援事業に基づき、通常の避難所では避難生活をするのが困難な避難者の受入について、協力を得ることができる福祉施設として、市長があらかじめ協定を締結する施設。
避難地 (場所)	緊急避難場所 (緊急避難地)	災害発生の危険性が切迫している場合、又は、既に災害が発生している場合に、避難者が災害発生状況等を考慮して緊急避難する最寄りの安全な場所で、地域住民が災害種別、地域の実情等に応じて日頃から認識しておく場所。
	一時避難地	避難者の受入れに緊急を要し、避難所を開設するいとまのない場合、若しくは、夜間・休日等の理由で開設手続きに時間を要する場合における地域住民の一時的な避難地で、学校、公園等の公共のオープンスペース。
	広域避難地	地震による津波、地すべり、市街地火災の延焼拡大等から避難者を保護するためのオープンスペースで、広域住民の最終避難に資する一定規模以上の面積をもった公園等。

第 3 避難所（施設）の指定

1 予定避難所の指定

区長は、避難者を受入れるに足りる安全なもので、かつ便利なところにある区内の建物の中

から、災害時には避難者の受入れについて理解と協力を得ることができる施設（避難所としての開設が見込める施設）として、「予定避難所」をあらかじめ指定しておく。また、河川氾濫想定区域及び土砂災害危険箇所内にある施設であっても、鉄筋コンクリート造で、想定浸水深より高い階層に避難するスペースがある等、安全性が確保されている施設については、緊急避難（垂直移動）の考え方にに基づき、風水害時の予定避難所として指定することができる。

なお、指定の際、区長は、施設管理者、所有者等の承諾を必ず得ておくこととし、指定した予定避難所については、その都度、危機管理監に報告を行う。

2 大規模予定避難所の指定

(1) 大規模災害の定義

市内で局地的な被害が発生した場合などにおいて、一定規模の集落単位等一度に数百人規模のまとまった避難者が発生し、なおかつ一週間以上の長期避難を要すると推測される災害、または災害対策本部長が同等の災害と認めたとき。

(2) 大規模予定避難所

区長は、大規模災害が発生したときには、危険性が解消するまでの間、または応急住宅対策が完了するまでの間の避難所として、大規模予定避難所を指定しておく。

(3) 指定の基準

- ア 収容人員 500 人以上であること
- イ 観客席等同一空間での区画割が可能であること
- ウ 救援物資の仕分け等に必要なおープンスペースを有すること
- エ その他、トイレや調理ができる環境など避難生活上必要な設備等が整っていること

3 調査の実施

区役所は、指定した予定避難所については、以下の項目について調査を実施する。

- (1) 受入れ予定箇所、受入れ可能人員数（積算根拠は、2 m²あたり 1 人）
- (2) 空調、寝具、給湯施設、身障者用トイレの有無などの設備内容
- (3) 階数、建築年、鉄筋・木造等の施設構造
- (4) 閉館時における受入れに備えた緊急連絡先
- (5) 災害履歴、災害危険区域等の指定の有無
- (6) その他必要事項

4 小学校区単位の整理

区役所は、指定した区内の予定避難所について、区民に分かりやすいよう、小学校区単位ごとに整理しておく。（ただし、他の小学校区、又は他の区・市域の避難者の利用を妨げるものではない。）

5 災害種別ごとの整理

区役所は、指定した区内の予定避難所について、施設の立地条件（災害危険区域の指定、災害履歴の有無等）や施設構造等により、地震、風水害等の災害種別ごとに整理する。

6 追加・解除

区長は、毎年予定避難所の見直しを図り、指定の追加や、調査結果等に基づく指定の解除がある場合には、危機管理監に報告することとする。

第 4 予定避難所等の周知

1 市関係部局及び防災関係機関への周知

危機管理室は、指定された予定避難所等について、保健福祉局、教育委員会、各区役所、消防局、各消防署等の市関係部局及び海上保安部、自衛隊、消防団、警察署、市民防災会等の防災関係機関に対して周知を行う。

2 住民への周知

指定された予定避難所等について、「予定避難所表示板」や、県、市、関係局、各区等が作成するホームページ等を活用して周知を行う。

3 施設管理者等への周知

区長は、指定した予定避難所の管理者等に対して、災害時の避難所開設に係る協力依頼と予定避難所の指定の確認を、毎年文書により行う。

また、調査結果等に基づく指定の解除がある場合にも、その旨予定避難所の管理者等に通知する。

第5 予定避難所の必要な機能の整備

予定避難所に指定されている市民センター及び市立小中学校等について、予定避難所として必要な諸機能の整備に努める。なお、施設の整備計画にあたっては、災害時要援護者、女性及び子育てなどに配慮したものとする。

- 1 耐震化、バリアフリー化の推進
- 2 通信機器（電話、FAX）通信設備（テレビ・ケーブルテレビ受信、電話用配線）の配備
- 3 更衣及び授乳スペース等の確保
- 4 その他避難生活に必要な物資の備蓄及び供給体制の整備

第6 福祉避難所

福祉避難所の協定方法、運営等については、「福祉避難所運営マニュアル」において別に定める。

第 25 節 心のケア対策

災害時には、被災者が災害により様々な心の傷を受け、PTSD（※）等の症状が現れてくることが懸念される。そこで、本市における PTSD 等に対する支援体制の整備を図る。

第 1 実施担当機関

保健福祉局、子ども家庭局

第 2 支援体制の整備

- 1 こころのケアを必要としている被災者に対し、初期の段階からこころのケアが提供できるように、市及び関係機関の職員（保健師等）に対して、研修及び啓発を行う。
- 2 支援体制の整備
国が作成した「災害時地域精神保健医療活動ガイドライン」等を踏まえ、災害時の被災者に対するこころのケアに適切に対応するための体制整備を検討する。

第 3 災害時活動マニュアルの作成

保健福祉局は、災害時における被災者と支援者に対するメンタルヘルスマニュアルを作成する。

※ PTSD…Post Traumatic Stress Disorder の略語で、外傷後ストレス障害という意味。
つまり、「トラウマ（心的外傷）」となる、突然の衝撃的出来事を経験することによって、後に生じる様々なストレス障害のことを指す。

第 26 節 災害ボランティア活動の環境整備

災害時にボランティアが活動しやすい環境の整備を推進するとともに、ボランティアと行政が連携し、円滑な活動ができる連携体制の確立を図る。

第 1 実施担当機関

危機管理室、総務企画局、市民文化スポーツ局、保健福祉局、消防局、日本赤十字社、社会福祉協議会、北九州国際交流協会

第 2 災害時におけるボランティア活動支援のための環境整備

災害時におけるボランティア活動支援の環境整備を図るため、以下の取り組みを行う。

- 1 社会福祉協議会、日本赤十字社、北九州国際交流協会などの団体と連携を図りながら、教育、研修・訓練、調整等など総合的な推進を図る。
- 2 災害時に活動可能な災害救援ボランティアの登録を行い、災害ボランティア活動体制の整備を図る。
- 3 災害時に対応できるボランティアコーディネーター等の人材養成に努める。
- 4 企業、労働団体、NPO、地域の市民団体などと連携しながら、ボランティア活動の支援ネットワークづくりに取り組む。
- 5 市と社会福祉協議会及びボランティア団体、またボランティア相互の連絡調整が円滑に行うことができるように、携帯電話、ファクシミリ、パソコンなどの情報通信機器を活用した通信システムづくりを進める。
- 6 災害時におけるボランティアの円滑な供給ができるよう、近隣市町村を含めた広域的なボランティア供給体制を組織し、県内各市町村と連携を図る。

第 27 節 民間企業等による災害時地域支援

災害時において市と民間企業が連携して迅速・的確に災害対策及び避難者支援を行うための計画である。

第 1 実施担当機関

危機管理室、保健福祉局、建築都市局、産業経済局、消防局、各区、福岡県

第 2 災害時における北九州市内郵便局等と北九州市間の相互協力に関する覚書 (H12. 4. 12)

北九州市内郵便局等（以下、「郵便局等」という）及び北九州市（以下、「市」という）は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に相互の友愛精神に基づき、相互に協力を行うものとする。

- 1 郵便局等が集配業務等を通じて知り得た、災害が発生するおそれがある状況、又は災害の発生状況等の情報の提供
- 2 市が収集した災害の状況等に関する情報の提供
- 3 郵便局等が所有し、又は管理する施設及び用地を避難場所、物資集積場所等として提供
- 4 市が所有し、又は管理する施設及び用地を臨時郵便局等として提供
- 5 郵便局等又は市が収集した被災市民の連絡先及び被災状況等に関する情報の相互提供
- 6 郵便局等又は市が実施する応急対策及び復旧対策に係る市民等に周知すべき事項についての広報
- 7 郵便局等による必要に応じた避難場所等への臨時郵便差出箱の設置
- 8 郵便局等が所有する運搬に供する車両等の応急対策への使用
- 9 その他協力できる事項

第 3 災害時における小倉競馬場施設等の提供と利用に関する覚書 (H15. 1. 15)

日本中央競馬会小倉競馬場は、北九州市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防部隊等の災害活動の円滑化と被災者等の救援対応に資するため、施設管理と事業に支障がない限り、施設等の提供を行うものとする。

第 4 ガソリンスタンド、コンビニエンスストア等の事業組合との災害時応援協定 (H18. 8. 1)

大規模災害による帰宅困難者に対する支援対策として、ガソリンスタンドやコンビニエンスストア等と福岡県を通して「徒歩帰宅支援ステーション」協定を結び、次のような帰宅困難者支援を行う。

- 1 災害時の情報提供（ラジオ放送など）
- 2 トイレの利用
- 3 水道水の提供
- 4 地図の掲出など

第5 災害時における生活必需物資等の供給に関する特別協定（H18. 8. 30）

1 目的

市内において災害が発生し、避難所に市民等が避難した場合において、民間企業による食糧や生活必需物資等の迅速・的確な供給により、その避難生活の支援を行うことを目的とする。

2 訓練

消防局及び区役所は、この協定の趣旨に沿った円滑な物資の調達ができるよう、企業への要請、物資の運搬及び受入れ等について、訓練を実施する。

3 協定の締結及び更新

消防局は関係企業との協定の締結を行う。また、産業経済局は毎年度、協定締結企業の意思確認及び保有物資量の把握等を行い、消防局及び各区役所へ報告する。

第6 日本郵政株式会社かんぽの宿北九州との災害時における協力に関する覚書（H19. 10. 1）

簡易保険福祉事業団北九州簡易保険保養センターは、北九州市内に災害が発生、又は発生するおそれがある場合において、北九州市の要請があった場合には次のような協力を行うものとする。

- 1 屋内外における避難場所の提供
- 2 炊き出しを中心とした非常食の提供
- 3 浴場を開放しての入浴の提供
- 4 その他北九州簡易保険センターが可能とするサービスの提供

第7 北九州市と企業・大学とのNBC災害対策に関する協力等の協定（H20. 1. 21）

1 目的

本市と企業及び大学とが相互に協力し、NBC災害への対応を行うとともに、普段から情報交換、共同研究等により連携を図り、もって市民の生命、財産を守ることを目的とする。

2 協力事項

協定締結企業・大学は、本市からの要請に応じて災害現場へ赴き、災害予防及び応急対策並びに復旧対策等について、次に掲げる助言及び指導等を実施する。

（1）起因物質が特定されている場合

- ア 現場活動に関する助言
- イ 警戒区域の設定・解除、市民広報に関する支援
- ウ 現場への専門家の派遣
- エ 対応に必要な化学災害シミュレーションシステム、機材等の貸与
- オ 文献等に基づいた起因物質に関する情報提供など、その他災害対策を講じるうえで本市が必要と認める事項で専門家が対応できるもの

（2）起因物質が不明な場合

- ア 起因物質を特定するための分析支援
- イ 警戒区域の設定に関する助言
- ウ その他災害対策を講じるうえで本市が必要と認める事項で専門家が対応できるもの

（3）平常時における協力

- ア 関係職員への研修
- イ 訓練時における専門家としての助言

ウ 災害防止又は対策のための共同研究（化学災害シミュレーションシステムの共同利用、情報の共有ほか）

エ 防災関連資料、災害データ等に関する情報交換

3 連絡調整会議

化学災害発生時の協力や訓練の実施を円滑に行うため、年1回以上、連絡調整会議を実施するものとする。

第8 北九州市獣医師会との災害発生時における愛玩動物（ペット）の受入れに関する協定（H. 20. 2. 25）

北九州市獣医師会は、北九州市内に災害が発生、又は発生するおそれがある場合において、北九州市の要請があった場合には、次のような協力を行うものとする。

- 1 ペットの一時預かり
- 2 獣医師の派遣

第9 災害時における物資輸送等の支援に関する協定（H. 20. 7. 25）

市内において数千名に及ぶ避難者が出るような大規模災害が発生した場合に、物資の荷捌き等のノウハウを有した地元の宅配便事業者の協力のもと、流通する救援物資を一元管理して避難所へ配送するシステム（「緊急物資一元管理・配送システム」）を構築し、円滑な物流を確保することとする。

- 1 受託制限
企業が顧客から受託する義援物資のうち、市が不要とする品目の受託を制限
- 2 配送拠点における物資の荷捌き支援業務
 - (1) 荷捌き業務に必要な機器（フォークリフト、ロールボックス等）の貸与
 - (2) 荷捌き業務に関する指導者の派遣
 - (3) 配送拠点から避難所までの物資の輸送

第10 避難所における情報収集及び停電対策等の支援に関する協定（H. 20. 12. 18）

（社）北九州電設協会の支援により、避難所でテレビが視聴可能な環境の整備や停電対策を行うことで、避難所機能の一層の充実・強化を図ることとする。

- 1 避難所の運営支援
 - (1) 対象体育館へのテレビアンテナの設置及び同軸ケーブルの屋内配線
 - (2) 停電時における発動発電機の搬入・接続
- 2 救助救出活動支援事業
災害時における協会会員保有の資器材（ボール、ノコギリ等）の市民への貸与

第11 消防活動時の協力に関する協定（H21. 1. 15）

市内で災害発生又は災害のおそれがある場合に、社団法人福岡県建造物解体工業会北九州支部登録業者が保有する特殊車両を活用して協力体制を確立し、迅速かつ的確に対処することを目的とする。

- 1 人命救助活動等の消防活動の障害となる物件等の除去
- 2 危険要因となる物質等排除
- 3 その他必要と認める場合

第12 (社)全国霊柩自動車協会との災害時における遺体の搬送に関する協定 (H. 21. 7. 14)

市内において風水害、地震又は大規模な事故等により多数の死者が発生した場合、(社)全国霊柩自動車協会に遺体搬送の協力要請を行う。

第13 災害時における支援活動に関する協定 (H. 22. 10. 28)

市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、山九株式会社八幡支店が保有する特殊車両や特殊資器材、専門的知識等を活用して、被害の未然防止・最小化・拡大防止を図ることとする。

- 1 不発弾処理時における応急対応への支援
 - (1) 防護堤の築造
 - ア 防護堤築造計画書の作成
 - イ 防護堤築造用土嚢の製作
 - ウ 土嚢積み上げによる防護堤の築造
 - (2) 処置完了後の防護堤撤去及び原状復旧
- 2 人命救助活動時における障害物等の除去への支援
- 3 その他必要と認める活動への支援

第14 災害時における応急対策の支援に関する協定 (H23. 2. 1)

北九州市防水工事業協同組合の支援により、風水害や地震等の災害時に、避難所の応急防水処置や危険箇所の緊急処置等を行うことで、避難所機能の確保を図ることとする。

- 1 避難所の応急防水措置、及び危険箇所の緊急措置
- 2 公共性のある施設の浸水防止措置

第15 災害時における緊急輸送の協力に関する協定 (H24. 6. 1)

市域及び市域外において地震、風水害等の災害が発生した場合に、社団法人福岡県トラック協会の協力を得て、災害時の応急対策に必要な資機材や生活物資等の輸送業務等を円滑に実施することを目的とする。

- 1 災害時の応急対策に必要な資機材や生活物資等の輸送業務
- 2 その他の車両による支援業務

第16 地震・津波等の災害時における施設の使用に関する覚書 (H24. 9. 1)

市域において地震・津波等による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、T O T O株式会社の施設を市民の津波緊急避難場所又は災害派遣機関等の支援拠点として使用すること

で、災害時の応急対策の円滑な実施を図ることとする。

- 1 周辺住民等の津波緊急避難場所の提供及び施設内への誘導
- 2 災害派遣機関等への支援拠点の提供

第 28 節 災害被害調査体制の強化

災害発生後、早期に被害状況を把握するとともに、災害によって被害の生じた者（以下、「被災者」という。）に対し、法令に基づく各種制度や災害見舞金の支給等の生活再建支援を円滑に実施するため、その前提となる災害被害調査体制の強化を図る。

第 1 実施担当機関

危機管理室、財政局、保健福祉局、建築都市局、各区、消防局

第 2 災害被害認定

被災者の生活再建に必要な各種支援制度の適用に係る被害認定を速やかに進めるための体制整備を行う。

第 3 被害調査班の設置

被害状況の迅速的確な把握を行うための体制については、被害調査班の設置を検討する。

第 29 節 緊急通行車両の事前届出

第 1 実施担当機関

福岡県警察

第 2 緊急通行車両の事前届出制度

災害発生時の混乱した現場における緊急通行車両の迅速な確認手続を実施するため、県公安委員会が、あらかじめ関係機関から緊急通行車両の事前届出を受理する制度である。

なお、災害発生時における緊急通行車両の確認手続においては、事前届出を行った車両は、他の車両に優先して確認される。

第 3 事前届出の対象とする車両

事前届出の対象とする車両は、次に掲げるいずれにも該当する車両とする。

- 1 災害時において災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策（次に掲げる事項をいう。）を実施するために使用される計画がある車両
 - (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
 - (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - (5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - (6) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
 - (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - (8) 緊急輸送の確保に関する事項
 - (9) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関する事項
 - (10) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使われる車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両
- ア 指定行政機関
警察庁、防衛省等災害対策基本法第 2 条第 3 号に定める機関
- イ 指定地方行政機関
本計画第 1 章第 4 節第 2 に記載の機関
- ウ 指定公共機関及び指定地方公共機関
第 1 章第 4 節第 6 に記載の機関（1 3 を除く。）

第 4 事前届出の申請

- 1 申請者
災害対策基本法施行令第 33 条第 1 項に基づく緊急通行車両の緊急通行を実施することについて責任を有する者（代行者を含む。）
- 2 申請先

申請に係る車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は県警察本部交通規制課

第5 申請書類

緊急通行車両事前届出書2通に次の書類を添付の上申請する。

- 1 申請者が緊急通行車両として使用することを証明する書類1通
- 2 自動車検査証の写し等

第6 事前届出済証の保管及び車両変更申請

事前届出済証の交付を受けた指定行政機関等は、事前届出済証を適正に保管するとともに事前届出済証の交付を受けた車両に廃車、配置換え等の変更が生じた場合は、速やかに事前届出済証の返還、変更の申請を行う。

第7 その他輸送協定締結機関等

指定行政機関等との輸送協定等により災害応急対策に従事することとなる車両についても、事前届出を行うことができるため、積極的な申請を行う。

第3章 災害応急対策計画

第1節 防災組織

第1 北九州市防災会議

市長を会長とし、災害対策基本法第16条の規定に基づき設置され、北九州市地域防災計画の作成、及びその実施を推進することを主な目的とする。

1 会長

市長

2 委員・幹事

委員は、北九州市防災会議条例に基づき、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。幹事は、委員が属する機関の職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

参照：「北九州市防災会議委員・幹事一覧表（付属資料編）」

(1) 指定地方行政機関の職員

- ・九州農政局北九州地域センター
- ・九州運輸局福岡運輸支局
- ・九州地方整備局関門航路事務所
- ・大阪航空局北九州空港事務所
- ・門司海上保安部
- ・若松海上保安部
- ・福岡管区気象台
- ・九州地方整備局北九州国道事務所

(2) 福岡県の知事の部内の職員

- ・福岡県八幡農林事務所
- ・福岡県北九州県土整備事務所

(3) 福岡県警察の警察官

- ・福岡県警察北九州市警察部
- ・福岡県警察本部警備部

(4) 市長部内の職員

(5) 教育長

(6) 消防長及び消防団長

(7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員

- ・九州旅客鉄道株式会社
- ・西日本電信電話株式会社北九州支店
- ・日本赤十字社福岡県支部
- ・日本放送協会北九州放送局
- ・西日本高速道路株式会社九州支社
- ・九州電力株式会社北九州支社
- ・西部ガス株式会社北九州支社
- ・西鉄バス北九州株式会社
- ・日本郵便株式会社北九州中央郵便局

(8) 自主防災組織を構成する者

- ・北九州市市民防災会総連合会

(9) 学識経験のある者

- ・北九州市婦人連絡協議会
- ・北九州市社会福祉協議会
- ・北九州国際交流団体ネットワーク
- ・アジア女性交流・研究フォーラム
- ・北九州市男女共同参画審議会
- ・北九州市女性団体連絡会議
- ・北九州子育て・親育ちエンパワメントセンターBee
- ・北九州婦人教育研究会
- ・北九州市食生活改善推進員協議会

(10) 市長が防災上必要と認める者

- ・福岡北九州高速道路公社北九州事務所
- ・陸上自衛隊第40普通科連隊
- ・北九州市医師会
- ・北九州市保育所連盟

- ・福岡県看護協会
- ・北九州市道路公社
- ・その他市長が防災上必要と認める者

3 所掌事務

- (1) 北九州市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により権限に属する事務

第2 北九州市災害対策本部

市域について災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市長は災害対策基本法第23条の規定に基づき、北九州市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置し、災害予防及び災害応急対策を実施する。

災害対策本部の機構等については、「北九州市災害対策本部条例」及び「北九州市災害対策本部運営要綱」に基づき、以下のとおりとする。

1 構成

災害対策本部は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）、災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）、本部員及びその他の職員をもって構成し、構成組織として部を置く。

(1) 本部長

市長

(2) 副本部長

副市長

(3) 本部員

災害対策本部の本部員は、危機管理監、「北九州市事務分掌条例」の第1条に定める局長及び消防局長、上下水道局長、交通局長、病院局長、区長、教育長、市議会事務局長とする。ただし、本部長は、必要に応じて上記以外の市職員（非常勤職員も含む。）の中から必要と認める者を本部員とすることができる。

(4) 部・班（隊）

災害対策本部におく部、部に属する班（隊）、各部の部長、副本部長、班（隊）長、副班（隊）長及び班（隊）員については、北九州市災害対策本部運営要綱の別表2に定めるとおりとする。

2 設置基準

災害対策本部の設置基準は、次のような事例が発生した場合とする。

(1) 風水害等における基準

ア 北九州市域を含む記録的短時間大雨情報が発表された場合

イ 北九州市に土砂災害警戒情報が発表された場合

ウ 台風接近時に市域が暴風域に入るおそれがある場合

エ 遠賀川下流部はん濫警戒情報が発表された場合

オ その他災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合であって、市長が必要と認める場合

(2) 震災における基準

ア 市内に震度5弱以上を観測する地震が発生した場合

イ 市内の沿岸部を含む予報区に、「大津波」、または「津波」の津波警報が発令された場合

ウ その他災害の状況により市長が必要と認める場合

3 市長が不在、又は連絡不能な場合の対策

市長が不在、又は連絡不能でその職務の執行が不可能な場合には、災害対策本部長の職務をはじめとする災害応急対策に係る市長の職務権限や、その他災害対策に必要な意思決定等については、下記の順位により代理することとする。

なお、代理者は事後速やかに市長にこれを報告し、その承認を得るものとする。

(1) 第1順位 … 副市長（危機管理担任副市長を第1順位とする。）

(2) 第2順位 … 危機管理監

(3) 第3順位 … 危機管理室長

4 災害対策本部室の設置場所

災害対策本部室の設置場所は、原則として市役所本庁舎又は消防局庁舎とする。ただし、これら施設で設置不可能な場合やその他必要な場合には、他の施設の使用可能性を調査し、使用が確認された施設に設置する。

5 災害対策本部の設置及び閉鎖の通知

本部長は、災害対策本部を設置し、又は閉鎖したときは、速やかに関係機関等に通知する。

6 災害対策本部会議の開催

本部長は、災害対策本部設置時において必要と認める場合は、北九州市災害対策本部運営要綱第5条に基づき災害対策本部会議を招集する。

(1) 構成人員

本部長、副本部長、本部員及び本部長が必要と認める者により組織する。ただし、災害の種類・規模・態様等によっては、本部長はその数を増員又は減員して組織することができる。

(2) 協議内容

ア 災害対策本部による意思決定と各部による災害対策の実施調整

イ 本部長から各部へ災害対策上の指針についての伝達

ウ 総括部から各部への防災情報等の伝達やその他連絡事項の確認

エ 各部からの災害対策実施状況や被害情報等の報告

オ 防災関係機関等との連絡体制の確認と収集した被害情報の報告

カ その他必要事項

7 北九州市現地災害対策本部

本部長は、災害対策本部を設置した場合で、市及び防災関係機関相互の連絡協調体制を確立し、災害現場において災害状況に即応した対策をとる必要がある場合には、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、北九州市現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。

(1) 現地本部長・現地副本部長・本部員

本部長は、現地本部長、現地副本部長、本部員として、災害対策本部の副本部長、本部員その他の職員の中から必要な者を指名する。

8 区対策部会議の開催

区対策部長は、災害対策本部設置時において必要と認める場合は、北九州市災害対策本部運営要綱第6条に基づき区対策部会議を招集する。

(1) 構成人員

区対策部長、副部長、班長及び区対策部長が必要と認める者をもって組織する。

ただし、災害の種類・規模・態様等によっては、区対策部長はその数を増員又は減員して組織することができる。

(2) 協議内容

ア 区対策本部による意思決定と各班による災害対策の実施調整

- イ 区対策部長から各班へ災害対策上の指針についての伝達
- ウ 総務班から各班への防災情報等の伝達やその他連絡事項の確認
- エ 各班からの災害対策実施状況や被害情報の報告
- オ 区内各出先機関や消防署、市立小中学校等との連絡体制の再確認
- カ その他必要事項

9 防災関係機関職員の派遣

次の防災関係機関は、災害対策本部及び防災関係機関相互の連絡協調体制を確立するため、災害対策本部又は現地災害対策本部に防災関係機関の職員を派遣することができる。

また、本部長は、必要により、災害対策本部又は現地災害対策本部に当該職員の派遣を要請することができる。

- (1) 門司海上保安部
- (2) 若松海上保安部
- (3) 福岡県警察（北九州市警察部、警察署等）
- (4) 九州地方整備局北九州国道事務所
- (5) 西日本高速道路株式会社九州支社北九州管理事務所
- (6) 陸上自衛隊第40普通科連隊
- (7) 福岡北九州高速道路公社北九州事務所
- (8) 西部ガス株式会社北九州支社
- (9) 九州電力株式会社北九州支社
- (10) 西日本電信電話株式会社北九州支店
- (11) 日本赤十字社福岡県支部
- (12) 北九州市医師会及び災害医療に精通した医師（統括DMAT等）
- (13) その他の防災関係機関

10 災害対策本部の閉鎖

本部長は、災害発生状況等を考慮し、関係各部、班による巡回により災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね終了したと認められるときは、災害対策本部を閉鎖する。ただし、災害応急対策がおおむね終了した後においても、引き続き二次災害に対する警戒や被害状況の収集等を行う必要がある場合は、災害対策本部を段階的に縮小することができる。

第3 北九州市災害警戒本部

市域について災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害対策本部を設置するに至らないときは、危機管理担任副市長は必要に応じて北九州市災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）を設置する。

災害警戒本部は、災害に関する情報を収集し、関係機関との連絡調整あるいは軽微な災害に対する応急対応を行うとともに、災害の状況に応じて、速やかに災害対策本部に移行できる体制を整えておくことを目的とする。

1 構成

災害警戒本部は、災害警戒本部長（以下「警戒本部長」という。）、災害警戒副本部長（以下「警戒副本部長」という。）、災害対策本部の本部員及びその他の職員をもって構成し、災害対策本部の一部の部を置く。

- (1) 警戒本部長

危機管理監

(2) 警戒副本部長

危機管理室長

(3) 本部員

災害対策本部の例によることとする。

(4) 部・班（隊）

災害対策本部の例によることとする。

2 設置基準

災害警戒本部の設置基準は、次のような事例が発生した場合とする。

(1) 風水害等における基準

ア 北九州市に暴風、大雨、洪水、高潮等の警報又は注意報が発表され、災害が発生するおそれがある場合

イ 12時間後の台風進路予報で市域の一部または全域が暴風警戒域に入った場合

ウ 国土交通大臣又は福岡県知事により、市内の河川について水防警報が発令された場合

エ 遠賀川下流部はん濫注意情報が発表された場合

オ 市域の一部において、有効先行降雨量が一定基準に達し、なお降雨が見込まれる場合

カ その他軽微な災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合であって、危機管理担任副市長が必要と認める場合

(2) 震災における基準

ア 市域に震度4を観測する地震が発生した場合

イ 市内の沿岸部を含む予報区に、津波注意報が発表された場合

ウ その他災害の状況により危機管理担任副市長が必要と認める場合

3 災害警戒本部室の設置場所

災害対策本部の例によることとする。

4 災害警戒本部の設置及び閉鎖の通知

災害対策本部の例によることとする。

5 災害警戒本部会議の開催

災害警戒本部に警戒本部会議を置き、警戒本部長、警戒副本部長、本部員及び警戒本部長が必要と認める者をもって組織する。

警戒本部会議は、必要に応じて警戒本部長が招集する。協議内容については、災害対策本部会議の例によることとする。

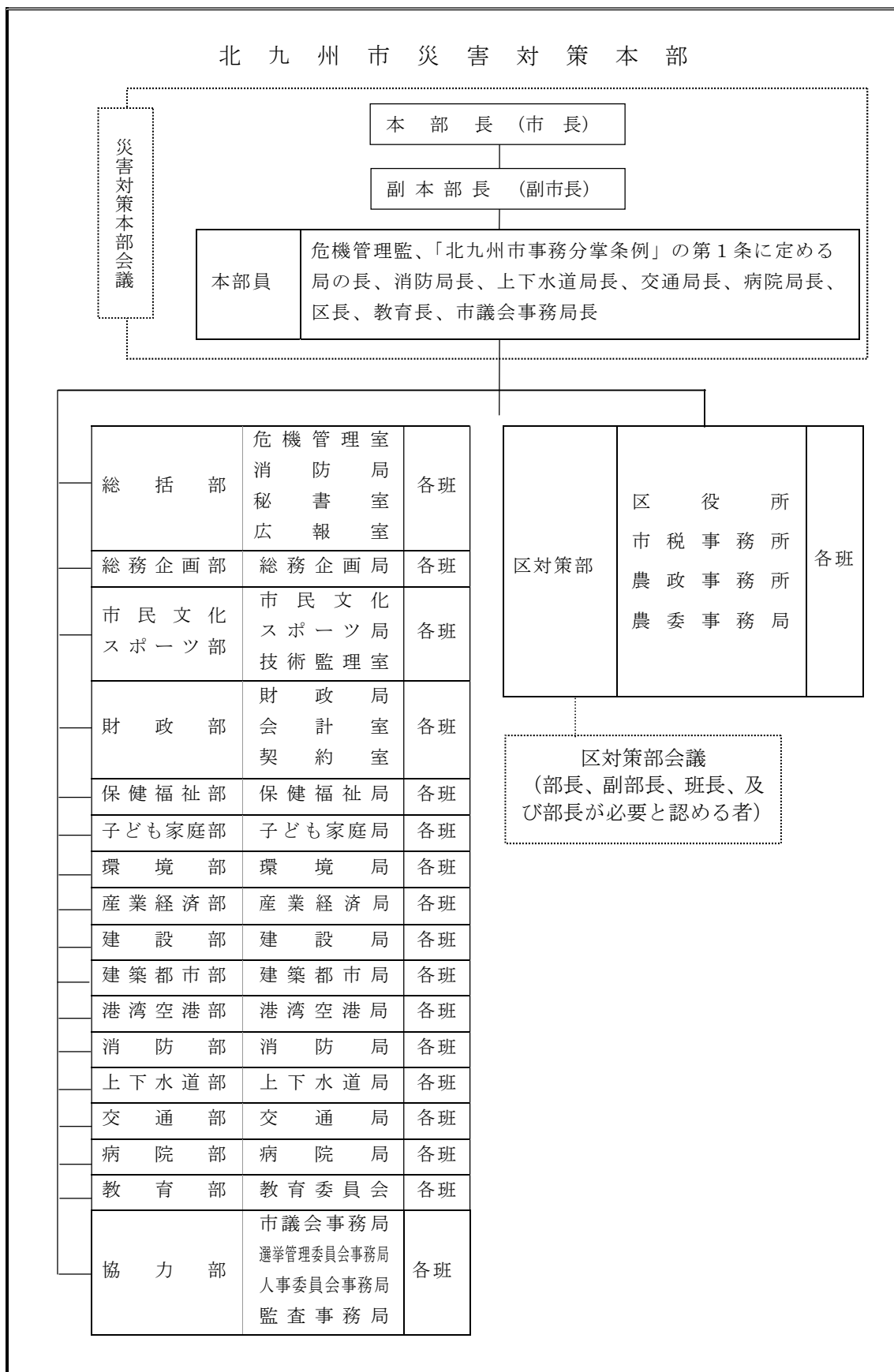
6 防災関係機関職員の派遣

災害対策本部の例によることとする。

7 災害警戒本部の閉鎖

災害対策本部の例によることとする。

※ 北九州市災害対策本部機構表



第2節 防災体制

第1 防災指令の発令

災害対策本部又は災害警戒本部を設置した場合、本部長又は警戒本部長は、職員を動員・配備するための指示である「防災指令」を、各局・区等の長に対して発令する。

なお、防災指令発令後においても、災害発生状況等に応じて、本部長又は警戒本部長は発令した防災指令を切替えることができ、災害対策本部又は災害警戒本部を閉鎖した場合は、閉鎖と同時に解除する。

1 発令基準

(1) 風水害等における基準

各防災指令は、災害の規模、種類、態様等に応じ、原則として次の基準により発令される。

ただし、本部長又は警戒本部長は、災害の規模及び態様等によっては、この基準と異なる防災指令を発令することができる。

区分	防災指令名	発令基準	動員・配備すべき職員の基準	北九州市危機管理基本指針に基づく危機レベル
災害警戒本部	初動警戒体制	気象台が注意報又は警報を発表し、災害発生のおそれがあるとき。	情報収集及び伝達に必要な人員	橙色 (オレンジ)
	警戒体制	気象台が注意報又は警報を発表し、軽微な災害が発生したとき。	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員	
災害対策本部	第1配備体制	災害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき。	災害に対する応急対策活動に必要な人員	赤色 (レッド)
	第2配備体制	災害救助法の適用を要する程度の災害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき。	総合的な応急対策活動に必要な人員	
	第3配備体制	市内全域にわたる大規模な災害、又は特に甚大な局地的災害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき。	全職員	

(2) 震災における基準

防災指令の発令基準は、市内で観測された震度及び津波警報・注意報の発表に応じたの区分によることとする。

ただし、本部長又は警戒本部長は、災害の規模及び態様等によっては、この基準と異なる防災指令を発令し、切替えることができる。

区分	防災指令名	発令基準		動員・配備すべき職員の基準	北九州市危機管理基本指針に基づく危機レベル
		震度	津波警報・津波注意報		
災害警戒本部	初動警戒体制		「福岡県瀬戸内海沿岸」又は「福岡県日本海沿岸」の予報区に津波注意報が発表されたとき。	情報収集及び伝達に必要な人員	橙色 (オレンジ)
	警戒体制	震度4		軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員	
災害対策本部	第1配備体制	震度5弱	「福岡県瀬戸内海沿岸」又は「福岡県日本海沿岸」の予報区に、「大津波」又は「津波」の津波警報が発表されたとき。	災害に対する応急対策活動に必要な人員	赤色 (レッド)
	第2配備体制	震度5強		総合的な応急対策活動に必要な人員	
	第3配備体制	震度6弱以上		全職員	

2 職員の動員・配備

防災指令の発令を受けた各局・区等の長は、あらかじめ作成した災害動員計画に基づいて所定の職員を動員・配備する。

ただし、災害の規模及び態様等によっては災害動員計画にかかわらず職員数を増強又は縮小して動員・配備できるものとし、この場合、速やかに本部長又は警戒本部長に報告するものとする。

3 職員動員・配備にあたっての留意点

(1) 災害時における情報収集

気象条件等により、災害が発生した場合又はそのおそれがある場合には、職員は積極的に気象・災害情報の収集に努め、防災指令の発令を確認した場合は、速やかに所定の配備場所に参集することとする。

(2) 震度4以上の地震による参集

市内で震度4以上の地震が発生した場合は、災害対策本部又は災害警戒本部が設置され、震度に応じた防災指令が発令されることとなる。

このため、所定の職員は、各自参集が必要な震度をあらかじめ把握しておくこととし、夜間・休日等に、テレビ、ラジオ等で市内に震度4以上の地震を確認した場合は、個別の連絡・指示を待たずに参集することとする。

なお、地震による揺れを感じたが、テレビ、ラジオ等で市内の震度が確認できない場合には、消防局指令センター又は危機管理室危機管理課に連絡して確認することとする。

(3) 最寄りの区役所・出張所等への臨時参集

災害発生後又は夜間に参集が必要な場合で、公共交通機関等が利用できずに所定の配備場所につくことができない場合には、安全な手段を各自判断して最寄りの区役所・出張所等に臨時参集し、区対策部長等の指示に従うこととする。

(4) 動員・配備完了後の報告

各局・区等の長は、防災指令の発令により職員の動員・配備を完了したときには、動員・配備した職員数を直ちに本部長又は警戒本部長に報告するものとする。

なお、大規模災害にあたっては、可能な通信手段を利用して各所属職員の安否確認を行うとともに、各自の判断で臨時参集した職員の状況を把握し、本部長又は警戒本部長に報告するものとする。

(5) 他の部への応援配備

各局・区等の長は、災害時の各部の業務において他部の職員の動員が必要な場合、本部長又は警戒本部長に対し、応援配備を要請することができる。

本部長又は警戒本部長は、災害時の各部の業務実態に応じて、各部に所属する職員を他部に応援配備するよう部長に指示することができる。この場合、他部に配備された応援職員は、配置先の部長の指示に従うこととする。

(6) 区対策部（区役所）及び消防隊（消防署）による協力体制の確立

「警戒体制」以降の防災指令が発令された場合、区対策部及び消防隊は、相互に情報連絡員を派遣するなどして災害情報の収集・伝達に努め、協力体制を確立することとする。

第2 災害動員計画の作成

各局・区等の長は、防災指令の発令に備え、職員を動員・配備するための計画である「災害動員計画」を毎年1回（5月1日付）作成し、危機管理監に通知しておくものとする。

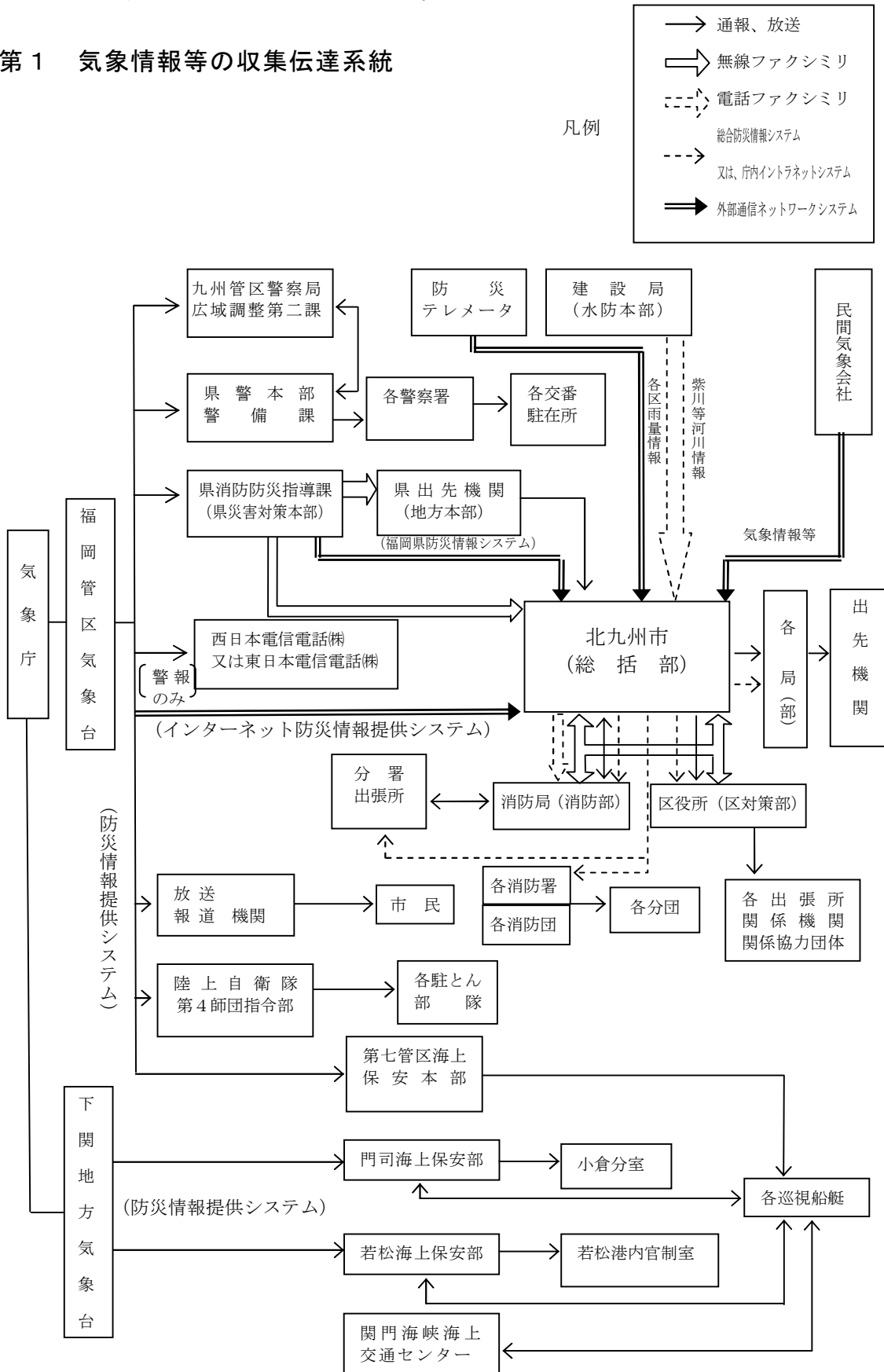
なお、災害動員計画の作成にあたっては、勤務時間外、特に夜間の発令に対応できるよう職員の住所等を考慮し、参集体制には万全を期するものとする。

また、各局・区等は勤務時間外における防災指令の発令に備えて、連絡方法、連絡系統を定めた「緊急連絡網」を併せて作成し、職員に周知しておくものとする。

第3節 気象情報等の収集・伝達

気象予報、警報、災害情報等の収集伝達並びに防災指令及び災害対策に必要な指示、命令等の伝達を迅速かつ確実に実施するための計画である。

第1 気象情報等の収集伝達系統

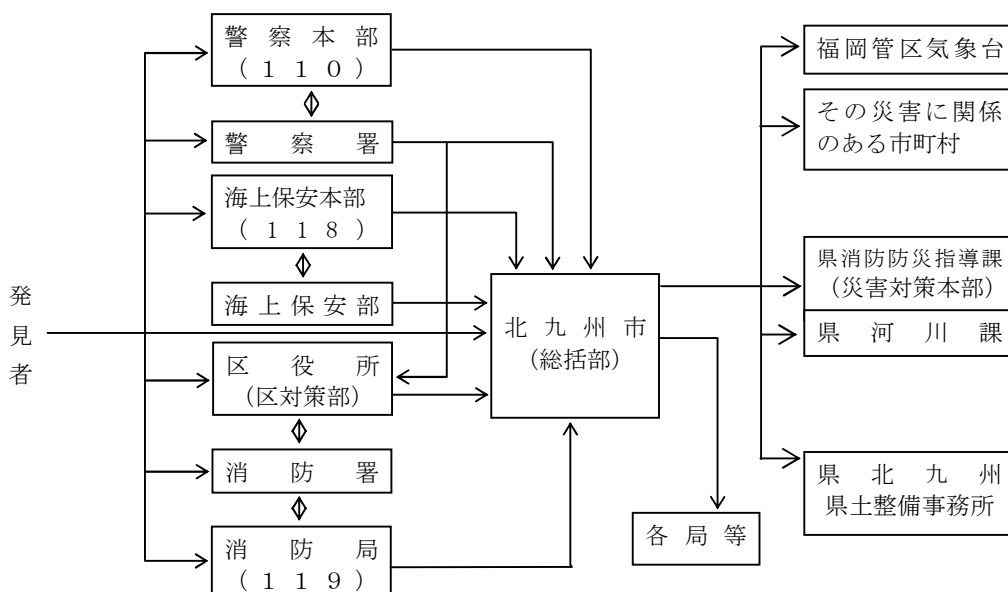


第2 気象情報等の収集伝達

- 1 実施担当機関 総括部 区対策部
- 2 危機管理室（総括部）は、県知事（県消防防災指導課）から通報される気象情報等を速やかに収集する。また、衛星回線を利用した情報収集も同時に行う。

第3 異常発見者の通報

- 1 災害が発生するおそれがある異常な現象（大雨、大雪、竜巻、強い降ひょう、異常波浪、地すべり、異常潮位等）を発見した者は、消防局、消防署、区役所総務企画課、警察本部、海上保安本部へ通報しなければならない。
- 2 異常発見者の通報系統図（災害対策基本法第54条による。）



第4 伝達方法

- 1 福岡県から市に通報される福岡管区気象台発表の気象情報等は総括部に通報される。
- 2 総括部は気象情報等を速やかに本（副）部長に報告し、それに基づく防災指令を各部に伝達する。解除された場合もこれに準ずる。
- 3 気象情報等の伝達は必要なものについて行う。
- 4 各部への伝達は総括部から庁内イントラネットシステム、北九州市総合防災情報システム、防災行政無線又は電話で行う。
- 5 各部への伝達は、勤務時間内にあつては情報連絡員（各局等の庶務担当係長）に対して行い、勤務時間外にあつては各局等の庶務担当課長（宿直員所在の区、局等は宿直員）に対して行う。
- 6 伝達は、必要と認める関係部の班長へも同時に行う。
- 7 伝達を受けた者は速やかに所属の部長に報告し、それに基づく指令を部の定めた各下部組織への伝達系統によって伝達するものとする。
- 8 本部は異常現象の通報を受けたときは早急にそれに対する応急対策が行えるよう直ちに関係機関に伝達するものとする。

第4節 災害通信

気象情報、災害情報等の情報収集並びに防災指令、応急対策に必要な指示及び命令等の伝達を迅速かつ確実に実施する通信の確保を図るための計画である。

第1 実施担当機関

総括部、港湾空港部、消防部、上下水道部、交通部、区対策部、福岡県

第2 通信途絶時における処置及び応急対策

- 1 災害発生後、直ちに情報通信手段の機能確認を行い、支障が生じた施設の復旧に努めるとともに、直ちに九州総合通信局に連絡するものとする。
- 2 通信手段の確保
 - (1) 北九州市有の防災行政無線を使用する。
 - (2) 警察有線電話の利用を求める。(災害対策基本法第57条及び第79条)
 - (3) 消防無線の利用を図る。
 - (4) 水道無線の利用を図る。
 - (5) 国際海上VHF港湾無線の利用を図る。
 - (6) 气象台、福岡県災害対策本部、同地方本部等との連絡については、福岡県防災・行政情報通信ネットワークを利用するほか、その情勢に即応したそれぞれの機関の無線施設を電波法第52条の非常通信内容のものに限り利用を求める。
 - (7) 市職員のアマチュア無線局の利用について協力を求める。
 - (8) アマチュア無線局の利用について協力を求める。
 - (9) 海事広報艇「みらい」の船舶電話を利用し、各港に入港中の船舶から各港の被災状況及び利用可能施設等の情報収集を行うとともに、海上ルートからの救援物資搬入等の情報提供を行う。
 - (10) 地域衛星通信ネットワークを活用し、消防ヘリコプターテレビ及び監視カメラで収集した映像等を消防庁へ送り、国からの早期応援体制を確立する。

第5節 被害状況等の収集・伝達

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、関係機関と緊密な連絡をとり、市地域にかかわる災害の被害状況等を迅速かつ確実に収集伝達するための計画である。

第1 実施担当機関

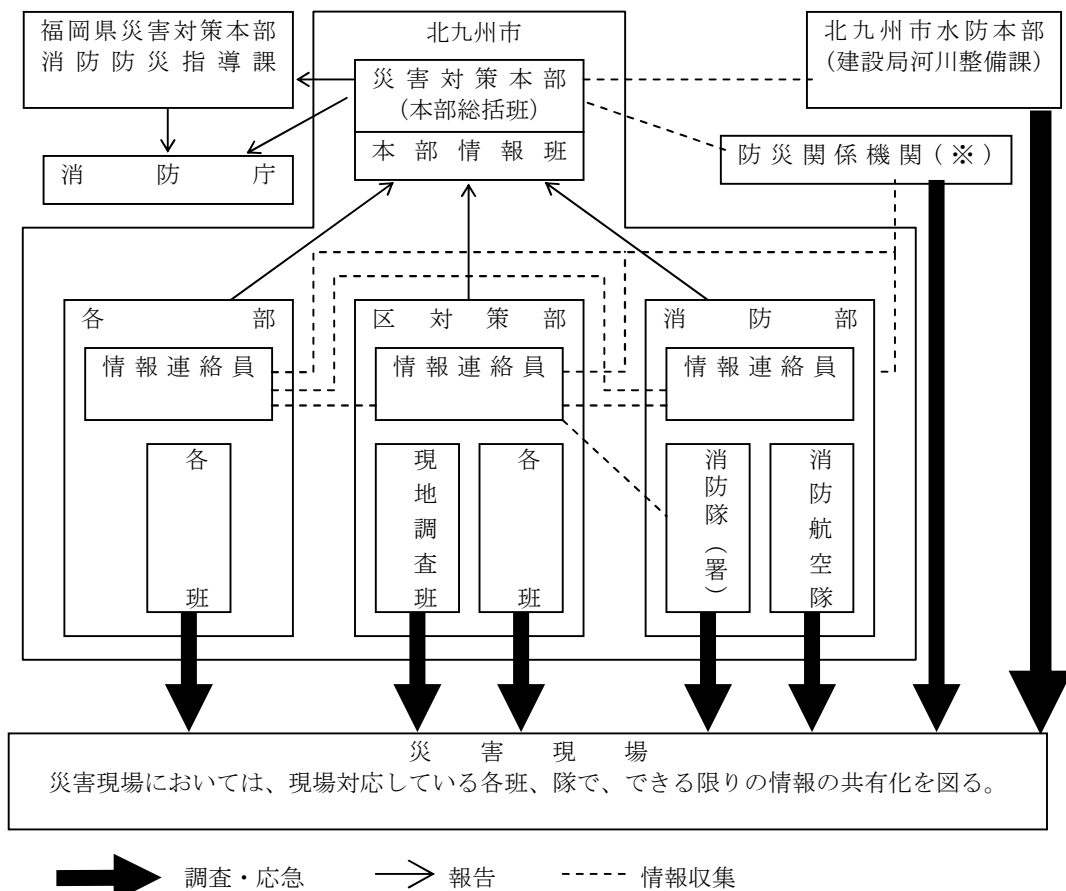
総括部、各部、区対策部

第2 被害状況等の種類

- 1 被害状況
- 2 災害応急対策実施状況
- 3 その他災害についての各種の情報

第3 収集伝達方法

- 1 収集系統



※ 防災関係機関・・・「第1節防災組織 第2北九州市災害対策本部の9」に定める防災関係機関

2 収集伝達の方法

(1) 被害状況及び応急対策実施状況の把握のため、各部においては常に収集伝達できる体制を整備しておくものとする。

ア 「北九州市総合防災情報システム」の構築により、各部で把握した被害情報を、情報端末間の電子通信により総括部へ伝達すると同時に、収集した情報を総括部から区対策部等の関係部に伝達する体制を整える。

イ 総括部においては、各部からの情報収集はもとより、情報提供面における協力協定締結機関や防災関係機関との定期的な連絡体制を設置して、迅速な被害情報等の把握に努める。

ウ 各部（局）は、被害情報の広範囲化と公共施設の被害状況を早期に把握するため、警戒本部（警戒体制）設置時から、所属出先機関に「周辺情報連絡員」として職員を最低1～2名配置し、定期的な連絡体制を設置することにより被害情報の把握に努める。収集した情報は各部の総務班でとりまとめのうえ、総括部情報班に随時報告を行う。

エ 各部（局）は、動員計画作成時に、所属出先機関の所在地と施設機能の重要度及び施設の実状を勘案して「周辺情報連絡員」配置施設を選定する。

オ 各部は、動員計画作成時には、必要な出先機関に「周辺情報連絡員」として必要な職員数を確保しておくこととする。

カ 区対策部による「現地調査班」「水防監視要員」や消防部による「消防隊」に加え、総務市民部の「生活環境パトロール」を活用することにより、災害の発生のおそれがある場合（風水害危険区域においては、有効先行降雨量が一定基準に達したとき等）や災害発生後安全が確認できた場合には、パトロールを積極的に実施し、災害発生危険個所や災害発生状況の早期把握に努める。

キ 被害が一部の区に集中した場合には、他の区対策部の「現地調査班」や消防部の「消防隊（消防署）」は、実施可能な範囲内で被害情報の収集についての支援を実施する。

(2) 収集伝達は、「被害状況等収集伝達実施要領」に基づき実施する。

(3) 福岡県に対する被害状況等の報告ができない場合等（30分以内）は、北九州市から消防庁に対し、直接報告する。

3 被災写真の撮影

被害状況の写真は、被害状況確認の資料及び記録保存のためにきわめて重要である。適宜被害箇所を選定し、被害の程度及び状況がわかるよう、また被害の報告写真として役立つようなものを撮影するものとする。

4 消防ヘリコプターテレビ電送システム等の活用

消防ヘリコプターテレビ電送システムによる映像を、現地災害対策本部の消防多重情報処理車で受信し、現場活動に活用するとともに、災害対策本部で受信し、的確な情報の把握、対応の迅速化を図る。

また、監視カメラ（石峰山、母原、消防局）による市内の映像についても災害対策本部で受信し、現場活動に活用する。

第6節 災害の広報・広聴

災害の時、北九州市災害対策（警戒）本部が災害について、市民及び関係機関へ情報の周知を図るための計画である。

第1 実施担当機関

総括部、総務企画部、市民文化スポーツ部、子ども家庭部、区対策部、関係各部

第2 広報・広聴方針

- 1 多様な情報伝達・収集手段を活用して、迅速的確な広報広聴を実施する。
- 2 被災現場の状況や被災者のニーズなどの変化に速やかに対応できる、情報伝達・収集体制を確立する。

第3 広報事項

- 1 気象情報及び警報等
- 2 被災状況（交通機関の運行状況、交通規制状況等を含む）
- 3 災害対策状況及び避難勧告等
- 4 災害に対する市民の心得及び処置等の事項
- 5 生活関連情報等

第4 報道機関に対する情報提供

- 1 「第3」の事項は総括部が報道機関に発表する。
なお、北九州市災害対策本部が設置された場合、総括部に災害対策本部報道官を設置し、報道機関に情報提供を行う。
- 2 報道機関が独自で取材する場合にも積極的に協力する。

第5 市民への周知

災害時における市民への広報は、必要に応じて以下の方法により行う。

- 1 報道機関（テレビ、ラジオ等）の協力
- 2 インターネット（ホームページや電子メール、携帯電話メール等）の活用
- 3 衛星携帯電話の活用
- 4 市民防災会の連絡網の活用
- 5 広報車、宣伝車等の拡声装置の利用
- 6 サイレン、警鐘、同報系防災行政無線の利用
- 7 電話、ファクシミリ、口頭等による戸別の通知

- 8 ヘリコプター、船艇等による拡声装置の利用
- 9 九州総合通信局との協議による臨時的なFM局の開設

第6 広報資料の収集

被災地域の状況を写真等におさめ、復旧・復興対策及び広報活動の資料として活用する。

第7 現地広報

被災地の付近住民に対する被害状況、応急対策に関する現場広報は、区対策部長が関係機関と協議して行う。

第8 市民相談・問い合わせ対応体制の確立

1 市民相談・問い合わせ窓口の設置

災害後の市民からの多種多様な相談、問い合わせに対応するため、必要に応じて、総合相談窓口を設置する。

市民文化スポーツ部が設置する相談窓口は、各部（局）から応援職員を編入のうえ設置する。区対策部が設置する相談窓口は、市民相談班に各班から応援職員を編入し設置する。

また、災害後の市民の要望等の把握や被災及び復旧・復興の相談に応じるため、速やかに臨時相談窓口、専門相談窓口を設置する。

- (1) 総合相談窓口の設置（市民文化スポーツ部、区対策部）
- (2) 避難所等での臨時相談窓口の設置（区対策部）
- (3) 専門相談窓口の設置（市民文化スポーツ部）
- (4) 女性相談窓口の設置（子ども家庭部）

2 広報についての連携

市民が必要としている情報を提供するため、市民文化スポーツ部は、市民から受けた要望等を分析し、総括部と広報についての連携を図る。

3 要望等の処理

寄せられた要望等については、各部（局）・関係機関と連絡調整し処理するものとし、併せて復旧・復興計画に反映させる。

また、市政モニター等を通じ復旧・復興計画についての要望等を調査し、復旧・復興計画に反映させる。

第9 公共施設等の緊急広報

災害時において、不特定多数の人々が集まる公共施設等での混乱を防止するため、公共施設等の管理者は利用者に対して災害状況や予警報・避難経路の伝達等、広報を実施する。

第10 在外公館からの問い合わせ対応

災害発生後において、在外公館からの被災地の外国人の被害状況に関する問い合わせに対応するため、必要に応じて、総務企画部に問い合わせ窓口を設置する。

第7節 水 防

洪水及び高潮等による水害を警戒し、または防御し、被害の軽減を図り、水防活動の万全を期すための計画である。

第1 計画内容

以下の事項とし、北九州市水防計画（別冊）に定める。

- 1 水防組織及び体制に関する事項
- 2 水防要因に関する事項
- 3 気象情報、水防情報の情報連絡に関する事
- 4 警戒・監視・水防活動・水防資機材・緊急輸送等に関する事項
- 5 避難及び避難所に関する事項
- 6 訓練に関する事項
- 7 その他水防活動に必要な事務に関する事項

第8節 火災対策

地震発生時の火災による被害を軽減するための消防活動計画である。

第1 実施担当機関

消防部

第2 初動体制の確立

1 消防災害対策本部の措置

(1) 消防災害対策本部の設置

災害状況等の各種情報の早期把握と総括的な部隊運用等を展開するため、消防局に消防災害対策本部（以下「消防本部」という。）を設置する。

(2) 消防指令、通信手段の確保

消防局指令課は、地震発生後、直ちに通信設備等の機能点検を行い、機能障害が発生している場合は、無線通信の確保を最重要とし、使用できる中継基地局の活用、多重情報処理車の活用、移動局や携帯無線の活用を図り、概ね全市域をカバーするよう適正配置を行う。

(3) 災害情報の収集

市民からの通報及び出動隊からの情報等により、早期に災害状況を把握する。また、消防ヘリコプターを活用し、全市域の火災等の災害発生状況や道路状況等の情報収集に当たる。

(4) 他都市消防機関への応援要請

火災の発生状況が本市の消防力のみでは、鎮圧が困難と判断される場合は、早期に相互応援協定等に基づき他都市消防機関への応援を要請する。

2 消防隊災害対策本部の措置

(1) 消防隊災害対策本部の設置

各消防署管内の火災発生状況に応じた部隊運用を展開するため各消防署に消防隊災害対策本部（以下「消防隊本部」という。）を設置する。

(2) 出動体制の確立

各消防署所においては、消防車両の出動障害を避けるため、消防車等を車庫前又は適地へ移動する。

(3) 消防部隊の編成及び報告

自動参集による非常参集者及び毎日勤務職員により、消防部隊の編成を行い、部隊の編成状況及び非常参集状況を消防本部に報告する。

(4) 通信連絡体制の確保

各消防署所は、指令通信設備の点検を行い、通信連絡体制の確保に当たるものとする。

第3 消防部隊の運用

1 部隊運用方針

部隊運用は、地震による火災の発生状況が局地的なもので小規模である場合は、通常の指令運用とするが、市域内で広範囲に同時多発火災が発生した場合は、各消防隊本部において、所属部隊の運用を行うこととする。

2 消防本部の部隊運用要領

(1) 消防隊本部から応援の要請があった場合は、部隊に余力のある消防隊本部に対し、必要な地域へ出動させるものとする。

(2) 他都市消防機関へ応援を要請した場合にあっては、次の点に留意し早期に受援計画を策定する。

ア 応援消防隊の参集場所は、原則として消防本部とする。

イ 応援消防隊の車種、隊員数及び市内の火災発生状況を勘案し、応援消防隊の適正配置を行う。

ウ 応援消防隊との適切な無線交信を展開するため、本市の携帯無線機を貸与する。

3 消防隊本部の部隊運用要領

(1) 消防隊本部は、自己管内の火災発生件数、地域及び延焼状況を総合的に判断し、消防活動戦略を決定して所属部隊及び応援消防隊の効率的運用を図る。

(2) 部隊の運用に当たっては、火災発生地域の人命危険及び延焼危険度を考慮するとともに、避難住民の安全に重点をおき、部隊の効率的運用を図る。

第4 消防活動要領

1 火災出動の優先順位

火災が同時に多発した場合は、大火災への延焼拡大を防止するため、木造家屋密集地域等の特定消防区域の火災現場へ、可能な限り優先的に出動する。

2 出動途上における留意事項

(1) 出動途上における交通障害の状況、火災の発生、推移状況及び応援隊の必要の有無等を無線機を活用し、適宜報告する。

(2) 拡声装置、メガホン等により、出動経路付近の住民に対して、火の始末、初期消火、自主避難等について広報を行う。

3 消火活動

(1) 消防水利の選定は、原則として火点直近の防火水槽及び河川、池、海等の自然水利に部署するものとする。

(2) 火災が拡大し、又は合流火災となり延焼拡大した場合は、これを阻止するため消防部隊を集結するとともに、防御線を設定する等消防力の効果的な運用を図る。

第9節 津波対策

第1 実施担当機関

総括部、産業経済部、建設部、港湾空港部、区対策部、消防部、九州地方整備局、第七管区海上保安本部、福岡県警察

第2 監視体制

- 1 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、沿岸地区及び沿岸地区河川流域の住民等に対し直ちに安全な場所に避難するよう周知するとともに緊急必要な措置をとるため、関係機関からの情報入手及び通報伝達体制等を確立する。

なお、異常を発見した場合は、状況に応じて、海浜にある者に対し早期退避を呼びかける等の措置を講ずるものとする。

- 2 潮位については、国土交通省九州地方整備局関門航路事務所において観測を行い、関係機関に通報し、また、関係機関からの照会に応じるものとする。
- 3 地震及び津波警報等の状況を迅速に把握するため、NHKの放送を地震を感じてから1時間以上聴取する責任者を定めておくものとする。

第3 津波警報・津波情報の伝達体制

- 1 津波警報・津波情報は、気象情報等の収集伝達系統（第3節、第1）により可能な限り迅速かつ的確に伝達する。
- 2 「強い地震等を感じたら、住民等は海浜から離れ安全な場所に避難すること、船舶は港外に退避すること」を基本として、次に示す「津波に対する心得」の例により、津波警戒区域における広報を行い、周知徹底を図る。

【津波に対する心得】

〈一般編〉

- ① 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ② 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ③ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
- ④ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- ⑤ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで気をゆるめない。

〈船舶編〉

- ① 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外に退避する。注1, 2)
- ② 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたら、すぐ港外に退避する。注1, 2)
- ③ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- ④ 港外に退避注2)できない小型船は、高いところに引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- ⑤ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで気をゆるめない。
注1) 港外：水深の深い、広い海域
注2) 港外への退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う

第4 避難の勧告、指示等に関する対策

- 1 津波警報又は津波注意報が発表されたときは、沿岸地区及び沿岸地区河川流域の住民等に対し当該警報又は注意報を伝達し、安全な場所への早期避難を呼びかけるとともに、状況に応じて、沿岸地区及び沿岸地区河川流域の住民に対し、「第3章第19節 避難勧告等の実施、警戒区域の設定」に基づき、避難勧告又は指示を行う。
- 2 避難所を開設する場合は、「第3章第20節 避難者の受入れ対応」に基づき実施する。

第 10 節 海上災害応急対策

第 1 実施担当機関

総括部、区対策部、関係各部、九州運輸局福岡運輸支局、九州地方整備局、第七管区海上保安本部、福岡県警察、自衛隊、福岡県

第 2 情報の収集・伝達

1 警報等の伝達周知

船舶及び臨海諸施設等に対して、重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったときは、次により伝達周知を図る。

(1) 気象に関する警報

ア 気象情報の放送

イ 実施担当機関所属船艇（以下「船艇」という。）による巡回周知

ウ 関門港自然災害対策委員会連絡系統による周知

(2) 航路障害物の発生及び航路標識の異常

ア 航行警報・安全通信の放送

イ 水路通報への掲載

ウ 船艇による巡回周知

(3) 大量の流出油等

ア 航行警報・安全通信の放送

イ 船艇による巡回周知

ウ 関門・宇部海域排出油等防除協議会連絡系統による周知

2 情報の収集

関係機関は密接な連絡をとるとともに、船艇、航空機等により次に掲げる事項に関する情報を積極的に収集し、収集した情報は必要に応じ関係先に通報する。

(1) 被災状況

ア 船舶、海洋施設及び港湾施設等の状況

イ 水路、航路標識等の状況

ウ 石油コンビナート等臨海施設の状況

(2) 港内の状況

ア 在泊船舶の状況

イ 船舶交通の状況

(3) 港湾等における避難者の状況

(4) その他発災後の応急対策の実施上必要な事項

第3 海上災害対策

1 海上火災対策

海上における火災に対しては、関係機関が協力して次のとおり対策を講ずる。

- (1) 船舶及び臨海施設等の火災に際しては、巡視船艇、消防艇、警備艇、航空機により、人命の救助、消防活動を行う。
- (2) 陸岸に近接する海域、船舶交通の輻輳する海域等においては、火災船舶のえい航沖出し等の措置を講じるほか、必要に応じ、船舶交通の制限又は禁止、避難勧告及び誘導を行う。

2 流出油災害対策

船舶又は臨海施設等から海上に大量の油が流出したときは、次の対策を講ずる。

なお、石油コンビナート等特別防災区域内に係る事故については、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第31条の規定に基づく福岡県石油コンビナート等防災計画により対応するものとする。

(1) 災害対策連絡調整本部の設置

ア 本部の設置及び目的

第七管区海上保安本部が、県防災会議と協議のうえ「災害対策連絡調整本部」を設置した場合は、市職員を「災害対策連絡調整本部」へ派遣するものとする。

ただし、事故の規模等から被害が市域内に限定される局地的なものであるなどの理由により福岡県防災計画に基づいた「災害対策連絡調整本部」が設置されない場合、門司又は若松海上保安部は、市防災会議と協議のうえ原則として「災害対策連絡調整本部」を海上保安部に設置し、防災関係機関の相互の連携を密にして対策の調整及び実施を行うものとする。

イ 構成

門司海上保安部、若松海上保安部、九州運輸局福岡運輸支局、九州地方整備局、自衛隊、警察、北九州市、事故発生責任機関及びその他関係機関

ウ 設置場所

門司海上保安部、若松海上保安部又は事故現場に近い適当な場所

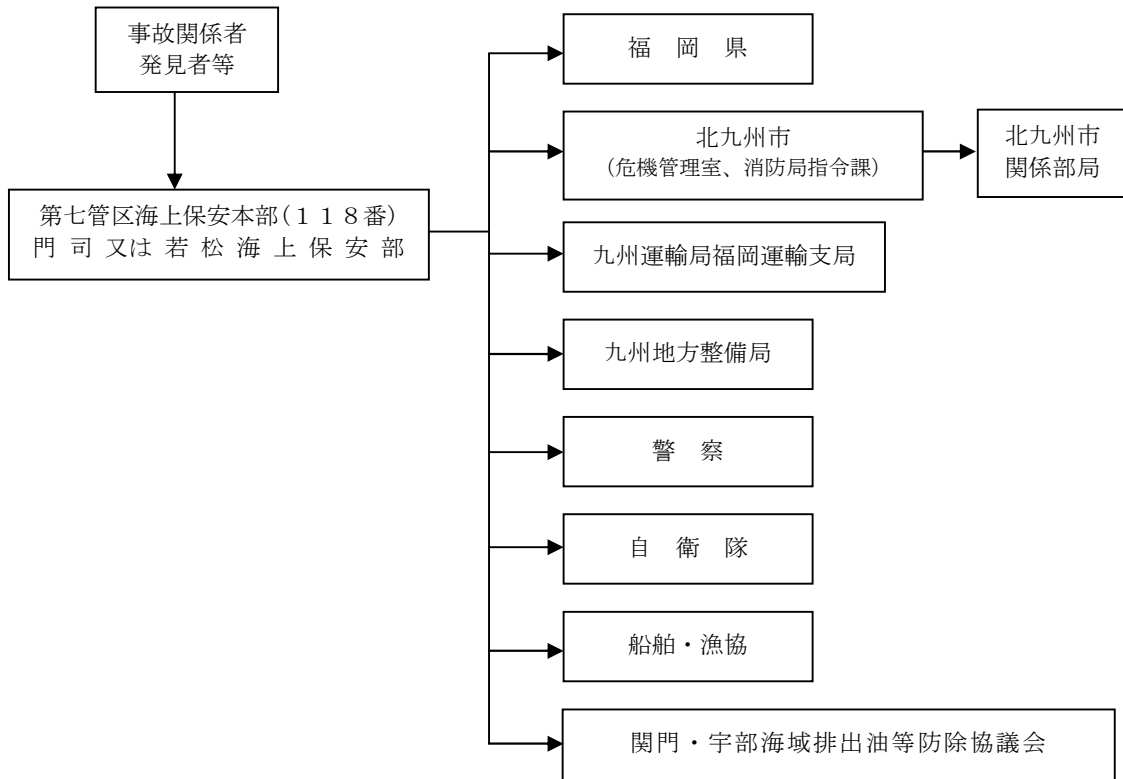
(2) 「関門・宇部海域排出油等防除協議会」との連携

「関門・宇部海域排出油等防除協議会」と連携し、災害応急対策を実施する。

(3) 通報連絡

事故発生及びそれにともなう災害の状況等の通報は、次により行う。

ア 通報系統



(4) 通報事項

- ア 船名、総トン数、乗組員数、流出油等の種類及び量、又は施設名
- イ 事故発生日時及び場所
- ウ 事故の概要
- エ 気象・海象
- オ 流出油の状況
- カ 今後予想される災害
- キ その他必要な事項

(5) 災害対策実施機関及び実施事項

ア 海上保安部

- (ア) 関係機関への情報伝達及び協力要請
- (イ) 航空機又は巡視船艇の災害地派遣及び災害状況の把握並びに情報の収集及び関係先への報告又は通報
- (ウ) 避難船舶乗組員の人命救助、被災者等の避難誘導並びに救護・輸送
- (エ) オイルフェンスの展張等による油の拡散防止、流出油の回収及び油処理剤等の散布による油の処理
- (オ) 避難船舶に対する損壊箇所の修理、積荷油の他の油槽又は船舶への移替え、流出防止作業及び安全海域への移動等応急措置の指導
- (カ) 消火作業及び延焼防止作業
- (キ) 防災資機材の整備、調達及び海上輸送

- (ク) 船舶の航行の制限・禁止、航行船舶の火気の使用禁止の指導、在港船舶に対する移動及び誘導
- (ケ) 遭難船舶の破壊、油の焼却及び現場付近の海域にある財産の処分等応急非常措置
- (コ) 漂流物の除去等船舶の航行の安全を図るための必要な措置
- (カ) 治安の維持（監視、警戒）
- (シ) 関門・宇部海域排出油等防除協議会への出動要請
- イ 九州運輸局福岡運輸支局
 - 海上輸送及び港湾荷役作業の円滑な実施に関する指導及び連絡調整
- ウ 九州地方整備局
 - 流出油拡散防止活動に対する協力
- エ 陸上自衛隊
 - 要請又は状況により自らの判断に基づき部隊等を派遣して行う次の事項
 - (ア) 遭難者の救護
 - (イ) 沿岸住民の避難に必要な支援
 - (ウ) 消火及び石油類の流出拡散防止並びに回収処理等の応急活動
- オ 海上自衛隊
 - 要請又は状況により自らの判断に基づき部隊等を派遣して行う次の事項
 - (ア) 被害状況の調査
 - (イ) 遭難者の救出・救護
 - (ウ) 死傷病者の救出・搬送
 - (エ) 行方不明者の捜索
 - (オ) 沿岸住民及び付近船舶の避難に必要な支援
 - (カ) 人員・物資の輸送
 - (キ) 消火及び石油類の流出拡散防止並びに回収処理等の応急活動
- カ 福岡県
 - (ア) 沿岸及び付近住民等に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示
 - (イ) 応急物資の斡旋、調達及び輸送協力
 - (ウ) 自衛隊、地方公共団体等に対する応援要請その他応急措置
 - (エ) その他海上保安部の行う応急対策への協力
 - (オ) 防除資機材及び消火資機材の整備
 - (カ) 規模に応じた事故対策本部の設置
 - (キ) 消防法に基づく屋外タンク使用一時停止等必要な措置指導の実施
 - (ク) 災害救助法適用に関する措置
 - (ケ) 的確な情報の収集及び関係機関への連絡通報
 - (コ) 野生生物の保護
- キ 北九州市
 - (ア) 沿岸住民に対する災害情報の周知・広報
 - (イ) 沿岸住民に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等危険防止のための措置
 - (ウ) 沿岸漂着油の防除措置の実施
 - (エ) 死傷病者の救出、救護（搬送、収容）
 - (オ) 沿岸及び地先海面の警戒
 - (カ) 沿岸住民に対する避難の指示又は勧告
 - (キ) 消火作業及び延焼防止作業
 - (ク) その他海上保安部の行う応急対策への協力

- (ケ) 防除資機材及び消火資機材の整備及び調達
- (コ) 事故貯油施設の所有者等に対する海上への石油等流出防止措置の指導
- (カ) 漂流油防除に要した経費及び損失補償要求等の資料作成並びに関係者への指導
- (シ) 的確な情報の収集及び関係機関への連絡通報
- (ス) 環境モニタリング
- (セ) 港湾施設の使用制限
- (ソ) 漁網等水産施設の被害防止指導
- (タ) その他必要な事項

ク 警察

- (ア) 警備艇による油等の流出海面のパトロール、他船舶又は陸上からの火気、可燃物の投棄等危険行為の警戒及び取締り
- (イ) 危険防止又は民心安定のための広報活動
- (ウ) 住民の避難誘導
- (エ) 避難地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保
- (オ) 交通秩序の維持及び通信の確保
- (カ) 人命救助の実施
- (キ) 災害情報の収集及び関係機関への伝達
- (ク) 海上災害に係る警備実施用資機材の整備の実施
- (ケ) 関係防災機関の活動に関する支援

ケ 関門・宇部海域排出油等防除協議会

要請又は状況により自らの判断に基づき行う次の事項

- (ア) 会員の全部、若しくは一部の出動
- (イ) 人員、資機材、船舶の出動又は派遣
- (ウ) 総合連絡調整本部の設置
- (エ) 災害情報の関係企業への伝達
- (オ) 災害時における防災資機材の斡旋及び流出油の防除等、事故発生企業への協力

コ 救急医療関係機関

救護班を派遣して行う医療救護及びその他の業務

サ 事故関係機関（原因者）

- (ア) 海上保安部への事故発生通報
- (イ) 遭難船舶乗組員の救助
- (ウ) 遭難船舶の損壊箇所の修理、積荷油の他の油槽又は船舶への移替え、流出防止作業、消火作業及び安全海域への移動等
- (エ) オイルフェンスの展張等による油の拡散防止、流出油の回収及び油処理剤等の散布による油の処理
- (オ) 現場付近の者又は船舶に対する注意喚起の実施
- (カ) 必要に応じた付近住民への避難警告
- (キ) 関係企業への応援協力の要請
- (ク) 破損タンク内の油等の破損していないタンクへの移替え
- (ケ) 消火活動等消防機関への協力
- (コ) 防除資機材及び消火資機材の整備及び調達
- (カ) 災害対策連絡調整本部への責任者の派遣

シ その他関係機関、団体

自らの防災対策を講ずるとともに、他の機関から協力を求められた場合又は状況に

より必要と認めた場合は、海上保安部、その他の関係機関の応急対策に協力するものとする。

注 アー(エ)・(キ)・(コ)、エー(ウ)、オー(キ)、カー(イ)、キー(ウ)・(ケ)については、本来原因者が措置すべき事項であるが、原因者の措置が不適切等により緊急やむをえない場合に応急措置として実施する事項。

(6) 防災資機材の調達

各災害対策実施機関は、『関門・宇部海域排出油等防除協議会』会員等に協力を要請するなど、相互に協力しながら防災資機材を調達する。

(7) 油濁損害賠償請求

各災害対策実施機関は、原因者等に対して、漂流油防除に要した経費及び損失補償等の油濁事故に伴う損害の賠償を請求する。

(8) 災害ボランティア活動支援

災害ボランティアの協力を得る場合は、「第46節 災害ボランティアとの連携」によるものとし、災害ボランティア活動を支援する。

(9) 流出油災害対応マニュアル

流出油災害対応要領等を具体的・体系的に定めた「流出油災害対応マニュアル」を活用する。

第4 在港船舶の安全確保

台風等の接近により、港内における船舶の災害防止について、次の対策を行う。

- 1 港湾の地理的特性を調査、検討し、異常な自然現象に対処して、過去の災害等を考慮のうえ、適切な対策を樹立する。
- 2 災害が予想されるときは、早期避難勧告又は必要な指示を行うとともに、避泊地への誘導、整理を行い、避難状況を把握する。
- 3 必要と認めるときは、港内における船舶交通の制限、禁止、荷役の制限、禁止、けい留箇所を選定、移動命令等適切な措置をとる。

第5 海上交通の安全確保

海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

- 1 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて交通の整理、指導を行う。
- 2 海難の発生等により、船舶交通に危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限又は禁止する。
- 3 海難船舶又は漂流物等により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対しこれらの除去、その他船舶交通の危険防止のための措置を講ずるべきことを命じ又は勧告する。

- 4 水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- 5 航路標識が損傷し、又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか必要に応じて応急標識の設置に努める。

第6 通信の確保

災害応急対策の実施上必要な通信を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

- 1 通信施設が損壊したときは、あらゆる手段を用いて必要な機材を確保し、その復旧に努める。
- 2 多重通信装置、非常用電源、携帯無線機等を搭載した巡視船を必要に応じて被災地前面海域に配備し、通信の代行等を行う。
- 3 必要に応じて、多重通信装置、非常用電源、携帯無線機等を被災地に輸送し、所要の場所に配備する。
- 4 関係機関から災害に関する重要な通報の伝送について、要請があったときは、速やかにその要請に応じる。
- 5 関係機関との通信の確保は、携帯無線機等により行うものとし、必要に応じて職員を派遣し、又は関係機関の職員の派遣を要請する。

第11節 農業関係災害対策

農林、畜産等農業経営に及ぼす水害、風害、震災、干害、冷害等の災害から農産物を防護し、又は被害の拡大を防止するための計画である。

第1 実施担当機関

産業経済部

第2 農業災害応急対策

1 水 稲

- (1) 干ばつ時等の揚水機の手配
- (2) 種苗の供給を県及び県米麦品質改善協会に要請
- (3) 救援苗の市内調整、確保及び県への救援要請
- (4) 農薬の供給をJA全農ふくれん等に要請

2 野 菜

- (1) 干ばつ時等の揚水機の手配
- (2) 種苗の供給を県にあっせん要請
- (3) 農薬の供給をJA全農ふくれん等に要請

3 果 樹

農薬の供給をJA全農ふくれん等に要請

4 農業用施設

- (1) 障害物除去、排土、盛土等による機能回復
- (2) 関係機関との連携

第3 畜産関係災害対策

1 家畜飼料対策

- (1) 飼料、代替飼料作物の種子の確保

災害時に緊急を要する保管飼料及び作付飼料、代替飼料作物の種子は、国、県に対し放出を依頼し、又は民間飼料会社保蔵分もしくは、非災害地の農業畜産団体等保有分の融通を受け、必要量を確保するものとする。

2 家畜衛生対策

- (1) 応急家畜診療班の編成及び畜舎の消毒

県の災害対策による家畜診療（県、市獣医師会に要請）に協力して、家畜伝染病発生防止の措置を講ずる。

- (2) 家畜伝染病の予防

県が災害により発生を予想される炭疽、気腫疽、流行性脳炎等につき予防措置を必要と認め、家畜保健衛生所が緊急予防注射を行い、集団衛生等の指導を行う場合は、市は協力して防止措置に努める。

第4 林業災害対策

- 1 災害拡大防止 … 溪流橋にかかった流木の除去
林道側溝づまりの回復
林道流木路の整理
- 2 崩壊地復旧 … 崩壊林地擁壁の築造
崩壊林道の復旧、崩土の除去
不陸直し
- 3 溪流整理 … 流木の除去
流失橋梁の除去
流失橋梁の回復架橋

第 12 節 林野火災対策

林野火災の発生及び拡大を防止するため、消防資機材を整備し、消防ヘリコプターを活用するとともに、応援要請した消防防災ヘリコプター及び陸上自衛隊ヘリコプターの協力を得て、林野火災の総合的防災対策を実施するための計画である。

第 1 実施担当機関

消防部

第 2 林野火災空中消火計画

陸上自衛隊ヘリコプター隊の災害派遣を受け、補給基地において混合攪拌された消火薬液又は水を水のうに充てんし、これをヘリコプターで吊り上げて火災地点又はその近傍に散布することによって林野火災を防ぎよする。

第 3 空中消火の実施に伴う消防防災航空隊及び自衛隊の災害派遣要請

派遣要請の要件は、原則として次のいずれかに該当する場合とする。

- 1 地形等の状況により地上の防ぎよが困難な場合
- 2 火災の規模に対して地上の防ぎよ能力（応援協定に基づく応援隊及び自衛隊地上派遣隊を含む。）が不足されると判断される場合
- 3 人命救助又は人家等への延焼防止等のため必要とされる場合

第 4 資機材の整備

空中消火に必要な資機材等は、常に整備、点検し補給基地に搬入するものとする。

第 13 節 石油コンビナート地帯災害対策

福岡県石油コンビナート等防災計画及び北九州市石油コンビナート等防災業務実施要綱において別に定める。

第 14 節 放射線及び化学災害対策

第 1 実施担当機関

総括部、保健福祉部、環境部、病院部、区対策部、消防部、第七管区海上保安本部、福岡県警察、自衛隊

第 2 災害時の応急対策

1 施設管理者の対策

- (1) 管理する施設に火災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、応急措置を講じるとともに、直ちに警察官、消防機関、市長あるいは海上保安官に通報する。
- (2) 災害が発生するおそれがある場合は、施設内及び付近にいる者に対し、避難するよう警告する。
- (3) 放射性物質、化学物質（以下、「化学物質等」という。）により障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対しては、速やかに救出し、健康診断を実施する等緊急措置を講ずる。
- (4) 化学物質等により汚染が生じた場合は、拡大防止及び除去を行う。
- (5) 化学物質等を他の場所に移す余裕がある場合は、必要に応じこれを安全な所に移し、なわ張り、標識等を設け、見張人をつけて関係人の立入を禁止する。
- (6) その他必要な措置を講じる。

2 総括部の役割

- (1) 情報収集
- (2) 災害対策（警戒）本部の設置及び関係各部への活動指示
- (3) 協定締結企業・大学への協力要請
- (4) 避難勧告等の伝達、広報
- (5) その他応急対策活動に必要な指揮・総合調整

3 消防部の役割

- (1) 現場対応
 - ア 警戒区域の設定、ゾーニング（危険区域の特定）
 - イ 物質特定のための検知活動
 - ウ 漏洩防止措置
 - エ 人命救助除染活動
 - オ 応急救護所の設定
 - カ 除染された被災者の応急救護所でのトリアージ（重症度や緊急度により傷病者を分別すること）、応急処置及び医療機関への搬送
- (2) 後方支援
 - ア 事業所情報、化学物質等の情報提供
 - イ 市医師会医療本部への被災者受入れ及び除染テント設置依頼
 - ウ 収容可能医療機関の把握
 - エ 防護資器材等の応急救護所及び被災者収容医療機関等への搬入
 - オ 被災者搬送後の車両及び使用した資機材等の除染・消毒、廃棄

4 保健福祉部の役割

- (1) 市医師会との調整窓口
- (2) 住民の健康被害等に関する相談対応

5 環境部の役割

- (1) 起因物質の検査、分析
- (2) 大気、公共用水域、地下水における化学物質等のモニタリング

6 病院部の役割

- (1) 各病院職員の勤務状況の確認、救護班の編成及び被災者の受け入れ
- (2) 資材、医薬品の調達

7 区対策部の役割

避難所の開設、運営

8 民間企業及び大学の協力

「NBC災害対策に関する協力等の協定」を締結している企業及び大学へ、「第2章第27節第7」に掲げる協力事項について要請することができる。

第15節 原子力災害対策

原子力災害が発生した際に、福岡県を通じて原子力事業者から基準以上の放射線量検出や緊急事態の際の通報を受けた場合、及び原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における、原子力災害の応急対策を図るための計画である。

第1 実施担当機関

総括部、保健福祉部、環境部、産業経済部、区対策部、消防部、上下水道部、教育部、原子力事業者、福岡県

第2 情報収集・伝達

1 情報収集体制

- (1) 原子力災害が発生した場合は、国、福岡県と密接な連携を図り、情報の収集・連絡体制の確立等必要な措置をとる。
- (2) 九州電力玄海原子力発電所において災害が発生した場合、速やかに福岡県から情報を収集するとともに、原子力事業者からも情報を収集する。

2 情報伝達体制

上記1で収集した情報の伝達は、第3章第3節「気象情報等の収集・伝達」(第4 伝達方法)により可能な限り迅速かつ的確に伝達する。

第3 モニタリングの実施、協力

1 市内のモニタリングの実施

市内に設置しているモニタリングポストを活用し、モニタリングを実施する。

2 福岡県が実施する緊急モニタリングへの協力体制を確立する。

【協力事項】

- ① 環境試料の採取・運搬
- ② 空間放射線のモニタリング
- ③ 緊急時モニタリングを実施するために必要となる要員の派遣
- ④ 資機材の貸与
- ⑤ その他協力要請事項

第4 広報・広聴

1 市民への広報

第3章第6節「災害の広報・広聴」(第5 市民への周知)により、次の事項についての情報

提供を可能な限り迅速かつ的確に実施する。

- (1) 事故・災害等の概況（モニタリング結果を含む）
- (2) 避難に対する市の考え方
- (3) 災害応急対策の実施状況
- (4) 避難住民を受け入れる場合、避難住民の受け入れを行う旨及び車両の運転を控える等、避難を円滑に行うための協力の呼びかけ

2 市民問い合わせ窓口の設置

関係部は、国、福岡県と連携を図り、速やかに市民からの問い合わせに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等の体制を確立する。

第5 飲食物等の安全性確保

福岡県と連携を密に図り、飲食物等の安全性の確保に努めるとともに、必要に応じて応急給水等の措置を講じる。

第6 避難者の受入れ対応

原子力災害発生時の気象条件や地形の影響により、放射性物質が広域に拡散した場合における、他都市からの避難者の受入れ要請については、本市の被災状況、受け入れ可能施設等を勘案したうえで対応する。

第 16 節 環境汚染に関する有害物質等の災害対策

災害時において、大気汚染防止法で規定する特定物質及び水質汚濁防止法で規定する有害物質等の漏洩による周辺住民等の健康阻害等二次災害を防止する為の措置の一環としての環境モニタリング等を行うための計画である。

第 1 実施担当機関

環境部

第 2 災害時の対策

大気や水質に係る環境汚染の実態を把握するため、環境モニタリング等を実施する。

1 環境モニタリング

(1) 試料採取

作業が効率的に行われるよう、現有人員、機材の中から人員等を重点的に配置し、班を編成して行う。班の編成は、班長 1 人、作業員 2 人程度とする。

大気第 1 班 門司区、小倉北区、小倉南区

大気第 2 班 小倉北区、戸畑区

大気第 3 班 若松区、八幡東区、八幡西区

水質第 1 班 門司区、小倉北区、小倉南区、戸畑区

水質第 2 班 若松区、八幡東区、八幡西区

(2) 試料分析

環境科学研究所にて行う。

(3) 報告

環境モニタリング結果は、環境監視部長が災害対策本部に報告する。

2 二次災害予防対策

二次災害の未然防止を図るための行政指導等を随時行うほか、関係機関との緊密な連絡を保持することにより二次災害発生防止に努める。また、周辺住民に対し環境汚染による健康阻害等のおそれがある重大災害に対しての情報収集、連絡を行うものとする。

第 17 節 地下埋設物事故防止対策

道路工事、地下埋設工事等において、地下埋設施設に係る事故を防止するとともに、これらの事故に起因する災害が発生し、もしくは発生のおそれがある場合は、応急対策を実施することによって、市民の安全を確保するための計画である。

第 1 実施担当機関

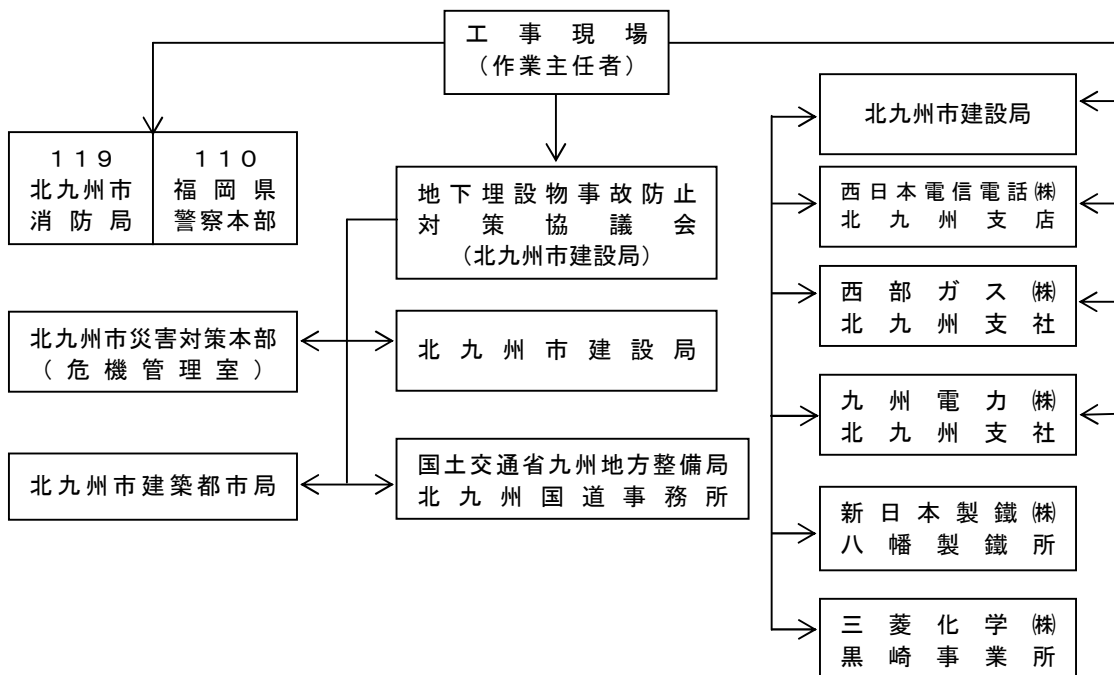
建設部

第 2 事故防止対策

防災関係機関において、地下埋設物事故防止対策協議会を設置し、次の事故について協議する。

- 1 道路工事等の施工時における地下埋設物の防護措置
- 2 道路工事等の施工中における事故防止の対策
- 3 地下埋設物の危険箇所の対策
- 4 事故発生時における連絡体制の確立と事故処理対策
- 5 その他協議会において必要と認めた事項

第 3 連絡通報体制



第 18 節 大規模事故対策

大規模な事故により多数の死傷者が発生し、又は発生するおそれがある場合に、関係各部及び防災関係機関が連携して被害情報の収集・伝達、救急・救助活動等の応急対策を行うための計画である。

第 1 実施担当機関

事故関係各部、事故関係機関（第七管区海上保安本部、福岡県警察、自衛隊、福岡県、消防団等）

第 2 対象事象

多数の遭難を伴う船舶の沈没その他大規模な事故とする。

第 3 大規模事故発生時における活動内容

事故関係各部等は、事故の規模及び状況に応じ、効率的な活動及び情報の統一を図るため、次に掲げる事項を処理し、総合的な調整を行うものとする。

- 1 被害状況等の収集・伝達
- 2 負傷者等の救出・救急業務
- 3 死体捜索、収容及び埋葬
- 4 事故の広報・広聴
- 5 避難のための立ち退き勧告・指示、警戒区域の設定
- 6 避難者の受け入れ対応
- 7 自衛隊災害派遣要請
- 8 他市町村への応援協力
- 9 民間団体への協力要請
- 10 災害救助法の適用
- 11 その他必要な事項

第 19 節 避難勧告等の実施、警戒区域の設定

災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、居住者、滞在者、通過者、その他の者（以下、居住者等）の生命及び身体を災害から保護し、安全に避難させるために、避難勧告等（避難準備情報、避難勧告、避難指示を総称する）や、警戒区域の設定等を行うための計画である。

第 1 実施担当機関

総括部、区対策部、関係各部、福岡県、第七管区海上保安本部、福岡県警察、自衛隊、消防団

第 2 避難勧告等

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、市長は、災害対策基本法第 60 条に基づき、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを勧告（以下、避難勧告）し、急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立ち退きを指示（以下、避難指示）することができる。

また、市長は避難勧告・指示に先だって、災害時要援護者が遅滞なく安全な場所に避難し、その他の者は避難の準備を行うための情報（以下、避難準備情報）を提供することができる。

1 避難勧告等の区分

(1) 風水害等における区分

区分	考え方	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報	避難を要する状況になるおそれがあることを知らせるもの。	災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が考えられる状況。	災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）。 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始。
避難勧告	その地域の居住者等に対し、避難を拘束するものではないが、居住者等がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め、又は促すもの。	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。	通常の避難行動ができる者は、避難場所への避難行動を開始。
避難指示	被害の危険が目前に切迫している場合等に発するものであり、勧告よりも拘束力が強く、居住者等を避難のために立ち退かせるもの。	前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生危険が非常に高いと判断された状況。 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生危険が非常に高いと判断された状況。 人的被害が発生した状況。	避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了。 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動。

(2) 震災における区分

勧告	その地域の居住者等に対し、避難を拘束するものではないが、居住者等がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め、又は促すもの。
指示	被害の危険が目前に切迫している場合等に発するものであり、勧告よりも拘束力が強く、居住者等を避難のために立ち退かせるもの。

2 実施基準

(1) 風水害等における基準

避難勧告等は、以下の場合を基準として、災害発生のおそれのある地域を対象に実施する。ただし、自然現象を対象とするため、想定以上又は想定外の事態も発生しうるので、堤防の異常や土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で判断できないものも含めて、総合的な判断を行うものとする。

ア 避難準備情報

- (ア) 市内の洪水予報河川について、指定河川はん濫注意情報が発令された場合、又は水位周知河川について、はん濫注意水位に達し、なお、上昇の見込のある場合
- (イ) 高潮警報が北九州市に発表された場合
- (ウ) 近隣で土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、量の変化）が発見されたとき
- (エ) 風水害危険区域において、有効先行降雨量が一定基準に達し、なお降雨が見込まれる場合
- (オ) その他災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合であって、市長が必要と認める場合

イ 避難勧告

- (ア) 市内の洪水予報河川について、指定河川はん濫警戒情報が発令され避難判断水位に達した場合、又は水位周知河川について、避難判断水位に達し、なお、上昇の見込みのある場合
- (イ) 河川において、堤防の決壊につながるような漏水等が発見されたとき
- (ウ) 高潮警報が北九州市に発表され、現に海岸部等への浸水が発生するおそれがあるとき
- (エ) 近隣で土砂災害の前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラックが発生）が発見されたとき
- (オ) 北九州市域を含む記録的短時間大雨情報が発表された場合
- (カ) 土砂災害警戒情報が北九州市に発表された場合
- (キ) その他（ガス漏れ等の有毒物の流出、危険物の爆発、大規模延焼火災等）災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合であって、市長が必要と認める場合

ウ 避難指示

- (ア) 河川から水があふれる又は発生が予測され、被害の危険が目前に切迫しているとき
- (イ) 河川において、堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき
- (ウ) 河川において、堤防が決壊したとき
- (エ) 海岸部等への浸水が発生し、被害の危険が目前に切迫しているとき

- (オ) 海岸において、堤防の倒壊や決壊が発生したとき
 - (カ) 海岸において、異常な越波・越流が発生したとき
 - (キ) 近隣で土砂災害が発生し、被害拡大のおそれがあるとき
 - (ク) 近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき
 - (ケ) その他（ガス漏れ等の有毒物の流出、危険物の爆発、大規模延焼火災等）重大な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合であって、市長が必要と認める場合
- (2) 震災における基準

避難勧告は、次のような事象が発生、又は予想され、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがある場合を基準として実施する。また、これらの状況が切迫し、急を要するときは、避難を指示する。

- ア 津波警報など、各種気象警報の発表
- イ 津波による家屋の損壊、浸水
- ウ 大規模延焼火災
- エ ガス漏れ等の有毒物の流出、危険物の爆発
- オ 建物等の倒壊、山・がけ崩れ
- カ 地震を要因とするその他の災害

3 実施責任者

市長は、区長（区対策部長）からの要請に基づき避難勧告等を実施する。

区長において、判断困難な場合には、危機管理監が、当該区長と協議のうえ市長に要請する。

なお、市長が不在、又は連絡不能の場合は、第3章第1節の意思決定代理順位により代行する。

ただし、市長は、地方自治法第153条第1項に基づき、次の基準で避難勧告及び避難指示の権限を、補助機関である職員に代行させることができる。

また、その他の機関も、災害対策基本法第60条第5項、第61条に基づき、次の基準で市長の権限を代行することができる。

(1) 補助機関による代行

区長又は危機管理監は、災害による危険がより切迫し、市長に要請するいとまがないと判断したときは、避難勧告及び避難指示を代行することができる。

また、現場にいるその他の職員は、市民の生命、身体に急迫の危険があり、緊急を要する場合で、区長又は危機管理監の判断を得るいとまのないときは、避難勧告及び避難指示の実施を代行することができる。

実施後は、速やかに市長に報告し、以後の指示を受けるものとする。

(2) 知事による代行

災害により、市が避難勧告・指示の全部、又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が、実施すべき措置の全部又は一部を代行（知事による権限の行使として行うが、その効果は市長に帰属）する。

知事は代行を開始し、又は終了した場合は、その旨公示する。また、知事は代行の事務が終了した場合は、その旨及び代行した措置を市長に通知し、市が避難勧告・指示の全部又は

大部分の事務ができるようになったと認めるときには、代行に係る事務を市に引き継ぐ。

(3) 警察官、海上保安官による代行

警察官又は海上保安官は、市長が避難指示できないと認めるとき、又は市長が要求するときは、避難指示を実施（警察官又は海上保安官による権限の行使として行うが、その効果は市長に帰属）することができる。

ただし、実施後は、直ちにその旨を市長に通知する。

4 実施の伝達、報告

(1) 内 容

実施責任者は、避難勧告等の実施の際には、次の事項を対象者に伝達する。

ア 実施責任者

イ 避難すべき理由

ウ 避難すべき場所（市長が必要と認めるとき）、経路

エ その他注意事項

※ 避難すべき場所の指示について

避難勧告等を実施する際の避難先については、災害対策基本法第 60 条第 2 項に基づき、市長が必要と認めるときは指示することができる。

この避難先の指示については、「第 20 節 避難者の受入れ対応」に基づき対応することとするが、災害の危険が切迫している場合、又は災害が既に発生している場合には、避難中における被災も十分考えられるため、災害の種別・状況等を十分考慮して、付近の安全な場所（緊急避難場所）等に緊急避難するよう指示する。

(2) 伝達方法

ア テレビ、ラジオ放送等による伝達

必要に応じて、災害時の放送に係る協定締結放送局に要請し、テレビ・ラジオ放送等により伝達する。またテレビの文字放送等を活用し聴覚障害者への伝達も行う。

イ 市民防災会による伝達

必要に応じて、区対策部と消防部は連携し、市民防災会の連絡網を活用した伝達を行う。

ウ 車両による伝達

市の広報車、消防車、パトカー等により、関係区域を巡回して伝達する。

エ 戸別巡回による伝達

夜間停電時で、風雨が激しいような場合等には、区役所（区対策部）、消防署（消防隊）、消防団、警察等により関係区域を巡回し、ハンドマイク等を利用して口頭伝達を行うほか、必要があるときは各家庭を戸別に訪問して伝達する。

オ インターネットによる伝達

事前登録された携帯電話やパソコンに対する電子メールサービス、ホームページにより伝達する。

カ ヘリコプターによる伝達

大規模災害等広範囲に被害が発生している場合や、陸上の交通が遮断され、車両による伝達ができない場合には、消防局、海上保安庁のヘリコプターにより伝達を行う。また、離島の居住者等に対しても、これらヘリコプターによる伝達を有効に活用する。

キ 船艇による伝達

海岸沿いの滞在者、海上船舶の乗船者等に伝達する必要がある場合には、消防局、海上保安庁等の船艇により伝達を行う。

(3) 知事への報告

市長は、避難勧告等を実施したときや、意思決定代理順位者及びその他の職員から避難勧告等の代行に係る報告があった場合、または、警察官、海上保安官から避難指示の代行に係る通知を受けたときには、速やかに知事に報告を行う。

5 解除とその伝達、報告

市長は、避難の必要がなくなった場合には、実施した避難勧告等を解除し、その旨連絡員を通して避難所に避難している対象者に伝達する。

避難所以外に避難している対象者には、電話、テレビ・ラジオ放送、立看板等の各種媒体を活用して周知する。また、解除後は速やかに知事に報告を行う。

6 避難の準備の呼びかけ

消防局、区役所等の市関係部局は、災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては、避難の必要性が予想される場合には、当該区域の居住者等に対し、避難のための準備と事態の周知を行う。

7 避難勧告・指示の実施責任者一覧表

実施責任者	代行者	実施事項	災害の種類	法律上の発令要件	根拠法
市長	意思決定代理順位者	勧告 指示	災害全般	(勧告) 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき (指示) 上記の状況が目前に切迫し、急を要すると認めるとき	災害対策基本法第60条
	その他の職員				地方自治法第153条第1項
	知事				災害対策基本法第60条第5項
	警察官 海上保安官	指示			災害対策基本法第61条

8 他の法律に基づく、避難に関する措置の実施責任者一覧表

実施責任者	実施事項	災害の種類	法律上の発令要件	根拠法
警察官	警告	災害全般	人の生命、身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのあるとき	警察官職務執行法第4条
	措置命令 措置		人の生命、身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのあるときで、特に緊急を要する場合	
海上保安官	措置命令 措置 (船舶、乗組員、乗客等に対するもの)	災害全般	天災事変等危険な事態がある場合であって、人の生命身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、かつ急を要するとき	海上保安庁法第18条
県知事又はその命を受けた職員	指 示	地すべり	洪水、津波又は高潮の氾濫、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条
		洪水、津波、高潮		水防法第29条
水防管理者(市長)	指 示	洪水、津波、高潮	洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
自衛官 (災害派遣時に限る)	警告 (準用)	災害全般	警察官の要件と同じ (ただし、警察官がその場にはいない場合に限る)	自衛隊法第94条
	措置命令 措置 (準用)			

第3 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、市長は、災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる（以下、警戒区域設定等）ことができる。

なお、警戒区域設定に伴う出入り制限、禁止、又は退去命令については、その履行を確保するため、災害対策基本法第116条第2項に基づき、違反について10万円以下の罰金、又は拘留の罰則が科せられる。

1 実施基準

警戒区域の設定は、避難勧告・指示と異なり、区域内の居住者等の保護を目的とした立入り制限、禁止や退去命令等の制限行為を伴うものであり、その違反には罰則規定が適用される。

このため、警戒区域の設定は、避難勧告・指示の場合と異なり、災害による居住者等の生命又は身体に対する危険が急迫した場合で、その危険が一定区域内で明白な場合を基準として実

施する。

2 実施責任者

市長は、区長（区対策部長）からの要請に基づき警戒区域設定等を実施する。

区長において、判断困難な場合には、危機管理監が、当該区長と協議のうえ市長に要請する。

なお、市長が不在、又は連絡不能の場合は、第3章第1節の意思決定代理順位により代行する。

ただし、市長は、地方自治法第153条第1項に基づき、次の基準で警戒区域設定等の権限を補助機関である職員へ代行させることができる。

また、その他の機関も、災害対策基本法第63条第2項及び第3項、第73条の規定により、次の基準で市長の権限を職務準用、代行することができる。

(1) 補助機関による代行

区長又は危機管理監は、災害による危険がより急迫し、市長に要請するいとまがないと判断したときは、警戒区域設定等の実施を代行することができる。

また、現場にいるその他の職員は、市民の生命、身体に急迫の危険があり、緊急を要する場合で、区長又は危機管理監の判断を得るいとまのないときは、警戒区域設定等の実施を代行することができる。

(2) 警察官、海上保安官による代行

警察官又は海上保安官は、市長、若しくは市長の委任を受けた者が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定等に係る権限を代行（警察官又は海上保安官による権限の行使として行うが、その効果は市長に帰属）することができる。

ただし、実施後は、直ちにその旨を市長に通知する。

(3) 自衛官の職務執行における準用

自衛隊法第83条第2項により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長、若しくは市長の委任を受けた者、及び警察官、海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定に係る措置を、その職務執行に際し準用することができる。

ただし、実施後は、直ちにその旨を市長に通知する。

(4) 知事による代行

災害により、市が警戒区域設定等の全部、又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が、実施すべき措置の全部又は一部を代行（知事による権限の行使として行うが、その効果は市長に帰属）する。

知事は代行を開始し、又は終了した場合は、その旨公示する。また、知事は代行の事務が終了した場合には、その旨及び代行した措置を市長に通知し、市が警戒区域設定等の全部又は大部分の事務を行うことができるようになったと認めるときには、代行に係る事務を市に引き継ぐ。

3 警戒区域設定等の伝達

警戒区域を設定した場合は、ロープ張り、立看板等により設定区域を明示すると同時に、避難勧告・指示の伝達方法（第2の4(2)）に基づき、必要な情報を設定区域の居住者等に伝達する。

4 解除とその伝達

市長は、対象区域の危険がなくなった場合には、実施した警戒区域設定等を、明示物を撤去する等して解除し、その旨連絡員を通して避難所に避難している対象区域の居住者等に伝達する。

避難所以外に避難している対象区域の居住者等には、電話、テレビ・ラジオ放送、立看板等の各種媒体を活用して周知する。

5 警戒区域設定等の実施責任者一覧表

実施責任者	代行者	実施事項	災害の種類	法律上の発令要件	根拠法
市長	警察官 海上保安官	警戒区域の設定	災害全般	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第63条第2項、第3項
	自衛官 (準用)	立入り制限、禁止			
	知事	退去命令			災害対策基本法第73条

* 市長の権限委任により実施するもの

権限の受任者	実施事項	災害の種類	受任の条件	根拠法
意思決定代理順位者	警戒区域の設定	災害全般	災害による危険がより急迫し、市長の判断を得るいとまのないとき、又は市長が不在のとき	災害対策基本法第63条第2項
その他の職員	立入り制限、禁止 退去命令		災害による危険がより急迫し、緊急を要する場合で、市長、若しくはその代理順位者の判断を得るいとまのないとき、又はこれらの者全てが不在のとき	

6 他の法律に基づく、警戒区域設定等の実施責任者一覧表

実施責任者	代行者	実施事項	災害の種類	法律上の発令要件	根拠法
水防団長 水防団員 消防機関に属する者	警察官		洪水、高潮	水防上緊急の必要がある場合において	水防法第21条
消防吏員 消防団員			火災	火災の現場において	消防法第28条
消防長 消防署長	警察署長	警戒区域の設定 立入り制限、禁止 退去命令	ガス、火薬又は危険物の漏えい	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとき	消防法第23条の2

第20節 避難者の受入れ対応

災害により現に被害を受け、居住の場所を失った者、又は災害により被害を受けるおそれのある者（避難者）を、避難所を開設して、一定期間受入れるための計画である。

第1 実施担当機関

総括部、保健福祉部、区対策部、消防部、教育部、第七管区海上保安本部、福岡県警察
消防団

第2 避難所の開設

区長（区対策部長）は、避難者数や災害発生状況等を考慮して、あらかじめ指定した予定避難所のなかから安全なものを選択し、施設管理者等の同意のうえ避難所を開設する。

また、必要があれば、受入れ予定箇所以外の場所や予定避難所以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、施設管理者等の同意のうえ避難所として利用する。

1 開設の基準

- (1) 避難勧告等、警戒区域の設定等を実施した場合
- (2) 災害の状況により避難者が予想される場合
- (3) 自主避難の申し出があった場合
- (4) 災害により居住の場所を失った者が生じた場合
- (5) 広域的な災害発生に伴い、他都市からの避難者受入れの要請があり、かつ、災害対本部等が必要と認めた場合

2 開設の報告、通知

区長（区対策部長）は、避難所を開設したときは、速やかに危機管理監（総括部長）、消防局長（消防部長）、保健福祉局長（保健福祉部長）及び教育長（教育部長）に報告を行う。

危機管理監は、各区の状況をとりまとめるうえ市長（災害対策本部長）に報告するとともに、市関係部局、知事、防災関係機関等に、次の事項を報告、又は通知するものとする。

なお、災害の状況によっては、危機管理監、消防局長、保健福祉局長及び教育長は、各区長に報告時刻を指定することができる。

- (1) 開設の日時
- (2) 避難所名及び所在地
- (3) 避難者の情報（氏名、住所、連絡先等）
- (4) 避難の理由（自主避難、避難勧告・指示等）
- (5) その他必要事項

3 居住者等への周知

避難所を開設した場合、区長（区対策部長）は、施設管理者、市民防災会、消防団、警察、消防署等との緊密な連携のもと、避難勧告・指示等の伝達方法に基づき、当該避難所の名称、場所、連絡先等について、付近の居住者等に周知徹底を図る。

4 避難者の受入れ

(1) 受入れ対象者

- ア 災害により現に被害を受け、居住の場所を失った者
- イ 災害により被害を受けるおそれのある者

(2) 受入れ期間

原則として、次のいずれかの期間とする。

- ア 災害による被害の危険性が解消するまでの間
- イ 避難者が親戚・知人宅等、応急的な居住の場所を確保できるまでの間
- ウ 市営・県営住宅、応急仮設住宅の入居等の応急住宅対策が完了するまでの間

(3) 避難期間長期化時の対応

避難所への受入れ期間の長期化が見込まれ、施設の本来目的使用に支障を来たす場合には、他の避難所の開設、受入れ等により対処することとする。

(4) 受入れ先への誘導

ア 誘導の際の留意点

- (ア) 各地域ごとに責任者及び誘導員を定め、安全と統制を図る。
- (イ) 災害時要援護者を優先し、その他を次順位とする。
- (ウ) 避難経路については、事前にその安全性を確認し、危険箇所には標示、なわ張り等を行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。
- (エ) 夜間の場合は照明を確保して安全に万全を期する。

イ 誘導の方法

避難は、避難者自らが行うことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、車両、船艇等により行うものとする。

(5) 夜間・休日の受入れ対応

夜間・休日で、防災指令の未発令時（区役所職員が勤務していない場合）に、避難者の受入れ対応が必要になった場合には、区役所職員が参集するまでの間は、消防局、消防団及び警察で、以下の応急対応を行う。

ア 一時避難地の紹介

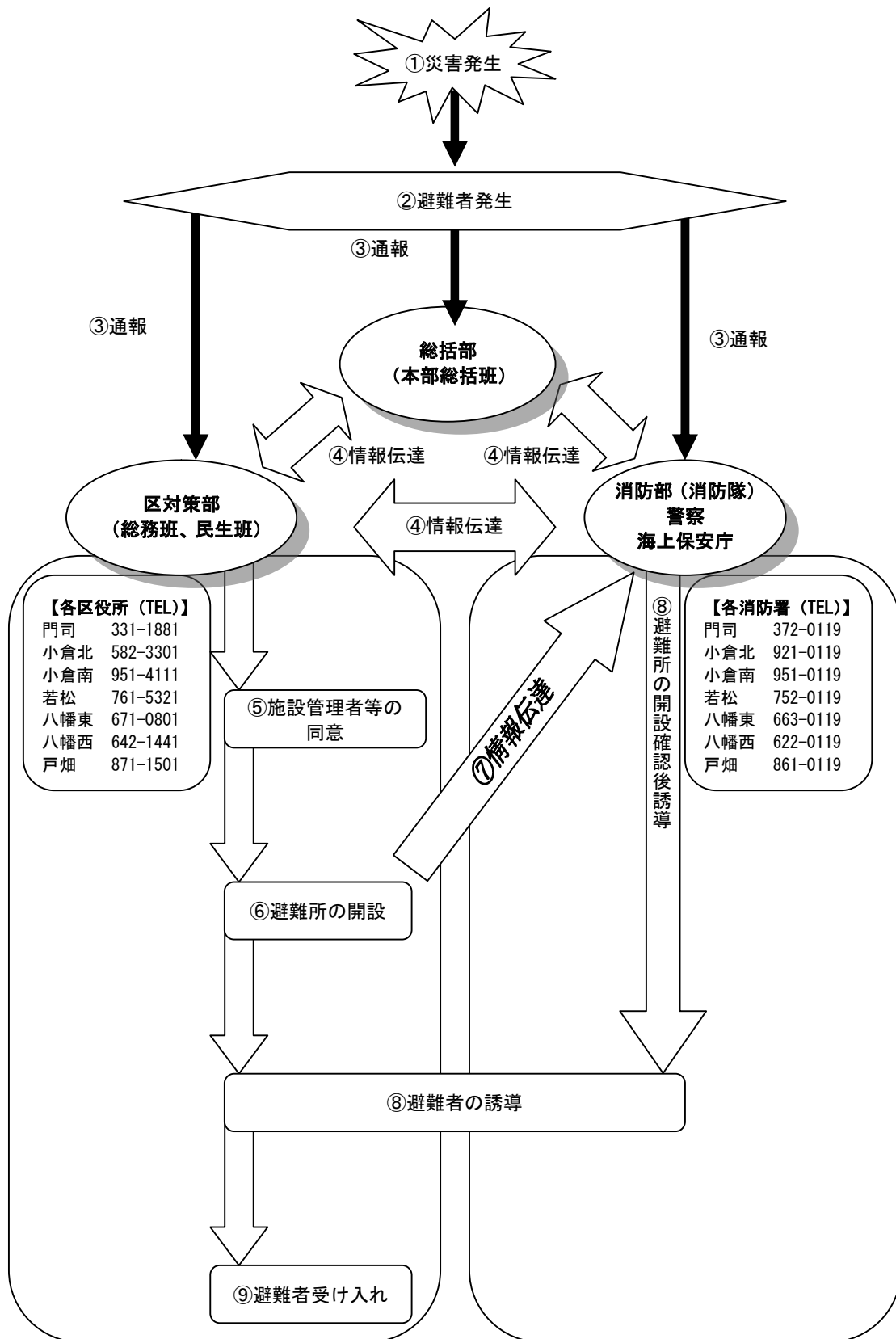
イ 避難者の誘導

ウ 危機管理室、消防局、区役所等への連絡・調整

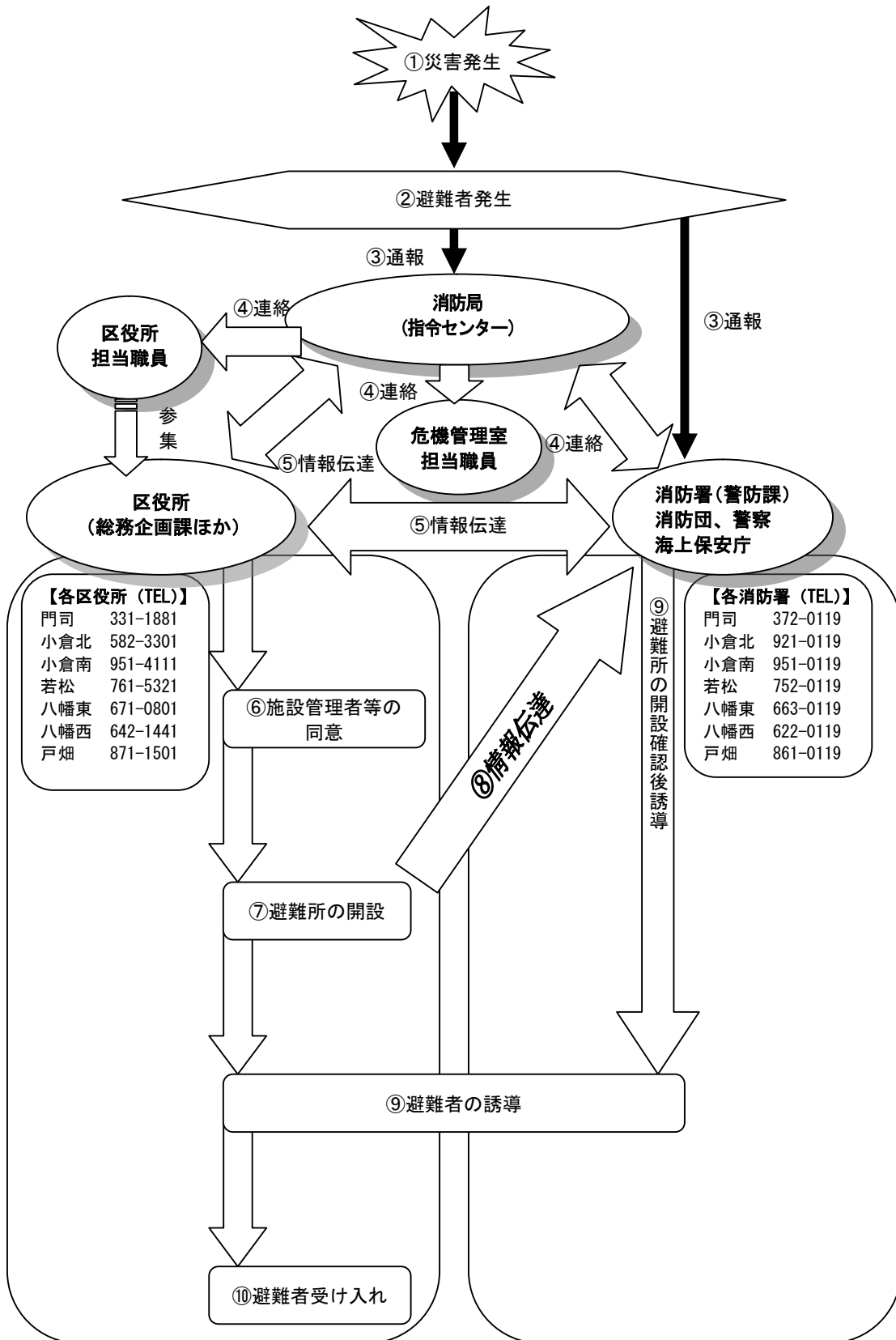
(6) 市民の避難連絡窓口

避難の際の緊急連絡先は、一次的には各区役所の総務企画課、夜間・休日は各消防署及び各警察署とする。

5 災害対策（警戒）本部設置時における避難所開設までの流れ



6 夜間・休日（災害対策（警戒）本部未設置時）における避難所開設までの流れ



第3 避難所の運営

1 運営の体制及び責任者

(1)避難所の運営は、施設管理者、所有者、地域（自主防災組織等）と十分な連携をとった上で区長（区対策部長）の責任において行う。

(2)避難生活の長期化が見込まれる場合、区長（区対策部長）は、地域（自主防災組織等）との連携に努め、避難所の環境整備・保全に取り組むとともに、避難者のプライバシー及び心身の健康維持に留意し、市民が主体となった避難所運営体制の早期確立を図る。

2 職員の派遣

(1) 民生班の派遣

避難所を開設した場合、区長（区対策部長）は、避難者数に応じた区対策部民生班員を現地に派遣し、施設管理者、市民防災会、消防団、災害ボランティア等との協力により、主に次の事項を行う

- ア 避難者の受入れ及び保護
- イ 避難所、避難地の安全管理
- ウ 必要物資、必要人員の把握と要請
- エ 避難者の把握と報告
- オ 避難者への情報提供
- カ 救援物資の配布
- キ 避難者のプライバシー確保
- ク 区対策部、施設管理者等との連絡調整

(2) 民生班、医療班、救護班の派遣

区対策部は、受入れ期間の長期化により、避難者の多数が健康面に支障を来たすおそれのある場合や、避難者のなかに負傷者や災害時要援護者が多数いる場合には、病院部、保健福祉部と協議のうえ、民生班及び医療班（状況によっては救護班を編成）を派遣して、避難者の応急治療にあたる。

(3) ごみ・し尿の収集班、保健衛生班の派遣

区対策部は、受入れ期間長期化により、ごみ・し尿の処理や環境衛生面での問題が生じるおそれがある場合には、保健福祉部と協議のうえ、ごみ・し尿の収集班や保健衛生班の派遣を要請して、避難所の環境衛生管理にあたる。

3 災害時要援護者への配慮

区対策部は、避難者中の災害時要援護者の有無を把握し、必要に応じ、民生班や医療班を（状況によっては救護班を編成）派遣してそのケアに努めるとともに、保健福祉部や病院部に対し、医療施設や社会福祉施設での受入れや、手話通訳者、ホームヘルパー等の派遣を要請する。

状況に応じ、介護、医療等に従事する災害ボランティア等との協力を得て、災害時要援護者のニーズを十分把握するとともに、そのニーズに対応した避難所運営を行う。

4 男女のニーズの違いへの対応や男女共同参画の視点を踏まえた運営

避難所の運営にあたっては、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣及び授乳スペースの設置、避難場所等における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

5 市立小中学校教職員の運営協力

避難所となった市立小・中学校の教職員は、児童生徒の安全確保、こころのケア、学校教育

正常化に向けての準備等学校管理に支障のない限り、避難所の運営に協力するものとする。

6 避難所における情報収集・伝達手段の確保

(1) 避難所に派遣された職員は、避難者名簿を作成し、個人安否の情報収集・伝達手段として活用する。

(2) 避難所に派遣された職員は、インターネット情報端末、防災行政無線等の各種媒体を活用して、区対策部、総括部等との情報収集・伝達活動を円滑に実施する。

7 災害ボランティアとの連携

状況に応じ、災害ボランティアと連携して避難所運営を行う。

8 大規模避難所の運営

大規模避難所は、区対策部が運営することを原則とする。ただし、災害の状況により区対策部で対応が困難な場合には総括部が関係部等と協議のうえ、関係部等で協力して運営を行う。

第4 災害発生時における愛玩動物（ペット）対策

1 愛玩動物の取扱い（原則）

(1) 災害発生時における愛玩動物（以下、「ペット」という。）の取扱いは「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「北九州市動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、飼い主による管理を原則とする。

(2) 避難所へのペットの同伴は、他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し、原則禁止とする。

ただし、身体障害者補助犬法（平成14年5月29日法律第49号）第2条に規定する「身体障害者補助犬」は、同法第7条の規定に基づき対応する。

2 保健福祉部及び区対策部の対応

保健福祉部及び区対策本部は、災害発生時におけるペットの飼い主への支援を、衛生状況、被災状況等を考慮しながら、以下により実施する。

(1) ペットの避難所への収容（大規模災害発生時）

区対策部等は、避難者の収容完了後、避難所の施設能力や避難者の状況を踏まえ、避難所施設へのペット収容の可否について、検討を行う。

避難所へペットを収容する場合、保健福祉部（動物愛護センター）は、必要に応じて、北九州市獣医師会に協力を要請する。

(2) ペットの支援情報提供（2-（1）以外の災害時）

ペットの管理は、1-（1）のとおり、飼い主による管理を原則とするが、保健福祉部（動物愛護センター）は、北九州市獣医師会の協力を得て、関係部署に支援情報の提供を行う。

第5 避難所の閉鎖

区長（区対策部長）は、災害の危険が解消し、避難者に対する救援対策が完了したとき（住居の確保等による避難者の受入れ期間が経過したとき）は、避難所を閉鎖する。

区長は、避難所を閉鎖したときは、速やかに危機管理監（総括部長）、消防局長（消防部長）、保健福祉局長（保健福祉部長）及び教育長（教育部長）に報告を行う。

危機管理監は、各区の状況を取りまとめるうえ市長（災害対策本部長）に報告するとともに、市関係部局、知事、防災関係機関等に通知するものとする。

第21節 食糧供給

災害時に避難者、被災者及び応急対策要員等に供給する食糧の確保とその供給の円滑化を期するための計画である。

第1 実施担当機関

総括部、保健福祉部、産業経済部、区対策部

第2 災害時の応急供給措置

1 供給対象者

災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合、次の者に食糧供給を行う。

- (1) 食糧を容易に入手できずに困窮する者。
- (2) 災害地における救助作業、応急措置及び被災施設の復旧作業に従事する者。

2 供給品目

(1) 主食

炊飯又は炊出し給食が可能な場合は米穀とするが、不可能な場合は災害の実情に応じてレトルト米、乾パン又は麦製品等調達可能な食糧とする。

(2) 副食・調味料

災害の実情により、調達可能なもの。

3 食糧の確保

(1) レトルト米・乾パン等

区対策部は、レトルト米・乾パン等を備蓄し、供給する。なお、不足し再調達が必要な場合は(2)と同様に対処する。

(2) 主食（米穀を含む）及び副食・調味料

区対策部は、指定の販売業者（北九州市物品等供給契約の有資格業者）から購入する。

ただし、緊急のため上記の業者から調達不可能な場合は、一般販売業者から調達する。また、市内の販売業者からの調達で不足する場合は、県へ食糧の供給を要請又は本市と災害時相互応援協定を締結している都市に対し、調達等を依頼する。

(3) 災害救助法適用の場合の米穀・乾パン

区対策部は、産業経済部（農林水産班）に対し、必要量の確保を依頼する。

農林水産班は、知事に必要量を申請して知事が指定する卸売（卸売代行機関）及び小売販売業者より引取り、区対策部に引き渡す。

ただし、米穀について農林水産班は、災害の状況により緊急やむを得ない場合には、農林水産省生産局に要請する。生産局は、受託事業者、県及び市と連絡調整を行い、引渡方法を決定する。市は、政府米を保管している受託事業者の寄託している倉庫より直接引取り、区対策部に引き渡す。

(4) 「災害時における生活必需物資等の供給に関する特別協定」による調達

ア 一般調達

災害状況や避難者の発生状況から本部長（市長）が必要と判断した場合、「災害時における生活必需物資等の供給に関する特別協定」を締結している企業（以下、協定締結企業とい

う) から食糧を購入する。

イ 特別調達

当該協定に基づく大規模災害が発生し、住民の避難が3日以上継続するような状況で本部長(市長)が必要と判断した場合、避難所の運営を担当する区対策部民生班は協定締結企業と直接協議し、食糧を購入する。

ウ 調達方法

区対策部は物資の供給の要請を原則として文書により行う。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出する。なお、同様の物資で供給可能な協力店が複数ある場合の要請先選定基準は、物資供給の必要がある避難所等に最も近い店舗のある企業から順次要請するものとする。

また、物資の運搬は原則として企業が市の指定する避難所等まで行う。但し、企業による搬入が困難な場合は、企業は市の指定する搬送車に積み込み対応する。

(5) 「全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定」による生鮮食料品の提供

被災により生鮮食料品を十分に供給できない場合、「全国中央卸売市場協会災害時相互応援協定」に基づき中央卸売場開設者(北九州市)が生鮮食料品の提供等の応援要請を行う。

応援の種類

- ア 住民に供給する生鮮食料品の提供
- イ 住民に供給する生鮮食料品の提供に係る搬送
- ウ 市場事業の継続のために必要な資機材、物資等のあっせんまたは提供
- エ 上記に掲げるもののほか、特に要請があったもの

4 供給方法

食糧は、原則として避難所単位に供給する。

ただし、あらかじめ指定された避難所の他に緊急に開設された避難所にも供給を行うものとする。

避難所に避難できない被災者及び作業に従事する者は、最寄りの避難所で供給を受ける。

(1) 炊出し、自炊等調理不可能な場合

区対策部は、被災者数に応じた数量の乾パンその他調理不要な食糧を避難所に搬入する。

避難所の連絡員は、食糧を被災者に配分する。

(2) 炊出し給食を行う場合

区対策部は、被災者数に応じた数量の主食及び副食・調味料(以下「食糧素材」という。)を避難所に搬入する。

避難所の連絡員は、区対策部より引き渡された食糧素材を調理し、調理完了後、被災者に配分する。

5 供給期間

食糧供給期間は、原則として災害発生後、最初の供給日から起算して7日間とする。ただし、災害救助法適用の場合は、同法その他関係法令の定めるところによる。

第3 炊出し

1 炊出しを受ける被災者

(1) 避難所に受入れた者

(2) 住家の被害が全壊(焼)、流失半壊(焼)又は床上浸水等で炊事ができない者

- (3) 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者
- (4) 被害を受け、一時縁故先等に避難する者
- 2 主食、副食調味料等の調達
 - 第2の3(2)による。
- 3 炊出し基準及び期間
 - 災害救助法が適用されないときは、『保健福祉局関係小災害救助取扱要領』によるものとする。
 - 災害救助法が適用されたときは、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」によるものとする。
- 4 業者からの購入
 - 市において直接炊出しすることが困難な場合で米飯業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊出しの基準等を明示し、業者から購入し配給する。

第4 支援物資の管理

- 1 必要な支援物資、不必要な支援物資については、区対策部及び物資集配センターで取りまとめ、総括部へ報告する。報告を受けた総括部はホームページ「防災情報北九州」等を活用し、周知する。
- 2 支援物資の受入れは「大規模避難所」又はこれに相当する施設等で一次的に行い、その後各避難所等へ配分する。物資の輸送については第25節交通輸送による。

第 22 節 給 水

災害のため給水施設の破壊、又は飲料水の枯渇、汚染等により、現に飲料水に適する水を得ることができない者に対して、最小限度必要な量の飲料水を供給し、被災者を保護するとともにその施設等の復旧を行うための計画である。

第 1 実施担当機関

保健福祉部、区対策部、上下水道部

第 2 対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者。

第 3 給水方法

- 1 給水を必要とする場所（被災地、避難所等）への応急給水は、給水車による搬送給水、周辺の消火栓及び配水池からの仮設配管など現地の実情に応じ適当な方法により行う。
- 2 給水量 1日1人当たり3L程度（災害救助法による給水量）を最低限確保するものとする。
- 3 給水期間 復旧するまでの間

第 4 給水施設の応急復旧

- 1 給水施設の応急復旧を円滑に行うため、管理図面・台帳等の分散管理を行う。また、災害用応急資器材（水道管工事用・応急給水用器材等）を備蓄し、災害発生時に有効適切に使用できるように点検整備を徹底する。
- 2 給水施設が破壊された場合は重要度、修理可能性等勘案して、迅速かつ最も効果的に応急復旧を行う。
- 3 給水施設の応急復旧における復旧要員、資材、重機等の確保や応援について、水道事業者、資器材メーカー、指定給水装置工事事業者などの施工業者等との協力体制を確保する。
- 4 市の能力をもってしても、なお給水の万全を期し得ない場合は、自衛隊又は隣接地方公共団体の協力を要請するとともに、「18大都市水道局災害時相互応援に関する覚書」及び「九州九都市水道局災害時相互応援に関する覚書」に基づき上下水道局長が応援要請を行う。

第 5 家庭飲料水の事前確保

災害発生が予想される場合、事前に各家庭において必要量の飲料水を備蓄するよう広報車及び報道機関に依頼し周知を図る。

第 23 節 物資供給

災害のため、生活必需品を喪失し他から容易に入手困難な被災者に配給する衣料、その他生活必需品の確保と配給の確実を期するための計画である。

第 1 実施担当機関

- | | |
|-----------|------------|
| 1 必要物資の把握 | 保健福祉部、区対策部 |
| 2 救援物資の調達 | 財政部、区対策部 |
| 3 救援物資の配布 | 保健福祉部、区対策部 |

第 2 対象者

住家に全壊（焼）、半壊（焼）、床上浸水の被害を受け、衣類その他生活必需品を損傷喪失し、他から容易にこれの入手ができず日常生活に困窮する者。

第 3 配給経路

区対策部民生班は、被災状況調書等を参考にして、被災者の状況を調査し、市災害対策本部保健福祉部と協議のうえ、措置決定（必要物資の算定、物資配分計画の作成）し、物資購入のうえ区対策部民生班で物資を配分する。

なお、調達については、「第 21 節 食糧供給」で定めた食糧の調達と同様の手法とする。

第 4 配給方法

- 1 災害の状況等を考慮し、その都度決定するが、まず備蓄物資、日本赤十字社の救援物資を放出し、不足物資を業者から調達する。（即時調達可能物資を把握しておく。）
- 2 配給に際しては、自治組織、民間団体等（ボランティア）の協力を得て実施するものとする。
- 3 災害救助法に基づく物資の調達は、同法第 30 条及び福岡県事務委任規則第 77 条の 4 の 2 の規定に基づく知事の職権の事前委任により、市が直接行うものとする。ただし、市で調達することが困難である場合は県に調達を要請する。

第 5 支援物資の管理

- 1 必要な支援物資、不必要な支援物資については、区対策部で取りまとめ、総括部へ報告する。報告を受けた総括部はホームページ「防災情報北九州」等を活用し、周知する。
- 2 支援物資の受入れは「大規模避難所」又はこれに相当する施設等で一次的に行い、その後各避難所等へ配分する。物資の輸送については、「第 25 節 交通輸送」による。

第 24 節 緊急物資流通対策

第 1 実施担当機関

総括部、総務企画部、財政部、保健福祉部、産業経済部、建設部、建築都市部、港湾空港部、区対策部、協力部、民間

第 2 緊急物資一元管理・配送システムの運営

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 2 条に規定する政令で定める程度の災害が発生し、かつ被災状況、交通状況等を勘案し、避難者に対する救援物資の安定供給のために必要と市長が判断した場合、「緊急物資一元管理・配送システム」を運営する。

当システムは、「災害時緊急物資集配センター」（以下、「物資集配センター」という。）を設置し、緊急物資の受入れ、仕分け、在庫管理、避難所への配送までを一元管理するもの。物資集配センターの運営は市内の関係局から構成される横断的な組織に民間物流企業を加えた「緊急物資対策チーム」を編成して行う。

1 緊急物資対策チームの編成

市内の関係局から構成される横断的な組織に民間物流企業を加えた「緊急物資対策チーム」を災害対策本部直轄に編成し、物資集配センターの運営を行う。

2 編成表

担当	担当部・班	分担業務
運営担当	総務企画部（総務企画総務班）	<ul style="list-style-type: none"> ・チーム運営の統括・指揮 ・人員配置 ・各担当との連絡調整
施設・搬路担当	建設部（道路班） 建築都市部（都市計画班） 港湾空港部（港湾総務班、港湾班、港湾営業班）	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、施設の被害状況や、規制状況等の把握 ・物資輸送ルートの確保・選定
物資管理担当	保健福祉部（保健福祉総務班） 区対策部（民生班） 産業経済部（農林水産班） 財政部（契約班）	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所毎の必要物資の把握 ・物資の調達・管理 ・在庫物資の数量管理（品目毎）
荷捌き担当	民間物流企業 協力部、ボランティア	
	統括班	・荷捌き業務の統括
	荷卸班	・輸送車両からの荷卸、検品
	仕分け班	・品目毎に仕分け、数量管理
	物資分配班	・避難所毎に物資を分配
	積み込み班	・輸送車両への物資の積み込み
	配送管理班	・輸送車両の配置等、配送管理
	車両誘導班	・輸送車両の誘導
応援班	・荷捌きの実作業等	

第3 物資集配センターの設置・運営

- 1 物資集配センターの設置・運営に係る総合調整（総括部）
設置・運営に係る関係機関との連絡調整等
- 2 物資集配センターの運営（総務企画部）
 - (1) 必要人員の確保・配置
 - (2) 運営の統括指揮
- 3 輸送路の確保・選定（建設部、建築都市部、港湾空港部）
 - (1) 道路・施設被害、規制状況の把握
 - (2) 物資輸送ルートの確保・選定
- 4 物資の管理
 - (1) 避難所毎の不足物資の把握（区対策部）
 - (2) 品目毎の在庫数量の管理（保健福祉部）
 - (3) 物資の調達（区対策部、保健福祉部、産業経済部、財政部）
- 5 荷捌き指揮等（民間）
 - (1) 荷捌き業務の指揮
 - (2) 輸送車両の誘導
- 6 荷捌きの実作業（協力部、ボランティア等）
 - (1) 品目毎の仕分け作業
 - (2) 物資の荷降ろし、検品、積み込み作業
- 7 物資の輸送（民間）
物資集配センター、避難所間の物資の輸送

第 25 節 交通輸送

第 1 交通応急対策

災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するおそれがある場合、交通の安全と施設の保全及び災害時における交通と輸送の便を図るための計画である。

1 実施担当機関

総務企画部、建設部、建築都市部、区対策部、消防部、交通部、福岡県警察、第七管区海上保安本部（門司・若松海上保安部）、交通機関

2 交通規制及び道路交通の確保対策

(1) 交通規制

災害等により交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、もしくは通報等により承知したときは、被災地及びその付近の状況により、警察、道路管理者、その他関係機関は密接な連絡のもとに次の区分により交通制限、迂回等適切な処置をとる。

また、警察は緊急通行車両の通行を確保するため、広域交通管制及び交通広報等による交通総量抑制対策を実施する。

実施責任者		範囲	根拠法
道路 管 理 者	国土交通大臣 県知事 市長 西日本高速道路(株) 福岡北九州高速 道路公社 北九州市道路公社	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路についての工事のため、やむをえないと認める場合	道路法第 46 条
	公安委員会	災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められる場合	災害対策基本法 第 76 条
	公安委員会 警察署長 (区間又は期間の短いもののみ)	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合	道路交通法 第 4 条及び第 5 条
	警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法第 6 条

ア 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付申請

緊急通行車両確認証明書及び標章の交付申請は、警察署又は県八幡農林事務所に緊急通行車両確認申請書を提出して行う。

ただし、警察署から緊急通行車両事前届出済証の交付を受けている場合は、警察署に同届出済証を提出して行う。

なお、この手続に当たっては、緊急通行車両として使用する車両の確認のほか、その使用目的等の確認事務を行う必要があり、災害発生時に大量の申請があれば、証明書等の交付に相当の時間を要することから、指定行政機関等は、「第2章第29節 緊急通行車両の事前届出」を行うよう努めるものとする。

イ 緊急通行車両の先導

警察は、災害応急対策を行う緊急通行車両の通行を確保する必要があると認めるときは緊急通行車両の先導を行う。

ウ 自衛官、消防吏員による命令、措置

自衛官及び消防吏員は、災害対策基本法に基づく通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行障害となり、災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、警察官がその場にはいない場合に限り、当該車両、その他の物件の移動などの命令又は措置を行う。

命令、措置を行った場合は、警察署長に次により通知する。

(ア) 命令に係る通知

命令を実施した場所を管轄する警察署長に直接又は福岡県警察本部交通規制課を経由して、日報形式で通知する。

(イ) 措置に係る通知

措置をとった都度、ただちに措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は福岡警本部交通規制課を経由して通知する。

通知は口頭でも可とするが、定められた様式により速やかに再度通知をする。

措置に係る物件の占有者、所有者又は管理者の住所、氏名を知ることができないときは、その理由、措置に係る物件の詳細な状況を通知書に記載する。

(ウ) 破損行為に係る写真の添付

破損行為に係る場合は、破損前後の写真を撮影し、通知書に添付する。

(2) 道路交通の確保対策

ア 道路パトロールを強化し、随時危険箇所、災害箇所の早期発見に努め、その現況を把握する。

なお、現地においては徒歩パトロールを強化する。

イ 危険箇所、災害箇所を発見した場合は、被害状況を調査するとともに、直ちに所轄警察署に連絡のうえ、必要な交通規制を行うと同時に、これにかわる迂回路指定等の処置をとり道路交通の確保に努める。

ウ 危険箇所、災害箇所については建設・建築都市部等関係機関において応急措置を行い、速やかに交通を確保する。

エ 電力、ガス、通信、水道その他道路占用工作物の被害による道路の被害が発見された場合は、直ちに関係機関及び所轄警察署に連絡し必要な交通規制を行う。通報を受けた関係機関は、それぞれ機関の定める業務計画により応急措置を行い速やかに交通を確保する。

3 市営バスの行う交通の確保対策

(1) 市営バスの運行は、可能な限り維持するものとする。

(2) 市営バスの路線において道路の危険及び災害等の発生により運行不能となった場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、迂回道路等を利用して路線の一部変更など乗客の安全輸送を目途とする適切な処置をとり、できる限り運行を継続して乗客の利便を図るものとする。

4 他の交通機関の応急対策

(1) 九州旅客鉄道株式会社の災害応急対策

ア 災害時の列車の運転規制

災害発生時における列車の運転規制については、「運転取扱基準」「気象異常時運転規制手続」「運転事故並びに災害応急処理標準」に基づき対処する。

イ 災害対策本部の設置

災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合の応急・復旧処理、救護等については、運転事故並びに災害応急処理標準により、本社に対策本部を、現場には現場本部を設置し、応援要請、救護輸送、復旧、調査情報の発表等指揮その他の業務を行う。

ウ 連絡通報体制

災害発生時における連絡通報は、運転事故並びに災害応急処理標準に定める連絡体系により、連絡施設を有効に活用し正確・迅速を期す。

エ 応急復旧体制

本社対策本部と密接な連絡をとり、正確な状況把握を行い、現場本部において復旧計画、資材の輸送計画、機材の借り入れ手配、復旧要員の手配等を策定し、速やかな復旧を図る。

(2) 西日本高速道路(株)の災害応急対策

ア 応急対策の方法

(ア) 管理事務所長の行う処置

a 災害態勢

台風接近及び地震等により、有料道路に被害のおそれがあるときは、労力、資材及び機械力の整備手配等十分な態勢を整えておく。

b 応急処置

通行不能となった場合、車線通行確保に努めるとともに直ちに高速道路交通警察隊等関係機関に通知する。

c 災害が発生したときは、被災日時、気象状況、被災箇所、被災状況、交通状況及び復旧費概算等を九州支社長に報告する。

(イ) 九州支社長の行うべき処置

九州支社長は、上記について本社に速報及び詳細報告を行う。

イ 利用者に対する広報

有料道路の利用者は遠距離、広範囲であって、災害発生により利用ができなくなった場合は、急速にかつ広範囲に周知徹底を行い、これらの原因によって受ける利用者の損害を最小限度にとどめる必要がある。したがって西日本高速道路(株)は報道機関その他に依頼し、一般利用者に対し周知を図る。

(3) 福岡北九州高速道路公社の災害応急対策

ア 応急対策

(ア) 北九州事務所長の行う処置

台風接近及び地震等により有料道路に被害のおそれがあるときは、労力、資材、機械力等の整備手配をし、災害応急対策に対して即応できるよう態勢を整えておくこと。

(イ) 応急処置

通行不能となった場合、直ちに高速道路交通警察隊等関係機関に通知する。

災害が発生したときは、被災日時、気象状況、被災箇所、被災状況、交通状況、復旧費概算、現場措置の状況を理事長に報告する。

なお、事務所独自で対応できない場合は、本社(福岡)に支援班を要請する。

- イ 利用者に対する広報
 - 災害が発生した場合、直ちに道路交通情報として、関係機関を通じ利用者に周知を図る。
- (4) 北九州市道路公社の災害応急対策
 - ア 応急対策
 - (ア) 理事長の行う処置
 - 台風接近及び地震等により有料道路に被害のおそれがあるときは、労力、資材、機械力等の整備手配をし、災害応急対策に対して即応できるよう態勢を整えておく。
 - (イ) 応急処置
 - 通行不能となった場合、直ちに所轄警察署長等関係機関に通知する。
 - 災害が発生したときは、被災日時、気象状況、被災箇所、被災状況、交通状況、復旧費概算、現場措置の状況を理事長に報告する。
 - イ 利用者に対する広報
 - 災害が発生した場合、直ちに道路交通情報として、関係機関を通じ利用者に周知を図る。
- (5) 西鉄バス北九州株式会社の災害応急対策
 - ア 応急対策方法
 - (ア) 災害が発生し、重大な影響を及ぼす場合は本社内（北九州市）に災害対策本部を設置し、総合的に対策を講ずる。
 - (イ) 自動車部門においては、あらかじめ調査連絡体制を定め、最終車到着時刻の確認を行う外、連絡責任者、連絡所在地等について各線別に定めている。
 - イ 応急対策上の要請
 - (ア) 災害時、社の通信設備が途絶した場合、他の機関の通信設備の優先利用が必要である。
 - (イ) 災害のため遠隔地においてバスが孤立し、救助の必要を生じた場合、市その他関係機関の応援援助を求める。
- (6) 筑豊電気鉄道株式会社の災害応急対策
 - ア 災害が発生し重大な影響を及ぼす場合は、本社内に災害対策本部を設置し、総合的に対策を講じる。
 - イ 運輸部門においては、災害が発生した時は、情報の収集、社内の連絡、伝達報告に努め、輸送体制の確立を図る。
 - ウ 工務部門においては、災害が発生した時は、災害の種類・程度によって速やかに応急復旧に努める。
- (7) 北九州高速鉄道株式会社の災害応急対策
 - ア 応急対策方法
 - 暴風、豪雨、地震、その他異常な自然現象による災害及び大規模な火災等の災害に対し、災害の発生するおそれがあるとき又は災害が発生したときは、本社内（小倉南区）に災害対策本部を設置し、総合的に対策を講ずる。
 - イ 応急対策上の要請
 - 災害のためにモノレールが運行できない場合で必要なときは、市その他関係機関に応援援助を求める。
 - ウ 災害警戒
 - 災害の予防及び災害発生時の被害を最小限にとどめるため、事態の重要度に応じて3段階の区分により警戒員を配置する。
 - (ア) 1号配置 全線警戒として、営業課及び運転課の全係長及び当務係員並びに関係技術係員が出動し、指定の警戒配置（巡回及び固定警戒）につく。
 - (イ) 2号配置 全線警戒として、営業課及び運転課の全課長、全係長及び当務係員並びに

関係技術係員が出動し、指定の警戒配置（巡回及び固定警戒）につく。

(ウ) 3号配置 全線警戒として、全職員が出動し、指定の警戒配置（巡回及び固定警戒）につく。

(8) 大阪航空局北九州空港事務所の災害応急対策

北九州空港及びその周辺において、航空事故が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、「北九州空港緊急計画」に基づき関係機関と協力して次の措置を講じる。

ア 防災機関に通報するとともに、被害の拡大防止又は軽減を図るため必要な措置を講じる。

イ 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、消防機関等の協力を得て、北九州空港消火救難隊により消火救難活動を行う。

ウ 状況に応じ空港利用者を避難させる等必要な措置を講じる。

エ 多数の死傷者が発生したときは、「北九州空港医療救護活動に関する協定」に基づき、福岡県医師会及び北九州市医師会並びに京都医師会に医療救護班の派遣を要請し、空港内の適当な場所に、救護所、負傷者等の収容所を確保する。

オ 災害の規模や被害状況から判断し、必要と認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

第2 輸 送

車両、舟艇等を確保して、被災者並びに災害応急対策及び救助活動に従事する者の移送あるいは災害対策用物資、資材の輸送を行うための計画である。

1 実施担当機関 各部

2 車両等の調達及び輸送

(1) 原則として各部保有車によるものとするが、不足するときは待機中の他の部保有車を使用する。

なお、不足する場合は各部が営業者から直接調達する。

(2) 一時に多数の車両を要し、かつ各部で調達できないときは、次の事項を明示のうえ、総務企画部（庁舎管理班）へ調達を要請する。

なお、用務終了の場合は、直ちに報告するものとする。

ア 輸送区間又は借上期間

イ 輸送量又は台数等

ウ 集合場所及び日時

エ その他の条件

(3) 総務企画部において必要台数の確保が不可能のときは、次の各機関、会社等に協力の要請を行い調達する。

ア 県災害対策本部（県防災企画課）

イ 福岡運輸支局北九州自動車検査登録事務所

ウ 日本通運株式会社北九州支店

エ (社)福岡県トラック協会北九州支部又は各区分会事務所

オ 西鉄バス北九州株式会社

カ 自衛隊

キ その他

(4) 鉄道軌道による輸送

道路の被害等により自動車による輸送が不可能なとき、あるいは他都市等遠隔地で物資資

材等を確保したときで鉄道によって輸送することが適当な場合、それぞれの実施機関において行うものとする。

(5) 船舶、舟艇による輸送

離島への輸送及び陸上交通による輸送が困難な状態にあるか、又は途絶したときは、九州運輸局福岡運輸支局、海上保安部等関係機関と協議のうえ、人員、物資等の海上輸送を行うものとする。また、必要な場合は、自衛隊の災害派遣を要請し、海上輸送を行うものとする。

(6) 空中輸送

ア 一般交通の途絶に伴って緊急に空中輸送が必要なときは、消防ヘリコプターによる空中輸送を行うものとする。

イ 消防ヘリコプターによる輸送が不可能なとき、又は増強の必要がある場合は、第七管区海上保安本部への要請を行い、協力を得て空中輸送を行うものとする。

また、自衛隊の災害派遣を要請し、空中輸送を行うものとする。

ウ ヘリコプターによる応援が必要と判断される場合は、消防組織法第 21 条及び第 24 条の 3 による応援ヘリコプターを活用する。

(7) 人力による輸送

車両等による輸送が不可能なときは、人力等により輸送するものとする。

3 北九州港の港湾施設の供用

災害対策用物資、資材の海上輸送を行う場合には、北九州港の港湾施設を供用するものとする。

4 ヘリコプター離着陸場の確保

空中輸送を行う場合は、あらかじめ指定しているヘリコプター離着陸場予定地を使用する。

5 輸送物資等の一時保管場所の確保及び集配

災害対策用物資、資材の一時保管場所として、北九州港及びヘリコプター離着陸場近辺の施設、中央卸売市場等を各部で確保する。

一時保管場所における輸送物資等の集配業務は、各部が、ボランティア等の協力を得て実施する。

第 26 節 救出救急業務

災害のため生命、身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出して被災者を保護するとともに救急業務を円滑適切に行うことを目的とする計画である。

第 1 実施担当機関

保健福祉部、消防部、病院部、福岡県警察、日本赤十字社、自衛隊、第七管区海上保安本部
医師会

第 2 陸上における救出

1 対象者

生命、身体が危険にさらされ、早急に救出しなければならない状態にある者

2 救出班の編成

救出班の編成は、災害発生地消防隊及び航空隊を主体とし、災害の規模、程度に応じて市関係職員、その他増強要員をもって編成する。

3 救出方法

- (1) 救出作業は、警察、海上保安部、その他関係機関と緊密に協力して実施するものとする。
- (2) 消防の行う救出作業は、救助工作車、梯子車等特殊車両及び消防ヘリコプターの出動並びに照明器具、救助用器具等を活用して行う。
- (3) 災害発生地の所轄消防隊から車両以外に必要なに応じて救出作業要員（消防団を含む）を出動させる。
- (4) 消防団員は、災害現場において消防の行う救出作業に協力するとともに、応急救護所の設営、傷病者の搬送等を行う。
- (5) 救出した負傷者は、直ちに救急自動車等をもって、最寄りの医療機関等へ搬送する。
- (6) 復旧作業との関連及び特殊機器を必要とする作業については、関係機関と緊密な連絡をとって行う。

第 3 救急業務

1 救急隊は各消防署に、航空隊は航空隊基地におく。

2 出動区域

- (1) 救急隊の出動区域は、消防署の救急担当区域とする。ただし、消防局長又は消防署長の特命による場合は、この限りではない。
- (2) 航空隊の出動区域は、北九州市全域とする。ただし、消防局長の特命による場合は、この限りではない。

3 消防局指令の運用

救出救急事故発生時においては、消防局指令課の活用により、消防救助隊（以下「救助隊」という）、救急隊及び航空隊の初動体制を整えるとともに、保健福祉部、病院部、医師会との密接な通報連絡によって、速やかに防災救急体制を確立し、消防部の集団救急要綱並びに医師会医療救護計画に基づく救急業務の実施を図るものとする。

[消防局指令課の任務]

- (1) 救急通報の受理
- (2) 救助隊、救急隊及び航空隊の指令、連絡
- (3) 医療機関及び警察機関との連絡
- (4) 救急協力医療機関の状況確認
- (5) 傷病者搬送医療機関の指定、連絡
- (6) 救急事故現場の状況把握及び情報収集
- (7) 救出用重機の手配
- (8) 消防部職員の非常招集

4 関係機関との事前協議

災害事故における傷病者の救出、救急活動の迅速な運用を図るため、消防部は、常に警察、保健福祉部、病院部、医療機関、医師会、自衛隊等と密接な連絡をとり、災害事故現場の交通規制処置、医療体制の確立等について協議しておくものとする。

5 非常体制の確立

- (1) 災害集団救急事故の発生に際しては、現場指揮本部を設置する。さらに、必要に応じて、災害集団救急事故対策本部を設置する。
- (2) 現場指揮本部の長は救急事故発生地消防署長とし、対策本部の長は消防局長とする。

現場指揮本部の任務

- (3) 消防署長は、現場指揮本部の任務遂行について必要な情報を対策本部に報告するほか、次の各号に掲げる救出、救急活動を行う。

- ア 災害情報の収集と現場速報
- イ 傷病者の救出作業
- ウ 傷病者の応急措置と搬送順位の決定
- エ 医療救護班及び応急救護所設営の要否の判断
- オ 資機材等の緊急搬送及び救出用重機の手配要請
- カ 応急救護所等から最寄りの医療機関への搬送
- キ 傷病者の緊急避難、搬送
- ク 救急医薬品の輸送
- ケ 特設救急隊の編成等
- コ その他

- (4) 災害集団事故対策本部の任務

対策本部長は、出動各部隊の運用、統制、連絡及び情報の収集並びに広報その他救護対策全般について処理、統括を行う。

- ア 市長への報告、その他防災関係機関との連絡協調部隊の配備と増強
- イ 部隊の配備と増強
- ウ 情報収集と連絡員の指定
- エ 警察、医療機関その他防災機関への協力要請
- オ 現場救出、救急についての必要事項
- カ 救急医薬品の輸送

キ その他

6 救急隊の増隊

非常用救急自動車増隊し、救急活動を実施する。

7 医師の派遣要請

(1) 消防局長は、トリアージ、応急処置、搬送先等の指示、助言、医療情報の収集及び救急救命士に指示を与えるため、医師の消防局指令センターへの派遣を保健福祉部に要請する。

(2) 消防局長は、必要に応じて、市立八幡病院統括 DMAT 及び災害拠点病院医療チームの派遣を要請する。

8 ヘリコプターの確保

救急活動のためのヘリコプターを確保し、道路寸断等で孤立した地域に救護班、資器材等を輸送し、傷病者を搬送する。また、遠隔地の医療機関への傷病者の転送を行う。

9 搬送車両の確保

(1) 出動可能な病院救急車の出動要請

(2) 市営バス、路線バス及び民間福祉タクシー等の、傷病者搬送用としての活用

10 地域住民の協力要請

地域住民に対し救出救急活動への協力を要請する。

11 防災関係機関との連携

救急現場においては、日赤、医師会、警察、自衛隊等と連携して救出救急活動を行う。

第 27 節 医療・助産及び要援護者対策

災害のため、被災地の住民が医療及び助産の途を失った場合、応急的に医療及び助産を行う等り災者を保護するための計画である。

第 1 実施担当機関

保健福祉部、子ども家庭部、消防部、病院部、区対策部、医師会、日本赤十字社

第 2 医療機関への支援

区対策部は、関係機関との協力により、被災地内の病院及び診療所の被害状況を調査し、必要に応じて次の支援を行う。

- 1 水道、電気、ガス等ライフラインの供給確保
- 2 通信手段の確保

第 3 重疾病患者の搬送

被災地内の医療機関において、災害の規模により、診療機能が低下した場合は、区対策部及び当該各医療機関は速やかに重疾病患者を「第 3 章 26 節 救出救急業務」の第 3 に定める搬送方法を活用し、被災地外の医療機関に搬送するものとする。

第 4 救護班の編成

災害のため、医療、助産の途を失った者に対しては、原則として救護班が必要な措置を行うものとする。救護班は、区対策部及び医師会、地域の医療機関、救急隊との連携調整を図りつつ、応急的な医療・助産活動を行う。特に重傷病患者等で治療することが困難である場合は、「第 3 章 26 節 救出救急業務」の第 3 に定める搬送方法を活用し、速やかに被災地外の病院、診療所に収容する。

救護班の編成は次によるものとする。

1 区対策部民生班による救護班の編成

編成機関名	所在地	編成班数	班の編成
門司区役所	門司区清滝一丁目1番1号	2	災害の規模、り災者の状況によるがおおむね次のとおりとする。
小倉北区役所	小倉北区大手町1番1号	3	医師 1～2人
小倉南区役所	小倉南区若園五丁目 1番2号	3	保健師 3～4人 保健技術職 2人
若松区役所	若松区浜町一丁目1番1号	2	事務員 3人
八幡東区役所	八幡東区中央一丁目 1番1号	2	被災地ではない地域を所管する区対策部民生班においては、被災地の区対策部民生班に救護班の派遣を行う。
八幡西区役所	八幡西区筒井町15番1号	3	
戸畑区役所	戸畑区千防一丁目1番1号	2	
計		17	

2 医師会等による救護班の編成

災害の規模、状況等によっては、医師会及びその他の医療機関並びに他の地方公共団体等の編成する救護班の出動を要請する。その編成、出動要請については別に定める。

3 市立病院による救護班の編成

各市立病院は、災害の規模、り災者などの状況により、救護班を編成する。

編成機関名	所在地	編成班数	班の編成
市立医療センター	小倉北区馬借二丁目 1番1号	3	災害の規模、り災者の状況によるがおおむね次のとおりとする。
市立八幡病院	八幡東区西本町四丁目 18番1号	3	医師 1～2人 看護師 3～4人
市立門司病院	門司区南本町3番1号	3	事務員 2人
計		9	

第5 救護所の設置

災害時における救護班の活動が、迅速かつ円滑に行われるよう、区対策部等と協議して適当な場所に設置する。

- 1 設置場所は、り災者の避難場所、り災地の中心地、り災者の交通の多い地点、その他適当と思われる地点を選定することとし、基本的には、学校施設、市民センター、公民館など、小学校区を単位に設ける。
- 2 救護所を設置しない避難所については、救護班が巡回診療を行う。

第 6 収容可能病院の確保

- 1 病院に傷病者の収容及び手術の可否の確認を行い、その情報を現場指揮本部に提供する。
- 2 近隣市町村消防本部又は医師会から対応可能な病院の情報を収集する。

第 7 応援の要請及び収容方法

- 1 災害地における救護班は初期的、応急的医療を実施するが、治療困難の場合は区対策部又は保健福祉部に連絡して他の救護班の応援要請を行うものとする。
- 2 災者の状況により収容を要する者があるときは、最寄りの収容施設を有する病院又は診療所に収容するものとする。

ただし、災害の規模により、最寄りの病院又は診療所の診療機能が低下していると認められる場合には、救護班及び各医療機関は、速やかに被災地外の医療機関に重疾病患者を搬送するものとする。

第 8 医療、助産活動に必要な携行資材・医薬品及び補給方法

救護班は、各編成機関所有の資材・医薬品を携行するものとし、調達不能又は不足の場合は、関係機関との連携を図り補給するものとする。

第 9 救護班の業務

1 医療及び保健活動

(1) 医療対象者

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者。

(2) 医療範囲

ア 診察

イ 薬剤その他、衛生材料の支給

ウ 処置手術その他治療

エ 病院又は診療所への収容

オ 看護

(3) 医療期間

災害発生の日から 14 日以内

ただし、区対策部、保健福祉部等関係機関が必要と認めるときは延長する。また、救護班は、医療期間終了後においても必要に応じて被災地内の保健活動を継続する。

(4) 救護班によって医療の万全を期し難いときは、速やかに関係機関に応援要請を行うものとする。

(5) 人工透析等の特殊な医療を必要とする者については、人工透析装置を保有する診療所、病院への搬送を含め、必要な措置をとる。

(6) 身体に障害がある者、要介護高齢者などの援護を必要とする者については、民生班と連携をとりつつ、救護班においてその状況を把握し必要な保健医療サービスを提供する。

(7) 被災地の住民に対し、その健康状態について相談・指導を行う。

2 助産

(1) 対象者

助産を必要とする状態であるにもかかわらず、助産の途を失った者。

- (2) 助産の範囲
 - ア 分べん介助
 - イ 分べん前後の処置
 - ウ 脱脂綿、ガーゼ、衛生材料支給
- (3) 助産期間
 - 災害発生日前後7日以内に分べんした者で、分べんした日から7日以内。
- (4) 助産の方法
 - 助産の方法は、救護班又は助産師によるほか、一般の医療機関において行うものとする。
- (5) 助産の応援要請
 - 医療の応援要請に準ずる。

第10 災害時要援護者対策

- 1 安否確認及び災害時要援護者の把握
 - (1) あらかじめ大規模災害時に救護が必要なひとり暮らしの高齢者や障害者等のリスト作成、更新を行い、区役所、消防署において当リストを保管しておく。
 - (2) 災害時要援護避難支援班は、避難支援者及びホームヘルパー等の協力を得て、リストを活用して避難支援を行う。
 - (3) 災害時要援護避難支援班は、避難所等を対象として災害時要援護者の把握を行う。
- 2 援護の実施
 - 民生班は、救護班と連携を取りつつ、ホームヘルパー等の協力を得て、必要に応じ、災害時要援護者に対する次の支援を実施する。
 - (1) 車いす、障害者用携帯便器、おむつ等福祉関連物資の調達
 - (2) 手話通訳者、ホームヘルパー等の派遣
 - (3) 社会福祉施設への緊急入所

第11 こころのケア対策

- 1 こころのケアホットラインの設置
 - こころのケア対策班長は、必要に応じて、24時間対応の電話相談窓口を精神保健福祉センター内に開設する。
- 2 こころのケアチームの設置
 - (1) 編成及び派遣
 - こころのケア対策班長は、必要に応じて、精神保健福祉センター及び子ども総合センター等の精神科医、保健師、心理職及び事務職等によるこころのケアチームを編成し、避難場所、応急仮設住宅等へ派遣する。
 - (2) 活動事項
 - こころのケアチームは、被災者のこころのケアを行なう。また、必要に応じて、精神科の応急診療を行なう。
- 3 被災者こころの相談窓口の設置
 - 避難生活が長期にわたる場合は、必要に応じて、避難場所、応急仮設住宅等へ「被災者こころの相談窓口」を設置し、被災者や救援活動に従事する職員、ボランティア等に対してこころのケアを実施する。

第 28 節 応急住宅対策

災害により多数の世帯の住家が滅失した時に、災害救助法に基づき、被災者に対し、応急的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅の供与及び住家の応急修理を行う計画である。

なお、同法の適用を受けない災害時は、被災者に対し、一時的に市営住宅等を供与する。

第 1 応急仮設住宅の供与

- 1 実施機関 県知事（保健福祉部、建築都市部）
- 2 補助機関 市長（保健福祉部、建築都市部、区対策部）
- 3 供与対象者
住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がなく、自らの資力では住宅を確保できない者。
- 4 設置場所
原則として公有地を選定する。ただし、やむを得ない場合は、私有地を所有者等と十分協議し選定する。
- 5 住宅の規格等
住宅の規格、設置費用、設置戸数、着工時期等については「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償について」（40.5.11 厚生省通達）によるものとする。
- 6 入居者の選定
入居者の選定に当っては、被災者の資力その他の生活条件、民生委員の意見等十分調査のうえ決定する。
- 7 供与期間
建築工事完了後 2 か年以内とする。

第 2 住宅の応急修理

- 1 実施機関 市長（保健福祉部、建築都市部、区対策部）
- 2 対象者
住家が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない状態で、自らの資力では応急修理ができない者。
- 3 修理方法等
修理方法、修理戸数、修理費等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償について」によるものとする。

第 3 応急危険度判定士の養成

震災直後の二次災害防止のため、建物の危険度を応急に判定する技術者を市内の建築士のなかから養成し、現地へ素早く派遣できる体制を整える。

第 4 被災宅地危険度判定士の養成

震災や水害等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の軽減、防止のため宅地の危険度を判定する判定士を市内の技術者の中から養成し、現地派遣に対応できる体制を整える。

第 29 節 下水道応急対策

管渠、浄化センター及びポンプ場は、下水道システムにおける根幹的な施設であり、災害によるこれらの施設の機能損傷は市民生活に重大な支障を生じさせるものである。

災害時における下水道システムの被害を最小限に食い止めるとともに、被災施設等の復旧を行うための計画である。

第 1 実施担当機関

上下水道部

第 2 施設の応急復旧

- 1 下水道施設の緊急点検を行い、被害状況を把握する。
- 2 管渠、浄化センター及びポンプ場が被害を受けた場合、汚水流出による衛生対策や道路陥没等の二次災害防止措置をとり、被災施設の仮復旧による暫定機能の確保を図り、その後の本復旧工事を実施するものとする。

第 3 下水処理水の提供

水道施設の被災による用水の欠如を補うため、下水処理水の利用ができるようにする。

第 30 節 市有建築物の応急対策

被災した市有建築物について、二次災害の防止、機能回復のための調査、応急修理を行う。

第 1 実施機関

建築都市部、関係各部

第 2 災害状況の把握

- 1 施設所管部局との連携を図り、既存市有建築物の被災状況の把握に努めるものとする。
特に、市・区役所庁舎、消防署所、予定避難所となる市立小中学校、医療救護活動の中心となる市立病院については、速やかに被災状況の把握を行うものとする。
- 2 建設中の市有建築物については、施工業者との連携を図り、被災状況の把握に努めるものとする。

第 3 災害応急修理

- 1 被災した既存の市有建築物については、現地調査のうえ、被災状況を確認し、応急修理にあたり、施設所管部局に対し適切な助言、指導を行うことで施設の保安及び機能維持に努めるものとする。なお、市・区役所庁舎、消防署所、予定避難所となる市立小中学校、医療救護活動の中心となる市立病院については、施設所管部局と協働し、速やかに応急修理を実施する。
- 2 建設中に被災した市有建築物等で二次災害等を誘発するおそれがあると判断されるものについては、施工業者に対し保安上の措置を指示する他、関係部署との連携を図り、安全確保に努めるものとする。

第31節 公共的土木施設応急対策

災害時における公共的土木施設の防護と、被災地におけるこれら施設の公共目的が達せられるよう応急復旧を行うための計画である。

第1 構造図、基礎地盤状況などの資料整備・保管

- 1 実施担当機関 施設管理各部
- 2 対象資料 道路施設、河川施設、所管建築物構造図
- 3 実施の方法

災害時の復旧活動に備えて、土木施設、基礎地盤状況などの資料整備を行い、被災時に資料を確実、有効に活用できるよう保管体制を整備する。

第2 道路応急対策

- 1 実施担当機関 建設部、建築都市部、区対策部、道路関係機関
- 2 実施の方法

- (1) 道路パトロールの強化によって道路の危険箇所、災害箇所の早期発見に努め、災害が発生した場合は、速やかに応急復旧に努め、その機能を復活させるものとする。この場合、国道については、それぞれの関係機関に連絡し、その機関で実施するが、相互に連絡して協力するものとする。
- (2) 被害を受けた道路の復旧は、特に救助活動のための物資の輸送及び避難者のための通路等を重点的に行うものとする。
- (3) 被害の状況に応じて障害物の除去、排土、盛土作業等を行い交通路の確保に努める。
- (4) 橋梁については、停留障害物の除去、特に交通要路にあたるものの損傷を重点的に補修し、又は仮設材等による応急架橋を実施して災害時の交通の確保を図る。

第3 河川応急対策

- 1 実施担当機関 建設部、区対策部
- 2 実施の方法

洪水を防ぐため、堤防護岸等の破壊崩壊を防止するとともに、水防備蓄資材等により損壊箇所の応急修理を行う。洪水による災害発生の場合は、「水防計画」に基づいて洪水の阻止及び排水に全力を尽くし、被害箇所の応急修理を行い、被害の拡大を防止する。

第4 港湾施設応急対策

- 1 実施担当機関 港湾空港部
- 2 実施の方法

港湾施設に対する監視活動を強化し、護岸、荷役設備等の損壊及び在港船舶等による被害の拡大を未然に防止する対策を適切に講ずるとともに、施設に被害が生じたときは、速やかに応急復旧を図り、その機能回復に努めるものとする。この場合、救援物資等の輸送が損われることのないよう当該施設の復旧を優先的に行うものとする。

第5 応援協力要請

- 1 応急復旧の範囲が広範・大規模となった場合に建設業者等の協力を得るため、連絡体制、動員体制、資材確保等の諸体制を整備するものとする。

- (1) 実施担当機関

建設部、建築都市部、港湾空港部、上下水道局

- 2 大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市のみでは十分な応急対策業務を実施することができないと認められるときは、下記に掲げる協定を締結した建設業者等の協力を要請するものとする。

- (1) 実施担当機関

建設部、港湾空港部、上下水道局

- (2) 関係団体と協力内容

団体名	応援協力	対象施設	対象地区
一般社団法人 北九州市 安全施設業協会	交通安全応急対策	市所管の道路、河川、下 水道、公園等の施設	市内一円
協同組合 北九州舗装協会	土木応急対策支援		市内一円
社団法人 北九州市建設業協会	土木応急対策		小倉北区、小倉南区、 若松区、八幡東区、 八幡西区、戸畑区
門司建設業組合	土木応急対策		門司区
北九州市 建設業協同組合	土木応急対策 主に河川水防		小倉南区
社団法人 北九州緑化協会	公園施設応急対策 街路樹倒木処理		市内一円 (若松区(西部)を 除く)
若松緑化協同組合	公園施設応急対策 街路樹倒木処理		市所管の道路、河川、下 水道、公園等の施設
一般社団法人 北九州法面防災協会	法面防災業務 被災法面調査 養生工事	市所管の道路、河川、下 水道、公園等の施設	小倉南区、若松区 八幡東区、八幡西区
北九州港湾建設協会	港湾施設応急対策	港湾空港局所管の港湾施 設、及び海岸保全施設	市内一円
門司港湾石材協議会	石材等の建設資材 の優先的確保	港湾空港局所管の港湾施 設、及び海岸保全施設	市内一円

第6 国への応援協力要請

大規模自然災害により、社会的な影響が大きい重大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被害の拡大や二次災害の防止を目的として、応援協定に基づき九州地方整備局へ応援を要請する。

- 1 実施担当機関

総括部、建設部、港湾空港部、消防部

- 2 応援内容

- (1) 施設の被害状況の把握

- (2) 情報連絡網の構築
- (3) 現地情報連絡員（リエゾン）等の派遣
- (4) 災害応急措置
- (5) その他必要と認められる事項

第 32 節 防 疫

災害のため、急速にまんえんするおそれのある感染症の発生及び予防等防疫対策についての計画である。

第 1 実施担当機関

保健福祉部、区対策部、上下水道部、医師会

第 2 組織及び防疫活動

1 組 織

保健福祉部（保健所）、区対策部（民生班）においては事前に班の編成をしておくものとする。

2 医師会等による防疫活動

災害の規模状況等によっては、医師会の協力を得て、防疫検病班を組織して防疫活動に従事させる。その編成、出動要請については別に定める。

第 3 防疫業務の実施方法

1 健康調査及び健康診断

(1) 調査班の実働能力、感染症発生状況、衛生条件等を考慮して緊急度の高いものから順次実施し、感染症患者の早期発見に努める。

(2) 必要に応じて健康診断を実施する。

2 避難所の防疫指導

(1) 避難所内の感染症予防の指導を行い、感染症の早期発見に努める。

(2) 給食施設の衛生管理、衛生観念の普及徹底を指導する。

(3) 消毒に必要な次亜塩素酸ソーダ、クレゾール石鹼液、殺虫剤等の整備について指導する。

3 予防接種の実施

災害の予防、被災地の感染症発生状況により、予防接種対象者に期間を定めて実施する。

第 4 消毒及び清潔保持の実施

被災地域において感染症が発生し、又は発生のおそれがある地域を重点的に実施する。

1 井戸水等の消毒

(1) 給水施設として井戸を使用している場合、井戸水の消毒は、次亜塩素酸ソーダを用いて行うよう指導する。

(2) 上水道又は簡易水道の場合は、塩素滅菌処理を確実に行うとともに水道水の管末の遊離塩素量を測定する。

2 家屋内の消毒

台所のほか、炊事道具及び食器戸棚などは次亜塩素酸ソーダ等の消毒薬を用いて消毒することを指導する。

3 ごみ置き場と側溝の消毒

ごみ置き場及びその周囲と側溝には、殺菌剤を含む混合乳剤を散布する。

4 床上浸水、床下浸水で消毒が必要な場合は、区対策本部から場所等の連絡を受け、対応する。

第5 ねずみ・衛生害虫の駆除

災害の規模、環境衛生の状況などを総合判断して、ねずみ・衛生害虫を駆除すべき地域を指定する。

なお、次のいずれかに該当する場合は原則として地域指定を行う。

1 各区における被害の戸数が 5,000 戸を超える場合

2 一浸水地域において被害戸数が 1,000 戸を超える場合

浸水地域とは同一河川又は溜池等の欠壊により同一の原因によって同時に浸水を受けた一連の地域であって行政区画にかかわらないものとする。

3 区又はその一部の地域の被害が次のいずれかに該当する場合

被害率	被害地域数	被害率	被害地域数
5 % 以上	10 箇所以上	20 % 以上	3 箇所以上
10 % 以上	7 箇所以上	25 % 以上	1 箇所以上
15 % 以上	5 箇所以上		

$$\text{※被害率} = \{ \text{床上浸水戸数} + (\text{床下浸水戸数} \times 1/5) \} \div \text{総戸数}$$

4 相当の火災のあった場合

第6 薬剤の調達方法

調達薬剤は、医薬品メーカー及び卸売業者から調達するが、緊急の場合は、最寄の薬局等から調達してもさしつかえないものとする。

第 33 節 清 掃

災害によって排出された廃棄物（以下、「災害廃棄物」という。）ごみ及びし尿を迅速、確実に処理し、環境衛生の万全を期するための計画である。

第 1 実施担当機関

環境部

第 2 災害廃棄物収集処理

1 災害廃棄物処理

- (1) 市内のごみステーションや収集経路及びごみ処理に係る環境部の車両・施設等の被害状況を迅速に把握する。
- (2) 災害廃棄物の非常処理計画を、被害状況をもとに作成する。
- (3) 被災地の緊急度を勘案して集中収集を実施し、環境衛生対策の万全を図る。

2 収集方法

- (1) 非常処理計画に従い、災害廃棄物収集に当たる。
- (2) 作業が効果的に行われるよう現有人員、機材を重点的に配置し、班を編成して行う。なお、不足する場合は、民間業者や他都市等から臨時に車両借上げ等を行う。

3 収集班の編成

班長 1人 運転手 1人 作業員 1～5人

4 災害廃棄物集積所

各区の適当な場所に災害廃棄物集積所を臨時に設定するものとし、災害の状況によって集中収集を行い、災害廃棄物の処理を迅速に実施するものとする。

収集した災害廃棄物は可燃物、粗大物、リサイクル、不燃物にできる限り分類して集積する。集積所は、消毒し環境の保全に努める。

5 処理の方法

収集した災害廃棄物の処理は、指定災害廃棄物処理場において処理する。

区 分	名 称	所 在 地
焼却工場	新門司工場	門司区新門司三丁目 79 番地
	日明工場	小倉北区西港町 96 番地の 2
	皇后崎工場	八幡西区夕原町 2 番 1 号
埋立地	響灘西地区廃棄物処分場	若松区大字小竹地先
破砕施設	粗大ごみ資源化センター	小倉北区西港町 96 番地の 2

6 災害廃棄物処理施設の確保及び復旧計画

- (1) 施設の被害状況に応じ、応急対策として一時集積所用地を確保する。
- (2) 焼却施設については、自家発電、貯水（入水槽）等を効果的に活用しながら復旧に努める。
- (3) 埋立処分場については、搬入路及び施設の復旧に努める。

- 7 災害廃棄物処理マニュアルの整備
他都市への支援等で得られた経験やノウハウを生かし、適正な収集や処理を行うためのマニュアルの整備を図る。

第3 トイレ対策

- 1 仮設トイレの設置
環境衛生、生活環境維持のため、早急に仮設トイレの設置を行う。
避難者への迅速な対応のため、避難所に備蓄仮設トイレ（車椅子対応型）を設置する。なお、設置に当たっては、避難者のプライバシーの確保等の配慮を行う。
- 2 トイレ衛生袋の配布
避難所に避難していない被災者で、上水道又は下水道の復旧まで自宅トイレが使えない世帯については、トイレ衛生袋の配布を行う。

第4 し尿の収集処理

- 1 し尿処理
 - (1) 市内及び環境部の車両・施設の被害状況を迅速に把握する。
 - (2) し尿の非常処理計画を、被害状況をもとに作成する。
 - (3) 被災地の緊急度を勘案して集中収集を実施し、環境衛生対策の万全を図る。
- 2 収集方法
 - (1) 非常処理計画に従い、収集に当たる。
 - (2) 作業が効果的に行われるよう現有人員、機材を重点的に配置し、班を編成して行う。なお、不足する場合は、臨時に車両借上げ等を行う。
- 3 収集班の編成
班長 1人 運転手 1人 作業員 1～2人
- 4 処理の方法
収集したし尿の処理は、投入所・圧送所を経由し、浄化センターにおいて消化、活性汚泥処理する。

区 分	名 称	所 在 地
投入施設	皇后崎し尿投入所	八幡西区夕原町2番4号
圧送施設	西港し尿圧送所	小倉北区西港町24番地
処理施設	日明浄化センター	小倉北区西港町96番地の3
	皇后崎浄化センター	八幡西区夕原町1番1号

- 5 処理施設の復旧
施設の被害状況を迅速に把握し、早期復旧に努める。

第 34 節 障害物の除去

災害によって土石、竹木等の障害物が、日常生活に欠くことのできない場所に流出し、それを除去すること以外に居住の方法がなく、自らの資力でそれを除去することができない者を保護するための計画である。

第 1 実施担当機関

環境部、建設部、建築都市部、区対策部

第 2 対象者

炊事場、便所、居間等に流出した障害物のために日常生活が営めない状態にあり、自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者。

第 3 除去の方法

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」によるものとする。

第 4 除去した障害物の集積場所

原則として最寄りの公有地に集積する。

第 5 応援協力要請

障害物除去の範囲が広範、大規模となった場合は、(社)福岡県ダンプカー協会等の協力を要請する。

第 35 節 行方不明者の捜索、遺体の収容、引受及び埋火葬

災害のため現に行方不明の状態にある者の捜索及び遺体の収容、引受、埋火葬についての計画である。

第 1 実施担当機関

保健福祉部、区対策部、消防部、第七管区海上保安本部、福岡県警察、自衛隊

第 2 行方不明者の捜索

行方不明者の捜索について、災害の規模及び地域その他の状況を勘案し、関係機関と連携をとり、状況に応じ地元団体等の協力を得て実施する。

第 3 遺体を発見した場合の処置

- 1 救出作業あるいは捜索中遺体を発見したときは、医師による診断を行うとともに、速やかに陸上の場合は警察官、海上の場合は警察官又は海上保安官に連絡するものとする。
- 2 警察官は死体取扱規則（昭和 33 年国家公安委員会規則第 4 号）又は海上保安官は海上保安庁死体取扱規則により、死体見分調書又は検視調書（戸籍法第 92 条に該当する場合）を作成し、当該遺体について身元が判明したときは、速やかに遺族等に引渡し、身元が判明せず又は引取人がいないときは遺体引受班に引渡すものとする。
- 3 状況により現場において検視及び検案が困難なときは、遺体収容所において行うものとする。
- 4 身元が不明な遺体については、地域住民等の協力を得て身元確認を行う。

第 4 遺体の引受及び火葬

1 組織

遺体の引受、火葬、処理業務全般にわたるため、必要あるときは、保健福祉部、区対策部に次の 2 班を設ける。

(1) 遺体引受班

区対策部民生班

(削除)

(2) 火葬班

保健福祉部保健衛生班

2 事務分担

災害対策要員は、その業務が全般にわたるため、その数に関係もあり、具体的な事務分担は、区対策部長において災害対策要員数と災害状況等を勘案して決定するものとするが、おおむね次の分担とする。

(1) 遺体引受班

- ア 遺体見分・収容・安置場所の確保
 - イ 遺体見分・検案後の遺体の引受・安置
- (2) 火葬班

遺体の火葬について

3 遺体の引受

(1) 遺体の引受方法

- ア 災害により死亡した者のうち身元不明者又は遺族等に引き渡すことが困難な遺体については市が引き渡しを受ける。
- イ 身元が判明し、引取人があるときは遺族等引取人に引き渡す。
- ウ 身元が判明しない者は、防腐措置を施し納棺のうえ、遺品を整理して、その性別、推定年齢、遺品等を死体処理台帳に記録し、死体安置所に掲出する。
- エ 身元が判明しない者で、一定期間経過後（区対策部の判断による）引取人のないときは、行旅死亡人として取扱うこととし、福祉事務所に引継ぐものとする。

4 遺体収容所

遺体収容所については、区対策部長が公共施設又は寺院等あらかじめその管理者と協議して選定、又は天幕張りの臨時収容所を適宜の場所に設置することができるよう準備しておくものとする。

また、多数の死者が集中的に発生した場合の遺体収容所の設置基準について、県警や関係機関と協議し策定する。

5 遺体の火葬

災害の際死亡した者に対して、その遺族が混乱時のため火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合には応急的な火葬を行う。

(1) 遺体の火葬

遺体の火葬は、引継いだ遺体及び原則として火葬許可証に基づき火葬台帳に記入のうえ火葬に付する。

(2) 火葬場

火葬場が破壊若しくは水没のため使用できないとき又は、遺体が多数のため市内の火葬場のみでは火葬することができない場合は、近隣市町村の協力を得て行う。

(3) 車両その他、必要資材

- ア 遺体捜索及び収容等の車両等については、市内関係業者等と連絡をとり、さらに不足する場合は臨時に庸車する等適宜の処置を行う。また、「災害時における遺体搬送に関する協定」に基づき、(社)全国霊柩自動車協会に遺体搬送の協力要請を行う。

イ 資材の名称、所管

次の必要資材の確保をする。

必 要 資 材	所 管
非常用担架	消防部
遺体安置用資材、棺、骨箱	区対策部民生班

第 5 遺体の埋葬

火葬場が破壊若しくは水没のため使用できないとき又は、遺体が多数のため市内の火葬場のみでは火葬することができない場合において、近隣市町村の協力を得ることが困難な場合は、仮埋葬について関係機関と協議を行い、適宜実施するものとする。

第 36 節 警備対策

広域的に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命、身体及び財産を保護し、社会公共の安全と秩序の維持を図るための計画である。

第 1 実施担当機関

第七管区海上保安本部、福岡県警察

第 2 陸上警備対策の実施（福岡県警察）

- 1 情報の収集、伝達及び被害実態の把握
- 2 被災地、危険箇所等の警戒及び警戒区域の設定
- 3 被災者の救出、救護
- 4 行方不明者の捜索
- 5 市民に対する避難指示及び誘導
- 6 犯罪の予防及び取締り、その他治安の維持
- 7 避難路及び緊急輸送路の確保
- 8 交通の混乱防止及び交通秩序の確保
- 9 民心の安定に必要な広報活動
- 10 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集
- 11 その他、関係機関の応急対策等に対する協力

第 3 海上警備対策の実施（第七管区海上保安本部）

- 1 船舶交通の制限等による海上交通の安全確保
「第 3 章・第 10 節 海上災害応急対策」の第 5 「海上交通の安全確保」に基づき実施する。
- 2 犯罪の予防、取締り、その他治安の維持
- 3 関係機関との情報連絡の強化

第 37 節 文教対策

文教施設の被害又は児童生徒のり災により、通常の教育を行えない場合に対処する計画である。

第 1 実施担当機関

市民文化スポーツ部、教育部

第 2 被害状況等の収集及び通報連絡

被害状況を速やかに収集し、災害発生後の善後措置、応急対策を指示する等連絡を密にする。

第 3 文教施設の応急復旧

- 1 軽易な校舎の被害については、即刻応急修理を行い、教室に不足をきたしたときは、特別教室を転用する等の措置をとる。被害が甚大で、応急修理では使用に耐えられないときは、一時学級を閉鎖し、完全復旧が終わるまで管理者を置くものとする。
- 2 運動場の被害は、とりあえず後の危険のない程度に応急修理をし、校舎の完全復旧をまって復旧するものとする。
- 3 冠水、破損等により使用不可能の児童生徒用机、椅子の補充は近隣の学校から余剰のものを集め授業に支障のないようにする。
- 4 避難者の受入れ箇所等で体育館その他を使用するときは、校舎の被害程度を考え、関係機関とよく連絡のうえ処置するものとする。
- 5 学校以外の教育施設の被害については、速やかに平常業務を行いうるよう応急措置をとるものとする。

第 4 緊急時における学校教育実施の場所

近隣の学校等を一部借用して授業を行う。

第 5 緊急時における学校教育の方法

学校児童、生徒が災害にあって正常な授業ができない場合は、校長は教育委員会の指示のもとに概ね次の方法で緊急時の教育を行う。

- 1 臨時に学級を編制し、複式学級等を設けるなどして教育を行う。
- 2 教場を分散して出張授業を行う。
- 3 やむを得ないときは、自宅学習などを行い休校する。

第6 教材学用品等の調達及び配給方法

各学校は児童生徒の学用品に被害のあった場合は、その被害の種類、程度、数量等を速やかに届け出るとともに概ね次の方法によって応急措置をとる。

- 1 学用品が被害にあった場合は、教育委員会を経て、「災害救助法」による無償配給の手続を取る。
- 2 教科書以外の教材等が被害にあい授業にさしつかえがあるときは、その学校内、市内又は県内の学校等にその程度に応じて救援を求める。

第7 授業料の免除、育英補助の処置

災害により学資の負担に堪えられなくなった者の子弟の授業料は、条例の定めるところにより減額又は免除する。

また、災害の状況によって、高校、大学に対し、日本学生支援機構奨学金の緊急採用や北九州市奨学金緊急貸付制度の利用を案内するとともに、市民への広報を行う。

なお、災害のため親等が失職した場合は、申請により就学援助費を支給する。

第8 給食の処置

1 給食の一時中止

次の場合には児童生徒に対する給食を一時中止するものとする。

- (1) 災害が広範囲にわたり、被害が甚大な場合であって、学校給食施設が災害救助のために使用される場合
- (2) 給食施設に被害をうけ、給食の実施が不可能となった場合
- (3) 感染症、その他疾病流行で、危険が予想される場合
- (4) 給食用物資の入手が困難な場合
- (5) その他給食の実施が適当でないと考えられる場合

2 給食の再開

一時中止した給食を再開する場合は、給食施設が安全かつ衛生的に取り扱うことができるか確認のうえ、再開するものとする。

特に、電気、ガス、水道等の点検を十分に行い安全に再開できるよう努める。

第9 教育実施者の確保措置

教員のり災等により、通常の授業を行えない場合の応急措置として次の方法によって教員を確保するものとする。

- 1 教育委員会は、各学校の教員不足数の状況により一時的な教員組織の編成替え、出務等を指示するものとする。

- 2 教員免許所有者で現に教職にたずさわっていない者の中から随時派遣するものとする。教育委員会はその名簿を備えておくものとする。

第 10 災害後の環境衛生の確保

1 校舎内外の清掃

災害（特に水害）を受けた学校又は災害の際避難所等に使用された学校は、速やかに清掃、消毒を行うこととする。

2 飲料水について

- (1) 水道水であっても水害後当分の間は、なるべく煮沸したものを使用するよう措置する。
- (2) 井戸水は、清掃消毒を行ったものでもそのままの飲用はさけ、煮沸したものを使用するよう措置する。

3 児童生徒の健康管理及び保健指導

- (1) 疾病の早期発見に努め、その早期処理に努める。
- (2) 児童生徒に対する保健指導を強化する。

4 調理従事者の健康管理及び指導

- (1) 調理従事者に対しては、必要に応じ臨時の健康診断を実施する。特に下痢のある者については、従業を禁止し、検便を行う。
- (2) 調理従事者の身体衣服の清潔保持に努めさせるとともに、特に調理前の手洗いを励行させる。

5 感染症の集団発生の際の措置

感染症が集団的に発生した場合には、次の事項に留意し速やかに適切な処置をとる。

- (1) 学校医、教育委員会、保健所に連絡し、患者の措置に万全を期する。
- (2) 学校医の意見を聞き、健康診断、臨時休校、消毒その他の処置の計画をたて、これに基づいて予防措置を行う。
- (3) 保護者その他の関係方面に対しては、患者の集団発生状況を周知させ協力を求める。
- (4) 児童生徒の食生活について十分注意と指導を行う。

6 児童生徒のこころのケア

児童生徒等が災害により様々なこころの傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念される。こころのケアを必要としている児童生徒に対し、教職員、保護者、スクールカウンセラー（臨床心理士）等は、協議・連携して、児童生徒のこころのケアに当たるものとする。

第 11 文化財保護対策

- 1 文化財に被害が発生した場合は、その被害状況を速やかに調査する。
- 2 被災文化財の被害拡大を防ぐため、所有者、管理者等と協力して応急措置を講じる。
- 3 市民文化スポーツ部は、市内の文化財の被災状況を取りまとめ、県指定の文化財にあつては県教育委員会へ、国指定の文化財にあつては県教育委員会を経由して、文化庁へ報告する。

第 38 節 労務供給

災害発生時に、災害対策本部の各部が応急対策実施のため必要な労働者を公共職業安定所を通じ、又は直接雇用する計画である。

第 1 実施担当機関

各部

第 2 作業種別

土木作業、清掃作業、その他必要な作業

第 3 雇用方法

- 1 雇用を必要とする場合、その目的、種目毎に計画をたて、必要最小限度の労働者を雇用するものとする。
- 2 労働者の雇用は、各部長が公共職業安定所を通じ、又は安定所の供給不可能の場合は、直接雇用するものとする。
- 3 公共職業安定所を通じて雇用する場合は、電話連絡、又は求人票により依頼するものとする。

第 4 賃金の基準

雇用労働者に支給する賃金は、当該公共職業安定所管内同地区、同種の同一標準賃金を原則とする。ただし、災害時の事情等によっては、公共職業安定所と雇用機関が、協議勘案決定して支給することができるものとする。また、災害救助法が適用された場合は法の規定によって支給するものとする。

第 5 賃金の支払方法

- 1 賃金の支給は日々支給することを原則とし、災害時煩雑などにより日々支給することが困難であるときは、公共職業安定所と雇用機関が協議して支給することができる。
- 2 賃金は作業現場に近いところで直接労働者に支給するものとする。

第 6 費用の負担

- 1 災害救助法の適用を受けた場合、福岡県災害救助法施行細則第 5 条及び別表第 2 に掲げる救助の種類中、応急救助のため、人件費として支出できる範囲及び限度額内の費用は、県の負担とする。
- 2 その他の場合は、市の負担とする。

第 39 節 物価安定のための監視・要請

災害時において、生活必需物資の買い占め、売り惜しみや不当な値上げが行われないよう、必要に応じて物価安定対策を行う。

第 1 実施担当機関

市民文化スポーツ部

第 2 物価安定対策の方法

- 1 生活必需物資の価格、需給動向の監視・調査
- 2 関連業界への要請、事情聴取
- 3 市民への情報提供

第 3 国や自治体との緊密な連携

- 1 国からの情報収集及び調査結果等の報告
- 2 県や他の自治体からの情報収集及び情報提供

第 40 節 災害救助法の適用

災害に際して、災害救助法を適用し、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と、社会の秩序の保全を図るために定める計画である。

第 1 実施担当機関

総括部、保健福祉部

第 2 災害救助法の適用

市長は、市内における災害が、災害救助法の適用基準に該当し、又は該当する見込みがある場合で、かつ被災者が現に、同法第 23 条に規定する応急的な救助を必要としている場合には、直ちに県知事にこの旨を報告し、この法律による救助の実施を要請する。

第 3 災害救助法の適用基準

1 法適用の要件

法による救助単位区域（政令都市にあっては、区の区域、ただし市を単位区域とすることもできる。）において同一原因による被害が一定の規模（基準被害数）に達した場合で現に被災者の救助を要する状態にある場合に適用される。

2 単位区域

(1) 区の区域を単位とする場合

一区の区域に被害が限定し、他区の被害がきわめて軽微な場合は区の区域を単位とする。

(2) 市の区域を単位とする場合

災害の被害が市内全域に同等程度生じた場合、市の区域とする。

3 法の適用を受ける被害基準

次に掲げる基準被害数に達した場合は法の適用を受ける。

(1) 住家の被害の場合

北九州市各区の区域及び市の区域で次表の A、B、C、D 区分による住家滅失世帯を生じた場合

被害基準 の区分単 位区域	A	B	C	D
	一区域の被害（滅失住家）が次の数に達した場合（施行令第1条第1項第1号による。）	福岡県内の被害が2,500世帯以上で一区域の被害が次の数に達した場合（施行令第1条第1項第2号による。）	福岡県内の被害が12,000世帯以上で一区域の被害が次の場合（施行令第1条第1項第3号による。）	隔絶地帯等に災害が発生し、救護を困難とする特別の事情があり、多数の住家に被害をうけた場合（施行令第1条第1項第4号による。）
門司区	100世帯	50世帯	区域内の住家被害が多数である場合	災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊な技術を必要とする場合で、多数の世帯の住家が滅失した場合
小倉北区	100世帯	50世帯		
小倉南区	100世帯	50世帯		
若松区	80世帯	40世帯		
八幡東区	80世帯	40世帯		
八幡西区	100世帯	50世帯		
戸畑区	80世帯	40世帯		
北九州市	150世帯	75世帯		

※ 滅失世帯数は、住家を全壊（焼）又は流失した世帯を1、半壊（焼）又は半流失した世帯を1/2、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯を1/3として積算した数

(2) 人命の被害の場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（施行令第1条第1項第4号による）。

第4 救助の内容

- 1 収容施設の供与（応急仮設住宅を含む。）
- 2 炊出し、その他による食品の給与、及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 災害にかかった者の救出
- 6 災害にかかった住宅の応急修理
- 7 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 8 学用品の給与
- 9 埋葬
- 10 死体の捜索及び処理
- 11 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第5 費用の負担

災害救助法が適用された場合、前項に掲げた各種の救助に要する費用は、救助が行われた地の都道府県が支弁する。ただし、都道府県の支弁した費用が政令で定める額以上となる場合で、それぞれの都道府県の普通税収入見込み額と比較し一定の率を超過した場合は、その超過した分に対して一定の率で国庫が負担することになっている。

第 41 節 自衛隊災害派遣要請

天災地変、その他の災害に際して人命又は財産の保護のため実施される、自衛隊法第 83 条の規定に基づいた自衛隊の災害派遣要請に係る計画である。

第 1 実施担当機関

総括部、大阪航空局北九州空港事務所、第七管区海上保安本部、福岡県

第 2 知事への災害派遣要請の要求

市長（災害対策本部長）は、市域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第 68 条の 2 第 1 項に基づき、県知事に対し、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による要請をするよう求めることができる。

〔自衛隊法第 83 条第 1 項・第 2 項〕

- 1 都道府県知事その他政令で定めるものは、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。
- 2 防衛大臣又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。
ただし、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

1 災害派遣要請の要求基準

知事への災害派遣要請の要求は、次のような場合に実施する。

- (1) 人命救助のため救援を必要とするとき。
- (2) 水害、高潮等の災害、又は災害の発生が予想され、緊急な措置に救援を必要とするとき。
- (3) 市内に大規模な災害が発生し、応急措置のため救援を必要とするとき。
- (3) 救助物資の輸送のため、救援を必要とするとき。
- (4) 主要道路の応急復旧に救援を必要とするとき。
- (5) 応急措置のため医療、防疫、給水及び通信支援などの救援を必要とするとき。
- (6) その他市長が必要と認めるとき。

2 災害派遣要請の要求手続

総括部本部総括班は、下記の必要な事項を記載した派遣要請の要求書（付属資料編参照）を、防災行政無線、FAX 等で福岡県（防災危機管理局消防防災指導課）に提出する。

ただし、緊急を要する場合は、電話又は口頭等による迅速な方法により行い、事後速やかに派遣要請の要求書を提出することとする。

- (1) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- (2) 派遣を必要とする期間
- (3) 派遣を希望する人員、船舶、航空機等の概数
- (4) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (5) その他参考となるべき事項

第3 自衛隊への災害派遣を要する事態の通知

市長は、通信の途絶等の事情により、知事への災害派遣要請の要求ができない場合は、災害対策基本法第68条の2の第2項により、その旨及び市域に係る災害の状況を※自衛隊の指定部隊等の長に通知することができる。ただし市長は、この通知をしたときは、事後速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

※「自衛隊の指定部隊等の長」：「自衛隊の災害派遣に関する訓令」の第3条に掲げる者で、自衛隊法第83条により、長官以外に、知事等から災害派遣の要請を受け、又は災害派遣を命ずることができる者をいう。

1 通知内容

- (1) 知事への要求が不可能な理由
- (2) 災害発生場所・日時、災害の種別
- (3) 被災者及び避難者に関する情報
- (4) 応急活動・救助活動の状況
- (5) その他必要事項

2 通知手続

総括部本部総括班は、上記の必要な事項を含めた災害状況を、市域に最寄りの下記の指定部隊等に電話又はFAX等で通知することとする。

- (1) 陸上自衛隊：第40普通科連隊（連隊本部第3科）
- (2) 航空自衛隊：芦屋基地（第3術科学校教務課）、築城基地第8航空団（団司令部）
- (3) 海上自衛隊：下関基地隊（警備科）

第4 その他関係機関による災害派遣要請

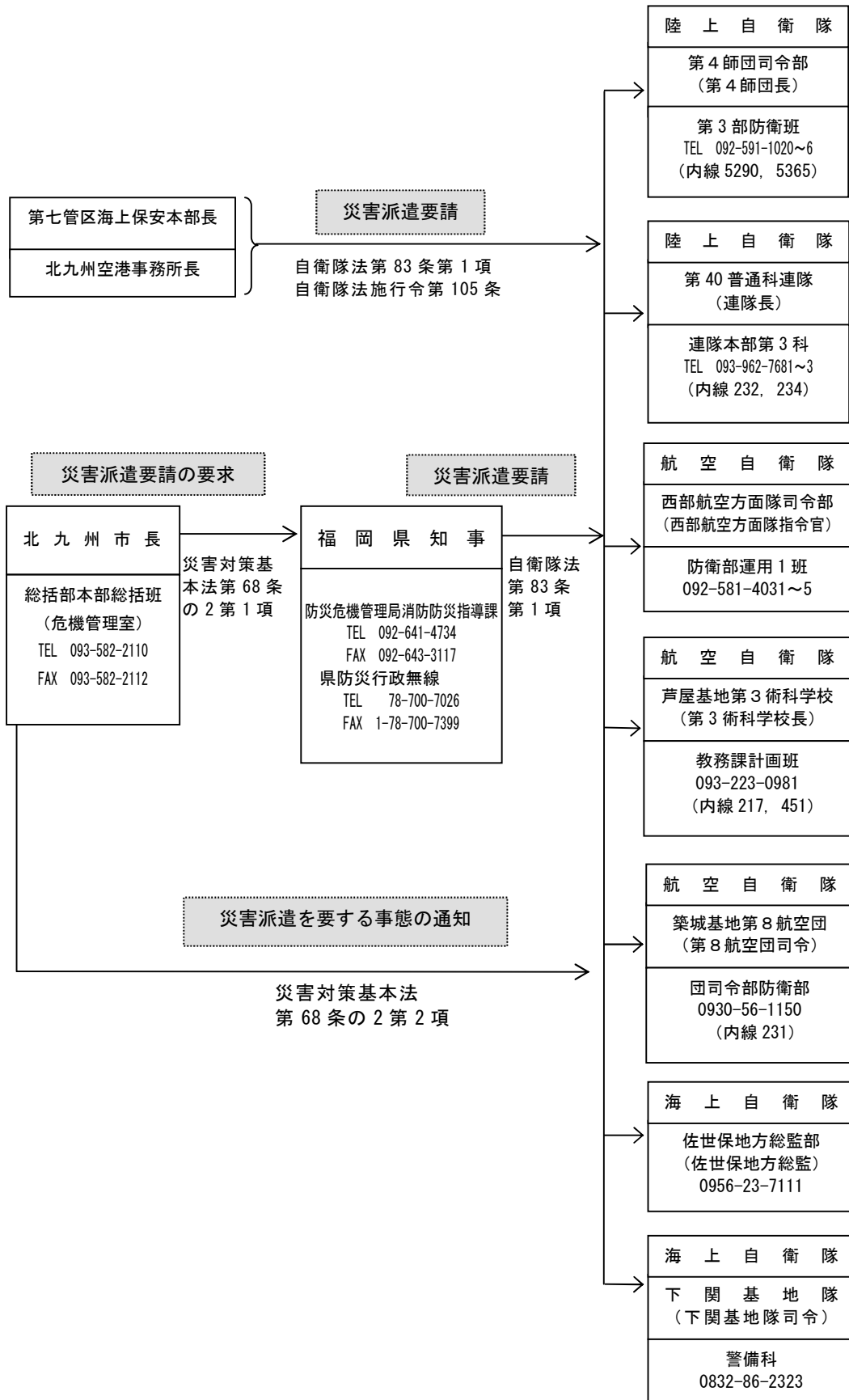
第七管区海上保安本部長及び北九州空港事務所長は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、自衛隊法第83条第1項及び自衛隊法施行令第105条に基づき、部隊等の派遣を長官又はその指定する者に要請することができる。

第5 災害派遣要請の要求及び災害派遣を要する事態の通知に係る意思決定代理順位

災害派遣要請の要求や災害派遣を要する事態の通知の基準に達するような状況において、市長が不在、又は連絡不能でその職務の執行が不可能な場合には、「第3章第1節」の代理順位により、市長に代わって意思決定を行うものとする。

なお、職務代理者は、事後速やかに市長に報告し、その承認を得るものとする。

第 6 派遣要請手続系統



第7 災害派遣時における活動

1 災害派遣時の留意事項

市及び防災関係機関は、自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊等の活動が十分に行われるよう努めるものとする。

- (1) 活動中は現場に市関係部局の職員による現場責任者をおき、自衛隊現地指揮者と協議し作業の推進を図る。
- (2) 派遣部隊が行う応急復旧に必要な資材等についてはできる限り市で準備し、速やかに活動が開始されるよう留意する。
- (3) 自衛隊の宿泊施設又は野営適地の準備をする。
- (4) ヘリコプターの派遣を希望した場合、市はあらかじめ定めたヘリコプター離着陸場予定地等により着陸予定地を準備する。
- (5) 市及び各警察署は、自衛隊の災害派遣出動に伴う誘導の要請があった場合は、出動経路、交通事情、被災状況等を勘案して被災地へ誘導する。

2 自衛隊到着後の県への報告

総括部本部総括班は、自衛隊到着後及び必要に応じて福岡県（防災危機管理局消防防災指導課）へ次の事項を報告するものとする。

- (1) 派遣部隊の長の官職氏名
- (2) 隊員数
- (3) 到着日時
- (4) 従事している作業の内容及び進捗状況
- (5) その他参考となるべき事項

3 派遣自衛隊の活動内容

(1) 被害状況の把握

知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、艦船、航空機等により被害状況の調査を行う。

(2) 避難者の誘導、搬送の援助

避難勧告・指示、警戒区域の設定等を発令し、居住者等の避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、搬送の援助を行う。

(3) 被災者の捜索救助

死者、行方不明者、傷者等が発生した場合は、原則として他の救援作業に優先して捜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては所要の水防作業を行う。

(5) 消防活動

利用可能な消火、防火用具をもって消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は通常市の提供するものを使用する。

(6) 道路又は水路の応急対応

道路又は水路が崩壊し、若しくは障害物がある場合、これらの応急対応にあたる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

特に要請があった場合には、被災者に対し応急医療、救護及び防疫の支援を行う。ただし、薬剤等は通常市の提供を受け使用する。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

特に要請があった場合、又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、緊急患者・医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

(9) 炊飯又は給水の支援

特に要請があった場合、又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯又は給水の支援を行う。ただし、食材等は通常市の提供するものを使用する。

(10) 危険物の保安及び除去

特に要請があった場合において必要と認めるときは、能力上可能なものについて、危険物・障害物の保安及び除去を実施する。

(11) その他

その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力上可能なものについては、所要の措置をとる。

第 8 災害派遣の撤収要請の依頼

災害の救援活動が終了し、又は他の機関をもって対処できる状況となり、派遣部隊による救援を要しないこととなったときは、派遣部隊の撤収についてその部隊の長と協議し、次の事項を示して速やかに県知事に撤収要請の依頼をするものとする。

撤収要請の依頼は電話で行った後、速やかに文書で行う（防災危機管理局消防防災指導課あて）ものとする。

- 1 撤収要請日時
- 2 派遣された部隊
- 3 派遣人員及び従事作業の内容
- 4 その他参考事項

第 9 災害派遣の経費負担

派遣部隊が活動に要した経費のうち、次に掲げるものは市の負担とする。ただし、活動区域が近隣の市町村の地域にわたる場合は、関係市町村と協議して負担割合を定めるものとする。

- 1 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金
- 2 派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設の借上料金、電気料金及び水道料金
- 3 宿泊施設の汚物の処理料金
- 4 活動のため現地で調達した資器材の費用
- 5 その他救援活動に要した経費で負担区分に疑義がある場合は、市長と災害派遣命令者との間で協議するものとする。

第 10 自衛隊との協力体制の確立

災害対策本部の設置時など、災害の発生が予想される場合であって、事態の推移によっては、自衛隊による災害派遣活動が十分予想される場合においては、市及び防災関係機関は自衛隊との連絡調整に努め、自衛隊により必要に応じて実施される情報収集等に対して協力を行うこととする。また、市及び防災関係機関は、訓練等の活動をとおして、平素から自衛隊との協力体制の確立に努めることとする。

第 42 節 相互応援協力

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要なとき、他の地方公共団体と緊密な連絡をとり、相互応援協力して、災害応急対策活動の万全を期するための計画である。

第 1 実施担当機関

総括部、総務企画部、建設部、消防部、上下水道部

第 2 職員の派遣要請

災害応急対策又は災害復旧のため必要なときは、次の事項を記載した文書をもって、指定地方行政機関の長に対し職員派遣の要請を行うものとする。

- 1 派遣を要請する理由
- 2 派遣を要請する職種別人員
- 3 派遣を要請する期間
- 4 派遣された職員の給与その他勤務条件
- 5 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要なこと

第 3 職員派遣のあっせん

災害応急対策又は災害復旧のため必要なときは、次の事項を記載した文書をもって、県知事に対し指定地方行政機関若しくは、他の地方公共団体の職員の派遣についてあっせんを求めるものとする。

- 1 派遣のあっせんを求める理由
- 2 派遣のあっせんを求める職種別人員
- 3 派遣を必要とする期間
- 4 派遣された職員の給与その他の勤務条件
- 5 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣あっせんについて必要なこと

第 4 市町村相互間の応援

市長は市の地域に災害が発生した場合において応急措置を実施するために、必要があると認めるときは、他の市町村の長に対し職員の応援を求めるものとする。

なお、他の市町村から応援を求められた場合には、特別の理由がない限り、所要の職員を派遣するものとする。

第5 21 大都市災害時相互応援

大都市災害の重要性と救助事務の複雑性にかんがみ、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市は、災害が発生した際、被災市の救助事務の円滑と復旧の迅速を図るため、友愛的精神に基づいて相互に応援協力する。

第6 18 大都市水道局災害相互応援

大都市水道に関する災害対策の重要性にかんがみ、札幌市、仙台市、さいたま市、東京都、川崎市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市及び福岡市は、大都市間で締結した18大都市災害時相互応援に関する協定に基づく飲料水及びその供給に必要な資器材の提供等について、大都市において災害が発生した際に友愛的精神に基づいて相互に応援する。

第7 大都市間における下水道相互応援

大都市下水道に関する災害対策の重要性にかんがみ、大都市において災害が発生した際には、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」に基づき、相互支援を行う。

第8 消防相互応援協力

1 市町村相互間の消防応援要請

市長は、市の地域において災害が発生した場合において、災害応急対策のため必要なときは、他の市町村長に対し、事前協定に基づき応援を求める。

なお、他の市町村長から応援を求められた場合には、特別の理由がない限り、事前協定に基づき所要の職員の派遣を行う。(消防組織法第39条)

2 消防庁長官に対する応援要請

市長は、市の地域において災害が発生した場合において、消防の応援又は支援が必要であると認めるときは、福岡県知事を通じて消防庁長官に緊急消防援助隊の出動を求める。(消防組織法第44条)

第 9 九州九都市災害時相互応援

北九州市、福岡市、佐賀市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市及び那覇市は、いずれかの市域において災害が発生し、災害を受けた都市が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請にこたえ、災害を受けていない都市が友愛精神に基づき、相互に救援協力するものとする。

第 10 九州九都市水道局災害時相互応援

北九州市、福岡市、佐賀市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市及び那覇市は、平成 7 年 12 月 28 日 9 都市間で締結した九州九都市災害時相互応援に関する協定に基づく飲料水及びその供給に必要な資機材の提供等について、9 都市において災害が発生した際に友愛的精神に基づいて相互に応援するものとする。

第 11 災害時における福岡県内市町村間の相互応援

福岡県内の地域に大規模災害が発生した場合において、被災者への人的・物的な支援について、福岡県内のすべての市町村が相互に応援するものとする。

第 12 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定

石油基地自治体協議会に加盟する団体が、その地域内において、コンビナート事故等の危機事象が発生した場合、被災者への人的・物的な支援について、加盟団体が相互に応援するものとする。

第 13 福岡県北九州市と鹿児島県南九州市との間における災害時等の相互応援に関する協定

北九州市、南九州市は、大規模災害が発生した場合に、被災者の救援活動や生活支援、被災地の復旧などの人的・物的支援について相互に応援するものとする。

第 43 節 民間団体協力要請

災害発生時に応急対策を実施するに当たり、民間の組織の応援を求め、その協力を得て万全を期するための計画である。

第 1 実施担当機関

区対策部

第 2 災害応急対策協力要請団体

- 1 婦人会
- 2 赤十字奉仕団
- 3 市民防災会
- 4 その他公共的団体等

第 3 協力要請

区対策部（区役所）を通じて協力要請及び奉仕の受入をするものとする。
要請に際しては次の事項を示して要請する。

- 1 応援を必要とする理由
- 2 作業の内容
- 3 従事場所
- 4 就労予定時間
- 5 所要人員
- 6 集合場所
- 7 その他参考事項

第 4 協力団体の協力活動内容

- 1 り災者等に対する炊出し作業
- 2 り災者の救出、救護作業
- 3 救助物資の輸送配給作業
- 4 清掃、防疫援助作業
- 5 被害状況の通報、連絡作業

第44節 電力、ガス施設災害応急対策

電力及びガス供給機関の施設とその応急対策を把握しておき、災害発生に際し、同機関の施設防護に協力し、被災地の電力及びガスの供給確保を図るための計画である。

第1 実施担当機関

九州電力北九州支社、西部ガス

第2 電力施設の応急対策

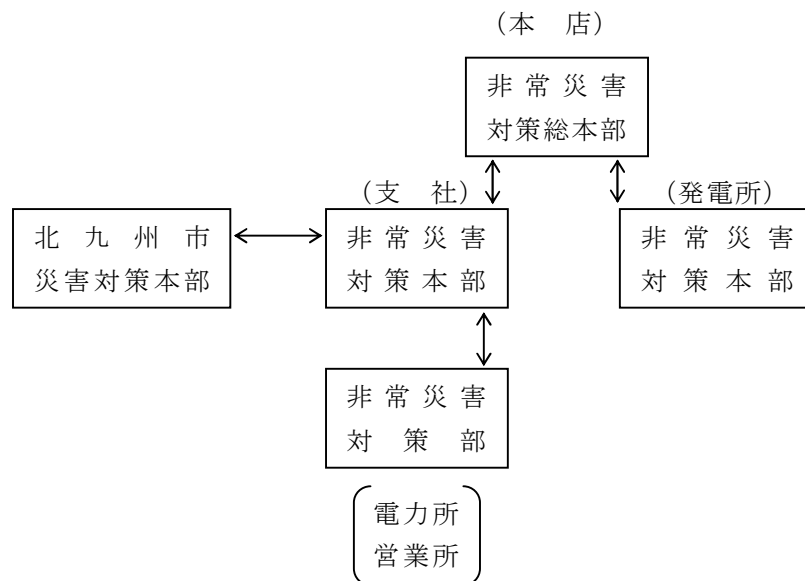
九州電力北九州支社では、平常時における電気事故の復旧については、日常業務組織における諸種の規則により運用を図っているが、広範囲、しかも甚大な被害を及ぼすおそれのある災害に対しては、特に情報連絡、防災体制及び復旧の迅速化、一元化を図るため防災活動体制については次のように定めている。

1 九州電力の施設の状況及び災害応急対策

(1) 防災活動体制

ア 防災組織の構成

非常災害のおそれのあるときは、直ちに支社及び発電所に非常災害対策本部（以下「本部」という。）、電力所及び営業所に非常災害対策部（以下「対策部」という。）を設置する。



イ 指令伝達及び情報連絡

(ア) 本部及び対策部が設けられたときの非常災害に関する指令及び情報の連絡は、すべて本部及び対策部が行うものとする。

(イ) 本部にはあらかじめ定められた本部要員が在室し、対策部と緊密な連絡を保つものとする。

ウ 北九州市災害対策本部との連携

市内に大規模災害等が発生した場合、必要に応じて、被害状況・復旧工事等に関する情報伝達並びに復旧支援に関する調整等を行うため、北九州市災害対策本部へ社員を派遣し、住民の生活の安定等に資する。

(2) 災害に関する指令、情報の伝達方法

ア 社内の伝達ルート

(ア) 災害に関する指令等の伝達は (1)～アの組織により末端機関まで行うものとする。このため本部設置とともに各対策部間に直通回線を構成する。

(イ) 電力保安通信回線は、無線及び光ファイバーをもって回線網を構成しており、それぞれ迂回ルートを構成することも可能であり、災害時においても最も信頼できるものであるが、なお状況によっては、電気通信事業者回線、非常無線等を利用するなど連絡の確保に努める。

(3) 応急対策要員の確保

災害の発生に備えて迅速な応急措置又は復旧工事が出来るよう、次のように応急対策要員の確保に努める。

ア 北九州市内の動員計画

(ア) 応急対策要員の人名、住所及び連絡方法を確定しておく。

(イ) 災害発生が予想される場合は業務組織に基づき事前に準備体制を発令し、必要な要員を確認するとともに取引先への準備要請などを行う。

(ウ) 非常体制が発令された場合は、防災体制組織に応じ非常呼集を行い、応急対策要員の編成を行うとともに取引先の応援体制を確立する。

イ 市外及び社外の応援計画

(ア) 本部及び対策部は、支社及び各事業所の要員の実態を把握し、地区間の応援などについて動員体制を確立する。

(イ) 災害が発生した場合はその地区の社員、取引先など充当して復旧、その他の処置を講ずるが、必要に応じ他事業所管内の社員、取引先を災害地に動員することとし、さらに必要ある場合は地方団体等の応援を要請する。

(4) 応急対策用資材及び車両の確保

ア 復旧資材の確保

(ア) 比較的小型で多量広範囲に使用されるコンクリート柱、電線、柱上変圧器、碍子等は、常時予備在庫を保有するとともに、毎月所要数を補充しているが、特に台風等の災害時には、復旧所要量を考慮する。

(イ) 電力資材の復旧資材は特殊であるので、災害地近傍に保管する貯蔵品を充当し、市内の各事業所で不足であれば九州電力の他支社、他電力会社、メーカー等連絡をとり、補充に努めるが、一般資材で近傍で調達可能なものは、指定地方行政機関、縣市町村に応援を依頼することがある。

イ 車両の確保他

(ア) 市内復旧資材の運搬及び事業所間の流用など災害地への資材運搬は、九州電力の車両及び取引先又は運送会社等の車両を利用して運搬の手段を確保する。

(イ) 復旧作業等に際して必要が生じた場合は、一般の災害復旧資材の確保、第三者の土地等の収用について、北九州市災害対策本部へ要請する。

(5) 災害時における広報宣伝

災害時には停電、電気工作物の損壊などを伴う場合が多いので、復旧の状況、感電に対す

る注意、負荷抑制の協力依頼などについて、次の計画により迅速適切な広報宣伝を行い民生の安定を図るとともに一般の協力を求める。

ア 復旧状況の広報

災害により停電を生じた顧客及び地域に対しては、営業所でサービスカー等を巡回させて復旧状況の広報を行い同時に、ラジオ放送等により更に周知を図る。

また、九州電力ホームページ上に停電状況、復旧見込み等の情報を掲載する。

イ 事故防止に関する広報

災害により電気工作物の被害を生じた地域に対しては、前項と同様サービスカー等を動員して復旧状況を広報するとともに、電線等による感電事故の防止、復旧現場への立入り禁止などの周知徹底を図る。特に被害が広範囲に及ぶ場合は、ラジオ等により広報する。

ウ 負荷抑制など顧客に対する協力依頼

災害のため需給に不均衡を生じ、やむを得ず負荷抑制を行う場合は、主として大口の顧客等にその理由を説明し、電力の節減を要請する。

(6) 電力施設の復旧順位

ア 電力供給設備の復旧順位

被害が広範囲に及ぶ場合は、電力の需給状況、復旧の難易とその効果等から総合的に判断して、本部において方針を決定し重点的に復旧工事を実施する。この場合、必要に応じ北九州市災害対策本部と連絡を保つ。

イ お客さまへの電力供給順位

電力供給に支障を生じた場合は、極力停電時間の短縮に努め、供給順位もできるだけ平行に復旧するが、被害が広範囲に及んだ場合、人命に影響を及ぼすおそれがある箇所（病院等）、災害の復旧、民生の安定に影響の大きい官公署、交通通信機関、水道、更に工場等緊急を要する負荷より優先的に復旧を進める。この場合北九州支社及び営業所電力所の対策部は、各行政機関と緊密な連絡をとるものとする。

(7) 応急対策計画のその他の事項

ア 食糧並びに宿泊施設

電力施設の復旧要員に対する食糧並びに宿泊施設は、九州電力で確保に努めるが、大災害、又は被災地が広範囲に及び動員人員が多い場合は、各行政機関へ応援を求める。

イ その他

その他応急対策について「災害対策基本法第80条第2項」の規定により、指定地方行政機関、又は市、区役所に労務、施設、又は物資の確保について応援を求める場合は緊密な連絡を保つよう努める。

第3 ガス施設災害応急対策計画

西部ガスの応急対策計画

ガス施設に係る災害予防、災害緊急対策、災害復旧、その他災害対策に必要な事項を定めることにより、市民の安全確保及び被災者に対するガス供給を迅速かつ適切に推進することを目的とした計画である。

1 非常体制等

(1) 非常体制の種別及び基準は次の表のとおりである。

体制種別	目 安
第1非常体制	<p>(1) ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が軽度又は局地の場合</p> <p>(2) 北九州地区に中型台風による暴風警報が発令され、(3)の①～②の被害が発生した場合</p> <p>(3) 北九州地区に大雨、洪水等の気象警報が発令され、被害予想又は被害発生が下記の場合</p> <p>①供給支障戸数が300戸以上2000戸未満</p> <p>②低圧導管の損傷箇所が4箇所未満</p> <p>(4) 北九州地区において震度5弱の地震が発生した場合</p> <p>(5) 供給エリアの沿岸に大津波警報が発令された場合</p>
第2非常体制	<p>(1) ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が中程度の場合</p> <p>(2) 北九州地区に大型台風による暴風警報が発令され、(3)の①～②の被害が発生した場合</p> <p>(3) 北九州地区に大雨、洪水、大津波等の気象警報が発令され、被害予想又は被害発生が下記の場合</p> <p>①供給支障戸数が2000戸以上6000戸未満</p> <p>②低圧導管の損傷箇所が4箇所以上10箇所未満</p> <p>③ガス製造停止となり、供給停止になるおそれがある場合</p> <p>(4) 北九州地区において震度5弱の地震が発生し、(3)の①～②の被害が発生した場合</p>
第3非常体制	<p>(1) ガス施設の損壊等による被害又は被害予想がはなはだしい場合</p> <p>(2) 北九州地区に大型台風による暴風警報が発令され、(3)の①～③の被害が発生した場合</p> <p>(3) 北九州地区に大雨、洪水、大津波等の気象警報が発令され、被害予想又は被害発生が下記の場合</p> <p>①供給支障戸数が6000戸以上20,000戸未満</p> <p>②低圧導管の損傷箇所が10箇所以上15箇所未満</p> <p>③中圧導管の損傷箇所が2箇所以下</p> <p>④ガス製造停止等により、ガス送出が困難で供給停止せざるを得ない場合</p> <p>(4) 北九州地区において震度5強以上の地震が発生した場合</p> <p>(5) 他ガス事業者で地震・洪水等災害の発生により、ガスの製造・供給に支障を生じ、日本ガス協会長または九州部会長から救援隊の派遣要請を受けた場合</p>
総合非常体制	<p>(1) ガス施設の損壊等により広域、大規模な災害が発生し、ガスの供給支障等が考えられ、北九州地区災害対策本部では対応が不可能な場合</p> <p>(2) 北九州地区に大型台風による暴風警報が発令され、広域、大規模な災害が発生し、北九州地区災害対策本部では対応が不可能な場合</p> <p>(3) 北九州地区に大雨、洪水、大津波等の気象警報が発令され、広域、大規模な災害が発生し、北九州地区災害対策本部では対応が不可能な場合</p> <p>(4) 北九州地区において震度5強以上の地震により広域、大規模な災害が発生し、北九州地区災害対策本部では対応が不可能な場合</p>

注1) 北九州支社では対応不可能な場合は、総合非常体制となる。

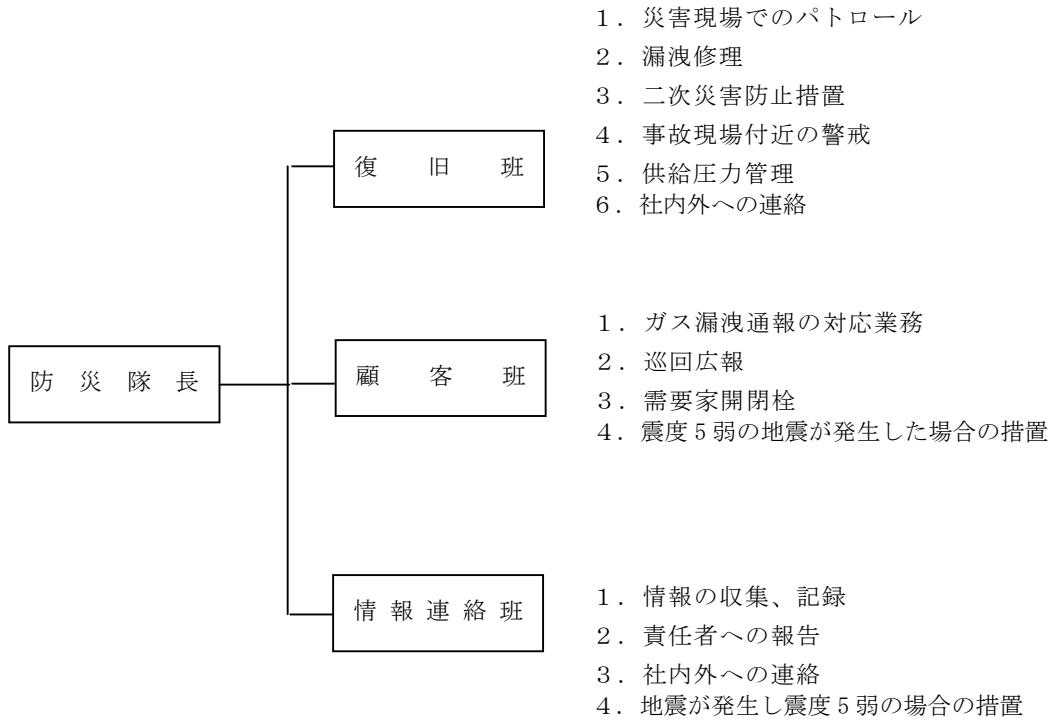
注2) 体制基準は一律ではない。第3非常体制までは地区で対応する。

(2) 非常体制の組織及び業務分担

① 第1非常体制

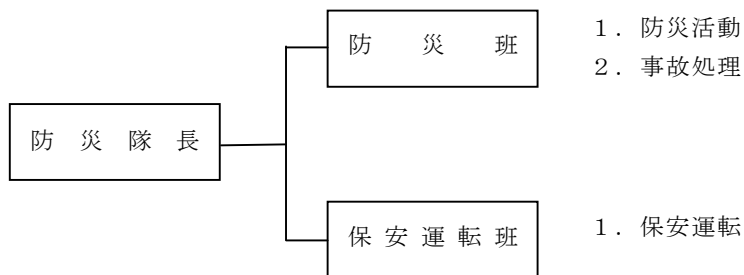
供給関係

関係者の一部動員によるパトロール又は事故処理ができる体制



製造関係

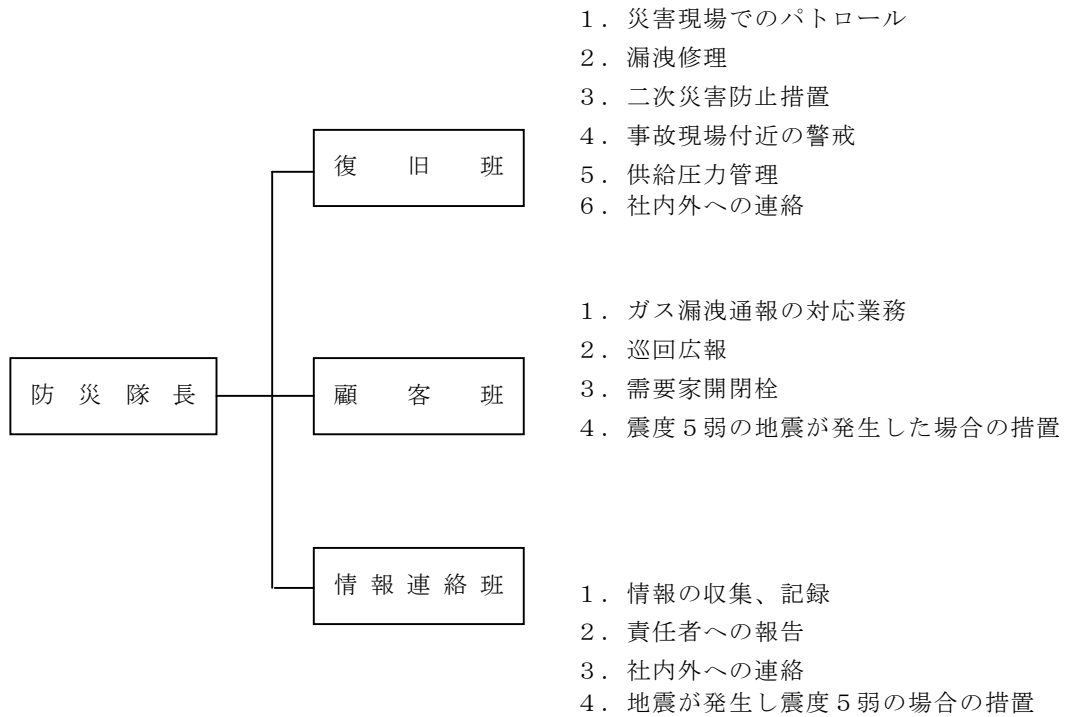
通常勤務担当で処理できる体制



② 第2非常体制

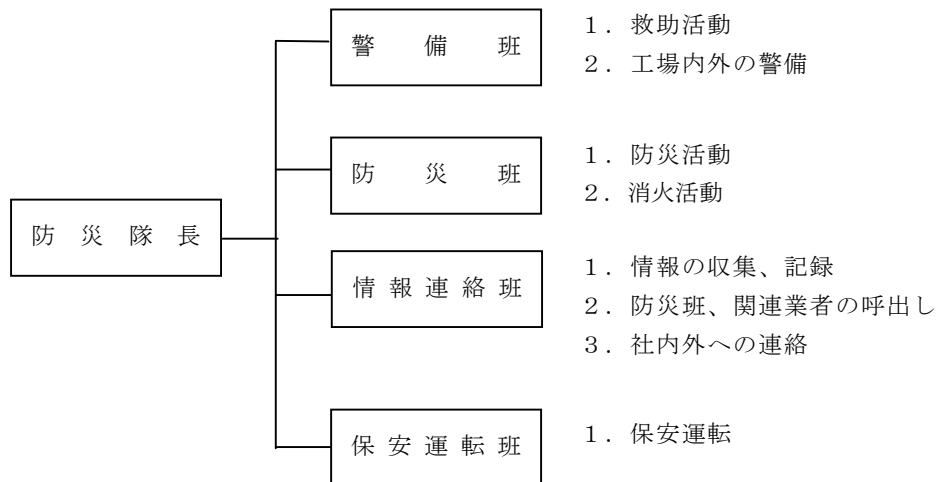
供給関係

関係者の動員によるパトロール又は事故処理及び広報ができる体制



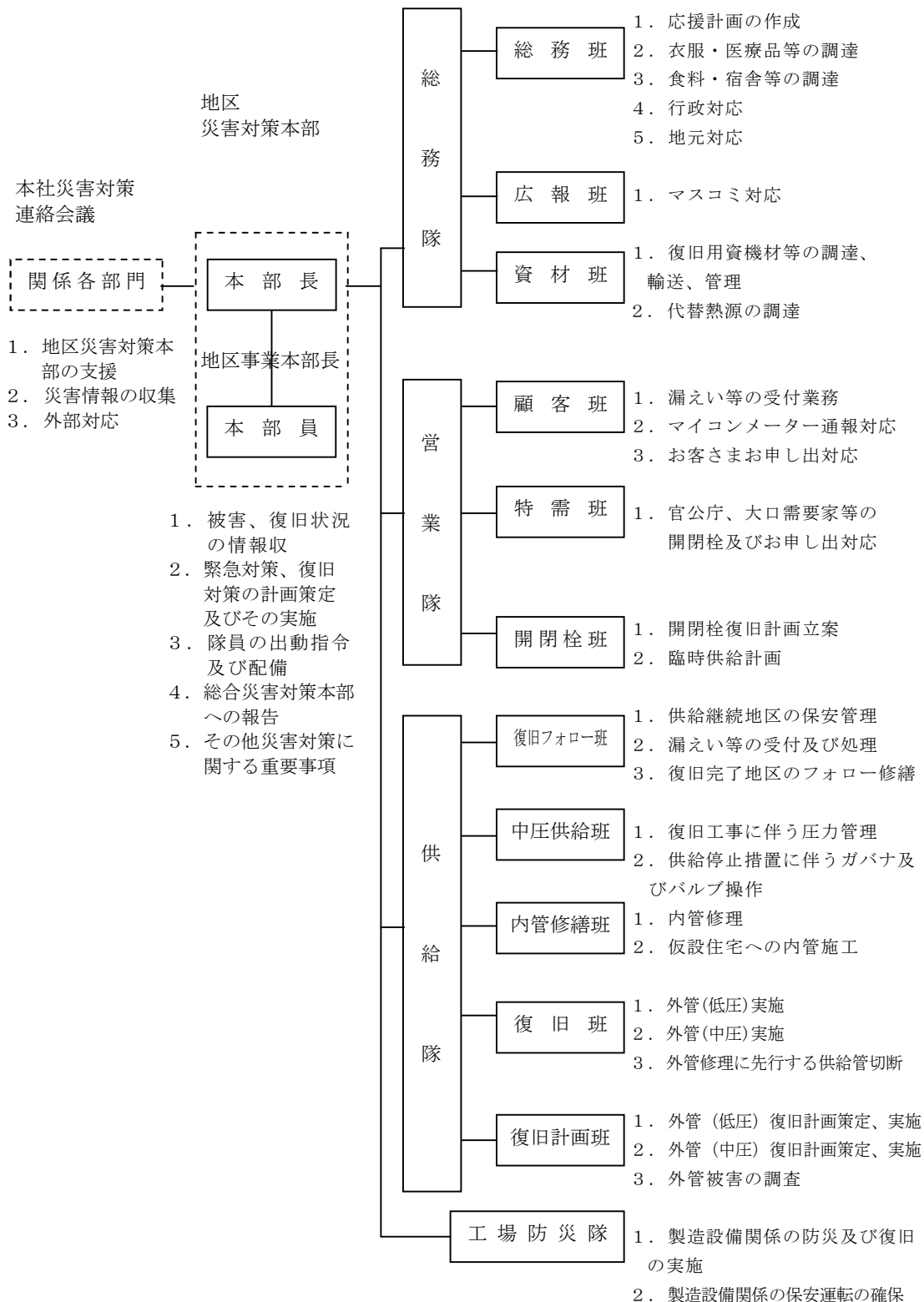
製造関係

関係者の動員により処理できる防災及び災害復旧体制



③ 第3非常体制

地区災害対策本部を設置し、地区の災害対策を効果的に実施できる体制



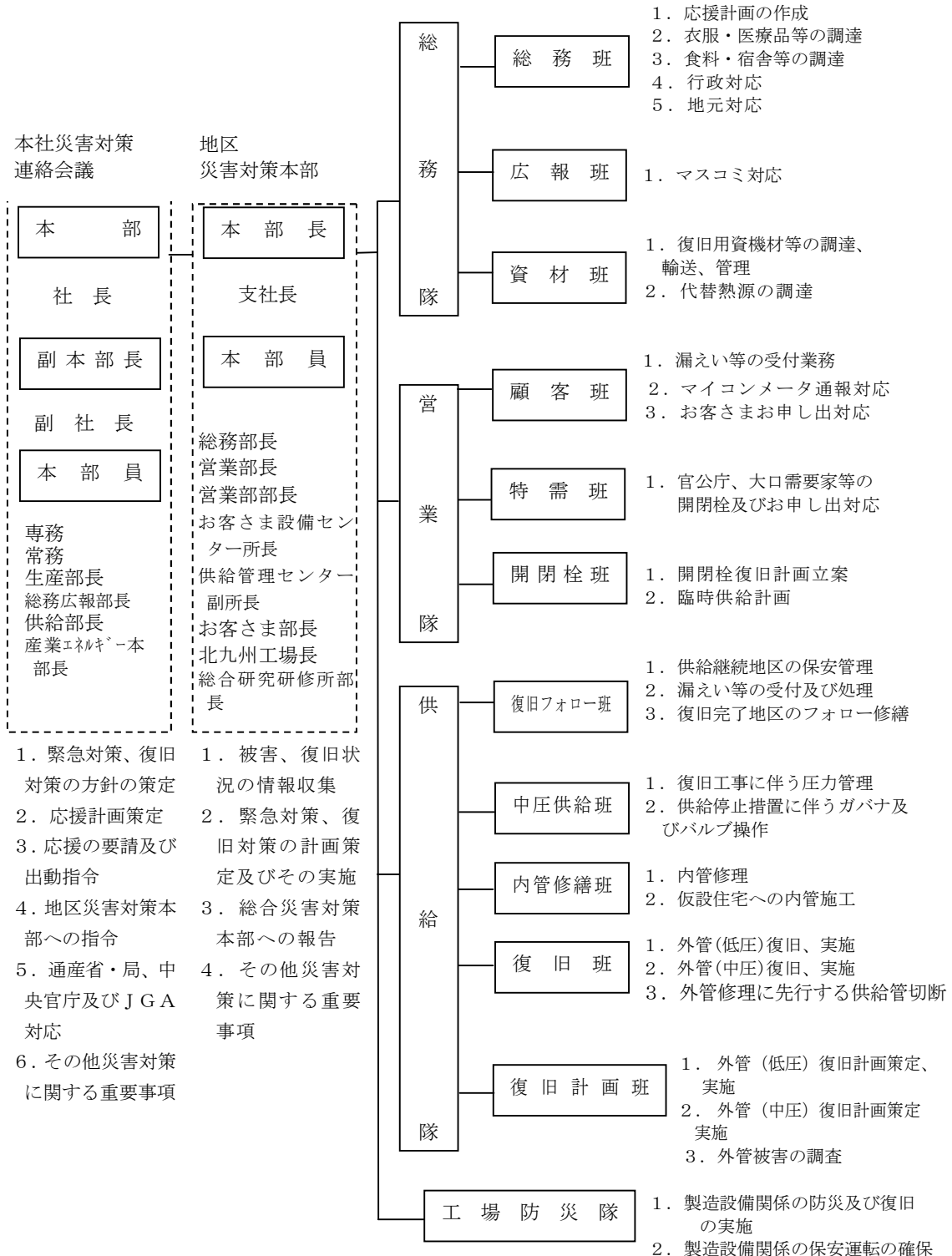
(注1) 上記の体制は標準とし、各班の編成は必要に応じて統合できるものとする。

(注2) 地区災害対策本部において、本部長と各隊長を兼ねることができる。

(注3) 工場防災隊の体制は、⑤参照

④ 総合非常体制

総合災害対策本部、地区災害対策本部を設置し、社内外の応援の下に総合的な災害対策を効果的に実施できる体制



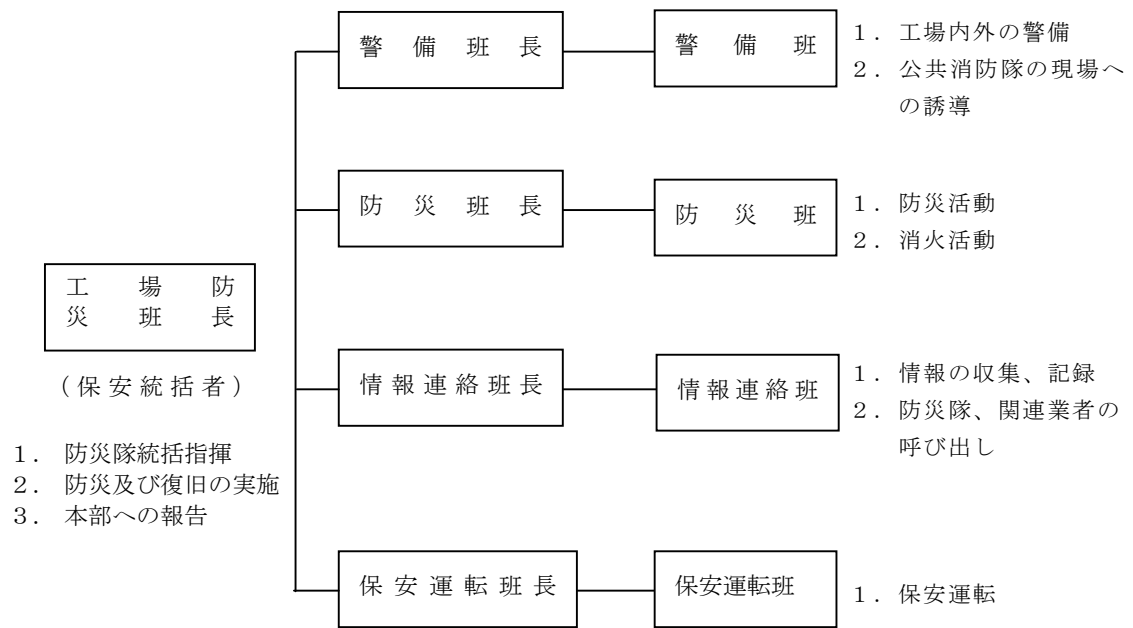
(注1) 上記の体制は標準とし、各班の編成は必要に応じて統合できるものとする。

(注2) 地区災害対策本部において、本部員と各隊長を兼ねることができる。

(注3) 工場防災隊の体制は、⑤参照

(注4) JGA：日本ガス協会

⑤ 工場防災隊



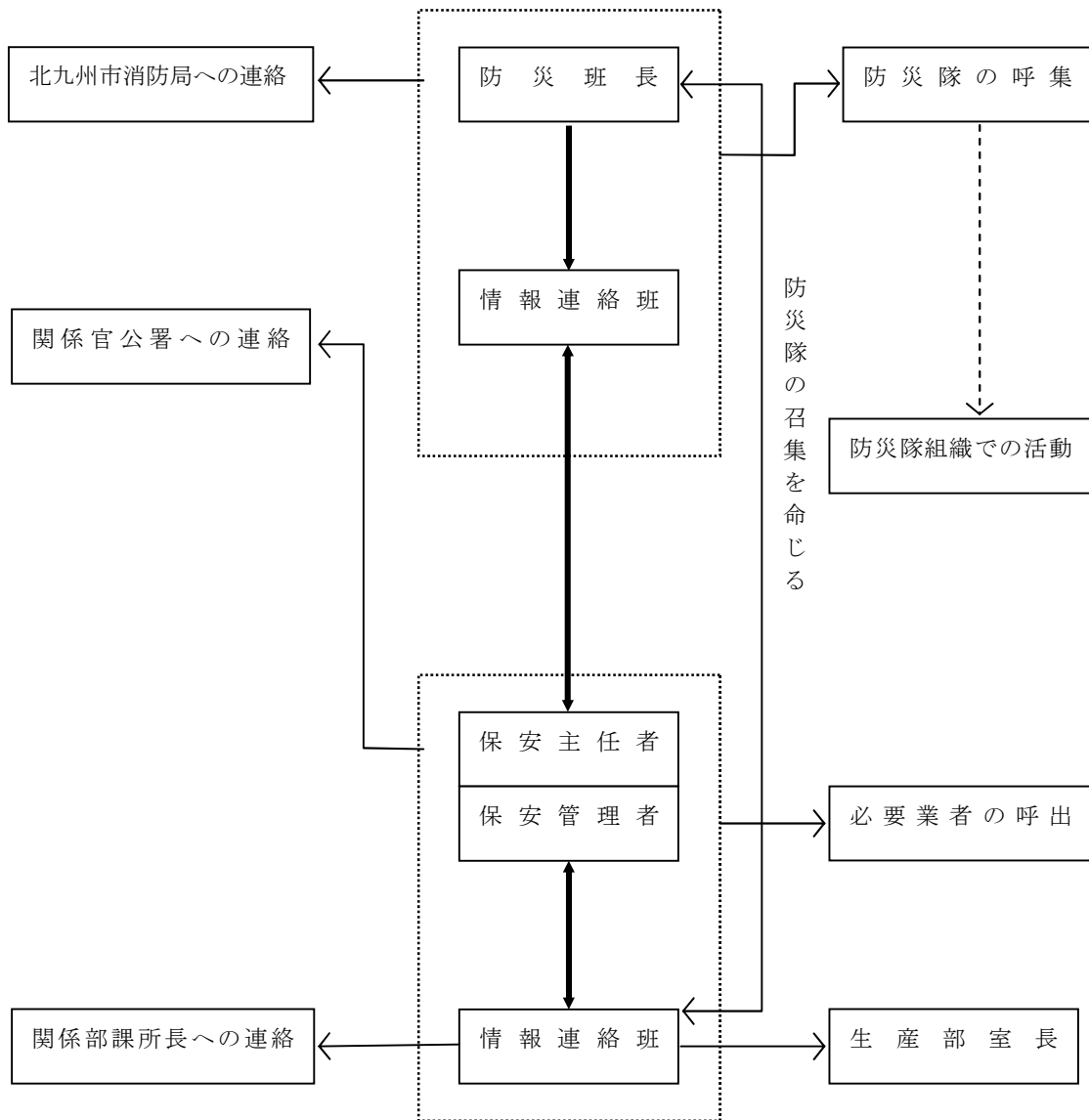
(注1) 上記の体制は標準とし、各班の編成は必要に応じて統合できるものとする。

2 ガス工場施設災害対策

保安統括者は災害の状況、規模に応じて判断基準に基づき非常体制を確立する。

(1) 連絡体制

災害時における連絡体制は下記のとおりとする。



(2) 災害の予防、保全及び復旧措置

災害種別毎の予防、保全及び復旧処置は下記のとおりとする。

	予 防 対 策	災 害 対 策	修理と復旧処置
風水害	<ol style="list-style-type: none"> 1. 気象状況の収集と記録 2. 関係箇所への連絡 3. 防災資器材の準備 4. 施設、建物等の被災防止 5. 風速 12m/S 以上での危険物船の接岸禁止 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 停電時自家発電設備の運転による保安電力の確保 2. 災害対策本部の設置を行い、防災隊の活動 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災状況の調査 2. 被災工作物の復旧修理 3. ガス製造、供給の正常化 4. 電力の確保 5. その他被災後の整理整頓
異常現象	<ol style="list-style-type: none"> 1. 危険箇所の巡視点検 2. 消防設備の点検整備 3. 防災機器の整備 4. 火災危険区域及び火気使用場所の設定 5. 教育訓練の徹底、特に下請け作業者に対する教育 6. 火災予防運動の推進等による防災意識の高揚を図る 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 同上 2. 同上 3. 避難誘導 <p>(イ) 災害の程度によりあらかじめ定められた場所への避難を命ずる</p> <p>(ロ) 人身災害が発生した場合、点呼、捜索、手当、搬出を行う</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 同上 2. 同上 3. 同上 4. 同上 5. 同上 6. 同上
震害	<ol style="list-style-type: none"> 1. 震災の拡大防止 <ol style="list-style-type: none"> (イ) 震災の程度を想定し、その程度毎に訓練を実施しておく (ロ) 緊急資器材は常に整備し定期的な点検する 2. 避難場所の指定 テニスコート横 3. 発生時の処置 震度5強以上にて自動出動とする <ol style="list-style-type: none"> (イ) 震度5強以下 運転維持のまま、点検マニュアルに従い点検する (ロ) 震度6弱以上 原則として、一旦製造を停止し、点検マニュアルに従い点検する (ハ) 供給停止 製造所又は供給所がスルガ-の送油量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難な場合 (ニ) 震度5弱以上を感知したら直ちに保安統括者に連絡する (ホ) 震度5弱以上を感知したら無線のスイッチを入れる 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 停電時自家発電設備による保安電力の確保 2. 災害対策本部の設置を行い、防災隊の活動 3. 避難誘導 <ol style="list-style-type: none"> (イ) 震災の程度により、予め定められた場所への避難を命ずる (ロ) 人身災害が発生した場合、点呼、捜索手当、搬出を行う 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災状況の調査 2. 被災工作物の復旧修理 3. ガス製造、供給の正常化 4. 電力の確保 5. その他被災後の整理整頓 6. 被災状況、復旧状況の報告 7. 非常体制の基準 保安統括者は、地震の規模に応じて下記基準に基づき、保安規定に定める非常体制を確立し、災害の復旧に当たる <ol style="list-style-type: none"> (イ) 第1非常体制 震度5弱の地震が発生した場合 (ロ) 第2非常体制 震度5弱の地震が発生し、供給停止になるおそれがある場合 (ハ) 第3非常体制 震度5強以上の地震が発生した場合 (ニ) 総合非常体制 震度5強以上の地震が発生し、北九州地区対策本部では対応が不可能な場合

3 ガス供給施設災害対策

(1) 非常体制の確立

災害の発生が予想され又は発生した場合は状況によって、その体制種別毎に非常体制を確立する。

(2) 情報連絡

ア 平常時から福岡県及び北九州市等、各市町村防災会議、福岡管区气象台、消防署、警察署等防災関係機関と協調し、防災関係情報の提供、収集等相互連携体制を整備するよう努める。

災害発生時には、市の災害対策本部を初めとする防災機関と協調し、災害に関する情報提供、収集を行い緊急対策及び災害復旧を推進する。

イ 災害が発生した時に、非常体制が有効に機能するように動員基準、組織、業務分担及び通報、連絡体制を整備し、社員等関係者に周知徹底を図る。

(3) 災害の予防

ア 防災意識高揚を図り、災害の予防及び災害発生時の拡大を防止するための防災に関する専門知識、関係法令、各種規程、基準、要領について、社員等関係者に対する教育を実施する。

イ 防災活動を迅速に推進するため、年1回以上の防災訓練を実施するとともに、市等が実施する防災訓練に積極的に参加する。

ウ 災害発生時のガス施設の被害を最小限とするため、関係法令、諸規程等の定めに従い、平常時からガス施設の点検整備に努める。

エ 災害発生時の被害を最小限とするため、緊急措置及び早期復旧に必要な車輛及び資機材について、定期的に点検整備するとともに、被災者の生活支援のための代替熱源等の確保のための調達体制を整備しておく。

オ 災害発生時に関連会社からの人員及び資機材の提供が迅速に行えるように、あらかじめ協力体制を整備しておく。

(4) 広報活動

需要家に対して平常時からチラシ、テレビ、検針票等を利用して、ガスに関する安全知識の周知に努め、災害発生時には、発生直後、ガス供給停止時、復旧作業中及び復旧完了時の各時点において、その状況に応じた適切な広報活動を行う。

(5) 緊急対策

ア 災害に伴う緊急工事は、緊急度を勘案して迅速かつ適切な措置を講じ、二次災害の発生防止に万全を期すとともに、処理要員の安全に十分配慮する。

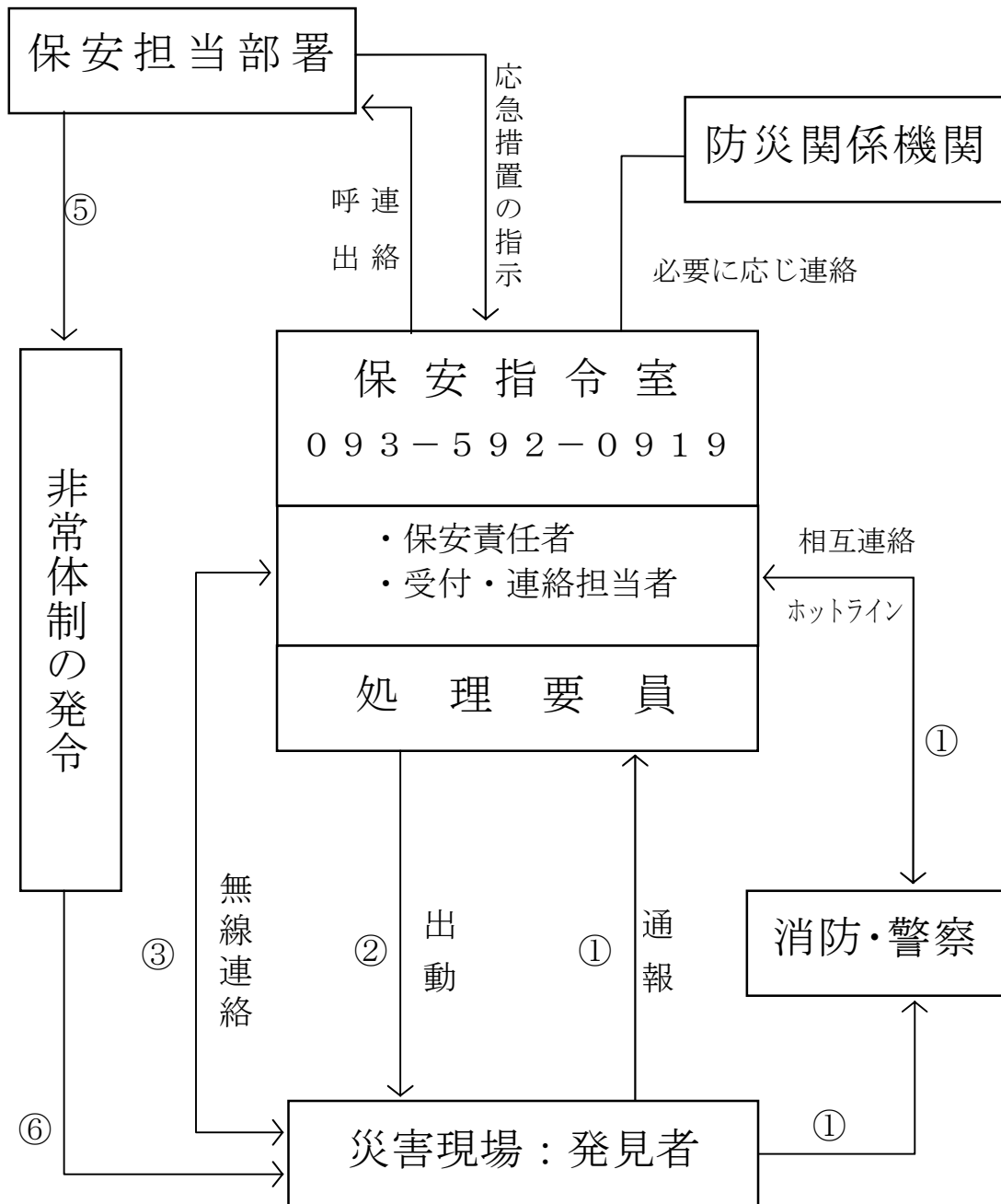
イ ガス施設の被害により二次災害のおそれのある地域については、ガスの供給を速やかに停止する。

(6) 災害復旧

ア 災害が発生した場合は、復旧に必要な事項、手順を明らかにした復旧計画を速やかに策定し、その復旧計画に基づき、二次災害防止に万全を期すとともに、速やかにガス施設の復旧作業を実施する。

イ 復旧活動に必要な資機材については、メーカー等からの調達、社内及び関連会社の相互融通等、適切な措置を講じる。

(7) 災害時緊急出動体制



4 災害の拡大防止、復旧措置

災害が発生した場合は、処理要員は直ちに現場に出動し、その拡大防止又は復旧に努めるとともに、その状況を保安指令室に報告する。

(1) 緊急出動

ア 出動指令を受けた処理要員は、待機中の者にあつては直ちに、作業中の者にあつては速やかに出動するための措置を施し災害現場へ急行する。

イ 緊急者の出動は必要に応じサイレンを鳴らし、赤色灯を点滅し走行する。

(2) 現場状況報告

災害現場では次のような事項についてその状況を確認し直ちに保安指令室に報告する。

ア ガス導管等の損壊状況、ガスの漏えい状態、火災爆発の有無及びガスの供給状態

イ 人身事故、物損等の有無

ウ 交通及び付近住民の状況

エ 警察、消防機関等の出動状況及び危険区域設定の状況

オ 追加出動の必要性

(3) 災害現場における作業

災害現場においては、警察、消防機関と緊密な連携を保ち、災害の状況に応じて適切な措置をとる。

ア ガスが漏えいしている場合は、火気に注意するとともに応急措置により漏えいを防止する。

イ ガスの滞留のおそれがある場合は、ガスの拡散を図るとともに、付近の住民及び通行者の安全を図る。

ウ ガス中毒等の人身事故が発生した場合は、応急措置をとるとともに消防機関又は医師に連絡する。

エ 火災、爆発等の災害が発生した場合は、付近の住民及び通行者に広報し避難誘導するとともにガス導管の遮断等の措置をとる。

第 45 節 通信施設災害応急対策

第 1 実施担当機関

西日本電信電話株式会社

第 2 通信施設の応急対策計画

1 応急対策要員の確保

「西日本電信電話株式会社災害対策規程」に基づき要員を確保する。

2 応急対策用資材の確保

「西日本電信電話株式会社災害対策規程」に基づき予備資材、器材の確保を図る。

3 応急措置

(1) 通信回線が被災した場合、迅速かつ的確にあらゆる手段をもって、情報連絡に支障がないよう措置する。

(2) 復旧にあたっては、「西日本電信電話株式会社災害対策規程」に定める順位により、通信回線の早期復旧を図る。

(3) 被災地特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所等にて災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

4 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用ブロードバンド伝言板「web171」の提供

(1) 地震等の災害時において、通信が輻輳した場合に、被災地の家族・親戚・知人等の安否の確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、「声の伝言板」による災害用伝言ダイヤル「171」を提供する。

なお、災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始については、NTT において決定し、住民への周知は、テレビ、ラジオ等及び北九州市災害対策本部と協力して実施する。

(2) 地震等の災害時において、通信が輻輳した場合に、被災地の家族・親戚・知人等の安否の確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、新たにブロードバンド時代にふさわしい伝言情報（テキスト、音声、画像）の登録・閲覧を可能とする災害用ブロードバンド伝言板「web171」を提供する。

なお、災害用伝言ブロードバンド伝言板「web171」の提供開始については、NTT において決定し、住民への周知は、テレビ、ラジオ等及び北九州市災害対策本部と協力して実施する。

第46節 災害ボランティアとの連携

第1 実施担当機関

総括部、保健福祉部、区対策部等関係各部、社会福祉協議会

第2 災害ボランティア対応体制の確立

1 市・区災害ボランティアセンターの設置

(1) 災害ボランティアの要請が必要な場合、市・区災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティア支援体制を確立する。原則として市災害ボランティアセンターは災害対策本部室内、区災害ボランティアセンターは各区役所内に設置する。

(2) 災害ボランティアの活動が円滑・効果的に行われるよう、市関係各部から構成される「災害ボランティア班」を指定し、市・区災害ボランティアセンターの設置・運営支援にあたる。

2 市・区災害ボランティアセンターの役割

市・区災害ボランティアセンターは、被災者のニーズ、被災地の状況など様々な情報の把握に努めるとともに、直接又は近隣市町村や報道機関を通じて、必要とする災害ボランティアの必要人員、作業内容等について情報の提供を速やかに行う。

第3 災害ボランティア活動支援

市・区災害ボランティアセンターは、被災者に対する支援、被災地の復旧・復興が円滑に進むよう、情報収集・伝達、救助・救出活動、物資集配・管理、清掃・片付け、避難所運営支援等の業務を行う災害ボランティアの活動支援を行う。

第4 災害ボランティア対応マニュアル

市又は市・区災害ボランティアセンターが実施する災害ボランティア対応要領等を具体的・体系的に定めた「災害ボランティア対応マニュアル」を活用する。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 義援金の配分

災害が発生した場合に、各方面から寄託される義援金・義援物資の受付及びこれらの配分は、次のとおり行うものとする。

第1 義援金等の受付

義援金等の受付窓口を開設して受付を行うとともに、災害の状況によっては義援金等の募集を行う。

1 義援金の受付

保健福祉部及び区対策部は、寄託者に領収書を交付し、当該現金を会計管理者所管の歳入歳出外現金に受入れる。

2 義援物資の受付

保健福祉部及び区対策部は、寄託者に領収証を交付するとともに、当該物資の保管を行う。

第2 義援金等の配分

義援金の配分は、保健福祉部が行うものとする。配分に当たっては、被災状況等を勘案し配分委員会又は協議会を設置し、配分方法等を決定し、被災者に対する円滑な配分を行う。

第2節 弔慰金、見舞金等の支給

災害により被災した市民に対し、北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年3月27日）、北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年3月29日）及び北九州市災害弔慰金及び災害見舞金の支給に関する要綱に基づき、弔慰金及び見舞金を支給する。

第1 災害弔慰金及び災害見舞金の支給

保健福祉部及び区対策部は、災害弔慰金及び災害見舞金の支給を行う。

第3節 被災証明の交付

災害によって被害の生じた者（以下「被災者」という。）からの証明申請に基づき、被災の証明をすることができるものとする。

第1 被災証明

1 被災証明

火災及び風水害等の被災状況の調査結果又は調査記録に基づき、証明することができる被災内容について、その事実を被災証明書により証明するものとする。

2 被災届出証明

火災及び風水害等による被災事実を証明することはできないが、被災の事実が客観的に推測できる場合に、その被災の届出があったことを被災届出証明書により証明するものとする。

第2 被災の証明の交付等

別に定める「火災に係る被災の証明事務取扱要領」及び「風水害等に係る被災の証明事務取扱要領」によるものとする。

第3 被災の証明事務

被災の証明に関する事務取扱については、消防部及び区対策部が連携して行うものとする。

第4節 公共施設の災害復旧

被災した公共施設については、再度の災害の発生を防止するため、必要に応じ、原形復旧、改良又は施設の建替を行うものとする。

また、多数の世帯の住宅が滅失した場合においては、住宅を失った者の居住の安定を確保するため、公営住宅の建設等、必要な公共施設の新設を行うものとする。

第5節 災害復旧・復興に伴う国の財政援助確保

公共施設等の災害復旧・復興事業については、法律に基づき国が全部、若しくは一部を負担し、又は補助するが、市はそれに必要な措置を講じるものとする。

第6節 民間施設等の災害復旧・復興の助成及び租税の減免

被災した民間施設の早期復旧・復興及び被災者の生活確保を図るため、必要な資金の融資、あっせん及び租税の減免等の措置を講じる。

第7節 災害共済基金

福岡県内の市町村が災害に伴う費用に充てるため、互助共済方式によって積立てを行い、財政運営の円滑化を図るものとする。

第8節 災害復旧・復興体制

大規模な災害が発生し甚大な被害が生じた場合における、総合的な都市の復興に向けた災害復旧・復興事業の実施体制の確立を図るための計画である。

第1 北九州市災害復興本部

被災状況等を勘案し、総合的な復旧・復興体制を確立する必要がある場合、「第3章・第1節防災組織」に基づく災害対策本部会議で検討し、市長を本部長とした「北九州市災害復興本部」を設置する。

第2 災害復興計画等の策定

北九州市災害復興本部において、都市基盤施設、被災者の生活再建支援、地域経済等の復興支援策を包含した災害復興計画等を策定し、迅速な都市の復興に向け、災害復旧・復興事業の推進を図る。

第9節 復旧復興事業からの暴力団排除

警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

また、北九州市は、「北九州市暴力団排除条例」に基づき、復旧・復興事業においても、暴力団排除の推進に努めるものとする。

北九州市地域防災計画・付属資料編

目 次

第 1 章 総則関係

第 1 節 本市の地形及び気象	
1 位置及び地形	1
2 気象	1
第 2 節 本市の災害の特性	
1 気象災害の特性	2
2 その他の災害の特性	2
3 本市における大雨の特徴	2
4 本市における台風の特徴	2
第 3 節 過去の主な風水害	4

第 2 章 災害予防計画関係

第 1 節 風水害予防計画資料	
1 市内主要河川名	9
2 市内主要河川見取図	10
3 下水道整備実施状況	11
4 保安林の現況	11
第 2 節 高潮災害予防計画資料	
1 北九州市域内の海岸保全区域の指定概要	13
2 高潮対策事業	13
3 風向、風速、気圧、潮位、波浪、雨量の観測	14
第 3 節 地すべり（砂防）、山くずれ等の災害予防計画資料	
1 宅地造成等規制法に基づく規制計画	16
2 都市計画法に基づく開発行為の規制計画	16
3 建築基準法に基づく規制計画	17
4 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく規制計画	19
5 宅地防災工事資金融資制度	20
6 土砂災害危険箇所	24
第 4 節 建築物・施設等の災害予防計画資料	
1 市街地再開発事業予定地区	25
2 土地区画整理事業施行中地区	25
3 土地区画整理事業施行予定地区	25
4 住環境整備事業施行中地区	26
5 耐震強化岸壁位置図	27

第5節	産業災害予防計画資料	
1	第11次労働災害防止計画（厚生労働省計画抜粋）	28
2	福岡県鉱山災害予防計画（福岡県地域防災計画抜粋）	28
3	市内ボタ山崩壊防止区域指定一覧表（福岡県地域防災計画抜粋）	29
第6節	火災予防計画資料	
1	相互応援協定等の機関	30
2	消防車両現況	32
3	市内消防水利現況	33
4	危険物施設調	33
第7節	災害危険区域（箇所）調査及び事前指導計画資料	
1	風水害危険区域（箇所）調査及び事前指導実施要領	34
2	平成22・23年度北九州市風水害危険区域（箇所）集計表	42
3	平成23年12月指定北九州市風水害危険区域（箇所）区別一覧表	43
4	特定消防区域一覧表	45
5	林野火災延焼拡大危険区域	47
6	水道施設危険箇所等重点巡視箇所	47

第3章 災害応急対策計画関係

第1節	気象情報等の収集伝達計画資料	
1	警報、注意報及び気象情報の種類	51
2	遠賀川水系洪水予報	57
3	地震・津波情報	58
第2節	災害通信計画資料	
1	有線通信施設の名称	63
2	電話番号一覧表（市関係局及び関係機関）	63
3	災害時優先回線（市有）	69
4	無線通信（頼信手続、施設の名称、市内無線局等）	76
5	消防救急無線設備の現況	90
6	北九州市上下水道局業務無線設備の現況	91
7	北九州市防災行政無線回線構成図	92
8	福岡県市長会と協定している通信機関名	93
9	（社）日本アマチュア無線連盟福岡県支部との災害時応援協定	94
第3節	被害状況等の収集伝達計画資料	
1	被害状況等収集伝達実施要領	96
第4節	災害の広報計画資料	
1	市有の放送設備を有する自動車所有台数及び所有機関	107
2	災害時の放送要請	108
第5節	避難収容計画資料	
1	小学校区別予定避難場所一覧表	113
2	避難地と防災拠点（防災公園等）	140
第6節	救出救急計画資料	
1	現場用必要器材配置状況	146
2	救急隊の配置、名称	147
第7節	死体捜索収容・埋葬計画資料	
1	北九州市内火葬場名	148
第8節	食糧供給計画資料	
	米穀の買入れ・販売等に関する基本要領に基づく災害尾救助用米穀の引渡し	149
第9節	物資供給計画資料	150
第10節	給水計画資料	
1	平常時における給水能力	152
2	応急給水機器等	153
3	給水施設の応急復旧体制	153
4	北九州市水道施設の概要	153
第11節	応急仮設住宅建設等計画（福岡県）	154
第12節	医療及び助産計画資料	
1	収容施設及び収容能力等調	158
2	病院名簿	159
3	医療、助産活動に必要な携行資材一覧表	164

4	災害時に必要な医薬品一覧表	165
5	備蓄資材の在庫場所	165
6	応援要請機関	165
7	血液センター名	166
8	北九州市医師会の災害救急	167
9	日本赤十字社福岡県支部の災害救護	170
第13節 防疫計画資料		
1	防疫対策協力団体名簿	171
2	清掃対策協力団体	171
第14節 清掃計画資料		
1	ごみし尿収集及び処理関係	172
2	ごみ収集戸数	172
3	し尿収集対象戸数	172
4	災害発生時のごみ及びし尿処理の対応について	173
第15節 障害物の除去計画資料		
1	障害物除去市有機械	174
第16節 交通輸送計画資料		
1	災害対策救助用車両台数	175
2	緊急通行車両の確認申請	177
3	公共ふ頭の概況	179
4	九州旅客鉄道株式会社	183
5	西日本高速道路(株)九州支社	187
6	福岡北九州高速道路公社	189
7	北九州市道路公社	189
8	西鉄バス北九州株式会社	189
9	筑豊電気鉄道株式会社	190
10	北九州高速鉄道株式会社	191
11	福岡県トラック協会北九州支部、分会所在地一覧表	193
12	緊急輸送道路ネットワーク路線一覧	194
第17節 海上災害応急対策計画資料		
1	北九州港の区域	199
2	関門港自然災害対策委員会	199
3	関門・宇部海域排出油等防除協議会	216
4	貯木場	233
5	海難救助機関名	233
6	救出作業特殊技術者(潜水夫)名簿	233
第18節 自衛隊災害派遣要請計画資料		
1	北九州市が管轄されている部隊及び要請先	234
2	自衛隊の災害派遣要請、撤収要請様式	234
3	災害派遣対象主要機器材	235
4	市側(要請者)が準備すべき主な資材	236
5	ヘリコプター離着陸場の準備	236

第19節	ヘリコプター離着陸場	
1	ヘリコプター離着陸場一覧表	238
2	ヘリコプター離着陸場（飛行場外離着陸場）設置基準	240
3	離着陸場における留意事項	241
4	消防用ヘリコプター緊急離着陸場等設置状況	241
5	消防用ヘリコプター緊急離着陸場等設置基準	243
第20節	労務供給計画資料	
1	北九州市内公共職業安定所登録者数調	245
第21節	相互応援協力計画資料	
1	法律に基づく応援協力要請系統	246
2	21大都市災害時相互応援に関する協定	247
3	21大都市災害時相互応援に関する協定実施細目	249
4	九州九都市災害時相互応援に関する協定	252
5	九州九都市災害時相互応援に関する協定実施細目	254
第22節	電力・ガス施設災害応急対策計画資料	
1	電力施設状況及び電力供給区域	255
2	西部ガス株式会社	257
第23節	環境汚染に係る有害物質等の災害対策計画資料	
1	特定物質及び有害物質取扱い工場一覧表（大気関係）	258
2	有害物質取扱い工場一覧表（水質関係）	260

第4章 災害復旧・復興計画関係

第1節	公共施設の災害復旧計画資料	
1	公共土木施設災害復旧事業	263
2	都市災害復旧事業	263
3	農林水産業施設災害復旧事業	263
4	上水道施設災害復旧事業	263
5	工業用水道施設災害復旧事業	263
6	住宅災害復旧事業	263
7	社会福祉施設災害復旧事業	263
8	公共医療施設、病院等災害復旧事業	263
9	学校教育施設災害復旧事業	263
10	社会教育施設災害復旧事業	263
11	その他災害復旧事業	264
第2節	災害復旧に伴う国の財政援助確保に関する計画資料	
1	法律により一部負担又は補助するもの	265
2	激甚災害に係る財政援助措置	265
第3節	民間施設等の災害復旧の助成及び租税の減免等に関する計画資料	
1	民間施設等の災害復旧の助成	267
2	租税の減免等	267
第4節	災害共済基金に関する計画資料	
1	福岡県市町村災害共済基金組合同規約（概要）	268

参 考 資 料

北九州市防災会議条例	269
北九州市防災会議運営規程	271
北九州市防災会議委員・幹事一覧表	273
北九州市災害対策本部条例	277
北九州市災害対策本部運営要綱	278
災害動員計画集計表	307
災害救助法概要	308
災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	313
災害弔慰金の支給等に関する法律	317
災害弔慰金の支給等に関する法律施行令	322
北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例	330
北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	336
北九州市災害弔慰金及び災害見舞金の支給に関する要綱	340
福岡県災害見舞金等交付要綱	343
保健福祉局関係小災害救助取扱要領	347
北九州市防災行事等災害補償要綱	350
北九州市防災行事等災害補償要綱細則	352

第1章 総則関係

第1節 本市の地形及び気象

1 位置及び地形

(1) 位置

本市は九州の最北端に位置し、関門海峡をはさんで山口県下関市と向かい合っている。市域は北緯33度43分～34度01分、東経130度40分～131度01分の間で、東西32.5km、南北33.5km、広さは488.78km²（H23.10.1）である。

市の東部は周防灘、北部は関門海峡と響灘に面し、深く入り込んだ洞海湾をかかえている。西部は遠賀川周辺の農村地帯に、南部は筑豊、京築の田園地帯に連なっている。

(2) 地形

市域の大部分は、東南部の企救山塊と中央部から南へのびる福智山塊によって占められており、これらの山系は、900.8mの福智山を最高峰とする比較的低い山の連続であり、これを源とする河川は中小河川で、響灘と周防灘に流入している。

平地部分は小倉北区、小倉南区の紫川流域、小倉南区の日豊本線沿線、八幡西区の奥洞海湾周辺及び臨海部に展開している。

市街地は北部の臨海工業地帯と背後の山群にはさまれて、東西に細長く発展してきたが、近年モータリゼーションとマイホーム指向により、小倉及び黒崎から南部に向けて型に膨張しているほか、区画整理等の進展に伴い、八幡西区本城から若松区西部にかけて形成されている。

2 気象

本市は、日本海型気候区に属し、冬季は北西の季節風の影響で曇りや雨の日が多いのが特徴である。春季から秋季にかけては南よりの風が多く、夏季は晴天の日も多いが湿度が高く蒸し暑い。年間を通じて最も多い風向は南南西である。

年平均気温は約16℃と比較的温暖である。年平均降水量は約1,800mmであり、その内の約3分の1は梅雨期間である6月から7月の2か月間に生じている。

関門海峡付近では、4月から6月にかけて霧が発生することが多い。（気候区分は『福岡の気象百年』による。）

なお、スモッグに影響のある逆転層もしばしば発生している。

第2節 本市の災害の特性

1 気象災害の特性

本市における主なる気象災害は、台風、梅雨前線による大雨、暴風、高潮災害である。

本市の背後には急峻な山がせまり、一般にこう配がきつくなっているため、大雨時には雨水の急速な流下に伴う浸水や、山崩れなどの斜面崩壊も多いという特性をもっている。

梅雨前線による大雨災害の例としては、昭和28年6月の豪雨がある。また、台風による災害は、大雨の他に暴風や高潮などによる災害が加わることが多く、平成11年の台風第18号では高潮と高波による防波堤の決壊など大きな災害が発生した。

2 その他の災害の特性

その他の災害として、本市は重化学工業の工場を多数擁し、かつ大量危険物の貯蔵所もまた所在しているので、これらの爆発、特殊の大火災等で不時の災害も考慮しておかねばならない。

3 本市における大雨の特徴

ほとんど梅雨期間中に発生している。特に次のようなとき本市で大雨となるおそれがある。

- (1) 九州付近に停滞する梅雨前線上を低気圧が東進しているとき。
- (2) 梅雨前線が本市より北にあって、ゆっくり南下しているとき。
- (3) 梅雨前線が九州付近に停滞し、台風や熱帯低気圧が九州の南西や南海上にあるとき。

4 本市における台風の特徴

本市では、関門海峡の影響で東及び西よりの風が強められるという特徴がある。台風は反時計まわりの大きな空気の渦巻であるため、台風がどのような経路を進むかによって暴風の風向きや大雨の発生状況が大きく異なり、それによる災害の発生状況も変わってくる。また、梅雨前線や秋雨前線が九州付近に停滞している場合は、台風から湿った空気が流入するため前線の活動が活発化し、豪雨による水害の危険性が増す。

風向きは、本市の西側を通過する場合時計回りに、東側を通過する場合反時計回りに変化し、台風の進行方向に対して右側が左側に比べて風が強い。

以下に台風の経路別に分けた、本市における雨、風等の特徴を示す。

(1) 台風が九州西方海上を通過する場合

台風が九州西方海上を通過するのは7月、8月の盛夏期に多い。

特 徴

ア 台風の風の強い側に入るため、台風が遠くにあっても比較的風が強くなる。波浪害にも注意が必要。

イ 台風接近前の東より（北東～南東）の風が最も強くなる傾向がある。

(2) 台風が九州付近を北上する場合

台風が九州付近を南から北へ進むのは盛夏期に多い。

特 徴

ア 本市の西側を通る場合は南より（南東～南西）、東側を通る場合には北より（北東～北西）の風が強い。

イ 西側を通る場合には特に周防灘沿岸で高潮の危険度が大きく、波浪害にも注意が必要。

(3) 台風が九州を横断して北東に進む場合

九州に被害をもたらす台風としてはこの経路が最も多い。初秋期に多い。

特 徴

ア 暴風と豪雨が広範囲におよび、風害と水害に見舞われることが多い。

イ 高潮害や波浪害も発生する。

(4) 台風が九州の東側を通過する場合

台風が四国に上陸したり、豊後水道から中国西部に上陸した場合、本市の西側を通過する時に比べ相対的に雨、風とも弱い、勢力が強いと風害、水害が起こる場合がある。秋期に多い。

第3節 過去の主な風水害

年月日	種別	雨量	被害概要
昭28 6.4 ~ 6.7 6.28 ~ 6.29	大雨	6.4 ~ 6.7 6.28 ~ 6.29 時間雨量(最大) 小倉到津 101 mm 279 544	死者 175 行方不明 8 負傷者 626 全壊 1,079 半壊 2,500 流失 233 浸水 79,064 一部破損 109 (災害救助法適用)
昭29. 9.25	暴風雨 (台風15号)	217	負傷者 3 全壊 11 半壊 11 流失 1 浸水 3,345
昭34 7.6 ~ 7.7 7.13 ~ 7.15	大雨	7.6 ~ 7.7 7.13 ~ 7.15 196 391	死者 2 行方不明 1 負傷者 18 全壊 87 半壊 116 流失 2 浸水 20,655
昭41. 6.30 ~ 7.2	大雨	255	負傷者 10 全壊 6 半壊 5 浸水 4,709 山崖くずれ 301
昭47. 7.10 ~ 7.14	大雨	375	死者 2 負傷者 3 山崖くずれ 603 全壊 20 半壊 33 (災害救助法適用) 浸水 3,366 (自衛隊派遣要請)
昭49. 7.16 ~ 7.18	大雨	209	負傷者 3 半壊 4 浸水 722 山崖くずれ 108
昭51. 9.10 ~ 9.13	暴風雨 (台風17号)	181	全壊 10 半壊 40 浸水 3,506 山崖くずれ 345
昭52. 6.10	大雨	153	負傷者 3 全壊 5 半壊 14 浸水 1,485

年月日	種 別	雨 量	被害概要	
昭53. 9 . 15	暴 風 雨 (台風18号)	16	死者 1 負傷者 7 全壊 1 半壊 281 山崖くずれ 221	
昭54. 6 . 26 ~ 7 . 2	大 雨	385	全壊 1 半壊 20 浸水 913 山崖くずれ 221	
昭55.	大 雨	7 . 1 148.9	全壊 1 半壊 4 浸水 376 山崖くずれ 49	
		7 . 8 ~ 7 . 13 297.8	全壊 1 半壊 2 浸水 67 山崖くずれ 65	
		7 . 28 ~ 7 . 30 231.9	半壊 4 浸水 644 山崖くずれ 69	
		8 . 28 ~ 8 . 31 206.8	全壊 5 半壊 22 浸水 85 山崖くずれ 91	
昭56. 7 . 7	大 雨	時間雨量(最大) 戸畑区 3時~4時 61.5 日雨量(最大) 八幡西区 209	死者 3 負傷者 7 全壊 11 半壊 20 一部破損 87 浸水 3,281 山崖くずれ 402 (災害救助法適用)	
昭60. 6 . 21 ~ 6 . 29	大 雨	598.1 時間雨量(最大) 八幡東区23日 18時~19時 47.5 日雨量(最大) 戸畑区23日170	死者 2 負傷者 2 全壊 4 半壊 2 一部破損 25 浸水 397 山崖くずれ 283	
昭60. 6 . 23	たつまき	14時30分頃 小倉南区蒲生付近 で発生	(小倉北区及び小倉南区) 負傷者 3 半壊 50 一部破損 208(うち床上浸水 56) 車両 13	

年月日	種 別	雨 量	被害概要
昭60. 8 . 31 ~ 9 . 1	暴 風 雨 (台風13号)	40	死者 1 負傷者 10 一部破損 111 浸水 1
平 3 . 9 . 14	暴 風 雨 (台風17号)	49.3	負傷者 3 一部破損 261 浸水 (床下) 2 崖くずれ 3
平 3 . 9 . 27	暴 風 雨 (台風19号)	43.3	死者 2 負傷者 6 全壊 5 半壊 121 一部破損 966 浸水 146 (うち床上浸水 57) 崖くずれ 2
平 7 . 7 . 2 ~ 7 . 7	大 雨	7区平均 471.7 時間雨量 (最大) 戸畑区 3日 午前4時~5時 48 日雨量 (最大) 門司区 2日 186	負傷者 2 一部破損 6 浸水 69 (うち床上浸水 4) 崖くずれ 179
平11 . 6 . 23 ~ 6 . 30	大 雨	累積雨量 (最大) 門司区 356 日雨量 (最大) 門司区 168 時間雨量 (最大) 八幡西区 59	死者 1 半壊 1 一部損壊 11 浸水 211 (うち床上浸水5) 崖くずれ 131 (自衛隊派遣要請)
平11 . 9 . 24	暴 風 雨 (台風18号)	79 . 7	死者 2 負傷者 6 全壊 5 半壊 95 一部損壊 537 床上浸水 295 床下浸水 236 崖くずれ 5 (災害救助法適用)
平14 . 8 . 30	暴 風 雨 (台風15号)	11.0	負傷者 1 一部損壊 1 車両被害 7

年月日	種 別	雨 量	被害概要
平15 . 7 . 18 ~ 7 . 19	大 雨	累積雨量(最大) 八幡東区 233 日雨量(最大) 八幡東区 150	負傷者 1 半壊 1 一部損壊 8 床上浸水 10 床下浸水 70 崖くずれ 121
平16 . 8 . 27	暴風雨 (台風16号)	125	負傷者 2 一部損壊 37 電気被害 791
平16 . 9 . 6	暴風雨 (台風18号)	174	負傷者 19 一部損壊 139 床下浸水 13 電気被害 7,847
平16 . 9 . 16	たつまき	13時00分頃 小倉北区内で発生	負傷者 4 一部損壊 11
平17 . 4 . 10	強風	八幡東区東田付近 で発生	負傷者 8
平17 . 9 . 5	暴風雨 (台風14号)	178	負傷者 8 一部損壊 27 床下浸水 2 道路被害 15
平18 . 6 . 22 ~ 6 . 26	大 雨	累積雨量(最大) 戸畑区 408 日雨量(最大) 八幡東区 139	負傷者 1 半壊 1 一部損壊 6 床下浸水 1 崖くずれ 48
平18 . 9 . 17	暴風雨 (台風13号)	63	負傷者 15 半壊 2 一部損壊 69 文教施設 194
平21 . 7 . 24 ~ 7 . 26	大 雨	累積雨量(最大) 小倉南区 432 日雨量(最大) 八幡東区 195	死者 1 負傷者 2 全壊 1 半壊 3 一部損壊 29 床上浸水 124 床下浸水 195 崖くずれ 106 (自衛隊派遣要請)
平22 . 7 . 13 ~ 7 . 15	大 雨	累積雨量(最大) 小倉南区 425 日雨量(最大) 小倉南区 170	全壊 2 半壊 2 一部損壊 23 床上浸水 44 床下浸水 138 崖くずれ 130 (自衛隊派遣要請)

(24 . 4 北九州市危機管理室)

災害対策本部

災害警戒本部

平成3年	台風19号	
平成11年	6月29日 梅雨前線豪雨	9月23日 台風18号
平成15年		6月18日 台風6号 7月11日 大雨 7月18日 大雨 8月7日 台風10号 9月12日 台風14号
平成16年	8月30日 台風16号 ←----- 9月6日 台風18号 ←-----	6月26日 大雨 7月31日 台風10号 8月17日 大雨 8月19日 台風15号 8月29日 台風16号 移行 9月6日 台風18号 移行 9月29日 台風21号 10月19日 台風23号
平成17年	3月20日 福岡西方沖地震 9月6日 台風14号 ←-----	4月20日 福岡西方沖(余震) 5月2日 福岡西方沖(余震) 9月5日 台風14号 移行
平成18年	9月17日 台風13号 ←-----	6月12日 大分県中部を震源とする地震 6月23日 梅雨時期の大雨 7月4日 梅雨時期の大雨 8月18日 台風10号 9月17日 台風13号 移行
平成19年		7月14日 台風4号 8月2日 台風5号
平成21年	7月24日 平成21年7月中国・九州北部豪雨 ←----- 7月26日 平成21年7月中国・九州北部豪雨 ←-----	7月24日 平成21年7月中国・九州北部豪雨 移行 10月7日 平成21年7月中国・九州北部豪雨 移行
平成22年	7月14日 7月13日からの大雨災害 ←-----	2月28日 ちり地震 6月28日 大雨 7月13日 大雨 移行 8月11日 台風4号
平成23年		3月11日 東北地方太平洋沖地震 5月11日 大雨 7月19日 台風6号 8月23日 大雨

第 2 章 災害予防計画関係

第 1 節 風水害予防計画資料

1 市内主要河川名

(1) 1 級河川（大臣直轄管理河川）

図表番号	河川名	河川延長	水 系
1	遠 賀 川	3,700m	遠 賀 川 水 系
2	黒 川	3,700	"
3	笹 尾 川	5,000	"

(2) 1 級河川（県知事委任管理河川）

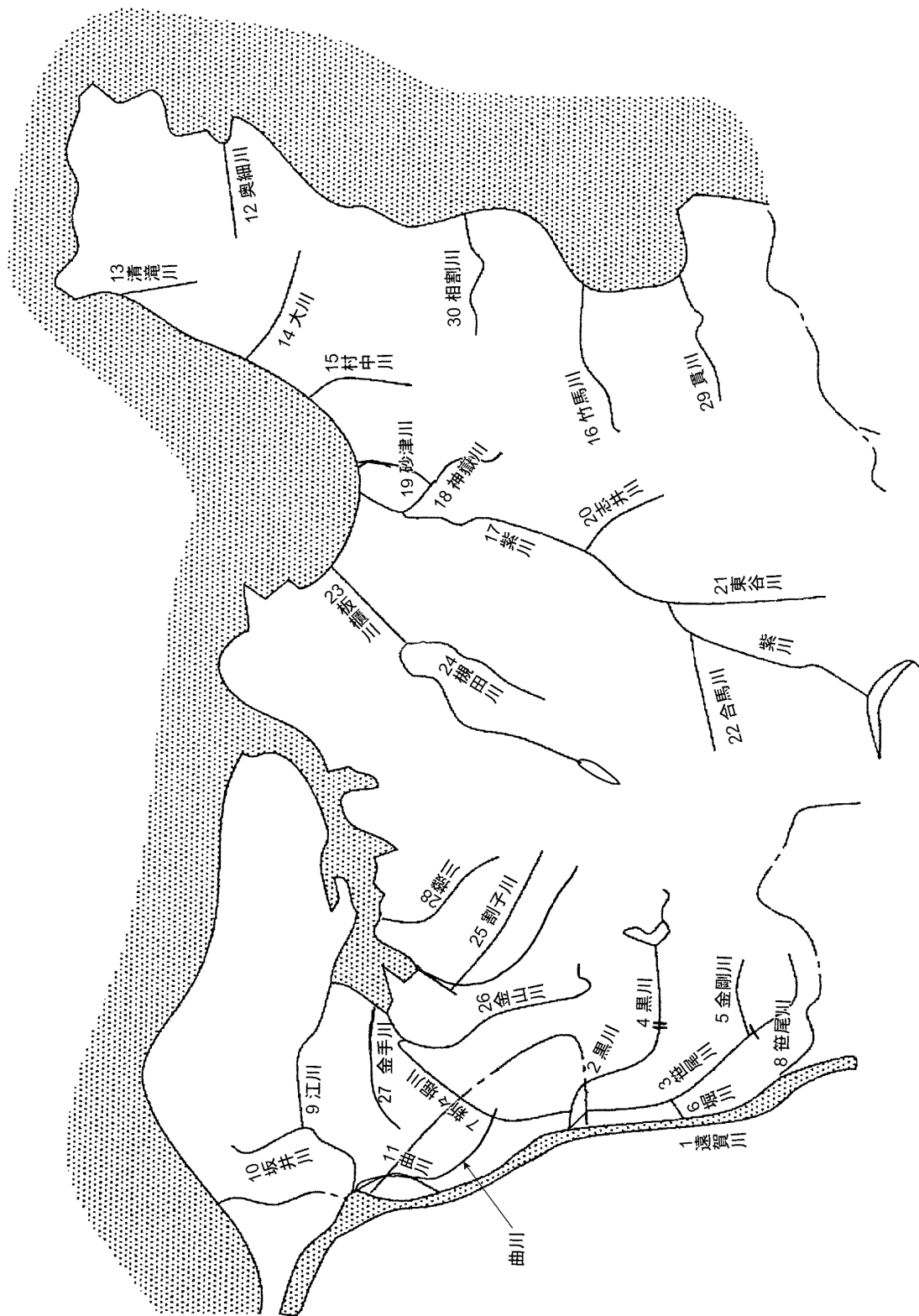
4	黒 川	6,500m	遠 賀 川 水 系
5	金 剛 川	1,941	"
6	堀 川	750	"
7	新 々 堀 川	5,114	"
8	笹 尾 川	2,195	"
9	江 川	7,781	"
10	坂 井 川	3,300	"
11	曲 川	1,220	"

(3) 2 級河川（県知事管理河川）

12	奥 畑 川	4,913m	奥 畑 川 水 系
13	清 滝 川	597	奥 清 滝 川 水 系
14	大 川	2,512	奥 大 川 水 系
15	村 中 川	1,539	奥 村 中 川 水 系
16	竹 馬 川	6,250	奥 竹 馬 川 水 系
17	紫 川	19,795	奥 紫 川 水 系
18	神 嶽 川	2,860	"
19	砂 津 川	1,392	"
20	志 井 川	3,580	"
21	東 谷 川	5,336	"
22	合 馬 川	4,294	"
23	板 櫃 川	9,693	板 櫃 川 水 系
24	槻 田 川	3,500	"
25	割 子 川	7,350	割 子 川 水 系
26	金 山 川	8,000	割 金 山 川 水 系
27	金 手 川	3,434	割 金 手 川 水 系
28	撥 川	4,165	割 撥 川 水 系
29	貫 川	4,380	割 貫 川 水 系
30	相 割 川	3,414	割 相 割 川 水 系

（ H24 . 4 北九州市建設局 ）

2 市内主要河川見取図



3 下水道整備実施状況

年 度	A 行政区域内人口	B 処理区域内人口	人口普及率 B / A
平成21年度末	989,723人	987,771人	99.8 %
平成22年度末	987,114人	985,559人	99.8 %

(24.4 北九州市上下水道局)

4 保安林の現況

(1) 水源かん養保安林

区	国 有	民 有	
門 司 区	ha	233 ha	
小 倉 南 区	1,437	1,702	
若 松 区	11	69	
八 幡 東 区	572	244	
八 幡 西 区	720	384	

(2) 土砂流出防備保安林

区	国 有	民 有	
門 司 区	95	675	一 部 兼 種
小 倉 北 区		85	
小 倉 南 区	1	176	一 部 兼 種
若 松 区		17	
八 幡 東 区		111	
八 幡 西 区		67	

(3) 土砂崩壊防備保安林

区	国 有	民 有	
門 司 区		4	
小 倉 北 区		1	一 部 兼 種
小 倉 南 区		2	
若 松 区		0	
八 幡 東 区		3	
八 幡 西 区		1	

(4) 防風保安林

区	国 有	民 有	
門 司 区		4	
小 倉 北 区		0	
若 松 区	3 6	1 2	

(5) 防火保安林

区	国 有	民 有	
小 倉 南 区		1 1	兼 種

(6) 魚つき保安林

区	国 有	民 有	
門 司 区		1	
若 松 区		4 5	

(7) 航行目標保安林

区	国 有	民 有	
門 司 区		0	

(8) 保健保安林

区	国 有	民 有	
門 司 区		2 5 1	兼 種
小 倉 北 区		6 6	兼 種
小 倉 南 区	3 8 0	8 4 5	一 部 兼 種
若 松 区	1 0	6 8	兼 種
八 幡 東 区	1 7 8	9 5	兼 種
八 幡 西 区	2 2 2	1 6 7	兼 種

(9) 風致保安林

区	国 有	民 有	
小 倉 南 区	7	0	

(24 . 4 福岡県農林水産部、北九州市産業経済局)

第 2 節 高潮災害予防計画資料

1 北九州市域内の海岸保全区域の指定概要

地区名	区 分	海岸保全区域指定延長(m)		計
		県	市	
門 司	堤 防	(県市共管) 805	805	805
	護 岸		12,531	12,531
	天然海岸			0
	計	805	13,336	13,336
小 倉	堤 防	8,678		8,678
	護 岸	450	3,238	3,688
	天然海岸			0
	計	9,128	3,238	12,366
若 松	堤 防			0
	護 岸		2,028	2,028
	天然海岸	891		891
	計	891	2,028	2,919
合 計	堤 防	9,483	805	9,483
	護 岸	450	17,797	18,247
	天然海岸	891	0	891
	計	10,824	18,602	28,621

(24 . 4 北九州市港湾空港局)

2 高潮対策事業

海 岸 名	平成23年延長	平成23年度実施計画	主な工事概要
北九州港海岸 (新門司北地区)	(H23年度迄実施済延長) 1,330m	(H23年度実施計画) 50m	消 波 工

(24 . 4 北九州市港湾空港局)

3 風向、風速、気圧、潮位、波浪、雨量の観測

(1) 風向、風速の観測

観測位置	観測者
小倉北区大手町3番9号	北九州市消防局 指令課
門司区大里東一丁目4番10号	〃 門司消防署
小倉北区江南町4番16号	〃 小倉北消防署
小倉南区若園五丁目1番3号	〃 小倉南消防署
若松区桜町1番28号	〃 若松消防署
八幡東区春の町二丁目8番13号	〃 八幡東消防署
八幡西区相生町15番25号	〃 八幡西消防署
戸畑区新池二丁目1番15号	〃 戸畑消防署
八幡東区大字尾倉	北九州市環境局 皿倉山観測所
八幡西区鷹の巣三丁目10番16号	福岡管区气象台 八幡地域気象観測所
小倉南区空港北町	福岡航空測候所 北九州空港出張所
下関市名池町	下関地方气象台

(2) 気圧の観測

観測位置	観測者
福岡市中央区大濠一丁目2番36号	福岡管区气象台
下関市竹崎町四丁目6番1号	下関地方气象台
小倉北区大手町3番9号	北九州市消防局 指令課
小倉南区空港北町	福岡航空測候所北九州空港出張所

(3) 潮位観測所

観測位置	観測者
青浜検潮所	国土交通省九州地方整備局関門航路事務所
門司検潮所	〃
砂津検潮所	〃
日明検潮所	〃
響灘検潮所	北九州市港湾空港局 港湾工事センター

(4) 波浪の観測

観測位置	観測者
北九州市小倉北区藍島	国土交通省九州地方整備局 北九州港湾・空港整備事務所
福岡県京都郡苅田町苅田沖	国土交通省九州地方整備局 苅田港湾事務所

(5) 雨量の観測

市 有	消 防 局	北九州市消防局 指令課 " 門司消防署 " 小倉北消防署 " 小倉南消防署 " 若松消防署 " 八幡東消防署 " 八幡西消防署 " 戸畑消防署 北九州市防災行政無線統制室 (雨量計は、門司、小倉北、小倉南、若松、 八幡東、八幡西、戸畑の各区役所に設置)	582-3811 372-0119 921-0119 951-0119 752-0119 663-0119 622-0119 861-0119 582-2110 (危機管理課)
	上 下 水 道 局	北九州市上下水道局 浄水課 (水道局データ) " ます淵貯水池 " 畑貯水池 " 本城浄水場 " 伊佐座取水場	582-3155 451-0262 (井手浦浄水場) 617-4813 (畑浄水場) 693-1385 201-3675
そ の 他	気 象 庁	福岡管区气象台 東谷地域雨量観測所 " 八幡地域気象観測所 下関地方气象台 福岡航空測候所 北九州空港出張所	092-725-3607 (観測課) " 0832-34-4006 471-7651
	福 岡 県	福岡県北九州県土整備事務所 " " " " ダム管理出張所 (ます淵ダム) 福岡県直方県土整備事務所	691-2761 (総務課) 691-2764 (用地課) 691-2766 (道路課) 691-2767 (河川砂防課) 451-1131 0949-22-5608

第3節 地すべり(砂防)、山くずれ等の災害予防計画資料

1 宅地造成等規制法に基づく規制計画

これは、宅地造成等規制法に基づき一定の規制区域を定め、その区域内の宅地造成工事又は既成宅地に起因するがけくずれ及び土砂の流出を事前に防止するための計画である。

(1) 宅地造成等規制法の適用を受けた北九州市内の区域及び面積は、別表1及び別表2のとおり

(2) 宅地造成規制方法

ア 許可工事に対する規制

宅地造成工事規制区域で行う一定の宅地造成工事は、必ず市長の許可を要する。(宅地造成等規制法(以下「法」という。)第8条)

不正な手段による許可取得又は許可条件に違反した場合には、宅地造成工事着手前であれば、市長は、許可を取り消すことができる。

無許可、許可条件違反又は工事基準に違反した場合には、宅地造成工事着手後であれば、市長は、工事の停止、宅地の使用禁止もしくは使用制限又は宅地造成に伴う災害防止のため、必要な処置を命じることができる。(法第14条)

イ 既成宅地に対する規制

宅地造成工事規制区域内における既成の宅地については、宅地の所有者、管理者又は占有者に保全の義務を課するとともに、市長は必要があると認めるときは、擁壁、排水施設等の改善を勧告することができる。(法第16条)

2 都市計画法に基づく開発行為の規制計画

これは、都市計画法に基づき優先的かつ計画的に市街化を図る区域(市街化区域)と、市街化を抑制すべき区域(市街化調整区域)とに区分し、一定の基準により開発行為を制限し、無秩序な宅地化を抑制し、計画的な市街化を図るための計画である。

(1) 市街化区域におけるもの

市街化区域は、効率のよい公共投資をして良好な市街地を形成させる区域である。そのため、道路、公園、排水等の公共施設、地形、土質などに応じた防護、防災施設など市街地を作るための基準に適合している開発行為であれば許可される。また0.1ヘクタール未満の比較的小規模な開発は、この法律による許可は要しない。

(2) 市街化調整区域におけるもの

市街化調整区域は、農業面に重点がおかれ、市街化を抑制する区域であるから別表3に挙げて一定のもの以外の開発行為は禁止される。市街化調整区域で開発許可(農地の場合は、農地転用許可も必要)を受けた場合にも、建ぺい率、容積率、建物の敷地、構造設備等が特に制限されたり、許可に係る予定建築物以外は建築できないなどの規制が加えられることがある。建築制限としては、開発行為がなく建物のみを建てる場合でも、市長の許可(建築許可)が必要であり、許可になる建物は別表3のとおり開発許可の場合とほとんど同種のものに限られる。

3 建築基準法に基づく規制計画

(1) 災害危険区域における建築制限

建築基準法第39条に基づき、福岡県建築基準法施行条例で災害危険区域を指定し、区域内における居室を有する建築物の建築を制限する。

(2) がけに近接する建築物の制限

福岡県建築基準法施行条例第5条の規定により、高さ3m以上、勾配30度を超えるがけに近接する区域における居室を有する建築物の建築を制限する。

(3) 擁壁築造に際しての確認申請

高さが2mを越える擁壁を築造する場合（宅地造成等規制法第8条及び都市計画法第29条の規定に基づき築造されるものを除く。）、建築基準法第88条の準用規定により、同法第6条に規定する確認申請を要し、宅地の安全を確認する。

(4) 保安上危険な建築物の敷地及び建築物に対する措置

建築物の敷地、構造及び建築設備が保安上危険である場合は、建築基準法の規定に基づき必要な措置を命ずることができる。

【参 考】

福岡県建築基準法施行条例（抜粋）

(災害危険区域の指定)

第3条 法第39条第1項の災害危険区域(次条において「災害危険区域」という。)は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域とする。

(災害危険区域内の建築制限)

第4条 災害危険区域内においては、居室を有する建築物を建築してはならない。ただし、災害防止上必要な措置を講ずることにより特定行政庁が建築物の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。

(がけに近接する建築物の制限)

第5条 がけ(地表面が水平面に対し30度を超える傾斜度をなす土地をいう。以下同じ。)の高さ(がけの上端と下端との垂直距離をいう。以下同じ。)が3メートルを超える場合においては、当該がけの上にあつては当該がけの下端から、下にあつては当該がけの上端から水平距離が当該がけの高さの2倍に相当する距離以内の位置及び当該がけには、居室を有する建築物を建築してはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合においては、この限りでない。

一 擁壁の設置により、がけの崩壊(建築物の安全性を損なうおそれがあるものに限る。次号において同じ。)が発生しないと認められること。

二 地盤が強固であり、がけの崩壊が発生しないと認められること。

三 がけの上に建築物を建築する場合にあつては、がけの崩壊により当該建築物が自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下しない構造であると認められること。

四 がけの下に建築物を建築する場合にあつては、次のいずれかにより、がけの崩壊に伴う当該建築物の敷地への土砂の流入に対して当該建築物の居室の部分の安全性が確保されていると認められること。

イ 土留施設を設置すること。

ロ 建築物のがけに面する壁を開口部のない壁とし、かつ、当該建築物の居室の部分を当該建築物への土砂の衝突により破壊されるおそれがないと認められる構造とすること。

五 がけに建築物を建築する場合にあっては、前二号に該当すること。

- 2 がけの上方に当該がけに接して、地表面が水平面に対し30度以下の傾斜度をなす土地がある場合にあっては、当該がけの下端を含み、かつ、水平面に対し30度の角度をなす面の上方にある部分に限り、当該がけの一部とみなす。
- 3 小段等によって上下に分離されたがけがある場合において、下層のがけの下端を含み、かつ、水平面に対し30度の角度をなす面の上方に上層のがけの下端があるときには、その上下のがけは一体のものとしてみなす。
- 4 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により知事が指定した土砂災害特別警戒区域内においては、前3項の規定は、適用しない。

4 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく規制計画

これは急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、市内の急傾斜地崩壊危険区域を定め、区域内での行為の制限、防災措置の勧告、改善措置の命令、崩壊防止工事の施行を行うための計画である。

(1) 指定の対象となる土地の区域

崩壊する恐れのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者、その他の者に危害が生ずる恐れのある急傾斜地及びこれに隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊を助長又は誘発する恐れのある土地の区域であり、自然崖、人工崖も対象となる。(法第3条)

急傾斜地崩壊危険区域の法指定を受けた北九州市の区域は、「6急傾斜地危険箇所一覧表」のとおりである。(本編においては、一覧表省略)

(2) 急傾斜地崩壊危険区域での規制方法

ア 行為の制限

急傾斜地崩壊危険区域内においては、非常災害のために必要な応急措置として行う行為、既着手行為、政令で定める軽微な行為等を除き、水を放流し、停滞、浸透を助長する行為、工作物の設置、改造、のり切、切土、堀さく、立木竹の伐採、木竹の滑下等の行為については県知事の許可を必要とする。(法第7条)

イ 防災措置の勧告

急傾斜地崩壊危険区域内の土地の所有者等又は急傾斜地の崩壊により被害を受ける恐れのある者は、急傾斜地の崩壊が生じないように、又は急傾斜地の崩壊による被害を除去し、又は軽減するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとされており、県知事は、これらの者及び制限行為を行った者等に対し、急傾斜地崩壊防止工事の施工、その他必要な措置をとることを勧告することができる。(法第9条)

ウ 改善措置の命令

県知事は急傾斜地崩壊危険区域内において制限行為が行われ、かつ、必要な急傾斜地崩壊防止工事がなされていないか、又はきわめて不完全なときには、制限行為の行われた土地(人工崖)の所有者等、及び制限行為を行った者に対して急傾斜地崩壊防止工事の施工を命ずることができる。(法第10条)

エ 急傾斜地崩壊防止工事の施工

県は急傾斜地崩壊危険区域内の自然崖に対し、急傾斜地の所有者等が防止工事を行うことが困難、又は不適当な場合には急傾斜地崩壊防止工事(県営工事)を施工することができる。(法第12条)

5 宅地防災工事資金融資制度

災害対策基本法、宅地造成等規制法、建築基準法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により、防災工事を行うよう勧告等を受けた者が防災工事を行う場合、次のとおり必要な資金を金融機関から融資する。

(宅地防災工事資金融資)

(23.4.1現在)

種別	対象	貸付額	利率	償還期間	担保
市の行う融資	(1) 災害対策基本法第59条第1項の規定に基づく事前措置の指示又は当該指示に係る市長の事前措置予告通知を受けた者が1年以内に工事を行う場合	10万円～380万円 〔工事費の90%以内〕	年2.42%	10年以内	金融機関において定める担保及び2名以上の連帯保証人
	(2) 住宅金融支援機構融資を受けることが決定した者がその貸付限度額以上の工事を行う場合	10万円～200万円 〔工事費の90%以内〕			
住宅金融支援機構が行う融資	宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律又は建築基準法に基づく勧告を受けてから2年以内、命令を受けてから1年以内に申し込みをする場合	10万円～1,030万円 〔工事費の90%以内〕	年2.42%	15年以内 〔申込者等の年齢による上限あり〕	工事を行う土地及びその土地に建っている家屋などに第一順位の抵当権を設定

市融資と住宅金融支援機構融資の両方を利用する場合の限度額は、1,230万円(市融資 200万円 + 支援機構融資 1,030万円)。ただし、工事費の90%以内。

(北九州市建築都市局)

別表 1

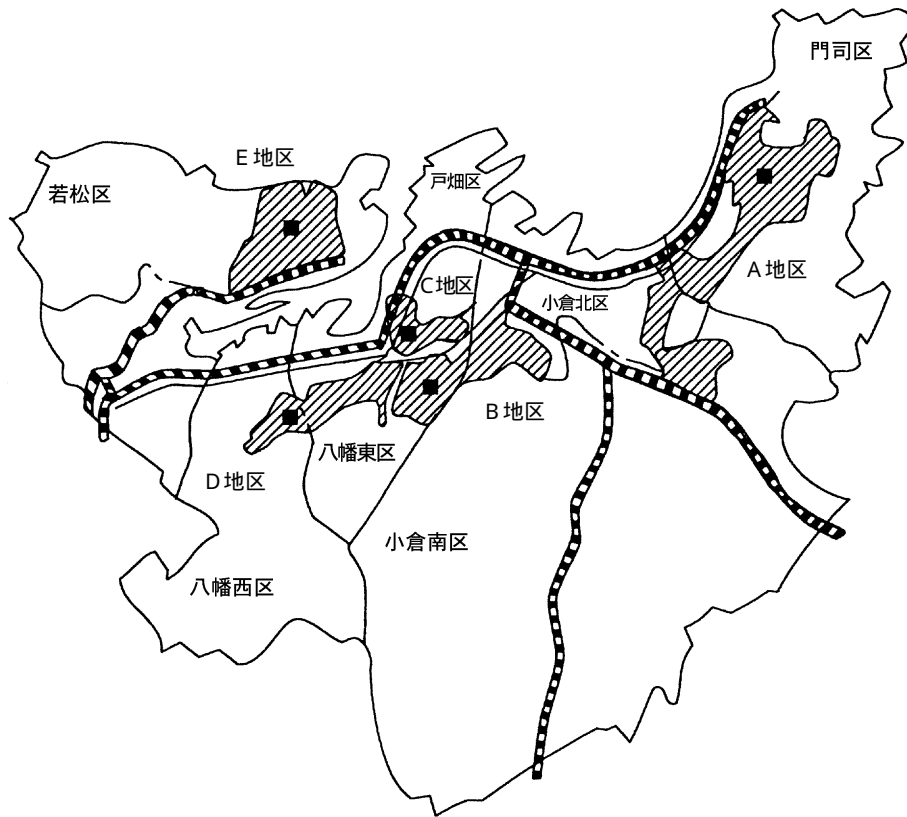
宅地造成等規制法適用区域

指 定 区 域		面 積	
A 地区	門司区 ~ 元清滝から清滝一丁目、広石二丁目、北川町、上二十町、寺内一・三丁目、戸ノ上山一帯をとおり緑ヶ丘、上藤松一・二・三丁目、西新町二丁目、戸ノ上山、鹿喰隧道、伊川、椿隧道、高砂町、風師山に至る山間地帯 小倉北区 ~ 赤坂四・二丁目から須賀町、小文字一丁目、足立一丁目をとおり霧ヶ丘二丁目に至る足立山西麓一帯 小倉南区 ~ 湯川二丁目から葛原本町三丁目をとおり葛原高松一・二丁目に至る足立山南麓一帯	2,424.37ha	
B 地区	小倉北区 ~ 南丘三丁目から熊谷一丁目、新高田二丁目、清水四丁目、泉台四丁目、篠崎五丁目をとおり熊谷三丁目に至る丘陵地帯 八幡東区 ~ 槻田一丁目から中畑一丁目、東鉄町、祝町一丁目をとおり勝山一・二丁目に至る南側丘陵地帯	684.00ha	
C 地区	八幡東区 ~ 八王子町から上本町一丁目、白川町、枝光四丁目、荒手一丁目、日の出三丁目、藤見町をとおり高見五丁目に至る丘陵地帯 戸畑区 ~ 高峰三丁目から丸町一・二丁目をとおり牧山一・五・三丁目に至る丘陵地帯と西鞆ヶ谷町から金比羅町に至る丘陵地帯	596.82ha	
D 地区	八幡東区 ~ 豊町から景勝町、大蔵二丁目、大谷一丁目、平野三丁目、祇園原町をとおり花尾町に至る皿倉山北麓一帯 八幡西区 ~ 元城町から清納一丁目、東鳴水一・四丁目、西鳴水二丁目をとおり別当町に至る帆柱山北麓一帯	560.90ha (第一次指定 38ha を含む。)	
E 地区	若松区 ~ 山手町から修多羅二丁目、国道199号をとおり東二島一丁目、石峰山頂、大字小石、宮前町、棚田町、東小石町、深町一・二丁目、山堂町、白山二丁目に限られた地域	900.00ha	
合 計		5,166.09ha (第一次指定 38ha を含む。)	
区 別 内 訳 面 積			
門司区	1,674ha	若松区	900ha
小倉北区	661ha	八幡東区	1,123ha
小倉南区	367ha	八幡西区	300ha
		戸畑区	141ha

(北九州市建築都市局)

別表 2

北九州市宅地造成工事規制区域図



規制区域面積 5,166.09ha
全市比率 10.61%

$$\left[\frac{5166.09}{486.81} \times 100 \right]$$

[平成24年4月1日現在]

別表 3

市街化調整区域で行うことができるもの

区 分		概 要
開 発 行 為	A 許可不要のもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業、林業若しくは漁業用の建物又はこれらの業務を営む者の住宅 2 駅舎、図書館、公民館等公益上必要な建物 3 都市計画事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業又は住宅街区整備事業の施行として行うもの 4 公有水面埋立法第2条第1項の免許を受けた埋立地でまだ同法第22条第2項の告示がないものにおいて行うもの 5 非常災害のため必要な応急措置として行うもの 6 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
	B 許可を要するもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 開発区域の周辺において居住している者の利用に供する公益上必要な建築物又は、これらの者の日常生活に必要な物品の販売、加工、修理等のための店舗、事業場等 2 鉱物資源、観光資源その他の有効な利用上必要な建物又は工作物 3 農業、林業若しくは漁業用の貯蔵、加工若しくは処理に必要な建物又は工作物 4 県が国等と一体となり助成する中小企業の共同化若しくは集団化に寄与する建物又は工作物 5 市街化調整区域内の既存工場と密接な関連を有する工場等の建物又は工作物 6 危険物の貯蔵又は処理に供する建物又は工作物 7 道路管理施設、休憩所、給油所等である建物若しくは工作物又は火薬類の製造所 8 地区計画又は、集落地区計画に定められた内容に適合する建物 9 市街化調整区域決定時に既に権利を得ているもの（区域区分又は区域変更の告示の日から6月以内に届け出をしたもので、5年以内に行うもの）で自己の住宅又は自己の業務のための工作物 10 開発区域の周辺における市街化を促進する恐れがなく、市街化区域内で建築することが困難又は著しく不相当と認められるもので開発審査会の議を経たもの
建 築 行 為	C 許可不要のもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 A欄に掲げる建物 2 「旧住宅地造成事業に関する法律」の認可を受けて開発行為が行われた土地での建築物
	D 許可を要するもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 B欄に掲げる建物

(北九州市建築都市局宅地指導課)

6 土砂災害危険箇所

【本市の土砂災害危険箇所（福岡県公表）：1,134箇所】

箇所数

急傾斜地崩壊危険箇所：648箇所（傾斜度30度以上、高さ5m以上）

土石流危険渓流：443箇所（土石流の発生する危険性がある箇所）

地すべり危険箇所：43箇所（地図や災害記録を元に現地調査の結果）

（区別）

（平成24年4月現在）

行政区	急傾斜地	土石流	地すべり	小計
門司区	184	135	5	324
小倉北区	44	12	1	57
小倉南区	173	154	4	331
若松区	50	60	15	125
八幡東区	73	47	14	134
八幡西区	109	35	4	148
戸畑区	15	0	0	15
合計	648	443	43	1,134

土砂災害危険箇所一覧表については、建設局河川整備課で保管

第4節 建築物・施設等の災害予防計画資料

1 市街地再開発事業予定地区

区名	地区名	都市計画決定	
		地区面積	決定年
小倉北区	巨過第一地区 小倉駅南口東地区	約1.5 ha 約0.6 ha	平成19年
八幡西区	黒崎二丁目地区	約0.8 ha	平成19年

(24.4 北九州市建築都市局)

2 土地区画整理事業施行中地区

区名	地区名	都市計画決定	
		地区面積	決定年
若松区	北九州学術・ 研究都市北部	約135.5 ha	H13.12.19 (一部八幡西区を含む)
八幡西区	折尾	約16.9 ha	H16.10.15

(24.4 北九州市建築都市局区画整理課)

3 土地区画整理事業施行予定地区

区名	地区名	都市計画決定	
		地区面積	決定年
小倉北区	城野駅北	約18.9 ha	H23.9.30

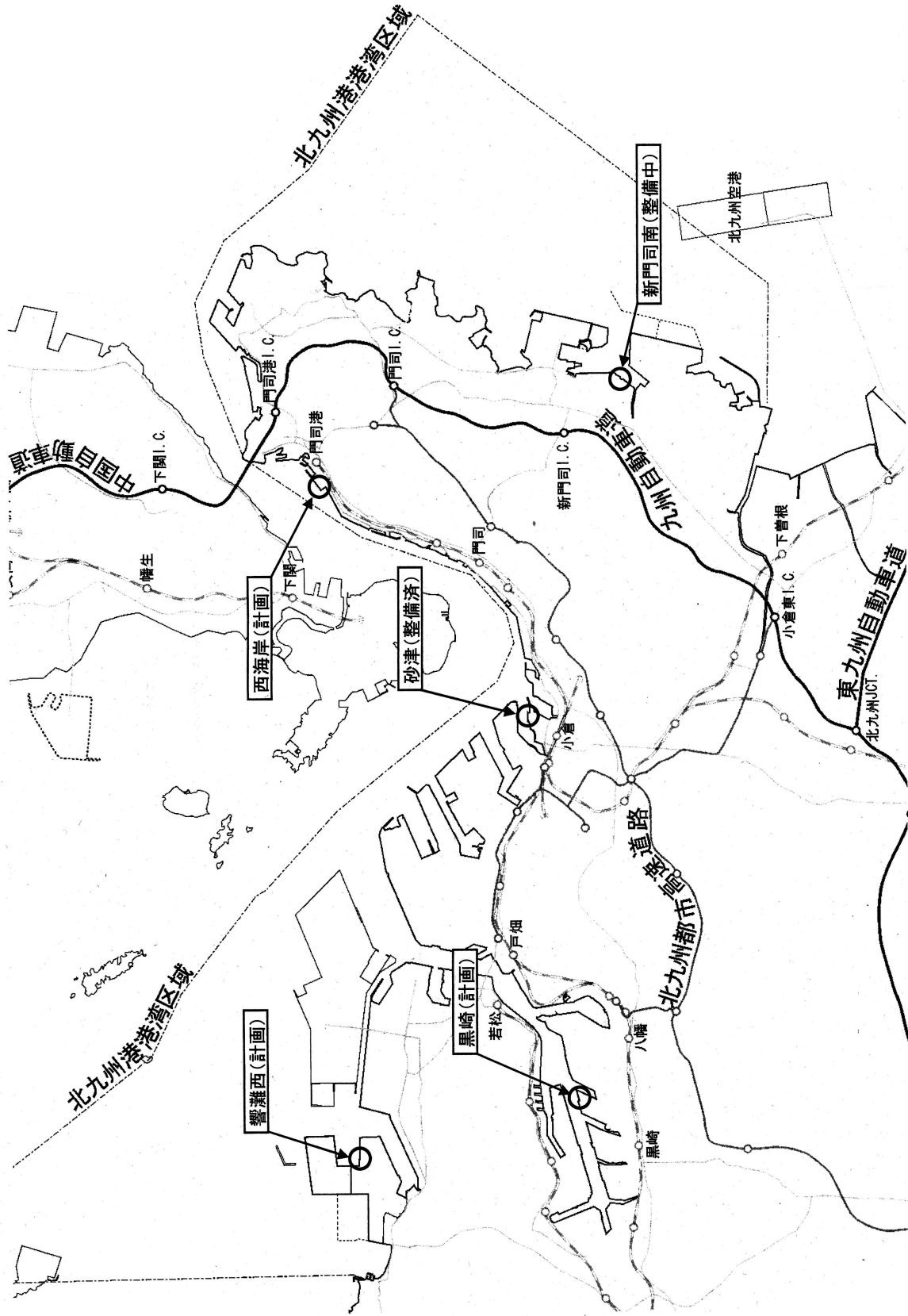
(24.4 北九州市建築都市局区画整理課)

4 住環境整備事業施行中地区

区 名	地 区 名	地 区 面 積	事 業 承 認
八幡東区	丸山・大谷	約 24.0 ha	平 成 9 年 度

(24 . 4 北九州市建築都市局)

5 耐震強化岸壁位置図



(24.4 北九州市港湾空港局)

第5節 産業災害予防計画資料

1 第11次労働災害防止計画（厚生労働省計画抜粋）

(1) 計画の期間

平成20年度～平成24年度

(2) 計画の目標

死亡者数について対平成19年比で20%以上、死傷者数について対平成19年比で15%以上減少させることを期するほか、労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせることを目標とする。

(3) 計画の概要

ア 自主的な安全衛生活動の促進

「危険性又は有害性等の調査等」の実施の促進、労働安全衛生マネジメントシステムの活用等、自主的な安全衛生活動促進のための環境整備等、情報の共有化の推進等を図る。

イ 特定災害対策

機械災害、墜落・転落災害、交通労働災害、爆発・火災災害について防止対策を促進する。

ウ 労働災害多発業種対策

労働災害多発業種である製造業、建設業、陸上貨物運送業、林業、第三次産業等に対し、各業種に対応した労働災害防止対策を講じる。

エ 職業性疾病等の予防対策

粉じん障害、腰痛、振動・騒音障害、熱中症、酸素欠乏症等、その他の職業性疾病に対し、予防対策の徹底、促進を図る。

オ 石綿障害予防対策

カ 化学物質対策

キ メンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策

ク 産業保健活動、健康づくり及び快適職場づくり対策

産業保健活動の活性化、健康づくり、快適職場づくりを推進する。

ケ 安全衛生管理対策の強化について

安全衛生教育の効果的な推進、中小規模事業場対策、就業形態の多様化等に関する対策、高年齢労働者対策等の推進、グローバル化への対応を図る。

コ 効率的・効果的な施策の推進について

労働安全衛生研究の促進、地域における労働災害多発業種等対策の推進、関係機関との連携、各対策の効果の分析・評価等を実施する。

2 福岡県鉱山災害予防計画（福岡県地域防災計画抜粋）

九州産業保安監督部は、鉱山保安法に基づき、鉱山労働者及び地域住民に対する危害及び鉱害を防止し、鉱物資源の合理的開発を図るため、鉱山に対して監督指導等実施する。

<主な実施機関>

九州産業保安監督部

第1 監督官署による予防計画

1 災害の防止

鉱業労働災害防止計画及び鉱山保安監督実施要領に基づき、自主保安体制の確立に重点をおき、災害防止の推進を図る。

- (1) 災害の未然防止対策
- (2) 被害拡大の防止対策
- (3) 教育訓練の徹底
- (4) 保安管理体制の整備
- (5) 自主保安体制の支援等

2 鉱害の防止

ぼた山、捨石、表土、鉱さい及び沈でん物のたい積場、坑廃水、鉱煙及びばい煙、粉じん騒音振動等の鉱害防止を重点的に推進する。

第2 監督指導及び助成等

1 監督指導

鉱山の自主保安体制を確認する保安検査を定期的実施するとともに、鉱山が有するリスクに応じて鉱害等検査、その他検査を実施する。

2 助成等

金属鉱山等の休廃止鉱山について、鉱害及び危害防止対策を図るため、「休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金」制度により、捨石、鉱さいたい積物の整形覆工植栽、坑廃水の処理及び坑口閉そく等の工事を実施する。

3 市内ボタ山崩壊防止区域指定一覧表（福岡県地域防災計画抜粋）

防 止 ボタ山名	所 在 地	指 定 面 積	告 示 番 号 指 定 年 月 日
木屋の瀬 1 2 号	八幡西区木屋瀬	19.30ha	建 966号 S 34. 4. 7
木屋の瀬 1 3 号	〃	7.10	〃
木屋の瀬 2 号	〃	3.65	建2118号 S 35.10. 1
木屋の瀬 5 号	〃	1.81	〃
木屋の瀬 3 号	〃	3.23	〃
笹 田 6 号	〃	0.73	建1189号 S 38. 4.13

(24 . 4)

第 6 節 火災予防計画資料

1 相互応援協定等の機関

(1) 近隣市町との相互応援協定

機 関 名	所 在 地	電 話	締結年月日
直方市（消防本部）	直方市新町二丁目5番10号	(0949)25-2300	昭38. 2. 10
苅田町（消防本部）	京都郡苅田町京町二丁目4番地4	(093)434-0119	39.11. 1
中間市（消防本部）	中間市中間二丁目2番2号	(093)245-0901	40. 4. 1
下関市（消防局）	下関市南部町1番2号	(083)233-9111	平17. 4. 1
遠賀郡（消防本部）	遠賀郡遠賀町広渡1639番地	(093)293-1231	昭57. 6. 1
田川市（消防本部）	田川市大字川宮1570番地	(0947)44-0650	平18. 4. 1

(2) 大規模災害等発生時の県内市町村及び消防事務組合との相互応援協定

締 結 機 関	締結年月日
県内 28市 30町 2村 13組合	平23. 3. 30

(3) 高速自動車道における応援協定

機 関 名	所 在 地	電 話	締結年月日
福岡市（消防局）	福岡市中央区舞鶴三丁目9番7号	(092)725-6511	平21. 9. 30
久留米広域 （消防本部）	久留米市東櫛原町999番1号	(0942)38-5151	〃
大牟田市（消防本部）	大牟田市浄真町46番	(0944)53-3521	〃
直方市（消防本部）	直方市新町二丁目5番10号	(0949)25-2300	〃
甘木・朝倉（消防本部）	朝倉市一木18番20号	(0946)22-0119	〃
筑後市（消防本部）	筑後市大字山ノ井900番地	(0942)52-2020	〃
八女地区消防組合 （消防本部）	八女市本村22番地 1	(0943)24-0119	〃
筑紫野太宰府消防組合 （消防本部）	筑紫野市針摺西一丁目1番1号	(092)924-5034	〃
春日・大野城・那珂川消防組合 （消防本部）	春日市春日二丁目2番1号	(092)584-1191	〃
直方・鞍手広域市町村圏 事務組合（消防本部）	宮若市宮田16番地 1	(0949)32-1130	〃
粕屋南部消防組合 （消防本部）	粕屋郡志免町大字田富170番地	(092)935-5111	〃
宗像地区（消防本部）	宗像市田熊五丁目1番3号	(0940)36-2425	〃
粕屋北部（消防本部）	古賀市今在家167番地1	(092)944-0131	〃
みやま市（消防本部）	みやま市瀬高町小川270番地	(0944)62-5125	〃
苅田町（消防本部）	京都郡苅田町京町二丁目4番地4	(093)434-0119	〃

(4) 相互応援協定に基づく高速自動車道における災害時の覚書

機 関 名	所 在 地	電 話	締結年月日
下関市（消防局）	下関市南部町1番2号	(082)233-9111	平17.4.1

(5) 関係機関と業務協定等

機 関 名	所 在 地	電 話	締結年月日
門司海上保安部 （警備救難課）	門司区西海岸一丁目3番10号	(093)321-3215	昭49.9.5
若松海上保安部 （警備救難課）	若松区本町一丁目14番12号	(093)761-4353	昭49.9.5
北九州空港事務所	小倉南区空港北町6番	(093)474-0204	平18.3.15

2 消防車両現況

(消防局)

車種別	計	消防局	門司消防署	小倉北消防署	小倉南消防署	若松消防署	八幡東消防署	八幡西消防署	戸畑消防署
普通ポンプ車	26		4	5	4	3	4	4	2
水そう付ポンプ車	21		4	5	2	2	2	5	1
屈折はしご車	3		1	1				1	
はしご車	6		1	1	1	1	1	1	
化学車	5		1		1	1	1	1	
救助工作車	7		1	1	1	1	1	1	1
特殊災害対応車	1			1					
高発泡照明車	1		1						
救急車	24	1	4	5	3	3	1	6	1
査察車	36	8	5	5	4	3	3	5	3
指揮車	17	6	2	2	2	1	1	2	1
指揮司令車	1	1							
司令広報車	9	2	1	1	1	1	1	1	1
輸送車	5		1	1		1	1		1
監察車	1	1							
原因調査車	1	1							
防災指導車	9	4	1	1		1	1		1
救急指導車	1	1							
消防艇	1			1					
大型高所放水車	1								1
大型化学車	1								1
泡原液搬送車	1								1
災害対応多目的車	2				1			1	
後方支援車	1			1					
資材運搬車	2				1			1	
大型バス	1	1							
マイクロバス	1	1							
フォークリフト	1			1					
回転翼航空機	1	1							
電源供給車	1	1							
燃料補給車	1	1							
けん引車	1	1							
多重情報処理車	1	1							
水難救助工作車	2			1				1	
特別高度工作車	1			1					
計	194	32	27	34	21	18	17	30	15

※ 高圧ポンプ車（小倉北）は、普通ポンプ車に含む。

(消防団)

車種別	計	門司消防団	小倉北消防団	小倉南消防団	若松消防団	八幡東消防団	八幡西消防団	戸畑消防団	洞海湾消防団
普通ポンプ車	64	11	8	14	7	7	12	5	
小型動力ポンプ積載者	29	7		13	5	2	2		
自走式搬送車	2		2						
指揮車	8	1	1	1	1	1	1	1	1
計	103	19	11	28	13	10	15	6	1

(24. 4. 1 北九州市消防局)

3 市内消防水利現況

区 分	合 計	公 設			その他
		小 計	消 火 栓	防火水槽	
北 九 州 市	25,110	24,607	22,374	2,233	503
門 司	2,947	2,870	2,640	230	77
小 倉 北	3,776	3,720	3,440	280	56
小 倉 南	4,925	4,735	4,293	442	190
若 松	3,024	2,988	2,736	252	36
八 幡 東	2,302	2,264	2,035	229	38
八 幡 西	6,501	6,421	5,758	663	80
戸 畑	1,635	1,609	1,472	137	26

(24. 4 北九州市消防局)

4 危険物施設調

区 分	計	門司	小倉北	小倉南	若 松	八幡東	八幡西	戸畑	
計	3,339	651	706	244	587	116	552	483	
製 造 所	74	4	8	1	18		21	22	
貯 蔵 所	屋 内 貯 蔵 所	439	67	82	31	79	27	83	70
	屋外タンク貯蔵所	648	99	109	9	153	2	122	154
	屋内タンク貯蔵所	90	14	21	18	9	8	12	8
	地下タンク貯蔵所	297	39	75	55	25	24	64	15
	簡易タンク貯蔵所	4		1	1		1	1	
	移動タンク貯蔵所	639	206	173	33	114	14	75	24
	屋 外 貯 蔵 所	283	96	70	3	31		13	70
	小 計	2,400	521	531	150	411	76	370	341
取 扱 所	給 油 取 扱 所	371	72	86	51	60	12	66	24
	販 売 取 扱 所	14	2	5			2	3	2
	移 送 取 扱 所	6	4			2			
	一 般 取 扱 所	474	48	76	42	96	26	92	94
	小 計	865	126	167	93	158	40	161	120

(24. 3 北九州市消防局)

第7節 災害危険区域（箇所）調査及び事前指導計画資料

1 風水害危険区域（箇所）調査及び事前指導実施要領

第1 調査目的

災害発生の予想される区域（箇所）を事前に把握し、その区域（箇所）の所有者、管理者等に対する事前指導及び措置を講ずることにより、災害の発生を未然に防止するとともに、災害時における迅速、的確な災害対策の実施を図ることを目的とする。

第2 調査範囲及び指定基準

暴風、豪雨、洪水、高潮等による災害の発生が予想される区域（箇所）で、民有地、民有家屋、市有地、公共施設等すべて調査の対象とする。

1 風水害危険区域

（1）指定基準

下記の基準のいずれかに合致するものを指定する。

ア 山崖くずれ

有効先行降雨量が150～250ミリに達したときに災害の発生が予想される区域で下記の基準に合致するもの。

崖の高さ	5 m以上
崖の勾配	30度以上
被災予想数	5 戸以上

イ （表層）地すべり

有効先行降雨量が250～400ミリに達したときに（表層）地すべりが発生するおそれがあるところで、被災予想数が5戸以上

ウ 住家浸水

時間雨量20mmが3時間連続したときに10戸以上の被災が予想される区域

エ 上記の基準に達しないが、危険度の高い区域

（2）指定解除基準

風水害危険区域（箇所）に指定されている区域が、下記のいずれかに該当することとなったときは、その指定を解除する。

なお、解除後も引き続き警戒を要するものについては準危険区域（箇所）に指定しその後の経過を見守る。

ア 災害発生の要因が完全に除去された場合

イ 抑止工（防護擁壁、アースアンカー工、抑止杭、法面保護を伴う切土・盛土工など）による改善工事が完了した場合。但し、単なる枠工及び抑制工（地下水排除工法）については基準「ウ」を満たすことを条件とする。

ウ 指定後、有効先行降雨量250～400ミリを2回以上経験しても崩壊しない、崩壊の前兆現象が見分できないなど、地盤が安定していると認められる場合

2 風水害準危険区域

(1) 指定基準

- ア 風水害危険区域（箇所）の指定基準には達しないが、比較的危険度の高い区域
- イ 風水害危険区域（箇所）の指定を解除した区域のうち、なお警戒を要する区域

(2) 指定解除基準

- ア 災害発生の要因が完全に除去された場合
- イ 準危険区域（箇所）に指定後、有効先行降雨量250～400ミリを2回以上経験しても崩壊しない、崩壊の前兆現象が見分できないなど、地盤が安定していると認められる場合

第3 調査要領

(1) 調査実施期間

毎年10月から11月までの間

(2) 調査担当機関

各区役所（総務企画課、まちづくり整備課）、危機管理室、産業経済局（整備課、各農政事務所）、建設局（河川整備課）、建築都市局（宅地指導課、建築指導課、建築審査課）、消防局（警防課、各消防署）、各区の区域を所管する防災関係機関（警察署、消防団、九州電力㈱、西部ガス㈱、日本電信電話㈱、陸上自衛隊第40普通科連隊及び福岡県等）

(3) 事前協議

現地調査実施前に、各区ごとに調査担当機関は、調査日程、調査箇所、調査方法等を協議するものとする。

(4) 現地調査

現地調査は、各区ごとに調査担当機関が合同で行う。

(5) 事後協議

現地調査終了後、各区ごとに調査担当機関は、調査箇所ごとに、調査票記載内容について協議するものとする。

第4 調査票（様式1）の記載要領

(1) 調査票は、区域（箇所）別に作成すること。

(2) 調査年月日

(3) 災害種別

山くずれ、崖くずれ、地すべり、浸水、河川溢水、溜池決壊等の別に記入すること。

(4) 新規、継続の別

継続については指定年次を記入のこと。

(5) 区域名

平2. 6. 1付北九州市市区第88号、北九民同調第10号「町名の使用について」（通知）の例により記入する。ただし、山林等でこの通知により難しい場合は、地番で記入すること。

(6) 被害予想区域名

目標となるものを基準に、方向、距離等具体的に記入すること。

(7) 所有者等

所有者、管理者、占有者の別を記入すること。

(8) 現況・予想危険内容

ア 現況

がけ、擁壁の状況（高さ、長さ、勾配等）排水施設の状況、地質、地形、堤防の状況、溜池貯水量等を記入すること。

イ 予想危険内容

災害発生が予想される具体的な状態及び箇所等を記入すること。

(9) 予想被災

ア 崖くずれの場合は、がけの上にあつては、がけの下端から、がけの下にあつては、がけの上端から水平距離が、がけの高さの1.5倍に相当する距離の範囲内を基準にし、がけの勾配、地質、土砂量等を勘案のうえ、住家、非住家、道路、農地その他施設の予想被災を記入すること。山くずれ、地すべりについても同様とする。

イ 河川、浸水、溜池の場合は、地形、貯水量、排水関係施設等を勘案し、予想被災を記入すること。

(10) 今後の措置

危険性を解消するための具体的な工事方法を記入すること。

(11) 避難計画

避難所 原則として市地域防災計画（付属資料編）に記載のある施設から最寄りのものを記入すること。

警察署 最寄の交番を記入すること。

連絡先 緊急時等の連絡先を決定しておくこと。

(12) これまでの経過

ア 過去の災害発生状況について、発生日時、災害種別、規模等を記入すること。

イ いままでの指導状況をすべて記入すること。

ウ 改善工事の実施について、実施年度、事業（工事）名、実施主体を記入すること。
なお、個人について、実施年度、事業（工事）名、実施主体を記入のこと。

エ その他参考となること。

(13) 公共事業の予定

危険区域（箇所）に関係ある公共事業（国、県、市）が予定されている場合（継続実施分含む。）は、その実施予定年度、事業名、実施主体を記入すること。

(14) 指定区域

該当するものを でかこむこと。

(15) 現地状況図

危険区域（箇所）の状況を断面的に記入するなど、現況をできるだけわかりやすく図示すること。

第5 調査票の添付書類

- (1) 見取図 危険区域（箇所）ごとに、住宅地図を利用し、危険箇所及び被災予想範囲を明示すること。
- (2) 現地写真 危険区域（箇所）の全景及び危険な部分のカラー写真
- (3) 位置図 区内の危険区域（箇所）の位置を25,000分の1の図面に図示したもの。

第6 調査結果の報告

- (1) 調査票作成担当課は、調査票を作成し、各区役所総務企画課へ提出すること。
- (2) 各区役所総務企画課は、調査票をとりまとめ調査結果報告書（様式2）、添付書類とともに危機管理室危機管理課に報告すること。

第7 設備、物件の管理者等への事前指導

市長が行う事前措置の指示は、災害対策基本法第59条第1項の規定によって、災害の発生が具体的に予想されかつ緊急事態が切迫した場合即時にその管理者に対して行うことができるのであるが、そのときになって初めて指示を行ったのでは直ちに措置ができない場合が予想され、的確な結果は得られないと考えられる。

そこで災害が発生した場合に、事前措置の対象となるとあらかじめ予想されるものについては、所有者、管理者等に対して予告等をして事前に指導を行うものとする。ただし「宅地造成等規制法」の規制区域内及び「旧住宅地造成事業に関する法律」、「都市計画法」に基づいて施行中の箇所については、それぞれの法律に基づいて指導するものとする。

【事前指導の要領】

(1) 指導の対象

前記第3の調査及び協議の結果によって、災害が発生した場合事前措置の対象となるとあらかじめ予想される設備、物件の管理者等

(2) 指導方法

ア 口頭による直接指導

イ 文書をもって通知する指導

通知書の様式は「様式3事前措置予告通告書」とする。

(3) 指導実施担当機関

ア 経 伺

起 案 - 区 長 - 文 書 発 送 - 危 機 管 理 監 報 告

〔区 対 策 部〕 〔区 対 策 部〕 〔危機管理室危機管理課〕
〔庶務担当課〕 〔庶務担当課〕

イ 指 導 区役所又は建設局、建築都市局、農政事務所

第8 指導結果の確認及び再調査


指導結果の確認及び未措置状況等の把握のため、必要によっては、雨期又は台風期前、各区毎に随時前記第3調査要領に準じて再調査するものとする。

別表 様式 1

平成 年度風水害危険区域（箇所）調査票

災害種別		新規・ 年から継続	平成 年 月 日調査
区 域 名			被害予想区域名
所有者等		氏名	住所
現況・予想危険内容			がけの形状 〔自然がけ〕 〔人工がけ〕 高さ m 長さ m 勾配 度
予想被災	住家 世帯 人員	棟 世帯 人	田 畑 道 路（国・県・市） その他 ha m
今後の措置			
避難計画	避難所	警察署	氏名 TEL 住所
	TEL	TEL	
これまでの経過	災害発生状況	指導状況	工事実施状況
公共事業の予定	実施状況	事業名	
指定区分	1 宅地造成工事規制区域 2 急傾斜地崩壊危険区域	3 地すべり防止区域 4 その他（ ）	

(現地状況図)



平成 年度風水害危険区域（箇所）調査結果報告書 [区]

番号	予想被災の種類	区域（箇所）	被災予想区	予想被災			現況及び予想危険の内容	今後の措置の意見	所有（管理・占有）者の住所・氏名	避難所	当初指定年度	指導主管課及び復旧事業計画	区域指定状況（宅地造成工事規制区域等）	管轄の交番	備考 (改善・対策・工事実施等の状況)	
				棟数	世帯	人口										

住 所
氏 名 様

北九州市長 名印

事前措置予告通知書

施設、物件の 名称及び所在地	
-------------------	--

上記の施設、物件は災害が発生した場合、現状では災害対策基本法第59条第1項の規定に基づく事前措置の対象となり得るので、下記のとおり必要な防災措置をとられるよう通知します。

記

現状（予想危険の内容）

措置方法の意見

防災措置等については、下記へご相談ください。

区役所総務企画課庶務係（TEL ）

区役所まちづくり整備課（TEL ）

なお、宅地防災工事については、資金の融資が受けられますので、区役所まちづくり整備課にご照会ください。

災害対策基本法第59条第1項（抜粋）

（市町村長の事前措置）

第59条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。

2 平成22・23年度北九州市風水害危険区域（箇所）集計表

区 別	年度別	山・がけ崩れ等	浸水（河川）	計	備 考
門 司	22	5	0	5	
	23	5	0	5	
小 倉 北	22	1	0	1	
	23	1	0	1	
小 倉 南	22	0	0	0	
	23	0	0	0	
若 松	22	0	0	0	
	23	0	0	0	
八 幡 東	22	2	0	2	
	23	2	0	2	
八 幡 西	22	0	0	0	
	23	0	0	0	
戸 畑	22	0	0	0	
	23	0	0	0	
計	22	8	0	8	
	23	8	0	8	
対前年度比		0	0	0	

3 平成23年12月指定 北九州市風水害危険区域（箇所）区別一覧表

急...急傾斜地崩壊危険区域
 地...地すべり防止区域
 宅...宅地造成工事規制区域

門司区

番号	予想災害	区 域（箇所）	被害予想 区 域	予 想 被 災			避 難 所	法令等 による指定
				棟数	世帯	人員		
1	がけ崩れ	光町一丁目5、12番	道路とその上下 方の人家	11	11	33	藤松市民センター	宅・急
2	がけ崩れ	東門司二丁目17、18番一 帯	がけ上下方の人 家	25	15	30	丸山市民センター	急
3	がけ崩れ	北川町15番24、25号一帯	がけ下方の人家	11	12	36	小森江 西 市民センター	急
4	がけ崩れ	新開12番一帯	がけ下方の人家	4	4	10	田野浦 市民センター	急
5	がけ崩れ	西新町二丁目10番、 11番、12番一帯	がけ下方の人家	15	15	25	西門司 市民センター	宅・急
計 5 箇 所				66	57	134		

小倉北区

番号	予想災害	区 域（箇所）	被害予想 区 域	予 想 被 災			避 難 所	法令等 による指定
				棟数	世帯	人員		
5	がけ崩れ	小文字二丁目7、8番一帯	がけ下の人家市道 70m	20	21	50	富野小学校	宅・急
計 1 箇 所				20	21	50		

小倉南区

番号	予想災害	区 域（箇所）	被害予想 区 域	予 想 被 災			避 難 所	法令等 による指定
				棟数	世帯	人員		
計 0 箇 所								

若松区

番号	予想災害	区 域 (箇所)	被害予想 区 域	予 想 被 災			避 難 所	法令等に よる指定
				棟数	世帯	人員		
計 0 箇 所				0	0	0		

八幡東区

番号	予想災害	区 域 (箇所)	被害予想 区 域	予 想 被 災			避 難 所	法令等に よる指定
				棟数	世帯	人員		
6	がけ崩れ	山路松尾町1番一帯	がけ下方の人家	11	15	29	八 幡 高 校	急・宅
7	地すべり	豊町16番一帯	がけ下方の人家	14	14	28	大蔵市民センター	急・宅
計 2 箇 所				25	29	57		

八幡西区

番号	予想災害	区 域 (箇所)	被害予想 区 域	予 想 被 災			避 難 所	法令等に よる指定
				棟数	世帯	人員		
計 0 箇 所				0	0	0		

戸畑区

番号	予想災害	区 域 (箇所)	被害予想 区 域	予 想 被 災			避 難 所	法令等に よる指定
				棟数	世帯	人員		
計 0 箇 所								

4 特定消防区域一覽表

行政区	地域名	区番号	町 丁 名	特 徴
門 司	東 門 司 地 区	1 - 1	東門司一丁目21番・22番、二丁目 2 ~ 11番	1
		1 - 2	東門司一丁目2・3・9・10・14・15・19・20番、清見一丁目1・2・4・5番	3
		1 - 3	東門司一丁目4・8・16・18番、畑田町2番、清見一丁目3・6番	1
	栄町・錦町地区	2 - 1	栄町 1 ~ 3・5 ~ 10番	3
		2 - 2	錦町 1・2・5 ~ 7・10番	1
		2 - 3	錦町 8・9番	1
	門司駅前地区	3	柳町一丁目 1 ~ 9番	2・3
	花月園地区	4	花月園 1 ~ 10番・16 ~ 19番	4
	清 滝 地 区	5	清滝三丁目 3 ~ 7番、四丁目、五丁目 1・2番	4
	柄 杓 田 地 区	6	大字柄杓田、柄杓田町	5・6
	今 津 地 区	7	大字今津	1・5
	谷 町 地 区	8	谷町二丁目 4 ~ 14番、上本町 1番	4
	庄 司 町 地 区	9	庄司町 7 ~ 14・16 ~ 18番	4
	丸山吉野地区	10 - 1	丸山吉野町、長谷二丁目 1 ~ 3番	1・4
		10 - 2	長谷二丁目 1 ~ 3番を除く全域	4
	丸 山 地 区	11	丸山一丁目 5 ~ 7、11 ~ 17、21・22番	4
	清見二丁目地区	12	清見二丁目 3番 ~ 13番	4
	春 日 町 地 区	13	春日町 4 ~ 10番	4
	風 師 地 区	14	風師二丁目 1 ~ 11番	1・4
葛 葉 地 区	15	葛葉一丁目 1 ~ 13、二丁目 1 ~ 5・8 ~ 10、三丁目 1 ~ 7番	1・4・5	
恒 見 地 区	16	恒見町 4 ~ 11・13・14・16 ~ 19番	1・5	
小倉北	京 町 地 区	1	京町三丁目 5・6・11・12番	2
	魚 町 地 区	2 - 1	魚町四丁目 1・2・4・5番	2・3
		2 - 2	魚町二丁目 1 ~ 4番、魚町三丁目 1 ~ 3番	2・3
		2 - 3	船頭町、京町一丁目 2 ~ 6番	2・3
		2 - 4	京町二丁目 1 ~ 6番、魚町一丁目 1 ~ 4番	2
	日 明 地 区	3	日明二丁目 4・5・8 ~ 19番	1・3
	木 町 地 区	4	木町四丁目 1 ~ 8番	1・3
	馬借・中島地区	5 - 1	馬借一丁目14 ~ 16番、中島一丁目 1 ~ 6番	1
		5 - 2	馬借二丁目 3・4・5・7番、中島一丁目12 ~ 16番	1
	香 春 口 地 区	6	香春口一丁目 1 ~ 10番、昭和町 1 ~ 11番	1
	黄 金 地 区	7	黄金一丁目 1 ~ 4番	2・3
	下 富 野 地 区	8	下富野五丁目14 ~ 16番	1
赤 坂 地 区	9	赤坂五丁目 1番、高浜二丁目 3番	1・5	
長 浜 地 区	10	長浜 1 ~ 15・17番	1・5	

特徴 1 木造住宅密集地域 2 大型店舗集合地域 3 木造商店街密集地域
4 傾斜地域 5 沿岸・沿線地域 6 遠隔地域

行政区	地域名	区番号	町 丁 名	特 徴
若 松	本 町 地 区	1 - 1	本町三丁目 3 ~ 6・9 番	1・3
		1 - 2	本町二丁目 2 ~ 16番	1・3
	浜 町 地 区	2 - 1	浜町二丁目 2 ~ 9 番、中川町 1 ~ 3 番	3
		2 - 2	浜町一丁目 8・9・12 ~ 16番	1
	桜町・大井戸地区	3 - 1	大井戸町 2 ~ 6・9・10番、白山二丁目 3 ~ 5・8 番	1
		3 - 2	桜町 7 ~ 14番、西園町 1・4番、老松一丁目 1 ~ 9番、大井戸町 1・7・8・11・12・15番	1
	中 川 地 区	4	中川町 5 ~ 16番	2・3
修 多 羅 地 区	5	修多羅二丁目 8・10 ~ 15番	4	
八幡東	上本町地区	1	上本町一丁目 14番、二丁目 12 ~ 16番	4
	中央町地区	2	中央二丁目 12 ~ 21番	3
	春の町・尾倉町地区	3	春の町三丁目 1 ~ 7 番、尾倉一丁目 1 ~ 7 番	1
	昭和一丁目周辺地区	4	茶屋町 1・8 番	3
	枝光・宮田町地区	5 - 1	枝光三丁目 1 ~ 15番	1・4
		5 - 2	宮田町 11 ~ 22番 (12番の一部除く)	1・4
	日 の 出 地 区	6 - 1	日の出三丁目 11 ~ 22番	1・4
		6 - 2	日の出一丁目 1 ~ 22番、日の出三丁目 1 ~ 8 番	1・4
	丸 山 町 地 区	7	西丸山町 3 ~ 9・12 ~ 16番、東丸山町 4 ~ 7 番	1・4
	山王・諏訪町地区	8 - 1	枝光本町 6 番	3
		8 - 2	山王二丁目 12 ~ 17番、諏訪一丁目 2・6 ~ 10番	1・4
	中尾町地区	9	中尾二丁目 9 ~ 16番、三丁目 1 ~ 5 番	1・4
羽 衣 地 区	10	羽衣町 1 ~ 7・11・18 ~ 20番	4	
山 路 地 区	11	山路二丁目 3・5・6 番	1・4	
八幡西	黒崎駅前地区	1 - 1	藤田二丁目 3 ~ 8 番	3
		1 - 2	藤田三丁目 3・4 番	2
		1 - 3	黒崎一丁目 6 ~ 14番、二丁目 1 ~ 10番、熊手一丁目、二丁目	2・3
	田 町 地 区	2	田町一丁目 3 ~ 10番、二丁目 1 ~ 4・6 ~ 8番、屋敷一丁目 4 ~ 8 番	4・5
	三ヶ森地区	3	三ヶ森三丁目全域	3
	香 月 地 区	4	香月中央一丁目 7 番、香月西二丁目 10 ~ 15番	3・6
	折尾駅周辺地区	5 - 1	堀川町 3 ~ 8 番	4・5
		5 - 2	東筑一丁目 7 ~ 11番、南鷹見町 13番	3・5
		5 - 3	南鷹見町 14番	1・3・5
	岩 崎 地 区	6	岩崎三丁目 2 ~ 5・9 番	1・6
木 屋 瀬 地 区	7 - 1	木屋瀬三丁目 1・7 ~ 19番	1・6	
	7 - 2	木屋瀬四丁目 4 ~ 17番	1・6	
戸 畑	戸畑駅前地区	1	初音町 1 ~ 8 番、中本町 1 ~ 12番	3
	牧 山 地 区	2	牧山 4 丁目 1 ~ 18番	4

特徴 1 木造住宅密集地域 2 大型店舗集合地域 3 木造商店街密集地域
4 傾斜地域 5 沿岸・沿線地域 6 遠隔地域

5 林野火災延焼拡大危険区域

山系	危険区域	適要
企救山系	門司区清見、羽山、上藤松、青葉台、小倉北区妙見	人家近接地域
	小倉南区高蔵山周辺	幼齢植林地域
	門司区風師山北西斜面から風師山頂付近 " 戸ノ上山南西側 小倉北区小文字から足立山に至る稜線周辺	ススキ群落地域
貫山系	小倉南区大字新道寺、平尾分校周辺	人家近接地域
	" " カルスト台地 " 貫山東側から水晶山周辺	ススキ群落地域
福智山系	八幡西区金剛山から尺岳に至る稜線の北側	幼齢植林地域
	福智山頂南東側	ススキ群落地域
皿倉山系	八幡東区花尾町、西台良町、帆柱町及び神山町の都市高速4号線上、大蔵 八幡西区鳴水	人家近接地域
	八幡東区大字大蔵皿倉山南西面	幼齢植林地域
	" " 北東斜面	ススキ群落地域
石峰山系	若松区石峰山南斜面一帯	人家近接地域
	" 石峰山頂周辺	ススキ群落地域

6 水道施設危険箇所等重点巡視箇所

区名施設	名称	管径 (mm)	場所	危険度	番号
門司区	笹尾配水池	700, 450	門司区大字大里	A	1
	笹尾系配水路線	700, 450	門司区大字大里	A	2
	葛葉配水池跡地	150, 200	門司区二夕松町	B	3
	風師配水池	400, 200, 350	門司区大字黒川691	B	4
	小森江配水池	300, 700, 450	門司区羽山二丁目	B	5
	黒川配水池	250, 300	門司区大字黒川	B	6
	丸山配水池	350, 250	門司区丸山四丁目	B	7
	旧葛葉系配水路線	200, 150	門司区風師四丁目 ~ 二夕松町	B	8

区名施設	名 称	管 径 (mm)	場 所	危険度	番号
小倉北区	小熊野第1配水池	1000 , 700 , 600 , 150	小倉北区泉台二丁目	A	9
	富野配水池	350 , 250	小倉北区大字富野	A	10
	皿山配水池	800 , 700 , 500	小倉北区皿山町	B	11
	小熊野系配水路線 泉台分岐～小熊野間	1000 , 700 , 600 , 150	小倉北区泉台二丁目	B	12
	藍ノ島配水池	150 , 75	小倉北区藍ノ島114番	B	13
	藍ノ島配水槽	150 , 75	小倉北区藍ノ島222番	B	14
	新高田旧路線	150	小倉北区新高田二丁目	B	15
小倉南区	油木導水路線 木下接合井(出口柵)	2800	小倉南区大字市丸652	A	16
	足立配水池	700 , 900	小倉南区湯川二丁目	B	17
	堀越配水池	400	小倉南区大字堀越	B	18
	新道寺配水池	400 , 450	小倉南区大字井手浦	B	19
八幡東区	尾倉配水池	250 , 350	八幡東区大字尾蔵	B	20
	高見配水池	700 , 500	八幡東区八王子町4	B	21
	大蔵配水池	300 , 350	八幡東区大蔵三丁目	B	22
	山ノ神第1配水池	1000 , 600	八幡東区大谷二丁目	B	23
	中尾配水池	200	八幡東区大字大蔵	B	24
	山ノ神第2配水池	600	八幡東区大谷二丁目	B	25
	大蔵系配水路線	100 , 50	八幡東区祝町一丁目	B	26
	大蔵系配水路線	300 , 150	八幡東区大谷二丁目	B	27
	尾倉系配水路線	300 , 100	八幡東区西丸山町17, 18	B	28
戸畑区	大谷配水池	500 , 600 , 300	戸畑区椎ノ木町16	B	29
八幡西区	永犬丸配水池	450 , 500	八幡西区大字永犬丸	A	30
	伊佐座導水路線	450 , 500 , 1000 , 1500	八幡西区鷹見台四丁目	A	31
	別所配水池	600 , 500	八幡西區別所町118	B	32

区名施設	名 称	管 径 (mm)	場 所	危険度	番号
八幡西区	京良城配水池	300 , 400	八幡西区京良城町	B	33
	引野配水池	700	八幡西区別所町11	B	34
	山ノ岬配水池	600 , 500	八幡西区幸神二丁目	B	35
	小嶺配水池	500 , 400	八幡西区大字小嶺	B	36
	日峰配水池	900 , 800 , 700	八幡西区大字浅川	B	37
	別所配水池直下	700 , 500 , 200	八幡西区別所町14	B	38
	星ヶ丘配水池	200 , 150	八幡西区星ヶ丘四丁目	B	39
若 松 区	高塔配水池	600 , 300	若松区新大谷町	A	40
	二島配水池	600	若松区大字二島	B	39
	畑谷送水路線	500 , 450 , 200	若松区百合野町	B	40
	藤ノ木配水池	600 , 500	若松区今光二丁目	B	41
	石峰配水池	200 , 300	若松区大字藤木	B	42
	小竹配水池 (産炭)	1000 , 450	若松区大字小竹	B	43
	小竹配水池 (三次)	1000 , 900 , 450	若松区大字小竹	B	44
	石峰系配水路線	500 , 150 , 50	若松区赤島町13 , 31、32	B	45

(注) 危険度 A : 最重要重点巡視箇所

B : 重点巡視箇所

(24 . 4 北九州市上下水道局配水管理課)

第3章 災害応急対策計画関係

第1節 気象情報等の収集伝達計画資料

1 警報、注意報及び気象情報の種類

(1) 警報、注意報及び気象情報の概要

種 別	概 要
警 報	気象現象等により県内のいずれかの地域において、重大な災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づいて、福岡管区気象台が、一般及び関係機関に対して警戒を喚起するために行う。
注意報	気象現象等により県内のいずれかの地域において、災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づいて、福岡管区気象台が、一般及び関係機関に対して注意を喚起するために行う。
気 象 情 報	<p>気象業務法に基づき、気象官署が気象等の予報に係のある台風、その他の異常気象等についての情報を一般及び関係機関に対して具体的、速やかに発表するものをいい、福岡管区気象台は、九州北部地方及び山口県を対象とする「九州北部地方（山口県を含む）気象情報」及び福岡県を対象とする「福岡県気象情報」を発表する。</p> <p>気象情報は、観測の成果の発表や予報事項に関する情報を、一般及び関係機関に対して発表し、円滑な防災活動ができるよう支援するもので、その機能は次の2つに大別される。</p> <p>災害に結びつくような顕著な現象の発現が予想されるが警報・注意報等を未だに行うに至らない場合などに、予告的に発表する予告的機能。</p> <p>顕著な現象が切迫しているかあるいは発現して警報・注意報等を行っている場合など、警報・注意報等を補完するための補完的機能。</p>

(2) 警報、注意報等の種類

種 類	発 表 の 基 準						
土砂災害警戒情報	大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう福岡県と福岡管区気象台が共同で発表する。						
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に、数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨(福岡県では1時間に110mm以上)を観測もしくは解析した場合に発表する。 この値については、警報・注意報の基準と同様、検討と見直しを行い、防災対策上必要な場合は変更する。						
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった場合に、福岡県を対象に発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。						
警 報	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">気 象 警 報</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">暴 風 警 報</td> <td>暴風等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が20m/s以上になると予想される場合。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">暴風雪警報</td> <td>暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が20m/s以上になると予想される場合。</td> </tr> </table>	気 象 警 報	暴 風 警 報	暴風等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が20m/s以上になると予想される場合。		暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が20m/s以上になると予想される場合。
気 象 警 報	暴 風 警 報	暴風等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が20m/s以上になると予想される場合。					
	暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が20m/s以上になると予想される場合。					

種 類		発 表 の 基 準
警 報	気 象 警 報	<p>大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次の条件に該当する場合である。</p> <p>平坦地の1時間雨量が70mm 又は平坦地以外の1時間雨量が90mm 又は土壌雨量指数が124</p> <p>以上になると予想される場合。</p> <p>平坦地：概ね傾斜が30パーミル以下で都市化率が25パーセント以上の地域 平坦地以外：上記以外の地域 土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。</p>
		<p>大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次の条件に該当する場合である。</p> <p>24時間降雪の深さが平地20cm以上、山地50cm以上になると予想される場合。</p>
	地 面 現 象 警 報	<p>大雨・大雪等による山くずれ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。</p>
	高 潮 警 報	<p>台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次の条件に該当する場合である。</p> <p>潮位が標高上、周防灘では3.0m以上、響灘1.9m以上、関門海峡で2.3m以上になると予想される場合。</p>
	波 浪 警 報	<p>風波、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次の条件に該当する場合である。</p> <p>有義波高が北九州地方の響灘6.0m、瀬戸内側3.0m以上になると予想される場合。</p>
	浸 水 警 報	<p>浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。</p>
	洪 水 警 報	<p>洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次の条件に該当する場合である。</p> <p>平坦地の1時間雨量が70mm 又は平坦地以外の1時間雨量が90mm 又は流域雨量指数（紫川）が18 平坦地の1時間雨量が45mm以上で かつ流域雨量指数（紫川）が12</p> <p>以上になると予想される場合。</p> <p>流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。</p>
注 意 報	気 象 注 意 報	<p>風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次の条件に該当する場合である。</p> <p>雪を伴い平均風速が12m/s以上になると予想される場合。</p>
	強 風 注 意 報	<p>強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次の条件に該当する場合である。</p> <p>平均風速が12m/s以上になると予想される場合。</p>

種 類		発 表 の 基 準
注 気 象 注 意 報	大 雨 注 意 報	<p>大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次の条件に該当する場合である。</p> <p>平坦地の1時間雨量が40mm 又は平坦地以外の1時間雨量が60mm 又は土壌雨量指数が99 } 以上になると予想される場合。</p> <p>土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。</p>
	大 雪 注 意 報	<p>大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次の条件に該当する場合である。</p> <p>24時間降雪の深さが平地5cm、山地10cm以上になると予想される場合。</p>
	な だ れ 注 意 報	<p>なだれが発生して災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次の条件に該当する場合である。</p> <p>積雪の深さ100cm以上でかつ 気温が3以上の好天 低気圧等による降雨 降雪の深さが30cm以上 } いずれかが予想される場合。</p>
	着 氷 ・ 着 雪 注 意 報	<p>着氷(雪)が著しく、通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合、具体的には、次の条件に該当する場合である。</p> <p>大雪警報・注意報の条件下で、気温が-2～2、湿度が90%以上になると予想される場合。</p>
	濃 霧 注 意 報	<p>濃霧のため交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがあると予想される場合。具体的には、次の条件に該当する場合である。</p> <p>視程が陸上で100m以下、又は海上で500m以下になると予想される場合。</p>
	雷 注 意 報	<p>落雷等により災害が起こるおそれがあると予想される場合。</p>
	乾 燥 注 意 報	<p>空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。具体的には、次の条件に該当する場合である。</p> <p>最小湿度が40%以下でかつ実効湿度が60%以下になると予想される場合。</p>
	霜 注 意 報	<p>11月20日までの早霜、3月15日以降の晩霜等により農作物に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次の条件に該当する場合である。</p> <p>上記期間内において、最低気温が3以下になると予想される場合。</p>

種 類		発 表 の 基 準
注 意 報	気象注意報 低温注意報	<p>低温によって農作物等に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次の条件に該当する場合である。</p> <p>冬期：最低気温が沿岸部で - 4 以下、又は内陸部で - 7 以下になると予想される場合。</p> <p>夏期：日平均気温が平年より 4 以上低い日が 3 日続いた後さらに 2 日以上続くとは予想される場合。</p>
	地面現象注意報	<p>大雨・大雪等による山くずれ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。</p>
注 意 報	洪水注意報	<p>洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次の条件に該当する場合である。</p> <p>平坦地の 1 時間雨量が 40mm 又は平坦地以外の 1 時間雨量が 60mm 又は流域雨量指数（紫川）が 14 } 以上になると予想される場合。</p> <p>流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。</p>
	浸水注意報	<p>浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。</p>
	高潮注意報	<p>台風等による海面の異常上昇の有無及び程度について一般の注意を喚起する必要がある場合。具体的には、次の条件に該当する場合である。</p> <p>潮位が標高上、周防灘では 2.5m 以上、響灘 1.5m 以上、関門海峡で 1.5m 以上になると予想される場合。</p>
	波浪注意報	<p>風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次の条件に該当する場合である。</p> <p>有義波高が北九州地方の響灘 2.5m、瀬戸内側 1.5m 以上になると予想される場合。</p>
火災気象通報	<p>火災気象通報とは、消防法に基づいて福岡管区気象台長が気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。火災気象通報を行う場合の基準は、具体的には次のどちらかを満たす場合である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実効湿度が 60% 以下でかつ最小湿度 40% 以下となり、最大風速 7 m/s を超える見込みのとき。 2 平均風速 10m/s 以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。（降雨、降雪中は通報しないこともある。） 	
火災警報	<p>市長（消防局長）は、福岡管区気象台長が消防法第 22 条の規定に基づき発する気象状況の通報を受けたとき、又は北九州市火災予防規則第 5 条の規定に基づいて、当該地域の気象状況が次のような状況であって、火災予防上危険であると認めるときは火災警報を発するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実効湿度が 60% 以下であり、かつ最小湿度 35% 以下の場合であって、最大風速 7 m/s を超える風が吹くおそれのある場合。 2 平均風速 10m/s 以上の風が 1 時間連続して吹くおそれのある場合。 3 前 2 号に規定するもののほか、降雨量が異常に少ない状況等の気象状況の場合。 	

注

- 1 発表基準欄に記載した数値は、福岡県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- 2 印。この警報、注意報は標題を出さないで、気象警報、注意報に含めて行う。
- 3 警報、注意報は解除又は切替えられるまで継続する。2つ以上の警報、注意報を発表している場合において、その一部を切替え又は解除、あるいは追加する場合は、新たに警報、注意報を発表して切替える。
- 4 大雪警報・注意報における「平地」とは標高200m以下の地域、「山地」とは200mを超える地域をいう。
- 5 警報・注意報・気象情報には防災上特に必要とする事項を「注意警戒文」として、本文冒頭に表現する。

この注意警戒文は、

(いつ) 注意又は警戒すべき期間.....具体的に示す。

(どこで) 注意又は警戒すべき地域.....現象の中心になると予想される地域。

(何が) 注意又は警戒すべき気象現象等.....現象の程度や災害発生の危険度等を具体的に示す。

の三要素で組立て、簡明な内容とする。

(3) 警報・注意報の細分区域について

警報・注意報は災害の起こると予想される市町村を対象に発表する。

なお、NTT177やテレビ及びラジオなどで放送される際、一次細分区域や市町村等をまとめた地域で放送される場合がある。一次細分区域及び市町村等をまとめた地域の範囲は次のとおりである。

一次細分区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域
北九州地方	北九州・遠賀地区	北九州市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町
	京 築	行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、築上町、上毛町、吉富町
福岡地方		福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、糸島市、古賀市、福津市、那珂川町、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町
筑豊地方		直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、福智町、大任町、赤村
筑後地方	筑後北部	久留米市、朝倉市、小郡市、うきは市、筑前町、東峰村、大刀洗町
	筑後南部	大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、大木町、広川町



2 遠賀川水系洪水予報

国土交通省遠賀川河川事務所と福岡管区気象台は、水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により共同して遠賀川水系洪水予報を発表する。

予報の種類	発表基準	洪水危険度レベル
はん濫注意情報	洪水予報実施区域内の基準地点の水位が、はん濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。	レベル2
はん濫警戒情報	洪水予報実施区域内の基準地点の水位が次の条件を満たしたとき。 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。 はん濫危険水位を超える洪水となることが予想されるとき。	レベル3
はん濫危険情報	洪水予報実施区域内の基準地点で水位がはん濫危険水位に到達し、はん濫の恐れがあるとき。	レベル4
はん濫発生情報	洪水予報実施区域内ではん濫が発生したとき	レベル5

水系名	河川名	実施区域	洪水予報基準地点
遠賀川	遠賀川上流部	(遠賀川) 福岡県嘉麻市中益字火渡田705番地先から飯塚市口原字池向786番地4まで	川島
	遠賀川下流部	(遠賀川) 飯塚市口原字池向786番地4から海まで	日の出橋 中間
		(犬鳴川) 左岸：福岡県宮若市小伏字北川原1894番2地先から幹川合流点まで 右岸：福岡県宮若市小伏字金生字藤原1078番2地先から幹川合流点まで	宮田橋
	彦山川	左岸：福岡県田川郡添田町大字落合字打ヶ瀬山1379番の1地先から幹川合流点まで 右岸：福岡県田川郡添田町大字落合字山ノ下748番の1地先から幹川合流点まで	伊田

3 地震・津波情報

(1) 津波警報等の種類

津波警報等（津波警報、津波注意報及び津波予報）は、海域で規模の大きな地震が発生した後、気象業務法に基づき、気象庁本庁または、大阪管区气象台から津波の有無及び程度について、一般及び関係機関に対して警戒を喚起するために発表される。津波警報等の種類は以下の通り。

- a. 津波警報：津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表される。
- b. 津波注意報：津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表される。
- c. 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表される。

(2) 津波警報等の発表基準、解説及び発表される津波の高さ等

a. 津波警報・注意報

種 類		発表基準	解 説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	予想される津波の高さが高いところで3メートル以上である場合	高いところで3 m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3 m 4 m 6 m 8 m 10m以上
	津 波	予想される津波の高さが高いところで1メートル以上3メートル未満である場合	高いところで2 m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1 m 2 m
津波注意報		予想される津波の高さが高いところで、0.2メートル以上1メートル未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合	高いところで0.5 m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m

(注) 1 . 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2 . 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(3) 津波予報区

日本の沿岸は66の津波予報区に分けられ、北九州市の沿岸は、「福岡県瀬戸内海沿岸」及び「福岡県日本海沿岸」に含まれる。

津波予報区	区 域	北九州市付近の津波予報区
福岡県瀬戸内海沿岸	福岡県（北九州市門司区以東に限る。）	
福岡県日本海沿岸	福岡県（北九州市門司区以東及び有明海沿岸を除く。）	

(4) 津波警報・注意報の通知形式と伝達系統

ア 津波警報・注意報の通知形式

【津波警報・注意報発表の例】

津波警報・注意報

平成22年4月1日12時00分 気象庁発表

***** 見出し *****

津波の津波警報を発表しました。

* 山口県瀬戸内海沿岸、* 福岡県瀬戸内海沿岸、* 大分県瀬戸内海沿岸

これらの沿岸では、直ちに安全な場所へ避難してください

なお、これ以外に津波注意報を発表している沿岸があります

***** 本文 *****

津波警報を発表した沿岸は次のとおりです

< 津波 >

* 山口県瀬戸内海沿岸、* 福岡県瀬戸内海沿岸、* 大分県瀬戸内海沿岸

これらの沿岸では、直ちに安全な場所へ避難してください

津波注意報を発表した沿岸は次のとおりです

< 津波注意報 >

山口県日本海沿岸、福岡県日本海沿岸、大分県豊後水道沿岸、宮崎県

以下の沿岸（上記の*印で示した沿岸）では直ちに津波が襲来すると予想されます

山口県瀬戸内海沿岸、福岡県瀬戸内海沿岸、大分県瀬戸内海沿岸

***** 解説 *****

< 津波の津波警報 >

高いところで2 m程度の津波が予想されますので、警戒してください

< 津波注意報 >

高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください

【津波警報・注意報切り替えの例】

津波注意報

平成22年4月1日12時10分 気象庁発表

津波注意報の切り替えをお知らせします

***** 本文 *****

津波警報から津波注意報へ切り替えた沿岸は次のとおりです

<津波から津波注意への切り替え>

山口県瀬戸内海沿岸、福岡県瀬戸内海沿岸、大分県瀬戸内海沿岸

***** 発表状況 *****

現在津波注意報を発表している沿岸は次のとおりです

<津波注意>

山口県日本海沿岸、山口県瀬戸内海沿岸、福岡県瀬戸内海沿岸、福岡県日本海沿岸、大分県瀬戸内海沿岸、大分県豊後水道沿岸、宮崎県

***** 解説 *****

<津波注意報>

高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください

【津波警報・注意報解除の例】

津波注意報

平成22年4月1日14時00分 気象庁発表

津波注意報の解除をお知らせします

***** 本文 *****

津波注意報を解除した沿岸は次のとおりです。

山口県日本海沿岸、山口県瀬戸内海沿岸、福岡県瀬戸内海沿岸、福岡県日本海沿岸、大分県瀬戸内海沿岸、大分県豊後水道沿岸、宮崎県

今後若干の海面変動があるかもしれませんが、被害の心配はありません

詳しくは津波予報（若干の海面変動）を参照してください

***** 発表状況 *****

現在津波警報・注意報を発表している沿岸はありません

***** 解説 *****

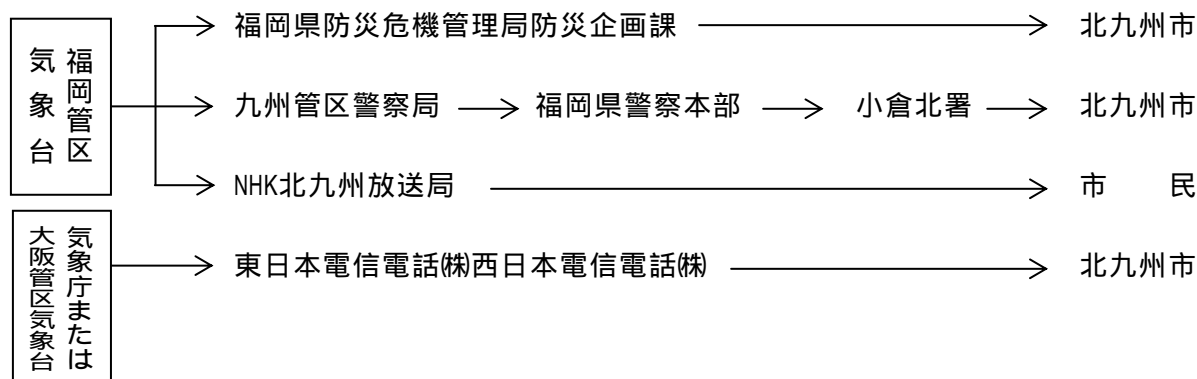
<津波予報（若干の海面変動）>

若干の海面変動が予想されますが、被害の心配はありません

（補足：平成19年12月1日から、従来の津波注意報（津波注意・津波なし）を、「津波注意報」、「津波予報（若干の海面変動）」および「津波予報（津波なし）」に区分しています。

予想される若干の海面変動の内容については、「津波予報（若干の海面変動）」を発表してお知らせしています）

イ 津波警報・注意報の伝達系統



(5) 緊急地震速報（警報）

緊急地震速報（警報）は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合、強い揺れが予想される地域に対し、気象庁から、地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表される。気象庁は、緊急地震速報（警報）を報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

（注） 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

(6) 地震及び津波に関する情報

福岡管区気象台の発表する地震及び津波に関する情報は次のとおりである。

ア 地震に関する情報

(ア) 震度速報

地震発生約1分30秒後に、震度3以上の地震が観測された地域名（福岡県は、福岡、北九州、筑豊、筑後地域に分割）とその地域で観測された最大震度及び地震の発生時刻を発表する。防災の初動対応をとるための情報で、テレビ、ラジオ等で速報する。

(イ) 地震情報（震源に関する情報）

震度速報（震度3以上）を発表した地震に対して、地震の発生時刻、震央地名、震源の位置（緯度、経度、深さ）地震の規模（マグニチュード）を発表する。津波の心配がない場合、この情報のなかで津波予報として発表する。若干の海面変動が予想される場合は、津波情報（津波に関するその他の情報）を用いて発表する。

(ウ) 地震情報（震源・震度に関する情報）

地震観測時刻、震央地名、震源の位置（緯度、経度、深さ）及び地震の規模（マグニチュード）、震度3以上が観測された地域名と最大震度、強い揺れを観測した市町村名を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。津波の心配がない場合、この情報のなかで津波予報として発表する。若干の海面変動が予想される場合は、津波情報（津波に関するその他の情報）を用いて発表する。

(エ) 各地の震度に関する情報

震源要素（地震の発生場所やその規模）並びに震度1以上を観測したすべての震度観測点名とその震度を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手して

いない地点がある場合は、その地点名を発表する。

(オ) その他の情報

地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表する。報道発表を行った場合、その資料をテキスト形式で発表する。

(カ) 推計震度分布図

震度 5 弱以上の地震が発生した場合、観測した各地の震度データをもとに 1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表する。

イ 津波に関する情報

(ア) 津波情報（津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報）

津波予報に引き続き、各津波予報区（全国の沿岸を 66 に区分：北九州市の沿岸は福岡県日本海沿岸、福岡県瀬戸内海沿岸に区分）の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さをメートル単位で発表する。

(イ) 津波情報（各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報）

主な地点の津波到達予想時刻及び満潮時刻並びに津波到達予想時刻を発表する。

(ウ) 津波観測に関する情報

津波の観測結果（各津波観測点における第一波の到達時刻、初動方向及び振幅並びに最大の高さとその出現時刻）を適宜とりまとめて発表する。

(エ) 津波に関するその他の情報

津波に関するその他必要な事項を発表する。被害のおそれがない程度の津波が予想されるとき、対象となる津波予報区及び津波の継続時間を発表する。

第2節 災害通信計画資料

1 有線通信施設の名称

施設の名称	数量	所管	設置場所
市庁舎内外電話施設 " 放送施設	1式	各局等	市本庁舎内(市議会を含む), 市第二庁舎内 交通局, 港湾空港局
各区役所庁舎内 電話施設 放送施設	1式	各区	各区役所庁舎内
消防指令センター施設 各消防署内電話施設	1式 1式	消防局 消防署	消防局, 消防署, 分署, 出張所, 訓練研修センター, 消防航空隊, 救急ワークステーション
警察専用電話施設	1式	福岡県 警察本部	福岡県警察本部, 北九州市警察部, 各警察署, 交番, 駐在所 消防指令センター
水道用専用電話施設	1式	上下水道局	各貯水池, 浄水場, 配水池, 水源地, ポンプ場等

2 電話番号一覧表(市関係局及び関係機関)

(1) 北九州市関係局電話番号一覧表

名	称	電話番号	所在地
危機管理室	危機管理課 (北九州市災害対策 本部総括部)	582-2110 G 3270 3272 3273 3274 2735 2740 2749	北九州市役所内
会計室		582-2514	"
秘書室		582-2127	"
広報室		582-2236	"
契約室		582-2545	"
技術監理室		582-2043	"
総務企画局	総務部総務課	582-2102	"
財政局	財務部財政課	582-2002	"
市民文化スポーツ局	市民部総務課	582-2155	"
	" 広聴課	582-2525	"
	安全・安心部消費生活センター	871-0428	戸畑区汐井町1番6号
消防局	警防部警防課	582-3817	小倉北区大手町3-9

名	称	電話番号	所 在 地
保 健 福 祉 局	総務部総務課	582-2403	北九州市役所内
		582-2095	(FAX)
	総合保健福祉センター 管理課	522-5311	小倉北区馬借一丁目7-1
	保健所東部生活衛生課 防疫指導	522-8739 571-6636 583-5733	(FAX) 小倉北区井堀二丁目7-1 (FAX)
子 ど も 家 庭 局	子ども家庭政策課 子ども総合センター	582-2550 881-4556	北九州市役所内 戸畑区汐井町1-6
環 境 局	環境政策部総務課	582-2173	北九州市役所内
	新門司環境センター	481-7053	門司区新門司三丁目78
	新門司環境センター 新門司工場	481-4727	門司区新門司三丁目79
	日明環境センター	571-4481	小倉北区西港町24
	日明環境センター 日明工場	581-7976	小倉北区西港町96-2
	皇后崎環境センター	631-5337	八幡西区夕原町2-10
	皇后崎環境センター 皇后崎工場	642-6731	八幡西区夕原町2-1
	環境科学研究所	882-0333	戸畑区新池一丁目2-1
産 業 経 済 局	総務政策部総務課	582-2190	北九州市役所内
建 設 局	総務部総務課	582-2252	北九州市役所内
	河川部河川整備課	582-2281	北九州市役所内
	東部整備事務所	582-2951	小倉北区役所内
	西部整備事務所	642-5401	八幡西区西曲里2-1
建 築 都 市 局	総務部総務課	582-2523	北九州市役所内
	指導部宅地指導課	582-2644	〃
港 湾 空 港 局	総務部総務経営課	321-5911	門司区西海岸一丁目2-7
門 司 区 役 所	総務企画課	331-1881	門司区清滝一丁目1-1
	大里出張所	331-0001	
	松ヶ江出張所	381-3631	門司区大里原町12-12
		481-1001	門司区吉志一丁目1-11
小 倉 北 区 役 所	総務企画課	582-3311 (夜間)582-3312 582-3301	小倉北区大手町1-1

名 称	電話番号	所 在 地
小倉南区役所	951-4111 951-5353 471-7621 451-1001 451-0001	小倉南区若園五丁目1-2 小倉南区下曾根四丁目22-1 小倉南区徳吉西三丁目7-1 小倉南区大字木下704-1
若松区役所	761-5321 761-2195 791-0721	若松区浜町一丁目1-1 若松区鴨生田二丁目1-1
八幡東区役所	671-0801 671-1459	八幡東区中央一丁目1-1
八幡西区役所	642-1441 642-0065 691-0031 611-0834 617-0734	八幡西区筒井町15-1 八幡西区光明一丁目9-22 八幡西区下上津役四丁目8-1 八幡西区茶屋の原一丁目6-1
戸畑区役所	871-1501 871-3600	戸畑区千防一丁目1-1
消 防 局	582-3802 582-3836 582-3817 582-3811 592-6805 592-5580 475-6701 661-0199 372-0119 481-3775 371-0119 331-0119 921-0119 551-0119 581-0119 571-0119 521-0119 951-0119 473-0791 451-0119 474-0119 752-0119 701-0119 772-0119	小倉北区大手町3-9 " " " (FAX) 小倉北区東港一丁目2-5 小倉南区大字曾根(北九州空港内) 八幡東区西本町四丁目18-1 門司区大里東一丁目4-10 門司区新門司一丁目1996-69 門司区上馬寄一丁目10-18 門司区浜町3-22 小倉北区江南町4-16 小倉北区浅野三丁目10-50 小倉北区井堀二丁目7-5 小倉北区篠崎三丁目12-5 小倉北区下富野五丁目20-3 小倉南区若園五丁目1-3 小倉南区大字曾根3947-1 小倉南区徳吉南二丁目2-2 小倉南区大字朽網801-1 若松区桜町1-28 若松区鴨生田二丁目3-1 若松区赤島町11-19

名 称	電話番号	所 在 地
消 防 局	八幡東消防署 枝光出張所 高見出張所 八幡西消防署 折尾分署 楠橋出張所 黒崎分署 上津役出張所 戸畑消防署 大谷出張所	663-0119 八幡東区春の町二丁目8-13 662-0119 八幡東区日の出一丁目1-14 653-0119 八幡東区高見二丁目8-22 622-0119 八幡西区相生町15-25 693-0119 八幡西区光明一丁目9-20 617-0119 八幡西区楠橋南二丁目1-1 641-0119 八幡西区南八千代町2-10 613-0119 八幡西区下上津役一丁目7-3 861-0119 戸畑区新池二丁目1-15 883-0119 戸畑区東大谷一丁目19-13
上 下 水 道 局	総務経営部総務課 給水部配水管理課 東部工事事務所 西部工事事務所 井手浦浄水所 穴生浄水所 伊佐座取水場 畑浄水場 本城浄水所 水質試験所 新町浄化センター 日明浄化センター 曾根浄化センター 北湊浄化センター 皇后崎浄化センター	582-3131 小倉北区役所庁舎内 582-3066 小倉北区役所庁舎内 932-5790 小倉南区八幡町35番1号 644-7820 八幡西区竹末一丁目1番46号 451-0262 小倉南区大字井手浦418 641-3338 八幡西区鷹の巣三丁目10-16 201-3675 遠賀郡水巻町二西四丁目14-1 617-4813 八幡西区下畑町17-1 693-1385 八幡西区御開五丁目4-1 641-5948 八幡西区鷹の巣三丁目10-16 381-8502 門司区松原三丁目6-1 581-5661 小倉北区西港町96-3 473-5822 小倉南区中吉田二丁目10-1 751-1002 若松区大字安瀬64-15 631-4635 八幡西区夕原町1-1
交 通 局	総務経営課 若松営業所 向田営業所	771-8401 若松区東小石町3-1 771-2765 " 691-0131 八幡西区三ツ頭二丁目25-1
病 院 局	総 務 課 医療センター 八幡病院	582-3051 小倉北区馬借二丁目1-1 541-1831 " 662-6565 八幡東区西本町四丁目18-1
市 議 会 事 務 局	総 務 課	582-2621 北九州市役所内
教 育 委 員 会 事 務 局	総 務 課	582-2352 小倉北区役所庁舎内
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 人 事 委 員 会 事 務 局 監 査 事 務 局		582-3071 小倉北区役所庁舎内 582-3041 " 582-3091 "

(2) 関係機関電話番号

機関種別	名 称	電 話 番 号	所 在 地
気象観測関係	福岡管区気象台	(予報課)092-725-3600 (地震火山課)092-725-3609	福岡市中央区大濠一丁目2-36
	下関地方気象台	(技術課)0832-34-4006	下関市竹崎町四丁目6-1 下関地方合同庁舎
福岡県係	福岡県庁	(代表)092-651-1111	福岡市博多区東公園7-7
	防災企画課	092-643-3112 092-643-3114 092-643-3115	(防災企画係) (防災情報係) (原子力安全対策係)
	消防防災指導課	092-643-3123 092-643-3111 092-643-3113	(国民保護係) (消防係) (防災指導係)
	【県災害対策本部】	(防災行政無線電話) 78-700-7500～7504 78-700-7026、2496	(災害対策本部室) (統制室)
	福祉総務課	092-643-3244	(総務係)
	農林水産政策課	092-643-3464	(総務係)
	農村森林整備課	092-643-3509	(基盤整備係)
	県土整備総務課	092-643-3544 092-643-3639	(治山係) (予算第三係)
	道路維持課	092-643-3653	(管理係)
	河川課	092-643-3666	(防災事務係)
営繕設備課	092-643-3750	(電気設備係)	
八幡農林事務所	601-8851	八幡西区則松三丁目7-1	
【県災害対策地方本部】	(無線)78-702-701		
北九州県土整備事務所	691-2761	八幡西区則松三丁目7-1	
【県水防地方本部】	(無線)78-702-711		
宗像・遠賀保健福祉環境事務所	201-4161	遠賀郡水巻町吉田西二丁目17-7	
(無線)78-901-70			
北部家畜保健衛生所	0948-42-0214	嘉麻市漆生587-8	
警察係	福岡県警察本部	092-641-4141 (無線)78-700-7202	福岡市博多区東公園7-7
	北九州市警察部	583-1110	小倉北区大門一丁目6-19
	門司警察署	321-0110	門司区西海岸二丁目3-13
	小倉北警察署	583-0110	小倉北区大門一丁目6-19
	小倉南警察署	923-0110	小倉南区若園五丁目1-6
	若松警察署	771-0110	若松区大字藤木267-13
	八幡東警察署	662-0110	八幡東区大谷一丁目1-1
	八幡西警察署	645-0110	八幡西区東王子町2-1
	折尾警察署	691-0110	八幡西区光明一丁目6-6
	戸畑警察署	861-0110	戸畑区汐井町2-1
海上保安関係	第七管区海上保安本部	321-2931 (無線)34-6237	門司区西海岸一丁目3-10
	門司海上保安部	321-3215	門司区西海岸一丁目3-10
	若松海上保安部	761-4353	若松区本町一丁目14-12
	苅田海上保安署	436-3356	京都郡苅田町港町27

機関種別	名 称	電 話 番 号	所 在 地
自衛隊 関 係	陸上自衛隊第四師団	092-591-1020 (無線) 37-6138	福岡県春日市大和町5-12
	" 小倉駐屯地	962-7681	小倉南区北方五丁目1-1
	航空自衛隊芦屋基地	223-0981	遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1
	" 築城基地	0930-56-1150	築上郡築上町西八田番地不詳
	海上自衛隊下関基地隊	083-286-2323	山口県下関市永田本町四丁目8-1
その 他 機 関 係 関	九州農政局北九州地域センター	571-3623	小倉北区田町2-31
	西日本電信電話(株)福岡支店	092-714-8500	福岡市博多区博多駅東2-3-1
	九州旅客鉄道(株)	092-624-3851	福岡市博多区吉塚本町13番71号
	九州電力(株)北九州支社	(代表) 531-1180	小倉北区米町二丁目3-1
	西鉄バス北九州(株)	522-1179	小倉北区砂津一丁目1-2
	西部ガス(株)北九州支社	591-6600	小倉北区愛宕一丁目5-10
	日本赤十字社福岡県支部	092-523-1171 (無線) 37-6137	福岡市南区大楠三丁目1-1
	N H K 北九州放送局	591-5003	小倉北区室町一丁目1-1-20
	西日本高速道路(株)九州支社	092-762-1111	福岡市中央区天神一丁目4-2
	福岡北九州高速道路公社北九州事務所	922-6813	小倉北区東篠崎三丁目1-1
	北九州市道路公社	881-2183	戸畑区川代一丁目1-1
	北九州市医師会	513-3811	小倉北区馬借一丁目7-1
	北九州高速鉄道(株)	961-0101	小倉南区企救丘二丁目13-1
	北九州東労働基準監督署	561-0881	小倉北区大手町13-26
	北九州西労働基準監督署	622-6550	八幡西区岸の浦一丁目5-10
	北九州東労働基準監督署・門司支署	381-5361	門司区北川町1-18
	朝 日 新 聞	563-1150	
	R K B	531-0933	
	N H K	591-5011	
	F B S	551-4282	
	共 同 通 信	522-5456	
	K B C	563-1610	
	時 事 通 信	521-4631	
	T N C	521-3324	
	西 日 本 新 聞	482-2601	
	日 本 経 済 新 聞	571-6101	
	毎 日 新 聞	541-1186	
読 売 新 聞	531-2065		
T V Q	583-0019		
本 省 関 係	消 防 庁	03-3581-0558	東京都千代田区霞ヶ関
	総 務 省	03-5574-7111	東京都港区虎ノ門
	国 土 交 通 省	03-3580-4311	東京都千代田区霞ヶ関
	厚 生 労 働 省	03-5253-1111	"
国 土 交 通 省 関 係	国土交通省九州地方整備局	092-471-6331	福岡市博多区博多駅東二丁目10-7
	国土交通省遠賀川河川事務所	09492-2-1830	直方市溝掘一丁目1-1
		09492-2-1832	
	北九州空港事務所	474-0204	小倉南区空港北町6番
	国土交通省北九州国道事務所	951-4331	小倉南区春ヶ丘10-10
	九州地方整備局(下関庁舎)	0832-24-4111	下関市竹崎町四丁目6-1
			下関地方合同庁舎
	北九州港湾・空港整備事務所	321-4631	門司区西海岸一丁目4-40
	関門航路事務所	512-8091	小倉北区浅野三丁目7-38
	九州運輸局	332-8081	門司区西海岸一丁目3-10
北九州市社会福祉協議会	882-4401	戸畑区汐井町1-6	

3 災害時優先回線（市有）

[市庁舎]

名 称	電話番号	名 称	電話番号
危機管理室危機管理課	582-2129	産業経済局総務課	582-2190
〃 〃	582-2112(FAX)	〃 農林課	582-2078
〃 〃	582-2117	〃 水産課	582-2086
〃 〃	582-2124	建設局総務課	582-2251
〃 〃	582-3039	〃 道路維持課	582-2274
〃 〃	582-3172	〃 河川整備課	582-2281
消防局長室	582-3800	建築都市局総務課	582-2523
消防局総務課	582-3801	〃 都市交通政策課	582-2518
〃 警防本部室	582-3840	港湾空港局空港企画室	582-2308
〃 〃	582-3841	上下水道局総務課	582-3140
〃 救急課	582-3816	〃 配水管理課	582-3065
〃 警防課	561-8037	〃 浄水課	582-3155
〃 指令課	582-3839	〃 設計課	582-3037
〃 〃	582-4125	下水道計画課	582-2480
〃 〃	582-4129	下水道整備課	582-2484
〃 〃	582-4140	選挙管理委員会	582-3075
〃 〃	582-4126	教育委員会総務課	582-2352
〃 〃	582-4127	〃 指導第二課	582-2367
〃 〃	581-9293	〃 学事課	582-2378
〃 〃	581-9294	記者室	582-2323
〃 〃	581-4799	朝日新聞	582-2317
〃 〃	581-4945	R K B	582-2318
〃 〃	581-4980	N H K	582-2319
〃 コンピュータ室	582-3838	F B S	582-2320
秘書室	582-2126	共同通信	582-2321
〃 〃	582-2115	K B C	582-2322
広報室広報課	582-2234	時事通信	561-8130
市民文化スポーツ局総務課	582-2150	T N C	582-2324
総務企画局総務課	582-2101	西日本新聞	582-2325
〃 庁舎管理課	582-2013	日本経済新聞	582-2326
財政局財政課	582-2002	毎日新聞	582-2327
会計室	582-2514	読売新聞	582-2329
契約室	582-2545	T V Q	582-3024
保健福祉局総務課	582-2401		
〃 地域医療課	582-2421		
子ども家庭局	582-2550		
子ども家庭政策課			
環境局総務課	582-2171		
〃 環境保全課	582-2290		
〃 監視指導課	582-2177		

[門 司 区]

名 称	電話番号	名 称	電話番号
区役所総務企画課	321-1386	門司消防団本部	381-5607
〃 〃	331-0001	〃 第1分団本部	371-0319
〃 〃	331-1880	〃 第2分団本部	372-1119
〃 〃	331-3310	〃 第3分団本部	372-2119
〃 まちづくり整備課	331-0685	〃 第4分団本部	331-7119
〃 コミュニティ支援課	321-2714	〃 第5分団本部	331-9111
〃 〃	331-0022	〃 第6分団本部	332-2119
〃 〃	331-2252	〃 第7分団本部	332-3119
〃 総務課(別室)	331-0522	〃 第8分団本部	341-1199
〃 大里出張所	381-3632	〃 第9分団本部	341-0519
〃 松ヶ江出張所	481-1001	〃 第10分団本部	341-0529
港湾空港局(総務経営課)	321-5905	〃 第11分団本部	481-4119
休日急患診療所	381-9699	伊川小学校	481-6089
勤労青少年ホーム	331-7177	大積小学校	341-8244
環境局新門司工場	481-4727	小森江西小学校	381-5539
新門司環境センター	481-7074	小森江東小学校	321-2562
小森江ポンプ場(配水池)	381-0377	白野江小学校	341-8021
新町浄化センター	381-8502	大里東小学校	381-4532
片上ポンプ場	321-5863	大里南小学校	381-1962
門司港ポンプ場	321-1944	大里柳小学校	381-4732
大久保ポンプ場	332-3853	田野浦小学校	321-5690
白野江ポンプ場	341-1662	西門司小学校	381-4139
白野江第二ポンプ場	341-1688	萩ヶ丘小学校	381-4632
吉志ポンプ場	481-2706	柄杓田小学校	341-3498
今津ポンプ場	481-8127	藤松小学校	391-4215
東部農政事務所	331-0109	松ヶ江北小学校	481-0614
門司消防署予防課	372-0119	松ヶ江南小学校	481-0701
〃	382-0118	港が丘小学校	332-1022
〃 警防課	381-1363	門司海青小学校	331-1708
〃 老松分署	331-3911	門司中央小学校	331-1376
〃 門司西出張所	371-0126	東郷中学校	341-3499
〃 松ヶ江出張所	481-3780	戸ノ上中学校	381-3035
		早鞆中学校	321-3789
		松ヶ江中学校	481-0605
		緑丘中学校	381-4839
		門司中学校	321-3686
		柳西中学校	381-0889
		門司特別支援学校	341-8432

[小 倉 北 区]

名 称	電話番号	名 称	電話番号
区役所総務企画課	582-3305	藍島小学校	751-4518
〃 〃	582-3335	足原小学校	921-3282
〃 コミュニティ支援課	582-3337	足立小学校	521-1636
〃 まちづくり整備課	582-3471	泉台小学校	651-6992
〃 〃	582-3474	到津小学校	581-1720
病院局総務課	582-3053	井掘小学校	561-5275
市立医療センター	541-1837	今町小学校	592-4900
〃	541-1838	北小倉小学校	561-4591
〃	533-8691	貴船小学校	921-3980
		清水小学校	561-0677

名 称	電話番号	名 称	電話番号
中央卸市場	583-2025	霧丘小学校	921-6985
保健所東部生活衛生課防疫指導	571-6636	小倉中央小学校	521-0492
港湾空港局港湾事務所業務第三係	581-1882	桜丘小学校	521-7948
	581-1881	三郎丸小学校	921-1481
葛巻取水場	932-1192	寿山小学校	521-2132
浅野ポンプ場	541-4010	富野小学校	521-2823
大手町ポンプ場	581-3096	中井小学校	571-3526
日明浄化センター	581-5661	中島小学校	921-1708
港町ポンプ場	581-7447	西小倉小学校	581-4111
東部整備事務所	582-2970	日明小学校	581-1336
南小倉ポンプ場	591-8120	南丘小学校	581-1344
計量検査所	592-2012	南小倉小学校	581-4092
総合保健福祉センター	522-0199	足立中学校	931-0600
〃	522-8770	板櫃中学校	561-4996
〃	522-8772	菊陵中学校	521-0623
〃	522-8773	霧丘中学校	931-6509
〃	522-8774	思永中学校	561-0536
〃	522-8775	篠崎中学校	561-0132
訓練研修センター	592-5580	白銀中学校	921-2688
小倉北消防署予防課	921-0119	富野中学校	521-1250
〃	921-4831	南小倉中学校	571-4510
〃 警防課	921-4833	小倉北特別支援学校	592-2103
〃 熊谷出張所	571-0159		
〃 井堀出張所	581-5015		
〃 浅野分署	551-0316		
〃 富野出張所	521-0117		
小倉北消防団本部	921-0660		
〃 第1分団本部	551-1476		
〃 第2分団本部	531-1508		
〃 第3分団本部	931-1445		
〃 第4分団本部	922-2006		
〃 第5分団本部	583-5077		
〃 第6分団本部	591-6227		
〃 第7分団本部	581-6102		
〃 第8分団本部	571-7369		
〃 第9分団本部	771-6755		

[小倉南区]

名 称	電話番号	名 称	電話番号
区役所総務企画課	951-5353	市丸小学校	451-5734
〃	951-5400	合馬小学校	451-5824
〃	951-5553	長行小学校	451-1157
〃 コミュニティ支援課	951-5507	企救丘小学校	962-0695
〃 〃	951-0201	北方小学校	921-5481
〃 まちづくり整備課	951-5551	朽網小学校	471-7673
〃 〃	931-6594	葛原小学校	471-1977
〃 東谷出張所	451-0001	広徳小学校	961-0257
〃 曾根出張所	571-9970	志井小学校	962-0314
〃 両谷出張所	451-1084	城野小学校	921-8693

名 称	電話番号	名 称	電話番号
総合療育センター	922-5606	新道寺小学校	451-0167
"	922-5838	曾根小学校	471-1978
総合医療センター	922-5839	曾根東小学校	472-8809
総合農事センター	961-6546	高蔵小学校	473-7517
上下水道局東部工事事務所	932-5793	田原小学校	473-7519
井手浦浄水場	453-1220	道原小学校	451-5834
道原浄水場	451-1022	徳力小学校	962-2566
城野ポンプ場	922-6566	長尾小学校	452-1531
竹馬川第4ポンプ場	452-2957	貫小学校	471-7079
空港北町ポンプ場	472-8706	沼小学校	472-3839
竹馬川第3ポンプ場	473-0313	東朽網小学校	471-6046
竹馬川第2ポンプ場	473-3909	守恒小学校	962-3245
曾根浄化センター	473-5822	山本小学校	451-5851
曾根新田北ポンプ場	471-2541	湯川小学校	951-0544
第5ポンプ場	475-0273	横代小学校	962-0358
消防航空隊	475-6702	吉田小学校	471-1976
小倉南消防署予防課	951-0119	若園小学校	931-3604
"	951-4374	企救中学校	961-2824
" 警防課	951-4375	広徳中学校	961-2100
" 三谷出張所	451-4950	志徳中学校	962-2481
" 臨空出張所	474-0120	城南中学校	921-8613
" 新曾根出張所	473-0796	菅生中学校	451-1021
小倉南消防団本部	951-5878	曾根中学校	471-1979
" 第1分団本部	952-1199	田原中学校	472-3322
" 第2分団本部	472-9989	沼中学校	472-0796
" 第3分団本部	475-1119	東谷中学校	451-0087
" 第4分団本部	472-6128	南曾根中学校	473-4076
" 第5分団本部	472-6153	守恒中学校	961-6051
" 第6分団本部	472-6199	湯川中学校	922-6686
" 第7分団本部	472-6203	横代中学校	962-7916
" 第8分団本部	964-1190	吉田中学校	471-4152
" 第9分団本部	452-1199	小倉南特別支援学校	921-3766
" 第10分団本部	451-0099	北九州特別支援学校	921-7400
" 第11分団本部	451-1194	企救特別支援学校	931-4035
" 第12分団本部	451-9111	北九州市立大学	961-4430
" 第13分団本部	452-0091		
" 第14分団本部	962-0119		

[若 松 区]

名 称	電話番号	名 称	電話番号
区役所総務企画課	761-2195	若松消防団本部	761-4668
"	761-4079	" 第1分団本部	761-3485
"	691-0722	" 第2分団本部	761-4051
" コミュニティ支援	761-3490	" 第3分団本部	761-2097
" まちづくり整備課	761-6337	" 第4分団本部	761-2291
" 保護課	761-5015	" 第5分団本部	761-3487
" 島郷出張所	791-0722	" 第6分団本部	701-3949
交通局若松営業所	771-2765	" 第7分団本部	741-6976
" 向田営業所	691-0131	青葉小学校	741-5511
" 総務経営課	771-8401	赤崎小学校	771-2463

名 称	電話番号	名 称	電話番号
休日急患診療所	771-9989	江川小学校	741-5698
藤ノ木ポンプ場（配水池）	791-0712	鴨正田小学校	701-3541
藤ノ木ポンプ場	771-4267	小石小学校	761-4324
奥洞海ポンプ場	701-3912	修多羅小学校	761-6319
高須ポンプ場	741-3126	高須小学校	741-4646
弘川ポンプ場	741-4028	花房小学校	791-0398
中川通ポンプ場	761-3235	安屋小学校	741-0489
皇后崎浄化センター・北湊分	751-1003	深町小学校	761-5539
港湾空港局港湾事務所第四係	761-3432	藤の木小学校	791-2732
“ 港湾工事センター	761-3429	二島小学校	791-1637
工事第三係		古前小学校	761-6744
若松消防署予防課	752-0119	若松中央小学校	761-3435
“ “	752-0120	石峯中学校	791-1226
“ 警防課	761-4033	向洋中学校	761-3098
“ 島郷出張所	701-0118	高須中学校	741-2318
“ 藤ノ木出張所	772-0118	二島中学校	701-3377
		若松中学校	751-2031
		洞北中学校	741-1235
		小池特別支援学校	601-1299

[八幡東区]

名 称	電話番号	名 称	電話番号
区役所総務企画課	671-1459	高見小学校	651-0746
“ “	671-6883	槻田小学校	651-5143
“ “	671-6884	花尾小学校	661-6237
“ “	671-6885	祝町小学校	652-6194
“ “	681-9389	枝光小学校	671-5355
“ コミュニティ支援課	681-3704	大蔵小学校	651-0018
“ “	661-0039	ひびきが丘小学校	671-1625
“ まちづくり整備課	681-3649	河内小学校	651-1939
“ 市民課	681-8604	皿倉小学校	671-1953
“ 西部市税事務所八幡東税務課	681-5851	高槻小学校	651-0207
“ 国保年金課	671-2859	八幡小学校	661-8934
“ 保健福祉課	671-1920	枝光台中学校	671-1553
市立八幡病院	662-6768	大蔵中学校	651-6379
“	662-6569	尾倉中学校	661-6517
“	682-7866	高見中学校	651-1899
八幡東消防署予防課	663-0119	中央中学校	662-2191
“ “	663-0120	槻田中学校	651-1925
“ 警防課	671-4833	花尾中学校	661-6371
“ 枝光出張所	662-0919		
“ 高見出張所	653-0120		
救急ワークステーション	661-0119		
八幡東消防団本部	671-0019		
“ 第1分団本部	671-1855		
“ 第2分団本部	681-6277		
“ 第3分団本部	671-5585		
“ 第4分団本部	671-2167		
“ 第5分団本部	681-6275		
“ 第6分団本部	653-3811		
“ 第7分団本部	653-4571		

[八幡西区]

名 称	電話番号	名 称	電話番号
区役所総務企画課	642-0065	青山小学校	641-3564
" "	642-1333	赤坂小学校	603-4541
" "	642-1334	浅川小学校	691-1688
" "	642-1335	穴生小学校	641-6068
" "	642-1336	池田小学校	617-0094
" "	642-0066	医生丘小学校	603-0363
" まちづくり整備課	621-0861	永犬丸小学校	611-1713
" 上津役出張所	611-0835	永犬丸西小学校	601-2373
" 折尾出張所	691-0032	大原小学校	611-0860
" 八幡南出張所	617-0738	折尾西小学校	602-2632
保健所西部生活衛生課	631-4451	折尾東小学校	602-2622
八幡西環境事務所	631-5338	香月小学校	617-1297
上下水道局西部工事事務所	644-7820	楠橋小学校	617-0403
藤田ポンプ場	621-3447	熊西小学校	641-0619
本城ポンプ場	602-6951	黒畑小学校	641-3742
則松ポンプ場	602-9165	黒崎中央小学校	621-1605
本城浄水場	601-8061	上津役小学校	611-0026
畑浄水場	617-4813	木屋瀬小学校	617-1053
穴生浄水場	631-5101	竹末小学校	621-0026
水質試験所	641-5948	千代小学校	617-4750
穴生排水処理場	642-0209	筒井小学校	641-4717
皇后崎浄化センター	631-4635	塔野小学校	611-0638
折尾ポンプ場	602-9167	中尾小学校	613-3362
東中島ポンプ場	601-4988	鳴水小学校	641-3904
折尾西低地ポンプ場	601-9310	則松小学校	603-7502
楠橋ポンプ場	618-2624	萩原小学校	641-0938
八幡西消防署予防課	622-0119	引野小学校	641-0868
" "	642-4002	本城小学校	691-0199
" 警防課	642-4003	光貞小学校	603-4512
" 黒崎分署	641-6407	八児小学校	612-2580
" 折尾分署	693-0118	八枝小学校	603-0373
" 上津役出張所	613-0128	星ヶ丘小学校	618-7260
" 楠橋出張所	617-7953	浅川中学校	601-3498
八幡西消防団本部	642-4227	穴生中学校	641-0967
" 第1分団本部	642-1955	永犬丸中学校	601-0911
" 第2分団本部	642-1961	沖田中学校	611-2335
" 第3分団本部	642-1963	折尾中学校	601-1090
" 第4分団本部	692-1002	香月中学校	617-0581
" 第5分団本部	692-1003	熊西中学校	641-1675
" 第6分団本部	692-1004	黒崎中学校	641-0704
" 第7分団本部	642-1966	上津役中学校	611-2707
" 第8分団本部	613-1004	木屋瀬中学校	617-0993
" 第9分団本部	618-1905	千代中学校	613-0618
" 第10分団本部	618-1906	則松中学校	601-0998
" 第11分団本部	618-1907	引野中学校	641-1068
" 第12分団本部	618-1908	本城中学校	601-1510
		八児中学校	613-0302
		八幡特別支援学校	641-3738
		八幡西特別支援学校	612-2271

[戸畑区]

名 称	電話番号	名 称	電話番号
区役所総務企画課	871-3462	戸畑消防署予防課	861-0119
〃 〃	871-3600	〃 〃	861-0120
〃 〃	871-3451	〃 警防課	871-2621
〃 〃	871-3453	〃 大谷出張所	883-0117
〃 〃	871-3455	戸畑消防団本部	871-6776
〃 〃	871-1508	〃 第1分団本部	871-3109
〃 〃	871-1509	〃 第2分団本部	871-3192
〃 国保年金課	881-2391	〃 第3分団本部	871-3113
〃 市民課	871-3191	〃 第4分団本部	871-3114
〃 コミュニティ支援課	871-2316	〃 第5分団本部	871-3195
〃 保健福祉課	881-0115	一枝小学校	881-4424
〃 保護課	861-1751	大谷小学校	881-6342
〃 まちづくり整備課	871-2743	鞆ヶ谷小学校	871-8497
戸畑税務課西部市税事務所	881-2687	あやめが丘小学校	881-3028
戸畑市民会館（事務室）	871-6042	天籟寺小学校	871-3406
渡船事業所	861-0961	戸畑中央小学校	881-3188
環境科学研究所	882-0333	中原小学校	881-3033
大谷ポンプ場（水道）	881-3608	牧山小学校	881-3011
弁天ポンプ場	871-6450	大谷中学校	881-5768
都島ポンプ場	882-2023	高生中学校	881-3235
戸畑ポンプ場	883-1150	飛幡中学校	882-3618
		中原中学校	881-2287
		戸畑高等専修学校	881-4794
		北九州中央高等学園	861-0112
		北九州市立高等学校	881-5024
		〃	881-5440

(注) 『災害時優先電話』とは、災害により電話がかかりにくくなった場合に優先的に取り扱われる電話。

4 無線通信（頼信手続、施設の名称、市内無線局等）

(1) 非常無線通信の頼信手続

次の事項を記載し、余白に「非常」と明記のうえ依頼する。

着信者（住所、氏名、電話番号）

本文（内容は必要最小限に留め1通カタカナ100字以内）

発信者（住所、氏名、電話番号）

(2) 施設の名称

所轄	施設の名称	電波の型式 周波数		空中線 電力	局数	用途別	設置場所	周波数 (MHz)
		型式	周波数帯					
消防局	地球局	6M65G7W 42K0G1E 42K0G1C 42K0G1D		70W 2.3W	1	画像伝送	消防局	14020
	固定局	9M00D7W 5M00G7W F3E 42M0G7W	7.5GHz帯 150MHz帯 38GHz帯	0.02W 0.0006W 0.016W 10W 0.005W	1	消防業務 救急業務	消防局	7440 7580 152.77 37525
		5M00G7W	7.5GHz帯	0.0003W	1	消防業務 救急業務	風師山 無線中継所	7740
		9M00D7W 9M00G7W	7.5GHz帯 38GHz帯	0.02W 0.05W	1	消防業務 救急業務	石峰山 無線中継所	7450 7600
		9M00D7W 9M00G7W	7.5GHz帯	0.016W 0.05W	1	消防業務 救急業務	母原 無線中継所	7600 7610
		基地局	16K0F2D 16K0F2C F3E	150MHz帯	10W	1	消防業務 救急業務	消防局
	16K0F2D 16K0F2C		150MHz帯	10W	1	消防業務 救急業務	風師山 無線中継所	150.33 150.29 152.27 147.50

所轄	施設の名称	電波の型式 周波数		空中線 電力	局数	用途別	設置場所	周波数 (MHz)
		型式	周波数帯					
消	基地局	16K0F2D 16K0F2C 24K0J9W	150MHz帯 400MHz帯	10W	1	消防業務 救急業務	石峰山 無線中継所	151.21 150.29 152.27 360.90 147.50
		16K0F2D 16K0F2C	150MHz帯	10W	1	消防業務 救急業務	母原 無線中継所	150.33 150.29 152.27 147.50
		F3E	150MHz帯		3	消防業務	福知山トンネル 無線中継所	152.77
			150MHz帯		1	消防業務	関門トンネル 無線中継所	152.77
防 局	携帯基地局	16K0F2D 16K0F3E F3E	150MHz帯	10W	1	消防業務 救急業務	消防局	151.57 150.29 152.77 150.73 152.27 147.50
		16K0F2D F3E	150MHz帯	10W	1	消防業務 救急業務	風師山 無線中継所	150.33 150.29 152.27 147.50
		16K0F2D F3E	150MHz帯 400MHz帯	10W	1	消防業務 救急業務	石峰山 無線中継所	151.21 150.29 152.27 147.50 382.925 383.65 398.925 399.65
		16K0F2D F3E	150MHz帯	10W	1	消防業務 救急業務	母原 無線中継所	150.33 150.29 152.27 147.50

所轄	施設の名称	電波の型式 周波数		空中線 電力	局数	用途別	設置場所							
		型式	周波数帯				消防局	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑
消 防 局	陸上移動局 (車載)	16K0F2D 16K0F2C F3E	150MHz帯	10W	131	消防業務	消防局及び消防署							
		15	19	25	15	12	13	20	12					
	16K0F2D 16K0F2C F3E	150MHz帯	10W	24	救急業務	1	4	5	3	3	1	6	1	
	陸上移動局 (携帯) 可搬を含む	F2D F3E	150MHz帯	1 W 5 W 10W	175	消防業務	46	19	28	17	14	13	27	11
	陸上移動局 (携帯)	F3E	400MHz帯	1 W	283	消防業務	22	40	54	36	28	25	57	21
	陸上移動局 (携帯) 消防団配置	F3E	150MHz帯	1 W	74	消防業務		12	11	15	9	8	13	6
	携 帯 局	F3E 17M0F8W	150MHz帯 400MHz帯 15GHz帯	5 W	3		3							
	航空機局	A3E	131.975MH z	25W	1	航空機 運行管理用	1							
	航空局 (基地)	A3E	131.975MH z	25W	2	航空機 運行管理用	2							
	航空局 (携帯)	A3E	131.975MH z	1 W	11	航空機 運行管理用	4	1	1	1	1	1	1	1
無線航行 移動局	P0N	9,410MHz	10kW	1	船舶 運航管理用			1						
	計				722									
上 下 水 道 局	基地局	F3E	152.17MHz	25W	1	水道業務 無線連絡	水道局 1							
	陸上移動局 (無線車)	F3E	152.17MHz	25W	1	水道業務 無線連絡	畑 1							
	陸上移動局 (無線車)	F3E	152.17MHz	10W	31	水道業務 無線連絡	水道局 2、東部10、 西部11、穴生 2、 本城 2、井手浦 3、 伊佐座 1							

所轄	施設の名称	電波の型式 周波数		空中線 電力	局数	用途別	設置場所
		型式	周波数帯				
水道局	陸上移動局 (携帯)	F3E	152.17MHz	5 W	30	水道業務 無線連絡	東部 9、西部12、 穴生 2、伊佐座 1、 畑 1、本城 2、 井手浦 3
	陸上移動局 (携帯)	F3E	152.17MHz	1 W	5	水道業務 無線連絡	井手浦 1、畑 1、 伊佐座 1、 穴生排水処理場 2
	計				68		
港湾空港局	きたきゅうし ゆう ポータラジオ	VHF F3E	156.6MHz ~ 161.7MHz 5波	50W	1	国際海上VHF 港務通信業務	下関市 火の山山頂
合 計					462		

(3) 北九州市防災行政無線局
統制局及び中継局

種 別	出力(W)	呼出し名称	設置場所	管理者	備 考
固定局	0.001	ぼうさい きたきゅうしゆうし	北九州市 (小倉北区大手町3-9)	危機管理室 災害対策担当課長	石峰山中継局向
	0.0006				風師山中継局向
	0.0008				母原中継局向
	0.005				市庁舎向
固定局	0.001	ぼうさい いしみね	北九州市 (若松区大字小石1570-7)	危機管理室 災害対策担当課長	統制局向
	22.5				各端末局向
	1.0				若松区役所向
基地局	10.0				移動局向
固定局	0.0006	ぼうさい かざし	北九州市 (門司区大字黒川691-9)	危機管理室 災害対策担当課長	統制局向
	5.0				門司区役所向
基地局	10.0				移動局向
固定局	0.0008	ぼうさい もはら	北九州市 (小倉南区大字母原1608)	危機管理室 災害対策担当課長	統制局向
基地局	10.0				移動局向
固定局	0.005	ぼうさい きたきゅうしゆうし ししちょうしゃ	北九州市 (小倉北区城内1-1)	危機管理室 災害対策担当課長	統制局向

端末局

種別	出力(W)	呼出し名称	設置場所	管理者	備考
固定局	5.0	ぼうさい	小倉北区役所 (小倉北区大手町1番1号)	小倉北区 総務企画課長	
基地局	10.0	こくらきた			
固定局	5.0	ぼうさい	小倉南区役所 (小倉南区若園五丁目1番2号)	小倉南区 総務企画課長	
基地局	10.0	こくらみなみ			
固定局	1.0	ぼうさい やはたひがし	八幡東区役所 (八幡東区中央一丁目1番1号)	八幡東区 総務企画課長	
	1.0				
基地局	10.0				
固定局	5.0	ぼうさい やはたにし	八幡西区役所 (八幡西区筒井町15番1号)	八幡西区 総務企画課長	
	1.0				
基地局	10.0				
固定局	1.0	ぼうさい とばた	戸畑区役所 (戸畑区千防一丁目1番1号)	戸畑区 総務企画課長	
基地局	10.0				
固定局	5.0	ぼうさい もじ	門司区役所 (門司区清滝一丁目1番1号)	門司区 総務企画課長	
	5.0				
固定局	1.0	ぼうさい わかまつ	若松区役所 (若松区浜町一丁目1番1号)	若松区 総務企画課長	
	1.0				
固定局	5.0	ぼうさい だいにちょうしゃ	上下水道局 (小倉北区大手町1番1号)	上下水道局 総務課長	
固定局	1.0	ぼうさい こうつうきょく	交通局 (若松区東小石町3番1号)	交通局 総務経営課長	
固定局	5.0	ぼうさい こうわんきょく	港湾空港局 (門司区西海岸一丁目2番7号)	港湾空港局 総務経営課長	
固定局	5.0	ぼうさい もじしょうぼう	門司消防署 (門司区大里東一丁目4番10号)	門司 予防課長	
固定局	5.0	ぼうさい こくら きたしょうぼう	小倉北消防署 (小倉北区江南町4番16号)	小倉北 予防課長	
固定局	5.0	ぼうさい こくら みなみしょうぼう	小倉南消防署 (小倉南区若園五丁目1番3号)	小倉南 予防課長	
固定局	1.0	ぼうさい わかまつしょうぼう	若松消防署 (若松区桜町1番26号)	若松 予防課長	
固定局	1.0	ぼうさい やはた ひがししょうぼう	八幡東消防署 (八幡東区春の町二丁目8番13号)	八幡東 予防課長	
固定局	1.0	ぼうさい やはた にししょうぼう	八幡西消防署 (八幡西区相生町15番25号)	八幡西 予防課長	
固定局	1.0	ぼうさい とばた しょうぼう	戸畑消防署 (戸畑区新池二丁目1番5号)	戸畑 予防課長	

前進基地局

種 別	出力(W)	呼出し名称	設置場所	管理者	備 考
固定局	1.0	ぼうさい	高 見 中 学 校 (八 幡 東 区 高 見 四 丁 目 4 番 1 号)	危機管理室 災害対策担当課長	
基地局	10.0	たかみちゅう			
固定局	5.0	ぼうさい	八 幡 南 出 張 所 (八 幡 西 区 茶 屋 の 原 一 丁 目 6 番 1 号)	危機管理室 災害対策担当課長	
基地局	10.0	やはたみなみ			

固定系無線統制台・副統制台及び無線専用電話機

種 別	設置場所	専用電話番号	管理者
統 制 台	防災行政無線統制室	91	危機管理室災害対策担当課長
副統制台	消防局指令センター	92	消防局指令課長
専用電話機	危機管理室危機管理課	719,720	危機管理室災害対策担当課長
	子ども家庭局子育て支援課	714	子育て支援課長
	秘書室	707	秘書室長
	広報室広報課	708	広報室長
	総務企画局総務課	709	総務課長
	財政局財産活用推進課	710	財産活用推進課長
	保健福祉局総務課	711	総務課長
	環境局総務課	712	総務課長
	産業経済局農林課	713	農林課長
	建設局河川整備課	718	河川整備課長
	建築都市局宅地指導課	715	宅地指導課長
	建築都市局総務課	717	総務課長
	教育委員会総務課	42-701	総務課長
	門司区総務企画課	52-709	総務企画課長
	門司区コミュニティ支援課	52-701	コミュニティ支援課長
	東部農政事務所第二係	52-702	東部農政事務所長
	門司区まちづくり整備課	52-703	まちづくり整備課長
	小倉北区総務企画課	53-709	総務企画課長
	小倉北区コミュニティ支援課	53-701	コミュニティ支援課長
	小倉北区まちづくり整備課	53-702	まちづくり整備課長
	小倉南区総務企画課	54-709	総務企画課長
	小倉南区コミュニティ支援課	54-701	コミュニティ支援課長
	小倉南区まちづくり整備課	54-702	まちづくり整備課長
	東部農政事務所	54-703	東部農政事務所長
	若松区総務企画課	55-709	総務企画課長
	若松区まちづくり整備課	55-701	まちづくり整備課長
	若松区コミュニティ支援課	55-702	コミュニティ支援課長
	危機管理室危機管理課	55-703	危機管理室災害対策担当課長
	八幡東区総務企画課	56-709	総務企画課長(危機管理課預り)
	八幡東区コミュニティ支援課	56-701	コミュニティ支援課長
	危機管理室危機管理課	56-702	危機管理室災害対策担当課長(危機管理課預り)
	八幡東区まちづくり整備課	56-703	まちづくり整備課長
	八幡西区総務企画課	57-709	総務企画課長
八幡西区コミュニティ支援課	57-701	コミュニティ支援課長	
八幡西区まちづくり整備課	57-702	まちづくり整備課長	
危機管理室危機管理課	57-703	危機管理室災害対策担当課長(危機管理課預り)	

種 別	設置場所	専用電話番号	管理者
専用電話機	戸畑区総務企画課	58-709	総務企画課長
	戸畑区コミュニティ支援課	58-701	コミュニティ支援課長
	戸畑区まちづくり整備課	58-702	まちづくり整備課長
	上下水道局総務課	42-709	上下水道局総務課長
	港湾空港局総務経営課	43-709	港湾空港局総務経営課長
	交通局総務課	44-709	交通局総務経営課長
	門司消防署受付	32-709	予防課長
	門司消防署事務室	32-701	
	小倉北消防署受付	33-709	予防課長
	小倉北消防署事務室	33-701	
	小倉南消防署受付	34-709	予防課長
	小倉南消防署事務室	34-701	
	若松消防署受付	35-709	予防課長
	若松消防署事務所	35-701	
	八幡東消防署受付	36-709	予防課長
	八幡東消防署事務所	36-701	
	八幡西消防署受付	37-709	予防課長
	八幡西消防署事務所	37-701	
	戸畑消防署受付	38-709	予防課長
	戸畑消防署事務所	38-701	

全市移動系無線局

種 別	出力(W)	呼出し名称	設置場所
統 制 台		ぼうさいきたきゅうしゅうし299	防災行政無線統制室
副 統 制 台		ぼうさいきたきゅうしゅうし298	消防局指令センター
遠隔制御器		ぼうさいきたきゅうしゅうし201	広報室広報課
		ぼうさいきたきゅうしゅうし202	秘書室
		ぼうさいきたきゅうしゅうし203	総務企画局総務課
		ぼうさいきたきゅうしゅうし204	財政局財産活用推進課
		ぼうさいきたきゅうしゅうし205	産業経済局農林課
		ぼうさいきたきゅうしゅうし206	環境局監視指導課
		ぼうさいきたきゅうしゅうし207	建築都市局総務課
		ぼうさいきたきゅうしゅうし210	建設局河川整備課
		ぼうさいきたきゅうしゅうし209	建築都市局宅地指導課
		ぼうさいきたきゅうしゅうし211	教育委員会総務課
		ぼうさいきたきゅうしゅうし212	保健福祉局総務課
		ぼうさいきたきゅうしゅうし208	子ども家庭局子育て支援課
		ぼうさいきたきゅうしゅうし214	建築都市局建築審査課
		ぼうさいきたきゅうしゅうし215	建築都市局機械設備課
		ぼうさいきたきゅうしゅうし217	市民文化スポーツ局生活環境パトロールセンター
		ぼうさいきたきゅうしゅうし218	危機管理室危機管理課
車載型無線機	10	ぼうさいきたきゅうしゅうし101	広報室広報課
		ぼうさいきたきゅうしゅうし102	環境局監視指導課
		ぼうさいきたきゅうしゅうし103	産業経済局農林課
		ぼうさいきたきゅうしゅうし105	建築都市局宅地指導課
		ぼうさいきたきゅうしゅうし106	上下水道局下水道整備課
		ぼうさいきたきゅうしゅうし107	建築都市局機械設備課
		ぼうさいきたきゅうしゅうし108	建築都市局建築審査課
		ぼうさいきたきゅうしゅうし109	教育委員会体育課
		ぼうさいきたきゅうしゅうし110	環境局監視指導課
		ぼうさいきたきゅうしゅうし111	環境局監視指導課
		ぼうさいきたきゅうしゅうし113	建築都市局宅地指導課
		ぼうさいきたきゅうしゅうし114	建築都市局建築審査課
		ぼうさいきたきゅうしゅうし115	建築都市局建築審査課
		ぼうさいきたきゅうしゅうし116	環境局業務課
		ぼうさいきたきゅうしゅうし117	危機管理室危機管理課
		ぼうさいきたきゅうしゅうし118	建設局東部整備事務所
		ぼうさいきたきゅうしゅうし 120～122	危機管理室危機管理課
		ぼうさいきたきゅうしゅうし 123～126	市民文化スポーツ局 生活環境パトロールセンター
ぼうさいきたきゅうしゅうし199	市長公舎		

種 別	出力(W)	呼出し名称	設置場所
携帯型無線機	1	ぼうさいきたきゅうしゅうし 151～152	危機管理室危機管理課
		ぼうさいきたきゅうしゅうし 153～154	消防局指令センター
		ぼうさいきたきゅうしゅうし 155～170	危機管理室危機管理課
		ぼうさいきたきゅうしゅうし171	門司消防署
		ぼうさいきたきゅうしゅうし172	小倉北消防署
		ぼうさいきたきゅうしゅうし173	小倉南消防署
		ぼうさいきたきゅうしゅうし174	若松消防署
		ぼうさいきたきゅうしゅうし175	八幡東消防署
		ぼうさいきたきゅうしゅうし176	八幡西消防署
		ぼうさいきたきゅうしゅうし177	戸畑消防署
		ぼうさいきたきゅうしゅうし 178～179	たしろ少年自然の家
		ぼうさいきたきゅうしゅうし 180～181	かぐめよし少年自然の家
		ぼうさいきたきゅうしゅうし 182～188	交通局総務経営課長
		ぼうさいきたきゅうしゅうし 189～191	危機管理室危機管理課
	ぼうさいきたきゅうしゅうし 192～195	市民文化スポーツ局 生活環境パトロールセンター	
	ぼうさいきたきゅうしゅうし 196～197	建設局河川整備課	
	5	ぼうさいきたきゅうしゅうし198	市長公舎
		ぼうさいきたきゅうしゅうし 251～256	港湾空港局総務経営課

地区移動系無線局

種 別	出力(W)	呼出し名称	設置場所
統 制 台		ぼうさいもじ 399	門司区総務企画課
遠 隔 制 御 器		ぼうさいもじ 391	門司区コミュニティ支援課
		ぼうさいもじ 392	東部農政事務所第二係
		ぼうさいもじ 393	門司区まちづくり整備課
		ぼうさいもじ 301	門司区総務企画課
車 載 型 無 線 機	10	ぼうさいもじ 302	門司区コミュニティ支援課
		ぼうさいもじ 303	門司区まちづくり整備課
		ぼうさいもじ 304	東部農政事務所第二係
		ぼうさいもじ 351 ~ 360	門司区総務企画課
携 帯 型 無 線 機	1	ぼうさいもじ 351 ~ 360	門司区総務企画課
統 制 台		ぼうさいこくらきた 499	小倉北区総務企画課
遠 隔 制 御 器		ぼうさいこくらきた 491	小倉北区コミュニティ支援課
		ぼうさいこくらきた 492	小倉北区まちづくり整備課
		ぼうさいこくらきた 401	小倉北区総務企画課
車 載 型 無 線 機	10	ぼうさいこくらきた 402	小倉北区コミュニティ支援課
		ぼうさいこくらきた 403	小倉北区まちづくり整備課
		ぼうさいこくらきた 451 ~ 461	小倉北区総務企画課
携 帯 型 無 線 機	1	ぼうさいこくらきた 451 ~ 461	小倉北区総務企画課
統 制 台		ぼうさいこくらみなみ 599	小倉南区総務企画課
遠 隔 制 御 器		ぼうさいこくらみなみ 591	小倉南区コミュニティ支援課
		ぼうさいこくらみなみ 592	小倉南区まちづくり整備課
		ぼうさいこくらみなみ 593	小倉南区総務企画課
		ぼうさいこくらみなみ 501	小倉南区総務企画課
車 載 型 無 線 機	10	ぼうさいこくらみなみ 502	小倉南区コミュニティ支援課
		ぼうさいこくらみなみ 503	小倉南区まちづくり整備課
		ぼうさいこくらみなみ 504	小倉南区総務企画課
		ぼうさいこくらみなみ 551 ~ 560	小倉南区総務企画課
携 帯 型 無 線 機	1	ぼうさいこくらみなみ 551 ~ 560	小倉南区総務企画課
統 制 台		ぼうさいわかまつ 699	若松区総務企画課
遠 隔 制 御 器		ぼうさいわかまつ 691	若松区まちづくり整備課
		ぼうさいわかまつ 692	若松区コミュニティ支援課
		ぼうさいわかまつ 693	危機管理室危機管理課(危機管理課預り)
		ぼうさいわかまつ 601	若松区総務企画課
車 載 型 無 線 機	10	ぼうさいわかまつ 602	若松区総務企画課
		ぼうさいわかまつ 603	若松区コミュニティ支援課
		ぼうさいわかまつ 604	危機管理室危機管理課(危機管理課預り)
		ぼうさいわかまつ 605	若松区まちづくり整備課
		ぼうさいわかまつ 651 ~ 657	若松区総務企画課
携 帯 型 無 線 機	1	ぼうさいわかまつ 651 ~ 657	若松区総務企画課
統 制 台		ぼうさいやはたひがし 799	八幡東区総務企画課
遠 隔 制 御 器		ぼうさいやはたひがし 791	八幡東区コミュニティ支援課
		ぼうさいやはたひがし 792	危機管理室危機管理課(危機管理課預り)

種 別	出力(W)	呼出し名称	設置場所
遠隔制御器		ぼうさいやはたひがし 793	八幡東区まちづくり整備課
車載型無線機	10	ぼうさいやはたひがし 701	八幡東区総務企画課
		ぼうさいやはたひがし 702	八幡東区コミュニティ支援課
		ぼうさいやはたひがし 703	八幡東区まちづくり整備課
携帯型無線機	1	ぼうさいやはたひがし 751～761	八幡東区総務企画課
統 制 台		ぼうさいやはたにし 899	八幡西区総務企画課
遠隔制御器		ぼうさいやはたにし 891	八幡西区コミュニティ支援課
		ぼうさいやはたにし 892	八幡西区まちづくり整備課
		ぼうさいやはたにし 893	危機管理室危機管理課(危機管理課預り)
携帯型無線機	1	ぼうさいやはたにし 851～860	八幡西区総務企画課
統 制 台		ぼうさいとばた 999	戸畑区総務企画課
遠隔制御器		ぼうさいとばた 991	戸畑区コミュニティ支援課
		ぼうさいとばた 992	戸畑区まちづくり整備課
車載型無線機	10	ぼうさいとばた 901	戸畑区総務企画課
		ぼうさいとばた 902	戸畑区コミュニティ支援課
		ぼうさいとばた 903	戸畑区まちづくり整備課
携帯型無線機	1	ぼうさいとばた 951～961	戸畑区総務企画課

(4) 北九州市内無線局及び受付所一覧表

()は受付所及びその所在地

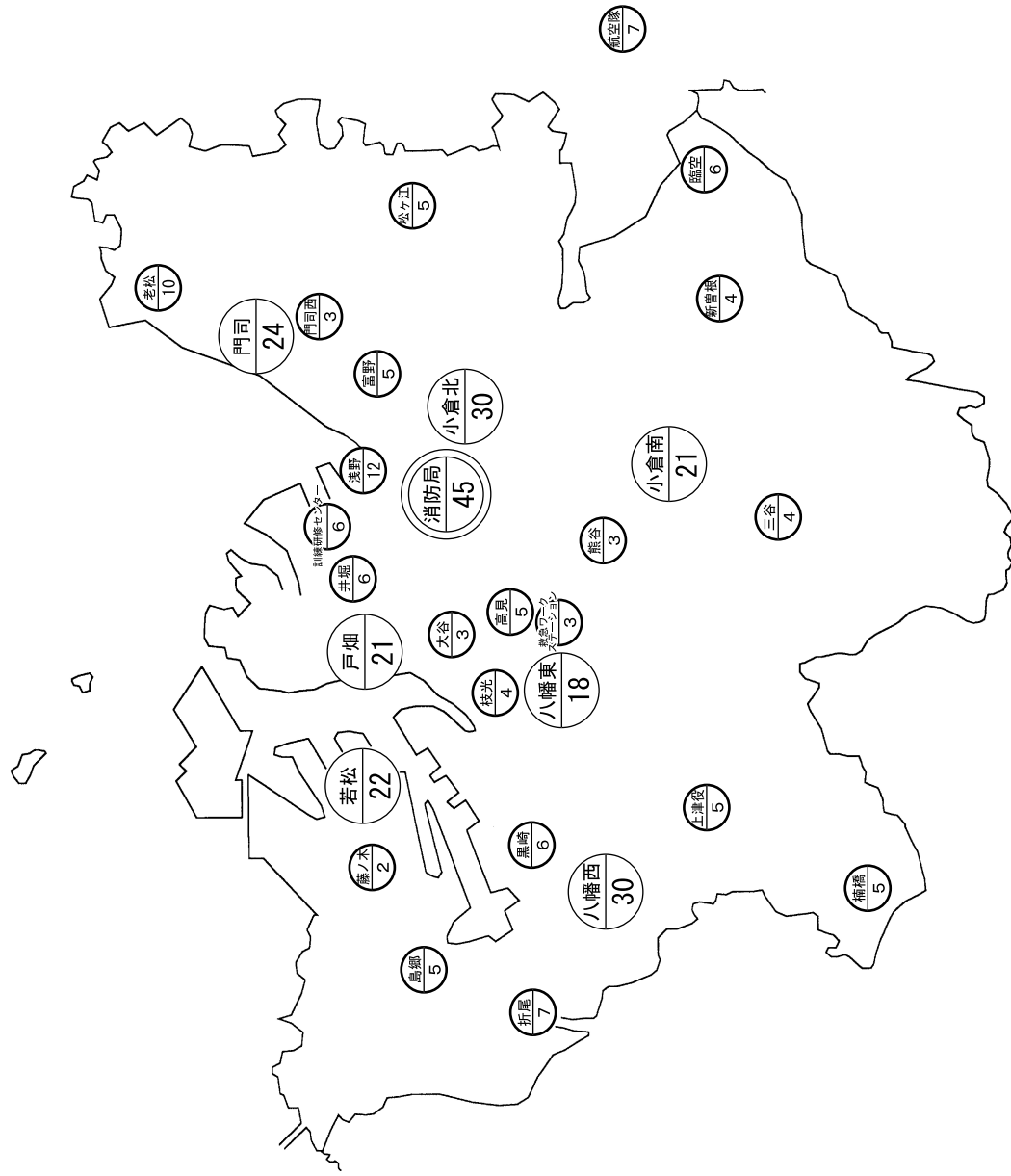
免 許 人	局 設 置 場 所 (受付所 所在地)	受 付 所	有線電話番号
警 察	小倉北区大門一丁目6-19	小倉北警察署	583-0110
"	小倉南区若園五丁目1-6	小倉南警察署	923-0110
"	門司区西海岸二丁目3-13	門司警察署	321-0110
"	八幡東区大谷一丁目1-1	八幡東警察署	662-0110
"	八幡西区東王子町2-1	八幡西警察署	645-0110
"	八幡西区光明一丁目6-6	折尾警察署	691-0110
"	戸畑区汐井町2-1	戸畑警察署	861-0110
"	若松区大字藤木267-13	若松警察署	771-0110
福 岡 県	八幡西区則松三丁目7-1	福岡県北九州市土整備事務所	691-2761 ~ 7
国 土 交 通 省	小倉南区春ヶ丘10-10	北九州国道事務所	951-4331
北 九 州 市	小倉北区大手町3-9	北九州市消防局	582-3811
"	門司区大里東一丁目4-10	門司消防署	372-0119
"	小倉北区江南町4-16	小倉北消防署	921-0119
"	小倉南区若園五丁目1-3	小倉南消防署	951-0119
"	若松区桜町1-28	若松消防署	752-0119
"	八幡東区春の町二丁目8-13	八幡東消防署	663-0119
"	八幡西区相生町15-25	八幡西消防署	622-0119
"	戸畑区新池二丁目1-15	戸畑消防署	861-0119
漁 業	戸畑区銀座二丁目6-27	戸畑漁業無線協会 (戸畑漁業用海事局)	871-3732
国 土 交 通 省	小倉南区空港北町6番 (北九州空港)	北九州空港事務所	474-0204
"	小倉北区浅野三丁目7-8	九州地方整備局関門航路 事務所第二建設管理官室	512-8091
"	門司区太刀浦海岸60-8	" 第一建設管理官室	331-7500
"	戸畑区川代二丁目1-2	北九州港湾・空港整備事務所 戸畑出張所	871-5021
朝 日 新 聞	小倉北区室町一丁目1-1	朝日新聞西部本社	563-1150
九州旅客鉄道	福岡市博多区吉塚本町13-71	信号通信指令	092-624-3851
日 本 通 運	小倉北区室町二丁目9-6	日本通運北九州支店	561-2043
九 州 電 力	小倉北区米町二丁目3-1	北九州支店	531-1180
"	"	小倉営業所	0120-986-101
"	八幡東区西本町一丁目19-1	八幡営業所	0120-986-102
"	小倉北区米町二丁目3-1	小倉電力所	531-1195
"	小倉北区西港町64-1	新小倉発電所	591-4060
西 鉄 バ ス	小倉北区砂津一丁目1-2	西鉄バス北九州(株)	522-1179
西 部 ガ ス	小倉北区愛宕一丁目5-1	北九州設備導管事業所	591-6688
"	小倉北区豎町二丁目3-10	北九州東支店	561-4171
"	八幡西区岸の浦一丁目1-1	北九州西支店	662-0266

(5) 北九州市内アマチュア無線局

日本アマチュア無線連盟福岡県支部 北九州市内各クラブ代表者名簿

区名	局名 (コールサイン)	氏名	所属 (電話番号)	住所 (電話番号)
北九州地区 代表	JA6AZQ	堤 喜久雄		小倉北区中井2-3-42 F 兼用 592-3520
北九州全域	JH6KWA	水尾 長文		八幡西区沖田5-2-15 F 兼用 613-8293
小倉南	JA6DBI	地脇 義孝		小倉南区沼緑町3-2-14 471-0873
"	JL6GDY	沖田 妙子		小倉南区沼緑1-3-1 472-1025
若松	JL6ORB	花田 章司		若松区古前2-12-1 771-0524
"	JA6EI	許斐和喜治		若松区高須西2-6-3 F 兼用 741-2407
八幡東	JA6GC	星隈 寛人		八幡東区祝町2-6-3 651-3125
八幡西	JA6AKV	松永 進		八幡西区折尾2-12-5 F 兼用 601-7688

5 消防救急無線設備の現況



凡 例

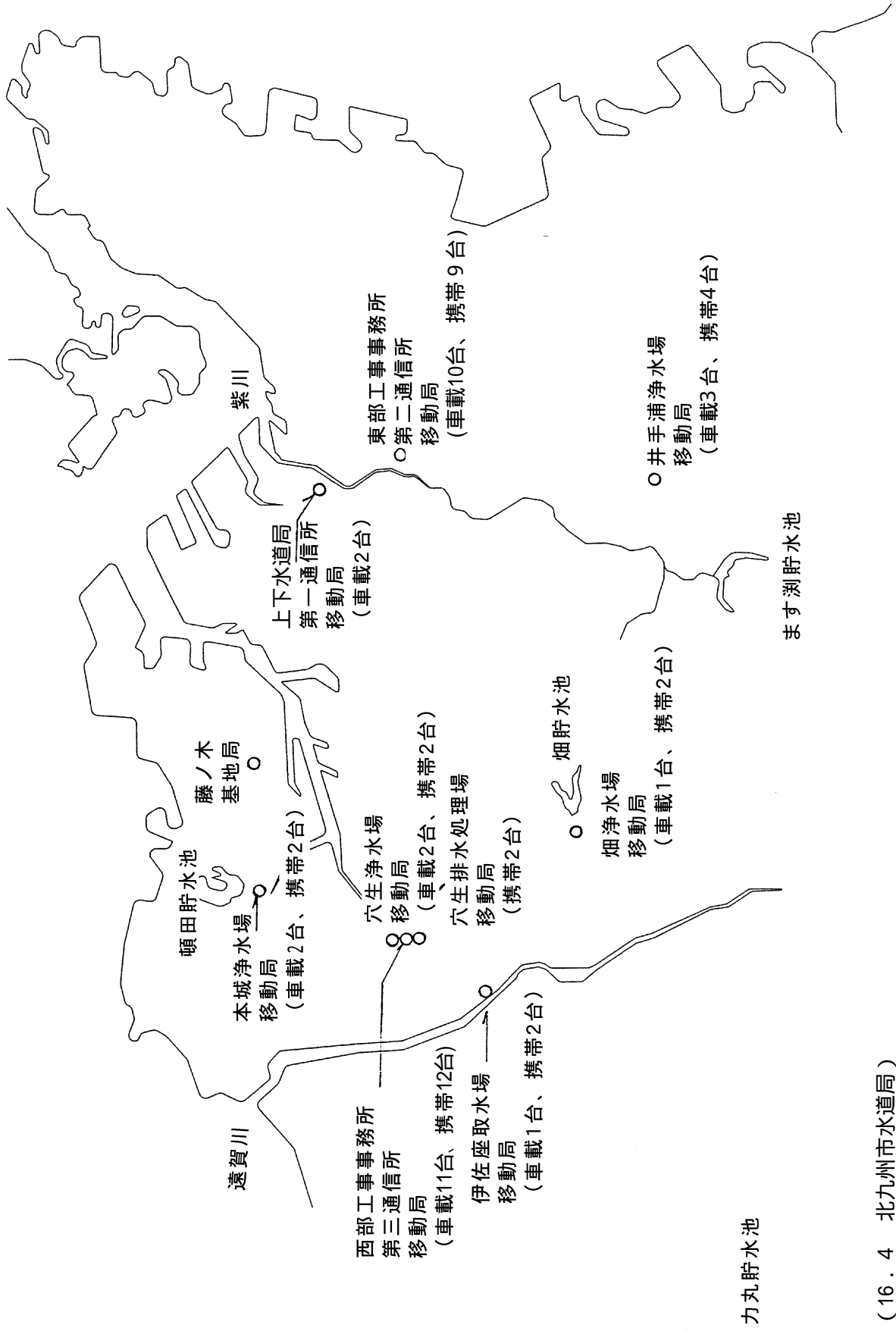
.....消防局

.....消防署

.....分署・出張所

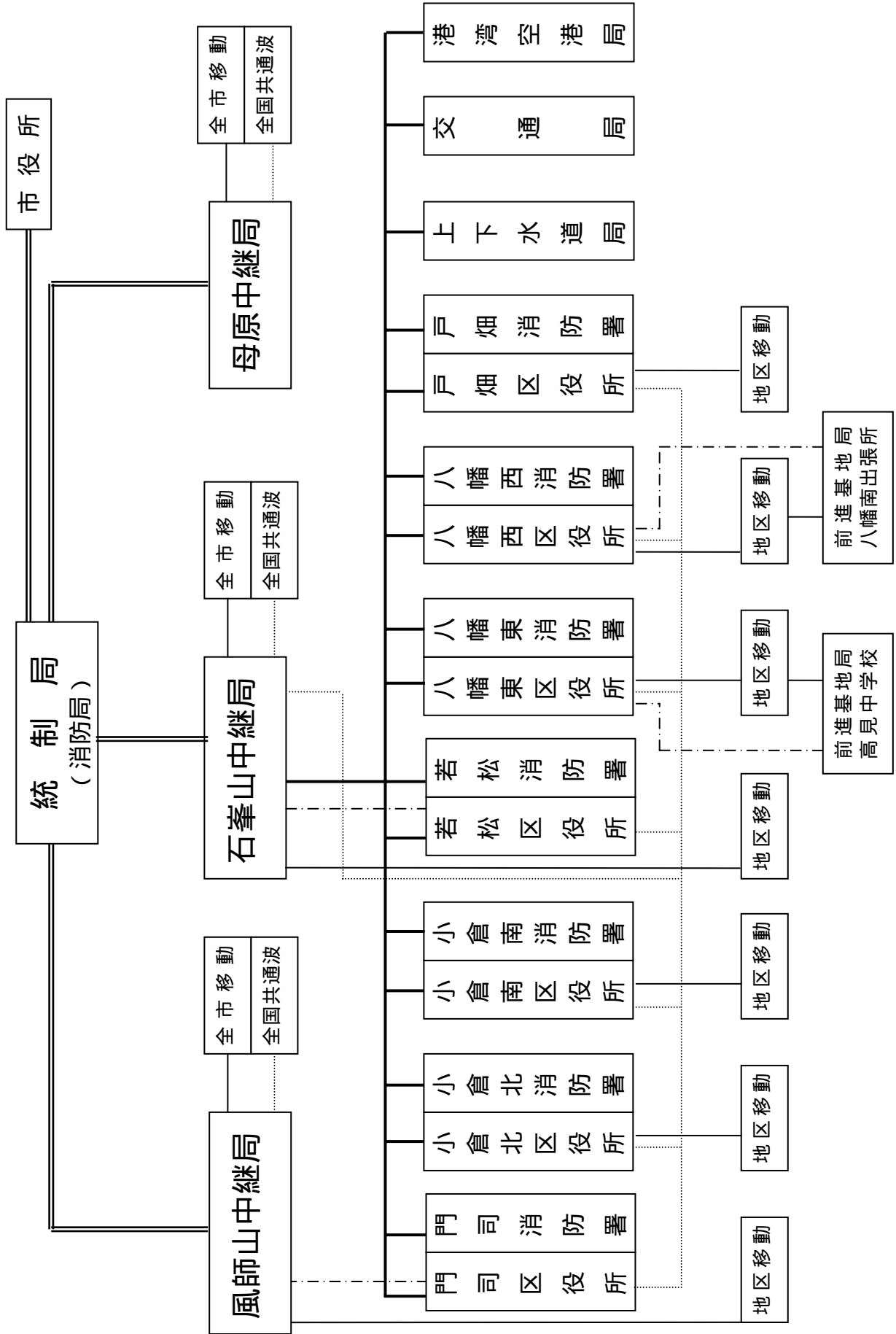
各数は無線機(車載、携帯)の出張所合計

6 北九州市上下水道局業務無線設備の現況



(16.4 北九州市水道局)

7 北九州市防災無線回線構成図



8 福岡県市長会と協定している通信機関名

(平成24年4月1日現在)

協定された機関名	申 込 窓 口	協定年月日	備 考
福岡県警察本部	各警察署～(署長)	39.6.1	1. 使用できる通信設備 有線、無線電話 2. 受付及び順位 法に基づく非常通信 で同設備で到達可能な ものに限り受け、緊急 性、内容受付順位等斟酌 して順位が決定される。
第七管区海上保安本部	第七管区海上保安本部 (警備救難部長) 各海上保安部 (部長)	39.7.1	
九州旅客鉄道株式会社	福岡県内 各駅～(駅長) 情報区～(区長)	40.3.15	
九州地方建設局 (現九州地方整備局)	北九州国道事務所 (所長)	40.8.17	
九州電力株式会社	福岡県内 本、支店(社、支店長) 発電所(所長) 営業所(所長) 電力所(所長) 変電所(所長)	39.8.18	
九州旅客鉄道株式会社 熊本支社	福岡県内の同支社管内 各駅(駅長)	40.12.10	
九州旅客鉄道株式会社 大分支社	福岡県内の同支社管内 各駅(駅長)	40.9.10	

9 (社)日本アマチュア無線連盟福岡県支部との災害時応援協定

アマチュア無線による災害時応援協定

社団法人日本アマチュア無線連盟福岡県支部(以下「JARL福岡県支部」という。)と北九州市(以下「市」という。)は、市が災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)に基づき実施する災害時における情報の収集伝達に関し、次のとおり協定する。

社団法人日本アマチュア無線連盟福岡県支部
支 部 長 佐々木 正 文

北九州市
北九州市長 末 吉 興 一

(趣 旨)

第1条 この協定は、北九州市内及びその周辺で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、JARL福岡県支部のアマチュア無線局が市に協力して、情報の収集伝達を行うために必要な事項について定める。

(性 格)

第2条 前条におけるアマチュア無線局の活動は、ボランティア精神に基づく活動とする。

(構 成 員)

第3条 この協定において、情報の収集伝達を行う者は、JARL福岡県支部の北九州地区構成員(以下「構成員」という。)とする。

2 JARL福岡県支部は構成員に変更が生じた時はすみやかに新構成員名簿を市に提出するものとする。

(災 害)

第4条 この協定において「災害」とは、災対法第2条第1項第1号に定めるものとする。

(要 請)

第5条 市は、災害時において、公衆通信網その他の手段による通信連絡が困難又は不可能な場合で災害情報の収集伝達上必要があると認める時は、JARL福岡県支部及び構成員に対し、情報の収集伝達について、協力を要請することができる。

(情報の提供)

第6条 JARL福岡県支部の構成員は、市から協力要請がなくても必要と思われる災害情報については、市に提供することができるものとする。

(訓練への参加)

第7条 JARL福岡県支部は、市の行う防災訓練等に参加することができる。

(雑 則)

第8条 この協定に定めのない事項又は規定している事項に疑義を生じた場合には、JARL福岡県支部と市は協議のうえ決定する。

付 則

この協定は平成14年3月7日から実施する。

JARL福岡県支部と市とは、本協定書を2通作成し、それぞれ署名押印のうえ、その1通を保有する。

第3節 被害状況等の収集伝達計画資料

1 被害状況等収集伝達実施要領

(趣 旨)

- 1 この要領は、災害が発生した場合における被害状況及び応急対策状況（以下「被害状況等」という。）を迅速かつ的確に収集伝達するため必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

- 2 この要領において、「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。

(情報連絡員)

- 3 被害状況等の収集及び伝達を円滑に実施するため、各局長及び区長は、あらかじめ情報連絡員を定め、危機管理監に届け出ておくものとする。

(現地調査班)

- 4 被害状況調査を効率的に行い、災害確定の迅速化を図るため、各区に現地調査班を置くものとする。

(1) 現地調査班は、総務、民生及び建設班員により編成するものとする。

(2) 現地調査班は、災害対策（警戒）本部の閉鎖にかかわらず、区長（区対策部長）の指揮のもと、災害に対する応急措置完了後、5日以内に被害状況を調査、確定するものとする。

(3) 現地調査班の数は、それぞれの区の実情に応じ決定し、あらかじめ現地調査班員を定め、危機管理監に届け出ておくものとする。

(本部情報班)

- 5 災害対策（警戒）本部が設置されたときは、総括部に本部情報班を置く。

(1) 本部情報班は、情報の収集伝達、関係部局との連絡調整、被害情報の記録、集計等を行う。

(2) 本部情報班は、総括部情報班員により編成し、必要に応じ他局及び各局の情報連絡員等を編入することができる。

(3) 災害対策（警戒）本部設置前においても必要に応じ、本部情報班を置くことができる。

(被害状況等の内容)

- 6 被害状況等の調査及び報告の内容は、おおむね別表第1に定めるところによる。

(本部室)

- 7 災害対策（警戒）本部の本部室には、原則として本庁舎3階の危機管理室をあてる。

なお、災害の規模によっては、本庁舎3階の大集会室又は、消防局庁舎2階、災害対策本部室をあてる。

(被害判定基準)

- 8 被害の判定は、別表第2に定めるところによる。

(被害状況等の報告)

- 9 被害状況を収集したときは、次により報告しなければならない。

(1) 市民からの通報と発生即報

市民からの災害発生通報を受信した区対策部、消防指令センター及び各部（局）は、その内容を災害発生即報として別表第1に定める事項について、本部情報班（総括部）へ報告するものとする。

なお、区対策部においては、勤務時間外の市民からの通報についても対応できるようにしておくものとする。

ア 区対策部は、自ら受信した通報及び消防署、警察その他の機関から収集した情報を速やかに本部情報班へ報告する。

イ 本部情報班は、各部・区対策部から収集した情報を関係各部及び関係機関へ伝達する。

(2) 調査と中間報告

区対策部、消防部その他の部は、自ら受信した通報及び伝達を受けた情報をもとに、現地の調査及び応急対策を行う。これらの調査結果をその都度、中間報告として本部情報班へ報告する。

(3) 中間報告の取りまとめ

ア 本部情報班は、中間報告をもとに、他の行政機関や公共機関から寄せられる情報を加えて、照合、調整、重要情報の選別、区単位の整理を行ったうえ、市全体の被害を集約する。

イ 本部情報班は、この取りまとめた情報を本部長及び県総務部消防防災課へ報告するとともに、関係部及び報道機関等へ被害状況として提供する。

ウ この情報は、見舞金の支給等被災者の救援活動や応急対策活動、災害救助法の適用申請、自衛隊の派遣要請、災害復旧等の基礎資料として活用する。

(4) 確定報告

区対策部、その他関係部は、災害に対する応急措置が完了した後、5日以内に確実な災害状況を取りまとめ、最終報告として速やかに総括部本部総括班へ報告するものとする。

(5) 報告の要領

各局区（部）の情報連絡員は、災害に関する応急措置が完了するまでの間、本部情報班（総括部）へ被害状況等を総合防災情報システム、防災行政無線、電話、ファクシミリ等で、迅速かつ的確に報告するものとする。

(6) 報告事項

報告事項は、次のとおりとする。

ア 災害が発生した日時、場所

イ 災害の種別（家屋破損、山がけ崩れ等）

ウ 災害の概況

エ 避難の勧告又は指示の状況

オ 住民の避難の状況

カ 救助活動の状況

キ 応急（措置）対策の状況

ク その他必要な事項

(7) 報告区分等

報告区分、提出期限及び報告様式は、次のとおりとする。

なお、報告様式については、原則として総合防災情報システムの災害情報管理システムを活用する。

報告区分	提出期限	様式
発生報告	被害発生都度逐次報告	第1号（被害情報受（発）信表）
中間報告	本部からの指定時刻	第2号（被害状況一覧表（中間・確定）） 第3号（応急対策実施状況報告書） 第4号（被害状況報告書） 第5号（避難者の記録） ※総合防災情報システムを活用する場合 「避難者情報詳細表示」
確定報告	災害に関する応急措置が完了した後、報告（5日以内）	第2号（被害状況一覧表（中間・確定）） 第4号（被害状況報告書） 第5号（避難者の記録（中間・確定）） ※総合防災情報システムを活用する場合 「避難者情報詳細表示」

(8) 被害状況の集計

本部情報班（総括部）は、各局区（部）からの報告をもとに、災害対策本部にあつては市長、災害警戒本部にあつては危機管理監が必要とする都度、報告資料及び報道機関に対する広報資料として、災害報告（第〇報）等を作成する。

別表第1

被害状況等の調査・報告事項

種 別	調 査 報 告 事 項
死者・行方不明	発生場所、原因、氏名、住所、年齢、性別（死亡日時）
負 傷 者	発生場所、原因、氏名、住所、年齢、性別、負傷の部位・程度、救出・救急状況、病院名
家屋全壊（流失）	原因、氏名、棟数、世帯数、人員 避難状況（避難場所、避難世帯、人員、食糧・毛布の支給等）
〃 半 壊	
〃 一 部 破 損	
床 上 浸 水	原因、棟数、世帯数、人員（世帯主氏名）
床 下 浸 水	避難状況（避難場所、避難世帯、人員、食糧・毛布の支給等）
非 住 家 被 害	種別（公共建物、倉庫、車庫等）、被害程度、応急状況
道 路 被 害	箇所、管理種別（国、県、市私等別）被害状況
橋 り よ う 被 害	応急対策（動員数、使用資器材）、通行等の状況
堤 防 被 害 河川、貯水池 溜池、用水路	箇所、管理種別（国、県、市別）、被害程度（規模）、関連被害（住家、田畑等）、応急対策（動員数、使用資器材）
田 畑 被 害	被害地域面積（冠水、埋没、流失）
山 ， 崖 く ず れ	被害の規模、人身、家屋等被害の有無、道路等の影響、応急対策（動員数、使用資器材）
水 道 施 設 被 害	原因、被害状況（断水状況）、応急・復旧対策（給水状況） （上水道、工業用水、簡易水道）
下 水 道 施 設 被 害	原因、被害状況、応急・復旧対策
通 信 ・ 電 力 等 被 害	被害状況、応急・復旧対策
船 舶 被 害	被害状況（沈没、流失、破損等）

浸水、堤防、山・崖くずれ等の被害は、次の事項についても調査、報告すること。

- 1 宅造工事規制区域、急傾斜地崩壊危険区域内、外の別
- 2 風水害危険区域（箇所）指定の確認
- 3 公災、民災の別

別表第2

被害判定基準

被害区分		判定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑のある者とする。	
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。	
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。	
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。	
	住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。	
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。但し、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊、半壊には該当しないが土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。	
	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは当該部分は住家とする。	
非住家被害	公共建物	例えば庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
	り災世帯等	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	
り災者	り災世帯の構成員とする。		
その他の被害	田	流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったもの。
		冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	畑	流失・埋没	田に準ずる。
		冠水	

被害区分		判定基準	
その他の被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設。	
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもの。	
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床上その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。	
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設。	
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸。	
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設。	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害。	
	船舶被害	櫓かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。	
通信被害	災害により通話不能となった電話の回線数		
被害金額	公共文教施設	公立の文教施設とする。	
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。	
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。	
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
	その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
		林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
		畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜畜舎等の被害とする。
水産被害		農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり魚具、漁船等の被害とする。	
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。		

被害情報受（発）信表

（ 局・区・室・委員会 号）

受（発）信月日	月 日 時 分 受（発）信
通 報 者	住所 氏名 TEL
発 信 者	局 氏名 区対策部
発 生 日 時	月 日 時 分頃
発 生 場 所	区
通報被害内容	災害種別
	概況 人的被害 家屋被害 棟数 世帯 人員
被害状況	
措置状況	
対策の必要	
出勤状況	
今後の見通し	
受 信 者	局 氏名 区対策部

本部 _____

被害状況一覧表（中間・確定）

平成 年 月 日

局・区・室・委員会

番号	受信時間	受信部署	被害区分	発生場所 (氏名 TEL)	被害規模			被害				被害状況 (発生日時)	応急対策等 (出勤状況、措置状況)	避難 の有無	被害金額 (千円)	
					幅	奥行	高さ	棟数	世帯	人員	死者					重傷
	:															
	:															
	:															
	:															
	:															

受信時間順に記入すること。
 避難状況の有無は、無い場合は無、自主避難の場合は自主、避難勧告の場合は勧告と記入すること。（有の場合は5号様式を作成すること）
 被害金額については、別表第2に記載している区分についてのみ記入すること。

応急対策実施状況報告書

(局・区・室・委員会 号)

受（発）信月日		月 日 時 分 受信
発 信 者		局 区対策部 氏名
発 生 報 告	発 生 日 時	月 日 時 分頃 受信番号 局・区
	概 要	
措 置 状 況		
避 難 状 況		
出 動 状 況		
今 後 の 見 通 し		
受 信 者		局 区対策部 氏名

本部 _____

被害状況報告書（中間・確定）

平成 年 月 日現在
局・区・室・委員会

区 分		門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	計
人的被害	死者	人							
	不明者	人							
	負傷者	人							
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
	半壊	棟							
		世帯							
	一部破損	棟							
		世帯							
	床上浸水	棟							
		世帯							
	床下浸水	棟							
		世帯							
非住家	公共建物	棟							
	その他	棟							
その他	田	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	畑	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	文教施設	箇所							
	医療機関	箇所							
	道路	箇所							
	橋りよ	箇所							
	河川	箇所							
	港湾	箇所							
	砂防	箇所							
	清掃施設	箇所							
	崖くずれ	箇所							
	鉄道不通	箇所							
被害船舶	隻								
航空機被害	機								
水道	戸								
電話	回線								
電気	戸								
ガス	戸								
ブロック塀等	箇所								
その他	箇所								
り災世帯	数	世帯							
り災者	数	人							
火災	発生	建物	件						
		危険物	件						
		その他	件						
公立文教施設	千円								
農林水産業施設	千円								
公共土木施設	千円								
その他の公共施設	千円								
小計	千円								
その他	公共施設被害市町村数	団体							
	農産被害	千円							
	林産被害	千円							
	畜産被害	千円							
	水産被害	千円							
	商工被害	千円							
水道施設被害	千円								
その他	千円								
被害総額	千円								
避難状況	状況	棟							
		世帯							
		人員							
消防職員出動	延人数								
消防団員出動	延人数								

公共施設被害金額についての未査定分については（ ）で記入する。

避難者の記録（中間・確定）

（ 局・区・室・委員会 号）

避難種別	避難勧告・避難指示・自主避難・その他（ ）	
避難先別	避難所・親戚宅・知人宅・旅館（ホテル）・市営住宅・ 県営住宅・その他（ ）	
避難先	名称	
	住所	区
	電話	- -
入所時間	月 日 時 分	
退所時間	月 日 時 分	
避難世帯主	氏名（カナ）	（ ）
	性別	男性・女性
	住所	区
	電話（自宅）	- -
	電話（緊急時） （職場・携帯等）	- -
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
	年齢	
避難人数	名	
避難勧告等責任者		
勧告等日時	月 日 時 分	
勧告等解除日時	月 日 時 分	
解除責任者		
帰宅の確認	確認・未確認（ 月 日 時 分）	

避難理由（被害状況）

第 4 節 災害の広報計画資料

1 市有の放送設備を有する自動車所有台数及び所有機関

所有機関	電話	台数	所有機関	電話	台数
危機管理室	582-2110	2	門司区役所	331-1881	9
広報室	582-2236	1	小倉北区役所	582-3311	3
市民文化スポーツ局スポーツ振興課	582-2395	1	小倉南区役所	951-4111	6
消防局	582-3811	19	若松区役所	761-5321	3
" 門司消防署	372-0119	24	八幡東区役所	671-0801	3
" 小倉北消防署	921-0119	31	八幡西区役所	642-1441	1
" 小倉南消防署	951-0119	18	戸畑区役所	871-1501	3
" 若松消防署	752-0119	15	環境局 監視指導課	582-2177	4
" 八幡東消防署	663-0119	13	" 業務課	582-2180	2
" 八幡西消防署	622-0119	26	" 新門司環境センター	481-7053	47
" 戸畑消防署	861-0119	12	" 日明環境センター	571-4481	42
上下水道局 経営企画課	582-3141	1	" 皇后崎環境センター	631-5337	56
" 畑浄水場	617-4813	1			
" 東部工事事務所	932-5790	14			
" 西部工事事務所	644-7820	15			
" 本城浄水所	693-1385	1			
" 井手浦浄水所	451-0262	1			
			合 計		374

(24 . 4)

2 災害時の放送要請

災害対策基本法第57条に規定する放送を要請する場合は、「災害に関する対策のための放送要請に関する協定」により行う。

(1) 本市が協定を締結している放送局への要請

協定締結放送局	連絡責任者	TEL	FAX
日本放送協会北九州放送局	放送部長	093-591-5011	093-591-8051
RKB毎日放送(株)北九州支社	報道部長	093-531-0933	093-531-0934
KBC九州朝日放送(株)	北九州支社報道制作部キャップ	北九州 093-563-1610 福岡 092-761-7610	093-563-1613 092-761-7613
(株)TNCテレビ西日本北九州支社	北九州支社長	093-521-3311	093-541-0797
(株)TXN九州北九州本社	報道部長	092-262-0077	092-272-5905
(株)エフエム九州	編成業務部課長	093-551-9182	093-541-7434
(株)エフエム福岡	編成制作部長	092-781-6185	代表 092-741-8601 報道 092-713-0240
FBS福岡放送(株)	報道部長	092-532-3001	092-532-3091
ラブエフエム国際放送(株)	放送局長	092-734-5462	092-734-1982
AIR STATION HIBIKI(株)	取締役放送局長	093-695-0882	093-601-1618
(株)北九州シティFM	代表取締役	093-531-5313	093-531-5317
(株)ジェイコム九州	北九州局業務局 管理グループマネージャー	093-231-1000	093-663-6123

災害に関する対策のための放送要請に関する協定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条に規定する放送に関して、北九州市長と * * * * * は、同法施行令第22条の規定に基づき協議し、災害に関する対策のための放送要請に関する手続きについて次のとおり協定する。

第1条 北九州市長（以下「甲」という。）が法第57条の規定に基づき、* * * * *（以下「乙」という。）に、放送を要請するときの手続きは、この協定の定めるところによって行う。

第2条 甲が乙に、放送を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書をもって要請するものとする。

- (1) 放送を要請しようとする理由
- (2) 放送事項
- (3) 放送を行う日時及び放送系統
- (4) その他必要な事項

2 要請は、緊急を要するときは電話をもって要請することができるものとする。この場合事後速やかに文書を提出するものとする。

第3条 乙は、甲からの放送の要請を受けたときは、その内容を検討し、法第57条の規定に適合するときは、放送の形式、内容、時刻及び放送系統等をそのつど決定し、速やかに放送するものとする。

第4条 要請手続の円滑を図るため、北九州市災害対策本部広報班長（広報室長）及び * * * * *（各担当者）を連絡責任者とする。

第5条 この協定に規定する事項に関係して疑義等が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

第6条 この協定は、締結の日から効力を生ずる。

この協定締結の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ、おのおの一通を保有する。

平成14年5月1日

（甲）北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市長 末 吉 興 一

（乙） * * * * *（本市が協定を締結している放送局は前頁のとおり。）

災害に関する対策のための放送要請について（確認）

北九州市長が * * * * * に対して行う災害に関する対策のための放送要請（以下、「放送要請」という。）は、下記により行うことを確認する。

- 1 放送要請は、平成14年5月1日締結の「災害に関する対策のための放送要請に関する協定」に基づいて行うものとする。
- 2 放送要請は、災害が発生し、又は発生するおそれがある次の場合に行うものとする。
 - (1) 事態が切迫し、避難勧告・命令や警戒区域の設定等についての情報伝達に緊急を要する場合。
 - (2) 北九州市の通常の伝達手段では対応が困難で、伝達のための特別の必要がある場合。
- 3 放送要請は、別記様式により、電話及びファックス等を使って行うものとする。
- 4 放送要請の取り扱いについて問題点や疑義等が生じた場合は、随時協議して改善を図ることとする。

平成14年5月1日

(様式)

(ファックス、電話用)

件 名 : 災害に関する対策のための放送要請について

平成 年 月 日 北九州市災害対策(警戒)本部第 号

1 要請理由

- (1) 避難勧告、警報等の周知、徹底を図るため
- (2) 災害時の混乱を防止するため
- (3) その他 ()

2 放送事項(内容、対象地域等)

別紙の通り

3 放送希望日時

- (1) 直ちに
- (2) 日 時

4 その他

各機関においては、放送日時等について、速やかに下記あて連絡されたい。

連絡先 北九州市災害対策本部広報班
093-582-2236

送	機 関 名	北九州市	受	機 関 名	
	T E L	093-582-2236		T E L	
信	F A X	093-582-2243	信	F A X	
	送 信 時 刻			受 信 時 刻	
	担 当 者			担 当 者	

被要請機関は、折り返し4の連絡先に電話し、確認すること。

(2) 市町村から県（窓口）への要請

本市が協定を締結している放送局への要請が不可能な場合は、県を窓口としてNHK福岡放送局に放送を要請することができる。

この場合の要請手続は、次のとおりである。

勤 務 時 間 内	勤 務 時 間 外
<p>1 県防災行政無線電話 78-700-7022（防災企画係） 78-700-7023（消防係） 78-700-7500（災害対策本部設置時のみ）</p> <p>2 一般加入電話 092-641-4734 092-643-3112（防災企画係） 092-643-3986（災害対策本部設置時のみ）</p>	<p>1 県防災行政無線電話 78-700-7027（宿直室） 78-700-7500（災害対策本部設置時のみ）</p> <p>2 一般加入電話 092-641-4734（宿直室） 092-643-3986（災害対策本部設置時のみ）</p>
備 考 1 <input type="text"/> の電話を優先使用されたい。	

第5節 避難収容計画資料

1 小学校区別予定避難所一覧表（472箇所）

（平成24年6月現在）

（1）内訳

行政区	予定避難所数	災害種別			
		大規模	地震	風水害	その他
総計	472	16	254	428	472
門 司	67	1	39	57	67
小 倉 北	86	2	53	83	86
小 倉 南	93	3	48	84	93
若 松	41	3	23	35	41
八 幡 東	43	5	24	34	43
八 幡 西	115	2	53	108	115
戸 畑	27	0	14	27	27
受入れ可能人数	125,918	24,665	77,003	116,625	125,918

（2）定義

予定避難所
災害時に避難者が発生した場合、その受入れについて、理解と協力を得ることができる（避難所としての開設が見込める）施設として、区長があらかじめ指定する施設。
一時避難地
避難者の受入れに緊急を要し、避難所を開設するいとまのない場合。若しくは、夜間・休日等の理由で開設手続きに時間を要する場合における地域住民の一時的な避難地で、学校、公園等の公共のオープンスペース。

（3）表示板の設置

- ・ 太陽電池式避難誘導標識 40基（夜間：自光式）
- ・ 市街地表示式避難地案内板 54基

小学校区別予定避難所一覧表（門司区）

校区名	予定避難所名	施設の形態		所在地	連絡先		施設管理者名		一時避難地の指定	受入れ予定箇所	受入れ可能人員	上階受入れ可能人員	大規模	適応災害種別			
		種別	所管		電話番号	FAX番号	氏名	役職						地震	風水害	その他事故災害	
西門司	1 西門司小学校	小学校	市	東新町一丁目10-1	381-4138	381-4139	廣木 雄司	校長		体育館	301						
	2 西門司市民センター	市民センター	市	稲積一丁目3-1	381-4927	381-4927	渡辺 由美子	館長		多目的ホール	80						
	3 市立東部勤労婦人センター	その他	市	下馬寄6-8	371-4649	371-4268	石田 京子	館長		体育室	224						
藤松	4 藤松小学校	小学校	市	藤松一丁目19-1	391-2300	391-4215	高田 利弘	校長		体育館	300						
	5 緑ヶ丘中学校	中学校	市	緑ヶ丘6-1	381-4838	381-4839	本庄 佑嗣	校長		体育館 武道場	505						
	6 藤松市民センター	市民センター	市	上藤松二丁目3-31	391-6411	391-6412	内山 信子	館長		多目的ホール 和室 会議室	200						
大里南	7 大里南小学校	小学校	市	新原町15-1	381-1961	381-1962	山川 良一	校長		体育館	301						
	8 柳西中学校	中学校	市	柳原町1-1	381-0888	381-0889	原田 栄一	校長		体育館 柔剣道場	500						
	9 大里南市民センター	市民センター	市	原町別院13-27	391-5591	391-5592	渡邊 美千代	館長		多目的ホール 和室 会議室	74						
大里柳	10 大里柳小学校	平成23年9月～平成26年3月 校舎全面建替工事の為使用不可（プレハブ仮校舎、体育館なし）															
	11 豊国学園高校	私立高等学校	民間	柳町四丁目5-1	371-3037	371-3032	井上 正男	理事長		体育館	385						
	12 門司体育館	体育施設	市	高田一丁目20-1	381-6445	381-6445	小島 高德	マネージャー		アリーナ 集会室	681						
	13 大里柳市民センター	市民センター	市	高田二丁目2-18	381-2328	381-2018	東 美智子	館長		多目的ホール 和室 1,2	132						
	14 大里柔剣道場	体育施設	市	不老町一丁目1-4	381-4776	381-4776	小島 高德	マネージャー		柔剣道場	338						
大里東	15 大里東小学校	小学校	市	中二十町7-1	381-4531	381-4532	古賀 隆博	校長		体育館	301						
	16 佛願寺	寺	個人	大里本町二丁目7-21	381-2823	391-5053	谷 憲雄	住職		本堂	30						
	17 西生寺	寺	個人	大里本町一丁目8-8	381-2127	391-3236	柳浦 俊一	住職		本堂	50						
	18 大里東市民センター	市民センター	市	下二十町3-7	371-4419	371-4008	鈴木 牧子	館長		多目的ホール 和室 会議室	136						
萩ヶ丘	19 萩ヶ丘小学校	小学校	市	寺内二丁目7-1	381-4631	381-4632	山本 良祐	校長		体育館	302						
	20 戸ノ上中学校	中学校	市	寺内四丁目1-1	381-3034	381-3035	永田 和之	校長		体育館	341						
	21 萩ヶ丘市民センター	市民センター	市	大里戸ノ上三丁目8-1	372-3720	372-3726	西山 定信	館長		和室	32						
小森江西	22 小森江西小学校	小学校	市	羽山一丁目12-1	381-5538	381-5539	阪野 育式	校長		体育館	266						
	23 小森江西市民センター	市民センター	市	矢筈町5-42	372-6001	372-6001	渡部アサ子	館長		多目的ホール	45						

小学校区別予定避難所一覧表（門司区）

校区名	予定避難所名	施設の形態		所在地	連絡先		施設管理者名		一時避難地の指定	受入れ予定箇所	受入れ可能人員	上階受入れ可能人員	大規模	適応災害種別			
		種別	所管		電話番号	FAX番号	氏名	役職						地震	風水害	その他事故災害	
小森江東	24 小森江東小学校	小学校	市	二夕松町2-1	321-2561	321-2562	福田 哲也	校長		体育館	266						
	25 小森江東市民センター	市民センター	市	風師三丁目9-20	331-5735	331-5735	八尋 健司	館長		和室講堂	80						
	26 風師児童館	児童館	市	風師三丁目9-18	321-8810	321-8810	奥尾 嘉教	館長		遊戯室 学童クラブ 図書室	149						
門司海青	27 門司海青小学校	小学校	市	清滝五丁目3-21	331-1708	331-1709	三栗谷 進	校長		体育館	360						
	28 門司中学校	中学校	市	丸山二丁目5-1	321-3685	321-3686	早崎 淳二	校長		体育館 柔剣道場	511						
	29 門司区役所	区役所	市	清滝一丁目1-1	331-1881	331-1805	吉永 高敏	区長		大会議室	40						
	30 錦町市民センター	市民センター	市	清滝三丁目5-5	332-5600	332-5611	久保 順子	館長		多目的ホール	50						
	31 丸山市民センター	市民センター	市	長谷一丁目14-28	332-1651	332-1652	川本 博寿	館長		多目的ホール 和室	50						
	32 丸山公民館	類似公民館	住民組織	丸山二丁目4-3	332-2027	332-2027	岩本 吉規	館長		ホール	46						
門司中央	33 門司中央小学校	小学校	市	東門司二丁目16-1	331-1375	331-1376	佐方 はるみ	校長		体育館	239						
	34 庄司公民館	類似公民館	住民組織	老松町6-7	321-0597	321-0597	高木 理信	館長		集会場	40						
	35 老松市民センター	市民センター	市	庄司町4-16	332-0889	332-0070	佐藤 恵子	館長		多目的ホール 和室 会議室	115						
港が丘	36 港が丘小学校	小学校	市	清見一丁目18-38	332-0500	332-1022	松本 喜義	校長		体育館	343						
	37 古城市民サブセンター	市民センター	市	浜町6番25号	321-5700	321-5700	萬治 広一	館長		多目的ホール 2F	103						
	38 清見市民センター	市民センター	市	清見三丁目1-1	331-3033	331-3034	萬治 広一	館長		多目的ホール 和室	80						
	39 早鞆中学校	中学校	市	清見三丁目13-1	321-3788	321-3789	坂田 恵司	校長		体育館	375						
田野浦	40 田野浦小学校	小学校	市	田野浦一丁目18-1	321-0811	321-5690	切原 利美	校長		体育館	245						
	41 田野浦公民館	類似公民館	住民組織	田野浦一丁目1-5	321-0106	342-8762	坂田 憲雄	館長		ホール 和室	76						
	42 太刀浦公民館	類似公民館	住民組織	大字田野浦1141-1	321-8586	321-8586	荒田 勲	館長		集会場	50						
	43 田野浦市民センター	市民センター	市	新開6-11	331-2025	331-2025	寺岡 裕明	館長		和室 多目的ホール	53						

小学校区別予定避難所一覧表（門司区）

校区名	予定避難所名	施設の形態		所在地	連絡先		施設管理者名		一時避難地の指定	受入れ予定箇所	受入れ可能人員	上階受入れ可能人員	大規模	適応災害種別			
		種別	所管		電話番号	FAX番号	氏名	役職						地震	風水害	その他事故災害	
大積	44 大積小学校	小学校	市	大字大積974-3	341-8296	341-8244	新川由美子	校長		体育館	181						
	45 浄光寺	平成25年5月頃まで本堂建替工事中につき、本年度の受入不可															
	46 東郷中学校	中学校	市	黒川西一丁目9-1	341-8811	341-3499	大友 進	校長		体育館	299						
	47 高砂公民館	類似公民館	住組	高砂町8-10			村上 和夫	館長		集会場	40						
	48 大積公民館	類似公民館	住組	大字大積725-29			大林 正治	館長		講堂 和室	36						
	49 東郷市民センター	市民センター	市	黒川西一丁目3-26	341-1126	341-1126	秋島 成範	館長		多目的 ホール 和室	170						
白野江	50 門司特別支援学校	養護学校	市	白野江三丁目28-1	341-8431	341-8432	入尾 忠之	校長		体育館	174						
	51 白野江小学校	小学校	市	白野江三丁目2-1	341-8021	341-2512	米田 幸平	校長		体育館	160						
	52 白野江市民センター	市民センター	市	白野江二丁目13-1	341-3221	341-3222	里 静雄	館長		和室 多目的 ホール	91						
	53 青浜公民館	類似公民館	住組	大字白野江317-2	341-2333	341-3939	出口 正助	町内 会長		集会所	50						
柄杓田	54 柄杓田小学校	小学校	市	大字柄杓田1002-1	341-8734	341-3498	中島 賢士	校長		体育館	252						
	55 東郷市民センター 柄杓田市民サブセンター	市民センター	市	大字柄杓田1407-14	341-0102	341-0102	秋島 成範	館長		多目的 ホール 和室	33						
	56 市立もじ家 少年自然の家	青少年施設	市	大字喜多久784-1	341-1128	341-1118	嶺野 正	所長		体育館	200						
松ヶ江北	57 松ヶ江北小学校	小学校	市	大字畑518	481-0614	481-4596	川原 基文	校長		体育館	180						
	58 松ヶ江北市民センター	市民センター	市	大字畑903	481-5725	481-5726	岩谷 文勝	館長		多目的 ホール 和室 1,2階	99						
	59 門司学園高等学校	県立 中学校 高等学校	県	大字猿喰1462-2	483-1750	483-2005	固谷 寛	校長		体育館	553						
	60 猿喰公民館	類似公民館	住組	大字猿喰441	481-1873	481-1873	白江喜久男	館長		集会場	60						
松ヶ江南	61 松ヶ江南小学校	小学校	市	吉志二丁目20-1	481-0700	481-0701	米田 幸光	校長		体育館	266						
	62 松ヶ江中学校	中学校	市	大字畑2077	481-0605	481-2898	原田 浩司	校長		柔剣道 場	140						
	63 松ヶ江南市民センター	市民センター	市	吉志新町二丁目1-1	481-0290	481-0190	松本加津美	館長		多目的 ホール 会議室 和室	150						
	64 新門司地域交流センター	地域交流センター	市	吉志新町二丁目1-1	481-4599	481-4557	斉藤 一雄	館長		和室2	16						
	65 新門司体育館	体育施設	市	吉志新町二丁目1-1	483-3717	483-3718	井上 猛	館長		体育館	423						
	66 恒見区民会館	類似公民館	市	恒見町21-1	481-0008	481-0008	藤田 俊樹	館長		集会所 和室	165						

小学校区別予定避難所一覧表（門司区）

校区名	予定避難所名	施設の形態		所在地	連絡先		施設管理者名		一時避難地の指定	受入れ予定箇所	受入れ可能人員	上階受入れ可能人員	大規模	適応災害種別			
		種別	所管		電話番号	FAX番号	氏名	役職						地震	風水害	その他事故災害	
伊川	67 伊川小学校	小学校	市	大字伊川1058-2	481-0349	481-6089	中田 茂	校長		体育館	237						
	68 円楽寺	寺	個人	大字伊川1043	481-1870 481-5606	481-1870	西 顕示	住職		本堂	20						
	69 伊川区民館	類似公民館	住民組	大字伊川1462-1	481-1872	481-1872	白石 修一	館長		集会所	300						
											合計	13,090	0	1	39	57	67

小学校区別予定避難所一覧表（小倉北区）

校区名	予定避難所名	施設の形態		所在地	連絡先		施設管理者		一時避難地の指定	受入れ予定箇所	受入れ可能人員	上階受入れ可能人員	大規模	適応災害種別			
		種別	所管		電話	F A X 番号	氏名	役職						地震	風水害	その他事故災害	
桜丘	1 桜丘小学校	小学校	市	赤坂二丁目21-1	521-7029	521-7948	朝倉 謙吾	校長		体育館	330						
	2 桜丘市民センター	市民センター	市	上富野五丁目6-21	522-5233	522-5233	國廣 富美香	館長		多目的ホール 和室	135	113					
富野	3 富野小学校	小学校	市	常盤町3-1	521-2822	521-2823	花田 博之	校長		体育館	325						
	4 富野中学校	中学校	市	常盤町8-1	521-1216	521-1250	黒木 章次	校長		体育館	350						
	5 下富野公民館	類似公民館	住民組織	下富野二丁目1-32		531-0095	片山 雅之	館長		和室等	50						
	6 下富野地域交流センター	地域交流センター	市	下富野五丁目17-17	521-3266	521-3289	糸山 哲司	館長		大集会室	40						
	7 富野市民センター	市民センター	市	須賀町6-23	533-5541	533-5542	平野 月子	館長		多目的ホール	90	25					
小倉中央	8 小倉中央小学校	小学校	市	堺町二丁目4-1	521-1079	521-0492	小林 廉	校長		体育館	330						
	9 菊陵中学校	中学校	市	下富野一丁目2-1	521-0623	521-5319	長畑 敏行	校長		体育館	500						
	10 小倉中央市民センター	市民センター	市	堺町二丁目4-24	551-1201	551-1201	松尾 剛	館長		講堂	40						
	11 小倉幼稚園	市立幼稚園	市	堺町二丁目4-21	521-1765	521-1772	池尻 京子	園長		講堂	30						
	12 総合保健福祉センター	その他	市	馬借一丁目7-1	522-5311	522-8739	沖 勉	所長		講堂	125)	125					
	13 商工貿易会館	その他	市	古船場町1-35	541-2184	541-2185	利島 康司	会頭		会議室 多目的ホール	283	283					
西小倉	14 西小倉小学校	小学校	市	城内6-1	581-4110	581-4111	宗岡 昭弘	校長		体育館	350						
	15 思永中学校	中学校	市	大門一丁目5-1	561-0535	561-0536	諫山 一秀	校長		体育館	200						
	16 生涯学習センター	生涯学習センター	市	大門一丁目6-43	571-2712	571-0943	安藤 英和	所長		和室	36	36					
	17 西小倉市民センター	市民センター	市	大門一丁目5-2	592-1603	592-1605	梶原 静夫	館長		多目的ホール 和室	136	52					
中島	18 中島小学校	小学校	市	昭和町16-1	921-1690	921-1708	中野 まどか	校長		体育館	320						
	19 中島公民館	類似公民館	住民組織	馬借一丁目16-16			寺本 忠義	館長		大広間	30						
	20 中島市民センター	市民センター	市	昭和町16-2	931-8370	931-8371	遠藤 隆一	館長		多目的ホール	170	130					

小学校区別予定避難所一覧表（小倉北区）

校区名	予定避難所名	施設の形態		所在地	連絡先		施設管理者		一時避難地の指定	受入れ予定箇所	受入れ可能人員	上階受入れ可能人員	大規模	適応災害種別			
		種別	所管		電話	FAX番号	氏名	役職						地震	風水害	その他事故災害	
貴船	21 貴船小学校	小学校	市	白銀二丁目8-1	921-3971	921-3980	大坪 和廣	校長		体育館	400						
	22 白銀中学校	中学校	市	白銀一丁目13-1	921-2693	921-2688	石田 英久	校長		体育館	400						
	23 黄金公民館	類似公民館	住民組織	黄金一丁目7-1			吉留 久雄	館長		和室	6						
	24 黄金二丁目公民館	類似公民館	住民組織	黄金二丁目6-1			藤本 博子	館長		和室	40	20					
	25 貴船地域交流センター	地域交流センター	市	東篠崎一丁目20-8	921-5303	921-5333	宝代 健一	館長		和室	20						
	26 貴船市民センター	市民センター	市	白銀一丁目5-8	921-2606	921-2612	平田 和美	館長		和室	28	28					
足立	27 足立小学校	小学校	市	宇佐町一丁目6-7	521-1635	521-1636	木村 暢男	校長		体育館	400						
	28 足立中学校	中学校	市	萩崎町3-1	931-0570	931-0600	池尻 徹	校長		体育館	400						
	29 足立市民センター	市民センター	市	宇佐町一丁目8-15	541-5085	541-5086	川上 政勝	館長		多目的ホール	45						
霧丘	30 霧丘小学校	小学校	市	霧ヶ丘一丁目12-1	921-6920	921-6985	松本 幸英	校長		体育館	300						
	31 霧丘市民センター	市民センター	市	黒原二丁目30-30	922-7365	922-7365	松尾 理恵子	館長		多目的ホール	67						
足原	32 足原小学校	小学校	市	足原二丁目8-1	921-3206	921-3282	堀 久米一	校長		体育館	360						
	33 霧丘中学校	中学校	市	黒原三丁目17-1	931-6558	931-6509	和田 孝義	校長		体育館	350						
	34 黒住町公民館	類似公民館	住民組織	黒住町25-6			三浦 敏之	館長		別館	25						
	35 足原幼稚園	市立幼稚園	市	足原二丁目8-2	921-1255	921-1501	北口利恵子	園長		遊戯室	70						
	36 足原市民センター	市民センター	市	足原二丁目8-3	941-5790	941-5792	豊福 徳明	館長		多目的ホール	67	35					
寿山	37 寿山小学校	小学校	市	大畠三丁目10-1	521-2131	521-2132	吉田 一憲	校長		体育館	240						
	38 神岳公民館	類似公民館	住民組織	神岳二丁目2-37		522-1142	三宅 重幸	館長		大広間	25						
	39 宇佐町公民館	類似公民館	住民組織	神岳二丁目2-8			溝田 秀夫	館長		和室	10						
	40 寿山公民館	類似公民館	住民組織	大畠一丁目4-17			斉藤 義尚	館長		ホール	40						
	41 寿山市民センター	市民センター	市	大畠三丁目10-2	531-1226	531-1227	森 設二	館長		ホール 和室	105						

小学校区別予定避難所一覧表（小倉北区）

校区名	No.	予定避難所名	施設の形態		所在地	連絡先		施設管理者		一時避難地の指定	受入れ予定箇所	受入れ可能人員	上階受入れ可能人員	大規模	適応災害種別			
			種別	所管		電話	FAX番号	氏名	役職						地	風	その他	
																		震
三郎丸	42	三郎丸小学校	小学校	市	三郎丸三丁目13-1	921-1440	921-1481	三原 達也	校長	○	体育館	240			○	○	○	
	43	片野新町公民館	類似公民館	住民組織	片野新町二丁目2-24			南里 勇	館長		和室 ホール	30				○	○	
	44	同志通公民館	類似公民館	住民組織	熊本二丁目2-16			池田 昌弘	館長		大広間	50				○	○	
	45	妙見通公民館	類似公民館	住民組織	熊本三丁目4-6	531-9285	531-9585	坂東 文治	館長		大広間	20				○	○	
	46	三郎丸市民センター	市民センター	市	熊本一丁目12-1	941-2763	941-2763	酒井 正治	館長		和室 会議室	60	40			○	○	○
	47	小倉北体育館	体育施設	市	三郎丸三丁目4-1	923-0823	923-0823	勝木 二恵子	所長		体育館	680			○	○	○	○
	48	北メディアドーム	その他	市	三萩野三丁目1-1	941-0945	941-1747	安永 洋一	競輪事務所長		アリーナ	2500			○	○	○	○
日明	49	日明小学校	小学校	市	日明四丁目4-1	581-1335	581-1336	佐藤 眞司	校長	○	体育館	360				○	○	○
	50	日明市民センター	市民センター	市	日明四丁目3-7	571-3704	571-3079	古森 邦子	館長		多目的 ホール	77				○	○	○
北小倉	51	北小倉小学校	小学校	市	中井口4-1	561-4591	561-4589	高柳 眞理子	校長	○	体育館	400				○	○	○
	52	北小倉市民センター	市民センター	市	中井一丁目10-1	571-3270	571-3279	切田 和恵	館長		多目的 ホール	90	20			○	○	○
中井	53	中井小学校	小学校	市	中井二丁目12-1	571-3525	571-3526	三浦 博美	校長	○	体育館	400				○	○	○
	54	中井市民センター	市民センター	市	井堀二丁目7-4	591-8750	591-8750	柿内よし子	館長		多目的 ホール	150					○	○
	55	中井婦人公民館	類似公民館	住民組織	中井二丁目18-3	561-2555		阿南 喜代美	館長		大広間	50					○	○
井堀	56	井堀小学校	小学校	市	井堀三丁目15-1	561-5276	561-5275	瀬藤 早苗	校長	○	体育館	320				○	○	○
	57	井堀市民センター	市民センター	市	井堀三丁目15-2	592-1170	592-1178	松山 宏	館長		多目的 ホール 和室等	100				○	○	○

小学校区別予定避難所一覧表（小倉北区）

校区名	No.	予定避難所名	施設の形態		所在地	連絡先		施設管理者		一時避難地の指定	受入れ予定箇所	受入れ可能人員	上階受入れ可能人員	大規模	適応災害種別			
			種別	所管		電話	FAX番号	氏名	役職						地震	風水害	その他事故災害	
到津	58	到津小学校	小学校	市	上到津一丁目9-1	581-1720	581-1721	阿多 博孝	校長	○	体育館	300			○	○	○	
	59	板櫃中学校	中学校	市	白萩町8-1	561-4993	561-4996	伊東 陽一	校長	○	体育館	400			○	○	○	
	60	小倉北特別支援学校	養護学校	市	下到津四丁目3-1	592-2103	592-2104	山本 康子	校長	○	体育館	200				○	○	
	61	到津公民館	類似公民館	住民組織	下到津四丁目10-5			中村 幸雄	館長			会議室 和室	50				○	○
	62	上四公民館	類似公民館	住民組織	上到津四丁目11-28			重見 秀治	館長			和室他	20				○	○
	63	到津市民センター	市民センター	市	下到津四丁目3-2	583-8866	583-8867	泊 久美	館長			中ホール 和室	110			○	○	○
	64	小倉西高等学校	高等学校	立	下到津五丁目7-1	561-0444	581-7721	田中 妙子	校長			武道場	372			○	○	○
65	小倉工業高等学校	高等学校	立	白萩町6-1	571-1738	581-6761	山田 晴隆	校長			体育館	495				○	○	
泉台	66	泉台小学校	小学校	市	泉台一丁目3-1	651-6028	651-6992	野々平 美幸	校長	○	体育館	300				○	○	
	67	泉台公民館	類似公民館	住民組織	金鶏町4-10		571-3351	白石 義昭	館長			和室 大広間	50				○	○
	68	泉台市民センター	市民センター	市	真鶴一丁目5-15	571-3281	571-3281	佐々木直子	館長			講堂	60				○	○
清水	69	清水小学校	小学校	市	清水二丁目13-1	561-0677	581-3404	大野 博子	校長	○	体育館	430			○	○	○	
	70	篠崎中学校	中学校	市	原町二丁目8-1	561-0131	561-0132	藤澤 佳隆	校長	○	体育館	380			○	○	○	
	71	清水公民館	類似公民館	住民組織	清水三丁目7-6		561-1168	田中 謙次	館長			大広間	80				○	○
	72	清水市民センター	市民センター	市	弁天町6-5	592-8351	592-8352	白川 峯生	館長			多目的 ホール	50			○	○	○
南小倉	73	南小倉小学校	小学校	市	新高田一丁目1-1	581-4091	581-4092	溝口 忠幸	校長	○	体育館	400				○	○	
	74	南小倉中学校	中学校	市	高尾一丁目4-1	581-9290	571-4510	田中 秀憲	校長			体育館	350				○	○
	75	木町公民館	類似公民館	住民組織	木町三丁目1-2	561-9613	571-3943	大石 奉弘	館長			和室 ホール	66			○	○	○
	76	新高田公民館	類似公民館	住民組織	新高田二丁目3-1			和田 英志	館長			大広間	30				○	○
	77	山田町公民館	類似公民館	住民組織	篠崎五丁目3-9			石迫 茂	館長			ホール	15				○	○
	78	山七地域交流センター	地域交流センター	市	篠崎五丁目9-1	581-4159	581-4168	向井 和則	館長			和室 会議室	75	75		○	○	○
	79	南小倉市民センター	市民センター	市	新高田一丁目10-3	592-5911	592-5912	渡邊 憲治	館長			多目的 ホール	90			○	○	○

小学校区別予定避難所一覧表（小倉北区）

校区名	No.	予定避難所名	施設の形態		所在地	連絡先		施設管理者		一時避難地の指定	受入れ予定箇所	受入れ可能人員	上階受入れ可能人員	大規模	適応災害種別		
			種別	所管		電話	FAX番号	氏名	役職						地震	風水害	その他事故災害
南丘	80	南丘小学校	小学校	市	南丘一丁目1-1	581-1343	581-1344	多久和 潔	校長	○	体育館	350			○	○	○
	81	南丘市民センター	市民センター	市	熊谷一丁目26-15	582-7328	582-7328	田村 宗治	館長		多目的ホール	115			○	○	○
	82	熊谷公民館	類似公民館	住民組織	熊谷二丁目3-11	582-8685	582-8685	梶 務	館長		ホール	80				○	○
今町	83	今町小学校	小学校	市	今町三丁目19-1	592-4900	592-4901	池田 優	校長	○	体育館	300			○	○	○
	84	今町公民館	類似公民館	住民組織	今町二丁目20-1			新屋 福美	館長		大広間	50				○	○
	85	今町市民センター	市民センター	市	今町三丁目19-2	571-9898	582-9498	山本 敏明	館長		多目的ホール	89	39		○	○	○
藍島	86	藍島小学校	小学校	市	大字藍島246-3	751-2703	751-4518	波多江憲治	校長	○	体育館	75					○
											合計	18,052	1,021	2	53	83	86

小学校区別予定避難所一覧表（小倉南区）

校区名	No	予定避難所名	施設の形態		所在地	連絡先		施設管理者		一時避難地の指定	受入れ予定箇所	受入れ可能人員	上階受入れ可能人員	大規模	適応災害種別				
			種別	所管		電話	FAX番号	氏名	役職						地震	風水害	その他事故災害		
城野	1	城野小学校	小学校	市	富士見三丁目2-1	921-8610	921-8693	中村 昌平	校長	○	体育館	400			○	○	○		
	2	城南中学校	中学校	市	富士見三丁目3-1	921-8611	921-8613	常松 秀明	校長	○	体育館	320					○		
	3	城野市民センター	市民センター	市	富士見三丁目1-3	951-0231	951-0231	川野 光政	館長		講堂	50				○	○	○	
	4	小倉商業高等学校	県立高等学校	県	富士見3丁目5-1	921-2245	921-5554	田中 靖人	校長		体育館	702			○	○	○	○	
	5	小倉南高等学校	県立高等学校	県	富士見1丁目9-1	921-2293	941-3435	西川 信次	校長		体育館	800					○	○	
若園	6	若園小学校	小学校	市	若園三丁目14-22	931-3550	931-3604	松田 義行	校長		体育館	400				○	○	○	
	7	企救中学校	中学校	市	南若園町1-1	961-2823	961-2824	上田 明	校長	○	体育館	530			○	○	○	○	
	8	若園市民センター	市民センター	市	若園四丁目1-50	921-3344	921-3177	廣瀬 敏夫	館長		全館	85			○	○	○	○	
	9	北九州高等学校	県立高等学校	県	若園五丁目1-1	931-3554	941-8549	田中 昭彦	校長		体育館	443					○	○	
北方	10	北方小学校	小学校	市	北方二丁目2-1	921-5481	921-5482	古小路 忠生	校長		体育館	400			○	○	○	○	
	11	北方地域交流センター	地域交流センター	市	北方三丁目31-1	931-6594	931-6997	上田 和夫	館長		大集会室 体育館 和室	142					○	○	○
	12	北方市民センター	市民センター	市	北方二丁目16-10	951-0133	951-0035	磯部 章成	館長		多目的ホール	85			○	○	○	○	
	13	公立大学法人北九州市立大学	市立大学	市	北方四丁目2-1	964-4004	964-4000	中本 成美	事務局次長		体育館	788			○	○	○	○	
	14	小倉競馬場	その他	国	北方四丁目5-1	962-3236	965-1000	西川 浩明	場長		スタンド (1.2階)	8,600			○	○	○	○	
守恒	15	守恒小学校	小学校	市	星和台二丁目1-1	962-3226	962-3245	田頭 麗宏	校長		体育館	400				○	○	○	
	16	守恒中学校	中学校	市	葉山町三丁目3-10	961-6051	961-6192	木原 博義	校長	○	体育館	500			○	○	○	○	
	17	守恒市民センター	市民センター	市	守恒二丁目8-36	963-1446	963-1446	中村 真理子	館長		講堂 和室1 和室2	175			○	○	○	○	
	18	小倉南体育館	体育館	市	日の出町二丁目5-1	963-2675	963-2675	原口 明子	小倉南区責任者		体育館	640		○		○	○	○	
広徳	19	広徳小学校	小学校	市	大字南方四丁目1-1	961-0256	961-0257	浦田 一幸	校長	○	体育館	344			○	○	○	○	
	20	広徳中学校	中学校	市	大字南方四丁目13-1	961-2100	961-2072	阪本 弘之	校長	○	体育館	300						○	
	21	徳力地域交流センター	地域交流センター	市	徳力六丁目3-1	961-0175	961-0171	増田 繁	館長		和室	17			○	○	○	○	
	22	広徳市民センター	市民センター	市	徳力六丁目3-2	964-0031	964-0032	森 洋子	館長		多目的ホール	137			○	○	○	○	

小学校区別予定避難所一覧表（小倉南区）

校区名	予定避難所名	施設の形態		所在地	連絡先		施設管理者		一時避難地の指定	受入れ予定箇所	受入れ可能人員	上階受入れ可能人員	大規模	適応災害種別			
		種別	所管		電話	FAX番号	氏名	役職						地震	風水害	その他事故災害	
徳力	23 徳力小学校	小学校	市	徳力新町二丁目2-1	962-2564	962-2566	中村 章	校長		体育館	350						
	24 徳力市民センター	市民センター	市	南方二丁目5-37	963-0158	963-0158	池田 亮介	館長		講堂 和室	116						
	25 徳力児童館	児童館	市	南方二丁目11-18	961-2270	961-2270	久留島 慶子	館長		遊戯室 図書室 集会室	48						
	26 北九州市立大学後援会館	その他	市	蒲生三丁目4-1	962-3013	962-3013	深町 正	後援会長		大広間	250						
企救丘	27 企救丘小学校	小学校	市	企救丘二丁目1-1	962-0414	962-0695	宮本 正信	校長		体育館	370						
	28 志徳中学校	中学校	市	企救丘四丁目4-1	962-2481	962-2833	平林 末一	校長		体育館	370						
	29 企救丘市民センター	市民センター	市	徳力四丁目17-5	963-3101	963-3160	宇都 豊行	館長		多目的ホール 和室 会議室	100)	60					
志井	30 志井小学校	小学校	市	大字志井280	962-0314	961-4597	中島 由紀子	校長		体育館	350						
	31 北九州工業高等専門学校	高等専門学校	国	志井五丁目20-1	964-7200		塚本 寛	校長		第一・第二体育館	823						
	32 志井市民センター	市民センター	市	大字志井279	961-1414	961-1415	延吉 和典	館長		多目的ホール 和室 会議室	156	128					
横代	33 横代小学校	小学校	市	横代南町二丁目4-1	962-0357	962-0358	宮下 義郎	校長		体育館	350						
	34 横代中学校	中学校	市	横代北町三丁目5-1	962-7963	962-7916	今里 修二	校長		体育館	350						
	35 埴田地域交流センター	地域交流センター	市	横代東町2-1-1	961-0964	961-0965	坂本 敏彦	館長		第2会議室	25						
	36 横代市民センター	市民センター	市	横代東町四丁目13-1	962-1731	962-1744	武久 由美子	館長		多目的ホール 和室 会議室	150						
湯川	37 湯川小学校	小学校	市	湯川新町一丁目8-1	951-0521	951-0544	上野 正	校長		体育館	350						
	38 湯川中学校	中学校	市	湯川新町四丁目25-1	922-6688	922-6687	篠崎 政義	校長		体育館	400						
	39 湯川市民センター	市民センター	市	湯川一丁目8-33	941-1751	941-1751	大島 武子	館長		講堂	70						
葛原	40 葛原小学校	小学校	市	葛原四丁目24-1	471-7354	471-1977	木村 暢男	校長		体育館	350						
	41 葛原市民センター	市民センター	市	葛原本町三丁目4-34	475-2185	475-2186	安東 布司子	館長		多目的ホール	83						
	42 東筑紫学園専門学校九州リハビリテーション学校	大学	民間	葛原高松一丁目5-1	471-7912	473-4161	益森 馨	事務長		体育館 体育館棟(2号館)	372						
沼	43 沼小学校	小学校	市	沼本町二丁目4-1	472-3888	472-3839	今泉 義昭	校長		体育館	350						
	44 沼中学校	中学校	市	沼緑町一丁目1-1	472-0784	472-0796	小野 宏一	校長		体育館	350						
	45 沼市民センター	市民センター	市	沼緑町四丁目28-1	473-2021	473-2021	松崎 輝行	館長		集会室 和室1 和室2	153	111					

小学校区別予定避難所一覧表（小倉南区）

校区名	予定避難所名	施設の形態		所在地	連絡先		施設管理者		一時避難地の指定	受入れ予定箇所	受入れ可能人員	上階受入れ可能人員	大規模	適応災害種別			
		種別	所管		電話	FAX番号	氏名	役職						地震	風水害	その他事故災害	
吉田	46 吉田小学校	小学校	市	中吉田一丁目3-1	471-7510	471-1976	宮下 義郎	校長		体育館	400						
	47 吉田中学校	中学校	市	中吉田三丁目8-1	471-4152	471-4151	若杉 倫子	校長		体育館	400						
	48 吉田市民センター	市民センター	市	中吉田六丁目27-5	471-4603	471-4603	湯浅 律子	館長		講堂	90						
高蔵	49 高蔵小学校	小学校	市	上吉田三丁目11-1	473-7516	473-7517	有地 信一郎	校長		体育館	350						
	50 県営吉田団地集会所	その他	県	上吉田三丁目23-8-206	621-3300		藤田 守保	町内会長		集会室	19						
	51 高蔵市民センター	市民センター	市	上吉田三丁目1-1	472-1775	472-1776	小川 義秋	館長		多目的ホール	132						
曾根	52 曾根小学校	小学校	市	中曾根三丁目9-1	471-7520	671-8130	宇野 弘	校長		体育館	350						
	53 曾根中学校	中学校	市	中曾根二丁目13-1	471-7538	471-1979	永尾 和実	校長		体育館	400						
	54 曾根市民センター	市民センター	市	中曾根三丁目9-7	475-6050	475-6051	浅野 繁喜	館長		全館	114						
	55 曾根ひかり幼稚園	私立幼稚園	民間	中曾根一丁目7-1	471-2365	471-5536	日野 正照	園長		保育室	70						
曾根東	56 曾根東小学校	小学校	市	中曾根東三丁目5-1	472-8808	472-8809	林 紀代子	校長		体育館	340						
	57 曾根東市民センター	市民センター	市	下曾根四丁目22-3	471-7710	471-7602	戸田 義晴	館長		多目的ホール 和室 会議室	116						
	58 曾根新田自治公民館	類似公民館	住民組織	曾根新田北三丁目16-47			木村 幸則	館長		集会室 和室等	245						
田原	59 田原小学校	小学校	市	田原新町二丁目1-1	473-7518	473-7519	末武 正好	校長		体育館	350						
	60 田原中学校	中学校	市	田原五丁目1-1	472-3321	472-3322	米丸 利恵子	校長		体育館	500						
	61 田原公民館	類似公民館	住民組織	田原三丁目13-1			矢野 文人	館長		2階 大広間	155						
	62 田原市民センター	市民センター	市	田原三丁目16-31	474-7552	471-2880	松井 好江	館長		多目的ホール 和室 会議室	133	57					
貴	63 貴小学校	小学校	市	上貴三丁目1-1	471-7030	471-7079	田中 昭平	校長		体育館	350						
	64 貴市民センター	市民センター	市	西貴一丁目11-1	475-6070	475-6071	兼子 良一	館長		全館	102						
	65 文化記念公園管理棟	体育施設	市	田原五丁目1	473-9230	473-9230	園田 健治	所長		全館	250						
	66 下長野公民館	類似公民館	住民組織	長野本町一丁目10-1	472-0515	473-5410	村上 真人	館長		2階 大広間	140						

小学校区別予定避難所一覧表（小倉南区）

校区名	No.	予定避難所名	施設の形態		所在地	連絡先		施設管理者		一時避難地の指定	受入れ予定箇所	受入れ可能人員	上階受入れ可能人員	大規模	適応災害種別		
			種別	所管		電話	FAX番号	氏名	役職						地震	風水害	その他事故災害
朽網	67	朽網小学校	小学校	市	朽網西五丁目12-1	471-7558	471-7673	一色 博美	校長	○	体育館	325				○	○
	68	南曾根中学校	中学校	市	上曾根五丁目12-1	473-4075	473-4076	梅本 博	校長	○	体育館	350				○	○
	69	朽網市民センター	市民センター	市	朽網西三丁目6-39	471-8566	471-8566	福田 博司	館長		多目的ホール会議室	207				○	○
新道寺	70	新道寺小学校	小学校	市	大字新道寺820-1	451-0016	451-0167	柴田 敏行	校長	○	体育館	230				○	○
	71	東谷中学校	中学校	市	大字木下499-1	451-0023	451-0087	坂上 徹	校長	○	体育館	320					○
	72	東谷市民センター	市民センター	市	大字木下704-1	451-0217	451-0217	魚住 大介	館長		講堂	70				○	○
平尾分校	73	北九州子どもの村小学校	私立小学校	民間	平尾台二丁目5-24	452-2602	452-2652	堀 真一郎	理事長	○	特別教室	40				○	○
	74	平尾公民館	類似公民館	住民組織	平尾台二丁目6-1			河野 正史	館長		集会室	129					○
市丸	75	市丸小学校	小学校	市	大字市丸472の2	451-0024	451-5734	塩塚 裕輔	校長	○	体育館	150					○
	76	市丸公民館	類似公民館	住民組織	大字市丸454	451-2305		宇津宮 英範	館長		講堂	136					○
長行	77	長行小学校	小学校	市	長行東三丁目8-1	451-1013	451-1157	宮原 雅則	校長	○	体育館	320					○
	78	菅生中学校	中学校	市	徳吉南二丁目2-1	451-1005	451-1021	原田 晋作	校長	○	体育館	350					○
	79	長行市民センター	市民センター	市	徳吉西三丁目3-16	452-3651	452-3652	山本 洋子	館長		多目的ホール和室会議室	145	50			○	○
	80	両谷市民センター	市民センター	市	徳吉南一丁目6-10	451-1138	451-1138	河野 得一	館長		多目的ホール和室	100					○
	81	(宗)妙真寺	寺	法人	徳吉東三丁目11-1	451-1199	451-1199	水上 正覚	住職		信徒会館本堂	40					○
長尾	82	長尾小学校	小学校	市	長尾四丁目30-1	452-1530	452-1531	宇治野 博信	校長	○	体育館	350					○
	83	長尾市民センター	市民センター	市	長行西一丁目1-1	451-1620	451-2150	山田 留里	館長		多目的ホール和室会議室	115				○	○
	84	私立長行幼稚園	私立幼稚園	民間	長行西四丁目12-1	452-1500	452-1500	田淵 徳夫	理事長		遊戯室	100				○	○
合馬	85	合馬小学校	小学校	市	大字合馬304	451-1011	451-5824	岩下 弘志	校長	○	体育館	100					○
	86	護聖寺本堂	寺	個人	大字辻3307	451-1116	383-1215	明石 知孝	住職		本堂	50					○

小学校区別予定避難所一覧表（小倉南区）

校区名	予定避難所名	施設の形態		所在地	連絡先		施設管理者		一時避難地の指定	受入れ予定箇所	受入れ可能人員	上階受入れ可能人員	大規模	適応災害種別			
		種別	所管		電話	FAX番号	氏名	役職						地震	風水害	その他事故災害	
すがお	87 かぐめよし 少年自然の家	青少年施設	市	頂吉451-1	451-3111	451-3133	八尋 重昭	所長		体育館	269						
	88 旧道原小学校	その他	市	大字道原1646	582-2361	581-5871	松尾 大輔	課長		体育館	193						
	89 すがお小学校	小学校	市	山本393-6	451-1002	451-5851	庄 展彦	校長		体育館	230						
	90 春吉公民館	類似公民館	住民組織	大字春吉549-2			浮洲 武弘	館長		集会室	81						
東朽網	91 東朽網小学校	小学校	市	朽網東三丁目4-1	471-4114	471-6046	井無田 真美代	校長		体育館	400						
	92 東朽網市民センター	市民センター	市	大字朽網1215-1	475-8861	475-8862	渡辺 いづみ	館長		多目的ホール	82						
	93 TOTO 小倉第2工場	その他	民間	朽網東五丁目1-1	471-1151	473-2617	安田 繁	工場長		体育館	455						
											合計	32,787	406	3	49	84	93

小学校区別予定避難所一覧表（若松区）

校区名	予定避難所名	施設の形態		所在地	連絡先		施設管理者		一時避難地の指定	受入れ予定箇所	受入れ可能人員	上階受入れ可能人員	大規模	適応災害種別			
		種別	所管		電話	FAX番号	氏名	役職						地震	風水害	その他事故災害	
赤崎	1 赤崎小学校	小学校	市	西小石町8-1	771-2438	771-2463	野田 茂喜	校長		体育館	360						
赤崎・小石	2 赤崎市民センター	市民センター	市	西小石町8-2	751-1900	751-1840	久米村 京子	館長		多目的ホール 和室 会議室	60						
赤崎	3 向洋中学校	中学校	市	小石本村町21-1	761-3097	761-3098	花島 秀樹	校長		体育館	310						
小石	4 小石小学校	小学校	市	宮前町3-1	761-4233	761-4234	加来 清広	校長		体育館	270						
	5 小石公民館	類似公民館	住組 組織	下原町7-11	771-5136	771-5136	鹿瀬島 昌弘	館長		全館	220						
	6 外小竹公民館	類似公民館	住組 組織	大字小竹967			香月 良彦	館長		全館	50						
深町	7 深町小学校	小学校	市	西畑町13-1	761-5538	761-5539	藤原 康憲	校長		体育館	350						
	8 深町市民センター	市民センター	市	深町一丁目2-12	771-6873	771-6435	諫山 恵子	館長		多目的ホール 和室 会議室A,B	60						
若松中央	9 若松中央小学校	小学校	市	白山二丁目1-1	761-3434	761-3435	上野 徹典	校長		体育館	360						
	10 若松中央市民センター	市民センター	市	浜町一丁目1-2	771-7685	771-7686	久方 哲典	館長		多目的ホール 和室 会議室	112						
修多羅	11 若松中学校	中学校	市	白山二丁目12-45	751-2030	751-2031	濱田 秀樹	校長		体育館	530						
	12 修多羅小学校	小学校	市	修多羅一丁目11-4	761-2674	761-6319	宮島 靖子	校長		体育館	270						
	13 修多羅市民センター	市民センター	市	白山一丁目9-13	751-0720	751-0721	田代 憲治	館長		多目的ホール 和室 会議室	155						
古前	14 若松体育館	体育施設	市	古前一丁目1-1	761-1983	761-1983	副島 達生	所長		アリーナ 多目的室他	600						
	15 古前市民センター	市民センター	市	大字藤木262-2	771-8202	771-8203	甲木 美由紀	館長		多目的ホール 和室 会議室	80						
	16 古前小学校	小学校	市	古前二丁目19-36	761-2675	761-6744	藤本 秀司	校長		体育館	270						
	17 さわかひびき園	救護施設	民間	古前二丁目26-1	771-7719	771-7729	河野 貞紀	施設長		多目的ホール	40						
藤木	18 藤木小学校	小学校	市	今光一丁目18-1	791-2731	791-2732	大川内 英樹	校長		体育館	200						
	19 石峯中学校	中学校	市	今光一丁目12-8	791-1225	791-1226	尾花 光雄	校長		体育館	300						
	20 藤ノ木市民センター	市民センター	市	赤島町20-13	771-7955	771-7956	峯 恭子	館長		多目的ホール 和室 会議室	60						
	21 若松モーターボート競走	その他	市	赤岩町13-1	791-3400	791-1476	中島 光一	所長		イベントホール	835						

小学校区別予定避難所一覧表（若松区）

校区名	予定避難所名	施設の形態		所在地	連絡先		施設管理者		一時避難地の指定	受入れ予定箇所	受入れ可能人員	上階受入れ可能人員	大規模	適応災害種別			
		種別	所管		電話	FAX番号	氏名	役職						地震	風水害	その他事故災害	
二島	22 東二島公民館	類似公民館	住民組	東二島三丁目8-20	791-5230 (公衆電話)		白土 博幸	館長		全館	120						
	23 二島中学校	中学校	市	二島四丁目5-1	701-3377	701-3378	森園 利徳	校長		体育館	510						
	24 二島市民センター	市民センター	市	東二島二丁目7-3	791-1552	791-1553	重藤 一	館長		多目的ホール 和室 会議室	60						
	25 二島小学校	小学校	市	東二島五丁目13-1	791-1636	791-1637	安部 佳子	校長		体育館	300						
花房	26 花房小学校	小学校	市	大字小竹2227	791-0544	791-0398	細山田 修	校長		体育館	180						
花房・江川	27 洞北中学校	中学校	市	大字竹並3087-1	741-1234	741-1235	森山 秀孝	校長		体育館	300						
花房	28 玄海青年の家	青少年施設	市	大字竹並126-2	741-2801	741-4432	西胤 正弘	所長		宿泊室	320						
江川	29 江川小学校	小学校	市	大字乙丸5	741-1004	741-5698	萬徳 紀之	校長		体育館	250						
	30 蛭住公民館	類似公民館	住民組	大字蛭住1306-2			重田 勲次	館長		全館	80						
江川・光貞	31 北九州学術研究都市大	大学	市	ひびきの2-1	695-3111	695-3010	國武 豊喜	理事長		体育館	737						
鴨生田	32 鴨生田小学校	小学校	市	鴨生田四丁目13-1	701-3328	701-3541	中園 茂樹	校長		体育館	420						
	33 島郷市民センター	市民センター	市	鴨生田二丁目1-1	791-0483	791-0504	重住 恭子	館長		多目的ホール 会議室 和室	180						
高須	34 高須小学校	小学校	市	高須東四丁目14-1	741-4646	741-4746	渡邊 安朗	校長		体育館	320						
	35 南高須公民館	類似公民館	住民組	高須南一丁目12-102			森本 秋雄	館長		全館	40						
	36 高須市民センター	市民センター	市	高須北一丁目1-2	741-5707	741-5707	寺本 裕美	館長		多目的ホール 和室 会議室	60						
青葉	37 青葉小学校	小学校	市	青葉台西三丁目1-1	741-5511	741-5529	竹治 あゆみ	校長		体育館 図書室	350						
	38 高須中学校	中学校	市	高須北一丁目1-1	741-2310	741-2318	江口 満	校長		体育館	400						
	39 青葉市民センター	市民センター	市	青葉台西一丁目14-1	742-5331	742-5332	田志 真粧美	館長		多目的ホール 和室 会議室	70						
安屋分校	40 花房小学校安屋分校	小学校	市	大字安屋2280-2	741-0489	741-0513	細山田 修	校長		特別活動室	20						
	41 ひびき灘漁協脇田漁村センター（脇田公民館）	類似公民館	民間	大字安屋1742	741-0795	741-0810	本田 義人	館長		大研修室	48						
											合計	10,257	0	3	23	35	41

小学校区別予定避難所一覧表（八幡東区）

校区名	予定避難所名	施設の形態		所在地	連絡先		施設管理者名		一時避難地の指定	受入れ予定箇所	受入れ可能人員	上階受入れ可能人員	大規模	適応災害種別			
		種別	所管		電話	FAX番号	氏名	役職						地震	風水害	その他事故災害	
高槻	1 高槻小学校	小学校	市	中畑二丁目5-1	651-0206	651-0207	小野 浩	校長		体育館	320						
	2 槻田中学校	中学校	市	宮の町一丁目5-1	651-1921	651-1925	福本 直明	校長		体育館	330						
	3 祝町市民センター	市民センター	市	宮の町二丁目2-10	651-3816	651-3817	末増 順子	館長		講堂 和室	50						
	4 高槻市民センター	市民センター	市	中畑二丁目5-2	653-2677	653-2688	尾上 和美	館長		多目的ホール	90						
槻田	5 槻田小学校	小学校	市	松尾町9-1	651-5176	651-5143	勝山 優子	校長		体育館	315						
	6 八幡高等学校	県立高等学校	県	清田三丁目1-1	651-0035	651-8101	井星 英	校長		体育館	619						
	7 槻田市民センター	市民センター	市	松尾町19-1	653-1185	653-4003	前田 純恵	館長		多目的ホール	100						
高見	8 総合体育館	体育施設	市	八王寺町4-1	652-4001	652-4005	安藤 道夫	事務局長		体育館	5,000						
	9 高見小学校	小学校	市	高見四丁目1-1	651-0746	651-0747	原田 直久	校長		体育館	350						
	10 高見中学校	中学校	市	高見四丁目4-1	651-1886	651-1899	川津 博司	校長		体育館	300						
	11 高見市民センター	市民センター	市	高見二丁目8-20	651-2101	651-9508	山崎 美佐子	館長		和室	100	40					
	12 北九州視覚特別支援学校	視覚特別支援学校	県	高見五丁目1-12	651-5419	651-9095	吉松 政春	校長		体育館	120						
	13 八幡東幼稚園	市立幼稚園	市	高見三丁目1-32	652-2087	652-2115	北本 加津子	園長		遊戯室	84						
河内	14 河内小学校	小学校	市	河内一丁目7-2	651-1982	651-1939	清末 孝宣	校長		体育館	140						
	15 田代公民館	類似公民館	住民組織	田代町13-9			長倉 一夫	館長		広間	15						
祝町	16 祝町小学校	小学校	市	祝町一丁目23-12	652-8322	652-6194	主税 則子	校長		体育館	330						
	17 大蔵中学校	中学校	市	大蔵一丁目4-1	651-6378	651-6379	江口 恵子	校長		体育館	300						
大蔵	18 大蔵小学校	小学校	市	勝山一丁目1-1	651-0076	651-0018	柳井 貴義	校長		体育館	280						
	19 北九州地域職業訓練センター	その他職業訓練施設	県	大蔵二丁目13-8	651-3775	651-5573	黒野 俊行	所長		講堂	100						
	20 大蔵市民センター	市民センター	市	大蔵二丁目1-40	652-3817	652-3843	塚本 美子	館長		多目的ホール	75						
枝光	21 枝光小学校	小学校	市	枝光四丁目12-1	671-5354	671-5355	立川 修司	校長		体育館	345						
	22 枝光北市民センター	市民センター	市	枝光二丁目8-5	661-2437	661-2437	中村 玲子	館長		集会室	50						
	23 枝光台中学校	中学校	市	枝光五丁目8-1	671-1552	671-1553	田中 秀昌	校長		体育館	500						

小学校区別予定避難所一覧表（八幡東区）

校区名	予定避難所名	施設の形態		所在地	連絡先		施設管理者名		一時避難地の指定	受入れ予定箇所	受入れ可能人員	上階受入れ可能人員	大規模	適応災害種別			
		種別	所管		電話	FAX番号	氏名	役職						地震	風水害	その他事故災害	
ひびきが丘	24 ひびきが丘小学校	小学校	市	諏訪二丁目7-1	671-1613	671-1625	江口 徹	校長		体育館	300						
	25 枝光児童館	児童館	市	日の出一丁目14-1	671-0523	671-0523	宮武 佳弘	館長		遊戯室	50						
	26 枝光市民センター	市民センター	市	日の出一丁目5-11	661-1034	661-1034	森 恵子	館長		和室講堂	72						
八幡	27 八幡小学校	小学校	市	中央三丁目9-1	661-8933	661-8934	松木 隆教	校長		体育館	294						
	28 中央中学校	中学校	市	中央三丁目9-2	662-2190	662-2191	上山 敬義	校長		体育館	300						
	29 八幡大谷市民センター	市民センター	市	中央二丁目1-1	661-1092	661-1092	西 美代子	館長		多目的ホール和室	40						
	30 枝光南市民センター	市民センター	市	中央三丁目9-5	682-0067	682-0068	片岡 美千代	館長		多目的ホール	70						
	31 八幡東体育館	体育施設	市	中央三丁目9-6	662-9000	662-9000	楠本 孝一	所長		体育館	532						
皿倉	32 皿倉小学校	小学校	市	尾倉一丁目15-1	671-1947	671-1953	高橋 英樹	校長		体育館	520						
	33 尾倉中学校	中学校	市	尾倉三丁目10-1	661-6516	661-6517	太田 祐司	校長		体育館	350						
	34 尾倉市民センター	市民センター	市	尾倉一丁目15-2	661-0516	661-0516	上野 常子	館長		講堂	40						
	35 尾倉市民センター 天神市民サブセンター	市民センター	市	天神町4-24	681-3231	681-3231	上野 常子	館長		多目的ホール和室	47						
	36 高等理容美容学校	専修学校	市	西本町二丁目2-1	663-2223	663-1411	永塚 俊武	校長		講堂	150						
花尾	37 前田市民センター	市民センター	市	祇園一丁目5-1	662-0552	662-0553	小川 和明	館長		多目的ホール和室	120						
	38 花尾小学校	小学校	市	祇園1丁目6-1	661-6236	661-6237	渡邊 征洋	校長		体育館	400						
	39 八幡中央高等学校	県立高等学校	県	元城町1-1 (八幡西区)	681-2335	662-7556	篠崎 康次	校長		体育館	770						
	40 鳥野公民館	類似公民館	住民組織	東川頭町7-3 (八幡西区)	681-1020	681-1020	溝田 幸男	館長		広間	45						
	41 平野市民センター	市民センター	市	桃園四丁目1-1	661-1584	661-1584	松浦 貞子	館長		多目的ホール和室	40						
	42 花尾中学校	中学校	市	桃園四丁目4-1	661-6370	661-6371	坪根 幸夫	校長		体育館	270						
黒崎中央	43 陣山市民センター	市民センター	市	桃園三丁目1-1	661-1657	661-1657	酒匂 美智子	館長		講堂和室	189						
											合計	14,512	40	5	24	34	43

小学校区別予定避難所一覧表（八幡西区）

校区名	予定避難所名	施設の形態		所在地	連絡先		施設管理者名		一時避難地の指定	受入れ予定箇所	受入れ可能人員	上階受入可能人員	大規模	適応災害種別			
		種別	所管		電話	FAX番号	氏名	役職						地震	風水害	その他事故災害	
鳴水	1 鳴水小学校	小学校	市	東鳴水一丁目1-1	641-3428	641-3904	錦戸 歳尚	校長		体育館	300						
	2 鳴水市民センター	市民センター	市	東鳴水二丁目4-16	621-3085	621-3086	永田 恭子	館長		和室2多目的ホール	63						
黒畑	3 黒畑小学校	小学校	市	西鳴水二丁目4-1	641-3743	641-3742	山崎 強	校長		体育館	200						
	4 黒崎中学校	中学校	市	西鳴水一丁目1-1	641-0576	641-0704	三船 里佳	校長		体育館多目的ホール	530						
	5 黒畑市民センター	市民センター	市	幸神三丁目4-3	631-8122	631-8123	松尾 梨枝子	館長		多目的ホール等	169						
熊西	6 熊西小学校	小学校	市	西曲里町7-1	641-0526	641-0619	宮村 直文	校長		体育館	300						
	7 星琳高等学校	私立高等学校	民間	青山三丁目3-1	631-5350	631-2602	加藤 晴三	理事長		体育館	600						
	8 熊西市民センター	市民センター	市	幸神四丁目3-1	621-3182	621-3183	中原 雅美	館長		多目的ホール会議室和室	115						
穴生	9 穴生小学校	小学校	市	穴生一丁目13-1	641-6067	641-6068	千々和 俊昭	校長		体育館	310						
	10 八幡職業能力開発促進センター	その他	雇用能力開発機構	穴生三丁目5-1	641-4906	631-6516	市野 和宏	所長		体育館等	50						
	11 陣原公民館	類似公民館	住民組織	陣原五丁目10-64	601-9518	980-3024	荒木 直子	管理人		ホール和室	40						
	12 陣原市民センター	市民センター	市	陣原三丁目23-9-101	641-0177	641-0178	清水 さとみ	館長		ホール和室2会議室	96						
永犬丸	13 永犬丸小学校	小学校	市	美原町9-1	611-1777	611-1713	池町 真一	校長		体育館等	360						
	14 八幡南高等学校	県立高等学校	県	的場町6-1	611-1881	613-2392	高嶋 徳久	校長		体育館武道場多目的	1125						
	15 永犬丸東区公民館	類似公民館	住民組織	永犬丸東町二丁目7-2			深水 紀行	館長		ホール	70						
	16 永犬丸市民センター	市民センター	市	美原町9-2	613-8006	613-8007	小方 順子	館長		多目的ホール和室会議室	98						
引野	17 引野小学校	小学校	市	引野三丁目15-1	641-0867	641-0868	宮島 靖子	校長		体育館	345						
	18 引野中学校	中学校	市	別所町14-1	641-1067	641-1068	大峯 一純	校長		体育館	133						
	19 八幡工業高校	県立高等学校	県	別所町1-1	641-6611	645-0863	小磯 稔	校長		体育館	850						
	20 引野市民センター	市民センター	市	別所町9-1	631-8055	631-8056	山田 二郎	館長		多目的ホール和室2	50						

小学校区別予定避難所一覧表（八幡西区）

校区名	予定避難所名	施設の形態		所在地	連絡先		施設管理者名		一時避難地の指定	受入れ予定箇所	受入れ可能人員	上階受入可能人員	大規模	適応災害種別			
		種別	所管		電話	FAX番号	氏名	役職						地震	風水害	その他事故災害	
竹末	21 竹末小学校	小学校	市	竹末一丁目18-1	621-0027	621-0026	松本 敏彦	校長		体育館	300						
	22 穴生市民センター	市民センター	市	鷹の巣三丁目3-1	641-6026	641-6026	岡 ひろみ	館長		多目的ホール 会議室 和室	173						
	23 八幡特別支援学校	養護学校	市	鷹の巣三丁目7-1	641-8675	641-3738	金田 孝一	校長		体育館	161						
	24 竹末市民センター	市民センター	市	若葉一丁目7-1	631-0261	631-0262	畝沖 正美	館長		多目的ホール 和室	70						
折尾東	25 折尾東小学校	小学校	市	光明一丁目2-1	602-2621	602-2622	奥田 淳一	校長		体育館	460						
	26 折尾中学校	中学校	市	中須一丁目3-1	601-0153	601-1090	山口 和久	校長		体育館 柔剣道場	566						
	27 折尾東市民センター	市民センター	市	光明二丁目2-50	601-8991	601-9001	早川 美代子	館長		多目的ホール 和室	40						
折尾西	28 折尾西小学校	小学校	市	西折尾町15-1	602-2631	602-2632	藏内 保明	校長		体育館	320						
	29 折尾西公民館	類似公民館	住民組織	折尾三丁目3-33	691-1271	601-4512	越智 不二男	館長		講堂 和室	60						
	30 大膳公民館	類似公民館	住民組織	大膳一丁目3-15			平川 篤郎	館長		広間	40						
	31 折尾西市民センター	市民センター	市	日吉台一丁目22-20	601-8231	601-8232	佐藤 美由貴	館長		多目的ホール 和室2	77						
	32 九州朝鮮中高級学校	私立 高等学校	民間	折尾三丁目5-1	691-4431	691-4441	成 泰壤	教頭		体育館	250						
則松	33 則松小学校	小学校	市	則松二丁目1-1	603-7501	603-7502	村田 雅子	校長		体育館	350						
	34 則松中学校	中学校	市	則松三丁目5-1	601-0990	609-0998	栗田 泰徳	校長		体育館	300						
	35 則松東公民館	類似公民館	住民組織	大字則松614-3	602-2985	602-2985	柳井 正美	館長		ホール 和室	130						
	36 則松市民センター	市民センター	市	則松二丁目9-1	602-2010	602-2056	中島 清美	館長		講堂 和室	101						
池田	37 池田小学校	小学校	市	池田三丁目2-1	617-0058	617-0094	上枘 淳一	校長		体育館	350						
	38 馬場山公民館	類似公民館	住民組織	茶屋の原二丁目9-18		617-0008	敷田 勝喜	館長		ホール 和室	52						
	39 石坂公民館	類似公民館	住民組織	石坂二丁目8-4			千々和 豊昭	館長		集会所	17						
	40 池田市民センター	市民センター	市	茶屋の原一丁目6-3	618-2188	618-2280	末原 芳行	館長		ホール 和室 会議室	124						

小学校区別予定避難所一覧表（八幡西区）

校区名	予定避難所名	施設の形態		所在地	連絡先		施設管理者名		一時避難地の指定	受入れ予定箇所	受入れ可能人員	上階受入れ可能人員	大規模	適応災害種別			
		種別	所管		電話	FAX番号	氏名	役職						地震	風水害	その他事故災害	
楠橋	41 楠橋小学校	小学校	市	楠橋上方一丁目3-1	617-0012	617-0403	米多比 正宏	校長		体育館	150						
	42 香月中学校	中学校	市	香月中央五丁目6-1	617-0580	617-0581	福嶋 一也	校長		体育館 武道場	500						
	43 楠橋地域交流センター	地域交流センター	市	楠橋西二丁目16-22	617-0308	617-0340	吉川 豊	館長		ホール 和室	127						
	44 楠橋市民センター	市民センター	市	馬場山緑7-41	618-8322	618-8328	中西 護	館長		多目的ホール	58						
香月	45 香月小学校	小学校	市	香月中央三丁目3-1	617-0064	617-1297	金平 康裕	校長		体育館	300						
	46 香月市民センター	市民センター	市	香月中央一丁目7-1	617-0203	617-0203	本田 正雄	館長		講堂 和室 集会室	220						
	47 香月西区公民館	類似公民館	住民組織	香月西二丁目17-53			藤村 五穂子	館長		講堂	30						
木屋瀬	48 木屋瀬小学校	小学校	市	大字野面630	617-2765	617-1053	豊沢 淳一	校長		体育館	350						
	49 大正区公民館	類似公民館	住民組織	金剛三丁目12-1			森 紀尚	館長		集会所 和室	40						
	50 木屋瀬市民センター	市民センター	市	大字野面770	617-1127	617-1127	山本 直子	館長		講堂	70						
	51 木屋瀬地域交流センター	地域交流センター	市	野面一丁目8-35	617-7980	617-7996	藤津 誠	館長		集会室 和室	106						
浅川	52 浅川小学校	小学校	市	浅川町10-1	691-1681	691-1688	島津 勝憲	校長		体育館	300						
	53 三ツ頭公民館	類似公民館	住民組織	三ツ頭一丁目10-1			舟木 ヤス子	館長		公民館	75						
	54 浅川本村公民館	類似公民館	住民組織	浅川二丁目14-28			入江 猛	館長		ホール 和室	40						
	55 浅川市民センター	市民センター	市	浅川日の峯二丁目1-10	601-3981	601-3982	谷崎 政枝	館長		多目的ホール 和室等	110						
永犬丸西	56 永犬丸西小学校	小学校	市	永犬丸西町四丁目4-1	601-2370	601-2373	関谷 章子	校長		体育館	300						
	57 永犬丸南町公民館	類似公民館	住民組織	永犬丸南町二丁目 2-23			佐古山 實	館長		ホール 和室 会議室	55						
	58 的場池体育館	体育施設	市	的場町1-2	631-0180	631-0180	木藤 信吾	館長		体育館 会議室	750						
	59 永犬丸西市民センター	市民センター	市	永犬丸西町四丁目21-13	692-5760	692-5761	山倉 求	館長		多目的ホール 和室等	130						

小学校区別予定避難所一覧表（八幡西区）

校区名	予定避難所名	施設の形態		所在地	連絡先		施設管理者名		一時避難地の指定	受入れ予定箇所	受入れ可能人員	上階受入れ可能人員	大規模	適応災害種別				
		種別	所管		電話	FAX番号	氏名	役職						地震	風水害	その他事故災害		
八見	60 八見小学校	小学校	市	町上津役西四丁目5-1	612-2596	612-2580	大竹 ひとみ	校長		体育館	300							
	61 八見中学校	中学校	市	町上津役西四丁目16-1	613-0382	613-0302	田中 朋子	校長		体育館	219							
	62 小嶺児童館	児童館	市	小嶺二丁目3-22	613-1464	613-1464	加来 重美	館長		遊戯場 多目的室 ふれあい ルーム	100							
	63 小嶺団地集会所	市営住宅 集会所	住民 組織	小嶺台三丁目9-2-208			井手 義雄	管理人		集会所	120							
	64 大平公民館	類似公民館	住民 組織	大平一丁目5-30	612-7521		山之上 常貴	自治 区会 長		集会所 和室	30							
中尾	65 中尾小学校	小学校	市	下上津役一丁目6-1	613-3261	613-3362	尾濱 邦子	校長		体育館	400							
	66 沖田中学校	中学校	市	沖田四丁目18-1	611-2331	611-2335	中道 克典	校長		体育館	340							
	67 中尾市民センター	市民 センター	市	三ヶ森四丁目6-1	612-3881	612-3903	安永 扶由美	館長		和室 多目的 ホール	70							
青山	68 青山小学校	小学校	市	青山一丁目7-1	641-3503	641-3564	淵上 正彦	校長		体育館	368							
	69 穴生会館	類似公民館	住民 組織	萩原一丁目4-1			山崎 威暢	館長		2階和 室	38							
	70 青山市民センター	市民 センター	市	青山二丁目1-3	631-0767	631-0768	古川 裕子	館長		多目的 ホール	100							
赤坂	71 赤坂小学校	小学校	市	本城東五丁目6-1	603-4541	603-4542	行正 紀子	校長		体育館	300							
	72 本城中学校	中学校	市	本城東六丁目14-1	601-1509	601-1510	牧島 伸司	校長		体育館	391							
	73 星和町公民館	類似公民館	住民 組織	星和町28-19	602-6131		樋口 良行	館長		ホール	36							
	74 赤坂市民センター	市民 センター	市	星和町28-26	601-0782	601-0783	本田 ひとみ	館長		多目的 ホール 和室等	115							
医生丘	75 医生丘小学校	小学校	市	千代ヶ崎二丁目10-1	603-0362	603-0363	矢野 庸平	校長		体育館	380							
	76 折尾スポーツセンター	体育施設	市	大浦三丁目9-1	691-0812	691-0812	田中 健次	所長		アリー ナ	532							
	77 産業医科大学	大学	民間	医生丘1-1	603-1611	601-3446	平松 憲二郎	事務 局長		体育館	508							
	78 医生丘市民センター	市民 センター	市	千代ヶ崎一丁目12-15	691-2205	691-2231	井上 好二	館長		多目的 ホール 和室 会議室	119							
大原	79 大原小学校	小学校	市	町上津役東一丁目12-1	611-0856	611-0860	米田 敏彦	校長		体育館	400							
	80 上津役中学校	中学校	市	上上津役三丁目12-1	611-2708	611-2707	鶴田 豊	校長		体育館	275							
	81 八見市民センター	市民 センター	市	町上津役東一丁目17-1	613-2555	613-2555	千々和 俊一	館長		講堂	75							
	82 大原市民センター	市民 センター	市	上上津役三丁目21-21	612-6914	612-6915	河村 峰由	館長		多目的 ホール	50							

小学校区別予定避難所一覧表（八幡西区）

校区名	予定避難所名	施設の形態		所在地	連絡先		施設管理者名		一時避難地の指定	受入れ予定箇所	受入れ可能人員	上階受入れ可能人員	大規模	適応災害種別			
		種別	所管		電話	FAX番号	氏名	役職						地震	風水害	その他事故災害	
黒崎中央	83 黒崎中央小学校	小学校	市	藤田四丁目4-24	621-1605	621-1606	宮下 修司	校長		体育館	380						
	84 黒崎市民センター	市民センター	市	藤田四丁目1-1	641-4106	641-4106	高倉 照男	館長		和室	29						
	85 黒崎第9区民の家	類似公民館	住民組織	田町二丁目1-29			野田 久雄	館長		ホール	50						
	86 旧陣山小学校体育館	小学校跡地	市	陣山三丁目7-1			熊谷 博義	総務企画課長		体育館	300						
上津役	87 上津役小学校	小学校	市	上の原一丁目4-1	611-0023	611-0026	植本 新一	校長		体育館	300						
	88 上津役市民センター	市民センター	市	上の原二丁目2-16	612-3568	612-3568	白石 康史	館長		講堂 和室等	177						
	89 上の原公民館	類似公民館	住民組織	上の原二丁目4-52			松本 春利	館長		ホール 和室	20						
千代	90 千代小学校	小学校	市	千代五丁目17-1	617-4700	617-4750	日高 辰司	校長		体育館	420						
	91 千代中学校	中学校	市	千代二丁目23-1	613-0617	613-0618	則松 敬二	校長		体育館 武道場	444						
	92 千代市民センター	市民センター	市	千代二丁目27-1	611-6405	611-6409	高田 典子	館長		講堂 和室	103						
筒井	93 筒井小学校	小学校	市	筒井町3-1	641-4712	641-4717	門司 明	校長		体育館	300						
	94 熊西中学校	中学校	市	山寺町4-1	641-1797	641-1675	豊村 克成	校長		体育館 武道場	468						
	95 筒井市民センター	市民センター	市	山寺町6-30	641-3407	644-3687	森田 雅枝	館長		多目的 ホール 和室 会議室	310						
塔野	96 塔野小学校	小学校	市	塔野一丁目3-1	611-0625	611-0638	占部 秀一	校長		体育館	350						
	97 春日台公民館	類似公民館	住民組織	春日台二丁目14-20		612-7017	岡本 寛治	館長		ホール 和室	85						
	98 塔野市民センター	市民センター	市	塔野一丁目3-2	612-6308	612-6309	打道 勝一	館長		多目的 ホール 和室 会議室	87						
萩原	99 萩原小学校	小学校	市	萩原三丁目5-1	641-0937	641-0938	筒井 智己	校長		体育館	300						
	100 穴生中学校	中学校	市	萩原三丁目6-1	641-0967	641-0968	千々和 隆生	校長		体育館 武道場	458						
	101 北九州穴生ドーム	その他	社協	鉄竜一丁目5-2	645-6688	645-6661	新木 秀敏	所長		アリーナ	4300						
本城	102 本城小学校	小学校	市	本城一丁目23-1	691-0154	691-0199	城野 博彦	校長		体育館	300						
	103 本城団地中央集会所	類似公民館	住民組織	本城東一丁目7-17		691-8990	千原 博	館長		和室等	50						
	104 本城陸上競技場施設管理事務所	体育施設	市	御開四丁目16-1	692-0886	692-0886	神倉 正法	総括管理者		2階コース	210						
	105 本城市民センター	市民センター	市	本城一丁目15-1	691-2301	691-2302	新海 正信	館長		多目的 ホール	72						

小学校区別予定避難所一覧表（八幡西区）

校区名	予定避難所名	施設の形態		所在地	連絡先		施設管理者名		一時避難地の指定	受入れ予定箇所	受入れ可能人員	上階受入可能人員	大規模	適応災害種別			
		種別	所管		電話	F A X 番号	氏名	役職						地震	風水害	その他事故災害	
光貞	106 光貞小学校	小学校	市	光貞台一丁目4-1	603-4511	603-4512	松窪 俊明	校長		体育館	350						
	107 浅川中学校	中学校	市	浅川学園台二丁目4-1	601-9323	601-3498	山本 浩三	校長		体育館	400						
	108 光貞市民センター	市民センター	市	浅川学園台二丁目23-2	692-9469	692-9473	猪熊 和仁	館長		講堂 集会室 和室	153						
八枝	109 八枝小学校	小学校	市	八枝四丁目5-1	603-0372	603-0373	太田 敦生	校長		体育館	250						
	110 永犬丸中学校	中学校	市	永犬丸四丁目5-1	601-0904	601-0911	秋山 俊史	校長		体育館	290						
	111 八枝市民センター	市民センター	市	八枝三丁目8-1	603-1055	603-1055	松永 富士雄	館長		講堂 和室 会議室	100						
星ヶ丘	112 木屋瀬中学校	中学校	市	大字野面1942-2	617-1049	617-0993	平 光代	校長		体育館	250						
	113 星ヶ丘小学校	小学校	市	星ヶ丘二丁目7-1	618-7050	618-7260	佐藤 信行	校長		体育館	631						
	114 星ヶ丘市民センター	市民センター	市	大字笹田920-8	617-5273	617-5274	中村 敏郎	館長		多目的ホール 大小会議室等	120						
	115 栄町公民館	類似公民館	住民組織	大字野面1703-6			原田 隆	館長		和室	30						
											合計	30,809	0	2	53	108	115

小学校区別予定避難所一覧表（戸畑区）

校区名	予定避難所名	施設の形態		所在地	連絡先		施設管理者		一時避難地の指定	受入れ予定箇所	受入れ可能人員	上階受入可能人員	大規模	適応災害種別			
		種別	所管		電話	FAX番号	氏名	役職						地震	風水害	その他事故災害	
戸畑中央	1 戸畑中央小学校	小学校	市	新池二丁目1-12	881-3000	881-3188	河谷 正弘	校長		体育館	300						
	2 西戸畑市民センター	市民センター	市	南鳥旗町3-17	881-2330	881-2330	池上 真智子	館長		講堂等	119						
	3 西戸畑体育館	体育施設	市	南鳥旗町1-15	882-4145	882-4145	野口 勝義	館長		体育館	300						
	4 東戸畑市民センター	市民センター	市	千防三丁目1-12	881-1019	881-1019	吉田 幸雄	館長		集会室	20						
	5 浅生市民センター	市民センター	市	浅生二丁目13-7	881-5688	881-5688	添野 忠司	館長		ホール 和室	79	21					
	6 北九州市立高等学校	市立高等学校	市	浅生一丁目10-1	881-5440	833-3747	古林 節子	校長		体育館 松ノ内	613						
牧山	7 牧山小学校	小学校	市	丸町二丁目15-25	881-3002	881-3011	高丸 美津子	校長		体育館	300						
	8 高生中学校	中学校	市	高峰一丁目6-1	881-3276	881-3235	木村 康晴	校長		体育館	300						
	9 牧山市民センター	市民センター	市	牧山四丁目1-22	881-1041	881-1041	高尾 秀治	館長		講堂	45						
	10 牧山東市民センター	市民センター	市	新川町3-25	881-3177	881-3177	今道 三恵子	館長		集会室	30						
あやめが丘	11 あやめが丘小学校	小学校	市	沢見二丁目3-1	881-3003	881-3028	米澤 香一郎	校長		体育館 多目的ホール (地震)	350	174					
	12 飛幡中学校	中学校	市	小芝一丁目8-20	882-3652	882-3618	三井 章仁	校長		体育館	500						
	13 沢見市民センター	市民センター	市	小芝二丁目1-4	881-5689	881-5689	堀井 由美子	館長		多目的ホール	105						
	14 三六市民センター	市民センター	市	小芝三丁目12-2	881-0958	881-0958	森 大輔	館長		和室等	99						
天籟寺	15 天籟寺小学校	小学校	市	夜宮二丁目1-1	871-3006	871-3406	光永 英世	校長		体育館	200						
	16 天籟寺市民センター	市民センター	市	夜宮二丁目4-15	881-1028	881-1028	瓦川 ひとみ	館長		講堂	45						
	17 戸畑高等学校	県立高等学校	県	夜宮三丁目1-1	871-0928	881-5129	水江 晋爾	校長		体育館	630						
鞘ヶ谷	18 鞘ヶ谷小学校	小学校	市	東鞘ヶ谷町4-1	871-3005	871-8497	伊達 靖	校長		体育館	266						
	19 鞘ヶ谷市民センター	市民センター	市	西鞘ヶ谷町3-17	881-1039	881-1039	中西 智恵子	館長		ホール 和室 会議室	128						
一枝	20 一枝小学校	小学校	市	一枝二丁目7-1	881-4421	881-4424	丸山 祐司	校長		体育館	200						
	21 一枝市民センター	市民センター	市	一枝一丁目8-1	881-1029	881-1029	中堀 伸二	館長		集会室	65						

小学校区別予定避難所一覧表（戸畑区）

校区名	予定避難所名	施設の形態		所在地	連絡先		施設管理者		一時避難地の指定	受入れ予定箇所	受入れ可能人員	上階受入れ可能人員	大規模	適応災害種別			
		種別	所管		電話	FAX番号	氏名	役職						地震	風水害	その他事故災害	
大谷	22 大谷中学校	中学校	市	東大谷一丁目9-1	881-5767	881-5768	三木 雅臣	校長		体育館	400						
	23 大谷小学校	小学校	市	菅原四丁目6-1	881-6342	881-6442	小笠原 有子	校長		体育館	477						
	24 大谷市民センター	市民センター	市	東大谷二丁目2-44	881-4151	882-3367	渡邊 雅則	館長		多目的ホール	100						
中原	25 中原小学校	小学校	市	中原西三丁目1-1	881-3004	881-3033	丸山 秀雄	校長		体育館	350						
	26 中原中学校	中学校	市	境川二丁目6-1	881-2227	881-2287	梶沼 孝弘	校長		体育館	360						
	27 中原市民センター	市民センター	市	中原東二丁目2-35	881-1038	881-1038	上野 清子	館長		集会室	30						
											合計	6,411	195	0	14	27	27

2 避難地と防災拠点（防災公園等）

(1) 避難地となる都市公園

災害時に避難地となる都市公園は、避難の経過に応じて、一次避難地、広域避難地に区別されている。

広域避難地は、概ね10ヘクタール以上の都市公園で、市内に23箇所を位置付けている。

一時避難地は、概ね1ヘクタール以上の都市公園で、市内に130箇所を位置付けている。

(2) 救援・復旧・復興活動の拠点となる都市公園

災害後の救援・復旧・復興活動の拠点となる都市公園は、正確な情報収集・伝達、物資補給などの一元化が重要であり、これらを速やかに実施可能なものとするため、広域防災拠点、地域防災拠点に位置付けられている。

広域防災拠点は、概ね50ヘクタール以上の都市公園で、本市の中央及び西部に1箇所、計2箇所を位置付けている。

地域防災拠点は、概ね10ヘクタール以上の都市公園で、行政区や地形等を考慮して、市内に11箇所を位置付けている。

臨海防災拠点は、耐震強化岸壁と背後のオープンスペースからなり、広域緊急輸送体制の拠点となる港湾施設を都心部に1箇所を位置付けている。

【門司区】

No.	避難箇所	所在地	面積	広域 避難地	一時 避難地	広域 防災拠点	地域 防災拠点	臨海部 防災拠点
1	和布刈公園	旧門司二丁目、大字門司	37.1ha	○	○		○	
2	大里公園	不老町一丁目1番	11.8ha	○	○		○	
3	白野江植物公園	大字白野江、白野江二丁目3・7番	7.6ha		○			
4	小森江子供のもり公園	大字小森江、羽山二丁目9番	4.6ha		○			
5	新門司海浜公園	大字猿喰	3.6ha		○			
6	新門司公園	新門司二丁目	3.4ha		○			
7	老松公園	東門司一丁目12番、老松町3番	3.2ha		○			
8	新門司1号緑地	門司区新門司二丁目・三丁目	3.0ha		○			
9	大森公園	大里東一丁目3番	1.8ha		○			
10	萩ヶ丘公園	大里戸ノ上三丁目8番	1.8ha		○			
11	青葉台公園	青葉12番	1.7ha		○			
12	緑谷緑地	稲積一丁目、二丁目6・7番	1.5ha		○			
13	松ヶ江ふれあい公園	大字畑	1.3ha		○			
14	田野浦臨海公園	田野浦一丁目2番、新開13番	1.0ha		○			
				2	14	0	2	0

【小倉北区】

NO.	避難箇所	所在地	面積	広域 避難地	一時 避難地	広域 防災拠点	地域 防災拠点	臨海部 防災拠点
1	山田緑地	山田3・4番	48.5ha					
2	勝山公園	城内1・2・3・4番、大手町3番、船場町1番、室町一丁目	21.0ha					
3	足立公園	大字足原、大字富野、黒原一丁目、小文字一・二丁目、山門町、寿山町、常盤町、妙見町	13.5ha					
4	手向山公園	赤坂四丁目8番	11.2ha					
5	三萩野公園	三萩野二丁目10番、三萩野三丁目	9.6ha					
6	延命寺臨海公園	赤坂海岸1・2・3番	2.5ha					
7	日明臨海公園	西港町	2.3ha					
8	愛宕公園	菜園場二丁目2・8番	1.9ha					
9	泉ヶ丘東公園	泉台一丁目22・23番	1.6ha					
10	今町河畔公園	今町一丁目3番	1.6ha					
11	大手町公園	大手町15番	1.5ha					
12	浅野臨海部防災1～4号緑地	浅野三丁目7・10番	1.4ha					
13	東港公園	東港一丁目6番	1.0ha					
14	あさの汐風公園	浅野三丁目3番から6番	1.7ha					
				5	14	0	2	1

【小倉南区】

NO.	避難箇所	所在地	面積	広域 避難地	一時 避難地	広域 防災拠点	地域 防災拠点	臨海部 防災拠点
1	文化記念公園	田原五丁目1番	11.5ha					
2	志井公園	志井公園1・2番	7.5ha					
3	鷲峰公園	大字蒲生	4.1ha					
4	紫川河畔公園	徳力新町一丁目1・2番、 蒲生三丁目1・12・13・14番	3.9ha					
5	長野緑地	大字長野、大字横代	3.5ha					
6	吉田太陽の丘公園	中吉田二丁目10番	3.4ha					
7	合馬竹林公園	大字合馬	3.0ha					
8	曾根公園	中曾根東三丁目4番	2.3ha					
9	貫中央公園	貫弥生が丘一丁目1番、中貫本町7番	2.1ha					
10	安部山公園	安部山3・14番、湯川四丁目11番、 大字葛原	1.7ha					
11	徳吉中央公園	徳吉西三丁目1・2・5番	1.7ha					
12	沼新町中央公園	沼新町三丁目4番	1.4ha					
13	葛原公園	葛原本町三丁目4・5番	1.4ha					
14	長尾高野中央公園	高野二丁目10・11番	1.4ha					
15	横代中央公園	上石田三丁目10・12・13番	1.4ha					
16	朽網中央公園	朽網東一丁目12番	1.3ha					
17	湯川中央公園	湯川新町三丁目24番	1.2ha					
18	舞ヶ丘中央公園	舞ヶ丘三丁目4番	1.2ha					
19	鱒淵公園	大字頂吉	1.1ha					
20	吉田公園	下吉田三丁目19番	1.0ha					
21	三岳梅林公園	大字辻三	1.0ha					
22	葉山中央公園	葉山町三丁目	1.0ha					
23	志井の森公園	大字志井	9.2ha					
24	朽網臨空公園	大字朽網	1.7ha					
25	上葛原中央公園	上葛原一丁目7番	1.3ha					
26	吉田にれの木坂公園	吉田にれの木坂一丁目8番	1.0ha					
				1	26	0	1	0

【若松区】

NO.	避難箇所	所在地	面積	広域 避難地	一時 避難地	広域 防災拠点	地域 防災拠点	臨海部 防災拠点
1	響灘緑地	大字安屋、頓田、竹並、小竹	196.0ha					
2	高塔山公園	大字修多羅	18.0ha					
3	菖蒲谷池自然公園	大字小石	4.3ha					
4	二島緑道	大字二島	3.3ha					
5	二島西公園	鴨生田二丁目9番	3.3ha					
6	青葉台中央公園	青葉台西一丁目14番	2.5ha					
7	修多羅林間公園	修多羅三丁目9・10・11・12番	2.2ha					
8	高須公園	高須東三丁目12番	1.9ha					
9	岬ノ山公園	古前一丁目26番	1.7ha					
10	新大谷町東公園	新大谷町2番	1.2ha					
11	今光西公園	今光二丁目15・16番	1.2ha					
12	花野路中央公園	花野路三丁目18番	1.2ha					
13	ひびきコスモス公園	向洋町	11.1ha					
14	ひびきの南公園	小敷ひびきの三丁目1番	2.9ha					
				3	14	1	2	0

【八幡東区】

NO.	避難箇所	所在地	面積	広域 避難地	一時 避難地	広域 防災拠点	地域 防災拠点	臨海部 防災拠点
1	桃園公園	桃園三丁目1番、四丁目	17.3ha					
2	高炉台公園	中央三丁目8・9番	10.3ha					
3	帆柱公園	大字尾倉	7.3ha					
4	枝光公園	日の出一丁目14番	4.1ha					
5	東田大通り公園	東田二丁目1・6番	2.3ha					
6	勝田公園	羽衣町16番	1.9ha					
7	高見三条さくら公園	高見一丁目1・2番	1.2ha					
8	高見中央公園	高見二丁目4・5番	1.0ha					
9	勝山二丁目公園	勝山二丁目1番	1.0ha					
				2	9	0	1	0

【八幡西区】

NO.	避難箇所	所在地	面積	広域 避難地	一時 避難地	広域 防災拠点	地域 防災拠点	臨海部 防災拠点
1	瀬板の森公園	大字陣原、大字則松、 瀬板二丁目3・5・18・26番	24.9ha					
2	本城公園	御開四丁目16番	17.6ha					
3	城山緑地	屋敷一丁目9～13番、屋敷二丁目2～8番 10番、舟町5・6番、東浜1・12～14番	13.7ha					
4	奥洞海緑地	本城五丁目3・5番、本城東一丁目9番、 洞北町1・2番	11.7ha					
5	花尾公園	大字鳴水	9.7ha					
6	皇后崎公園	青山二丁目1番、青山三丁目1番、 山寺町12番	8.2ha					
7	洞北緑地	本城五丁目5番	7.9ha					
8	白岩池公園	白岩町1・2・3・4番、千代二丁目10番	7.6ha					
9	香月中央公園	香月西四丁目1番	7.3ha					
10	的場池公園	的場町1・2・3番	7.2ha					
11	河頭公園	大字鳴水、大字藤田	5.8ha					
12	光貞池公園	八幡西区光貞台一丁目13番、光貞三丁目 11・25番、大字本城、千代ヶ崎三丁目16番	5.8ha					
13	永犬丸中央公園	八枝四丁目1番、北筑一丁目8番、 北筑二丁目20番	5.7ha					
14	永犬丸の森公園	大字永犬丸、鷹見台二丁目14番	3.5ha					
15	楠東緑地	馬場山、茶屋の原四丁目、大字楠橋	3.4ha					
16	山の神池公園	鉄竜一丁目1番	3.3ha					
17	吉祥寺公園	吉祥寺町13番	3.2ha					
18	中ノ谷公園	大字浅川	2.7ha					
19	岡田公園	岡田町4番	2.4ha					
20	田良原公園	幸神四丁目3番	2.3ha					
21	鉄竜緑地	鉄竜一丁目1番	2.3ha					
22	別所公園	別所町9番	2.1ha					
23	本城東公園	本城東一丁目17番	2.0ha					
24	千代東公園	千代三丁目7番	1.9ha					
25	楠橋公園	楠橋西一丁目15番	1.9ha					
26	大池公園	鷹の巣二丁目15番	1.7ha					
27	折尾南1号公園	大字折尾	1.7ha					
28	本城西公園	千代ヶ崎一丁目12番	1.7ha					
29	中の原東公園	中の原一丁目2番	1.7ha					
30	馬場山公園	池田三丁目7番、茶屋の原一丁目6番	1.6ha					

NO.	避難箇所	所在地	面積	広域 避難地	一時 避難地	広域 防災拠点	地域 防災拠点	臨海部 防災拠点
31	笹尾公園	大字木屋瀬	1.6ha					
32	旧街道緑地	幸神一丁目、三丁目、岸の浦二丁目、 東曲里町	1.5ha					
33	さつき台中央公園	さつき台一丁目24番	1.5ha					
34	上津役公園	上上津役四丁目18番	1.4ha					
35	金剛中央公園	金剛三丁目1番	1.4ha					
36	夕原緑地	夕原町	1.3ha					
37	上保公園	鷹ノ巣三丁目6番	1.3ha					
38	浅川学園台中央公園	浅川学園台三丁目1番	1.3ha					
39	穴生公園	萩原一丁目4番	1.2ha					
40	中須公園	中須二丁目1・2・3番	1.2ha					
41	大平台南公園	大平台32番	1.1ha					
42	星ヶ丘中央公園	星ヶ丘六丁目2番	1.1ha					
43	割子川せせらぎ公園	竹末二丁目15番、若葉二丁目1番	1.0ha					
44	日の峯公園	浅川日の峯四丁目20番	1.0ha					
45	松寿山公園	松寿山三丁目6番	1.0ha					
46	香月公園	香月中央一丁目9番	1.0ha					
				7	46	0	3	0

【戸畑区】

NO.	避難箇所	所在地	面積	広域 避難地	一時 避難地	広域 防災拠点	地域 防災拠点	臨海部 防災拠点
1	中央公園	金比羅町1・5・6番、東鞘ヶ谷町8番 (東)高見五丁目3・4番 (北)上到津四丁目1・5・6番、 都二丁目6番	92.3ha					
2	美術の森公園	西鞘ヶ谷21・22番 (東)高見一丁目3番、山王四丁目11番	11.3ha					
3	夜宮公園	一枝一丁目3番、夜宮一丁目1・2番、 夜宮二丁目1番	10.3ha					
4	都島展望公園	牧山四丁目11・27番、五丁目1・2番、 牧山海岸2番	9.2ha					
5	岩ヶ鼻公園	福柳木一丁目20番	1.9ha					
6	牧山展望公園	牧山三丁目1番	1.3ha					
7	浅生2号公園	浅生二丁目2番	1.2ha					
8	中原公園	中原東三丁目12番	1.1ha					
				4	8	1	1	0

第 6 節 救出救急計画資料

1 現場用必要器材配置状況

種別	計	消防局	門 司 消防署	小倉北 消防署	小倉南 消防署	若 松 消防署	八幡東 消防署	八幡西 消防署	戸 畑 消防署
エ ン ジ ン カ ッ タ ー	59	4	11	11	7	5	6	11	4
空 気 切 断 機	28	0	3	6	2	5	4	6	2
油 圧 救 助 器 具	4	1	0	0	0	1	0	2	0
救 命 索 発 射 銃	2	0	0	1	0	0	1	0	0
救 命 ボ ー ト	8	0	1	2	1	1	1	1	1
耐 熱 服	78	0	19	11	8	9	17	10	4
発 動 発 電 機 (ハ口ゲン27)	63	0	12	14	7	5	7	12	6
空 気 呼 吸 器	360	30	47	59	46	37	50	63	28
酸 素 呼 吸 器	58	3	8	5	8	7	8	12	7
エ ア ー ラ イ ン マ ス ク (呼吸器専用)	7	0	0	2	0	0	2	0	3
防 爆 型 ガ ス 測 定 器	50	2	7	12	6	5	7	7	4
大 型 油 圧 救 助 装 置	13	2	1	2	2	2	1	2	1
空 気 救 助 バ ッ ク	13	0	1	1	2	3	3	2	1
小 型 動 力 ポ ン プ	14	0	1	4	2	3	2	2	0
チ ル ホ ー ル	17	2	3	2	2	3	2	2	1
熱 画 像 直 視 装 置	8	0	1	1	1	1	2	1	1
フ ァ イ バ ー ス コ ー プ	3	0	1	0	0	0	1	1	0

(24 . 4 北九州市消防局)

2 救急隊の配置、名称

配 置 (所属)			救急隊名				
警 防 部			消 防 航 空 隊				
			高 度 救 急 隊				
門 消 防 司 署			門 司 救 急 隊				
			老 松 救 急 隊				
			松 ケ 江 救 急 隊				
小 消 倉 防 北 署			小 倉 北 救 急 隊				
			浅 野 救 急 隊				
			井 堀 救 急 隊				
			富 野 救 急 隊				
小 消 倉 防 南 署			小 倉 南 救 急 隊				
			臨 空 救 急 隊				
			三 谷 救 急 隊				
若 消 防 松 署			若 松 救 急 隊				
			島 郷 救 急 隊				
八 消 幡 防 東 署			高 見 救 急 隊				
八 消 幡 防 西 署			八 幡 西 救 急 隊				
			上 津 役 救 急 隊				
			楠 橋 救 急 隊				
			黒 崎 救 急 隊				
			折 尾 救 急 隊				
戸 消 防 畑 署			戸 畑 救 急 隊				

第7節 死体搜索収容・埋葬計画資料

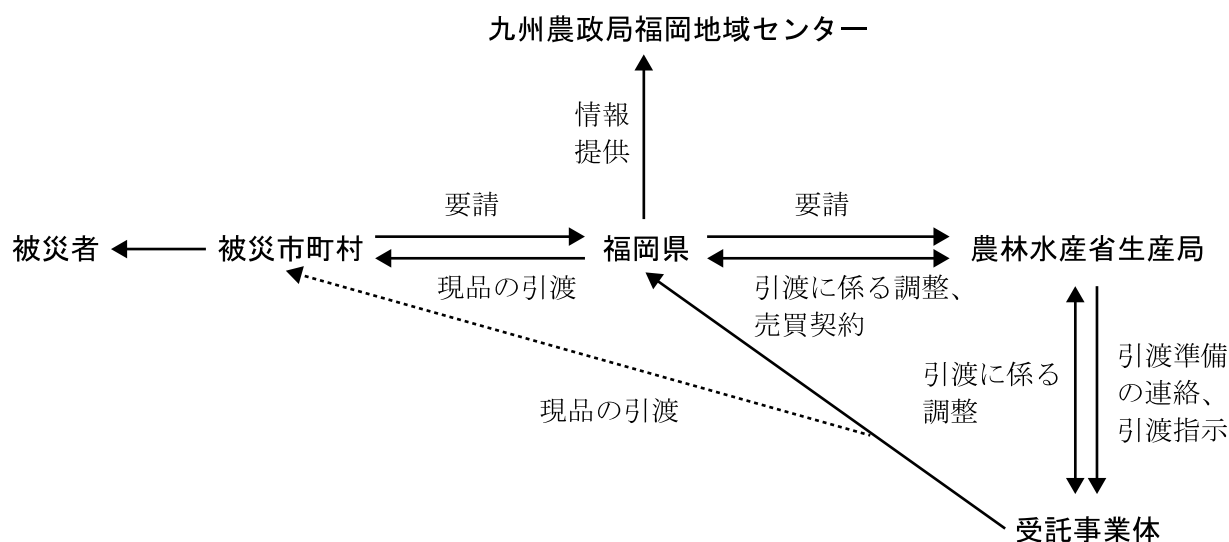
1 北九州市内火葬場名

火葬場名	所在地	火葬炉数	使用燃料	電話
東部斎場	門司区大字猿喰1342-8	16 〔内1基胞衣炉〕	都市ガス	391-0715
西部斎場	八幡西区本城5-6-1	16 〔内1基胞衣炉〕	都市ガス	691-2017
藍島火葬場	小倉北区大字藍島554	1	石炭	
合 計		33		

(H 2 4 . 4 北九州市保健福祉局)

第 8 節 食糧供給計画資料

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領に基づく災害救助用米穀の引渡し
(災害救助法が発動された場合に適用)



- 1 県は市町村からの要請等を踏まえ、政府所有米穀の供給が必要と判断される場合は、農林水産省生産局に米穀の引渡しに関する要請を電話するとともに F A X またはメールで連絡し、その後速やかに災害救助用米穀の引渡要請書を生産局長に提出する。
- 2 市町村が直接、生産局に連絡した場合は、必ず県に連絡することとし、県は上記 1 により生産局に連絡する。
- 3 生産局は要請を受け、政府所有米穀を管理する受託事業体及び都道府県と連絡調整を行い、供給する災害救助用米穀及び引渡方法を決定する。
- 4 調整終了後、生産局は県と売買契約を締結し、その後速やかに受託事業体に米穀供給の指示及び納入告知書の発行手続きを行う。
- 5 生産局から指示を受けた受託事業体は、指示された内容に従い、県に政府所有米穀を引渡す。

第 9 節 物資供給計画資料

【備蓄食料一覧表】

(平成 24 年 4 月)

保管場所	クラッカー-RITZ (単位：缶)	アルファ米 (単位：個)	パン (単位：缶)	とん汁 (単位：缶)	けんちん汁 (単位：缶)	合計 (単位：食)
門司区	250	310	224	6	6	964
小倉北区	400	600	589	15	16	2,054
小倉南区	410	400	144	12	18	1,404
若松区	200	143	240	5	7	763
八幡東区	230	320	248	6	6	978
八幡西区	740	752	836	30	19	3,063
戸畑区	180	250	228	7	5	838
合計	2,410	2,775	2,509	81	77	10,064

とん汁・けんちん汁は1缶15食で計算

【備蓄飲料水】

5,065

(平成 24 年 4 月)

【毛布備蓄数量】

(平成 23 年 10 月)

保管場所	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	本庁	合計
区役所	178	232	467	97	90	113	53	660	1,890
市民センター	244	88	212	44	146	276	110	-	1,120
合計	422	320	679	141	236	389	163	660	3,010

【日本赤十字社福岡県支部】

物資名	数 量	在 庫 場 所	備 考
毛 布	9,310 枚	日本赤十字社福岡県支部 事業一課 092-523-1171	日本赤十字社福岡 県支部保管数量 (H24.3.31時点)
タ オ ル ケ ッ ト	460 枚		
緊 急 セ ッ ト	2,424 組		
タ オ ル セ ッ ト	480 組		
救 急 医 薬 品 セ ッ ト	540 組		

「災害時における生活必需物資等の供給に関する特別協定」締結企業一覧

10 企業 138 店舗

No	企業名	市内店舗数	電話番号
1	(株)井筒屋	3	522-3310
2	(株)サンキュードラッグ	52	341-3111
3	(株)サンリブ	20	591-3711
4	(株)スーパー大栄	10	602-2770
5	(株)西鉄ストア	17	522-5525
6	(株)ハローデイ	12	963-5428
7	福岡県生活協同組合連合会	7	092-472-7338
8	(株)レッド・キャベツ	8	0832-52-8555
9	イオン九州(株)	4	092-472-3590
10	マックスバリュ九州(株)	5	

平成 24 年 4 月

「NBC 災害対策に関する協力等の協定」企業・大学連絡窓口

機関名	担当部署	電話番号
三菱化学株式会社 黒崎事業所	R C 推進部	643-2613
新日鐵化学株式会社 技術本部九州製造所	環境・安全・品質保証室	884-1767
日揮触媒化成株式会社	環境安全品質管理部	751-8627
国立大学法人九州工業大学	安全衛生推進室	884-3305
公立大学法人北九州市立大学	管理課	695-3320

「災害時における物資輸送等の支援に関する協定書」担当連絡先一覧表

会社名	電話番号
ヤマト運輸株式会社 北九州主管支店	475-3475
九州福山通運株式会社 北九州支店	581-2900
西濃運輸株式会社 北九州支店	581-0611
九州産交運輸株式会社 福岡支社北九州支店	571-2985
久留米運送株式会社 北九州支店	581-5281
佐川急便株式会社 北九州店	591-5558
山九株式会社 北九州支店	571-3133
日本通運株式会社 北九州支店	582-6111

第10節 給水計画資料

1 平常時における給水能力

(1) 消火栓設置数

種 類		計	門 司	小倉北	小倉南	若 松	八幡東	八幡西	戸 畑
消火栓 設置数	公設	22,374	2,640	3,440	4,293	2,736	2,035	5,758	1,472

(24 . 4 北九州市消防局)

(2) 上水道とその規模

浄 水 場	給水区域	水 源	1日最大 給水量(m ³)	浄水方法	電 話
道 浄 水 場	小倉南区の一部	道原貯水池	7,800	緩速濾過	451-1022
井 手 浦 浄 水 場	門司区 小倉北区 小倉南区 八幡東区 } の一部	油木貯水池 山 国 川 ま す 淵 貯 水 池	255,200	急速濾過	451-0262 453-1220
本 浄 水 場	八幡西区 若松区 } の一部	遠 賀 川	141,000	急速濾過	693-1385 601-8061
穴 浄 水 場	小倉北区 八幡東区 八幡西区 戸畑区 } の一部	力丸貯水池 遠 賀 川	300,000	急速濾過	641-3338 631-5101
畑 浄 水 場	八幡西区の一部	畑 貯 水 池	24,000	急速濾過	617-4813

(24 . 4 北九州市上下水道局浄水課)

2 応急給水機器等

所管	保管場所	機器名	保有数	備 考
上	東部工事事務所	給水タンク (1.0 m ³)	6 台	
		給水タンク (1.5 m ³)	3	
下	西部工事事務所	給水タンク (1.0 m ³)	1 1	
		給水タンク (1.5 m ³)	1	
水	山の神メーター管理所	給水タンク (1.0 m ³)	1 8	
		給水タンク (1.5 m ³)	1 5	
道	小 計	給水タンク (1.0 m ³)	3 5	
		給水タンク (1.5 m ³)	1 9	
局	合 計		5 4 台	

(24 . 4 北九州市上下水道局配水管理課)

3 給水施設の応急復旧体制

初動時における緊急修繕対応業者数 (年間契約)

対応地区	契約数
門司区・小倉北区・小倉南区	7社
若松区・八幡東区・八幡西区・戸畑区	8社

(24 . 4 北九州市上下水道局配水管理課)

4 北九州市水道施設の概要

施設名	施設数	備 考
水源	10か所	小貯水池を除く。 浄水場併置を含まず。 芦屋町の2配水池を含む。
水貯池	8か所	
浄水場	5か所	
ポンプ場	14か所	
配水池	47か所	
導水管	188 km	
送水管	220 km	
配水管	3,938 km	

(23 . 3 北九州市上下水道局浄水課・配水管理課・計画課)

施設数及び管延長は平成22年度事業年報による。

管延長はkm未満四捨五入とした。

第11節 応急仮設住宅建設等計画（福岡県）

（方針）

災害時における被災住宅の入居者に対する応急住宅対策は、災害救助法を適用した場合には、一時的には県又は市町村の公共施設等を利用して避難所として収容するほか、応急仮設住宅の建設及び供与並びに住宅の応急修理等を実施する。

（主な実施機関）

県（福祉労働部、建築都市部）、市町村

第1 応急仮設住宅の建設（福祉総務課・県営住宅課、市町村）

1 実施責任者

- (1) 応急仮設住宅の建設に関する計画の樹立と実施は、市町村長が行う。
- (2) 救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設は、知事が行うが、知事により救助事務を行うこととされた場合または知事の実施を待つことができない場合は、市町村長が行う。

2 建設用資機材等の調達

(1) 県

市町村から用地及び資機材の確保について、応援の要請を受けたときは、(社)プレハブ建築協会、(社)福岡県木材組合連合会及び九州森林管理局等関係機関等と協議し、その確保に努めるとともに、他の市町村に対し、必要な応援の措置について指示する。

(2) 九州森林管理局

県から要請を受けたときは、木材（原木）の提供を行うほか公売中止等の措置により、被災地の木材の需要に応じる。

3 救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設（福祉総務課、県営住宅課）

- (1) 建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮するものとし、原則として公有地を優先して選定する。ただし、やむを得ない場合は私有地を利用するものとし、所有者等と十分協議して選定する。
- (2) 1戸当たりの面積は29.7平方メートルを基準とし、世帯構成人員等を考慮して増減することができる。
入居予定者の状況によって、高齢者、障害者向けの仕様にも配慮する。費用は、1戸当たりの平均が、国が示す限度額以内とする。
- (3) 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。
- (4) 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（福祉仮設住宅）を応急仮設住宅として設置できる。この場合の応急仮設住宅の設置戸数は、被災者に提供される福祉仮設住宅の部屋数とする。
- (5) 着工期間は災害発生の日から20日以内とする。ただし、20日以内に着工できない事情があるときは事前に厚生労働大臣の承認を受けて、期間を延長することができる。
- (6) 建設については、建設業者関係団体等の協力を得て行う。

- (7) 応急仮設住宅への入居資格は、住宅が全焼、全壊又は流失し、自らの資力では住宅を確保することができない者とし、県と協議のうえ、市町村が入居者を選定する。
 - ア 入居決定に当たっては、高齢者、障害者等を優先するが、応急仮設住宅での生活が長期化することも想定し、高齢者、障害者等が集中しないよう配慮する。
 - イ 従前の居住地及び自治組織に考慮した選定を行う。
 - (8) 応急仮設住宅の建物の管理は、当該市町村の協力を得て県が行い、入居者の管理は、市町村が行う。
 - (9) 入居者に応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から2年以内とする。
- 4 応急仮設住宅の建設支援（建築指導課）
- (1) 建築基準法第85条に基づき、被災区域等における建築物の応急修繕工事等を行うものについての法定基準や建築確認等の制限を緩和することにより、応急仮設住宅の建設を支援する。
 - (2) 災害により住宅等を滅失若しくは破損したとき、これを建築若しくは大規模の修繕をする場合、建築確認申請手数料を免除あるいは減免する。

第2 空き家住宅の確保

- 1 県及び市町村は、以下の住宅等について、空き家情報の提供、相談に対応するものとする。
 - (1) 公的住宅（住宅計画課、県営住宅課、市町村）
 - 県営住宅のほか、県内各市町村、全国の都道府県、住宅供給公社、都市再生機構、雇用・能力開発機構等の所有する空き家
 - (2) 民間アパート等賃貸住宅（福祉総務課、市町村）
 - (3) 企業社宅、保養所等（福祉総務課、市町村）
- 2 募集は、被災市町村及び空き家提供事業主体が行うものとする。

第3 被災住宅の応急修理

- 1 実施責任者
 - (1) 被害家屋の応急修理に関する計画の樹立と実施は、市町村長が行う。
 - (2) 救助法を適用した場合の被害家屋の応急修理は、市町村長が行う。
- 2 救助法を適用した場合の住宅の応急修理（福祉総務課、市町村）
 - (1) 応急処理の対象は、住宅が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活が営めず、かつ自らの資力をもってしては、修理ができない者の住宅とする。
 - (2) 修理範囲は、居室、炊事場及び便所等、日常生活に必要最小限度の部分とする。
 - (3) 修理の期間は、災害が発生した日から1ヵ月以内とする。ただし、交通機関の途絶、その他特別な事情により、期間内に修理ができない場合は、事前に厚生労働大臣の承認を得て、必要最小限度の期間を延長する。
 - (4) 修理については、建設業関係団体等の協力を得て行う。
 - (5) 修理を実施する住宅の選定は、県が市町村の協力を得て行う。

(6) 修理に要する費用は1世帯当たり、国が示す限度額以内とする。

3 災害により住宅に被害を受けた被災者への相談窓口の設置（住宅計画課）

県は、「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」に基づき、住宅金融支援機構九州支店と協議して相談窓口を設置し、災害により被害を受けた被災者に対して、住宅に関する相談等の対応を行う。

第4 住宅等に流入した土石等の除去（住宅障害物の除去）

被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、山（がけ）崩れ、土石流、浸水等によって、住家、又は周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物を除去する。

1 実施責任者

(1) 住宅障害物の除去に関する計画の樹立と実施は、市町村長が行う。

(2) 救助法を適用した場合の住宅障害物の除去は知事が行うが、知事により救助事務を行うこととされた場合又は知事の実施を待つことができない場合は、市町村が行う。

2 障害物除去の方法

(1) 実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用い又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。

(2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上、やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮し、行う。

3 災害救助法に基づく措置（福祉総務課）

(1) 障害物除去の対象

ア 当面の日常生活が営みえない状態にあること。

イ 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれていること。

ウ 自らの資力をもっては除去ができないものであること。

エ 住家が半壊又は床上浸水したものであること。

オ 応急措置の支障となるもので、緊急を要すること。

(2) 除去の方法

救助の実施機関である知事（救助を行うこととされた場合又は知事が実施するいとまがない場合は市町村長）が実施する。

(3) 費用の限度

福岡県災害救助法施行細則で定める額

(4) 期間

災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情がある場合は厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。（特別基準）

第5 公営住宅の修繕・建設（住宅計画課・県営住宅課、市町村）

1 公営住宅の修繕・供給促進

県及び市町村は、損壊公営住宅を速やかに修繕するとともに、関係機関との調整の上、被害

状況に応じて公営住宅の供給計画を修正し、住宅供給を促進する。

2 災害公営住宅の建設

公営住宅法による災害公営住宅の建設は、市町村が建設し、管理するものとする。ただし被害が広域かつ甚大な場合は、県が補完的に建設、管理するものとする。

第6 被災住宅に対する融資（住宅金融支援機構）

1 申し込みができる方

自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者、賃借人または居住者で、地方公共団体から「り災証明書」の交付を受けた方。

建設・購入	・住宅が「全壊」、「大規模半壊」または「半壊」した旨の「り災証明書」の交付を受けた方（「一部破損」は除く。） ・住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方は「住宅の被害状況に関する申出書」と被害状況が確認できる写真が必要。
補修	・住宅に10万円以上の被害が生じ、「り災証明書」の交付を受けた方。

2 融資の種類（災害復興住宅融資）

建設資金 ・ ・ ・ ・ ・ 建設資金、土地取得資金、整地資金 他
新築購入資金 ・ ・ ・ ・ ・ 購入資金、土地取得資金 他
リ・ユース（中古）購入資金 ・ ・ 購入資金、土地取得資金 他
補修資金 ・ ・ ・ ・ ・ 補修資金、引方移転資金、整地資金

3 その他

融資を受けることができる住宅については床面積等の条件あり。

（補修資金を除く。）

融資の限度額、利率、返済期間等は住宅金融支援機構の定める条件による。

問合せ・申込書類の請求は住宅金融支援機構のホームページ（<http://www.jhf.go.jp/>）
又は被災者専用ダイヤル（0120-086-353）まで。

第12節 医療及び助産計画資料

1 収容施設及び収容能力等調

(1)医療機関

病 院

	施設総数	病 床 数					
		合計	一般	療養	精神	結核	感染症
合 計	89	19,118	9,940	4,828	4,276	58	16
門 司 区	11	2,538	968	671	844	55	0
小倉北区	20	4,737	2,886	1,259	576	0	16
小倉南区	20	4,074	1,791	1,136	1,144	3	0
若 松 区	5	838	364	37	437	0	0
八幡東区	7	2,275	1,410	485	380	0	0
八幡西区	22	3,815	2,003	917	895	0	0
戸 畑 区	4	841	518	323	0	0	0

(23.4.1 北九州市保健福祉局)

診療所

	一 般 診 療 所				歯 科 診 療 所		
	施設総数	無床 施設数	有 床		施設総数	有床 施設数	無床 施設数
			施設数	病床数			
合 計	976	826	150	1,944	663	2	661
門 司 区	111	95	16	215	61	0	61
小倉北区	236	207	29	305	180	1	179
小倉南区	175	145	30	323	110	1	109
若 松 区	79	73	6	81	50	0	50
八幡東区	79	68	11	118	44	0	44
八幡西区	235	188	47	748	176	0	176
戸 畑 区	61	50	11	154	42	0	42

(23.4.1 北九州市保健福祉局)

(2)助産関係

施設総数	16	小倉北区	5	若 松 区	1	八幡西区	5
門 司 区	0	小倉南区	3	八幡東区	2	戸 畑 区	0

(23.4.1 北九州市保健福祉局)

2 病院名簿

災害拠点病院 救命救急センター 救急告示病院

管内区分	病院名	所在地	診療科目	電話
門司区	北九州市立門司病院	門司区南本町3-1	内、外、整、眼、皮、放、小、ひ、リ八、呼内、消内、循内、血内、神内	381-3581
	日本海員掖済会門司病院	門司区清滝一丁目3-1	内、外、耳、歯、放、整、婦、眼、ひ、歯外、リ八、麻、胃	321-0984
	J R 九州病院	門司区高田二丁目1-1	内、外、整、眼、ひ、放、麻、耳、神内、リ科、婦、循内、消内	381-5661
	独立行政法人 労働者健康福祉機構九州労災病院 門司メディカルセンター	門司区東港町3-1	内、外、整、歯、放、麻、眼、ひ、脳神、リ八、皮、循内	331-3461
	医療法人社団養寿園春日病院	門司区春日町22-19	内、放、循	341-1416
	鳥巢病院	門司区吉志五丁目5-10	内、精、リ八、循内	481-1831
	医療法人社団響会緑ヶ丘病院	門司区緑ヶ丘3-5	内、循、リ八、呼、消	381-5903
	門司田野浦病院	門司区大字田野浦1018-1	内、精、神、歯、心内	331-0800
	医療法人豊司会新門司病院	門司区大字猿喰615	精、内、リ八	481-1368
	門司松ヶ江病院	門司区大字畑355	内、精	481-1281
小倉北区	新小文字病院	門司区大里新町2-5	内、外、形、脳神、ひ、整、病診、皮、リ八、放、麻、リ科、呼内、消内、循内、救、呼外	391-1001
	北九州市立医療センター	小倉北区馬借二丁目1-1	内、循内、小、外、整、産婦、眼、耳、皮、ひ、歯、放、麻、呼内、呼外、消内、小外、心内、精、脳神、心外、病診、腫内、緩和ケア内科	541-1831
	北九州小倉病院	小倉北区上富野三丁目19-1	内、消、循、リ八	511-7381
	新栄会病院	小倉北区弁天町12-11	内、放、整、皮、眼、リ八、消内	571-0086
	小倉中井病院	小倉北区中井五丁目11-8	内、外、整、婦、耳、皮、放、脳神、ひ、精、リ八、心内	581-0181
	公立大学法人九州歯科大学 附属病院	小倉北区真鶴二丁目6-1	内、外、歯、矯歯、小歯、歯外	582-1131
	小倉到津病院	小倉北区下到津五丁目10-31	内、呼、消、循、リ八、放	571-0077
	林田病院	小倉北区神幸町2-33	胃、外、整、皮、循	551-2481
	国家公務員共済組合連合会新小倉病院	小倉北区金田一丁目3-1	内、外、整、眼、循内、糖内、内分内、皮、ひ、麻、放、リ八、肝内、血内、感内、肝外、呼外、婦、脳神、歯外、脳内、消外、呼内、消内、内視内	571-1031
	日明病院	小倉北区日明三丁目3-32	精、神、内	581-0012
	小倉リハビリテーション病院	小倉北区篠崎一丁目5-1	内、精、整、リ八、皮、神内、歯	581-0668
	三萩野病院	小倉北区三萩野一丁目12-18	内、胃、外、整、ひ、循、放、呼、心内、リ八、神内	931-7931
北九州中央病院	小倉北区香春口一丁目13-1	内、リ八、循内、消内	931-1085	

管内区分	病院名	所在地	診療科目	電話
小倉北区	医療法人社団響会 前田病院	小倉北区片野新町一丁目1-23	外、整、リ科、リハ、消内、内、呼内、血内、感内	921-3968
	社会保険 小倉記念病院	小倉北区浅野三丁目2-1	内、外、整、脳神、心外、婦、眼、耳、皮、ひ、放、麻、循内、消内、形、精、神内、呼、呼内、呼外、血内、腎内、糖内、血外、乳外、頭頸外	511-2000
	松井病院	小倉北区黄金二丁目9-14	内、耳、ア科、リハ、消	941-4550
	南ヶ丘病院	小倉北区今町三丁目13-1	内、精、神、リハ	571-6081
	霧ヶ丘つだ病院	小倉北区霧ヶ丘三丁目9-20	内、リハ、リ科、呼内、消内、循内 歯	921-0438
	健和会 大手町病院	小倉北区大手町15-1	整、脳神、心外、産婦、眼、小、外、耳、皮、ひ、放、内、神内、形、精、麻、消、循、リハ、病診、救、感内	592-5511
	小倉第一病院	小倉北区真鶴二丁目5-12	リ科、腎内、内分内、人透内、糖内	582-7730
	医療法人聖亮会 聖ヨハネ病院	小倉北区下到津三丁目5-8	内、リハ	562-7777
小倉南区	独立行政法人 国立病院機構 小倉医療センター	小倉南区春ヶ丘10-1	内、小、精、外、整、産、婦、眼、耳、皮、ひ、放、麻、心内、小外、呼内、消内、循内、消外	921-8881
	独立行政法人 労働者福祉機構 九州労災病院	小倉南区葛原高松一丁目3-1	内、外、整、脳神、眼、耳、ひ、放、神内、産婦、皮、精、麻、小、リハ、循内	471-1121
	北九州市立 総合療育センター	小倉南区春ヶ丘10-2	整、歯、小、眼、精、耳、ひ、小歯、矯歯、リハ	922-5596
	小倉愛和病院	小倉南区長野東町7-45	内、リハ	473-1010
	慈恵曾根病院	小倉南区沼本町四丁目2-19	内、消外、小、放、外、整、リハ、リ科、乳外、肛外、内視外	471-2882
	小倉蒲生病院	小倉南区蒲生五丁目5-1	精、神内	961-3238
	松尾病院	小倉南区葛原高松一丁目2-30	精、神、内	471-7721
	医療法人成康会 堤小倉病院	小倉南区大字堀越358	内、精、神	962-1950
	医療法人杏和会 平尾台病院	小倉南区大字木下555	精、神	451-0303
	北九州総合病院	小倉南区湯川五丁目10-10	消、循、小、外、整、精、脳神、小外、内、呼、産婦、眼、耳、皮、ひ、放、麻、形、リハ	921-0560
	健和会おさゆきリハビリテーション病院	小倉南区大字長行2283	内、放、リハ、皮	451-3861
	社会福祉法人杏和会 やまびこ学園	小倉南区大字木下608	内、小	451-6262
	北九州医療刑務所 医療部病院	小倉南区葉山町一丁目1-1	内、精、歯	
上曾根病院	小倉南区上曾根五丁目13-1	内、外、整、脳神、リハ、神内	473-8575	

管内区分	病院名	所在地	診療科目	電話
小倉南区	沼本町病院	小倉南区沼本町一丁目9-39	内、リハ	475-5001
	北九州安部山公園病院	小倉南区大字湯川139-21	内、リハ	475-6262
	東和病院	小倉南区守恒本町一丁目3-1	内、小、整、外、神内、歯、歯外、循内、ひ、ア科、リ科、リハ、放、婦、眼、消内、呼内、糖内	962-1008
	北九州湯川病院	小倉南区葛原二丁目1-10	内、リハ	473-8231
	医療法人あさひ松本病院	小倉南区津田五丁目1-5	内、循、神内、リ科、ア科、リハ、消	474-3358
	小倉セントラル病院	小倉南区長野本町四丁目6-1	内、外、消、肛、麻	473-0246
若松区	産業医科大学若松病院	若松区浜町一丁目17-1	内、外、小、整、脳神、皮、ひ、産婦、眼、耳、リハ、放、麻、緩和ケア、腫瘍精神科	761-0090
	芳野病院	若松区本町二丁目15-6	消、外、整、脳神、内、循、肛、リハ	751-2606
	若戸病院	若松区大字小敷146	内、精、神、皮、呼、リハ	742-2000
	医療法人住田病院	若松区大字蛭住1435	精、神、内、リハ	741-1301
	青葉台病院	若松区青葉台東一丁目1-1	内、リハ、放、消内、呼内、循内	742-1666
八幡東区	北九州市立八幡病院	八幡東区西本町四丁目18-1	内、小、外、整、形、脳神、皮、ひ、産婦、眼、耳、放、麻、歯、精、呼外、循内、救	662-6565
	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 福岡県済生会 八幡総合病院	八幡東区春の町五丁目9-27	内、小、外、整、脳神、婦、リハ、消内、消外、眼、耳、皮、ひ、放、麻、循内、腎内、腎臓外科（臓器移植）病診、神内、心内、リ科、呼内、呼内、歯、歯外、救、血外	662-5211
	北九州八幡東病院	八幡東区西本町二丁目1-17	内、リハ、神内	661-5915
	新日鐵八幡記念病院	八幡東区春の町一丁目1-1	内、呼、消、循、小、外、整、産婦、眼、耳、皮、ひ、形、放、麻、美、脳神、リ科、リハ、心内	672-3176
	河内病院	八幡東区田代町20-1	内、精、神	651-6737
	医療法人緑風会八幡大蔵病院	八幡東区河内二丁目4-11	内、精、神内	651-2507
	医療法人ふらて会西野病院	八幡東区山路松尾町13-27	内、呼、消、循、放、神内、小、整、リハ	653-2122
八幡西区	九州厚生年金病院	八幡西区岸の浦一丁目8-1	内、小、精、産婦、神内、麻、外、整、脳神、眼、耳、皮、呼内、呼外、循内、腎内、糖内、ひ、心外、リハ、小外、血内、乳外、病診、臨床、腫内、内分内、老内、頭頸外、循小、新生児小、放診、放治、べ外、心リハ、小外 (胃腸、肝臓、胆のう、膵臓)外科 (")内科	641-5111
	医療法人浜田病院	八幡西区黒崎三丁目8-7	外、整、胃	621-0198

管内 区分	病院名	所在地	診療科目	電話
八 幡 西 区 内	医療法人 健美会 佐々木病院	八幡西区吉祥寺町9-36	内、リハ、整、皮、放、呼内、消内、 循内	617-0770
	医療法人社団 黒崎整形外科病院	八幡西区筒井町5-29	整、麻、リ科、リハ	631-3565
	医療法人社団翠会 八幡厚生病院	八幡西区里中三丁目 12-12	内、精、心内	691-3344
	太平メディカルケア 病院	八幡西区大平三丁目 14-7	内、呼、消、循、外、整、脳神、皮、 ひ、肛、リハ	614-2101
	小嶺江藤病院	八幡西区小嶺三丁目19-1	精、神、内	611-0456
	医療法人三憲会 折尾病院	八幡西区本城三丁目 26-18	精、神	691-4366
	新生会病院	八幡西区下上津役一丁 目5-1	内、外、整、リハ、消、脳神、循内、 消内、人透内	612-3100
	医療法人香林会 香月中央病院	八幡西区香月中央一丁 目14-18	内、外、整、リハ、胃、ひ	617-0173
	医療法人社団尚蘇会 エンゼル病院	八幡西区友田一丁目 11-1	婦、産	601-3511
	浜崎病院	八幡西区小嶺台一丁目1-15	呼、消、循、外、肛	613-1919
	特定医療法人 東筑病院	八幡西区八枝一丁目 7-20	内、リ科、リハ、循内、消内、呼内、 糖内、内視内	603-0111
	産業医科大学病院	八幡西区医生ヶ丘1-1	内、小、精、神内、外、整、脳神、産婦、眼、耳、 皮、ひ、歯外、放、麻、呼、リハ、心外、形	603-1611
	医療法人社団誠心会 萩原中央病院	八幡西区萩原一丁目 10-1	内、循環器心臓内科、消内(胃大腸内視鏡) 糖 内、代謝内科、呼内、放射線診療科、リ科、リハ	631-7511
	医療法人しょうわ会 正和中央病院	八幡西区八枝三丁目 13-1	外、整、リハ、麻、内視内、消外	602-1151
	八幡西病院	八幡西区小嶺台一丁目16-23	内、リハ	613-2121
	青山中央外科病院	八幡西区青山一丁目7-2	呼、胃、外、整、肛、リハ	642-0070
	丘ノ規病院	八幡西区大字則松104-1	内、消、循、呼、神内、リハ	602-6631
	八幡慈恵病院	八幡西区木屋瀬一丁目12-23	内、呼、循、リハ、胃、放	618-2100
	医療法人財団はまゆう会 王子病院	八幡西区東王子町4-17	内、外、麻、腎内	641-1239
	医療法人しょうわ会 正和なみき病院	八幡西区東王子町13-1	内視内、循内、外、整、消外、リハ	644-0756
戸 畑 区 内	戸畑リハビリテーション病院	戸畑区小芝二丁目4-31	リハ、内	861-1500
	戸畑共立病院	戸畑区沢見二丁目5-1	内、外、呼、循、整、ひ、脳神、放、 麻、眼、皮、リハ、精、消、歯、歯外	871-5421
	戸畑けんわ病院	戸畑区新池一丁目5-5	内、循、婦、整、放、ひ、皮、外、神内、 リハ、形、循内、消内、呼外、肛外	881-8181
	医療法人医和基会 牧山中央病院	戸畑区初音町13-13	内、小、外、整、歯、歯外、リハ、 胃、眼、産婦、脳神、形、呼外、皮、 消内、消外、循内、呼内	871-2760

(23.4.1 北九州市保健福祉局)

(注) 内 = 内科、呼 = 呼吸器科、消 = 消化器科 (胃腸科)、循 = 循環器科、小 = 小児科、精 = 精神科、神 = 神経科、神内 = 神経内科、外 = 外科、整 = 整形外科、美 = 美容外科、呼外 = 呼吸器外科、心外 = 心臓血管外科、小外 = 小児外科、形 = 形成外科、脳神 = 脳神経外科、産婦 = 産婦人科、産 = 産科、婦 = 婦人科、眼 = 眼科、耳 = 耳鼻いんこう科、気 = 気管食道科、皮 = 皮膚科、ひ = ひ尿器科、性 = 性病科、肛 = 肛門科、歯 = 歯科、放 = 放射線科、麻 = 麻酔科、矯正 = 矯正歯科、小歯 = 小児歯科、歯外 = 歯科口腔外科、心内 = 心療内科、ア科 = アレルギー科、リ科 = リウマチ科、リハ = リハビリテーション科、呼内 = 呼吸器内科、消内 = 消化器内科、循内 = 循環器内科、血内 = 血液内科、救 = 救急科、肝内 = 肝臓内科、脳内 = 脳神経内科、腎内 = 腎臓内科、糖内 = 糖尿病内科、感内 = 感染症内科、内分内 = 内分泌内科、人透内 = 人工透析内科、血外 = 血管外科、消外 = 消化器外科、肛外 = 肛門外科、肝外 = 肝臓外科、病診 = 病理診断科、内視内 = 内視鏡内科

3 医療、助産活動に必要な携行資材一覧表

(1) 一般的なもの

ア 腕章 イ 旗 ウ 救護班に必要な被服 エ 携帯食糧

(2) 機器器具

ア 医療用

品名	数量	品名	数量	品名	数量
注射器	5	受水器	1	耳用綿棒	2
グリセリン浣腸器	1	点眼器	2	舌圧子	2
円刀	1	開点眼器	1	鼻鏡	1
鋭刀	1	点眼薬	3	聴診器	1
消息子	2	眼帯	20	伝診器	1
直鋏刀	1	軟膏壺	1	体温計	2
曲鋏刀	1	止血帯	1	雑用鋏	1
持針器	1	ネラトンカテーテル	1	梯状副木	4
無鉤ピンセット	1	消毒盤	1	ラック	1
無鉤(長)ピンセット	1	シヤレ	1	固型燃料灯	2
有鉤ピンセット	1	2号針付縫合糸	1	懐中電灯	2
ヘルフ縫合針	1	咽頭綿棒	2	ナイフ	1
毛抜	1	額帯鏡	1	ペーパー	1
コッヘル子	4	耳鏡	1	ガーゼ	2
洗眼用スポイト	1	ルーテーパーンセット	1	ガゼ	2

イ 助産用

品名	品名	品名
東大式助産携帯器(助産婦用)	安産器	ケ-リー-氏ゴム製褥
血圧計	便胎器	改良
自動秤	胎盤受器	

(3) 薬品及び消耗品

ア 医療品

品名	数量	品名	数量
稀ヨードチンキ液	1	ビタビタール注射液	1
オキシドール液	1	ベニシリン注射液	1
チンク油	1	A C T H 注射液	1
クレゾール石鹼液	1	脱脂綿	2
ゼノール	1	ガゼ	2
クロマイ錠	1	絆創膏	2
持続性サルファ剤	1	油紙	2
ペニシリン錠	1	消毒用アルコール	1
健胃錠	1	グリセリン液	1
セデス錠	1	ホータイ	20
アスピリン錠	1	三角巾	3
ビタカンファ注射液	1	外用スミファミン	1

イ 助産用

品名	品名	品名	品名
臍帯結束一束 (200人分)	桐油紙	腹帯	赤チンキ
ガゼ	T字帯	アルコー	グリセリン
臍ホータイ	ゴム布	オキシフル	オリーブ油
脱脂綿	氷のう	デルマート	シッカロール
	ヘルフレナー10本	リゾール	

4 災害時に必要な医薬品一覧表

保健剤 鎮痛剤(催眠剤) 胃腸薬 外傷薬 強心剤 止血剤 消毒薬 保存血液 衛生材料

5 備蓄資材の在庫場所

在庫場所	資材	所管課
市立医療センター	前記3に示す	事務局管理課
市立八幡病院	(医療助産活動に必要な携行資材)	事務局管理課

6 応援要請機関

要請先	所在地	電話
北九州市医師会	小倉北区馬借一丁目7-1	513-3811
門司区医師会	門司区小森江三丁目12-11	371-1567
小倉医師会	小倉北区中島一丁目19-17	551-3181
若松区医師会	若松区藤ノ木二丁目1-29	761-5367
八幡医師会	八幡東区平野二丁目1-1	681-6035
戸畑区医師会	戸畑区正津町2-10	871-6326
日本海員掖済会門司病院	門司区清滝一丁目3-1	321-0984
九州労災病院門司メディカルセンター	門司区東港町3-1	331-3461
小倉記念病院	小倉北区浅野三丁目2-1	511-2000
国立病院機構小倉医療センター	小倉南区春ヶ丘10-1	921-8881
済生会八幡総合病院	八幡東区春の町五丁目9-27	662-5211
新日鐵八幡記念病院	八幡東区春の町一丁目1-1	672-3176
九州厚生年金病院	八幡西区岸の浦一丁目8-1	641-5111
市立医療センター	小倉北区馬借二丁目1-1	541-1831
健和会大手町病院	小倉北区大手町15-1	592-5511
北九州総合病院	小倉南区湯川五丁目10-10	921-0560
九州労災病院	小倉南区葛原高松一丁目3-1	471-1121
市立八幡病院	八幡東区西本町四丁目18-1	662-6565
産業医科大学病院	八幡西区医生ヶ丘1-1	603-1611
日本赤十字社福岡県支部	福岡市南区大楠三丁目1-1	092-523-1171

7 血液センター名

血液センター名	所在地	電話
福岡県赤十字血液センター	筑紫野市上古賀1-2-1	092-921-1400
福岡県北九州赤十字血液センター	北九州市八幡西区相生町15-1	093-631-1211
日本赤十字社九州血液センター	久留米市宮ノ陣3-4-12	0942-31-8900

8 北九州市医師会の災害救急

(1) 北九州市医師会災害救急医療要綱

1 目 的（趣旨）

不時の災害その他傷病者が一時に多発した場合、地域医師会は救急医療の本質と、その社会的意義を体し、北九州市地域防災計画による災害対策本部長（北九州市長）の要請によって、率先協力して円滑迅速に初期医療に従事することを目的とする。

2 災害救急医療本部

北九州市医師会長は、以上の目的達成のために、災害救急医療本部を災害対策本部内に設置し、自ら医療本部長の任に当たる。

医療本部長は、次の業務を行う。

- (1) 救急医療、資材の整備、演習計画
- (2) 災害発生時の連絡通報、情報連絡網の完備
- (3) 医療救護班並びに地区救護班出動の指令及び出動後の処理
- (4) 関係官公庁等との交渉

3 構 成

- (1) 災害救急医療本部に、総務、情報連絡、経理の三部を設ける。
- (2) 医療本部長は市医師会長、副医療本部長は市医師会副会長、各区域内支部長は当該区域内医師会長がこれに当たる。
- (3) 総務、情報連絡及び経理の各部の業務担当は、本会の理事がこれに当たる。
- (4) 災害救急医療本部は直属部隊として、災害第一群病院の医療救護班を指揮する。
- (5) 医療救護班は6班で原則としてドクターカー出動とする。
1班の構成員は医師2名、看護師2名、運転者兼連絡員1名とする。
- (6) 各区域医師会に災害救急医療支部を設置し、地域の状況により、地区救護班を編成する。地区救護班員は、北九州市医師会員で構成し、必要に応じ補助員（看護師、レントゲン技師、事務員など）を編入することができる。
- (7) 補助員の出動は災害の状況に応じ、医療本部長、又は各支部長の指令による。
- (8) 地区救護班の構成員は、医師5名（内、班長1名）、看護師5名とし、必要に応じて、他の補助員を加え編入する。

4 任 務

- (1) 医療本部長は、救急災害の医療を総括する。
- (2) 副医療本部長は、医療本部長を補佐し、医療本部長に事故があるときは、その任務を代行する。
- (3) 総務、情報連絡及び経理の各部担当理事は、医療本部長の指令を受け、次の所掌業務を行う。

A 総務部

- 1) 企画、統制に関する事項
- 2) 衛生材料一般に関する事項
- 3) その他庶務全般に関する事項

B 情報連絡部

- 1) 一般情報に関する事項
- 2) 現場との連絡、指揮伝達に関する事項

3) 広報に関する事項

C 経理部

救護に伴う会計事務一般に関する事項

1) 支部長は、医療本部長の指令を受け、地区救護班を掌握する。

5 衛生材料ならびに、車両などの調達

- (1) 救護に要する衛生材料は、本部計画によるものを使用することを原則とするが、災害の規模、特殊地域などにおいては、一応班員が手持の材料を携行し、救護に当る場合がある。この場合、事後、消耗品及び車両使用などの経費を本部長に報告する。
- (2) 本部長は、救護班出動の経費、不測の事故発生に対する補償請求等につき、関係官庁と折衝する。

6 出 動

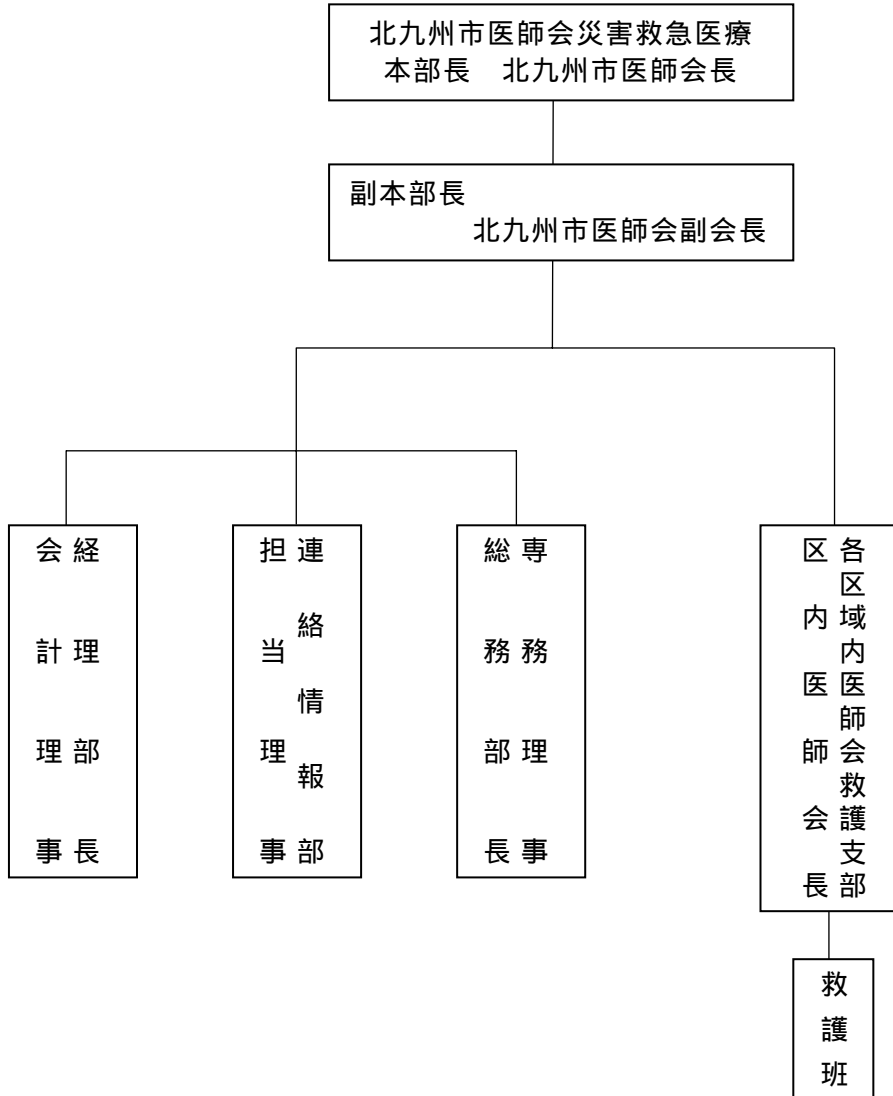
- (1) 医療本部長は、北九州市災害対策本部長（北九州市長）より、医療救護の出動要請を受けたときは、直ちに災害第一群病院に医療救護班の出動を指令する。尚、災害規模により、同時に各支部長に地区救護班の出動を要請する。支部長は、急を要し、出動要請が得がたい場合でも、自己の判断により救護班の出動を指令することができる。この場合は、速やかに医療本部長に状況を報告し、その指示に従うものとする。
- (2) 支部長は地区救護班出動の指令を受けた場合は、可及的速やかに、自己、掌握下に救護班を出動させ、災害の状況を逐次、医療本部長に速報しなければならない。
- (3) 支部の地区救護班は、要請があった場合、支部長の指令により、他の都市又は隣接県に出動することもある。
- (4) 災害の規模、発生場所等によっては、救急医療の指揮本部を現場に設置することがある。
- (5) 支部長は、医療救護の業務終了後にその詳細を医療本部に報告し、併せて、出動の諸経費の請求等の業務を行う。

7 救護班

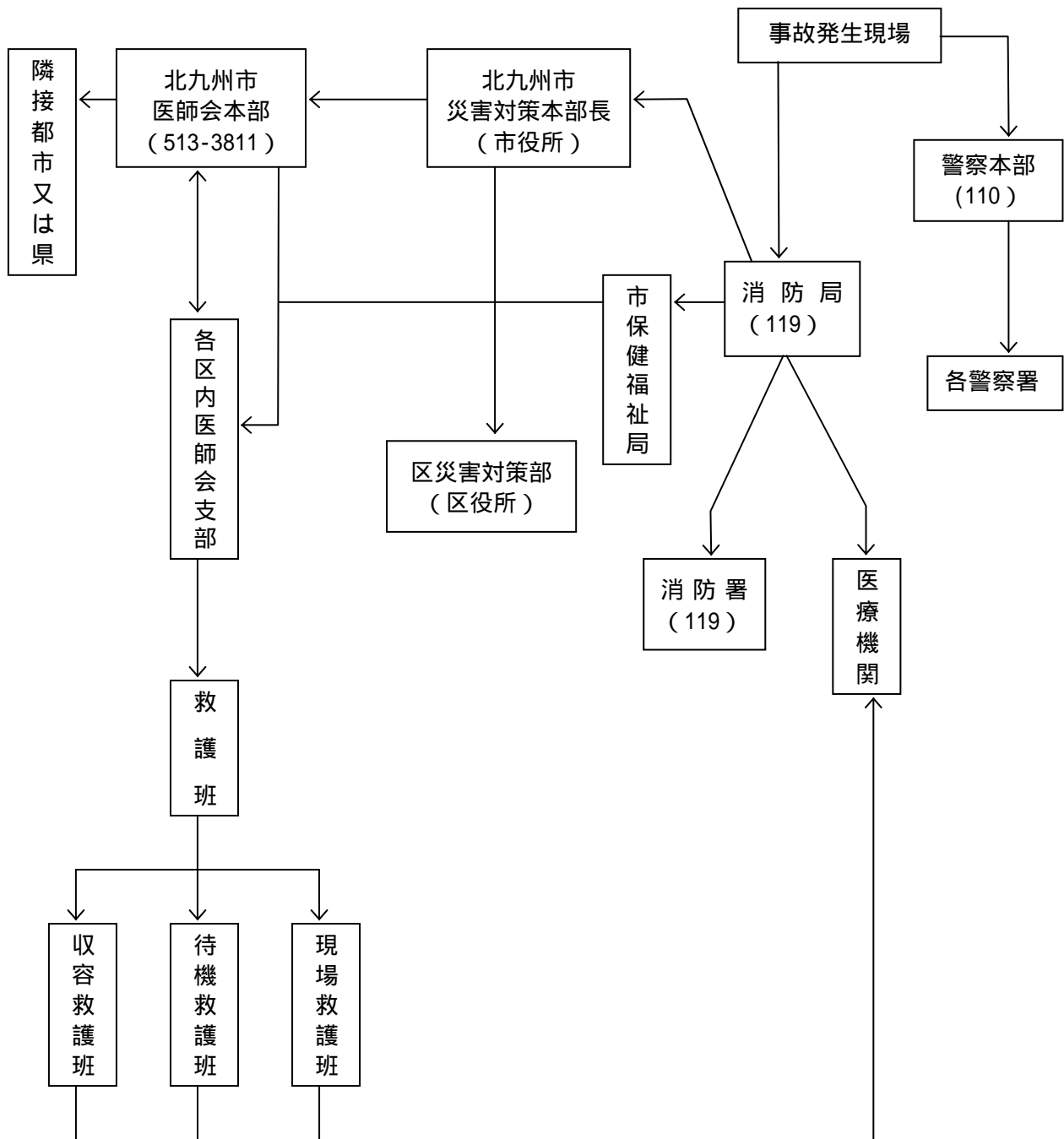
- (1) 医療救護班並びに地区救護班の業務範囲は概ね次のとおりとする。
 - 1) 傷病者の救出指導、重軽傷の分類区分
 - 2) 初期医療
 - 3) 応急収容施設への収容指揮、トリアージ（傷病者の氏名年齢、住所、処置、診断名等必要事項の表示）及び応急処置を行う。
 - 4) 後送受入れ病院への搬入時の救急医療
 - 5) 屍体検案
- (2) 救護の装備
 - 1) 本部計画の装備及び衛生材料は、各市立病院に保管し、保健福祉局が責任をもって災害現場医療本部へ搬入する。
 - 2) 出動の指令を受けた医療救護班員はユニホーム（オレンジ色）を着用し出動する。地区救護班員は指定の腕章（オレンジ色）を着用し出動する。
 - 3) 災害の規模、特殊地域における救護活動の場合は、個々の手持の衛生材料を持参し使用することがある。
 - 4) 衛生材料の不足が生じたとき、又は、不足のおそれのあると判断したときは、速やかに医療本部長に連絡し、その補充をはかる。
 - 5) 毒劇物等に関する薬剤の調達で急を要する場合は、協定による薬業卸協会緊急連

絡網を通じて、直接、現場医療救護本部より連絡し、搬入を依頼することができる。
その際は、直ちにその旨を医療本部に報告し、配送路の確保を要請する。

(2) 北九州市医師会災害救急医療隊構成表



(3) 北九州市医師会災害救急医療時の連絡系統



9 日本赤十字社福岡県支部の災害救護

災害救助法及び災害対策基本法の定めに従い、日赤独自の救護計画に基づく救護班の派遣を要請する。

第 13 節 防疫計画資料

1 防疫対策協力団体名簿

協力団体名	代表者氏名	所在地	電 話
北九州市 衛生総連合会	番野 宅二	小倉北区城内 1-1 環境局業務課内	581-0494
門司区衛生 協会連合会	宮原 深海	門司区清滝一丁目 1-1 門司区役所コミュニティ支援課内	331-1881 内(257)
小倉北区衛生 協会連合会	福丸 清生	小倉北区大手町 1-1 小倉北区役所コミュニティ支援課内	582-3337
小倉南区衛生 協会連合会	小田 一弘	小倉南区若園五丁目 1-2 小倉南区役所コミュニティ支援課内	951-4111 内(259)
若松区衛生 協会連合会	濱小路 兼生	若松区浜町 1-1 若松区役所コミュニティ支援課内	761-5321 内(623)
八幡東区衛生 協会連合会	番野 宅二	八幡東区中央一丁目 1-1 八幡東区役所コミュニティ支援課内	671-2242
八幡西区衛生 協会総連合会	中村 凧	八幡西区筒井町 15-1 八幡西区役所コミュニティ支援課内	642-2531
戸畑区衛生 協会連合会	上永 憲治	戸畑区千防一丁目 1-1 戸畑区役所コミュニティ支援課内	871-1501 内(621)

(24. 4 北九州市環境局)

2 清掃対策協力団体

団体名	代表者名	所在地	電 話	備 考
公益財団法人 北九州市環境 整備協会	伊藤博史	戸畑区新池一丁目 2-1 (北九州市環境科学 研究所庁舎 1 階)	882-3800	

(24. 4 北九州市環境局)

第14節 清掃計画資料

1 ごみし尿収集及び処理関係

収集運搬				処 理			
区分	作業車両		職員数	区分	処理場	処理能力	
	ご み	し 尿					
新門司 環境センター	(4)台 22	(0)台 0	人 90	ご み ・ し 尿	焼却工場	新 門 司	t / 日 720
日明 環境センター	(4) 18	(0) 0	81			日 明	600
皇后崎 環境センター	(4) 26	(0) 0	109			皇 后 崎	810
委 託	159	15	325		合 計		2,130
合 計	(12) 225	(0) 15	605		投入施設	皇 后 崎	k l / 日 500
					圧送施設	西 港	250
				合 計		750	

(24.4.1 北九州市環境局)

- (注) 1 ()は内数で予備車数を示す。
 2 処理能力は、公称能力を示す。
 3 環境センターの職員数は工場を除く数

2 ごみ収集戸数

區別 戸数 収集量	門 司	小倉北	小倉南	若 松	八幡東	八幡西	戸 畑	計
収集戸数	50,817	94,078	96,497	38,562	35,421	116,508	29,745	461,628

(23.9 北九州市環境局)

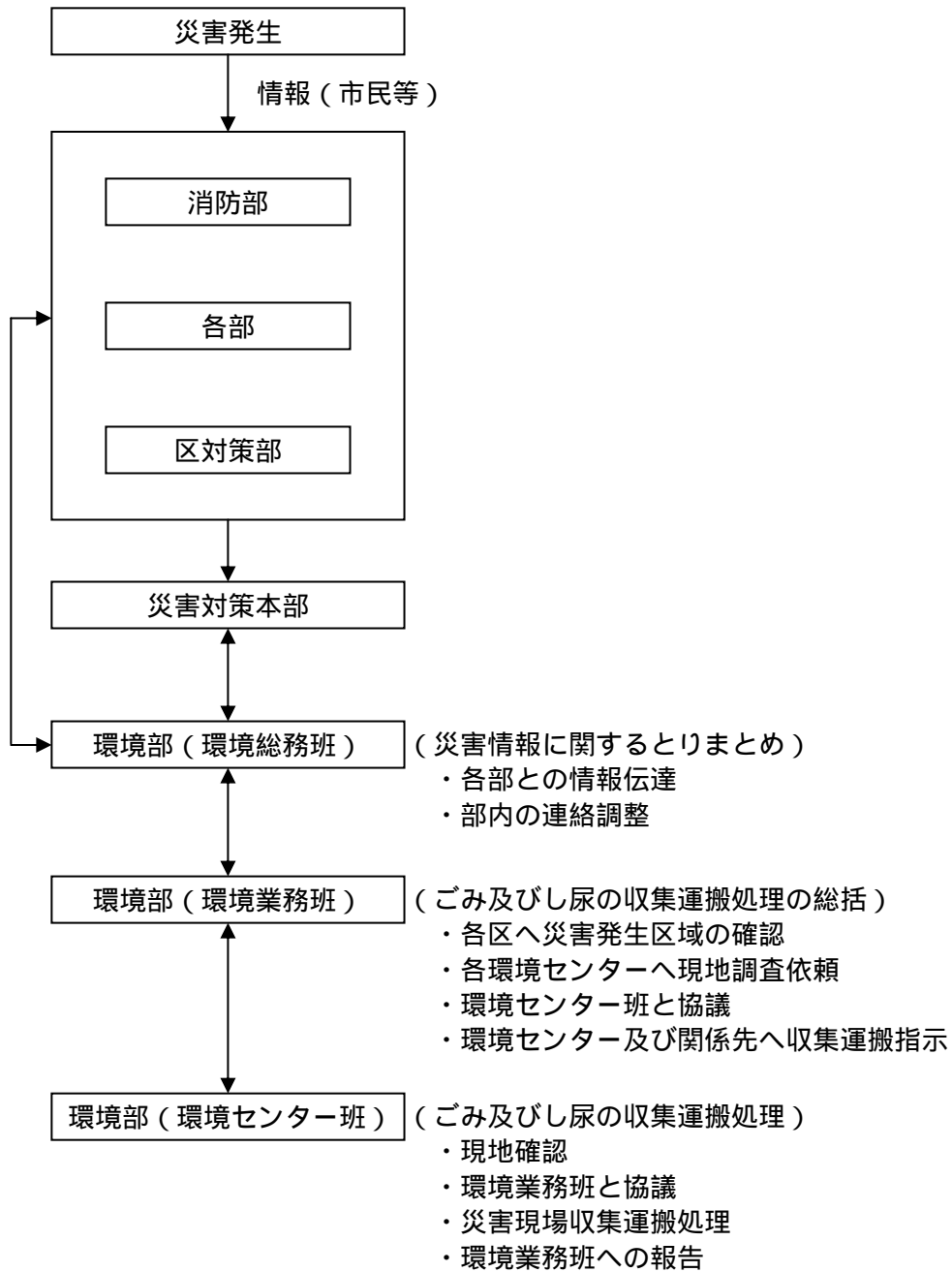
3 し尿収集対象戸数

區別 戸数	門 司	小倉北	小倉南	若 松	八幡東	八幡西	戸 畑	計
対象戸数	668	164	1,104	521	161	761	53	3,432

(23.8 北九州市環境局)

4 災害発生時のごみ及びし尿処理の対応について

(災害時の連絡フロー)



第15節 障害物の除去計画資料

1 障害物除去市有機械

機械名	台数	所属（配置先）	
ホイールローダー	6	環境局新門司工場	1
		環境局日明工場	2
		環境局皇后崎工場	1
		環境局施設課	2
フォークリフト	3	環境局施設課	2
		環境局日明工場	1
バックホー	3	環境局施設課	3

(24. 4 北九州市環境局)

第16節 交通輸送計画資料

1 災害対策救助用車両台数

種別	所属	危機管理室	広報室	技術監理室	総務企画局	財政局	市民文化スポーツ局	保健福祉局	子ども家庭局	環境局	七新門司環境センター	七日明環境センター	七新門司環境センター	新門司工場	日明工場	皇后崎工場	産業経済局	建設局	建築都市局	港湾空港局	門司区	小倉北区
普通乗用		1		1	2					1												
小型乗用																						
ワゴン乗用					1			1									1					
トラックバン								4		6	1	1	1		1							
ピックアップ貨客																						
ジャーブ																						
大型貨物5t以上										2			1	2								
中型貨物2t以上																						
小型貨物2t未満										1	3	2	4									
広報館																						
図書館																						
緊急水								2														
撤じん芥・機械													22	18	26							
し尿・バキューム																						
その他清掃																						
大型特殊										7				1	3	1						
小型特殊										2				1	1	1						
大型バス																						
小型バス					3																	
レンタル																						
霊柩									1													
軽四貨・乗		2	2	2	70	1	1	67	23	8	21	22	26	2	2	2	31	55	32	38	37	
その他								7														
計		2	2	3	76	1	1	82	23	27	47	43	57	5	9	4	32	59	55	32	38	37

種別	所屬	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区	上下水道局	市議会	教育委員会	農業委員会	計
普通乗用								1			5
小型乗用				25			1				26
ワゴン乗用							1				5
ライトバン							9				24
ピックアップ											0
ダンプ貨客							1				1
ジーン											0
大型貨物5t以上											5
中型貨物2t以上											0
小型貨物2t未満							1				11
広報											0
図書館											0
緊急							5				7
撤水											0
じん芥・機械											66
し尿・バキューム											0
その他清掃											0
大型特殊											12
小型特殊											5
大型バス											0
小型バス											3
レンタゲン											1
霊柩											0
軽四貨・乗		59	27	1	54	18	57		46	2	765
その他											7
計		59	27	26	54	18	75	1	46	2	943

2 緊急通行車両の確認申請

知事又は県公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限が行われた場合において、災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他災害応急対策を実施するための車両（以下「緊急通行車両」という。）の使用者からの申出により、災害対策基本法施行令第33条の規定による緊急通行車両の確認を行い、証明書及び標章を交付する。

(1) 申請手続き

緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両確認申請書」を警察署又は県八幡農林事務所に提出する。

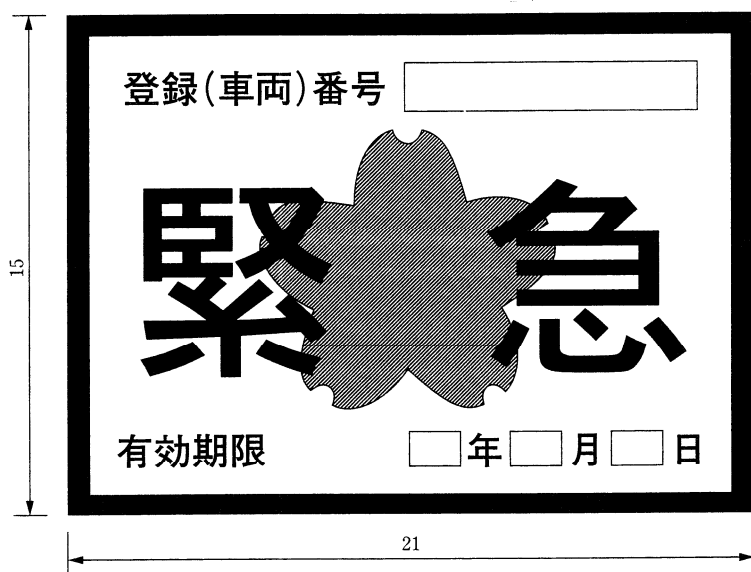
(2) 証明書及び標章の交付

知事及び県公安委員会が緊急通行車両であることを認定したときは、証明書及び標章が交付される。

(3) 標章の交付

車両の使用者は、標章を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとし、証明書を当該車両に備え付けるものとする。

緊急通行車両標章（災害対策基本法施行規則別記様式第3）



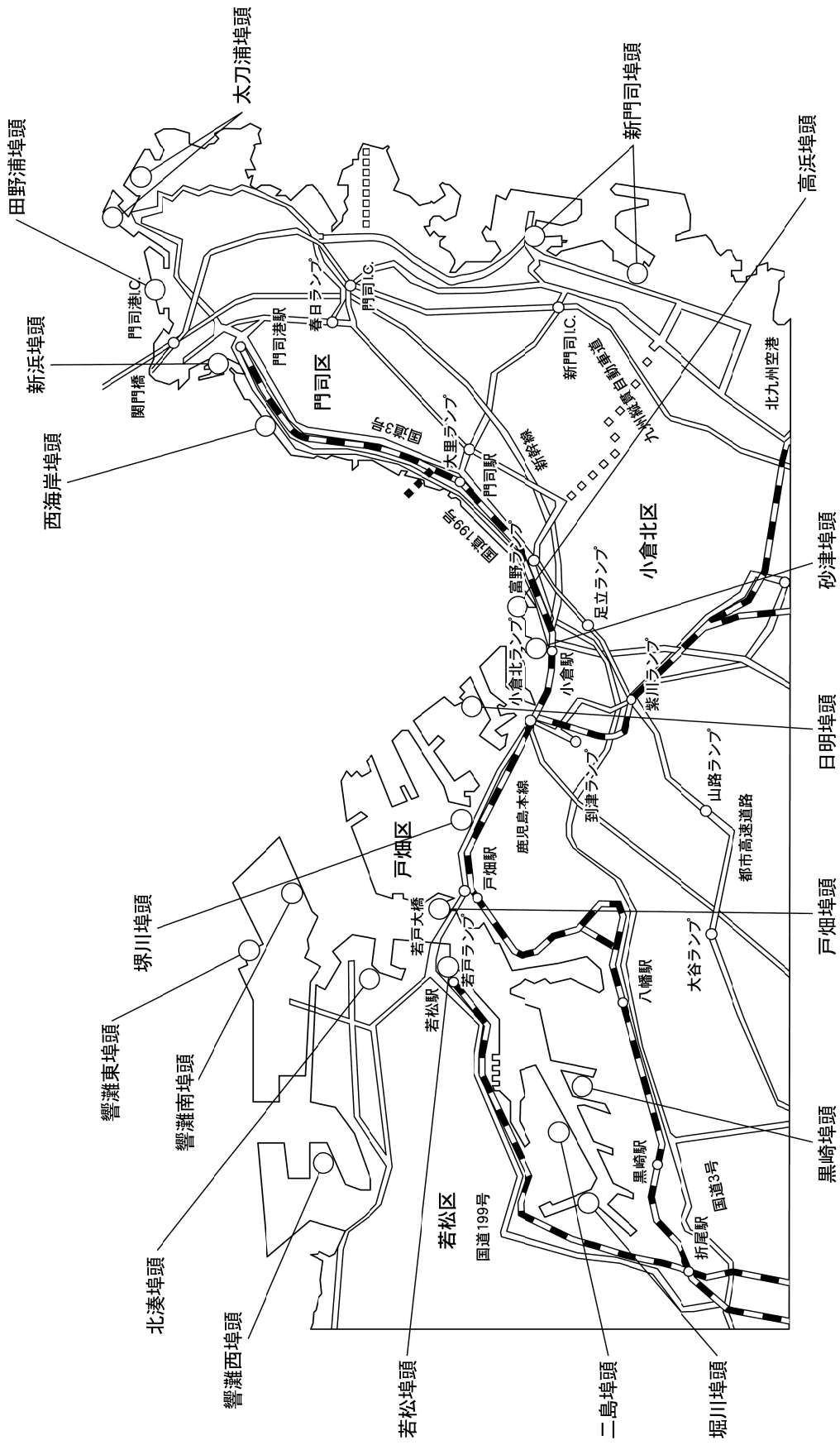
- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」「有効期限」「年」「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

災害対策基本法施行規則別記様式第4

第 号 平成 年 月 日 緊急通行車両確認証明書 知事 公安委員会	
番号標に表示されている番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）	
使用者	住所 （ ） 局 番
	氏名
通行日時	
通行経路	出 発 地
	目 的 地
備 考	

備 考 用紙は、日本工業規格A5とする

3 公共埠頭の概況



新門司埠頭

施設名		数 量			
係留施設	岸 壁	水深 4.5m	2 バース	19バース	2,688m
		5.5m	5 バース		
		7.5m	7 バース		
		8.0m	3 バース		
		10.0m	2 バース		
	物 揚 場	水深 3.0~4.0m			

太刀浦埠頭

施設名		数 量				
係留施設	岸 壁	水深 4.5m	29バース	44バース	4,625m	
		10.0m	13バース			
		12.0m	2 バース			
	物 揚 場	水深 2.0m~4.0m				313m

田野浦埠頭

施設名		数 量				
係留施設	岸 壁	水深 6.0m	2 バース	8 バース	1,275m	
		9.0m	3 バース			
		10.0m	3 バース			
	物 揚 場	水深 3.0~4.0m				259m

新浜埠頭

施設名		数 量				
係留施設	岸 壁	水深 9.0m	2 バース	3 バース	539m	
		11.0m	1 バース			
		物 揚 場	水深 1.8~4.0m			

西海岸埠頭

施設名		数 量				
係留施設	岸 壁	水深 10.0m	5 バース	10バース	1,803m	
		11.0m	5 バース			
	物 揚 場	水深 1.5~4.0m				1,559m

高浜埠頭

施設名			数 量			
係留施設	岸物揚場	壁場	水深 4.5m	4 バース		239m
			水深 3.0m			425m

砂津埠頭

施設名			数 量			
係留施設	岸物揚場	壁場	水深 5.5m	1 バース		1,037m
			7.5m	2 バース	6 バース	
			9.0m	3 バース		
			水深 3.0m			515m

日明埠頭

施設名			数 量			
係留施設	岸物揚場	壁場	水深 5.5m	9 バース		2,316m
			7.5m	2 バース		
			11.0m	4 バース	16バース	
			12.0m	1 バース		
			水深 3.0~4.0m			1,124m

堺川埠頭

施設名			数 量			
係留施設	岸物揚場	壁場	水深 4.5m	5 バース		576m
			7.5m	2 バース		
			水深 3.5m			61m

戸畑埠頭

施設名			数 量			
係留施設	岸物揚場	壁場	水深 6.0m	7 バース		1,380m
			7.1m	1 バース		
			7.3m	1 バース	12バース	
			9.0m	3 バース		
			水深 3.0~4.0m			556m

黒崎埠頭

施設名		数 量				
係留施設	岸物揚場	壁場	水深	4.5m	5 バース	641 m
					7 バース	
				8.0m	2 バース	572m
	水深	3.0m				

堀川埠頭

施設名		数 量				
係留施設	岸	壁	水深	5.5m	4 バース	380m

二島埠頭

施設名		数 量				
係留施設	岸	壁	水深	5.5m	1 バース	220m
					2 バース	
				7.5m	1 バース	

若松埠頭

施設名		数 量					
係留施設	岸物揚場	壁場	水深	5.5m	3 バース	649m	
				6.0m	1 バース		6 バース
				8.0m	2 バース		
			水深	3.5m		81m	

北湊埠頭

施設名		数 量				
係留施設	岸物揚場	壁場	水深	5.0m	8 バース	618m
				水深	3.5m	

響灘南埠頭

施設名		数 量					
係留施設	岸	壁	水深	5.5m	1 バース	6 バース	965m
				9.0m	2 バース		
				10.0m	3 バース		
	ドルフィン物揚場		水深	10.0m			254m
			水深	2.0m			200m

安瀬埠頭

施設名		数 量				
係留施設	岸物揚場	壁場	水深	5.5m	5 バース	450m
				水深	4.0m	

響灘西埠頭

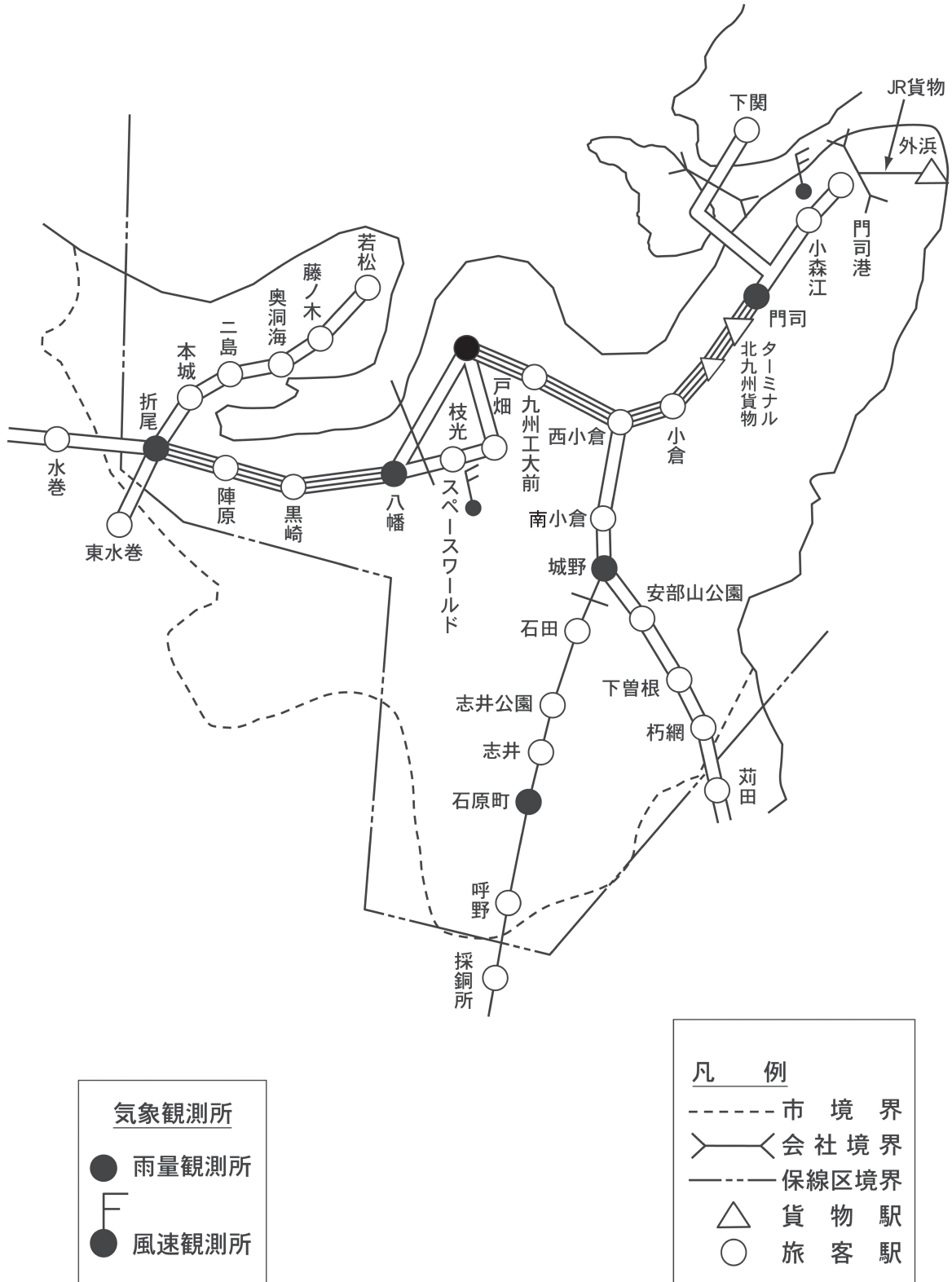
施設名		数 量					
係留施設	岸	壁	水深	5.0m	2 バース	1,200m	
				10.0m	2 バース		6 バース
				15.0m	2 バース		

(24 . 4 北九州市港湾空港局)

4 九州旅客鉄道株式会社

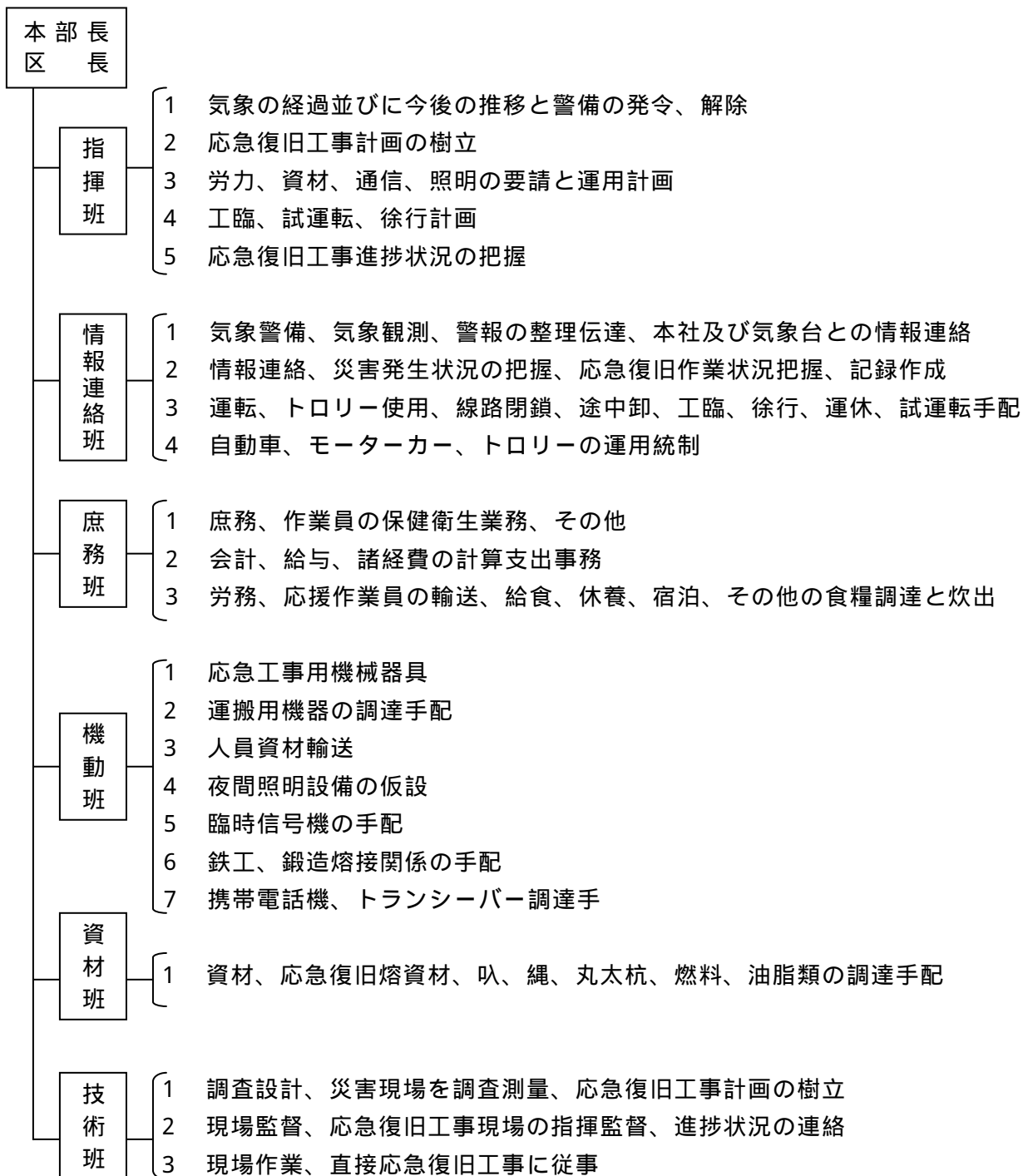
(1) 鉄道路線

北九州市内鉄道路線図及び



気象観測施設位置略図

(2) 保線区災害応急復旧職務分担表



- (注) 1 指揮班は本部長の意を体し、敏捷なる線路開通の処置をする。
 2 各班は相互に密接な連絡をとり、一致協力して応急復旧の業務に専念する。
 3 平常業務から災害業務態勢の切替えを敏速に行い、状況に応じた他班の業務を援助する。

(3) 保線区別・管理室別防災体制人員表

門司保線区防災体制

区 別 警戒種別	保 線 区	小 管 理 倉 室	行 管 理 橋 室	遠 管 賀 理 川 室	計
警 備 警 戒	24	15	12	10	61

筑豊篠栗鉄道事業部防災体制

区 別 警戒種別	工 務	計
警 備 警 戒	24	24

(4) 北九州市内気象観測施設

ア 機 関 名 九州旅客鉄道株式会社

イ 連絡窓口 九州旅客鉄道株式会社鉄道事業本部施設部工事課（092-474-2452）

ウ 観測施設

観測所名	所在地	観測内容	観測器機名	観測者	電 話	連 絡 窓 口
門司保線区	小倉北区京町 四丁目7	雨量・風 速・地震	自記雨量計 風速計 地震計	門司保線 区 長	521-7355	門 司 保線区
筑豊篠栗鉄道 事業部工務	直方市山部301 番地1	雨 量	自記雨量計 風速計	筑豊篠栗 鉄道事業 部 長	0949- 22-0520	筑豊篠栗 鉄道事業部 工務

工 通報連絡系統

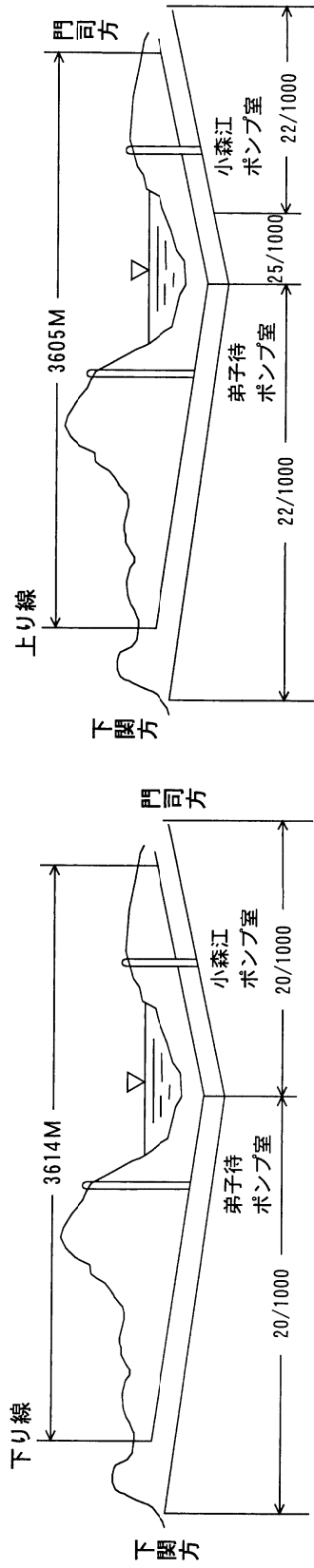


才 気象観測施設位置略図

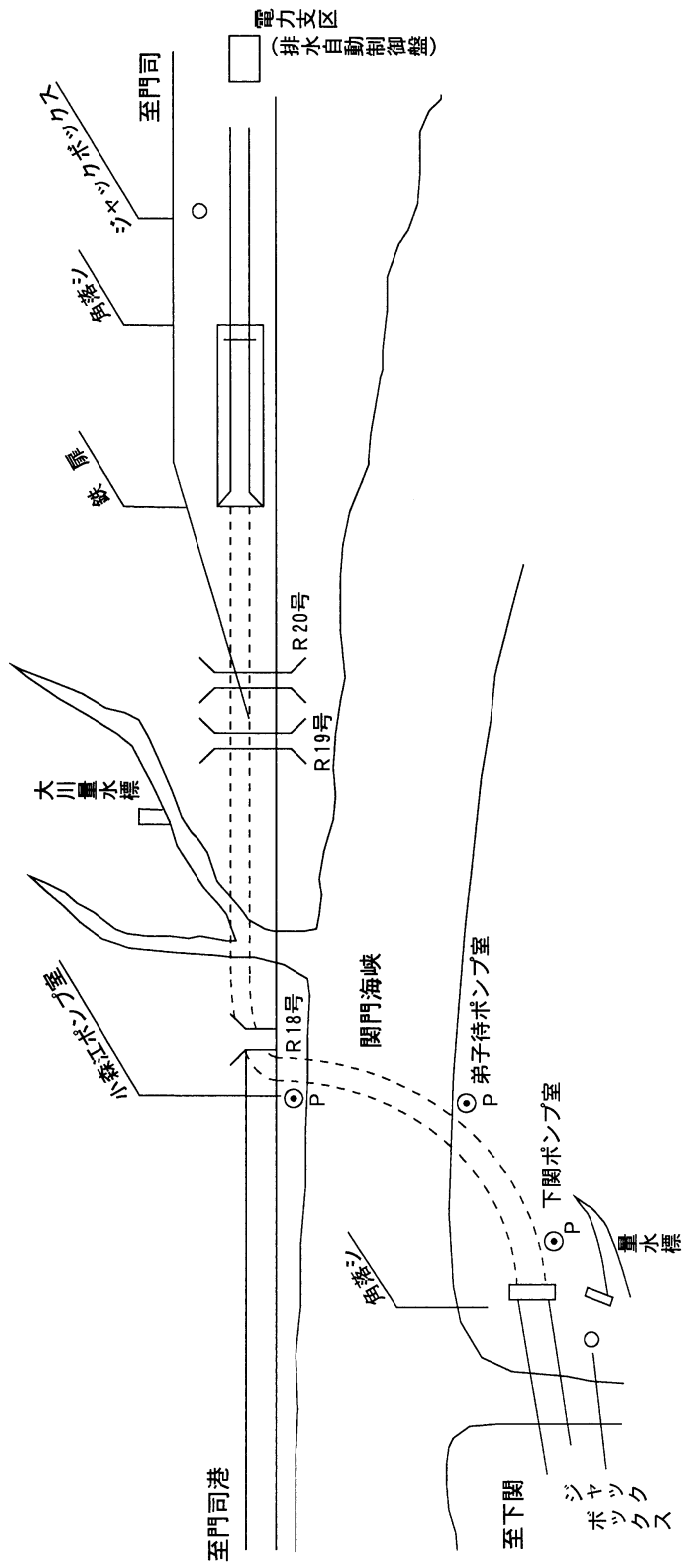
前記4(1)鉄道路線図参照

(5) 関門トンネル防災体制

関門トンネル縦断略図



関門トンネル防災体制略図



5 西日本高速道路（株）九州支社

(1) 交通施設の種類、所在地、名称

種 別	所 在	名 称
高速自動車 国道	起点 山口県下関市棕野 終点 北九州市門司区大字黒川	高速自動車国道 関門自動車道 (関門橋)
	起点 北九州市門司区大字黒川 終点 鹿児島県鹿児島市田上町	高速自動車国道 九州縦貫自動車道 (九州自動車道)
一般国道 2号線	起点 山口県下関市棕野 終点 北九州市門司区東門司	関門トンネル

(2) 交通施設の状況

ア 関門橋

下関管理事務所	電話 下関 0832-32-2811 所在地 山口県下関市棕野二丁目4-1
門司港料金所	電話 093-331-1818 所在地 北九州市門司区大久保一丁目1-1
道路の概要	
延長 10,510m	〔道路(土工) 6,740m、トンネル 1,310m〕 橋梁(高架を含む。) 2,460m
幅員 道路(土工) (6車30m 4車23m) トンネル(2車8.5m)	
橋 梁 (6車28m 4車21m)	
高 架 (6車28m 4車21m)	
舗装 アスコン 10,510m	
下関インターチェンジ、門司港インターチェンジ インターチェンジ	
門司インターチェンジ ジャンクション(黒川ジャンクション)	
パーキング(和布刈パーキング、壇之浦パーキング)	
バスストップ(門司港バスストップ、下関壇之浦バスストップ)	
関門橋(延長 1,068m、塔間延長 712m、塔橋台間延長 178m、桁下高 61m)	

イ 九州自動車道

下関管理事務所	電話 0832-32-2811 所在地 山口県下関市棕野二丁目4-1
門司料金所	電話 093-341-0275 所在地 北九州市門司区大字黒川1019
新門司料金所	電話 093-481-5860 所在地 北九州市門司区大字畑263-1
道路の概要	
延長	12,800m (道路(土工) 10,240m、橋梁 2,894m、トンネル 266m)
幅員	道路(土工) (4車23.5m)
舗装	アスコン 13,400m
インターチェンジ(新門司インターチェンジ)	
パーキングエリア(吉志パーキングエリア)	
バスストップ(畑バスストップ、葛原バスストップ)	
北九州管理事務所	電話 093-618-3141 所在地 北九州市八幡西区金剛403-1
小倉東料金所	電話 093-473-8252 所在地 北九州市小倉南区長野二丁目2-1
小倉南料金所	電話 093-451-4534 所在地 北九州市小倉南区高津尾402-5
八幡料金所	電話 093-618-2015 所在地 北九州市八幡西区金剛403-1
道路の概要(北九州市分)	
延長	21,042m (道路(土工) 11,260m、橋梁4,000m、トンネル5,782m)
幅員	道路(土工)(4車23.5m)
舗装	アスコン 15,260m
インターチェンジ(小倉東インターチェンジ、小倉南インターチェンジ、 八幡インターチェンジ)	
バスストップ(八幡バスストップ)	

ウ 関門トンネル

下関管理事務所	電話 下関 0832-32-2811 所在地 山口県下関市棕野二丁目4-1
関門トンネル営業所	電話 093-321-2877 所在地 北九州市門司区旧門司一丁目6-5
トンネルの概要	延長 3,925m (隧道 3,461m)
	幅員 7.5m
	路面種別 コンクリート 193m アスファルト 6,235m
	1日当り平均交通量(平成9年) 33,600台

6 福岡北九州高速道路公社

(本社)

所在地 福岡市東区東浜二丁目7-53 電話 092-631-3284

(北九州事務所)

所在地 北九州市小倉北区東篠崎三丁目1-1 電話 922-6813

(1) 道路概要(北九州高速道路)

延長	49.5km(本線部)
幅員	17.75~25.5m(4車線(一部6車線)2方向)
路面種別	アスファルト
1日当りの平均交通量(平成22年度)	85,390台

7 北九州市道路公社

所在地 北九州市戸畑区川代一丁目1-1 電話 093-881-2183

(1) 道路概要

路線名	一般国道199号(若戸大橋)
起点	北九州市戸畑区川代一丁目
終点	北九州市若松区本町三丁目
延長	2,097m(橋梁(高架を含む。)1,744m、道路353m)
幅員	橋梁 車道15.2m 取付部17m
路面種別	アスファルト
1日当りの平均交通量(平成22年度)	45,195台

8 西鉄バス北九州株式会社

所在地 北九州市小倉北区砂津一丁目1-2

種別 自動車による運送事業、その他

(1) 交通施設の状況

ア 自動車、工場、車庫所在地一覧表(北九州市内のみ)

名称	所在地	電話
門司自動車営業所	門司区鳴竹二丁目17-5	321-2512
恒見自動車営業所	門司区吉志三丁目5-1	481-0334
西鉄高速バス(株)北九州支社	小倉北区砂津一丁目1-2	521-2404
小倉自動車営業所	小倉北区砂津一丁目1-2	531-3021
浅野自動車営業所	小倉北区浅野三丁目7-55	512-5771
西鉄エムテック(株)北九州自動車工場	小倉北区西港町10-5	581-4682
弥生が丘自動車営業所	小倉南区貫弥生が丘一丁目11-1	471-7712
蜷田車庫	小倉南区横代北町二丁目3-4	961-3674
中谷自動車営業所	小倉南区大字高津尾523-1	451-0109
八幡自動車営業所	八幡西区穴生四丁目11-1	641-3762
香月自動車営業所	八幡西区香月西三丁目10-1	618-0917
戸畑自動車営業所	戸畑区川代二丁目1-46	873-8523

9 筑豊電気鉄道株式会社

本 社 福岡県中間市鍋山町1番6号 電話 093-243-5525

電車営業所 北九州市八幡西区楠橋下方三丁目1番14号 電話 093-619-3077

種 別 鉄道事業法による運送事業（旅客のみ）、その他

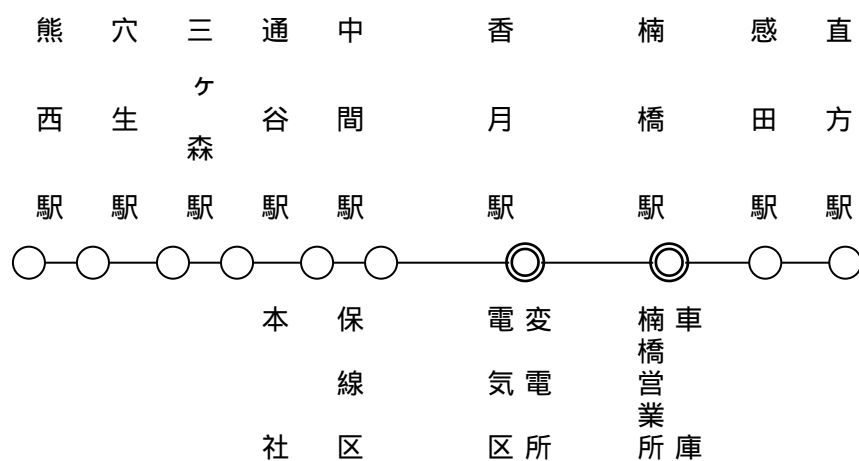
(1) 交通施設の状況

ア 線 路 黒崎駅前（八幡西区黒崎）から筑豊直方に至る延長16.0km、全線複線。

イ 車両と動力 当社の車両は三両連接車7編成（21両）、二両連接車9編成（18両）による電気鉄道（電力は九州電力より受電）。

ウ 状 況 北九州市内（黒崎駅前）、穴生、三ヶ森、中間、香月、木屋瀬を経て、遠賀川を渡り高架橋で直方市内に入る鉄道である。

(2) 通信設置の配置状況



(注) 社内の専用電話は西鉄交換機より通信設備を行っている。

10 北九州高速鉄道株式会社

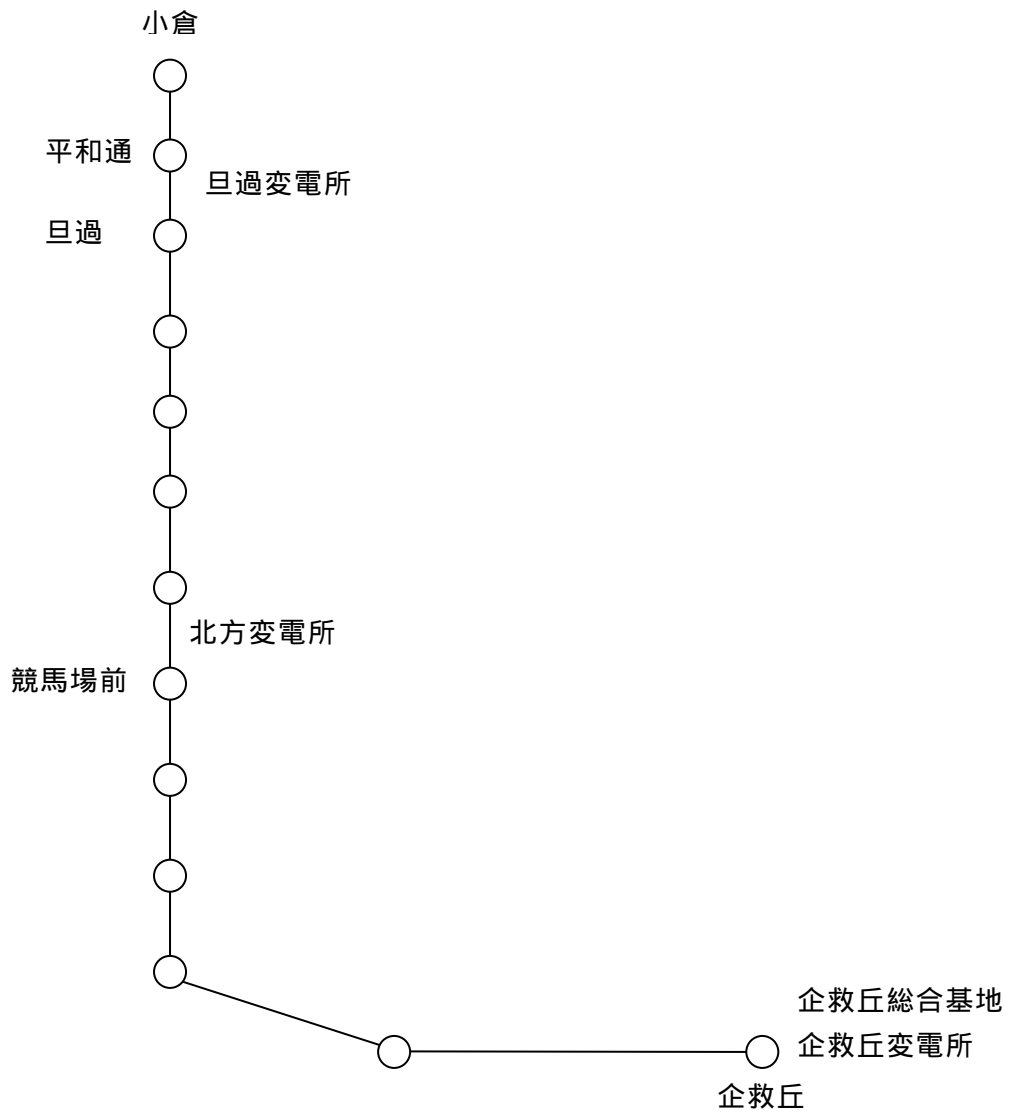
所在地	本社	北九州市小倉南区企救丘二丁目13-1
	小倉停留場	北九州市小倉北区浅野一丁目1-1
	平和通停留場	北九州市小倉北区魚町二丁目
	旦過停留場	北九州市小倉北区魚町四丁目
	香春口三萩野停留場	北九州市小倉北区香春口一丁目
	片野停留場	北九州市小倉北区東篠崎一丁目
	城野停留場	北九州市小倉南区富士見二丁目
	北方停留場	北九州市小倉南区北方三丁目
	競馬場前停留場	北九州市小倉南区北方四丁目
	守恒停留場	北九州市小倉南区守恒本町一丁目
	徳力公団前停留場	北九州市小倉南区徳力一丁目
	徳力嵐山口停留場	北九州市小倉南区徳力六丁目
	志井停留場	北九州市小倉南区志井一丁目
	企救丘停留場	北九州市小倉南区企救丘二丁目

種 別 軌道法による運送事業、その他

(1) 交通施設の状況

ア 線 路	小倉停留場（小倉北区浅野）から企救丘停留場（小倉南区企救丘）に至る延長8.8km、複線
イ 車両と動力	当社のモノレール車両は4両固定編成で10編成あり、電気運転（電力は九電より受電）
ウ 状 況	J R小倉駅の構内を起点「小倉」とし、南に7.3km、そこで東に向きをかえ1.5km J R日田彦山線に到達した地点を終点「企救丘」とする軌道である。

(2) 通信設備の配置状況（私設通信設備一覧表）



11 福岡県トラック協会北九州支部、分会所在地一覧表

名 称	所在地	支部長 分会長名	電 話
北九州支部	小倉北区西港町7-1 北九州輸送サービスセンター内	支部長 増田 康雄	561-3092 561-3235
門司分会	門司区新門司北一丁目1-201	分会長 西川 剛弘	481-6320
小倉分会	小倉北区西港町7-1	分会長代行 中村 憲洋	561-5749
戸畑分会	戸畑区川代二丁目1-2 海岸ビル内	分会長 増田 康雄	871-6182
八幡分会	八幡東区西本町一丁目3-18	分会長 平井 謙二	661-2335
若松分会	若松区大字安瀬1-3 若松運輸事業(協)内	分会長 浦江 重之	761-4453
行橋分会	京都郡苅田町港町22-8	分会長 里 耕三郎	436-3123
豊前分会	豊前市大字八屋2093-17 (株)松本組内	分会長 松本 聡	0975-83-6648

12 緊急輸送道路ネットワーク路線一覧

区分	道路種別	路線名	管理者
一次ネットワーク	高速自動車国道	九州縦貫自動車道	西日本高速道路(株)
		関門自動車道	
	都市高速道路	北九州都市高速道路	福岡北九州都市高速道路公社
	その他有料道路	関門トンネル	西日本高速道路(株)
		若戸大橋	北九州市道路公社
	一般国道	国道2号	国土交通省
		国道3号	
		国道10号	
		国道200号	
		国道198号	
		国道199号	
		国道211号	
	主要地方道 (県道、市道)	国道322号	北九州市
		国道495号	
		門司行橋線	
		北九州芦屋線	
		八幡戸畑線	
	一般県道	曾根鞆ヶ谷線	
		新門司港大里線	
		徳力葛原線	
三萩野魚町線			
豎町到津線			
市道	下到津戸畑線		
	本城熊手線		
	大蔵到津線		
	湯川飛行場線		
	黒原飛行場線		
	南若園横代北町1号線		
	東曲里町陣山1号線		
	中央町穴生線		
	砂津城内1号線		
	大門三六線		
都市高速道路3号線付属			
その他	黒崎駅前線		
	柄勺田伊川1号線		
二次ネットワーク	主要地方道 (県道)	新門司北1号線	北九州市
		有毛引野線	
		直方行橋線	
		中間引野線	
	一般県道	小倉中間線	
		直方水巻線	
	市道	湯川赤坂線	
		湯川石田停車場線	
		三萩野三郎丸1号線	
		三萩野城野線	
		三萩野黒原線	
		春の町線	
		都下到津線	
		12号線	
		荒生田山路線	
大門木町線			
9号線			
砂津上富野1号線			
黄金片野1号線			
湯川東谷線			
折尾頓田線			

緊急輸送道路ネットワーク

1次ネットワーク（37路線）

災害時に、県庁舎や中心都市等を核に、県内の各地域を効率的に連絡できる路線であるとともに、空港、港湾等の主要交通拠点との連結を確保した交通ネットワークのこと。

2次ネットワーク（21路線）

1次ネットワークを基本に各防災拠点（市役所、区役所等）間相互の連携を支援する交通ネットワークのこと。

第17節 海上災害応急対策計画資料

1 北九州港の区域

井ノ浦1号防波堤基部（北緯33度50分3秒，東経130度58分52秒）井ノ浦1号防波堤基部から90度3,180メートルの地点、部埼灯台（北緯33度57分22秒，東経131度1分31秒）から125度20分7,500メートルの地点、部埼灯台から125度30分4,220メートルの地点、部埼灯台から125度4,220メートルの地点、部埼灯台から125度2,500メートルの地点、部埼灯台から10度30分820メートルの地点、城山三角点（175.2メートル）から63度3,850メートルの地点、城山三角点から53度30分2,600メートルの地点、門司埼灯台（北緯33度57分32秒，東経130度57分55秒）門司埼灯台から216度40分3,390メートルの地点、砂津防波堤灯台（北緯33度53分25秒，東経130度53分47秒）から63度30分3,660メートルの地点、砂津防波堤灯台から73度2,360メートルの地点、砂津防波堤灯台から72度1,540メートルの地点、砂津防波堤灯台から25度1,020メートルの地点、若松洞海湾口防波堤灯台（北緯33度56分17秒，東経130度51分11秒）から100度900メートルの地点、若松洞海湾口防波堤灯台から327度30分1,860メートルの地点、若松洞海湾口防波堤灯台から327度2,230メートルの地点、白州灯台（北緯33度58分49秒，東経130度47分39秒）から117度30分1,680メートルの地点、白州灯台、白州灯台から322度10分7,550メートルの地点、白州灯台から317度40分8,070メートルの地点、白州灯台から301度20分7,100メートルの地点、男島島頂（北緯34度0分30秒，東経130度43分44秒）及び八幡埼突端（北緯33度55分54秒，東経130度43分51秒）を順次に結んだ線と陸岸により囲まれた海面並びに砂津川砂津大橋、紫川紫川大橋及び江川奥洞海橋からの各下流の河川水面。ただし、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）の規定により指定された柄杓田漁港、脇之浦漁港及び脇田漁港の区域を除く。

2 関門港自然災害対策委員会

(1) 構成	委員長（門司下関部会長）	西部海難防止協会会長
	副委員長	関門港水先人会会長 西部地区海務協議会会長
	委員（門司下関部会）	40名
	委員（若松部会）	17名

関門港自然災害対策委員会規約

(名称)

第1条 この委員会は、関門港自然災害対策委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、関門港における台風、地震、津波、高潮及び濃霧等に伴う視界制限による船舶事故等の災害(以下「自然災害」という。)の発生を防止するための対策等を策定するほか、関門港長(以下「港長」という。)からの諮問に応じ、当該対策等を、港長に答申することにより、港内の安全確保に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 委員会に門司・下関部会、若松部会及び特別部会を置く。

門司・下関部会、若松部会は、互いに協調し、密接に連絡をとるものとする。

(実施事項)

第4条 委員会、部会及び特別部会は、第2条の目的を達するため、それぞれ次の事項を実施する。

(1) 委員会

港長が行う自然災害時の対応策に関し、港長からの諮問に応じた検討に関すること。

自然災害時の対応策に関して、関係機関に検討及び資料の提供を依頼すること。

部会間の連絡調整に関すること。

その他委員会の目的を達成するために必要な事項の研究・検討及び安全対策の策定に関すること並びに必要な資料の検討・提供依頼に関すること。

(2) 部会

委員会の検討事項のうち、地域毎に検討の必要がある事項に関すること。

(3) 特別部会

委員会で決定した事項のうち、特に港長が諮問を必要とした事項に関すること。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長1名、副委員長2名を置き、委員が互選した者をもってあてる。

2 委員長は、議事、その他会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の時はその職務を代行する。

4 委員長、副委員長の任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。

(部会長等)

第6条 各部会に部会長、副部会長それぞれ1名を置き、部会長については、各部会の委員が互選した者をもってあて、副部会長は部会長が指名する。

2 部会長は、議事、その他部会会務を統括する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長不在の時はその職務を代行する。

4 部会長、副部会長の任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。

(特別部会長)

第7条 特別部会長は委員長をもってあてる。

(委員等)

第8条 委員会の委員は関門港の海事関係団体のうちから、港長が委嘱する。

2 委員は、門司・下関部会又は若松部会のいずれかに所属する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。

4 委員の他、関係官公署を特別委員としておく。

(委員会)

第9条 委員会は、原則として毎年度当初に1回開催するほか、委員長が必要と認めた場合、又は港長が諮問した場合に開催する。

2 委員会は、委員長が招集する。

3 委員会の開催場所は、委員長が指定する。

(部会)

第10条 部会は、委員長又は部会長が必要と認めた場合及び港長が要請した場合に開催する。

2 部会は部会長が招集する。

3 部会の開催場所は、部会長が指定する。

4 部会長は、部会の検討結果を委員長に報告する。

(特別部会)

第11条 特別部会長は、港長からの諮問を受け、特別部会を開催することができる。

2 特別部会は特別部会長が招集する。

3 特別部会の開催場所は特別部会長が指定する。

(答申等)

第12条 委員長は、港長から諮問があった場合には、委員会、部会又は特別部会の意見を取りまとめ、答申又は必要に応じて具申する。

(対策等)

第13条 関門港における自然災害対策が円滑に行われるように、委員会における対策は、別に定める。

(事務)

第14条 委員会の事務は、門司海上保安部航行安全課において実施し、各部会の事務は、門司・下関部会については門司海上保安部航行安全課、若松部会については若松海上保安部航行安全課において実施する。

(細目)

第15条 この規約の実施に関し必要な細目は、委員長が定める。

付 則

この規約は、平成17年5月19日から実施する。

付 則

この規約は、平成22年6月7日から実施する。

関門港台風対策

1 態勢区分等

(1) 区分

態勢の区分は、「第一態勢」、「第二態勢」及び「第三態勢」とする。

(2) 区分の根拠

「第一態勢」行政指導

「第二態勢」港則法第37条第4項に基づく勧告

「第三態勢」港則法第37条第3項に基づく命令、航行制限

(3) 対象船舶

「第一態勢」：全ての船舶等

「第二、第三態勢」：総トン数3,000t以上の船舶及び総トン数500t以上の危険物積載船

2 各態勢の発令基準

(1) 「第一態勢」：台風が、気象庁が発表する台風情報の予想進路の中心を進行した場合に、関門港が強風域に入ることが予想される場合に発令する。

(2) 「第二態勢」：台風が、気象庁が発表する台風情報の予想進路の中心を進行した場合に、関門港が暴風域に入ることが予想される場合に発令する。

(3) 「第三態勢」：「第二態勢」後、台風の勢力、進行方向等から、港長が必要と認めた場合に発令する。

但し、「第二態勢」「第三態勢」の発令時期については、巨大台風、迷走台風等の場合のように、暴風域となることの予測が困難な場合は、関門港自然災害対策委員会に発令時期等を諮問し、決定する場合がある。

3 船舶が各態勢において執るべき措置

各態勢において執るべき措置は、別添1「台風来襲時における措置」を基本とする。

4 発令海域

発令海域は、原則「関門港全域」とするが、台風の勢力によっては、関門港を「響新港地区」「若松地区」「六連島地区」「関門地区」「新門司地区」に分割し発令する。

(別添2「台風対策区域図」参照)

5 発令時期

(1) 「第一態勢」：関門港が台風の強風域となる5時間前

(2) 「第二態勢」：関門港が台風の暴風域となる8時間前
(新門司地区、響新港地区は、同5時間前)

(3) 「第三態勢」：関門港が台風の暴風域となる6時間前
(新門司地区、響新港地区は、同3時間前)

(4) 発令時期の特例

次の場合は、「第二態勢」「第三態勢」の時期を繰り上げる場合がある。

平均風速 1.5 m/s となる前に退去が完了することを前提とするため、台場鼻又は部埼の平均風速が 1.2 m/s を超えた場合

退去は、昼間に完了する必要があることから、退去の時期が夜間となる場合
出港の時刻に制限（憩流時間帯に限る等）がある船舶の場合

6 態勢の解除

台風が関門港から遠ざかり、その影響が徐々に低下する中、関門港の台場鼻又は部埼における平均風速が 1.5 m/s を超えない状態となった場合に解除するものとする。

なお、関門港を「響新港地区」「若松地区」「六連島地区」「関門地区」「新門司地区」に分割し、状況に応じて地区毎に解除する場合もある。

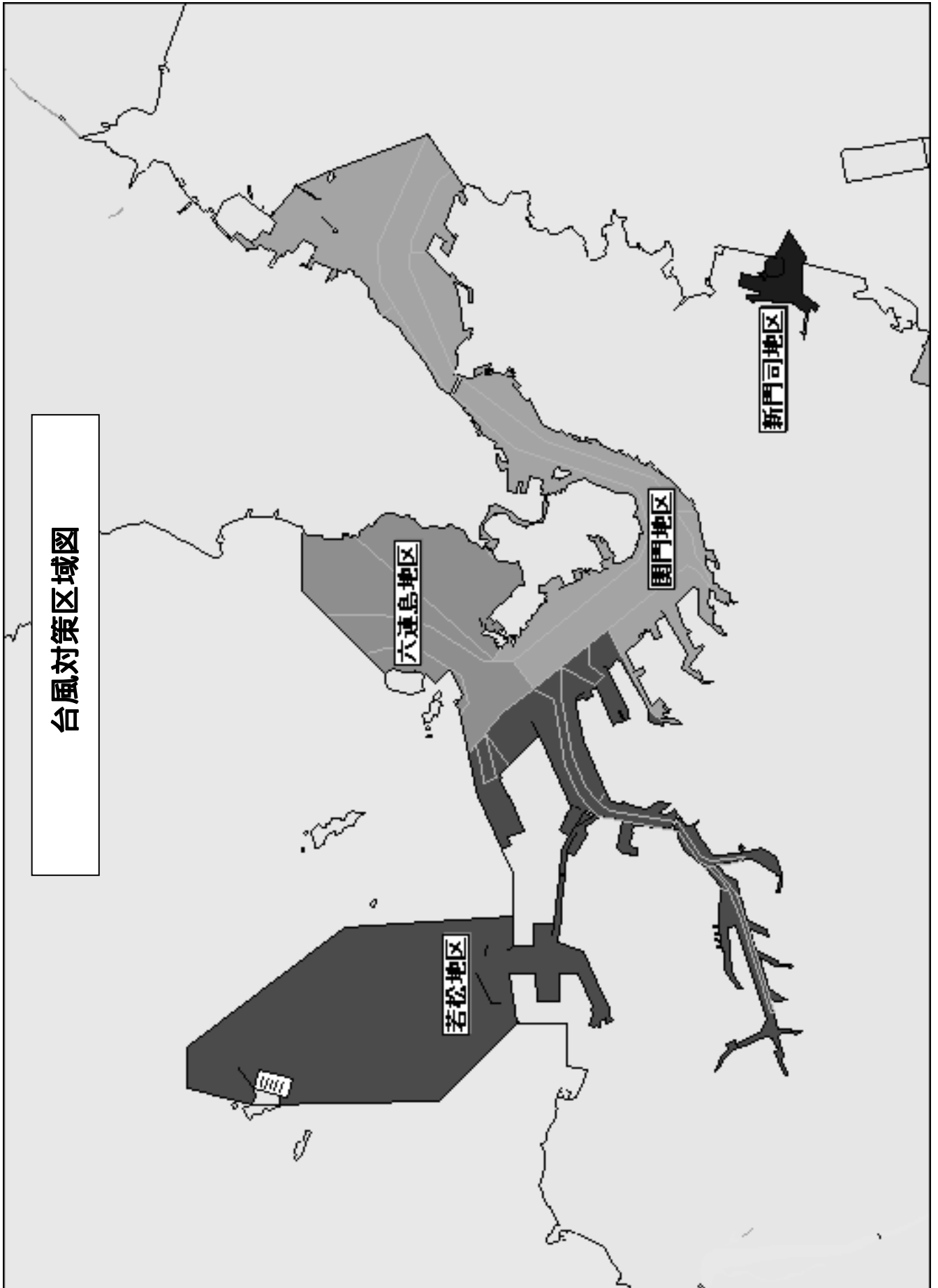
7 連絡体制

連絡方法、手段は、別添 3 「情報の連絡方法・手段」によるものとする。

台風来襲時における船舶の措置等

別添1

態勢	船 舶 等 が 執 る べ き 措 置
第一 態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般船舶：けい留索の補強、機関の準備、機関復旧等荒天準備を行うか、又は港外の安全な海域に退去すること。 ・ 危険物積載船：危険物の荷役は状況に応じて中止し、一般船舶の措置をとること。 ・ はしけその他の小型船：風浪、高潮により物件が流出しないように、流出のおそれがある物件の固縛、陸揚げ移動等を行うこと。 ：係留索の増し取り対策、船体の陸揚げ等の措置をとること。 ・ 工事・作業船：工事、作業を中止し、安全な海域へ移動すること。 その他 工事・作業現場、造船所、岸壁（棧橋、物揚揚等）は、風浪、高潮により物件が流出しないように、流出のおそれがある物件の固縛、陸揚げ移動等を行い、木材の水上荷卸しは、状況に応じて中止し、木材、いかだは、貯木場へ速やかに搬入し、流出防止措置を施すこと。
第二 態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関門港（若松区第1区、第2区を除く。）に入港しようとしている総トン数3,000t以上の船舶及び総トン数500t以上の危険物積載船は、入港を見合わせる。（総トン数500t以上3,000t未満の危険物積載船の六連島区への錨泊を除く。） ・ 関門港（若松区第1区、第2区を除く。）における総トン数3,000t以上の船舶は、港外の安全な海域に退去すること。 ・ 関門港（若松区第1区、第2区を除く。）における総トン数500t以上の危険物積載船は、六連島区の錨地か又は港外の安全な海域に退去すること。
第三 態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関門港（若松区第1区、第2区を除く。）に入港しようとしている総トン数3,000t以上の船舶及び総トン数500t以上の危険物積載船は、港長の命令に基づき、直ちに入港を中止すること。（総トン数500t以上3,000t未満の危険物積載船の六連島区への錨泊を除く。） ・ 関門港（若松区第1区、第2区を除く。）における総トン数3,000t以上の船舶は、港長の命令に基づき、直ちに港外の安全な海域に退去すること。 ・ 関門港（若松区第1区、第2区を除く。）における総トン数500t以上の危険物積載船は、港長の命令に基づき、直ちに六連島区の錨地か又は港外の安全な海域に退去すること。



情報の連絡方法・手段

別添 3

勧告等の 内容	周 知 方 法	周 知 手 段
<ul style="list-style-type: none"> ・ 発令・解除 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連絡システムによる通報 ・ 関門海峡海上交通センターからの周知 ・ 第七管区海上保安本部運用指令センター（もじほあん）からの周知 ・ 巡視船艇による周知 ・ 問合せに対する門司海上保安部からの回答 ・ 門司海上保安部ホームページへの掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・ iFAX、電話、メール ・ ラジオ放送 <ul style="list-style-type: none"> 日本語1651kHz 毎時00分、30分から15分間 英語 2019kHz 毎時15分、45分から15分間 ・ テレホンサービス <ul style="list-style-type: none"> 093-381-3399 （毎時15分、45分に更新） 093-372-2741 （毎時05分に更新） ・ FAXサービス ・ インターネット <ul style="list-style-type: none"> http://www6.kaiho.mlit.go.jp/kanmon/ ・ VHF一斉放送 ・ AIS一斉放送 ・ VHF一斉放送 ・ マイク、VHF個別周知 ・ 電話093-321-0398、FAX093-331-1168 ・ 門司海上保安部ホームページ http://www.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/moji/

【関門港長基準】

台風等来襲時における避難勧告発令及び船舶の状況に応じた個別措置の指針

台風等来襲時における避難勧告発令及び船舶の状況に応じた個別措置等の運用については、次のとおりとする。

1 第二警戒態勢（避難勧告）の発令について

(1) 発令の判断基準

避難勧告は、原則として気象庁が発表する台風情報により、関門港が暴風域に入ることが予想される場合に発令する。

(2) 発令時期

避難勧告の発令の時期は、原則として暴風域に入る概ね6時間前を基準とするが、避難の前提である次の点を考慮し、事前の発令も想定する。

- ・平均風速15m/sとなる前に避難が完了すること。
- ・昼間に避難が完了すること。

なお、発令にあたっては、台風の接近に伴い、台場、部埼の平均風速が12m/sを超えることを目安とする。

2 船舶の状況に応じた個別措置について

次の場合は、別途港長との協議により港長が安全と認めた場合には、入港等を認めることがある。

(1) 第一警戒態勢発令時の避難勧告対象船舶の入港制限で、第二警戒態勢発令前に余裕をもって出港できる避難勧告対象船舶の入港

(2) 避難勧告が出された時点において、岸壁に係留している避難勧告対象船舶で、次のいずれかの条件が整っている場合の出港までの待機

現に荷役中で一定時間内に荷役を切り上げ又は終える見込みがあり、岸壁の荷役基準、運航基準を超えない範囲で余裕をもって避難が可能であること。

パイロット、タグボートの手配等が完了し、それらが到着後、直ちに帰港可能であること。

(3) 旅客船及びフェリーの旅客が乗船中のもので、避難勧告後に止むを得ず運航せざるを得ない状況があると認める場合の運航中止基準等を勘案したうえでの入出港

【関門港長基準】

関門港視界制限対策

1 態勢区分等

(1) 区分

態勢の区分は、「第一態勢」及び「第二態勢」とする。

(2) 区分の根拠

「第一態勢」行政指導

「第二態勢」港則法第14条の2に基づく航路外待機支持

(3) 対象船舶

関門航路、関門第二航路、砂津航路、戸畑航路、安瀬航路、若松航路及び奥洞海航路（以下「関門航路等」という。）を航行しようとする全船舶。

2 各態勢の発令基準

(1)「第一態勢」：関門航路等の全部又は一部の視程が500m以下となり、第二態勢の円滑な実施のために必要があると認められる場合に発出する。

(2)「第二態勢」：関門航路等の全部又は一部の視程が500m以下となり、船舶の危険を防止するために必要があると認められる場合に発令する。

3 船舶が各態勢において執るべき措置

(1) 「第一態勢」入航中止指導発出時において船舶がとるべき措置

関門航路等を航行中の船舶は、十分に注意して、できる限り速やかに最寄りの安全な海域で待機し、船名、待機位置等を関門海峡海上交通センター又は若松港内交通管制室（以下「関門マーチス等」という。）に通報すること。

関門航路等に入航しようとする船舶は、入航を自粛し、できる限り速やかに航路外の安全な海域で待機し、船名、待機位置等を関門マーチス等に通報すること。

(2) 「第二態勢」航路外待機指示発令時において船舶が執るべき措置

関門航路等を航行中の船舶は、十分に注意して、速やかに最寄りの安全な海域で待機し、船名、待機位置等を関門マーチス等に通報すること。

関門航路等に入航しようとする船舶は、入航を中止し、速やかに航路外の安全な海域で待機し、船名、待機位置等を関門マーチス等に通報すること。

(3) 航路外待機指示解除時において船舶が執るべき措置

視界制限状態が回復して航路外待機支持が解除された場合は、関門マーチス等の指示に従い航行を開始すること。

また、港長から待機船舶の過密な状況等によって、運航の再開に伴う航路内の異常な輻輳状態を回避するため港則法第37条第3項に基づき航行方法等の船舶交通の制限が発令される場合は、関門マーチス等の指示に伴い航行を開始すること。

2 海域区分

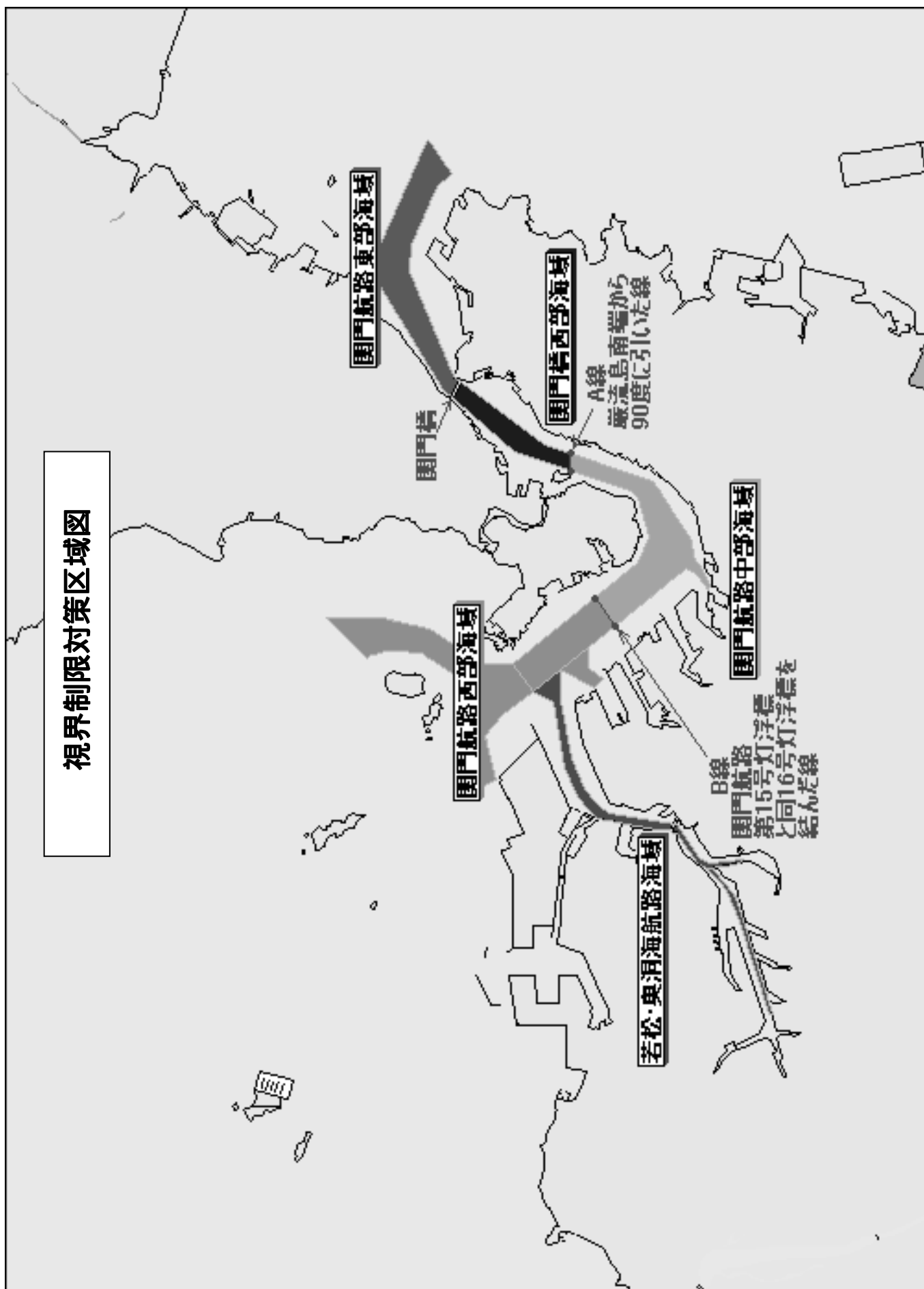
航路外待機指示等においては、関門航路等を以下の5海域に区分して指示又は解除される。

(1) 「関門航路東部海域」：関門橋以東の関門航路

- (2) 「関門橋西部海域」: 巖流島南端から90度に引いた線(以下「A線」という。)及び関門橋に囲まれた関門航路
 - (3) 「関門航路中部海域」: 関門航路第15号灯浮標と同第16号灯浮標とを結んだ線(以下「B線」という。)及びA線に囲まれた関門航路並びに砂津航路
 - (4) 「関門航路西部海域」: B線以西の関門航路、関門第二航路、戸畑航路及び安瀬航路
 - (5) 「若松・奥洞海航路海域」: 若松航路及び奥洞海航路
- 別添1 「視界制限対策区域図」参照

3 連絡体制等

連絡方法、手段は、別添2「情報の連絡方法・手段」によるものとする。



情報の連絡方法・手段

別添 2

航路外 待機指示等	周知方法	周知手段
<ul style="list-style-type: none"> ・ 発令・解除 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連絡系統による通報 ・ 関門海峡海上交通センターからの周知 ・ 第七管区海上保安本部運用指令センター（もじぼあん）からの周知 ・ 巡視船艇による周知 ・ 問合せに対する門司海上保安部からの回答 ・ 門司海上保安部ホームページへの掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・ iFAX、電話、メール ・ ラジオ放送 <ul style="list-style-type: none"> 日本語1651kHz 毎時00分、30分から15分間 英語 2019kHz 毎時15分、45分から15分間 ・ テレビホンサービス ・ FAXサービス ・ インターネット ・ VHF一斉放送 ・ AIS一斉放送 ・ VHF一斉放送 ・ マイク、VHF個別周知 ・ 電話093-321-0398、FAX093-331-1168 ・ 門司海上保安部ホームページhttp://www.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/moji/

関門港地震・津波対策

1 警戒態勢

(1) 区分

警戒態勢の区分は、「津波注意態勢」、「津波警戒態勢」、「大津波警戒態勢」とする。

「津波注意態勢」：高いところで0.5 m程度の津波が予想され、「津波注意」の津波注意報が発表された場合

「津波警戒態勢」：高いところで2 m程度の津波が予想され、「津波」の津波警報が発表された場合

「大津波警戒態勢」：高いところで3 m程度以上の津波が予想され、「大津波」の津波警報が発表された場合

(2) 各警戒態勢において執るべき措置の指針

各態勢において執るべき措置の指針は、別添1「各態勢時における措置」とし、予め関係者に周知し、警戒態勢の発令時に、それぞれ適切に対応がなされるように措置しておくものとする。

2 海域区分

関門港を以下の4つの区域に区分する。

(1)「福岡県日本海沿岸」

(2)「福岡県瀬戸内海沿岸」

(3)「山口県日本海沿岸」

(4)「山口県瀬戸内海沿岸」

日本海と瀬戸内海の境界は、福岡県側については、門司区と小倉北区の境界とし、山口県側については、彦島南端を基準とする。

別添2「津波対策区域図」参照

3 解除

津波の来襲の可能性がなくなり、気象庁が津波注意解除又は津波警報解除を発表した場合に解除するものとする。

4 連絡体制

連絡方法、手段は、別添3「情報の連絡方法・手段」によるものとする。

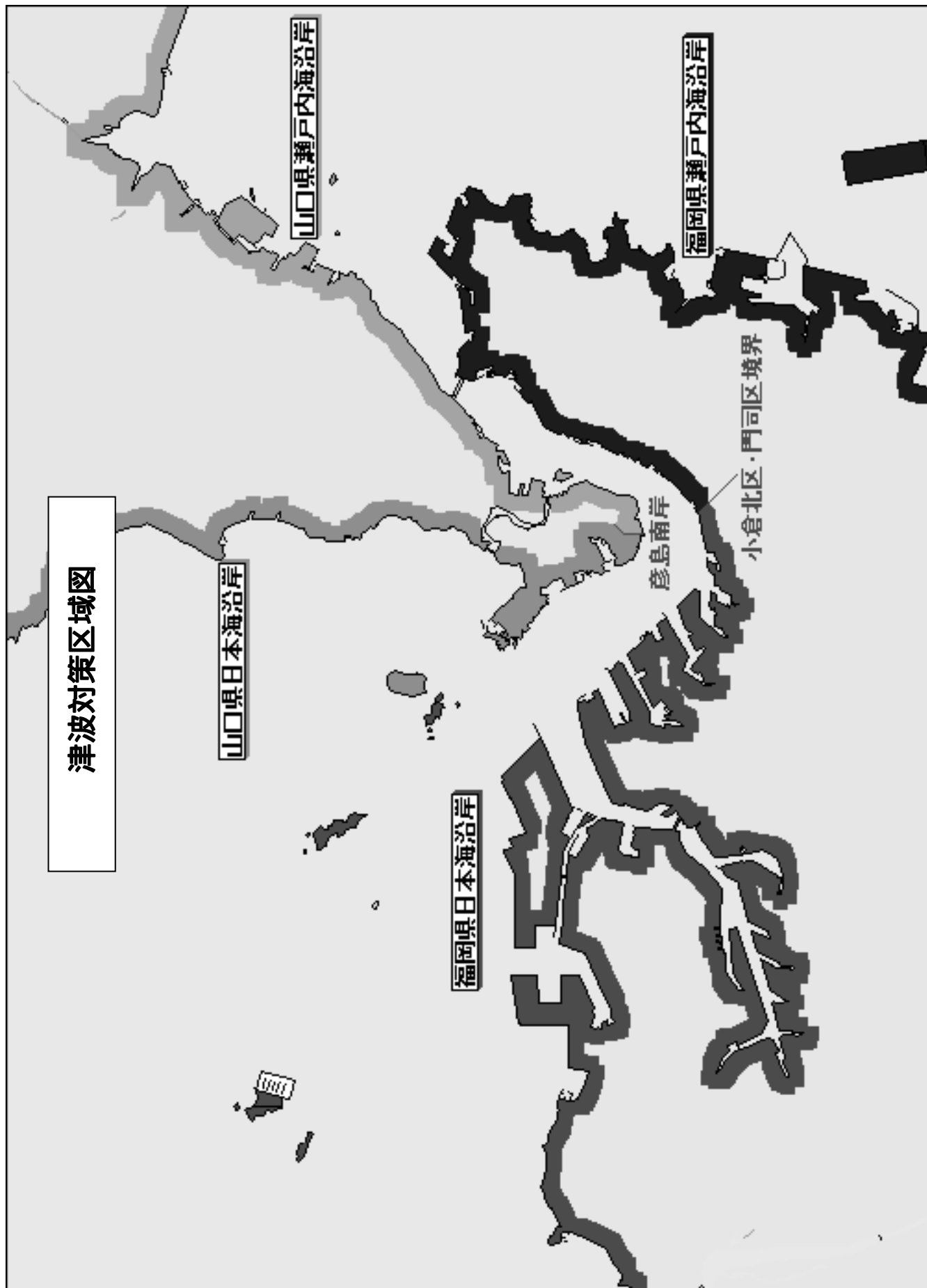
各 態 勢 時 に お け る 措 置

以下の対策は、船舶に乗船している者を対象としたものである。

警戒態勢の種類	津波予報の種類	船 舶 の 対 心						
		津波到来までの時間的余裕	港 内 着 岸 船		錨 泊 船		航 行 船	
			一般船舶	大型船・中型船	小型船	大型船	小型船	大型船
			危険物船	工事・作業船	陸揚固縛又は係留強化	機関使用	機関使用	機関使用
大津波警戒態勢	大津波 3m、4m、 6m、8m、 10m以上	なし	・荷役中止 ・陸上避難	・荷役・作業中止 ・危険物安全措置 ・陸上避難	・陸上避難	・機関使用	・港外退避	・港外退避又は着岸のうえ陸上避難
		有	・荷役中止 ・港外退避	・荷役・作業中止 ・港外退避	・陸揚固縛又は港外退避	・港外退避	・港外退避	・港外退避又は着岸のうえ陸揚固縛
津波警戒態勢	津波警報	なし	・荷役中止 ・陸上避難又は係留強化	・荷役・作業中止 ・危険物安全措置 ・原則、港外退避	・陸上避難	・機関使用	・港外退避	・港外退避又は着岸のうえ陸上避難
		有	・荷役中止 ・港外退避又は係留強化	・荷役・作業中止 ・港外退避	・陸揚固縛又は港外退避	・港外退避	・港外退避	・港外退避又は着岸のうえ陸揚固縛
津波注意態勢	津波注意 0.5m程度		・荷役中止 ・係留索伸長、増しもやいやい等の係留強化	・荷役・作業中止 ・危険物安全措置 (一般船舶の措置)	・陸揚固縛、港外退避又は係留強化	・情報注意、港外退避又は機関使用	・港外退避	・港外退避又は陸揚固縛 ・係留後は、係留索伸張、増しもやいや等の係留強化

各船長等の関係者は、安全な避難場所の選考と所要時間を検討・確認しておく。

- 1 津波来襲までの時間的余裕が有る場合とは、津波が到達する前に、港外退避場所又は陸揚固縛場所まで避難する時間的な余裕がある場合。(なし：それがない場合)
- 2 陸上避難：船舶での避難は高い危険が伴う場合、可能な限り船舶流出等の措置(係留強化等)を執ったうえで乗組員が陸上に避難すること。
- 3 港外退避：沖合いの水深が深く、広い海域に避難すること。
- 4 陸揚固縛：小型船を陸上の安全な場所に陸揚げし、流出しないように固縛したうえで陸上に避難すること。
- 5 危険物安全措置：危険物を積載している船倉の開口部を閉鎖する等、危険物が船外に流出しないようにする措置のこと。



情報の連絡方法・手段

別添3

指導等の 内容	周知方法	周知手段
<ul style="list-style-type: none"> ・ 発令・解除 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連絡系統による通報 ・ 関門海峡海上交通センターからの周知 ・ 第七管区海上保安本部運用指令センター（もじほあん）からの周知 ・ 巡視船艇による周知 ・ 問合せに対する門司海上保安部からの回答 ・ 門司海上保安部ホームページへの掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・ iFAX、電話、メール ・ ラジオ放送 <ul style="list-style-type: none"> 日本語1651kHz 毎時00分、30分から15分間 英語 2019kHz 毎時15分、45分から15分間 ・ テレビホンサービス ・ FAXサービス ・ インターネット ・ VHF一斉放送 ・ AIS一斉通報 ・ VHF一斉放送 ・ マイク、VHF個別周知 ・ 電話093-321-0398、FAX093-331-1168 ・ 門司海上保安部ホームページ http://www.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/moji/

3 関門・宇部海域排出油等防除協議会

関門・宇部海域排出油等防除協議会会則

(名 称)

第1条 この協議会を「関門・宇部海域排出油等防除協議会」(以下「協議会」という。)という。

(目 的)

第2条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第43条の6第1項の協議会とし、関門港、宇部港及びその周辺海域において、油又は有害液体物質(以下「油等」という。)が大量に排出された場合、又は油等の大規模火災が発生した場合の防除活動に必要な事項を協議し、事故に関する情報を共有しつつ、会員がそれぞれの立場で行う防除対策の調整を実施し、もって排出された油等による被害の局限化を図ることを目的とする。

(定 義)

第3条 前条において、次の各号の用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 関門港、宇部港及びその周辺海域とは、おおむね周防灘西部、関門港、響灘の海域をいう。
- 二 油又は有害液体物質が大量に排出された場合とは、船舶又は臨海施設等から大量の油又は有害液体物質が海上に流出し、船舶港湾、沿岸等に著しい被害又は海域に著しい汚染を及ぼす場合をいう。
- 三 油等の大規模火災とは、船舶又は臨海施設等において大規模の油等の火災が発生し、その被害が船舶又は海域に及ぶ場合をいう。
- 四 防災対策とは、大量の油等の海上流失又は大規模火災(以下「油等災害」という。)が発生した場合における油等の拡散防止、回収、分散処理等の防除活動又は可能な範囲での消火、延焼防止等の消防活動等、海洋汚染等及び海上災害を防止するための活動(以下「防災活動」という。)を講ずることをいう。

(業 務)

第4条 協議会は、次の業務を行う。

- 一 排出油等の防除に関する自主基準の作成に関すること。
 - (1) 排出油等防除マニュアルの作成
 - (2) 排出油等の防除活動に必要な防除資材等の整備の推進
 - (3) 排出油等の防除活動の実施の推進
- 二 排出油等の防除技術の調査及び研究に関すること。
- 三 排出油等の防除に関する教育及び訓練に関すること。
- 四 その他、排出油等の防除等防災活動に関する重要事項の協議に関すること。
- 五 隣接する排出油等防除協議会との調整

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

第5条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、九州北部沿岸海域並びに瀬戸内海西部海域に係る同法第43条の5第1項の排出油防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べることができる。

(構成)

第6条 協議会は、別表に掲げる機関又は団体の代表者若しくは、その指名する者(以下「会員」という。)をもって構成する。

(役員)

第7条 協議会に次の役員及び所要の委員をおく。

会 長 1名
副 会 長 1名
会 計 監 事 2名

2 会長は、門司海上保安部長をもってあてる。

3 福会長及び会計監事は、会長が委嘱する。

4 委員は、会員のうちから機関、業態、地域等を考慮し、協議会の同意を得て会長が委嘱する。

(役員職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐するものとする。

3 会計監事は、会務の状況及び会計を監査する。。

4 委員は、その業務を審議し、防災活動を推進する。

(役員任期)

第9条 会長を除く役員任期は1年とし、再任を妨げない。

(会議)

第10条 会議は、総会、臨時総会及び委員会とし、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長又は会長の指名した者があたる。

3 総会は年1回とし、臨時総会及び委員会は必要に応じ開催する。

4 会議は、委任状の提出者を含め、会員又は委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

5 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(総会)

第11条 総会は、会員をもって構成し、業務計画、会則の改正及びその他必要と認める事項を協議決定する。

(委員会)

第12条 委員会は、会長及び委員をもって構成し、業務計画、会則の改正等総会に付議すべき事項

及びその他必要と認める事項を協議決定する。

- 2 会長は、必要と認める場合、委員会に「部会」を設けることができる。
- 3 会長は、必要と認める場合、委員会に委員以外の会員の出席を求め、学識経験者を招へいすることができる。

(資料の提出)

第13条 会員は、協議会による防災活動に必要な資料を会長に提出するものとする。

(出 動)

第14条 会長は協議会による防災活動が必要と認めた場合は、会員の全部又は一部に出動を要請することができる。

- 2 前項の要請を受けた会員は、直ちに必要な人員、器材及び船舶等を現場に派遣又は施設の提供に努めるものとする。

(総合連絡調整本部及び指揮)

第15条 会長は、会員に出動要請をした場合、直ちに総合連絡調整本部を設置し、協議会による防災活動の連絡調整を行うものとする。

- 2 出動要請を受けた会員又はこれに代わる者は、速やかに総合連絡調整本部に参集し、防災活動要綱に定める事項について、連絡調整を行うものとする。
- 3 防災活動は、出動した会員のそれぞれ固有の指揮系統のもとに実施するものとする。

(経費の求償)

第16条 防災活動に要した経費の求償に関する事務は、それぞれ出動した会員が行う。

- 2 会長が必要と認める場合、委員会において前項事務が円滑に推進できるよう協力するものとする。

(災害補償)

第17条 防災活動に出動した者が、そのために負傷、疾病、障害又は死亡となった場合における災害補償については、法令に定めがあるもののほか、当該被災した職員の所属する機関が行うものとする。

(訓 練)

第18条 防災に関する会員の活動を演練するため、毎年1回以上訓練を行うものとする。

(庶 務)

第19条 協議会の庶務は、門司海上保安部警備救難課が担当する。

(細目等の制定)

第20条 会長は、この会則に定める業務を円滑に遂行するため、業務の実施に関する細目等を制定し、協議会の承認を得るものとする。

(相互応援協定)

第21条 協議会は、他の排出油等の防除に関する協議会等と相互応援に関する協定を締結することができる。

2 応援の要請は、会長が判断、決定して行うものとする。

附 則 この会則は、昭和51年10月28日から施行する。

附 則 この会則は、平成7年6月29日から施行する。

附 則 この会則は、平成8年7月24日から施行する。

附 則 この会則は、平成10年6月26日から施行する。

附 則 この会則は、平成19年10月25日から施行する。

関門・宇部海域排出油等防除協議会実施細則

(資料の提出及び配付)

第1条 関門・宇部海域排出油等防除協議会会則(以下「会則」という。)第13条に定める提出資料は、別記様式によるものとし、毎年4月1日現在のものを提出するものとする。

2 会長は、提出された資料をとりまとめ会員に配布するものとする。

(総合連絡調整本部の基準)

第2条 会則第15条に定める総合連絡調整本部(以下「調整本部」という。)の運営は、次のとおりとする。

一 調整本部は、油等災害発生時における人命の救助、海洋汚染の防除及びこれらに付帯する活動の連絡調整を行う。

二 調整本部の長は、協議会の会長をもってあてる。

三 調整本部は、出動要請を受けた会員等をもって構成する。

四 会則第15条第2項に定める会員に代わる者とは、各機関又は団体において相応の権限を有する立場にある職員をいう。

五 調整本部は、原則として災害発生の場所を管轄する海上保安部又は海上保安署に設置するものとする。ただし、防災活動を実施するにあたって、活動の実態通信連絡等を考慮して、最も適当な場所に調整本部を設置することができる。

(活動要綱の作成)

第3条 会長は、防災対策を推進するため「防災活動要綱」を作成しなければならない。

(会費)

第4条 協議会の運営に必要な経費は、一般機関の会費をもってあて、会費は一口8000円とし、一口以上拠出するものとする。

機 関 名	代理者等の 職 名	所 在 地	実務担当者の 職 名	電 話		備 考 (夜間連絡者等)
				昼	夜	
		〒		電 話： F A X：	電 話： F A X：	

1 タンカー係留施設・油等保管施設一覧表

タンカー係留施設												油等保管施設					
名 称	係留可能最大船舶		品 名 ()		品 名 ()		品 名 ()		品 名 ()		品 名 ()		品 名 ()		品 名 ()		
	総トン数 (ト)	船の長さ (m)	最大保管 能力(kl)	タワ 基数	最大保管 能力(kl)	タワ 基数	最大保管 能力(kl)	タワ 基数	最大保管 能力(kl)	タワ 基数	最大保管 能力(kl)	タワ 基数	最大保管 能力(kl)	タワ 基数	最大保管 能力(kl)	タワ 基数	

(注意) () には、取扱い物質名を記入願います。例：A重油、C重油、ナフサ、ガソリン、灯油 等

2 排出油等防除資器材保有状況一覧表

オイルフェス (m)	油処理剤 (kl)	油吸着剤 (kg)	ゲル化剤 (kl)	油回収装置 (台)	泡消化原液 (kl)	粉末消薬剤 (kg)	空ドラム (本)	油回収船 (隻)	オイルフェス展張 船(隻)	作業船 (隻)

(注意) 下欄には、拠出可能数量を記入願います。

3 オイルフェンス展開艇一覧表

船名	機関名	総トン数又は 大きさ (全長 (m))	自航 能力 (非・ 自航)	速度	航行 区域	保有資機材						展張 速度 (m/分)	巻揚 装置	備考	
						オイルフェンス		油処理剤	油吸着剤	油ゲル化剤					
						名称	型			長さ(m)	型				()

オイルフェンス A型：A、B型；B、C型；C、D型；D、フェンス型；F と記載
油吸着剤 マット型：M、ロール型；R、万国旗型；F、その他：0 と記載
油処理剤 通常型：G、高粘土対応型；D、自己攪拌型；S と記載
油ゲル化剤 粉末(kg)：P、液体： と記載

4 油回収船一覧表

船名	総トン数	速度 (ノット)	航行 区域	回収方式	回収能力 (kl/h)	貯油能力 (kl)	保有資機材						消火設備		備考	
							オイルフェンス (m)	油処理剤 ()	油吸着剤 (kg)	油ゲル化剤 (kg、)	放水量 (/分×基)	泡沫水量 (/分×基)	粉末放射量 (kg/秒×基)			
														油処理剤 ()		油吸着剤 (kg)

オイルフェンス A型：A、B型；B、C型；C、D型；D、フェンス型；F と記載
油吸着剤 マット型：M、ロール型；R、万国旗型；F、その他：0 と記載
油処理剤 通常型：G、高粘土対応型；D、自己攪拌型；S と記載
油ゲル化剤 粉末(kg)：P、液体： と記載

5 油回収装置一覧表

装置名	製造者	基数	回収方式	回収能力 (kl/h)	船舶積載の可否	装置を積載する船舶			備考
						船名	装置の固定方法	回収油貯蔵タンク容量 (kl × 基)	

6 高粘土油回収ネット一覧表

ネット名称	製造者	網目の大きさ (mm)	ネット個数 (個)	本体個数 (個)	備考

7 クラブ船、ガット船等一覧表

定係地	所有機関名	船名	用途	トン数	自航・非自航の別	航行区域	備考

8 タンクローリー車一覧表

所有機関名	数量		備考
	容量(kl)	容量計(kl)	

9 強力吸引車、バキュームカー一覧表

所有機関名	種類	容量(kl)	台数	容量計(kl)	備考

10 作業船一覧表

所有機関名	船名	総ト数	速力 (ノット)	航行 区域	乗 組 員	消火設備			備考
						放水 量 (/分×基)	泡放水 量 (/分×基)	粉末放射 量 (kg/秒×基) 薬剤保有量(kg)	

11 タグボート一覧表

所有機関名	船名	総トン数	速力 (ノット)	航行 区域	乗 組 員	消火設備			備考
						放水 量 (/分 × 基) 原液保有量 ()	泡放水 量 (/分 × 基) 原液保有量 ()	粉末放射 量 (kg/秒 × 基) 薬剤保有量 (kg)	

【記入要領】

- 1 備蓄防災資器材について、オイルフェスを2種類有する場合、オイルフェス項目を2等分し、それぞれの型式と保有量を記入願います。
- 2 油等保管施設の現状について、品名とは、A 重油・ガソリン・キシレン等といった個別品名を記入し、特定油・第4石油類、ケミカルといった総称記入はしないで下さい。

関門・宇部海域排出油等防除協議会防災活動要綱

(趣 旨)

1. この趣旨は、関門・宇部海域排出油等防除協議会が、関門、宇部港及びその周辺海域において、油等災害が発生した場合に実施する防災活動の基準を定めたものである。

(油等災害発生時の通報)

2. 事故原因者又は事故発見者等から油等災害発生に関する通報を受けた機関又は団体は、別表1の通報連絡により速やかに災害状況を通報するものとする。
 - (1) 発生日時及び場所
 - (2) 災害の状況(種類、規模、範囲)
 - (3) 現在実施している措置
 - (4) その他必要事項

(出動要請)

3. 会長は、油災害発生の場所、規模及び災害の推移、機関又は団体の防災活動の適否等を勘案し、会員の一部又は全部に対し出動を要請することができる。
要請を行う場合、会長は、次の通知をするものとする。
 - (1) 発生日時、場所及び災害の状況並びに現在実施している措置
 - (2) 出動を必要とする理由
 - (3) 必要とする人員、資器材、船舶施設
 - (4) その他必要事項

(出 動)

4. 前項の要請を受け出動した会員は、会長に次の事項を通知するものとする。
 - (1) 出動するとき
 - イ 派遣する人員、資器材の種類、数量、船舶の種類、船名、総トン数、提供する施設の概要等
 - ロ 派遣責任者及び提供施設責任者の職名、氏名、連絡方法
 - ハ 出動時刻及び現場到着予定時刻
 - ニ その他必要事項
 - (2) 当日の作業を終了したとき
 - イ 派遣した人員、船名、提供した施設の概要
 - ロ 使用した資器材の種類、数量
 - ハ 出動時刻及び帰投時刻
 - ニ その他必要事項

(活動の分担)

5. 防災活動を効果的に実施するため、会員の主たる業務分担を別表2のとおりとし、活動分担を原則として次のとおり定める。
 - (1) 国の機関及び地方公共団体は、それぞれの行政区分に応じ活動する。
 - (2) 公共的機関及び海事関係団体は、それぞれの業務に応じ活動する。

- (3) 漁業協同組合は、それぞれの地先海域において活動する。
- (4) 石油類貯蔵関係、大量貯油企業関係及びHNS取扱企業関係は別表3のとおりブロック及びグループ別に編集し、次の出動基準により活動する。
 - 1号防御 ... 発生グループ内の会員の活動
 - 2号防御 ... 発生ブロック内の会員の活動
 - 3号防御 ... 全ブロック内の会員の活動
- (5) 民間防除・消防関係は、第3項の会長の要請により活動する。

(総合連絡調整本部の設置)

- 6. 会長は、会則第14条に基づき防災活動を実施する場合は、実施細目第2条の基準に従い、総合連絡調整本部を設置する。

(連絡調整事項)

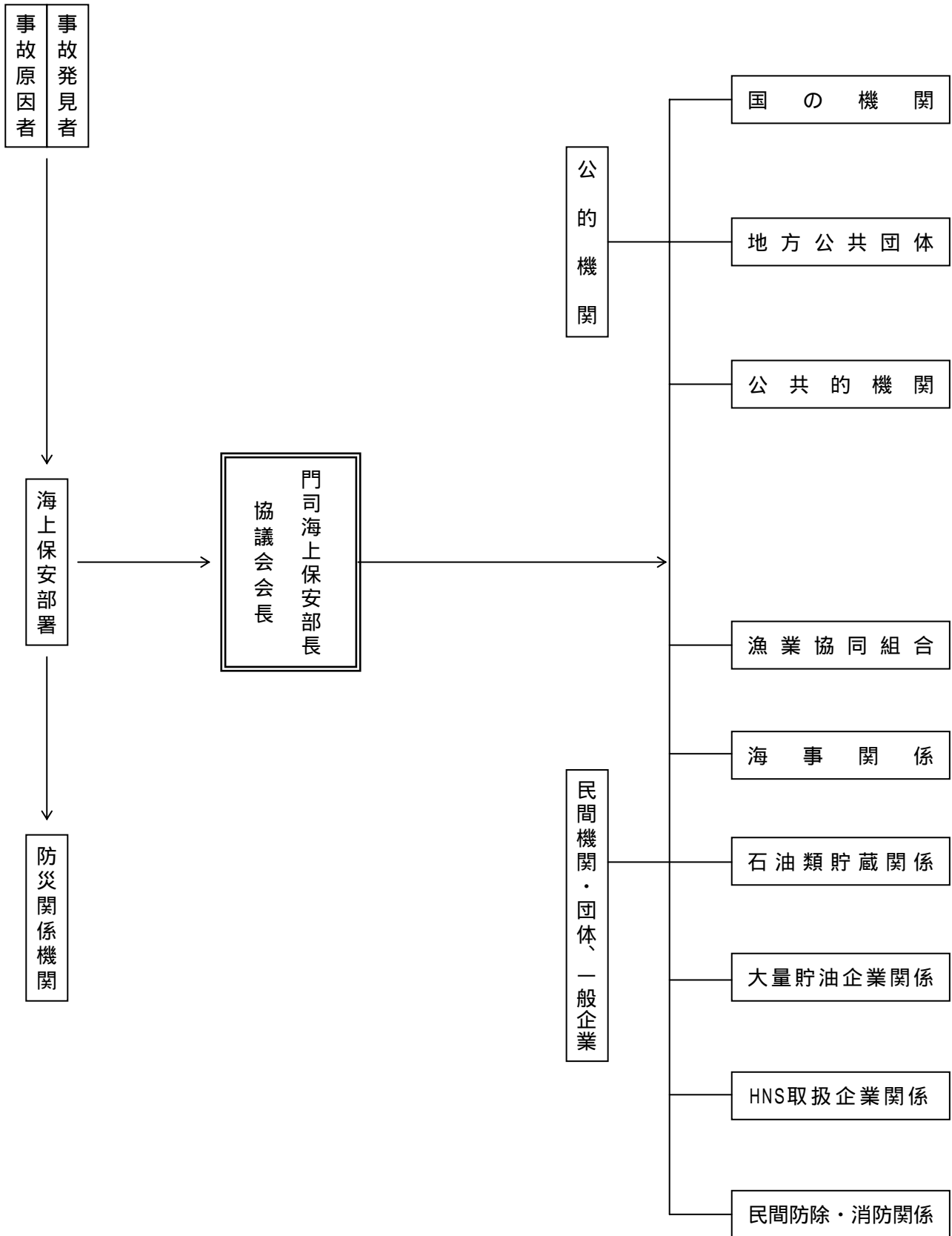
- 7. 総合連絡調整本部における連絡調整事項は、次のとおりとする。
 - (1) 油等災害情報の収集、分析検討に関すること。
 - (2) 総合的活動計画の樹立と実施に関すること。
 - (3) 各機関の活動の効果的推進のための連絡調整に関すること。
 - (4) 協議会の活動等の広報に関すること。
 - (5) その他、油等災害対策実施について必要な事項に関すること。

(出動の解除)

- 8. 会長は、防災活動の必要がなくなると認めるときは、速やかに会員の出動を解除し、総合連絡調整本部を解散しなければならない。

別表 1

通報連絡系統



別表 2

会員の主たる業務分担

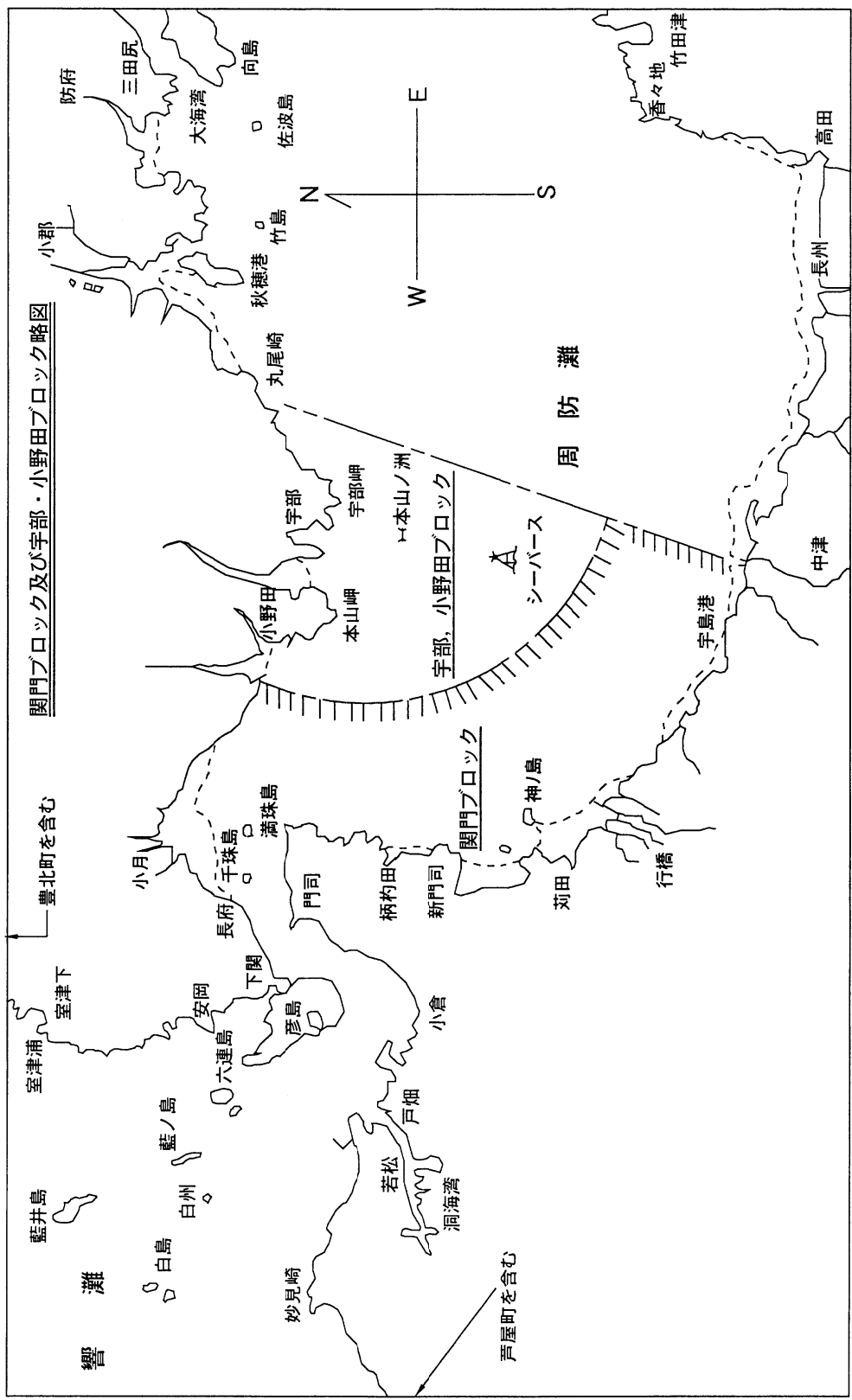
会 員	業務分担	
	排出油対策	HNS対策
海上保安部 (協議会長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報収集及び関係機関への伝達 2. 巡視船艇、航空機の出動 3. 会員に対する出動要請 4. 総合連絡調整本部の設置 5. 人員、資器材等の緊急輸送 6. 遭難者の救助 7. 原因者に対する応急対策の指導及び命令 <ol style="list-style-type: none"> (1) 油の流出防止 (2) 瀬取船等による油の採取 (3) 安全海域への移動 8. 海面流出油の防除指導及び援助 <ol style="list-style-type: none"> (1) オイルフェンスの展張 (2) 油吸着材の散布及び回収 (3) 油処理剤の散布 (4) 油回収器材(船)による回収 9. 船舶交通の安全確保 <ol style="list-style-type: none"> (1) 出入港及び航行の制限又は禁止 (2) 火気使用の制限又は禁止 (3) 船舶の避難指示、勧告及び誘導 10. 流出油海域の警戒及び拡散状況の調査 11. 広報活動(総合連絡本部) 12. その他の応急措置 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報収集及び関係機関への伝達 2. 巡視船艇、航空機の出動 3. 会員に対する出動要請 4. 総合連絡調整本部の設置 5. 人員、資器材等の緊急輸送 6. 遭難者の救助 7. 原因者に対する対応戦略の指導及び命令 <ol style="list-style-type: none"> (1) 危険物質の拡散防止 (2) 安全海域への移動 8. 防除指導及び援助 9. 船舶交通の安全確保 <ol style="list-style-type: none"> (1) 出入港及び航行の制限又は禁止 (2) 火気使用の制限又は禁止 (3) 船舶の避難指示、勧告及び誘導 10. 現場海域の警戒及び現場状況の調査 11. 広報活動(総合連絡本部) 12. その他の応急措置
地方整備局 事 務 所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報の収集及び関係機関への伝達 2. 油回収船等の出動 3. 総合連絡調整本部への職員派遣 4. 人員、資器材等の緊急輸送 5. 海面流出油の防除 <ol style="list-style-type: none"> (1) オイルフェンスの展張 (2) 油吸着材の散布及び回収 (3) 油処理剤の散布 (4) 油回収船による回収 6. 流出油拡散状況の調査 7. その他の応急措置 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報の収集及び関係機関への伝達 2. 総合連絡調整本部への職員派遣 3. 人員、資器材等の緊急輸送 4. 状況の調査 5. その他の応急措置

別表3 石油貯蔵及び大量貯油企業関係編成表

ブロック	グループ	機 関	ブロック	グループ	機 関
関門 主として、 関門海峡、 響灘及び周 防灘西部海 域並びに沿 岸	門司	日本ヴォパック(株) 門司油槽所 丸紅エネックス(株)門司ターミナル	宇部・小 野田主と して宇部 港、小野 田港及び 周防灘北 西海域 (西部石 油シーバ ースを含 む)並び に沿岸	下関・六連	下関三井化学(株) (株)神戸製鋼所長府製造所 彦島製錬(株) 三菱重工業(株)下関造船所
	小倉	兼松油槽(株)小倉油槽所 九州電力(株)新小倉発電所 ジャパンオイルネットワーク(株)小倉油槽所 (株)住友金属小倉		周防灘	三菱マテリアル(株) 九州工場 麻生セメント(株)苅田工場 宇部興産(株)建設資材カンパニー技術生産本部 セメント生産統括部 苅田セメント工場 九州電力(株)豊前発電所 出光興産(株)門司油槽所 中国精油(株)新門司工場
	洞海湾・ 戸畑・響灘	北九州エル・エヌ・ジー(株) 新日本製鐵(株)八幡製鐵所 新日鐵化学(株)九州製造所 三菱化学(株)黒崎事業所 三菱マテリアル(株) 九州工場黒崎地区 電源開発(株)若松総合事業所 黒崎播磨(株) 東海カーボン(株) 九州若松工場 西部ガス(株)北九州工場 白島石油備蓄(株) 北九州事業所 (株)トーカイ 日本コークス(株)北九州事業所		宇部	日興石油(株)沖の山油槽所 宇部興産(株) 宇部セメント工場 宇部興産(株) 宇部ケミカル工場 協和醗酵バイオ(株)山口事業所 宇部マテリアルズ(株) セントラル硝子(株)宇部工場 宇部アンモニア工業(有) チタン工業(株)宇部工場 U M G A B S (株)
	下関・六連	大東タンクターミナル(株) 中国電力(株)下関発電所 (株)ブリヂストン下関工場		小野田	西部石油(株)山口製油所 太平洋マテリアル(株)小野田工場

別表3 - 2 HNS取扱企業関係編成表

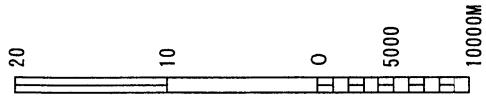
ブロック	グループ	機 関	ブロック	グループ	機 関
関 門	門司	日本ヴォパック(株)門司油槽所 日本アルコール販売(株)福岡支店門司営業所 小野田化学工業(株)門司工場 ニッカウイスキー(株)門司工場	宇部・ 小野田	宇部	宇部マテリアルズ(株)宇部工場 セントラル硝子(株)宇部工場 U M G A B S (株)宇部工場 チタン工業(株)宇部工場 宇部興産(株)宇部ケミカル工場 明和化成株式会社 宇部工場 宇部 アンモニア工業(有) 協和発酵バイオ(株)山口事業所宇部 宇部 M C 過酸化水素(株)
	洞海湾・ 戸畑・響灘	新日本製鐵(株)八幡製鉄所 新日鐵化学(株)九州製造所 三菱化学(株)黒崎事業所 日本コークス(株)北九州事業所 光 和 精 鋳 (株) 戸 畑 製 造 所 (株)サニックスひびき工場 (株)Jオイルミルズ 若松工場			小野田
	下関・六連	下 関 三 井 化 学 (株) 辰巳商会彦島出張所 キャボットジャパン(株)下関工場			
	周防灘	中国精油(株)新門司工場			



関門ブロック及び宇部・小野田ブロック略図

豊北町を含む

戸屋町を含む



4 貯木場

(1) 所在地及び面積

地区	名 称	位 置	面 積 (㎡)
小倉	日明第1貯木場	小倉北区西港町地先	60,290.67
	日明第2貯木場	小倉北区西港町地先	58,200.00
洞海	響灘貯木場	若松区響町一丁目地先	333,084.00 倉庫水面 288,387.00 整理水面 44,697.00

(20.4 北九州市港湾空港局)

(2) 防災責任者名簿

地区	貯木場所在地	貯木場名	防災責任者	責任者所在地	責任者電話番号
小倉	日明地区	日明第1貯木場	北九州市港湾空港局 港湾事務所	小倉北区西港町 118	581-1881
		日明第2貯木場			
若松	響灘地区	響灘貯木場	北九州市港湾空港局 港湾事務所	若松区本町一丁目 13-12	761-3425

(20.4 北九州市港湾空港局)

5 海難救助機関名

機 関 名				電 話		
救	助	機	関	第七管区海上保安本部	118	
救	助	機	関	門司海上保安部	321-3215 321-3216	
救	助	機	関	若松海上保安部	761-4353	
救	助	機	関	門司警察署	321-0110 119	
市	の	連	絡	機 関	北九州市消防局	582-3826

6 救出作業特殊技術者(潜水夫)名簿

名 称	所 在 地	電 話	人 員
(株)広瀬産業海事工業所	門司区浜町2-8	321-1561	10
日本サルヴェージ(株)門司支店	門司区田野浦海岸15-73	321-0937	16
深田サルベージ建設(株)九州支店	門司区田野浦海岸1-26	321-4164	4
大川建設(株)	門司区西海岸一丁目4-13	331-8277	3
北九潜水(有)	小倉北区原町二丁目1-10	581-7110	3
西日本ダイビングセンター	小倉北区浅野二丁目16-43 (有)国富商会内	521-5342	3
(株)近藤海事	若松区北湊町3-24	771-7531	2
尾崎海工	若松区本町一丁目12-23	761-4207	1
若松港湾工業(株)	若松区浜町一丁目7-9	761-6835	1

第 18 節 自衛隊災害派遣要請計画資料

1 北九州市が管轄されている部隊及び要請先

部隊名	所在地	部隊の長	要請先	電 話
(陸上自衛隊) 第4師団司令部	福岡県春日市 大和町5～12	第4師団長	第3部防衛班	092-591-1020 (内線 5290, 5365)
小倉駐屯地第40 普通科連隊	小倉南区北方 五丁目1-1	連 隊 長	連隊本部第3科	962-7681～3 (内線 232, 234)
(航空自衛隊) 芦屋基地第3術科 学校	遠賀郡芦屋町	第3術科学校長	第3術科学校教務課 計画班	093-223-0981 (内線 217, 451)
築城基地第8航空 団	築上郡築上町 西八田番地不詳	第8航空団司令	団司令部防衛部	0930-56-1150 (内線 231)
(海上自衛隊) 佐世保地方総監部	長崎県佐世保市	佐世保地方総監	防衛部 第3幕僚室	0956-23-7111 (内線 3225)
下関基地隊	山口県下関市	下関基地隊司令	警備科	083-286-2323 (内線 230, 231)

2 自衛隊の災害派遣要請、撤収要請様式 様式第1

第 号 年 月 日
福岡県知事殿 <p style="text-align: center;">市(町村)長</p> <p style="text-align: center;">自衛隊の災害派遣要請について</p> <p>自衛隊法第83条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣方お願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害の情况及び派遣を要請する事由 2. 派遣を希望する期間 3. 派遣を希望する区域及び活動内容 4. その他参考となるべき事項

様式第 2

第 号 年 月 日
福 岡 県 知 事 殿
市（町村）長
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について
年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣を要請しましたが、災害応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収方お願いいたします。
記
1．撤収要請日時 2．派遣された部隊 3．派遣人員及び従事作業の内容 4．その他参考事項

3 災害派遣対象主要機器材

品 名 規 格	使 用 目 的
噴霧器（動力式）	防 疫 用（消 毒）
噴霧器（背負式）	防 疫 用（消 毒）
渡河ボート	荷運び人員の輸送用
救命胴衣	人命救助用
化学加熱器	野外浴槽用
水タンクトレーラー	給 水 用
バケットローダー	排土積載用
小型ドーザー	掘開排土用
ダンプ	資材運搬用
レッカー	重量物移動用
野外炊事車	野外炊事用
通信器機	通信連絡用
軽 渡 橋	人員輸送用
入浴セット	入 浴 用
野外救護天幕セット	負傷者救護用
ヘリコプター	空中輸送偵察用

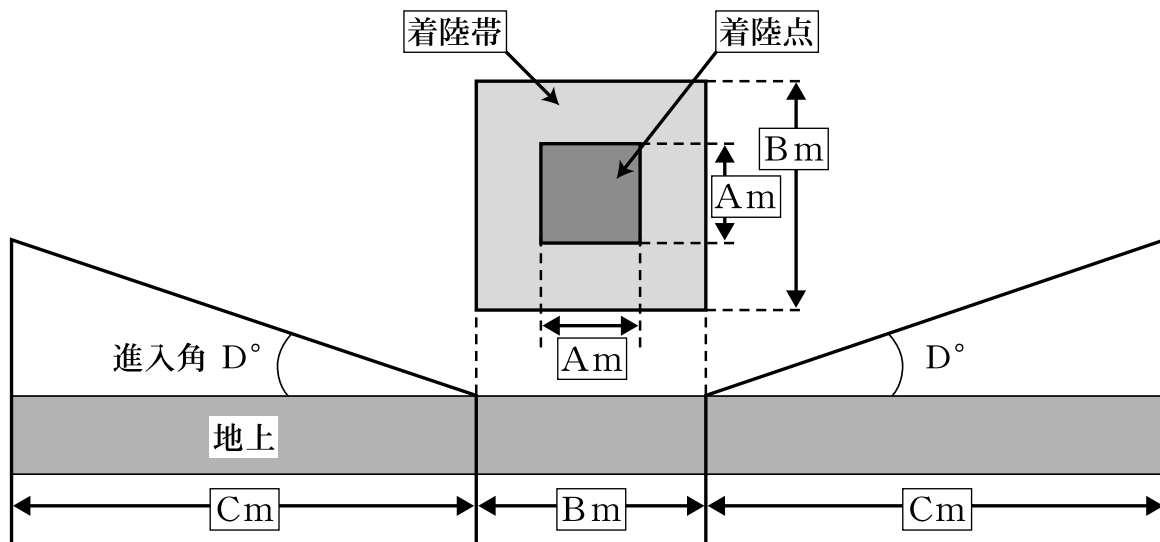
4 市側（要請者）が準備すべき主な資材

品 名		摘 要
器具類	1 ベルトコンベヤー	掘土，搬土 小路の運搬，短距離運搬作業 土壌等の取扱いのため 土工作业
	2 リヤカー	
	3 手こう類	
	4 フォーク，とうぐわ	
	5 その他土工機械	
設備類	1 夜間照明設備	夜間作業のため 作業部隊給水
	2 給水用樽ドラム缶等	
その他	1 ゴム手袋	遺体収容用 水防等築堤，道路啓開
	2 蛇籠，金網，鉄線	
	3 鎚 等	同 上
	4 吹 荒 縄	
	5 木 材	同 上
	6 標識材料	
	7 消 毒 剤	防 疫 用 派遣が長期にわたる場合
	8 滋 養 剤（ビタミン等）	
	9 地図（詳細なもの）	

その他必要なものはその都度準備する。

5 ヘリコプター離着陸場の準備

(1) 離着陸場の基準（着陸のための最小限所要地積）



機 種		標 準	応 急	追加搭乗人員
OH - 6 (OH - 1)	A	5 (1 0) m		2 名
	B	3 0 (4 0) m	2 0 (2 7) m	
	C	4 5 0 m		
	D	1 0 °	1 5 °	
UH - 1	A	6 m		1 0 名
	B	3 6 m	3 0 m	
	C	4 5 0 m		
	D	8 °	1 4 °	
UH - 6 0	A	1 2 m		1 1 名
	B	4 0 m	3 4 m	
	C	4 5 0 m		
	D	8 °	1 2 °	
CH - 4 7	A	2 0 m		5 5 名
	B	1 0 0 m	7 0 m	
	C	4 5 0 m		
	D	6 °	8 °	

ア 重荷重状態になるほど進入角は浅くする必要がある。(積載重量に影響を受ける。)

イ 上記の表内基準は、気温・湿度・気圧・風向・高度等天候の条件により変動する。

ウ 不整地等において着陸点を選定する場合、着陸帯においてはローターの回転面下の草木、着陸点においては、スキッド間隔及び長さの部分、又は車輪間隔及び前・後車輪間の長さの部分の整地が必要である。

(2) 標 示

ア 上空から確認できる風の方向を標示する旗等の設置

イ 着陸地点には石灰等を用いて の記号を標示する。

(3) 危険防止

ア 離着陸時は風圧等により危険であるので人員は接近させない。

イ 離着陸地点に物品等を放置しない。

ウ 安全監視員を配置する。

第 19 節 ヘリコプター離着陸場

1 ヘリコプター離着陸場一覧表

[陸上緊急離着陸場 H]

番号	区名	離着陸場の名称	離着陸場の所在地	使用時先 連絡 (電話番号)	消防内 消管	障害物	地面	水利	上空からの 目標物	区役所 (出張所) からの距離
1	門司	門司競輪場	門司区不老町一丁目1番	門司体育館 381-6445	門司西	着陸地域外周の観覧席	芝		南西側に野球場	約5km
2		門司西海岸	門司区西海岸一丁目3番	港湾空港局 港湾事務所 321-5827	老松A	北東側に門司港湾合同庁舎(高さ40m)	アスファルト		関門橋南約1.5km	約400m
3		海上保安学校 門司分校	門司区白野江三丁目3番	海上保安学校 341-8131	老松B	なし	芝		学校校舎	約7km
4		新門司 海浜公園	門司区大字猿喰	門司区役所 まちづくり整備課 331-0685	松ヶ江B	なし	草地		門司北高校	松ヶ江出張所から約3.5km
5	小倉	馬島	小倉北区大字馬島	小倉北消防団 第9分団長	浅野	北側に電柱(高さ7m)	雑草	×	島南東部	遠隔地
6		藍島	小倉北区大字藍島本村港	小倉北消防団 第9分団長	浅野	なし	ブロック (インターロック)		島南部	遠隔地
7		浅野	小倉北区浅野三丁目10	港湾空港局 港湾事務所 581-1881	浅野	なし	アスファルト		南側に小倉駅	約2.5km
8		勝山公園	小倉北区城内3番	小倉北区役所 まちづくり整備課 582-3471	北本A	北側に市庁舎	芝		市庁舎	約500m
9	三萩野公園	小倉北区三萩野三丁目1番	小倉北区役所 まちづくり整備課 582-3471	北本A	メディアドーム (高さ54m)	芝		メディアドームの南西側	約1.5km	
10	小倉南	北九州空港	小倉南区空港北町6番	北九州空港 事務所 473-1089	臨空	なし	アスファルト		空港	遠隔地
11		三菱 マテリアル	小倉南区大字新道寺平尾台	(株)三菱マテリアル 九州事業所 451-0131	三谷	なし	アスファルト		平尾台台上	遠隔地

番号	区名	離着陸場の名称	離着陸場の所在地	使用時先 連絡先 (電話番号)	消防内	障害物	地面	水利	上空からの 目標物	区役所 (出張所) からの距離
12	若松	響南運動場	若松区東小石町3番	市民文化スポーツ局 スポーツ振興課 582-2395	若本A	南側に市営団地 (5F)	芝	×	ゴルフ場のネット	約2km
13		響灘埋立地	若松区響灘地区埋立地 2区画	北九州市環境局廃棄物 事業部施設課 582-2184	若本A	なし	硬質FRP		直径約1.5m の赤丸	約7km
14		グリーンパーク 広場	若松区大字 安屋	グリーンパーク 緑地管理事務 741-5545	島郷	北側に高圧線	芝		公園内の観覧 塔	島郷出張所 から約1.2km
15		白島石油備蓄 基地	若松区白島7	(株)白島石油 備蓄基地 752-1045	若本A	なし	ヘリポート	×	防波堤	遠隔地
16	八幡東	大谷球場	八幡東区大谷 一丁目2番	市民文化スポーツ局 スポーツ振興課 582-2395	東本A	球場照明灯北側 にマンション (11F)	土芝		都市高速道路 大谷IC	約300m
17		東田 (北九州イノ ベーションギ ャラリー)	八幡東区東田 二丁目2番11 号	北九州イノベー ションギャラリー 663-5411	東本A	南側に都市高速 道路	芝		スペースワ ールド	東本署から 約1km
18	八幡西	産業医科大学 グラウンド	八幡西区医生 ヶ丘1番	産業医科大学 603-1611	折尾B	産業医科大学	芝		JR折尾駅か ら北約1.3km	折尾出張所 から約1.5km
19		本城公園	八幡西区大字 本城	市民文化スポーツ局 スポーツ振興課 582-2395 土日祝 管理事務所 692-0886	折尾B	本城陸上競技場 の照明灯	芝		本城陸上競技 場	島郷出張所 から約0.5km
20		永犬丸中央 公園	八幡西区大字 永犬丸	八幡西区役所 まちづくり整備課 642-1441	上津役	なし	芝		八枝小学校南 東500m	約3.2km
21	戸畑	鞆ヶ谷陸上 競技場	戸畑区西鞆ヶ 谷20番	市民文化スポーツ局 スポーツ振興課 582-2395 土日祝 管理事務所 881-2556	大谷	照明灯、ラグビ ーボール	芝		競技場	約2.5km
22		九州工業大学 グラウンド	戸畑区仙水町 1-1	九州工業大学 884-3031 土日祝 守衛室 884-3033	戸畑本 B	グラウンドのラグ ビーボール	砂地		大学校舎	約1.7km

(24.4北九州市消防局)

2 ヘリコプター離着陸場（飛行場外離着陸場）設置基準

ヘリコプター離着陸場の設置は、原則として航空法第79条ただし書に基づくもので、下表に適合する場所とする。

種 別	一 般	特殊地域	防災対応離着陸場
定 義	特殊地域及び防災対応離着陸場以外の離着陸場。	山岳地、農地その他離着陸経路下に人又は物件のないこと。	災害時において緊急輸送等に使用する離着陸場。
運航条件	条件なし。	ヘリコプターを使用しなければ業務の遂行が不可能又は著しく困難であり、業務を行う者以外搭乗しない運航又はそのための訓練であること。	災害時において緊急輸送活動のための物資、人員等の輸送又はそのための訓練であること。
離着陸地帯	位置	地上に設定する。	
	長さ及び幅	使用機の投影面の長さ及び幅以上であること。	
	表面	使用機の運航に十分耐える強度を有し、十分に平坦であること。また、最大勾配は5%であること。	
	接地帯	設定する必要なし。	長さ及び幅は、使用機の降着装置の長さ及び幅の2倍以上であること。
進入区域	長さ	着陸方向：250m 離陸方向：500m	着陸方向、離陸方向とも250m
	幅	着陸方向：100m 離陸方向：200m	着陸方向、離陸方向とも100m
	勾配	着陸方向：1/4以下 離陸方向：1/8以下	着陸方向、離陸方向とも1/4以下
着陸経路と離陸経路が同一に設定できない場合には、90度以上の角度を有する進入区域の設定が可能である。ただし、特殊地域にあっては進入区域を一方向のみに設定できる。			
転移表面	長さ	45m	10m
	幅	1/1以下（離着陸帯の長辺の外側10mの範囲内においては1/2以下）	1/2以下
設定する必要なし。			
備考	北九州市消防ヘリコプター（AS365N3）の寸度 投影面：長さ13.68m、幅11.94m ギア接地面：長さ3.74m、幅2.03m		

3 離着陸場における留意事項

(1) 離着陸場の整備

ア 離着陸場の路面

離着陸帯は、軟弱でない平地を選ぶ。

イ 接地帯標識

上空から確認しやすいように石灰等で表示する。

ウ 吹流しの設置又は発煙筒の準備

吹流し又は発煙筒を着陸地点から 30m ~ 50m離れた位置に離着陸経路を避けて設置する。

エ 着陸地帯周辺の障害物の除去

飛散又は転倒する恐れのある障害物を撤去又は移動する。

オ 散水作業

ヘリコプターの風圧により砂塵が舞い上がらないよう、できるだけ散水する。

カ 立ち入り禁止の措置

危険防止のため、各出入口を閉鎖する。あるいは、場内にいる者を立退かせる等の立ち入り禁止措置をとる。

(2) 係員の配置

ア 警戒員の配置

離着陸場の出入口等に警戒員を配置し、離着陸場の安全に努める。

イ 誘導員の配置

進入方向を考慮し、離着陸帯から 20m ~ 30m離れた風上側に誘導員を配置し、誘導する。

(3) ヘリコプター着陸後の危険防止

ア 着陸したヘリコプターから隊員が降りて合図するまで絶対に近付かない。

イ メインローターの回転中に搭乗するときは、隊員の指示に従い行動する。

ウ 長い物を持ったまま、ヘリコプターに近付かない。

エ ヘリコプター後方のテールローターに近付かない。

(4) 騒音対策

ヘリコプターの離着陸時は騒音が発生するため、離着陸場付近の住民等にその旨を周知する。

4 消防用ヘリコプター緊急離着陸場等設置状況

平成 24 年 4 月 1 日現在

[屋上緊急離着陸場 H]

番号	建築名称 所在地	建築面積 延べ面積	高さ m	階数		離着陸場等 位置	認識番号
				地上	地下		
1	門司港レトロハイマート 門区東港町1番32号	803 m ²	126	31	1	屋上	2 0 1
		18,383 m ²	126				
2	リーガロイヤルホテル小倉 北区浅野2丁目14番3号	7,244 m ²	132	30	1	屋上	3 0 5
		63,077 m ²	125				
3	リバーウォーク北九州 北区室町1丁目1番1号	18,218 m ²	85	16	2	屋上	3 1 0
		162,161 m ²	79				
4	九州労災病院 南区大字曾根6941	11,393 m ²	41	8		屋上	4 0 2
		35,784 m ²	41				
5	小倉D.C.TOWER 北区室町2丁目9番1号	1,993 m ²	146	41	1	屋上	3 2 0
		32,641 m ²	145				
6	九州厚生年金病院 西区岸の浦1丁目8番1号	8,907 m ²	46	9	2	屋上	7 0 3
		52,209 m ²	37				
7	新小文字病院 門司区大里新町274-12他	5,299 m ²	37	8		屋上	
		18,389 m ²	30				

[屋上緊急救助用ホバリングスペース R]

番号	建築名称 所在地	建築面積 延べ面積	高さ m	階数		離着陸場等 位置	認識番号
				地上	地下		
1	MOJIMIDAIR 門司区大里本町3丁目7番101号	1,881 m ² 17,753 m ²	93	28	1	屋上	202
2	新小倉ビル 小倉北区米町3丁目3	2,048 m ² 26,690 m ²	55	12	2	屋上	301
3	市立医療センター 小倉北区馬借2丁目1	4,420 m ² 25,979 m ²	37	9	1	屋上	302
4	セントシティ北九州 小倉北区京町3丁目	8,338 m ² 113,865 m ²	69	14	3	屋上	303
5	北九州市立男女共同参画センター 小倉北区大手町11	3,267 m ² 18,843 m ²	48	10	2	屋上	304
6	アジア太平洋インポートマート 小倉北区浅野3丁目	22,450 m ² 113,000 m ²	40	8	1	屋上	306
7	井筒屋本店新館 小倉北区船場町	2,500 m ² 33,000 m ²	56	13	2	屋上	307
8	九州歯科大学病院棟 小倉北区真鶴2丁目	2,500 m ² 24,000 m ²	55	11	1	屋上	308
9	JR九州小倉駅 小倉北区浅野1丁目	14,000 m ² 76,000 m ²	55	14	3	屋上	309
10	メディックス三萩野 小倉北区香春口1丁目	3,178 m ² 31,768 m ²	96	27	1	屋上	311 312
11	Jona iTOWER 小倉北区城内47番5号	1,413 m ² 19,220 m ²	94	27	2	屋上	313
12	パレットビルプロジェクトNo.65 クラスター 小倉北区黄金1丁目2番15号	617 m ² 8,214 m ²	59	21	0	屋上	314
13	パレットビルキャピタルタワー 小倉北区船場町2番6号	1,639 m ² 15,354 m ²	59	20	1	屋上	315
14	KOKURA TOWER 小倉北区馬借1丁目	949 m ² 22,723 m ²	98	28	2	屋上	316
15	トーマスタワー 小倉北区馬借1丁目	1,219 m ² 12,022 m ²	81	25	1	屋上	317
16	クラブオリエンタビル No. 71 小倉北区馬借2丁目	526 m ² 13,092 m ²	99	33	0	屋上	318
17	ポレスタータワー大手町 リーモ 小倉北区大手町13番9号	1,738 m ² 16,459 m ²	62	20	1	屋上	319
18	北九州市立大学 小倉南区北方	5,000 m ² 25,300 m ²	71	14	1	屋上	401
19	北九州八幡ロイヤルホテル 八幡東区枝光1丁目1	8,120 m ² 31,493 m ²	51	13	0	屋上	601
20	さわらびガーデンモール八幡1番館 八幡東区西本町4丁目1	3,969 m ² 27,266 m ²	55	15	2	屋上	602
21	さわらびガーデンモール八幡2番館 八幡東区西本町3丁目7番1号	2,476 m ² 18,424 m ²	59	19	1	屋上	603
22	さわらびガーデンモール八幡3番館 八幡東区西本町2丁目2番1号	4,156 m ² 27,282 m ²	59	19	1	屋上	604
23	黒崎テクノプラザ 八幡西区西曲里5丁目	766 m ² 7,800 m ²	43	10	1	屋上	701
24	COMCITY 八幡西区黒崎3丁目	10,512 m ² 92,191 m ²	53	12	2	屋上	702
25	北九州テクノセンター 戸畑区中原114	1,367 m ² 7,185 m ²	43	11	0	屋上	801
26	イオン戸畑ショッピングセンター 戸畑区汐井町2	27,091 m ² 97,698 m ²	25	6	0	屋上	802
27	ウエルとばた 戸畑区汐井町1-6	8,765 m ² 37,181 m ²	58	13	0	屋上	803
28	プロッサム・ベルジュ戸畑 戸畑区千防1丁目1番	1,390 m ² 13,993 m ²	59	18	2	屋上	804

5 消防用ヘリコプター緊急離着陸場等設置基準

緊急離着陸場または緊急救助用スペース（以下「緊急離着陸上等」という。）は、「高層建築物等におけるヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の設置推進について」（平成2年2月6日消防消第20号等消防庁消防課長等通達）を受けて通知した、「高層建築物防災指導基準」（平6.1.6 北九消予指第338号）に基づくもので、航空法（昭和27年法律第231号）第81条の2の適用を受ける状況下で消防活動が有効かつ安全に行えるためのものである。

消防用ヘリコプター緊急離着陸場等の設置対象物は、原則として建築物の高さが31mを越える建築物で建築基準法第34条の規定により非常用の昇降機の設置を要するもの又は高度医療機関（救急医療対策事業実施要綱（昭和52年7月6日厚生省医発第692号）に定める救命救急センター及びこれらに準ずる医療機関をいう。）防災関係公共機関（災害時に拠点となる公共機関の施設をいう。）である。

項目	施設	緊急離着陸場	緊急救助用スペース
		基準	基準
定義		航空法第81条の2（搜索又は救助のための特例）の適用により災害活動に際し、建築物の屋上に消防機関等のヘリコプターが離着陸できる場所をいう。	航空法第81条の2（搜索又は救助のための特例）の適用により災害活動に際し、建築物の屋上で消防機関等のヘリコプターがホバリングする場所をいう。
着陸帯等	大きさ	原則20×20m以上	原則10×10m以上
	標識	黄色（夜光塗料等）で着陸帯及びHの標識を表示する。	左記要領によりRの標識を表示する。
	強度	活動想定機体の全備重量×2.25倍許容重量を黄色（夜光塗料等）で標示する。	通常床強度とする。
	構造	プラットホーム式又は通常床式として、床面は滑り防止策を施す。	通常床式とする。
	勾配	最大縦横勾配は2%以下とする。	災害活動に影響しない程度の表面であること。
	認識番号	認識番号を離着陸帯内に黄色（夜光塗料等）の数字で標示する。	認識番号を緊急救助用スペースに黄色（夜光塗料等）の数字で標示する。
進入区域	進入表面	原則として直線の2方向とする。ただし、進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合は各経路は、90度以上の間隔を設ける。	原則として直線の2方向とする。ただし、進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合は各経路は、90度以上の間隔を設ける。
	長さ及び幅	長さは500m、幅は離着陸地点から500mはなれた地点で200m確保する。	長さは500m、幅は離着陸地点から500mはなれた地点で200m確保する。
	勾配	5分の1以下として、同表面上に物件等が突出しないこと。	3分の1以下として、同表面上に物件等が突出しないこと。
転移表面		長さ45m、1分の1以下の勾配。ただし、上記進入表面及び転移表面がとれない場合は、状況により進入表面及び転移表面を最高5mまで垂直上方に移行できるものとする。	

夜間照明設備 非常用電源付	飛行場灯台	離着陸地帯の付近に進入表面及び転移表面上突出しない範囲に設置する。(白色又は白色と緑色の回転型又は閃光型(軽易なものでよい。))	離着陸地帯の付近に進入表面及び転移表面上突出しない範囲に設置する。(白色又は白色と緑色の回転型又は閃光型(軽易なものでよい。))
	着陸区域境界灯	離着陸地帯の境界線内に等間隔に8個以上設ける。	新設についてのみ左記要領で行う。
	障害灯	離着陸地帯から10m以内の区域で、勾配2分の1の表面から突出した、避雷針等の夜間視認が困難な物件について設置する。(夜光塗料でもよい。)	離着陸地帯から10m以内の区域で、勾配2分の1の表面から突出した、避雷針等の夜間視認が困難な物件について設置する。(夜光塗料でもよい。)
	非常電源装置	連続4時間以上の継続供給が可能なもの。	連続4時間以上の継続供給が可能なもの。
脱落防止施設等	脱落防止施設	離着陸が予想される航空機の脱落防止施設を設置する。 また、当該施設は進入表面又は転移表面から突出しない構造であること。	要救助者等の転落を防止するための施設を設置すること。また、当該施設は進入表面又は転移表面から突出しない構造であること。
	燃料流出防止施設	原則として、離着陸が予想される機体の搭載燃料が流出した場合、雨水排出口に流れ出ない構造とする。	
	待避標識	屋上に避難した要救助者に対して待避要領を表示する。	屋上に避難した要救助者に対して待避要領を表示する。
	消火設備等	連結送水管及び消火器を設置すること。	

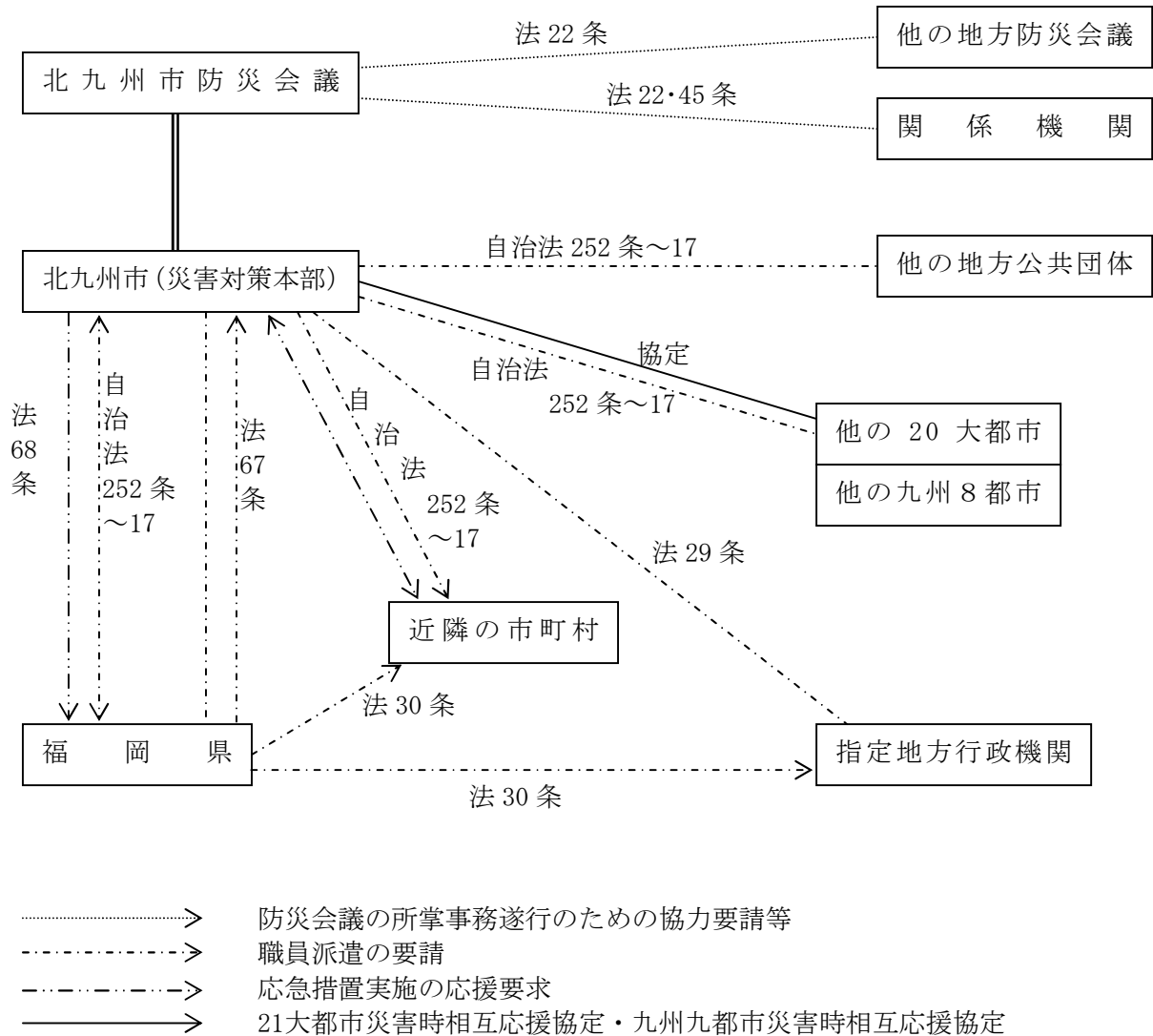
第20節 労務供給計画資料

1 北九州市内公共職業安定所登録者数調

公共職業安定所名	電 話	所 在 地	日雇労働 求職者数
小倉公共職業安定所	941-8609	小倉北区萩崎町1-11	445 H22.12月末現在
八幡公共職業安定所	622-5566	八幡東区岸の浦 一丁目5-10	371
計			816

第21節 相互応援協力計画資料

1 法律に基づく応援協力要請系統



2 21大都市災害時相互応援に関する協定

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、相模原市、福岡市及び熊本市（以下「大都市」という。）は、大都市において災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請にこたえ、災害を受けていない都市が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請する都市（以下「応援要請都市」という。）は、原則として、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、口頭、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（実施）

第3条 応援を要請された都市は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

- 2 被災都市以外の都市は、通信の途絶等により被災都市との連絡が取れない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的な判断により応援を行うことができるものとする。
- 3 自主出動した都市は、応援内容等を被災都市に速やかに連絡する。
- 4 自主出動した都市は、応援に必要な情報の収集をし、その情報を被災都市に提供する。また、応援活動にあたっては、自律的活動に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請する都市の負担とする。

- 2 前条第2項に定める応援に要した経費の負担は、応援を受けた都市と応援した都市（以下「応援都市」という。）が協議して定める。
- 3 応援要請都市が、第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請があった場合は、応援都市は、一時繰替支弁するものとする。

（連絡担当部局）

第5条 大都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(資料の交換)

第6条 大都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、大都市が協議して定めるものとする。

第8条 この協定を証するため、本協定書21通を作成し、各都市は記名押印の上、各1通を保有する。

附 則

1 この協定は、昭和61年10月23日から効力を生ずる。

2 次に掲げる覚書は、廃止する。

(1) 大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市及び広島市が締結した指定都市災害救援に関する覚書 (昭和35年5月13日締結)

(2) 東京都、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市及び神戸市が締結した七大都市震災相互応援に関する覚書 (昭和50年6月6日締結)

附 則

1 この協定は、平成2年2月22日から効力を生ずる。

2 「11大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成5年1月26日から効力を生ずる。

2 「12大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成9年3月31日から効力を生ずる。

附 則

1 この協定は、平成15年4月1日から効力を生ずる。

2 「13大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成17年4月1日から効力を生ずる。

2 「14大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成18年4月1日から効力を生ずる。

2 「15大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成19年4月1日から効力を生ずる。

2 「16大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成21年4月1日から効力を生ずる。

2 「18大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成 22 年 4 月 1 日から効力を生ずる。
- 2 「19大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成 24 年 4 月 1 日から効力を生ずる。
- 2 「20大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

平成24年4月1日

3 21大都市災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣 旨)

第1条 この実施細目は、21 大都市災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第5条により大都市は、相互応援のための連絡担当部局課名、担当責任者及び同補助者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡する。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第3条 協定第4条第1項に定める経費のうち、協定第1条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援を要請した都市（以下「応援要請都市」という。）が負担する経費の額は、応援をした都市（以下「応援都市」という。）が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
 - (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援都市の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。
 - (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復の途中において生じたものについては応援都市が賠償の責めに任ずる。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。
- 2 応援職員は、応援都市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。
 - 3 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。
 - 4 応援要請都市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍のあっせんその他の便宜を供与する。

(救援物資等の経費の支払方法)

第4条 応援都市は、協定第4条第3項に定める応援に要する経費を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について、応援要請都市に請求する。

- (1) 備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
 - (2) 車両、舟艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- 2 前項に定める請求は、応援都市の知事名又は市長名による請求書（関係書類添付）により、担

当部局を経由して応援要請都市の長に請求する。

3 前2項の規定により難いときは、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

(幹事都市)

第5条 協定の運用に係る所掌事務は、幹事都市において処理し、幹事都市は、別表1に掲げる輪番により1会計年度の間これに当たるものとする。

2 幹事都市の次順の都市を、副幹事都市とし、幹事都市がその所掌事務を処理することが困難であるときは、これを代行する。

3 前2項によりがたい場合は、大都市が協議して定める。

(幹事都市の所掌事務)

第6条 幹事都市は、協定の円滑な運用に資するため、次の事務を行う。

(1) 協定第5条に定める連絡担当部局の大都市への周知

(2) 協定第6条に定める大都市相互の資料の交換の促進

(3) 協定第7条の定めによる大都市が協議する必要がある場合における会議の開催又は文書による調整

(4) 防災に関する大都市間の会議の開催等

(5) 応援要請都市又は応援都市と他の大都市との情報連絡又は情報の周知

(6) 被災都市から要請のあった事項

(応援都市)

第7条 応援都市は、応援の内容を幹事都市へ連絡するものとする。

2 応援都市は、応援に必要な情報を得たときは、その旨を幹事都市に連絡するものとする。

(会議及び訓練の実施)

第8条 大都市は、防災に関する会議及び情報伝達等の訓練を適時実施するものとする。

別表1 (第5条関係)

順	都 市 名
1	静 岡 市
2	福 岡 市
3	堺 市
4	東 京 都
5	大 阪 市
6	川 崎 市
7	京 都 市
8	横 浜 市
9	名 古 屋 市
10	新 潟 市
11	北 九 州 市
12	浜 松 市
13	岡 山 市
14	相 模 原 市
15	熊 本 市
16	仙 台 市
17	神 戸 市
18	さいたま市
19	広 島 市
20	千 葉 市
21	札 幌 市

順は、平成24年度を1とする。

4 九州九都市災害時相互応援に関する協定

北九州市、福岡市、佐賀市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市及び那覇市（以下「九都市」という。）は、いずれかの市域において災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請にこたえ、災害を受けていない都市が友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請する都市（以下「応援要請都市」という。）は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、口頭又は文書により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 前項において、口答により応援を要請した場合は、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（応援の実施）

第3条 応援を要請された都市は、極力これに応じ援助に努めるものとする。

2 前条の規定にかかわらず、九都市の市域において地震等の大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、その他の都市が自主的判断により緊急応援活動を実施するものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として応援要請都市の負担とする。

2 応援を受けた都市が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた都市から要請があった場合には、応援した都市は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

（連絡担当部局）

第5条 九都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(資料の交換)

第6条 九都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他の参考資料を相互に交換するものとする。

(協 議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、九都市が協議して定めるものとする。

(そ の 他)

第8条 この協定の締結を証するため、本協定書9通を作成し、各都市は記名押印のうえ、各1通を保有する。

附 則

この協定は、平成7年12月28日から効力を生ずる。

5 九州九都市災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣 旨)

第1条 この実施細目は、九州九都市災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当局部)

第2条 協定第5条により九都市は、相互応援のための連絡担当部局名、担当責任者及び同補助者の職、氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡する。

2 前項のとりまとめの事務局は、九州地区都市防災連絡協議会の当該年度開催都市をもって当たる。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第3条 協定第4条第1項に定める経費のうち、協定第1条第4号に定める職員（以下「応援職員」という。）の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

(1) 応援要請都市が負担する経費の額は、応援をした都市（以下「応援都市」という。）が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

(2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援都市の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。

(3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復の途中において生じたものについては応援都市が賠償の責めに任ずる。

(4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

2 応援職員は、応援都市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

3 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

4 応援要請都市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍のあっせんその他の便宜を供与する。

(救援物資等経費の支払方法)

第4条 応援都市は、協定第4条第2項に定める応援に要する経費を一時繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について、応援要請都市に請求する。

(1) 備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

(2) 車両、舟艇及び機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

2 前項に定める請求は、応援都市の市長名による請求書（関係書類添付）により、担当部局を經由して応援要請都市の市長に請求する。

3 前2項の規定により難しいときは、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

附 則

この実施細目は、協定の発効日から適用する。

第22節 電力・ガス施設災害応急対策計画資料

1 電力施設状況及び電力供給区域

北九州市地域における電力の大部分は、九州電力株式会社（以下九電という。）の電力設備により供給されている。

(1) 九電の北九州市内施設事業所名及びその所在地

ア 業務機関

業務区分	名 称	所 在 地	電 話
支 社	北 九 州 支 社	小倉北区米町二丁目3-1	531-1180
お客様センター	北九州お客様センター	小倉北区米町二丁目3-1	531-1180
	小倉営業所	小倉北区米町二丁目3-1	0120-986-101
	八幡営業所	八幡東区西本町一丁目19-1	0120-986-102
電力センター	北九州電力センター	小倉北区米町二丁目3-1	531-1195

北九州電力 センター 管内	変電所	錦町変電所	門司区丸山一丁目3-8
		大里変電所	門司区大里東二丁目13-23
		松ヶ江変電所	門司区大字恒見248-4
		めかり変電所	門司区大久保二丁目12-11
		今津変電所	門司区大字今津30-4
		原町変電所	門司区原町別院20 7
		砂津変電所	小倉北区砂津三丁目1-49
		大門変電所	小倉北区鑄物師町4-51
		堺町変電所	小倉北区堺町一丁目7-1
		旦過変電所	小倉北区中島一丁目7-21
		金鶏町変電所	小倉北区金鶏町13-19
		小倉変電所	小倉北区篠崎一丁目3-6
		港町変電所	小倉北区西港町64-1
		三郎丸変電所	小倉北区三郎丸一丁目12-32
		井堀変電所	小倉北区井堀三丁目11-3
		徳力変電所	小倉南区徳力二丁目14-1
		西谷変電所	小倉南区高野六丁目1-1
		曾根変電所	小倉南区葛原東一丁目3-20
		石原町変電所	小倉南区大字石原町339-6
		到津変電所	八幡東区昭和三丁目4-8
		戸畑変電所	戸畑区高峰一丁目2-3
		北九州変電所	小倉南区大字田代437
		門司変電所	門司区大字猿喰669-5
		三萩野変電所	小倉北区三萩野一丁目927-68
		横代変電所	小倉南区横代東町5-364-3
		安瀬変電所	若松区大字安瀬64-13
東畑変電所	若松区東畑町1-36		
二島変電所	若松区大字頓田112-1		

イ 変電所

	脇田変電所	若松区大字頓田2720-2	
	黒崎変電所	八幡西区紅梅二丁目7-25	
	前田変電所	八幡東区前田町二丁目9-5	
	八幡変電所	八幡東区西丸山町8-30	
	穴生変電所	八幡西区鷹の巣三丁目7-2	
	折尾変電所	八幡西区本城東五丁目18-26	
	上津役変電所	八幡西区上上津役一丁目1-1	
	藤田変電所	八幡西区藤田三丁目1-3	
	香月変電所	八幡西区香月中央四丁目11-1	
	浅川変電所	八幡西区浅川台二丁目1	
	若松変電所	若松区大字頓田2689-3	
	洞海変電所	若松区南二島一丁目197-8	
	北湊変電所	若松区浜町三丁目18-15	
	遠賀変電所	遠賀郡遠賀町大字今古賀 字正塚202	
	中間変電所	中間市岩瀬一丁目20-13	
	古月変電所	鞍手郡鞍手町大字木月315-2	
	芦屋変電所	遠賀郡芦屋町浜口町9-40	
	通谷変電所	中間市通谷一丁目36-17	
	海老津変電所	遠賀郡岡垣町中央台二丁目2-2	
開閉所	日明系統開閉所	小倉北区緑ヶ丘三丁目3-3	
	槻田系統開閉所	小倉北区泉台四丁目12-13	

ウ 火力発電所

名称	所在地	電話
新小倉発電所	小倉北区西港町64-1	591-4060

2 西部ガス株式会社

(1) 北九州市内におけるガス施設状況

工場名	所在地	種別	施設名	施設の概要	
				基数	発生貯蔵能力
北九州工場	若松区響町1-26	発生	13Aガス発生装置	3	3,720,000m ³ /日
		貯蔵	ガスホルダー	2	142,500m ³
			LPGタンク	3	9,000 t
			灯油タンク	1	20kl
小倉供給所	小倉北区愛宕一丁目5-1	貯蔵	ガスホルダー	2	300,000m ³
八幡供給所	八幡西区夕原町6-17	貯蔵	ガスホルダー	1	200,000m ³

(2) 業務機関及び供給区域

業務機関	所在地	電話	供給区域
北九州支社 お客様部	小倉北区愛宕一丁目5-10 八幡西区岸の浦一丁目6-1	591-6600 622-0266	小倉北区，小倉南区，門司区 八幡西区，八幡東区，若松区， 戸畑区
供給管理センター	小倉北区愛宕一丁目5-1	591-6615	

(3) ガス導管延長数

(km)

	高圧	中圧		低圧			計
	鋼管	鋼管	铸铁管	鋼管	铸铁管	ポリエチレン管	
本管	41.4	210.7	173.2	12.7	656.3	199.3	1,293.6
支管	-	-	-	1,041.4	-	728.4	1,769.8
総計	41.4	210.7	173.2	1,054.1	656.3	927.7	3,063.4

(平成21年3月末現在 北九州市：CMSベース)

第23節 環境汚染に係る有害物質等の災害対策計画資料

1 特定物質及び有害物質取扱い工場一覧表（大気関係）

〔門司区〕

特：特定物質，有：有害物質

	産業分類	特定物質及び有害物質
1	化学工業	弗化水素有特
2	非鉄金属製造業	鉛 有

〔小倉北区〕

	産業分類	特定物質及び有害物質
3	化学工業	塩化水素有特 塩素有特

〔若松区〕

	産業分類	特定物質及び有害物質
4	化学工業	アンモニア特 塩化水素特 硫酸特
5	化学工業	硫酸特 メタノール特
6	石油製品・石炭製造業	アンモニア特 硫酸特

〔八幡西区〕

	業種	特定物質及び有害物質
7	化学工業	アンモニア特 硫酸特 塩化水素有特 弗化水素有 塩素有特 クロルスルホン酸特 ベンゼン特 ホスゲン特 メタノール特 ピリジン特 二酸化硫黄特 二酸化窒素有 一酸化窒素特 硫化水素特 弗素有 フェノール特 シアン化水素特

〔戸畑区〕

	業種	特定物質及び有害物質
8	化学工業	アンモニア特 塩化水素有 二酸化硫黄特 塩素有特
9	廃棄物処理業	二酸化硫黄特 硫酸特
10	化学工業	ピリジン特 アンモニア特 フェノール特 硫酸特
11	鉄鋼業	塩化水素有 塩素有

有害物質（大気汚染防止法施行令による）

カドミウム及びその化合物	塩素及び塩化水素
弗素，弗化水素及び弗化珪素	鉛及びその化合物
窒素酸化物	

特定物質（大気汚染防止法施行令による）

アンモニア	弗化水素	シアン化水素	一酸化炭素
ホルムアルデヒド	メタノール	硫化水素	燐化水素
塩化水素	二酸化窒素	アクロレイン	二酸化硫黄
ベンゼン	ピリジン	フェノール	硫酸（三酸化硫黄を含む。）
弗化珪素	ホスゲン	二酸化セレン	クロルスルホン酸
黄 燐	三塩化燐	臭 素	ニッケルカルボニル
五塩化燐	メルカプタン	塩 素	二硫化炭素

〔問い合わせ先〕 環境局環境保全課 電話 093-582-2290

2 有害物質取扱い工場一覧表（水質関係）

〔門司区〕

	業 種	有害物質
1	産業廃棄物処理業	カドミウム、シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、水銀、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1.2-ジクロロエタン、1.1-ジクロロエタン、シス-1.2-ジクロロエチレン、1.1.1-トリクロロエタン、1.1.2-トリクロロエタン、1.3-ジクロロプロペン、シマジン、チオベソガルブ、ベンゼン、ほう素、ふっ素、アンモニア等
2	非鉄金属製造業	カドミウム、鉛、六価クロム、テトラクロロエチレン、チウラム、ベンゼン、ふっ素、アンモニア等
3	非鉄金属製造業	六価クロム、ジクロロメタン、ふっ素、ほう素
4	印刷業	六価クロム、ジクロロメタン

〔若松区〕

	産業分類	有害物質
5	産業廃棄物処理業	カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、ふっ素、ほう素、アンモニア等
6	電気機械器具製造業	鉛、ふっ素、ほう素、アンモニア等
7	環境計量証明業	カドミウム、シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、水銀、アルキル水銀、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1.1.1-トリクロロエタン、ベンゼン、セレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1.1-ジクロロエチレン、シス-1.2-ジクロロエチレン、1.1.2-トリクロロエタン、1.3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ほう素、ふっ素
8	産業廃棄物処理業	カドミウム、シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、水銀、アルキル水銀、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1.2-ジクロロエタン、1.1-ジクロロエタン、シス-1.2-ジクロロエチレン、1.1.1-トリクロロエタン、1.1.2-トリクロロエタン、1.3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカブ、ベンゼン、セレン
9	鉄鋼業	六価クロム、ふっ素、硝酸
10	石油製品・石炭製造業	シアン、ベンゼン、アンモニア
11	非鉄金属製造業	トリクロロエチレン、1.1.1-トリクロロエタン
12	無機化学工業	鉛、六価クロム、アンモニア、ほう素、ふっ素

〔戸畑区〕

	産業分類	有害物質
13	化学工業	四塩化炭素、ベンゼン
14	環境計量証明業	カドミウム、シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、水銀、アルキル水銀、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1.2-ジクロロエタン、1.1-ジクロロエタン、シス-1.2-ジクロロエチレン、1.1.1-トリクロロエタン、1.1.2-トリクロロエタン、1.3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカブ、ベンゼン、セレン

15	環境計量証明業	カドミウム、シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、水銀、アルキル水銀、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1.2-ジクロロエタン、1.1-ジクロロエタン、シス-1.2-ジクロロエチレン、1.1.1-トリクロロエタン、1.1.2-トリクロロエタン、1.3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素
16	化学工業	テトラクロロエチレン
17	化学工業	カドミウム、シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1.2-ジクロロエタン、1.1-ジクロロエタン、シス-1.2-ジクロロエチレン、1.1.1-トリクロロエタン、1.1.2-トリクロロエタン、1.3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカブ、ベンゼン、セレン、ふっ素
18	化学工業	カドミウム、シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、水銀、アルキル水銀、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1.2-ジクロロエタン、1.1-ジクロロエタン、シス-1.2-ジクロロエチレン、1.1.1-トリクロロエタン、1.1.2-トリクロロエタン、1.3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素
19	化学工業	有機燐、ベンゼン、ほう素
20	鉄鋼業	ジクロロメタン、ベンゼン、ふっ素、硝酸

〔小倉北区〕

	産業分類	有害物質
21	鉄鋼業	鉛、ジクロロメタン、ふっ素、ほう素、硝酸
22	化学工業	四塩化炭素、1.2-ジクロロエタン、ベンゼン、ほう素、ふっ素

〔小倉南区〕

	産業分類	有害物質
23	一般機械器具製造業	鉛、六価クロム、ジクロロメタン、ほう素、ふっ素
24	一般機械器具製造業	ジクロロメタン

〔八幡東区〕

	産業分類	有害物質
25	鉄 鋼 業	ジクロロメタン、ふっ素、硝酸
26	金 属 製 品 製 造 業	六価クロム
27	金 属 製 品 製 造 業	六価クロム

〔八幡西区〕

	産業分類	有害物質
28	環 境 計 量 証 明 業	カドミウム、シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、水銀、アルキル水銀、P C B、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1.2-ジクロロエタン、1.1-ジクロロエタン、シス-1.2-ジクロロエチレン、1.1.1-トリクロロエタン、1.1.2-トリクロロエタン、1.3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカブ、ベンゼン、セレン、ほう素、ふっ素
29	産 業 廃 棄 物 処 理 業	カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、水銀、ふっ素、アンモニア
30	化 学 工 業	シアン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1.2-ジクロロエタン、ベンゼン、ほう素、ふっ素、硝酸

有害物質（水質汚濁防止法関係）

カドミウム及びその化合物	1.2-ジクロロエタン
シアン化合物	1.1-ジクロロエチレン
有機燐化合物	シス-1.2-ジクロロエチレン
鉛及びその化合物	1.1.1-トリクロロエタン
砒素及びその化合物	1.1.2-トリクロロエタン
水銀及びアルキル水銀その他の化合物	1.3-ジクロロプロペン
アルキル水銀化合物	チウラム
P C B	シマジン
トリクロロエチレン	チオベンカルブ
テトラクロロエチレン	ベンゼン
ジクロロメタン	セレン及びその化合物
四塩化炭素	ほう素及びその化合物
	ふっ素及びその化合物
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

〔問い合わせ先〕 環境局環境保全課 電話 093-582-2290

第4章 災害復旧・復興計画関係

第1節 公共施設の災害復旧計画資料

公共施設の災害復旧事業は次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業

- (1) 河川災害復旧事業
- (2) 海岸災害復旧事業
- (3) 道路災害復旧事業
- (4) 港湾災害復旧事業
- (5) 下水道災害復旧事業
- (6) 単独災害復旧事業
 - ア 河川災害復旧事業
 - イ 道路災害復旧事業
 - ウ 下水道災害復旧事業

2 都市災害復旧事業

- (1) 街路災害復旧事業
- (2) 公園施設災害復旧事業
- (3) 市街地埋没災害復旧事業

3 農林水産業施設災害復旧事業

4 上水道施設災害復旧事業

5 工業用水道施設災害復旧事業

6 住宅災害復旧事業

7 社会福祉施設災害復旧事業

8 公共医療施設、病院等災害復旧事業

9 学校教育施設災害復旧事業

10 社会教育施設災害復旧事業

11 その他災害復旧事業

単独災害復旧事業

第2節 災害復旧に伴う国の財政援助確保に関する計画資料

法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる法律並びに災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、次のとおりである。

1 法律により一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 海岸法
- (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (8) 予防接種法
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針

2 激甚災害に係る財政援助措置

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連（助成を含む）事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人ホーム災害復旧事業
 - ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
 - ケ 精神薄弱者援護施設災害復旧事業
 - コ 婦人保護施設災害復旧事業
 - サ 伝染病院隔離病舎等災害復旧事業
 - シ 感染症予防事業
 - ス 堆積土砂排除事業（公共的施設の区域内に係るもの）
 - セ 堆積土砂排除事業（公共的施設の区域外に係るもの）
 - ソ 湛水排除事業

- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - ク 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
- (4) その他の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び寡婦福祉法に基づく福祉資金に関する国の貸付の特例
 - オ 水防資器材費の補助の特例
 - カ り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - キ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
 - ク 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
 - ケ 雇用保険法による求職者給付に関する特例

第3節 民間施設等の災害復旧の助成及び租税の減免等に関する計画資料

1 民間施設等の災害復旧の助成

災害により被害を受けた一般市民、中小企業者、農林漁業者及びその組織する団体に対する災害復興のための資金の融資は、次のとおりである。

- (1) 農林漁業復興資金
 - ア 天災融資法に基づく天災資金（経営資金）の貸付
 - イ 福岡県農業災害対策資金融通措置要綱に基づく農業災害対策資金の貸付
- (2) 中小企業復興資金
 - ア 商工組合中央金庫の災害復旧資金貸付
 - イ 中小企業金融公庫の災害復旧資金貸付
 - ウ 国民金融公庫の災害資金貸付
 - エ 北九州市中小企業融資制度要綱に基づく災害復旧資金貸付
- (3) 住宅復興資金
 - ア 住宅金融支援機構の災害復興住宅の建設資金、補修資金及び購入資金の貸付
- (4) 宅地防災工事資金
 - ア 住宅金融支援機構の宅地防災工事資金の貸付
 - イ 北九州市宅地防災工事資金融資制度要綱に基づく宅地防災工事資金の融資

2 租税の減免等

- (1) 国税の減免等
 - ア 国税の減免及び徴収猶予
 - イ 国税の申告、申請、納付、納入等の期限の延長
- (2) 県税の減免等
 - ア 県税の減免及び徴収猶予
 - イ 県税の申告、申請、納付、納入等の期限の延長
- (3) 市税の減免等
 - ア 市税の減免及び徴収猶予
 - イ 市税の申告、申請、納付、納入等の期限の延長

第4節 災害共済基金に関する計画資料

1 福岡県市町村災害共済基金組合理約（概要）

(1) 目的

福岡県内の市町村が災害に伴う費用に充てるため互助共済方式によって行う積立金に関する事務を共同処理し、市町村の財政運営の健全化に資することを目的とする。

（昭和48年4月10日設立）

(2) 組織

福岡県内の全市町村をもって組織する。

(3) 基金の造成

ア 基金は各市町村の納付金とその運用によって造成する。

イ 各市町村の納付金の額（年額）は、当該市町村の基準財政需要額の100分の0.5に相当する額とする。但し、その額が1,000万円を超えるときは、1,000万円とする。

ウ 市町村は、納付金の累積額が基準財政需要額の100分の5（その金額が1億円を超えるときは、1億円とする。）に達したときは、それ以降納付しないことができるものとする。

（本市は、昭和56年度かぎりまで納付を停止）

(4) 基金の取りくずし

ア 市町村は次の要件の一に該当するときは、組合理約で定めるところにより、基金の取りくずしを行うことができる。

(ア) 災害による減収補てんを要するとき。

(イ) 災害応急事業費の支出を要するとき。

(ウ) 災害復旧事業費の支出を要するとき。

(イ) その他災害に伴う費用の支出を要するとき。

イ 取りくずしの限度は、当該市町村の納付金の累積額の10倍（当分の間は、4倍）の範囲内とする。

(5) 基金の運用

基金は、災害による取りくずし金として交付するほか、次に掲げる運用を行うものとする。

ア 財政資金の融資あっせん

・融 資 額 納付金累積額の5倍以内

・融 資 期 間 6月以内

・利 率 年1.375%

イ 災害応急事業資金の貸付

・貸 付 額 納付金累積額の5倍以内

・貸付期間 6月以内

・利 率 年0.6875%

ウ 長期資金の貸付

・貸 付 額 原則として5,000万円以内

・貸付期間 10年（内据置期間1年）

・利 率 年1.10%

北九州市防災会議条例

〔昭和38年6月1日〕
〔条例第78条〕

改正 昭和40年12月27日条例第57号 昭和42年3月27日条例第2号
平成12年3月29日条例第5号

（趣 旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、北九州市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 北九州市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により権限に属する事務。

（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員70人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 指定地方行政機関の職員
- (2) 福岡県の知事の部内の職員
- (3) 福岡県警察の警察官
- (4) 市長部内の職員
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認める者

6 前項第7号及び第8号の委員の任期は2年とする。但し、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

（幹 事）

第4条 防災会議に幹事を置く。

- 2 幹事は、防災会議の委員の属する機関の職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について委員を補佐する。

(委 任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市防災会議運営規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、北九州市防災会議条例第5条の規定に基づき北九州市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招 集)

第2条 防災会議の招集は会長が行う。

- 2 会議の招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を付記しなければならない。
- 3 委員はやむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

(会 議)

第3条 防災会議は委員の総数の2分の1以上が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

- 2 会長は、防災会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(幹事会議)

第4条 幹事は、その職務を行うため、事務の内容に応じ当該事務に係る機関から選出された幹事で幹事会議を開くことができる。

(専決処分)

第5条 防災会議が成立しないとき、防災会議を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない事情により防災会議を招集することができないときは、会長は防災会議が処理すべき事務のうち次の各号に掲げる事項について専決処分することができる。

- (1) 北九州市地域防災計画に基づき、その実施を推進すること。
 - (2) 災害に関する情報を収集すること。
 - (3) 災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互の連絡調整を図ること。
 - (4) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供意見の開陳その他協力を求めること。
 - (5) 緊急事態の発生により早急に決定を要すること。
 - (6) その他軽易な事項に関すること。
- 2 会長は前項の規定により専決処分をしたときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(会 議 録)

第6条 会長は職員をして、会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ保管しなければならない。

(庶 務)

第7条 防災会議の庶務は、危機管理室危機管理課において処理する。

(委 任)

第8条 この規程に定めのあるものを除くほか必要な事項は会長が定める。

付 則

この規程は、昭和38年8月20日から施行する。

付 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

北九州市防災会議委員・幹事一覧表

会 長

北九州市長 北橋 健治

〔委員60名・幹事62名（平成24年4月1日現在）〕

区分	委 員	幹 事	所属機関所在地	電 話
1 号 委 員	九州農政局 北九州地域センター 次 長	九州農政局 北九州地域センター 総括農政業務管理官	小倉北区田町2-31	571-3623
	九州運輸局 福岡運輸支局長	九州運輸局 福岡運輸支局首席運輸企画専門官	福岡市東区千早三丁目10-40	092-673-1190
	九州地方整備局 関門航路 事務所 長	九州地方整備局 関門航路 事務所総務課 長	小倉北区浅野三丁目7-38	512-8091
	大阪航空局 北九州空港事務所 空 港 長	大阪航空局 北九州空港事務所 管 理 課 長	小倉南区空港北町6番	474-0204
	門司海上保安部長	門司海上保安部 警備救難課 長	門司区西海岸一丁目3-10 門司港湾合同庁舎	321-3215
	若松海上保安部長	若松海上保安部 警備救難課 長	若松区本町一丁目14-12	761-4353
	福岡管区気象台 技 術 部 長	福岡管区気象台 防 災 調 整 官	福岡市中央区大濠一丁目2-36	092-725-3603
	国土交通省九州地方 整備局北九州 国道事務所 長	国土交通省九州地方 整備局北九州 国道事務所 管 理 第 1 課 長	小倉南区春ヶ丘10-10	951-4331
2 号 委 員	福岡県北九州 県土整備事務所 長	福岡県北九州 県土整備事務所 総 務 課 長	八幡西区則松三丁目7-1	691-2761
	福岡県八幡農林 事 務 所 長	福岡県八幡農林 事務所総務課 長	八幡西区則松三丁目7-1	601-8851
3 号 委 員	福岡県警察 北九州市警察部長	福岡県警察 北九州市警察部起動警察隊副隊長 福岡県警察 本 部 警 備 課 災 害 対 策 室 長	小倉北区大門一丁目6-19 福岡市博多区東公園7-7	583-1110 092-641-4141
	北九州市 副市長		小倉北区城内1-1	582-2127
4 号 委 員	北九州市 危機管理監	危機管理室 長 防災企画担当課 長	小倉北区城内1-1	582-2110
		会 計 室 次 長	小倉北区城内1-1	582-2514
		市民文化スポーツ局 総 務 課 長	小倉北区城内1-1	582-2155
	北九州市 総務企画 局 長	総務企画局総務課 長	小倉北区城内1-1	582-2102
		財 政 局 財 政 課 長	小倉北区城内1-1	582-2002

区分	委員	幹事	所属機関所在地	電話
4号委員	北九州市 保健福祉局長	保健福祉局総務課長	小倉北区城内1-1	582-2403
		子ども家庭政策課長	小倉北区城内1-1	582-2550
		環境局総務課長	小倉北区城内1-1	582-2173
		産業経済局総務課長	小倉北区城内1-1	582-2190
	北九州市 建設局長	建設局総務課長	小倉北区城内1-1	582-2252
		建設局河川整備課長	小倉北区城内1-1	582-2281
		建築都市局総務課長	小倉北区城内1-1	582-2523
		建築都市局宅地指導課長	小倉北区城内1-1	582-2644
		港湾空港局総務経営課長	門司区西海岸一丁目2-7	321-5911
		上下水道局総務課長	小倉北区大手町1-1	582-3140
		交通局総務経営課長	若松区東小石町3-1	771-8401
		病院局総務課長	小倉北区城内1-1	582-3051
		門司区総務企画課長	門司区清滝一丁目1-1	331-1881
		小倉北区総務企画課長	小倉北区大手町1-1	582-3311
		小倉南区総務企画課長	小倉南区若園五丁目1-2	951-4111
		若松区総務企画課長	若松区浜町一丁目1-1	761-5321
		八幡東区総務企画課長	八幡東区中央一丁目1-1	671-0801
		八幡西区総務企画課長	八幡西区筒井町15-1	642-1441
		戸畑区総務企画課長	戸畑区千防一丁目1-1	871-1501
5号委員	北九州市教育長	教育委員会総務課長	小倉北区大手町1-1	582-2352
6号委員	北九州市消防局長	消防局警防課長	小倉北区大手町3-9	582-3817
	” 門司消防団長	門司消防団副団長	門司区大里東一丁目4-10	372-0119
	” 小倉北消防団長	小倉北消防団副団長	小倉北区江南町4-16	921-0119
	” 小倉南消防団長	小倉南消防団副団長	小倉南区若園五丁目1-3	951-0119
	” 若松消防団長	若松消防団副団長	若松区桜町1-28	752-0119
	” 八幡東消防団長	八幡東消防団副団長	八幡東区春の町二丁目8-13	663-0119
	” 八幡西消防団長	八幡西消防団副団長	八幡西区相生町15-25	622-0119
	” 戸畑消防団長	戸畑消防団副団長	戸畑区千防一丁目9-8	861-0119

区分	委員	幹事	所属機関所在地	電話
6号委員	北九州市洞海湾消防団長	洞海湾消防団副団長	若松区桜町1-28	761-4031
7号委員	九州旅客鉄道(株) 鉄道事業総務部担当部長	九州旅客鉄道(株) 鉄道事業総務部総務課副課長	福岡市博多区博多駅前三丁目2-21	092-474-2452
	西日本電信電話(株) 北九州支店長	西日本電信電話(株) 北九州事業部設備部 サービスマネジメント部門長	小倉北区江南7-3	932-2765
	日本赤十字社 福岡県支部事務局長	日本赤十字社 福岡県支部 事業部長	福岡市南区大楠三丁目1-1	092-523-1171
	NHK北九州放送局長	NHK北九州放送局 放送部長	小倉北区室町一丁目1-1-20	591-5011
	西日本高速道路(株) 九州支社 保全サービス事業部長	西日本高速道路(株) 九州支社 北九州高速道路事務所 工務担当課長	九州支社 福岡市中央区天神一丁目4-2 エルガーラ9F 北九州高速道路事務所 八幡西区金剛403-1	092-762-1111 618-3141
	九州電力(株) 北九州支社長	九州電力(株) 北九州支社 総務グループ長	小倉北区米町二丁目3-1	531-1180
	西部ガス(株) 北九州支社長	西部ガス(株) 供給管理センター長	小倉北区愛宕一丁目5-1	591-6615
	西鉄バス北九州(株) 代表取締役社長	西鉄バス九州(株) 営業本部長	小倉北区砂津一丁目1-2	541-1131
郵政事業株式会社 北九州支店支店長	郵政事業株式会社 北九州支店総務課長	小倉北区篠崎町2-1	941-9403	
8号委員	福岡北九州高速道路公社 北九州事務所長	福岡北九州高速道路公社 北九州事務所管理課長	小倉北区東篠崎三丁目1-1	922-6813
	陸上自衛隊 第40普通科連隊長	陸上自衛隊 第40普通科連隊 第3科長	小倉南区北方五丁目1-1	962-7681
	北九州市医師会会長	医師会専務理事	小倉北区馬借一丁目7-1	571-2484
	北九州市保育所連盟 副会長		八幡東区中央二丁目1-1 レインボープラザ5F	661-2153
	福岡県看護協会 北九州地区理事		福岡市東区馬出四丁目10-1	092-631-1141
	北九州市市民防災会 総連合会長	北九州市市民防災会 総連合会事務局長	小倉北区大手町3-9	582-3836
	北九州市婦人連絡協議会 会長		小倉北区大門一丁目6-43	592-1444
	北九州市社会福祉協議会 理事	北九州市社会福祉協議会 ボランティア・市民活動 センター 所長	戸畑区汐井町1-6	882-4401
北九州市道路公社理事長	北九州市道路公社事務局長	戸畑区川代1-1-1	881-2183	

区分	委員	幹事	所属機関所在地	電話
8 号 委 員	北九州国際交流団体 ネットワーク		八幡東区平野一丁目1-1	662-0055
	財団法人アジア女性交 流・研究フォーラム		小倉北区大手町11-14	583-3434
	北九州市男女共同参画 審議会			
	NPO法人北九州子育 ち・親育ちエンパワメ ントセンター B e e			
	市 民 委 員			
	市 民 委 員			
	市 民 委 員			
	市 民 委 員			
	市 民 委 員			
	市 民 委 員			
	市 民 委 員			
	市 民 委 員			
	市 民 委 員			
	北九州婦人教育研究会		門司区旧門司1-8-4	331-4598
北九州市食生活改善推 進員協議会		小倉北区城内1-1	582-4997	

北九州市災害対策本部条例

昭和38年6月1日

条例第79号

改正 平成8年6月18日条例第33号

(趣 旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、北九州市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本部長、副本部長及び部員)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、本部に部を置く。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）に現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地本部長は、現地本部の事務を掌理する。

(委 任)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市災害対策本部運営要綱

（趣 旨）

第1条 この要綱は、北九州市災害対策本部条例（昭和38年北九州市条例第79号）第5条の規定に基づき、北九州市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（副本部長及び本部員）

第2条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもってあてる。

2 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、危機管理監、北九州市事務分掌条例第1条に定める局長、消防局長、上下水道局長、交通局長、病院局長、区長、教育長、市議会事務局長及び災害対策副本部長（以下「本部長」という。）が必要と認める者をもってあてる。

（組織及び事務分掌等）

第3条 本部の組織は、別表第1のとおりとする。

2 各部の事務分掌は、別表第2のとおりとする。

3 部に副部長をおくことができる。

4 班に班長、隊に隊長をおき、必要に応じ副班長又は副隊長をおくことができる。

5 各部の部長、副部長、班長、隊長、副班長、副隊長、班員及び隊員は、別表第2の当該欄に掲げる者をもってあてる。

（副部長等の職務）

第4条 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代理する。

2 班長及び隊長は、上司の命を受け、班又は隊の事務を掌理する。

3 副班長及び副隊長は、班長又は隊長を補佐し、班長又は隊長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 班員及び隊員は、上司の命を受け、班又は隊の事務に従事する。

（本部会議）

第5条 本部に、本部会議をおく。

2 本部会議は、本部長、副本部長、本部員及び副本部長が必要と認める者をもって組織する。ただし、必要に応じ、一部の本部員をもって会議を開くことができる。

3 本部会議は、災害対策に関する重要事項について協議する。

4 本部会議は、本部長が招集する。

（区対策部会議）

第6条 区対策部に、区対策部会議をおき、各区の部長、副部長、班長及び区対策部長が必要と認める者をもって組織する。

2 区対策部会議は、区対策部長が招集し、区内の災害対策実施の重要事項について協議する。

(応援職員の派遣)

第7条 各部長は、災害対策実施のため応援を求める必要があると認めるときは、ただちに本部長に要請するものとする。

2 前項の規定による申請があったときは、本部長は必要に応じ、応援職員を派遣するものとする。

(被害状況等の報告)

第8条 災害が発生したときは、各部長は被害状況及び応急対策状況等を調査し、別に定める「被害状況等収集伝達要領」に基づき報告しなければならない。

(災害警戒本部)

第9条 本部長は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、その災害の程度が本部を設置するに至らないときは、必要に応じて北九州市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、災害に関する情報を収集し、関係機関との連絡調整を図るものとする。

2 警戒本部に警戒本部長を置き、警戒本部長は、危機管理監をもってあてる。

3 警戒本部長は、その状況に応じて別表第2に定める部のうち、その一部をもって事務を分担させる。

4 部長は、警戒本部長の命をうけて、その指示された事務を処理する。

(補 足)

第10条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

1 この要綱は、昭和40年7月7日から実施する。

2 北九州市災害対策本部運営要綱（昭和38年6月24日決裁）は、廃止する。

3 この要綱は、昭和58年6月10日から実施する。

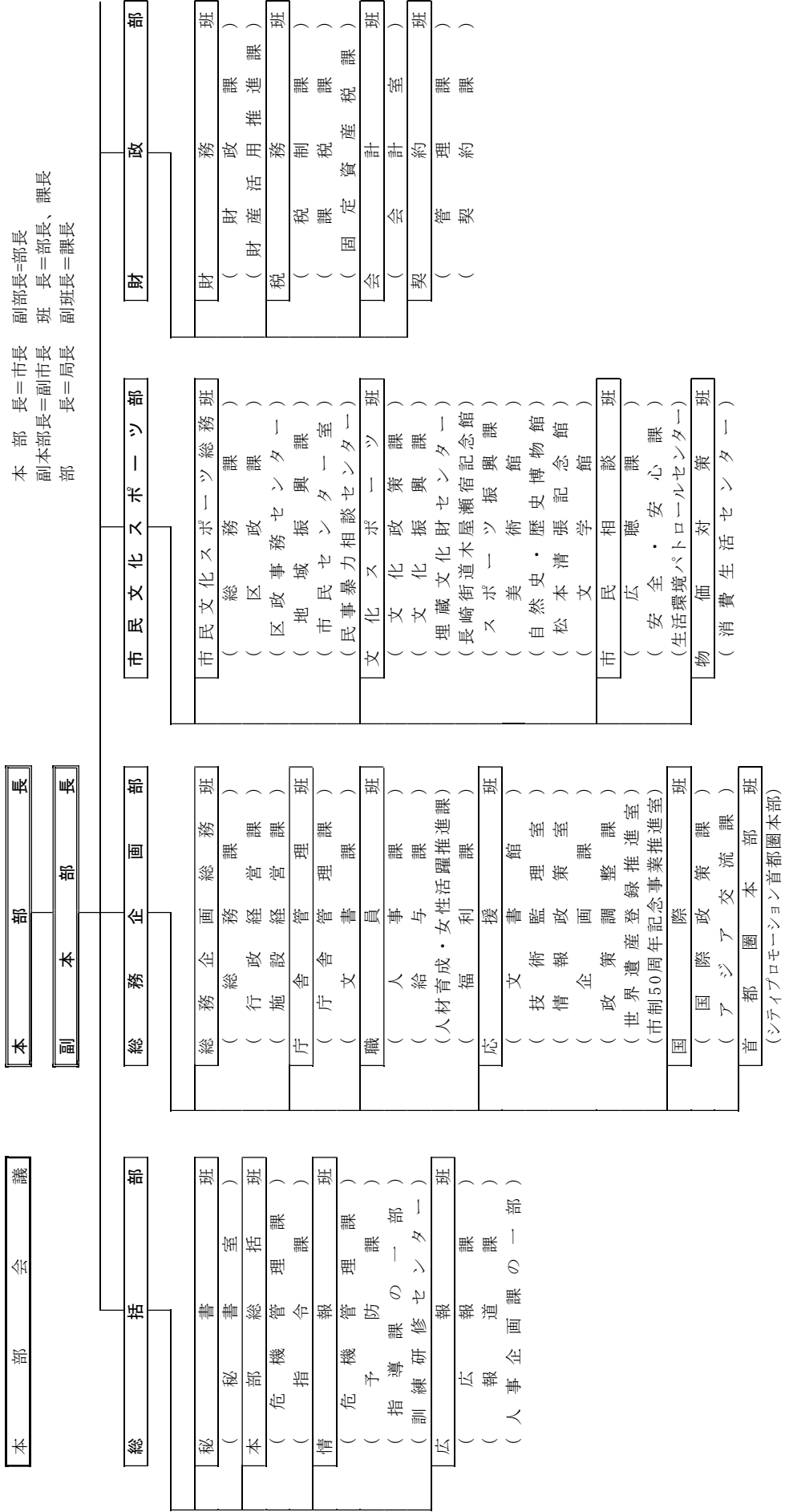
4 この要綱は、平成8年6月18日から実施する。

5 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

6 この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

北九州市災害対策本部機構表

別表第1



保健福祉部	子ども家庭部	環境部	病院部	産業経済部
保健福祉総務班 (総務課)	子ども家庭政策班 (子ども家庭政策課)	環境総務班 (総務課)	医療総務班 (総務課)	産業経済総務班 (総務課)
(監査指導課)	(男女共同参画推進部)	(環境学習課)	(医療経営課)	(学術振興課)
地域福祉班 (高齢者支援課)	子育て支援・保育班 (子育て支援課)	(環境未来都市推進室)	(市立病院院班)	(雇用開発課)
(いのちをつなぐネットワーク推進課)	(保育課)	(環境国際戦略室)	(各病院院班)	(緊急経済・雇用対策室)
(介護保険課)	青少年施設班 (青少年課)	環境保全課	(看護専門学校)	地域産業班 (産業政策課)
(保護課)	(兒童文化科学館)	(環境廃棄物対策室)		(中小企業振興課)
(障害福祉課)	(少年自然の家)	(監視指導課)		(商業振興課)
(人権文化推進課)	(夜宮青少年センター)	(環境科学研究所)		(貿易振興課)
(同和対策課)	子ども総合センター班 (子ども総合センター)	環境業務班 (業務課)		(新産業振興課)
(地域交流センター)		(施設課)		(誘致課)
保健医療班 (地域医療課)		(循環社会推進課)		観光班 (観光・コンベンション課)
(保険年金課)		環境センター班 (環境センター)		(門司港レトロ課)
(健康推進課)		(環境センター工場)		(渡船事業所)
(保健所医務薬務課)				農林水産班 (農林課)
(夜間・休日急患センター)				(水産課)
保健衛生班 (保健衛生課)				(地産地消推進課)
(保健所東部生活衛生課)				(総合農事センター)
(保健所西部生活衛生課)				事業班 (管理課)
(動物愛護センター)				(競輪事務所)
(食肉センター)				(競艇事務所)
(保健所保健予防課)				中央卸売市場班 (中央卸売市場)
(保健所食品監視検査課)				
こころのケア対策班 (精神保健福祉センター)				
(子ども総合センター)				
保健福祉予備班 (管理課)				
(障害福祉センター)				

建設部	建築都市部	港湾空港部	消防部
建設 (總務課) (管理課) (事業調整課) (用地管理課) (用地管理課) 道 (道路維持課) (道路設計課) (道路建設課) (街路管理課) (公園管理課) (公園建設課) 河 (水環境課) (河川整備課) 整備事務所 (庶務第一課) (庶務第二課)	建築都市 (總務課) (用地課) 都 (事業調整課) (都市計畫課) (都市交通課) (區畫整理課) (再開發課) (都心・副都心開發室) 指 (宅地指導課) (建築指導課) (建築審査課) 住 (住宅計畫課) (住宅管理課) (住宅整備課) (住宅環境整備課) (丸山・大谷開發事務所) 建 (建築課) (建築設備課) (電機設備課)	港 (總務課) (空港營業室) 港 (港務課) (港務事務所) 港 (物流振興課) (物立促進課) 港 (灣整備備課) (管理課) (計畫課) (整備課) (港灣工事センター)	消 (防總務課) (人事企画課) 予 (防導課) 警 (防防課) (急救課) 指 (指令課) (指令課) 航 (防防航空隊) 消 (防防防署團)

上	下	水	道	部	教	育	部	交	通	部	協	力	部									
上	下	水	道	総務課	班	教	育	総務課	班	交	通	総務課	班	市	議	会	事	務	局	班		
((((課)	((((((((((((((()	
総	経	営	企	業	課	企	施	設	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課)	
營	道	計	画	給	水	学	職	員	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課)	
道	設	配	水	管	理	学	指	導	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課)	
水	道	配	水	管	理	学	指	導	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課)	
((((((((((((((((((((()	
井	穴	本	城	浄	水	学	指	導	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課)	
手	生	本	城	浄	水	学	指	導	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課)	
浦	生	本	城	浄	水	学	指	導	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課)	
浄	生	本	城	浄	水	学	指	導	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課)	
水	生	本	城	浄	水	学	指	導	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課)	
課	生	本	城	浄	水	学	指	導	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課)	
((((((((((((((((((((()	
水	道	方	面	事	務	学	指	導	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課)	
水	道	方	面	事	務	学	指	導	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課)	
((((((((((((((((((((()	
各	工	事	務	所	班	生	涯	学	習	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課)	
水	道	整	備	課	の	一	部	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課)	
((((((((((((((((((((()	
下	水	道	整	備	課	の	一	部	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課)	
((((((((((((((((((((()	
施	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部)	
設	設	化	化	化	化	化	化	化	化	化	化	化	化	化	化	化	化	化	化	化)	
課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課)	
((((((((((((((((((((()	
東	西	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部)	
部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部)	
化	化	化	化	化	化	化	化	化	化	化	化	化	化	化	化	化	化	化	化	化)	
課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課)	
((((((((((((((((((((()	
下	水	道	計	画	課	班	下	水	道	計	画	課	班	下	水	道	計	画	課	班)	
((((((((((((((((((((()	
水	道	計	画	課	班	下	水	道	計	画	課	班	下	水	道	計	画	課	班	下	水	道
道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	
備	備	備	備	備	備	備	備	備	備	備	備	備	備	備	備	備	備	備	備	備	備	
課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	

区	策	部
総務	班	
(総務企画課の一部)		
(出張所)		
市民相談	班	
(総務企画課の一部)		
(市民課)		
(コミュニティ支援課の一部)		
民生	班	
災害時要援護者避難支援	班	
(総務企画課の一部)		
(財政局市税事務所)		
(国保年金課)		
(コミュニティ支援課の一部)		
(保健福祉課)		
(保健課)		
建設	班	
(まちづくり整備課)		
(学術・研究都市開発事務所)		
(折尾総合整備事務所)		
協力	班	
(農業委員会)		
(農政事務所)		

(平成24年4月)

北九州市災害対策本部事務分担表

平成24年4月

		(部 長) 危機管理監 (副部長) 危機管理室長・消防局予防部長		
		班	構 成	分 担 事 務 内 容
総 括 部	秘書班	(班 長) 秘 書 室 長 (副 班 長) 秘 書 室 次 長	秘 書 室 員	1 本部長、副本部長の秘書に関する こと。 2 災害視察者及び見舞者の接遇に 関すること。
	本部 総 括 班	(班 長) 災 害 対 策 担 当 課 長 (副 班 長) 訓 練 ・ 消 防 局 連 携 担 当 課 長 指 令 課 長 (兼 務) 指 令 第 二 担 当 課 長 (兼 務) 指 令 第 三 担 当 課 長 (兼 務) (報 道 官) 危 機 管 理 課 長 東 日 本 大 震 災 支 援 対 策 担 当 課 長	危 機 管 理 課 員 指 令 課 員	1 災害対策本部及び部の庶務に 関すること。 2 災害対策本部会議に 関すること。 3 災害対策活動の総合調整に 関すること。 4 防災会議、その他関係機関 との連絡に 関すること。 5 自衛隊の派遣要請に 関すること。 6 気象情報の収集及び伝達に 関すること。 7 本部長の発する指令等の 伝達に 関すること。 8 指定都市災害救援協定に 関すること。 9 報道機関等に対する災害 情報の提供 に 関すること。 10 部内外の連絡調整に 関すること。
	情報班	(班 長) 防 災 企 画 担 当 課 長 (副 班 長) 訓 練 研 修 セ ン タ ー 所 長 予 防 課 長	危 機 管 理 課 員 訓 練 研 修 セ ン タ ー 職 員 予 防 課 員 指 導 課 員 (一 部)	1 被害状況等の収集伝達に 関すること。 2 部に属する情報のとりま とめ及び報告に 関すること。 3 被害状況報告の統計に 関すること。 4 応急措置用被服、寝具 その他生活必需品等の 調査及びあっせんに関 すること。 5 災害についての広聴に 関すること。 6 その他災害関係の統計 に 関すること。
	広報班	(班 長) 広 報 室 長 (副 班 長) 広 報 課 長 報 道 課 長 人 事 企 画 課 長 (兼 務)	広 報 課 員 報 道 課 員 人 事 企 画 課 員 (一 部 兼 務)	1 災害についての広報に 関すること。 2 報道機関との連絡に 関すること。 3 災害写真の撮影に 関すること。

(部長)総務企画局長 (部付)理事・(副部長)総務部長・人事部長・政策部長				
	班	構成	分担事務内容	
総務企画部	総務企画総務班	(班長) 総務課長 (副班長) 行政経営課長	総務課員 行政経営課員 施設経営課員	1 部の庶務に関する事。 2 部内の連絡調整に関する事。 3 部に属する情報のとりまとめ及び報告に関する事。
	庁舎管理班	(班長) 庁舎管理課長 (副班長) 文書課長	庁舎管理課員 文書課員	1 災害時における配車計画に関する事。 2 緊急車両の借上に関する事。 3 緊急車両の標章及び証明書の申請に関する事。 4 輸送機関との連絡に関する事。 5 市庁舎の保守(警備)に関する事。 6 市庁舎内の電話の管理、規則及び災害時の庁内対策に関する事。
	職員班	(班長) 人事課長 (副班長) 給与課長	人事課員 給与課員 人材育成・女性活躍推進課員	1 災害時における職員の服務に関する事。 2 他地方公共団体からの応援職員の派遣に関する事。 3 災害時における職員配置計画に関する事。 4 災害対策従事職員の給与に関する事。 5 災害対策従事職員の公務災害補償に関する事。 6 災害職員の調査及び援護に関する事。
	応援班	(班長) 企画課長 (副班長) 政策調整課長	文書館職員 技術監理室員 情報政策室員 企画課員 政策調整課員 世界遺産登録推進室員 市制50周年記念事業推進室	1 部、他班の応援に関する事。 2 その他特命事項に関する事。
	国際班	(班長) 国際政策課長 (副班長) アジア交流課長	国際政策課員 アジア交流課員	1 国際交流施設(国際交流センター)の災害対策に関する事。 2 多言語による災害対応に関する事。
	首都圏本部班	(班長) シティプロモーション 首都圏本部長 (副班長) 次長	シティプロモーション 首都圏本部長	1 災害に関する国会、各省庁その他関係機関との連絡に関する事。

		(部 長) 市民文化スポーツ局長 (副部長) 市民部長・安全・安心部長		
		班	構 成	分 担 事 務 内 容
市 民 文 化 ス ポ ー ツ 部	市民文化スポーツ総務班	(班 長) 総 務 課 長 (副 班 長) 区 政 課 長	総 務 課 員 区 政 課 員 区政事務センター員 地 域 振 興 課 員 市 民 セ ン タ ー 室 員 民 事 暴 力 相 談 セ ン タ ー 職 員	1 部の庶務に関する事。 2 部内の連絡調整に関する事。 3 部に属する情報のとりまとめ及び報告に関する事。
	文化スポーツ班	(班 長) 文 化 政 策 課 長 (副 班 長) ス ポ ー ツ 振 興 課 長	文 化 政 策 課 員 文 化 振 興 課 員 埋蔵文化財センター員 長崎街道木屋瀬宿記念館員 ス ポ ー ツ 振 興 課 員 美 術 館 員 自 然 史 ・ 歴 史 博 物 館 員 松 本 清 張 記 念 館 員 文 学 館 員	1 文化スポーツ班関連施設の災害対策に関する事。 2 避難所等文化スポーツ班関連施設使用の協力に関する事。 3 災害対策活動に必要な社会教育団体等との連絡調整に関する事。
	市民相談班	(班 長) 安 全 ・ 安 心 課 長 (副 班 長) 広 聴 課 相 談 係 長	広 聴 課 員 安 全 ・ 安 心 課 員 生 活 環 境 パ ト ロ ー ル セ ン タ ー 職 員	1 災害時における市民相談・問い合わせに関する事。
	物価対策班	(班 長) 消 費 生 活 セ ン タ ー 館 長 (副 班 長) 消 費 生 活 セ ン タ ー 調 査 係 長	消 費 生 活 セ ン タ ー 職 員	1 物価安定のための監視、要請に関する事。 2 生活必需物資の情報提供に関する事。

(部長) 財政局長 (副部長) 財務部長			
班		構 成	分 担 事 務 内 容
財 政 部	財務班	(班 長) 財 政 課 長 (副 班 長) 財 産 活 用 推 進 課 長	財 政 課 員 財 産 活 用 推 進 課 員
	稅務班	(班 長) 稅 務 部 長 (副 班 長) 稅 制 課 長	稅 制 課 員 稅 課 員 固 定 資 産 稅 課 員
	會計班	(班 長) 會 計 室 長 (副 班 長) 會 計 室 次 長	會 計 室 員
	契約班	(班 長) 契 約 室 長 (副 班 長) 管 理 課 長	管 理 課 員 契 約 課 員
			1 部の庶務に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。 3 部に属する情報のとりまとめ及び報告に関すること。 4 災害についての応急財政措置に関すること。
			1 り災者に対する市税の徴収猶予、申告等の期限の延長及び減免措置に関すること。 2 部内他班の応援に関すること。
			1 災害関係経費の出納に関すること。
			1 救助物資の調達に関すること。

		(部長)保健福祉局長 (副部長)総務部長		
		班	構成	分担事務内容
保健福祉部	保健福祉総務班	(班長) 総務課長 (副班長) 計画調整担当課長	総務課員 監査指導課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の庶務に関する事。 2 部内の連絡調整に関する事。 3 部に属する情報のとりまとめ及び報告に関する事。 4 災害救助法関係事務の連絡調整に関する事。 5 日本赤十字社等との連絡に関する事。 6 救助、援護物資に関する事。 7 義えん金品の受付、出納、保管及び分配に関する事。
	地域福祉班	(班長) 高齢者支援課長 (副班長) 介護保険課長	高齢者支援課員 いのちをつなぐネットワーク推進課員 介護保険課員 介護課員 障害福祉課員 人権文化推進課員 同和対策課員 地域交流センター職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害福祉施設、老人福祉施設その他の社会福祉施設（他班の所管に属するものを除く。）の災害対策に関する事。 2 り災者の収容、保護及び死体収容に関する事。 3 災害応急仮設住宅の管理に関する事。 4 避難収容所の設置及び運営に関する事。
	保健医療班	(班長) 保健医療課長 (副班長) 保険年金課長	保健医療課員 保険年金課員 健康推進課員 保健所医務薬務課員 夜間・休日急患センター職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の医療救護に関する事。 2 医療関係機関、団体等との連絡調整に関する事。 3 市、医師会その他医療団体等の編成する救護班の出動要請に関する事。 4 り災者に対する拠出年金の保険料免除等に関する事。 5 り災者に対する国保保険料・後期保険料の減免等に関する事。
	保健衛生班	(班長) 生活衛生課長 (副班長) 保健所東部生活衛生課長 保健所西部生活衛生課長	生活衛生課員 保健所東部生活衛生課員 保健所西部生活衛生課員 動物愛護センター職員 食肉センター職員 保健所保健予防課員 保健所食品監視検査課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における細菌学的検査等に関する事。 2 災害時の食品衛生及び環境衛生対策に関する事。 3 り災者に対する食品衛生、環境衛生の指導に関する事。 4 火葬及び埋葬対策に関する事。 5 応急措置実施のための旅館、飲食店の施設管理に関する事。 6 炊出し及び応急給水の衛生管理に関する事。 7 感染症予防対策に関する事。 8 り災地及び避難所等の消毒に関する事。 9 防疫資材の確保に関する事。

		班	構 成	分 担 事 務 内 容
保 健 福 祉 部	こころのケア対策班	(班 長) 精神保健福祉センター 所 長 (副 班 長) 子ども総合センター次長	精神保健福祉センター職員 子ども総合センター職員	り災者のこころのケア対策に関すること。 1 こころのケアホットラインの設置 2 こころのケアチームの編成及び現地派遣 3 啓発資材の作成及び情報発信
	保健福祉予備班	(班 長) 管 理 課 長 (副 班 長) 障害福祉センター所長	管 理 課 職 員 障害福祉センター職員	1 総合保健福祉センターの災害対策に関すること。 2 部、他班の応援に関すること。

子ども家庭部	(部長)子ども家庭局長 (副部長)子ども家庭部長			
	班	構 成	分 担 事 務 内 容	
	子ども家庭政策班	(班 長) 子ども家庭政策課長 (副 班 長) 男女共同参画推進課長	子ども家庭政策課員 男女共同参画推進部員	1 部の庶務に関する事。 2 部内の連絡調整に関する事。 3 部に属する情報のとりまとめ及び報告に関する事。
	子育て・保育班	(班 長) 子育て支援課長 (副 班 長) 保 育 課 長	子 育 て 支 援 課 員 保 育 課 員	1 り災児の保護対策に関する事。 2 り災母子家庭等の母子福祉資金及び寡婦福祉資金延滞金の免除等に関する事。 3 児童福祉施設その他の社会福祉施設(他部の所管に属するものを除く。)の災害対策に関する事。
	青少年施設班	(班 長) 青 少 年 課 長 (副 班 長) 各青少年教育施設所(館)長	青 少 年 課 員 児童文化科学館職員 少年自然の家職員 夜宮青少年センター職員	1 青少年教育施設の災害対策に関する事。 2 避難所等青少年教育施設使用の協力に関する事。 3 災害対策活動に必要な青少年関係団体との連絡調整に関する事。
子ども総合センター班	(班 長) 子ども総合センター所長 (副 班 長) 子ども総合センター次長	子ども総合センター職員 (保健福祉部こころのケア対策班の職員を除く。)	1 災害時における収容児童の保護避難等に関する事。 2 部、他班の応援に関する事。	

環境部	(部長)環境局長 (副部長)環境政策部長 (部付)理事			
		班	構 成	分 担 事 務 内 容
	環境総務班	(班 長) 総 務 課 長 (副 班 長) 環 境 学 習 課 長	総 務 課 員 環 境 学 習 課 員 環 境 未 来 都 市 推 進 室 員 環 境 国 際 戦 略 室 員	1 部の庶務に関する事。 2 部内の連絡調整に関する事。 3 部に属する情報のとりまとめ及び報告に関する事。 4 他部との総合調整に関する事。
	環境保全班	(班 長) 環 境 監 視 部 長 (副 班 長) 環 境 保 全 課 長	環 境 保 全 課 員 産 業 廃 棄 物 対 策 室 員 監 視 指 導 課 員 環 境 科 学 研 究 所 員	1 公害発生施設並びに防止施設等の被害状況調査及び災害復旧対策に関する事。 2 災害時における公害調査に関する事。
	環境業務班	(班 長) 循 環 社 会 推 進 部 長 (副 班 長) 業 務 課 長 施 設 課 長 循 環 社 会 推 進 課 長	業 務 課 員 施 設 課 員 循 環 社 会 推 進 課 員	1 災害時におけるごみ及びし尿の収集運搬処理の総括に関する事。 2 ごみ処理施設等の災害対策の総括に関する事。 ごみ処理施設 資源化物リサイクル施設 埋立処分場 し尿中継施設
環境センター班	(班 長) 環 境 セ ン タ ー 所 長 (副 班 長) 環 境 セ ン タ ー 副 所 長 環 境 セ ン タ ー 工 事 長	環 境 セ ン タ ー 員 環 境 セ ン タ ー 工 場 員	1 災害時におけるごみ及びし尿の収集運搬処理に関する事。 2 ごみ処理施設の復旧・運転に関する事。	

病院部	(部長)病院局長 (副部長)病院局次長			
	班	構 成	分 担 事 務 内 容	
	医療総務班	(班 長) 総 務 課 長	総 務 課 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の庶務に関する事。 2 部内の連絡調整に関する事。 3 部に属する情報のとりまとめ及び報告に関する事。 4 災害時における病院局関係職員の動員、待機、配置に関する事。 5 病院局関係災害対策従事職員の勤務及び給与に関する事。 6 病院局関係り災職員の調査及び援護に関する事。 7 救護班の編成及び派遣対策に関する事。
	医療経営班	(班 長) 経 営 課 長	経 営 課 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害医療対策に関する事。 2 市医師会その他医療団体等の編成する救護班との連絡に関する事。 3 病院等医療施設の災害対策に関する事。
市立病院班	(班 長) 管 理 課 長 看護専門学校事務長	各 病 院 職 員 看 護 専 門 学 校 職 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の規模、り災者などの状況により、救護班を編成する事。 	

		(部長)産業経済局長 (副部長)産業振興部長	
		班	構成
産業 経済 部	産業 経済 総務 班	(班長) 総務課長 (副班長) 雇用開発室次長	総務課員 学術振興課員 雇用開発室員
	地域 産業 班	(班長) 産業政策課長 (副班長) 中小企業振興課長	産業政策課員 中小企業振興課員 商業振興課員 貿易振興課員 新産業振興課員 企業立地支援課員
	観 光 班	(班長) 観光・コンベンション課長 (副班長) 門司港レトロ課長	観光・コンベンション課員 門司港レトロ課員 渡船事業所員
	農 林 水 産 班	(班長) 農林水産部長 (副班長) 農林課長	農林課員 水産課員 地産地消推進課員 総合農事センター職員
		分担事務内容	
		<ol style="list-style-type: none"> 1 部の庶務に関する事。 2 部内の連絡調整に関する事。 3 部に属する情報のとりまとめ及び報告に関する事。 4 学術に属する情報のとりまとめ及び報告に関する事。 	
		<ol style="list-style-type: none"> 1 市内企業に関する情報のとりまとめ及び報告に関する事。 2 商工業者の被害状況調査に関する事。 3 商業施設、商店街等の被害状況調査に関する事。 4 震災中小企業の金融相談及び指導に関する事。 	
		<ol style="list-style-type: none"> 1 産業観光施設の災害対策及び被害状況の調査に関する事。 2 渡船事業施設の災害対策に関する事。 3 商業施設、商店街等の被害状況調査に関する事。 	
		<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急主食供給の総括及び関係機関との連絡に関する事。 2 農地及び農業用施設の災害対策に関する事。 3 農作物の病虫害防除対策に関する事。 4 農作物の被害状況の収集、把握に関する事。 5 技術対策並びに指導計画に関する事。 6 農業災害の金融相談に関する事。 7 応急措置用農作物種苗のあっせんに関する事。 8 林産物、林産施設の災害対策に関する事。 9 林業災害の金融相談に関する事。 10 鉱山の被害状況調査に関する事。 11 総合農事センター施設の災害対策に関する事。 12 家畜及び畜産施設の被害状況の収集把握に関する事。 13 家畜伝染病の防疫についての連絡調整に関する事。 14 水産施設の災害対策に関する事。 	

産業 経済部	農林水産班			15 水産施設、漁船、漁具の被害状況の収集把握に関すること。 16 漁業災害の金融相談に関すること。
	事業班	(班 長) 事業部 長 (副班長) 管理課 長	管 理 課 員 競 輪 事 務 所 員 競 艇 事 務 所 員	1 競輪、競艇場等の事業施設の災害対策に関すること。 2 事業施設の被害状況の収集把握に関すること。
	中央卸売市場班	(班 長) 市 場 長 (副班長) 次 長	中 央 卸 売 市 場 員	1 災害時における青果物及び水産物の集荷対策に関すること。 2 中央卸売市場施設の災害対策に関すること。 3 市場施設等の被害状況調査に関すること。

		(部長)建設局長 (副部長)総務部長						
		班	構 成		分 担 事 務 内 容			
建設部	建設総務班	(班 長) 部 長 (副 班 長) 部 長 用 地 部	総 管 事 用	務 理 業 地	課 整 理 課	員 員 員 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の庶務に関する事。 2 部内の連絡調整に関する事。 3 部に属する情報のとりまとめ及び報告に関する事。 4 部内災害対策活動の総合調整に関する事。 5 応急措置についての工作班等の編成派遣計画に関する事。 6 部関係災害工事用資機材の確保に関する事。 7 災害対策に必要な土木業者等との連絡調整に関する事。 	
	道路班	(班 長) 部 長 (副 班 長) 部 長 公 園 緑 地 部	道 道 街 公 緑 公	路 路 路 園 園 建 政 建	維 計 建 路 管 理 課 設	持 画 設 課 課 課 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋りょう等の警戒及び応急措置並びに被害状況の収集把握に関する事。 2 公共土木施設の災害対策並びに被害状況の収集、把握に関する事。 3 災害時における道路交通対策に関する事。 4 都市計画街路の災害対策及び被害状況の収集、把握に関する事。 5 公園、霊園、街路樹等の災害対策及び被害状況の収集、把握に関する事。 6 公共土木施設(公園、下水道) 都市施設(街路・都市排水施設等)等の災害復旧事業の総括 	
	河川班	(班 長) 部 長 (副 班 長) 部 長 河 川 整 備 課	水 河	環 川	境 整 備	課 課 員	員 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川の被害状況の収集、及び報告。 2 災害時における河川対策に関する事。 3 水防計画の総括 4 公共土木施設(道路、河川)の災害復旧事業の総括 5 土砂災害箇所等の砂防事業等の事業要望に関する事
	整備事務所班	(班 長) 所 長 (副 班 長) 課 長 庶 務 課	庶 工 工	務 務	第 一 課 第 二 課	課 課 員	員 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班及び区対策部建設班との連絡整備に関する事。 2 区対策部建設班への応援職員配備に関する事。 3 施工中の工事箇所の被害状況の収集把握及び応急措置に関する事。 4 道路、公園、霊園、下水道、河川、水路の災害復旧に関する事。 5 農林施設の災害復旧に関する事。

		(部長)建築都市局長 (副部長)総務部長		
班		構成	分担事務内容	
建築都市部	建築都市総務班	(班長) 総務課長 (副班長) 用地課長	総務課員 用地課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の庶務に関する事。 2 部内の連絡調整に関する事。 3 部に属する情報のとりまとめ及び報告に関する事。 4 災害応急対策に必要な土木業者・建築業者等の連絡調整に関する事。
	都市計画班	(班長) 計画部長 (副班長) 整備部長	事業調整課員 都市計画課員 都市交通政策課員 区画整理課員 再開発課員 都心・副都心開発室員	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市高速道路、モノレール等の災害状況の把握、調査に関する事。 2 所管の災害工事に資材の確保に関する事。 3 再開発地区、区画整理事業区域等の災害対策及び災害状況の調査、把握に関する事。
	指導班	(班長) 指導部長 (副班長) 宅地指導課長	宅地指導課員 建築指導課員 建築審査課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 宅地造成地等に対する調査、災害防止のための指導、指示もしくは改善命令に関する事。 2 被災市街地における建築制限及び仮設建築物に対する制限の緩和を行う区域の指定に関する事。 3 各種建築物の災害復旧指導及び相談に関する事。 4 被災建築物応急危険度判定に関する事。 5 被災宅地危険度判定に関する事。
	住宅班	(班長) 住宅部長 (副班長) 住宅計画課長	住宅計画課員 住宅管理課員 住宅整備課員 住環境整備課員 丸山・大谷開発事務所員	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅の災害応急修理に関する事。 2 災害応急仮設住宅の供与に関する事。 3 市営住宅の災害対策及び災害状況の把握に関する事。 4 被災者の市営住宅への入居に関する事。
	建築班	(班長) 建築部長 (副班長) 建築課長	建築課員 電気設備課員 機械設備課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 市有建築物の災害状況の把握に関する事。 2 市有建築物の災害応急修理に関する事。

		(部長) 港湾空港局長 (副部長) 総務部長		
		班	構成	分担事務内容
港湾 空港 部	港湾 総務 班	(班 長) 総務経営課長 (副班長) 空港企画室次長	総務経営課員 空港企画室員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の庶務に関する事。 2 部内の連絡調整に関する事。 3 部に関する情報のとりまとめ及び報告に関する事。 4 部内災害対策活動の総合調整に関する事。 5 部関係応急復旧資材の確保に関する事。 6 災害対策に必要な業者等との連絡調整に関する事。 7 各種情報の収集、調整、連絡及び記録に関する事。
	港湾 営業 班	(班 長) 港湾部長 (副班長) 港湾課長	港湾課員 港湾事務所員	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設及び保管貨物のり災状況の確認及び使用可能施設等の現状調査に関する事。 2 在港船舶の緊急避難及び安全保持に関する事。 3 施設利用者への災害についての各種情報の通知に関する事。
	港湾 営業 班	(班 長) 営業担当部長 (副班長) 物流振興課長	物流振興課員 立地促進課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 復旧計画に関する事。 2 各種情報の収集、調整、連絡及び記録に関する事。
	港湾 整備 班	(班 長) 整備部長 (副班長) 管理課長	管理課員 計画課員 整備課員 港湾工事センター職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 復旧計画に関する事。 2 復旧工事等の実施に関する事。 3 災害査定に関する事。

(部長)消防局長 (副部長)総務部長 警防部長			
班	構成	分担事務内容	
消防総務班	(班長) 総務課長 (副班長) 人事企画課長	総務課員 人事企画課員	1 部の庶務に関する事 2 部内の連絡調整に関する事 3 非常食糧及びその他必要物資の確保に関する事 4 公務災害の補償及び確定に関する事 5 職員の衛生管理に関する事 6 職員の非常招集、待機、配置及び服務に関する事 7 防災用機械器具の整備保全と配置運用に関する事 8 応急資器材及び人員の輸送計画に関する事 9 防災通信施設の保全整備並びに運用に関する事 10 災害についての広報に関する事
予防班	(班長) 指導課長	指導課員	1 防火対象物に対する防災対策に関する事 2 市民への警報伝達に関する事 3 危険物等の安全対策に関する事
警防班	(班長) 警防課長 (副班長) 救急課長	警救防急課員	1 部の災害対策活動の指揮、調整に関する事 2 消防署、消防団の非常招集及び出勤調整に関する事 3 災害現場の消防統制及び連絡に関する事 4 災害情報の収集、記録及び報告に関する事 5 救助、救急対策に関する事
指令班	(班長) 指令課長 指令第二担当課長 指令第三担当課長	指令課員(一部) 指令課員(二部) 指令課員(三部)	1 災害出動の各種指令に関する事 2 各署間の出勤調整に関する事 3 災害現場の無線運用及び統制に関する事 4 気象情報、災害情報の収集伝達に関する事
航空隊	(班長) 航空隊長	航空隊員	1 管内における警報の伝達に関する事 2 災害状況調査に関する事 3 災害の警戒及び広報に関する事 4 災害現場における救急救助活動に関する事 5 空中消火及び空中輸送に関する事
消防隊	(班長) 各消防署長 各消防団長 (副班長) 各消防署防課長 各消防副団長	各消防署員	1 防災関係機関との連絡に関する事 2 管内における警報の伝達に関する事 3 災害現場における避難の報告に関する事 4 気象情報、災害情報の収集記録及び報告に関する事 5 災害危険箇所の警戒及び応急措置に関する事 6 災害現場における救急救助活動に関する事 7 災害通信連絡に関する事 8 災害の各種証明に関する事

		(部 長)上下水道局長 (副部長)総務経営部長		
		班	構 成	分 担 事 務 内 容
上 下 水 道 部	上下水道総務班	(班 長) 総 務 課 長 (副 班 長) 経 営 企 画 課 長	総 務 課 員 経 営 企 画 課 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の庶務に関する事。 2 部内の連絡調整に関する事。 3 部に属する情報のとりまとめ及び報告に関する事。 4 部内災害対策活動の総合調整に関する事。 5 部職員の動員に関する事。 6 災害対策従事職員の勤務及び給与に関する事。 7 災害職員の調査及び援護に関する事。 8 水道関係、災害対策予算並びに資金の応急調整に関する事。 9 災害時における水道関係現金の出納に関する事。 10 災害者に対する水道料金の軽減及び免除措置に関する事。 11 車両の配置に関する事。 12 水道災害時の広報、広聴及び報道機関との連絡に関する事。 13 災害資料の作成に関する事。
	水道給水班	(班 長) 給 水 部 長 (副 班 長) 計 画 課 長	計 画 課 員 設 計 課 員 配 水 管 理 課 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急給水についての総合調整に関する事。 2 指定給水装置工事事業者に対する連絡に関する事。 3 配水池及び導水、送水、配水等の災害対策に関する事。 4 災害時における配水の調整に関する事。 5 上水道施設の災害対策に関する事。 6 工業用水施設の災害対策に関する事。 7 量水器の整備及び修理に関する事。 8 災害時における資材の輸送に関する事。
	水道浄水班	(班 長) 浄 水 部 長 (副 班 長) 浄 水 課 長	浄 水 課 員 井 手 浦 浄 水 所 員 穴 生 浄 水 所 員 本 城 浄 水 所 員 水 質 試 験 所 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 浄水施設の災害対策に関する事。 2 水道無線通信施設の防護及び無線通信連絡に関する事。 3 原水及び浄水の確保に関する事。 4 水質検査に関する事。
	水道方面班	(班 長) 各 工 事 事 務 所 長	各 工 事 事 務 所 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内水道施設に対する災害対策に関する事。 2 管内の応急給水に関する事。 3 管内工事用資材の確保に関する事。 4 区対策部長の指示による管内災害救助の応急給水に関する事。

上 下 水 道 部	下水道施設班	(班 長) 施 設 部 長 (副 班 長) 施 設 課 長	下水道整備課員(一部) 施 設 課 員 水 質 管 理 課 員 東部浄化センター職員 西部浄化センター職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 ポンプ場、浄化センターの被害状況の収集把握に関すること。 2 ポンプ場、浄化センターの災害対策に必要な業者との連絡調整に関すること。 3 ポンプ場、浄化センターの応急復旧に関すること。 4 下水処理水の提供に関すること。
	下水道班	(班 長) 下 水 道 部 長 (副 班 長) 下 水 道 計 画 課 長	下 水 道 計 画 課 員 下 水 道 整 備 課 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道の被害状況の収集、及び報告。 2 災害時における下水道対策に関すること。

		(部長)教育長 (副部長)総務部長		
		班	構 成	分 担 事 務 内 容
教 育 部	教育 総務 班	(班 長) 課 長 (副班長) 課 長 企 画 課	総 務 課 員 企 画 課 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の庶務に関する事。 2 部内の連絡調整に関する事。 3 部に属する情報のとりまとめ及び報告に関する事。 4 教委関係災害対策従事職員(市費支弁)の勤務及び給与に関する事。 5 教委関係り災職員の調査及び援護に関する事。 6 教育施設の災害対策に関する事。 7 災害時における応急教育施設に関する事。 8 避難所等教育施設使用の協力に関する事。 9 教育義えん金品の受付配分に関する事。
	学 務 班	(班 長) 課 長 (副班長) 課 長 教 職 員 課	教 学 職 員 課 員 学 校 保 健 課 員 指 導 企 画 課 員 指 導 第 一 課 員 指 導 第 二 課 員 特 別 支 援 教 育 課 員 特 別 支 援 教 育 相 談 セ ン タ ー 職 員 教 育 セ ン タ ー 職 員 学 校 教 職 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒の避難対策に関する事。 2 災害時の応急教育に関する事。 3 災害時の学校対策に関する事。 4 学校教育施設の災害対策に関する事。 5 代替教職員の確保に関する事。 6 県費支弁職員の公務災害に関する事。 7 県費支弁職員のり災者に対する給付金等援護措置に関する事。 8 災害時の学校給食に関する事。 9 学校の衛生管理、衛生機関との連絡に関する事。 10 衛生資材の調達、配付対策に関する事。 11 炊出し等学校給食施設使用の協力に関する事。 12 り災児童生徒に対する教科書その他学用品等の配付に関する事。
	生 涯 学 習 班	(班 長) 課 長 生 涯 学 習 部 (副班長) 課 長 生 涯 学 習 課	生 涯 学 習 課 員 生 涯 学 習 総 合 セ ン タ ー 職 員 図 書 館 員 視 聴 覚 セ ン タ ー 職 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育施設の災害対策に関する事。 2 避難所等社会教育施設使用の協力に関する事。 3 災害対策活動に必要な社会教育団体との連絡調整に関する事。

		(部長)交通局長 (副部長)交通局次長		
		班	構成	分担事務内容
交 通 部	交 通 総 務 班	(班 長) 総 務 経 営 課 長 (副 班 長) 庶 務 係 長 経 理 係 長 経 営 企 画 係 長	総 務 経 営 課 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の庶務に関する事。 2 部内の連絡調整に関する事。 3 部に属する情報のとりまとめ及び報告に関する事。 4 交通局関係災害対策予算並びに資金の応急調整に関する事。 5 災害時における交通局関係現金の出納に関する事。 6 交通局関係応急資材の確保に関する事。 7 災害対策従事職員の勤務及び給与に関する事。 8 災害職員の調査及び援護に関する事。
	交 通 運 輸 班	(班 長) 運 輸 課 長 (副 班 長) 業 務 係 長 営 業 所 長 施 設 整 備 係 長	運 輸 課 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 バス乗客の救出、避難及び誘導に関する事。 2 災害時における運行対策に関する事。 3 車両その他施設の災害対策に関する事。 4 自動車燃料、油脂等危険物の災害対策に関する事。 5 工場その他調整施設の災害対策に関する事。 6 災害時における乗客の緊急輸送に関する事。

(部 長)市議会事務局長 (副部長)監査・人事委事務局長			
班		構 成	分 担 事 務 内 容
協 力 部	市議会事務局班 (班 長) 市議会事務局次長 (副班長) 総務課長	市議会事務局員	1 災害時における議会関係緊急対策に関すること。 2 緊急を要する他部への応援協力に関すること。 3 その他、特命事項
	監査事務局班 (班 長) 第一課長 (副班長) 第二課長	監査事務局員	1 緊急を要する他部への応援に関すること。 2 その他、特命事項
	人事委員会事務局班 (班 長) 任用課長 (副班長) 調査課長	人事委事務局員	1 緊急を要する他部への応援に関すること。 2 その他、特命事項
	選挙管理委員会事務局班 (班 長) 事務局長 (副班長) 選挙課長	選管委事務局員	1 緊急を要する他部への応援に関すること。 2 その他、特命事項

区対策部事務分担基準表

(部長) 区長 (副部長) 区次長、消防署長、(部付) 消防署警防課長又は警防担当課長			
	班	構 成	分 担 事 務 内 容
区 対 策 部	総 務 班	(班 長) 総 務 企 画 課 長 総務企画課員(一部) 出張所員 消防署警防課員(一部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 区内における総合的災害対策に関する こと。 2 本部及び他部との連絡に関する こと。 3 災害対策活動体制の指示に関する こと。その他、諸命令、情報等の伝達に 関すること。 4 情報及び災害状況のとりまとめ及び本 部への報告に関する こと。 5 警察、消防等関係機関並びに民間諸団 体との連絡に関する こと。 6 災害予算の経理に関する こと。 7 自衛隊並びに応急諸団体の受入、その 他連絡調整に関する こと。 8 部員の動員待機、配置その他勤務に関 する こと。 9 車両の配置、輸送、物資の調達に関す る こと。 10 その他部の他班に属さない こと。
	市 民 相 談 班	(班 長) 市 民 課 長 総務企画課員(一部) 市 民 課 員 コミュニティ支援課員(一部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における市民からの各種問合 せ、苦情、陳情等の広聴に関する こと。 2 気象情報、災害情報、避難所、収容所 等の周知及び各種の広報活動に関す る こと。 3 災害復旧についての相談に関す る こと。
	民 生 班	(班 長) コミュニティ支援課長 総務企画課員(一部) 財政局市税事務所員 国保年金課員 コミュニティ支援課員(一部) 保健福祉課員 保護課員 消防署予防課員(一部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法に基づく被害(人的、住家、 非住家)状況の調査に関する こと。 2 避難所、収容所の設置及び運営管理に 関する こと。 3 り災者の収容、保護、死体の収容に関 する こと。 4 り災者に対する非常炊出しに関する こ と。 5 救援物資の確保に関する こと。 6 被災証明の発行に関する こと。 7 その他災害救助に必要な こと。 8 り災者に対する応急給水に関する こ と。 9 救護所に関する こと。 10 災害時要援護者対策に関する こ と。 11 り災者に対する医療、助産に関する こ と。
	状況に合わせて設置 (班 長) 保 健 福 祉 課 長		<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時要援護者の避難支援(情報伝達 等)に関する こと。

		班	構 成	分 担 事 務 内 容
区 対 策 部	建 設 班	(班 長) まちづくり整備課長	まちづくり整備課職員 (整備事務所員) 建築都市局 学術・研究 都市開発事務所員 建築都市局 折尾総合 整備事務所員	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、河川、橋りょう等公共土木施設の応急対策に関すること。 2 災害応急復旧資材の確保に関すること。 3 堆積土砂その他障害物の除去に関すること。 4 災害発生予想警戒区域(箇所)の調査及び応急対策に関すること。 5 土木関係被害状況調査に関すること。 6 農業施設の災害対策に関すること。
	協 力 班	(班 長) 保 護 課 長	保護課員(一部) (農政事務所員) (農委事務局員)	<ol style="list-style-type: none"> 1 他班への応援協力に関すること。 2 その他特命事項

災害動員計画集計表

体 制 局・区名	災害警戒本部		災害対策本部		
	防災指令 初動警戒体制	警戒体制	第1 配備	第2 配備	第3 配備 (全職員配備)
会 計 室	0	0	2	4	28
危 機 管 理 室	21	21	21	21	21
秘 書 室	0	1	10	12	15
広 報 室	2	4	8	13	26
契 約 室	0	1	3	9	24
技 術 監 理 室	0	0	4	12	50
総 務 企 画 局	1	6	44	98	115
財 政 局	1	4	17	46	133
市民文化スポーツ局	1	9	39	99	218
保 健 福 祉 局	1	14	59	114	455
子 ど も 家 庭 局	1	4	15	40	149
環 境 局	0	19	57	131	532
産 業 経 済 局	1	14	41	120	287
建 設 局	11	128	203	255	307
建 築 都 市 局	1	13	71	171	359
港 湾 空 港 局	2	20	27	55	174
門 司 区	7	60	106	107	211
小 倉 北 区	11	108	175	213	489
小 倉 南 区	11	83	170	215	311
若 松 区	12	50	84	134	225
八 幡 東 区	8	51	73	99	199
八 幡 西 区	14	109	173	370	566
戸 畑 区	8	43	87	110	148
消 防 局	284	524	629	786	912
上 下 水 道 局	5	64	138	320	550
交 通 局	2	10	25	41	75
病 院 局	1	5	26	108	1,107
市 議 会 事 務 局	0	1	3	9	34
教 育 委 員 会	3	16	48	92	241
選挙管理委員会事務局	0	0	1	3	9
人事委員会事務局	0	0	1	3	15
監 査 事 務 局	0	0	1	3	26
合 計	409	1,382	2,361	3,813	8,011

参考

学 校 教 職 員	0	213	417	417	4,811
-----------	---	-----	-----	-----	-------

災害救助法概要

1 災害救助実施責任機関

(1) 県知事の行う救助

ア 災害救助法が適用された場合、同法で定める救助の実施は、国の機関として、県知事があたることとされている。したがってこの救助計画のうち、災害救助法にもとづく救助の部分については、市長が県知事の権限の一部を委任され、または県知事を補助して行うものである。

イ ただし災害の事態が切迫して、災害救助法にもとづく県知事による救助を待つことができないときは、市長においてみずから救助に着手するものとする。

(2) 市長の行う救助

ア 災害救助法にもとづく救助としては、上記アによって県知事の権限の一部を委任されたものと、県知事を補助して行うものがある。

イ 災害救助法によらない救助としては、法に定める範囲をこえた場合と、救助法の適用にいたらない場合で市長が必要と認める範囲で行うものがある。

2 災害救助法適用基準

(1) 法適用の要件

法による救助単位区域（政令都市にあっては、区の区域。ただし市を単位区域とすることもできる。）において同一原因による被害が一定の規模（基準被害数）に達した場合で、現にり災者の救助を要する状態にある場合に適用される。

(2) 単位区域

ア 区の区域を単位とする場合

一区の区域に被害が限定し、他区の被害がきわめて軽微な場合は区の区域を単位とする。

イ 市の区域を単位とする場合

災害の被害が市内全域に同等程度生じた場合市の区域とする。

(3) 法の適用を受ける被害基準

次に掲げる基準被害数に達した場合は法の適用を受ける。

ア 住家の被害の場合

北九州市各区の区域及び市の区域で次表のA、B、C、D区分による住家滅失世帯を生じた場合

単 位 区 域	被害基準 の区分	A	B	C	D
		一区域の被害（滅失住家）が次の数に達した場合（施行令第1条第1項第1号による。）		福岡県内の被害が2,500世帯以上で一区域の被害が次の数に達した場合（施行令第1条第1項第2号による。）	福岡県内の被害が12,000世帯以上で一区域の被害が次の場合（施行令第1条第1項第3号前段による。）
門司区	100世帯	50世帯			
小倉北区	100世帯	50世帯			
小倉南区	100世帯	50世帯			
若松区	80世帯	40世帯			
八幡東区	80世帯	40世帯			
八幡西区	100世帯	50世帯			
戸畑区	80世帯	40世帯			
北九州市	150世帯	75世帯			

左の数に達しないが被害が多い場合

隔絶地孤立地で補給困難、有毒ガス放射性物質等救助が困難で特殊の技術を必要とする場合で住家の被害が多数の場合

滅失世帯数は、住家を全壊（焼）又は流失した世帯を1、半壊（焼）又は半流失した世帯を1/2、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯を1/3として積算した数

イ 人命の被害の場合（多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。）

- ・ 災害が発生し、又は発生するおそれがある地域に所在する多数の者が、避難して断続的に救助を必要とすること。
- ・ 災害にかかったものに対する食品若しくは生活必需品の給与等について、特殊補給方法を必要とし、又は災害にかかったものの救出について特殊の技術を必要とすること。

(事 例)

- (ア) 船舶の沈没又は、交通事故により多数の死傷者を出した場合(例 紫雲丸遭難、第五北川丸遭難)
- (イ) 火山爆発、又は有毒ガス発生のための多数の者が危険にさらされている場合(例 三宅島爆発)
- (ウ) 群衆の雑踏により多数の死傷者を出した場合(例 弥彦神社圧傷事件)
- (エ) 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合

3 災害救助法の適用手続

法の適用基準に該当し、県知事が被災地域のり災者に対し法第23条に規定する救助を実施しようとするときは、救助を実施する区域及び開始年月日が告示される。(県公報に告示)

4 被害状況報告

災害救助活動は、まず正確な被害状況を迅速に把握することによる。県知事が災害救助法を発動すべきか否かを判断し、災害の事態に対応した救助計画をすみやかに樹立して、救助態勢を整備することのできるのには、被害情報による。したがって迅速正確な被害状況の報告を県にしなければならない。

(1) 報告すべき場合

- ア 災害救助法適用を受けている場合、及び災害救助法適用基準に達する見込みのある場合
- イ 適用基準に達する見込みのない場合でも他地域との関連において救助法を行わなければならない場合もあるので、被害の大きい場合は報告しなければならない。

(2) 報告内容

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の概況
- ウ 被害状況調
- エ 既にとった処置、及びとろうとする処置
- オ 災害救助法適用の有無、及び適用されている場合は適用区域名、適用基準に達した場合はその旨を明らかにして区名又は市名を報告する。
- カ 救助費の概算額及びそれに対する予算措置
- キ その他必要な事項

(3) 報告の区分

災害の場合は、災害発生後の時間的経過に伴い発生報告、中間報告、決定報告の三種類に区分され、その内容はおおむね次のとおりである。

ア 発生報告

災害発生の日時及び地域名、災害の原因、災害発生時における被害状況、法適用の有無について(災害発生直後)

- イ 中間報告
被害状況、応急救助の処理状況、救助費概算額等（逐次報告）
- ウ 決定報告
確定した被害状況（応急救助処置完了後）

5 災害救助法による救助の種類

- (1) 収容施設の供与（避難所の設置、応急仮設住宅の給与）
- (2) 炊出し、その他による食品の給与、及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金器具又は資材の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与（教科書（教材を含む）、文房具、通学用品の給与）
- (9) 埋 葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障をおよぼすものの除去
- (12) 応急救助のための輸送
- (13) 応急救助のための人夫

6 災害救助法による被害認定基準

- (1) 「住家」とは、現実にその建物を居住のために使用しているものをいい、必ずしも1戸の建物に限らない。例えば、炊事場、浴場又は便所が別であったり、離座敷が別であるような場合にはこれ等生活に必要な部分の戸数は、合して1戸とする。また、社会通念上住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、一般に非住家として取扱われる土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住しているときは、住家に入れるべきである。
- (2) 「世帯」とは、生計を1つにしている実際の生活単位をいう。従って、同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舍等全体を1世帯として取扱う。
- (3) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものをいう。
- (4) 「行方不明」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものをいう。
- (5) 「負傷」とは、災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるものをいう。
「負傷」のうち「重傷」とは、1カ月以上の治療を要する見込みのものをいい、「軽傷」と

は、1カ月未満で治療できる見込みのものをいう。

- (6) 「全壊（焼）」、「流失」とは、住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものをいう。
- (7) 「半壊（焼）」とは、住家はその居住のための基本機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものをいう。
- (8) 「床上浸水」とは、前記(6)及び(7)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもので、又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態になったものをいう。
- (9) 「床下浸水」とは、浸水がその住家の床上以上に達しない程度のものをいう。
- (10) 「一部破損」とは、住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものをいう。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

(H24.4.1現在)

救助の種類	対 策	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 300円以内 (加算額) 冬季別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難にあたっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格1戸当たり平均29.7m ² (9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり 2,387,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7m ² 、2,387,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間最高2年以内。 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の供与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,010円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考																																					
被服、寝具その他生活必需品の 給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の 季別は災害発生の日をも って決定する 2 下表金額の範囲内	災 害 発 生 の 日 か ら 10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当 初の評価額 2 現物給付に限ること																																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>1人 世帯</th> <th>2人 世帯</th> <th>3人 世帯</th> <th>4人 世帯</th> <th>5人 世帯</th> <th>6人以上 1人増す ごとに加 算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全 全 流</td> <td>壊 焼 出</td> <td>夏 17,300 円</td> <td>22,300 円</td> <td>32,800 円</td> <td>39,300 円</td> <td>49,800 円</td> <td>7,300 円</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>28,600</td> <td>37,000</td> <td>51,600</td> <td>60,400</td> <td>75,900</td> <td>10,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半 半 床 浸</td> <td>壊 焼 上</td> <td>夏 5,600</td> <td>7,600</td> <td>11,400</td> <td>13,800</td> <td>17,500</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>9,100</td> <td>12,000</td> <td>16,900</td> <td>20,000</td> <td>25,400</td> <td>3,300</td> </tr> </tbody> </table>				区分		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人増す ごとに加 算	全 全 流	壊 焼 出	夏 17,300 円	22,300 円	32,800 円	39,300 円	49,800 円	7,300 円	冬	28,600	37,000	51,600	60,400	75,900	10,400	半 半 床 浸	壊 焼 上	夏 5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	2,400	冬	9,100	12,000	16,900	20,000
区分		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人増す ごとに加 算																																		
全 全 流	壊 焼 出	夏 17,300 円	22,300 円	32,800 円	39,300 円	49,800 円	7,300 円																																		
	冬	28,600	37,000	51,600	60,400	75,900	10,400																																		
半 半 床 浸	壊 焼 上	夏 5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	2,400																																		
	冬	9,100	12,000	16,900	20,000	25,400	3,300																																		
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災 害 発 生 の 日 か ら 14日以内	患者等の移送費は、別途計上																																					
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分 べ ん し た 日 か ら 7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上																																					
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災 害 発 生 の 日 か ら 3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上																																					

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
災害にかかった住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ、居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 520,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,100円 中学校生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	災害発生の日から(教科書)1ヵ月以内 (文房具及び通学用品)15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 201,000円以内 小人(12歳未満) 168,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,300円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,000円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 134,200円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第24条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額。

この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

災害弔慰金の支給等に関する法律

〔昭和48年9月18日〕
法律第82号

最終改正：平成23年8月30日

目 次

- 第1章 総 則（第1条・第2条）
- 第2章 災害弔慰金の支給（第3条 - 第7条）
- 第3章 災害障害見舞金の支給（第8条・第9条）
- 第4章 災害援護資金の貸付け（第10条 - 第15条）

附 則

第1章 総 則

（趣 旨）

第1条 この法律は、災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金について規定するものとする。

（定 義）

第2条 この法律において「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

第2章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第3条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、条例の定めるところにより、政令で定める災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うことができる。

2 前項に規定する遺族は、死亡した者の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。）、子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。以下この項において同じ。）の範囲とする。

3 災害弔慰金の額は、死亡者1人当たり500万円を超えない範囲内で死亡者のその世帯における生計維持の状況等を勘案して政令で定める額以内とする。

(災害による死亡の推定)

第 4 条 災害の際現にその場にいあわせた者につき、当該災害のやんだ後 3 月間その生死がわからない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用については、その者は、当該災害によって死亡したものと推定する。

(支給の制限)

第 5 条 災害弔慰金は、その災害による死亡がその死亡した者の故意又は重大な過失によるものである場合その他これを支給することが不相当と認められる政令で定める場合には、支給しない。

(非課税)

第 6 条 租税その他の公課は、災害弔慰金として支給を受ける金銭を標準として、課することができない。

(費用の負担)

第 7 条 都道府県は、災害弔慰金に要する費用につき、その 4 分の 3 を負担するものとする。

2 国は、前項の規定により都道府県が負担する費用につき、その 3 分の 2 を負担するものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第 8 条 市町村は、条例の定めるところにより、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その病状が固定したときを含む。）に精神又は身体に別表に掲げる程度の障害がある住民（次項において「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うことができる。

2 災害障害見舞金の額は、障害者 1 人当たり 250 万円を超えない範囲内で障害者のその世帯における生計維持の状況を勘案して政令で定める額以内とする。

(準用規定)

第 9 条 第 5 条から第 7 条までの規定は、災害障害見舞金について準用する。

第 4 章 災害援護資金の貸付

(災害援護資金の貸付)

第 10 条 市町村は、条例の定めるところにより、その区域内において災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助の行われる災害その他の政令で定める災害により次に掲げる被害を受けた世帯で政令の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が政令で定める額に満たないものの世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付を行うことができる。

- (1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷
- (2) 政令で定める相当程度の住居又は家財の損害

(都道府県の貸付)

- 2 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの限度額は政令で定める。
- 3 災害援護資金の償還期間(据置期間を含む。)は、10年を超えない範囲内で政令で定める。
- 4 災害援護資金は、措置期間中は無利子とし、措置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

第11条 都道府県は、市町村(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。))を除く。第13条第1項を除き、以下同じ。)が災害援護資金の貸付を財源として必要とする金額に相当する金額を、延滞の場合を除き無利子で、市町村に貸付するものとする。

- 2 前項の貸付金の償還期間(据置期間を含む。)は、11年を超えない範囲内で政令で定める。

(国の貸付)

第12条 国は、指定都市が災害援護資金の貸付の財源として必要とする金額又は都道府県が前条第1項の規定により市町村に貸付る貸付金の額の3分の2に相当する金額を、延滞の場合を除き無利子で、指定都市又は都道府県に貸付るものとする。

- 2 前項の貸付金の償還期間(据置期間を含む。)は、12年(指定都市に対するものにあつては11年)を超えない範囲内で政令で定める。

(償還免除)

第13条 市町村は、災害援護資金の貸付を受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなったと認められるときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

- 2 都道府県は、市町村が前項の規定により災害援護資金の償還を免除したときは、当該市町村に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。
- 3 国は、指定都市又は都道府県が第1項又は前項の規定により災害援護資金又は貸付金の償還を免除したときは、当該指定都市又は都道府県に対し、その免除した金額の3分の2に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

(貸付金の償還方法)

第14条 市町村は、都道府県からの貸付金の償還期間の終期前1年までの間は、災害援護資金の償還を受けたときに、政令の定めるところにより、償還を受けた金額(利子及び延滞利子に係る金額を除く。第3項において同じ。)に相当する金額を都道府県に償還するものとする。

- 2 都道府県は、国からの貸付金の償還期間の終期前1年までの間は、前項の規定により貸付金の償還を受けたときに、政令の定めるところにより、償還を受けた金額の3分の2に相当する金額を国に償還するものとする。

- 3 指定都市は、国からの貸付金の償還期間の終期前1年までの間は、災害援護資金の償還を受けたときに、政令の定めるところにより、償還を受けた金額の3分の2に相当する金額を国に償還するものとする。

(政令への委任)

第15条 第10条から前条までに規定するもののほか、災害援護資金の貸付方法、貸付条件その他災害援護資金の貸付(これに係る都道府県及び国の貸付金の貸付けを含む。)に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日等)

- 1 この法律は、政令で定める昭和49年4月1日前的日から施行し、昭和48年7月16日以後に生じた災害に関して適用する。
(昭和48年政令第373号で昭和49年1月1日から施行)

附 則(昭和50年1月23日法律第1号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年10月26日法律第74号)

この法律は、公布の日から施行し、改正後の第3条第3項の規定は、昭和51年9月7日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則(昭和53年3月31日法律第6号)

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の第3条第3項の規定は、昭和53年1月14日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。

附 則(昭和56年4月10日法律第22号)

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の第3条第3項の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。

附 則(昭和57年8月6日法律第70号)

(施行期日等)

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害に関して適用する。
(昭和57年8月14日政令第222号で昭和57年8月16日から施行)

(厚生省設置法の1部改正)

2 厚生省設置法(昭和24年法律第151号)の1部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成3年9月26日法律第88号)

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の第3条第3項及び第8条第2項の規定は、平成3年6月3日以降に生じた災害に係る災害弔慰金及び災害障害見舞金について適用する。

別 表(第8条関係)

- 1 両眼が失明したもの
- 2 咀嚼(そしゃく)及び言語の機能を廃したもの
- 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を必要とするもの
- 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- 6 両上肢の用を全廃したもの
- 7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- 8 両下肢の用を全廃したもの
- 9 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令

昭和48年12月26日

政令第374号

最終改正：平成22年3月31日

内閣は、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律（昭和48年法律第82号）第3条第1項、第5条、第8条第1項から第3項まで、第9条第2項、第10条第2項、第11条第1項、第12条及び第13条の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第3条第1項に規定する政令で定める災害）

第1条 災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「法」という。）第3条第1項に規定する政令で定める災害は、一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内において生じた住居の被害が厚生労働大臣が定める程度以上の災害その他これに準ずる程度の災害として厚生労働大臣が定めるものとする。

2 前項の規定により厚生労働大臣が定める住居の被害の程度は、住居の被害が生じたことにより災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助（以下「救助」という。）を行うことができる最小の災害の当該住居の被害の程度を超えるものであってはならない。

（法第3条第3項に規定する政令で定める額）

第1条の2 法第3条第3項に規定する政令で定める額は、死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（法第5条に規定する政令で定める場合）

第2条 法第5条に規定する政令で定める場合は、当該死亡に関しその者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で厚生労働大臣が定めるものが支給される場合とする。

（法第8条第2項に規定する政令で定める額）

第2条の2 法第8条第2項に規定する政令で定める額は、障害者が当該災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

（準用）

第2条の3 第2条の規定は、災害障害見舞金の支給の制限について準用する。この場合において、同条中「法第5条」とあるのは「法第9条において準用する法第5条」と、「当該死亡」とあるのは「当該障害」と読み替えるものとする。

（法第10条第1項に規定する政令で定める災害）

第3条 法第10条第1項に規定する政令で定める災害は、当該市町村をその区域に含む都道府県の区域内において生じた災害で救助が行われたものとする。

(法第10条第1項の規定による所得の算定)

第4条 法第10条第1項の規定による所得の算定は、当該被害を受けた年の前年の所得(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては、前前年の所得)について行うものとし、その額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第2項第1号に掲げる市町村民税(特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。)に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額とする。

(法第10条第1項に規定する政令で定める額)

第5条 法第10条第1項に規定する政令で定める額は、同一の世帯に属する者が1人であるときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を加算した額とする。ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。

(法第10条第1項第2号に規定する政令で定める損害)

第6条 法第10条第1項第2号に規定する政令で定める相当程度の住居又は家財の損害は、被害金額が当該住居又は家財の価額のおおむね3分の1以上である損害とする。

(災害援護資金の限度額及び償還方法)

第7条 法第10条第2項に規定する限度額は、350万円とする。ただし、厚生労働大臣が被害の種類及び程度を勘案して定める場合は、270万円、250万円、170万円又は150万円とする。

2 法第10条第3項に規定する償還期間は、10年とし、同項に規定する据置期間は、そのうち3年(厚生労働大臣が被害の程度その他の事情を勘案して定める場合にあっては、5年)とする。

3 災害援護資金の償還は、年賦償還又は半年賦償還の方法によるものとする。

4 前項の規定による災害援護資金の年賦償還又は半年賦償還は、それぞれ元利均等償還の方法によることを原則とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

(保証人)

第8条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第10条の規定による違約金を包含するものとする。

(一時償還)

第9条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が、偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき、又は償還金の支払を怠ったときは、第7条第2項の規定にかかわらず、当該災害援護資金の貸付けを受けた者に対し、災害援護資金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

(違約金)

第10条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかったときは、延滞元利金額につき、年10.75パーセントの割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(償還金の支払猶予)

第11条 市町村は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、第7条第2項の規定にかかわらず、償還金の支払を猶予することができる。

2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、その償還金の支払によって償還されるべきであった貸付金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。

(法第13条第1項ただし書に規定する政令で定める場合)

第12条 法第13条第1項ただし書に規定する政令で定める場合は、保証人が当該災害援護資金の償還未済額を償還することができると認められる場合とする。

(都道府県の貸付金の償還期間)

第13条 法第11条第2項に規定する償還期間は、11年とする。

(国の貸付金の償還期間)

第14条 法第12条第2項に規定する償還期間は、12年(指定都市に対する貸付金にあっては、11年)とする。

(法第14条の規定による貸付金の償還方法)

第15条 法第14条の規定による貸付金の償還は、毎年度4月1日から9月30日までの間に償還を受けた金額については、当該年度の3月31日までに、毎年度10月1日から3月31日までの間に償還を受けた金額については、翌年度の9月30日までに、それぞれその期間ごとにとりまとめて行うものとする。

附 則 抄

1 この政令は、法の施行の日(昭和49年1月1日)から施行する。

附 則(昭和50年1月23日政令第9号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年6月3日政令第172号)

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和50年6月1日以後に災害により被害を受けた世帯に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和51年6月7日政令第140号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第5条〔災害援護資金の貸付け額〕の規定は、昭和51年6月1日以後に災害により被害を受けた世帯に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和51年10月26日政令第283号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第1条の2〔政令で定める災害弔慰金の額〕の規定は、昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第7条第1項〔災害援護資金の限度額〕の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和52年6月7日政令第176号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和52年6月1日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和53年3月31日政令第65号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第1条の2の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第7条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和53年7月3日政令第273号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和53年6月1日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和54年6月19日政令第183号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和54年6月1日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和55年5月30日政令第145号）

- 1 この政令は、昭和55年6月1日から施行する。
- 2 昭和55年6月1日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（昭和56年4月10日政令第121号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第1条の2の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第7条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和56年6月16日政令第232号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和56年6月1日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和57年5月31日政令第156号）

- 1 この政令は、昭和57年6月1日から施行する。
- 2 昭和57年6月1日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（昭和57年8月14日政令第223号）

- 1 この政令は、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律の施行の日（昭和57年8月16日）から施行し、改正後の第2条の2及び第2条の3の規定は、同年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。
- 2 厚生省組織令（昭和27年政令第380号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

附 則（昭和58年7月1日政令第149号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和58年6月1日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

附 則（昭和59年5月29日政令第163号）

- 1 この政令は、昭和59年6月1日から施行する。
- 2 昭和59年6月1日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年6月7日政令第169号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和60年6月1日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

附 則（昭和61年6月10日政令第205号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和61年6月1日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

附 則（昭和61年12月26日政令第386号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第7条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

附 則（昭和62年5月29日政令第181号）

- 1 この政令は、昭和62年6月1日から施行する。
- 2 この政令の施行前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（昭和63年5月31日政令第174号）

- 1 この政令は、昭和63年6月1日から施行する。
- 2 この政令の施行前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けに

については、なお従前の例による。

附 則（平成元年5月31日政令第160号）

- 1 この政令は、平成元年6月1日から施行する。
- 2 この政令の施行前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成2年6月8日政令第145号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、平成2年6月1日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

附 則（平成3年5月29日政令第187号）

- 1 この政令は、平成3年6月1日から施行する。
- 2 この政令の施行前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成3年9月26日政令第311号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第1条の2の規定は、平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第2条の2の規定は、当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第5条及び第7条第1項の規定は、同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

附 則（平成4年5月29日政令第185号）

- 1 この政令は、平成4年6月1日から施行する。
- 2 この政令の施行前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成5年5月28日政令第179号）

- 1 この政令は、平成5年6月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成5年5月31日以前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。
- 3 平成6年5月31日以前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについてこの政令による改正後の第4条の規定が適用される場合においては、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額（地方税法の一部を改正する法律（平成4年法律第5号）による改正前の地方税法附則第33条の2の規定の適用を受ける者については、その者が当該規定の適用を受ける者でないものとして算定した同法第313条第1項に規定する総所得金額）」とする。

附 則（平成6年5月27日政令第144号）

- 1 この政令は、平成6年6月1日から施行する。
- 2 この政令の施行前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けに

については、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年 3 月 31 日政令第 142 号抄）

（施行期日）

第 1 条 この政令は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1・2 （略）

3 附則第 17 条の改正規定並びに附則第 9 条及び第 10 条の規定 平成 9 年 4 月 1 日

4 （略）

附 則（平成 7 年 5 月 26 日政令第 224 号）

1 この政令は、平成 7 年 6 月 1 日から施行する。

2 この政令の施行前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成 8 年 3 月 31 日政令第 80 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この政令は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条の 14 の 3 の改正規定、第 49 条の 2 第 1 項の改正規定、第 52 条の 4 の改正規定及び第 52 条の 10 の 12 の次に 1 条を加える改正規定並びに附則第 16 条の 3 第 1 項、第 16 条の 4 第 1 項、第 17 条第 1 項及び第 2 項並びに第 17 条の 3 第 1 項から第 3 項までの改正規定並びに附則第 18 条の改正規定（同条第 4 項の改正規定中「同条第 6 項」を「同条第 7 項」に改める部分を除く。）並びに附則第 3 条第 2 項、第 6 項及び第 10 項、第 8 条並びに第 9 条の規定は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 5 月 31 日政令第 166 号）

1 この政令は、平成 8 年 6 月 1 日から施行する。

2 この政令の施行前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 5 月 30 日政令第 179 号）

1 この政令は、平成 9 年 6 月 1 日から施行する。

2 この政令の施行前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成 10 年 5 月 29 日政令第 188 号）

1 この政令は、平成 10 年 6 月 1 日から施行する。

2 この政令の施行前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成 11 年 5 月 28 日政令第 162 号）

（施行期日）

1 この政令は、平成 11 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条から第 3 条まで及び第 7 条並びに次項及び附則第 4 項の規定は、平成 11 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成11年7月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。
- 3 平成11年5月以前の月分の児童手当及び児童手当法附則第6条第1項の給付の支給の制限については、なお従前の例による。
- 4 平成11年7月以前の月分の特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び昭和60年改正法附則第97条第1項の規定による福祉手当(以下「福祉手当」という。)の支給の制限並びに同月以前の月分の特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

附 則(平成12年6月7日政令第309号)抄

(施行期日)

- 1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日(平成13年1月6日)から施行する。

附 則(平成14年5月24日政令第182号)

(施行期日)

- 1 この政令は、平成14年6月1日から施行する。ただし、第1条から第3条まで及び第7条並びに次項及び附則第3項の規定は、平成14年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成14年7月以前の月分の障害基礎年金の支給の停止については、なお従前の例による。
- 3 平成14年7月以前の月分の障害児福祉手当、特別障害者手当及び昭和60年改正法附則第97条第1項の規定による福祉手当(以下「福祉手当」という。)の支給の制限並びに同月以前の月分の障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例

〔昭和49年3月27日〕
条例第13号

改正 昭和50年7月1日条例第25号 昭和52年4月11日条例第17号
昭和53年7月1日条例第18号 昭和56年7月1日条例第26号
昭和57年12月14日条例第34号 昭和62年3月26日条例第5号
平成3年10月2日条例第36号

（目 的）

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）の規定に準拠し、災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金の支給を行い、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対し災害障害見舞金の支給を行い、及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金の貸付けを行うことにより、市民の福祉と生活の安定に資することを目的とする。

（定 義）

第2条 この条例において「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

2 この条例において「市民」とは、災害により被害を受けた時に、市の区域内に住所を有する者をいう。

（災害弔慰金の支給）

第3条 災害弔慰金は、市民が災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）第1条に規定する災害（以下「令1条災害」という。）により死亡した場合に、その者の遺族に対して支給する。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父 母

エ 孫

オ 祖 父 母

2 前項の場合において、同順位の父母については、義父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、義父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の義父母を先にし、実父母を後にする。

- 3 遺族が遠隔地にある場合その他特別の事情がある場合において、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に災害弔慰金を支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対して行った支給は、全員に対して行われたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 令1条災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第9条から第11条までの規定による災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 令1条災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 令1条災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認める場合

(報告の徴収等)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給に関して必要があると認めるときは、遺族に対し、必要な報告を求め、又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 災害障害見舞金は、市民が令1条災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に精神又は身体に別表に掲げる程度の障害がある場合に、当該市民(以下「障害者」という。)に対して支給する。

(災害障害見舞金の額)

第10条 1の令1条災害における障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が当該災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 災害援護資金は、令第3条に規定する災害（次条において「令3条災害」という。）により、法第10条第1項各号に掲げる被害を世帯が受けた場合に、当該世帯の生活の立て直しに資するため、当該世帯の市民である世帯主に対して貸付ける。

2 前項の世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1の令3条災害における1世帯当たりの貸付限度額は、当該災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）がある場合、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる額

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合	150万円
イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	250万円
ウ 住居が半壊した場合	270万円
エ 住居が全壊した場合	350万円

(2) 世帯主の負傷がない場合、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる額

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	150万円
イ 住居が半壊した場合	170万円
ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。）	250万円
エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合	350万円

2 被害が前項第1号ウ又は第2号イ若しくはウに該当する場合において、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない等特別の事情がある場合のこれらの規定の適用については、同項第1号中「270万円」とあるのは「350万円」と、同項2号中「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」とする。

3 災害援護資金の償還期間は、10年とし、措置期間は、そのうち3年（令第7条第2項かっこ書の場合は、5年）とする。

(利 率)

第14条 災害援護資金は、措置期間中は無利子とし、措置期間経過後はその利率を延滞の場合の除き年3パーセントとする。

(償 還 等)

第15条 災害援護資金は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、繰上げ償還を妨げない。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第12条までの規定によるものとする。

(委 任)

第16条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、昭和49年4月1日から施行し、災害弔慰金の支給に関する規定は、昭和49年1月1日以降に生じた令1条災害について適用する。

(廃止条例)

- 2 北九州市災害弔慰金及び見舞金に関する条例(昭和38年北九州市条例第89号。以下「廃止条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 昭和49年1月1日から昭和49年3月31日までの間に廃止条例第2条の規定により弔慰金の支給を受けた者に対する第5条の規定の適用については、同条中「50万円」とあるのは「50万円から廃止条例第2条の規定により支給された額を差し引いた額」とする。

附 則(昭和50年7月1日条例第25号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の北九州市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和50年1月23日以後生じた災害について適用する。

(災害弔慰金の内払)

- 2 昭和50年1月23日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「遡及期間」という。)に生じた災害につき遺族が改正前の北九州市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定に基づいて支給を受けた災害弔慰金は、改正後の条例の規定による災害弔慰金の内払とみなす。

(災害弔慰金の経過規定)

- 3 遡及期間中に生じた災害について、改正後の条例の規定により災害弔慰金の支給を受けることとなる者(以下「新順位者」という。)以外の者が改正前の条例の規定により既に災害弔慰金の支給を受けている場合、新順位者に対する改正後の条例第5条の規定の適用については、同条中「にあつては100万円とし、その他の場合にあっては50万円」とあるのは「50万円」とする。
- 4 遡及期間中に生じた災害について、改正前の条例の規定により新順位者以外の者に対して支給された災害弔慰金は、改正後の条例の規定による災害弔慰の一部とみなす。

附 則(昭和52年4月11日条例第17号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の北九州市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和51年9月7日以後に生じた災害について適用する。

(災害弔慰金の内払)

- 2 昭和51年9月7日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「遡及期間」という。)に生じた災害につき遺族が改正前の北九州市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定に基づいて支給を受けた災害弔慰金は、改正後の条例の規定による災害弔慰金の内払とみなす。

(災害援護資金の経過規定)

- 3 遡及期間中に生じた災害について、世帯主が改正前の条例の規定に基づいて貸付けを受けた災害援護資金は、改正後の条例の規定による災害援護資金の一部とみなす。

附 則(昭和56年7月1日条例第26号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の北九州市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害について適用する。

(災害弔慰金の内払)

- 2 昭和55年12月14日からこの条例の施行の日の前日までの間に生じた災害につき遺族が改正前の北九州市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定に基づいて支給を受けた災害弔慰金は、改正後の条例の規定による災害弔慰金の内払とみなす。

(災害援護資金の経過規定)

- 3 前項に規定する期間中に生じた災害について、世帯主が改正前の条例の規定に基づいて貸付けを受けた災害援護資金は、改正後の条例の規定による災害援護資金の一部とみなす。

附 則(昭和57年12月14日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害について適用する。

附 則(昭和62年3月26日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成3年10月2日条例第36号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は、当該災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項及び第2項の規定は、同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

(災害弔慰金の内払)

- 2 平成 3 年 6 月 3 日からこの条例の施行の日の前日までの間に生じた災害につき遺族が改正前の北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定に基づいて支給を受けた災害弔慰金は、改正後の北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定による災害弔慰金の内払とみなす。

別 表 (第 9 条関係)

1	両眼が失明したもの
2	<small>そしゃく</small> 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
3	神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
4	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
5	両上肢をひじ関節以上で失ったもの
6	両上肢の用を全廃したもの
7	両下肢をひじ関節以上で失ったもの
8	両下肢の用を全廃したもの
9	精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

〔昭和49年3月29日〕
規則第42条

改正 昭和57年12月14日規則第66号

改正 平成6年10月14日規則第55号

（趣 旨）

第1条 この規則は、北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年北九州市条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（災害弔慰金の支給の手続）

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金の支給するときは、次の各号に掲げる事項の調査を行ったうえで支給するものとする。

- (1) 死亡者（条例第6条の規定により、死亡の推定を受けた者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（条例第6条の規定により、死亡の推定をされた場合の原因となった事実の発生を含む。以下同じ。）の年月日及び状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第3条 市の区域外で死亡した市民（条例第2条第2項に規定する市民をいう。以下同じ。）の遺族は、死亡地の官公署の発行する被災証明書市長に提出しなければならない。

2 市の区域内に住所を有しない遺族は、遺族であることを証明する書類を市長に提出しなければならない。

（災害障害見舞金の支給の手続）

第4条 市長は、条例第1条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次の各号に掲げる事項の調査を行ったうえで支給するものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 災害により負傷し又は疾病にかかった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 5 条 市の区域外で災害により負傷し又は疾病にかかり、障害者となった市民は、負傷し又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を市長に提出しなければならない。

2 障害者は、条例別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書を市長に提出しなければならない。

(借入れの申込み)

第 6 条 条例第 12 条の規定による災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（以下「借入申込書」という。）を被害を受けた日の属する月の翌月 1 日から起算して 3 月を経過する日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付を受けようとする資金の金額、償還期間及び償還方法
- (3) 貸付を受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を 1 月から 5 月までの間に受けた場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。）において他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）に住所を有していた借入申込者にあつては、その者の属する世帯の前年の所得に関する当該市町村の長の証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(資金の貸付の決定等)

第 7 条 市長は、前条第 1 項の規定による借入申込書の提出を受けたときは、世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査のうえ、貸付けの可否を決定するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書を当該借入申込者に交付するものとする。

3 市長は、借入申込者に対して資金を貸付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書を当該借入申込者に交付するものとする。

(災害援護資金借用書の提出)

第 8 条 前条第 2 項の規定により、災害援護資金貸付決定通知書の交付を受けた者（以下この条において「貸付決定者」という。）は、すみやかに、保証人の記名押印した災害援護資金借用書（以下「借用書」という。）に貸付決定者及び保証人の印鑑証明書を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第9条 市長は、借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(繰上償還の申出)

第10条 貸付金の繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書を市長に提出するものとする。

(償還免除)

第11条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の災害援護資金償還免除申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 資金の貸付を受けた者(以下「借受人」という。)が死亡した場合、当該死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなった場合、償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還免除申請書に対して償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還免除申請者に対して償還免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(違約金の支払の免除)

第12条 借受人は、違約金の支払いの免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、借受人に対して違約金の支払の免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払いを免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、借受人に対して違約金の支払いの免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書を当該借受人に交付するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、借受人に対して支払猶予を認める旨を決定したときは、支払猶予をした期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、借受人に対して支払猶予を認めない旨を決定したときは、支払猶予不承認通知書を当該借受人に交付するものとする。

第14条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等その他借用書に記載した事項の異動を生じたときは、借受人は、すみやかに、市長に氏名等変更届を提出しなければならない。但し、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わって届け出るものとする。

(委 任)

第15条 この規則の施行に関し、必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年12月14日規則第66号)

この規則は、交付の日から施行し、改正後の北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害について適用する。

(施行期日)

1 この規則は、平成6年10月14日から施行する。

北九州市災害弔慰金及び災害見舞金の支給に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、土砂くずれその他の異常な自然現象又は火事による災害(以下「災害」という。)が市内で発生した場合において、市民の死亡又は住家等の被害に対し、弔慰し、又は見舞するため災害弔慰金又は災害見舞金を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(災害弔慰金の受給資格)

第2条 災害弔慰金の支給を受けることができる者は、市内で発生した災害により死亡した者(死亡の事実を確認することはできないが、死亡したことが确实であると推定される者を含む。以下同じ。)の遺族とする。

2 前項の遺族の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 死亡した者の死亡当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。)

(2) 子

(3) 父母

(4) 孫

(5) 祖父母

(6) 前各号に掲げるもののほか死亡した者の死亡当時その者と生計を同じくしていた親族

3 前項各号に掲げる者が不在の場合において、死亡した者の葬祭を行う者があるときは、その者を第1項の遺族とみなす。

4 第2項に掲げる者の弔慰金を受ける順位は、次の各号に定めるところによる。

(1) 死亡した者の死亡当時において、死亡した者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、第2項各号の順位によるものとする。

5 災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上ある場合において、その1人に対して行った支給は全員に対して行われたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第3条 災害弔慰金の額は、死亡した者1人につき10万円とする。

(災害見舞金の受給資格)

第4条 災害見舞金の支給を受けることができる者は、市内で発生した災害により負傷した者及び住家又は店舗(生計上主たる収入源として営業のなされる建物(住家を除く。))をいう。以下同じ。)に被害があった場合において当該住家に居住していた世帯の世帯主又は当該店舗で営業していた者とする。

(災害見舞金の額)

第 5 条 災害見舞金の額は、次の表のとおりとする。

(1)

区 分	要 治 療 見 込 日 数		
	1 か月以上 3 か月未満	3 か月以上 6 か月未満	6 か月以上
負傷した者	30,000円	40,000円	50,000円

(2)

区 分	住 家			店 舗
	1 人の世帯	2 人及び 3 人の世帯	4 人以上の 世 帯	
全壊・全焼・流失	30,000円	45,000円	60,000円	30,000円
半壊・半焼	15,000	23,000	30,000	15,000
床上浸水	8,000	15,000	15,000	-

2 前項の表の区分の被害の程度の認定は、災害救助法（昭和22年法律第118号）による被害を認定する場合の認定基準の例による。

第 6 条 災害弔慰金は、次の各号の一に該当する場合は支給しない。

- (1) 死亡した者につき、条例の規定に基づき災害弔慰金の支給を受けるとき。
- (2) 公務上又は業務上死亡して、法令又は条例に基づく補償を受けるとき。
- (3) 自己の不法な行為によって死亡したとき。

2 災害見舞金は、被害を受けた者が次の各号の一に該当する場合は支給しない。

- (1) 負傷した者につき、条例の規定に基づき災害障害見舞金の支給を受けるとき。
- (2) 法人又は団体であるとき。
- (3) 自己の不法な行為によって被害を受けたとき。

(委 任)

第 7 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

この告示は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、昭和56年8月10日から施行し、改正後の北九州市災害見舞金及び災害弔慰金の支給に関する要綱の規定は、昭和56年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、平成3年12月4日から施行し、改正後の北九州市災害弔慰金及び災害見舞金の支給に関する要綱(以下「改正後の要綱」という。)の規定は、平成3年9月14日以後に生じた災害について適用する。

(災害見舞金の内払)

- 2 平成3年9月14日からこの要綱の日の前日までの間に生じた災害につき災害見舞金の受給資格を有する者が改正前の北九州市災害弔慰金及び災害見舞金の支給に関する要綱の規定に基づいて支給を受けた災害見舞金は、改正後の要綱の規定による災害見舞金の内払とみなす。

福岡県災害見舞金等交付要綱

昭和49年9月11日決裁
改正 昭和57年4月1日
昭和57年12月24日

(趣 旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）による被災者に対する見舞金又は弔慰金（以下「見舞金等」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用基準)

第2条 知事は、県内において災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の災害又は次の各号のいずれかに該当する程度の災害が発生した場合には、その災害による被災者に対し、見舞金等を交付するものとする。

(1) 当該市町村の区域内の人口に応じ、それぞれ次の表に掲げる数以上の世帯の住家が滅失したこと。

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯数
15,000人未満	10 世 帯
15,000人以上30,000人未満	15 世 帯
30,000人以上100,000人未満	20 世 帯
100,000人以上300,000人未満	25 世 帯
300,000人以上	30 世 帯

注1 被災世帯の算定については、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第2項の規定を準用する。

2 被災世帯は、原則として住民登録している者の世帯とする。

3 一市町村における住家が滅失した世帯の数が、この表に掲げる数に達していない他の市町村においても、この表に定める程度の災害が発生したものとみなす。

(2) 同一災害により、死者及び行方不明者が5人以上に達し、又は死者、行方不明者及び重傷者が20人以上に達したこと。

(3) 前各号に定める場合のほか当該市町村の区域内において5世帯以上の住家が滅失し、死者又は行方不明者があること。

ただし、この場合の見舞金は、死者又は行方不明者に対する見舞金等に限る。

(支給の制限)

第3条 見舞金等は、当該死者の死亡又は重傷者の負傷が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合には支給しない。

(適用除外)

第4条 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)第3条に規定する災害弔慰金又は同法第8条に規定する災害障害見舞金を、市町村が支給したものについては、この要綱に定める死者、行方不明者又は重傷者に対する見舞金等は交付しないものとする。

(見舞金等の額)

第5条 見舞金等の額は、次の各号に定める金額とする。

- (1) 全壊、全焼又は流失した世帯
1世帯当り 40,000円(ただし、1人世帯には20,000円)
- (2) 半壊又は半焼した世帯
1世帯当り 20,000円(ただし、1人世帯には10,000円)
- (3) 床上浸水した世帯
1世帯当り 10,000円(ただし、1人世帯には5,000円)
- (4) 死者又は行方不明者
1人につき 200,000円(ただし、県民以外の場合には30,000円)
- (5) 重傷者
イ 県民の場合、1人につき100,000円以内(その支給基準は別表による。)
ロ 県民以外の場合、1人につき15,000円

(交付の方法)

第6条 前条第1号から第3号まで及び第5号の規定による見舞金等は、被災世帯主又は重傷者本人に、同条第4号の見舞金等は遺族に対し、直接又は市町村長を経由して交付するものとする。

(遺族等の範囲)

第7条 前条に掲げる遺族等の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 死者又は行方不明者の死亡又は行方不明当時における配偶者(婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが、事実上離婚と同様の事情にあった者を除く。)
 - (2) 子、父母、孫又は祖父母
 - (3) 前号に掲げる者のほか、死亡又は行方不明当時その者と生計を同じくしていた親族
- 2 前項各号に該当する者がいないときは、その葬祭を行なう者を遺族とみなす。
- 3 第1項に掲げる者の見舞金等を受取る順位は、同項各号の順位によるものとする。ただし、同項第2号に掲げる者にあつては、同号に掲げる順位によるものとし、同項第3号に掲げる者が、複数の場合にあつては、市町村長が適当と認める者を選び、支給することができる。

(申請の手続き)

第8条 市町村長は、第2条の災害が発生した場合、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに別記様式1による被災者名簿を作成し、知事に提出するものとする。

- (1) 災害救助法第2条の災害 災害発生の日から20日以内
- (2) その他の災害 災害発生の日から10日以内、ただし、その災害が火災による場合は、5日以内

- 2 第6条の規定により、交付の依頼を受けた市町村長が、その交付を完了したときは、交付完了の日から5日以内に、別記様式2による精算書を、知事に提出するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和49年9月11日から施行する。
- 2 福岡県災害見舞金等交付要綱（昭和47年8月10日決裁）は、廃止する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から適用する。

別 表

要治療見込日数	1カ月以上3カ月未満	40,000円
同 上	3カ月以上6カ月未満	60,000円
同 上	6カ月以上	80,000円
ひん死の重傷者又は負傷が原因で傷病者となる場合		100,000円

様式 1 ～ (1)

福岡県災害見舞金等交付要綱による被災者名簿 (住家)

- 1 災害の種別 (原因)
- 2 災害の発生日時

整理番号		住 所	世帯主氏名	世帯人員	住民票の有無	被害程度
市町村 ()						
~~~~~						
~~~~~						
~~~~~						

- 注 1 被害程度欄には、全、半壊 (焼)、床上浸水を記入するものとし、以下空白を広くとること。
- 2 2 部提出すること。

様式 1 ～ (2)

福岡県災害見舞金等交付要綱による被災者名簿 (人的被害)

- 1 災害の種別 (原因) 及び被災の状況
- 2 災害の発生日時、場所

整理番号	被災者 (死亡、行方不明、重症等) 住民登録による住所 氏 名	性別 年齢	被災程度	遺 族	
				続柄	氏 名
市町村 ( )					
~~~~~					
~~~~~					
~~~~~					

- 注 1 被災程度欄には、死亡、行方不明、重症 (要治療見込日数、医師診断書添付のこと) の別を記入すること。
- 2 遺族欄には、死亡、行方不明、の場合のみ記入し、以下空白を広くとること。
- 3 2 部提出すること。

様式 2 略

保健福祉局関係小災害救助取扱要領

昭和45年 2月18日
(平成14年 4月 1日 一部改正)

(目 的)

第1条 この要領は、災害救助法の適用に至らない小災害の被災者に対し、緊急やむを得ない措置を必要とするもので、保健福祉局の所管に属する業務に関する救助の基準を定め、被災者の保護を図ることを目的とする。

(救助の対象)

第2条 災害救助法の発動はないが、地域の一部で同一原因による全壊、全焼、流失(以下「全壊等」という。)等の被害を受けた世帯が7世帯以上あったときは市民の要請に基づいて、この要領を適用する。この場合において、半壊、半焼は2世帯をもって、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない世帯は3世帯をもって全壊等の被害を受けた世帯の1世帯に換算する。

2 前項の基準以下の災害の場合であっても、特に保健福祉局長が救助を必要と認める世帯については、世帯主の要請に基づき、この要領を適用することができる。

(被害の認定基準)

第3条 災害における被害程度の認定は、昭和40年 5月11日付厚生省社施第99号社会局長通知によるものとする。

(救助の種類)

第4条 救助の種類は次の各号のとおりとする。ただし、これに抛り難い場合は保健福祉局長の認める範囲内で救助を行うことができるものとする。

(1) 生活必需品の給付

災害により、住家が全壊等の被害を受けた世帯に対して給付できる物品の数量は、季別により1人あたり次に掲げるとおりとする。季別は、夏季(7月から9月までの期間をいう。)及び夏季以外とし、災害発生の日をもって決定する。ただし、他の法令等により公の機関から同様の物品を支給される場合はこの限りでない。

区 分	季 別	数 量
毛 布	夏季以外	1 枚
タオルケット	夏 季	1 枚

(2) 避難場所の設置

イ 学校、公民館等の公共建物の利用を原則とするが、これらの適当な利用することが困難であり、民間建物を借用する場合は、災害救助法に基づき厚生労働省の定める基準に準じ、使用謝金及び仮設物件費を負担することができる。ただし、この場合の謝金には避難所の維持管理のための光熱水費、消耗器材費、衛生清掃費を含むものとする。

ロ 避難所とは、不特定多数の者が避難する場所とし、縁戚知人等の住家等への避難は公

費負担の対象とすることはできないものとする。

(3) 炊出しの実施

炊出しの対象は、原則として避難所に収容された者及び災害地における救助作業等に従事する者とする。この場合において、炊出しの程度、方法及び期間については、災害救助法に基づき厚生労働省の定める基準によるものとする。

(4) 救助のための賃金職員等雇上賃及び輸送費

イ 賃金職員等雇上賃

避難所の維持管理、資材の運搬、炊出しの実施等に伴う賃金職員等の雇上げについては、保健福祉局長の認める範囲内で行うことができるものとする。

ロ 輸 送 費

緊急現地連絡、救助物資の輸送等については、公用車の使用を原則とするが、経済性、緊急性を考慮して公用車以外の車両を借上げることができるものとする。

(5) 生活必需品の貸与

生活必需品については、個人所有物の使用又は個人負担を原則とするが、区長が実情に応じて必要と認める場合は次に掲げる物品を貸与することができるものとする。

区 分	季 別	対 象	数 量
毛 布	夏季以外	避難所収容者	1人あたり1枚
タオルケット	夏 季	避難所収容者	1人あたり1枚
布 団	季別なし	避難所収容者	1人あたり1組
上 敷	季別なし	既存の畳が浸水又は類焼した世帯	現地調査により居住する最小限必要と認定した畳数

(報 告 等)

第5条 区まちづくり推進課長は、当該区域内に災害が発生した場合は、状況を調査し、この要領の適用有無に関わらず、被害の場所、被害の程度、世帯数、救助の方法、概算費用等をすみやかに保健福祉局長に連絡すること。

2 災害終了に伴い公費負担の必要が生じた場合は、保健福祉局長に対し別紙様式により災害発生調書(予算措置要求書)を提出すること。

様式

災害発生調書（兼予算措置要求書）

発生場所 北九州市 区 町 丁目
 発生日時 平成 年 月 日 午前 後 時 分から
 午前 後 時 分から

（見舞金内訳）

住 所		世帯主氏名	世帯人員	り災程度			見舞金額	建物の種類				
				全	半	床		住	併	事	出	
				全	半	床		住	併	事	出	
				全	半	床		住	併	事	出	
				全	半	床		住	併	事	出	
				全	半	床		住	併	事	出	
				全	半	床		住	併	事	出	
				全	半	床		住	併	事	出	
				全	半	床		住	併	事	出	
				全	半	床		住	併	事	出	
				全	半	床		住	併	事	出	
計							円					
世帯員別	全 半 別	世帯人員	世帯数	金 額		全半別	世帯人員	世帯数	金 額			
						計	人	世帯				円

（「住」：住居、「併」：併用住宅、「事」：事務所、「出」：出店）

（弔慰金内訳）

住 所	同居の遺族氏名	死亡者氏名	弔 慰 金	備 考

（避難所使用内訳）

避難所設置場所	名 称	使用期間	収容世帯数	収容人員	使用謝礼額

（炊出し経費内訳）

世帯数	人 員	延食数	期 間	金 額	(備考)

（毛布支給内訳）

世帯数	数 量

北九州市防災行事等災害補償要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が行う消防訓練、水防訓練その他の防災行事等（以下「防災行事等」という。）に起因して災害を受けた市民等について、本市が、法律上の賠償責任を負担しなければならない損害を補償することにより、市民参加による防災行事等の円滑な推進を図ることを目的とする。

(防災行事等の範囲)

第2条 この要綱において、「防災行事等」とは、次に掲げるものとする。

- (1) 本市が主催する防災行事等
- (2) 本市の消防機関（消防局及び消防団をいう。以下同じ。）が主催する防災行事等
- (3) 本市及び本市の消防機関が、他の者と共同して行う防災行事等のうち、本市及び本市の消防機関が担当する防災訓練等
- (4) 自主防災活動団体若しくは学校又はその他の施設等が、本市の消防機関の指導立会のもとに行う自主防災行事等

(補償の対象)

第3条 この要綱による補償の対象は、市民等のうち、次の各号に定める者の損害とする。

- (1) 傷害の場合にあっては、次のア又はイに該当する者
 - ア 防災行事等に起因する事故によって負傷し、又は疾病にかかった者
 - イ アの負傷又は疾病が治った場合において身体的障害が残る者
- (2) 死亡の場合にあっては、次のア又はイに該当する者
 - ア 防災行事等に起因する事故によって死亡した者
 - イ 防災行事等に起因する事故による負傷又は疾病により死亡した者

(補償の方法)

第4条 本市は、この要綱に基づく補償のため、毎年度賠償責任保険を契約する。

(補償の内容)

第5条 補償の内容は、次のとおりとする。

- (1) 傷害事故の場合
 - ア 傷害による損害
 - 治療関係費
 - 休業補償費
 - 慰謝料
 - イ 後遺障害による損害
 - 逸失利益
 - 慰謝料

(2) 死亡事故の場合

ア 死亡による損害

葬儀費

逸失利益

慰謝料

イ 死亡に至るまでの傷害による損害

前号のアの傷害による損害

(免 責)

第6条 参加した市民等の故意によるもの、その他契約保険会社の定める免責事項に該当するものにあつては、この要綱による賠償の責任を負わない。

(補償額の決定)

第7条 補償額は、被害者の過失の度合いを考慮して、補償限度額の範囲内で、自動車損害賠償責任保険の補償基準及び判例等をもとに、契約保険会社と協議のうえ決定する。

(補償額の限度)

第8条 補償額の限度は、各年度の保険料予算額の範囲内で、損害保険会社との契約により決定する。

(補償金を受取る遺族の順位)

第9条 死亡した者の遺族で、補償金を受取る者の順位は、法律で定める相続人の順位とする。

(事故発生 of 報告)

第10条 防災行事等の管理者は、当該行事等に起因して事故が発生したときは、速やかに、別に定める様式により、必要な書類を添えて市長に報告しなければならない。

(実施細則)

第11条 この要綱の実施に関して必要な事項は、賠償責任保険契約の約款によるほか細則で定める。

付 則

この要綱は、昭和54年7月15日から施行する。

北九州市防災行事等災害補償要綱細則

第1 趣 旨

この細則は、北九州市防災行事等災害補償要綱に基づいて行う災害補償の事務を、円滑、かつ適正に処理するため必要な事項を定める。

第2 事故発生速報

防災行事等の管理者は、当該行事等に起因して事故が発生したときは、要綱第10条の規定に基づく報告の前に、次の内容を市長に速報しなければならない。

- ア 事故発生日時
- イ 事故発生場所
- ウ 被害者の住所、氏名、職業、勤務先、性別、生年月日
- エ 防災行事等の種別及び事故の概要
- オ 傷病の程度及び診療機関名

第3 消防局及び消防署以外の管理者の報告

消防局及び消防署以外の機関が主催した防災行事等の事故発生速報及び報告は、当該行事の管理者が、当該行事の実施区域を管轄する消防署長を経由して報告するものとする。

第4 事故発生報告書添付書類

要綱第10条の事故発生報告書に添付する必要な書類は、次に掲げるものとする。

- ア 医師の診断書
- イ 防災行事等の実施計画書
- ウ 現認証明書
- エ 事故現場付近見取図，負傷等状況見取図
- オ その他必要な書類

第5 その他

事故が発生したときは、事故発生の理由を問わず、誠意をもって市民等の救済にあたり、迅速な措置に努めること。

北九州市地域防災計画

平成24年4月1日 修正

発行 北九州市危機管理室危機管理課

TEL 093-582-2110

No. 1 2 3 6 0 0 1 A

